

ご契約のしおり

普通保険約款・特約、サービスご利用規約

自動車保険・一般用

【一般自動車総合保険】

はじめに

平素は格別のお引き立てをいただき、心より御礼申し上げます。
この『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』は、『自動車保険・
一般用(一般自動車総合保険)』の、
ご契約内容(約款)やご契約に伴うご注意事項など、
大切なことごとについてご説明したものです。
ご一読のうえ、内容をご確認くださいませよう願いたします。
ご確認いただいた後は、保険証券^(注)とともに大切に保管してく
ださい。

(注) 保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、ご契約時にeco保険証券ま
たは法人eco保険証券をご選択いただいた場合は当社ホームページの「ご契約内容」と
読み替えます。以下同様とします。

この冊子の内容は、次の3つの部分に分かれています。

第1部 ご契約の手引き

商品の仕組みやご契約に関する重要な事項等（基本となる補償や主な特約の概要、補償される運転者の範囲、告知義務、補償の重複に関するご注意など）をご説明しています。

第2部 普通保険約款・特約

基本となる補償内容や契約手続等の原則的な事項について定めた「普通保険約款」と、オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項について定めた「特約」を掲載しています。

第3部 サービスご利用規約

お車のトラブルでお困りのときにご利用いただけるロードサービスならびに『見守るクルマの保険』専用端末の貸与およびサービスの利用規約を掲載しています。

- ご不明な点やお気づきの点がございましたら、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と記名被保険者・ご契約のお車の所有者（車両保険をセットしている場合）が異なる場合には、この冊子に記載の内容を、記名被保険者・ご契約のお車の所有者の方にもご説明ください。

三井住友海上のホームページのご案内 <https://www.ms-ins.com>

商品のご案内、よくいただくご質問、事故受付からお支払いまでの流れ等のコンテンツをご用意しています。

※コンテンツの内容は、予告なく変更・中止となる場合があります。

『ご契約のしおり（普通保険約款・特約）』は、
ホームページでもご確認ください。

Web 約款

目次

第1部 ご契約の手引き

重要事項のご説明 しおり のもくじ

契約締結前におけるご確認事項

1 主な用語の説明	012
2 商品の仕組み	016
3 基本となる補償および補償される運転者の範囲等	020
4 保険料の決定の仕組みと払込方法等	056
5 満期返れい金・契約者配当金	069

契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務（ご契約時にお申出いただく事項）	070
2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）	071

契約締結後におけるご注意事項

1 保険証券の表示内容およびその見方	072
2 普通保険約款・特約の用語について	076
3 保険証券の記載と適用される普通保険約款・特約	077
4 通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項）	082
5 継続手続特約	086
6 解約と解約返れい金	086
7 ご契約の中断制度	088
■ その他ご留意いただきたいこと	090
■ 事故が起こった場合・ご連絡先	092

第2部 普通保険約款・特約

普通保険約款	096
特約	131
普通保険約款・特約の補足事項	297

第3部 サービスご利用規約

ロードサービスご利用規約	310
『見守るクルマの保険』専用端末の貸与およびサービスご利用規約	315

普通保険約款・特約一覧表

普通保険約款

用語の説明	096
第1章 賠償責任保険	097
第1節 対人賠償責任条項	097
第2節 対物賠償責任条項	100
第2章 傷害保険	102
人身傷害条項	102
第3章 車両保険	106
車両条項	106
第4章 基本条項	108

特約

特約には、次の2種類があります。

自動セット 特約

ご契約時のお申出にかかわらず、ご契約条件に応じて自動セットされます。所定の費用または保険金をお支払いする特約および車両保険無過失事故特約は保険証券に表示されますが、それ以外の自動セット特約は保険証券に表示されません。(保険証券に表示されない特約についてはP081をご覧ください。)

任意セット 特約

ご契約時にお申出があり当社が引き受ける場合にセットされます。任意セット特約は保険証券に表示されます。

● 自動セット特約には **自動セット** と表示しています。

1. 被保険者に関する特約

1 運転者限定特約	131
2 運転者年令条件特約	132
3 法人契約の指定運転者特約	133
4 運転者従業員等限定特約	134

2. 賠償に関する特約

5 記名被保険者同僚災害特約 自動セット	134
6 自賠償保険等適用除外車に関する「対人賠償」特約	135
7 対人賠償使用人災害特約	135
8 従業員等所有自動車企業賠償特約	136
9 レンタカー対物賠償特約 自動セット	137
10 けん引自動車の対物賠償特約	137
11 対物賠償非所有管理財物特約	138
12 対物超過修理費用特約 自動セット	139
13 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 自動セット	141
14 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約 自動セット	144
15 積載貨物賠償特約	147
16 危険物積載「対物賠償」限度額(10億円)特約 自動セット	148
17 危険物積載「対物賠償」限度額特約	149
18 対航空機「対物賠償」限度額(10億円)特約 自動セット	150
19 対航空機「対物賠償」限度額特約	151
20 対物賠償落下物取片づけ費用対象外特約	151
21 対物賠償酒気帯び等運転対象外特約	151

普通保険約款・特約一覧表

3. 傷害に関する特約

22	自動車事故特約	152
23	入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約	153
24	傷害従業員就業中対象外特約	157
25	バスの人身傷害特約 (自動セット)	157
26	自損傷害特約	158
27	無保険車傷害特約	161
28	地震・噴火・津波「搭乗者傷害」特約	164
29	傷害一時金(1万円・10万円)特約	165
30	傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約	166
31	傷害一時金特約	166
32	傷害一時金倍額払特約	168
33	搭乗者傷害(入通院/一時金)特約	168
34	搭乗者傷害(入通院/一時金)倍額払特約	170
35	搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約	170
36	搭乗者傷害(入通院/日数)特約	173
37	バスの搭乗者傷害特約 (自動セット)	174

4. 車両に関する特約

38	車両価額協定保険特約 (自動セット)	175
39	車両価額協定保険特約の不適用に関する特約	177
40	車両「帳簿価格」協定保険特約	177
41	全損時諸費用特約	179
42	全損時諸費用倍額払特約	180
43	新車特約	181
44	車両全損(70%)特約	183
45	車両超過修理費用特約	185
46	車対車事故免責ゼロ特約	186
47	長期契約に関する保険期間通算車両免責特約	186
48	地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約	187
49	地震・噴火・津波「車両損害」特約	189
50	リースカー車両費用特約	189
51	リースカー車両費用に関する修理費優先払特約	193
52	二輪・原付盗難対象外特約 (自動セット)	193
53	特殊車「車両」補償範囲特約 (自動セット)	193
54	機械装着車「車両損害」特約 (自動セット)	194
55	車両保険「10補償限定」特約	194
56	車両保険「7補償限定」特約	195
57	被けん引自動車の「車両損害」特約	195
58	車両盗難対象外特約	196
59	工作用自動車ブーム対象外特約	197
60	車両高額損害(約定割合条件付)特約	197
61	レンタカー費用特約	198
62	レンタカー費用特約(特殊車両等用)	200
63	ロードサービス費用特約 (自動セット)	204
64	移動費用対象外特約	209
65	車内手荷物等特約	209
66	積載事業用動産特約	212
67	車両保険無過失事故特約 (自動セット)	216

5. その他補償に関する特約

68	他車運転特約 (自動セット)	217
69	臨時代替自動車特約 (自動セット)	219
70	ファミリーバイク (人身傷害型) 特約	220
71	ファミリーバイク (自損・無保険車傷害型) 特約	222
72	他車運転 (二輪・原付) 特約 (自動セット)	229
73	法人他車運転特約	230
74	弁護士費用 (自動車事故型) 特約	232
75	弁護士費用 (自動車・日常生活事故型) 特約	237
76	弁護士費用 (自動車・自転車事故型) 特約	242
77	自転車賠償特約	247
78	日常生活賠償特約	252
79	搭乗者傷害事業主費用特約	258

6. 契約方式に関する特約

80	全車両一括特約	260
81	全車両一括 (中途取得自動車の保険料一括精算方式) 特約	262
82	継続手続特約	265
83	通信販売特約	265
84	書面省略 (変更届出書) 特約	266
85	変更確認書不発行特約	267
86	新規フリートの優良戻しに関する特約	267
87	保険証券の発行に関する特約	267

7. 保険料に関する特約

88	保険料一般分割払特約	268
89	保険料大口分割払特約	269
90	新長期保険料分割払特約	271
91	長期保険料一括払特約	277
92	長期保険料分割払特約	278
93	初回保険料口座振替特約	283
94	初回追加保険料口座振替特約	283
95	保険料クレジットカード払特約	285
96	保険料クレジットカード払 (登録方式) 特約	285
97	追加保険料クレジットカード払 (登録方式) 特約	287
98	初回保険料払込取扱票・請求書払特約	288
99	初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約	289
100	団体扱・集団扱特約	290
101	フリート成績計算期間に関する特約 (2年用)	291
102	フリート成績計算期間に関する特約 (3年用)	292
103	保険料支払手段に関する特約 (自動セット)	292

8. 手続忘れに関する特約

104	ご契約のお車の入替自動補償特約 (自動セット)	293
105	継続手続忘れサポート特約 (自動セット)	294

9. その他の特約

106	リースカーに関する特約 (自動セット)	295
107	ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約	295
108	共同保険特約	295

第1部

ご契約の手引き

商品の仕組みやご契約に関する重要な事項等(基本となる補償や主な特約の概要、補償される運転者の範囲、告知義務、補償の重複に関するご注意など)をご説明いたします。

重要事項のご説明しおりのもくじ

契約締結前におけるご確認事項

- 1 主な用語の説明…………… 012
- 2 商品の仕組み…………… 016
- 3 基本となる補償および補償される運転者の範囲等…………… 020
- 4 保険料の決定の仕組みと払込方法等…………… 056
- 5 満期返れい金・契約者配当金…………… 069

契約締結時におけるご注意事項

- 1 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)…………… 070
- 2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)…………… 071

契約締結後におけるご注意事項

- 1 保険証券の表示内容およびその見方…………… 072
 - 2 普通保険約款・特約の用語について…………… 076
 - 3 保険証券の記載と適用される普通保険約款・特約…………… 077
 - 4 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)…………… 082
 - 5 継続手続特約…………… 086
 - 6 解約と解約返れい金…………… 086
 - 7 ご契約の中断制度…………… 088
- その他ご留意いただきたいこと…………… 090
 - 事故が起こった場合・ご連絡先…………… 092

しおり 保険期間が1年を超えるご契約に
おける車両保険の免責金額の取扱い

詳しくは P.048

しおり ロードサービス

詳しくは P.050

しおり 補償される運転者の範囲

詳しくは P.054

しおり 等級別料率制度における
割増引率の適用方法

詳しくは P.057

しおり 事故の取扱い (3等級ダウン事故、
1等級ダウン事故、等級すえおき事故、
ノーカウント事故)

詳しくは P.062

しおり セカンドカー割引

詳しくは P.056

しおり フリート割引・割増制度

詳しくは P.064

しおり 割引・割増が適用される場合

詳しくは P.066

しおり その他の保険料払込方法 (団体扱・集団扱)

詳しくは P.068

しおり ご契約のお車の入替

詳しくは P.083

しおり 記名被保険者の変更

詳しくは P.085

しおり 中断証明書発行の条件、
中断後の新たなご契約の主な条件

詳しくは P.088

しおり 事故が起こった場合の手続き
(当社へのご連絡等、保険金のご請求時にご提出いただく書類)

詳しくは P.092

しおり 代理請求人制度

詳しくは P.093

1

主な用語の説明

	用語	説明
か	解約日 (かいやくび)	保険期間の途中で保険契約が解約された日をいいます。
き	記名被保険者 (きめいひほけんしゃ)	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券に記載された被保険者をいいます。
こ	後遺障害 (こういしょうがい)	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注)のないものを除きます。 (注)脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等により客観的に証明できる異常所見をいいます。
	ご契約のお車 (ごけいやくのおくるま)	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券の「ご契約のお車」欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。
し	自家用8車種 (じかようはっしゃしゆ)	用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車、および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。
	始期日 (しきび)	保険期間の初日をいいます。
	事故有係数適用期間 (じこありけいすうてきようきかん)	「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日時点における残り年数)(注)のことをいいます。 (注)事故有係数適用期間が0年の場合は、「無事故」の割増引率を適用します。
	10台到達日 (じゅうだいとうたつび)	保険契約者が自ら所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険契約(自動車共済を除きます。)があり合計台数が10台以上となった日をいいます。

	用語	説明
し	修理費 (しゅうりひ)	損害が発生した地および時において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費(注)をいいます。この場合、ご契約のお車の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (注)事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、消費税を含みます。なお、これ以外の格落ち等による損害は含みません。
	親族 (しんぞく)	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
せ	全車両一括特約 (ぜんしゃりょう いっかつとくやく)	保険契約者が所有かつ使用するすべてのお車を1保険証券で一括してご契約する契約方式です。
	全損 (ぜんそん)	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合、ご契約のお車が盗難(注1)された場合、または修理費が協定保険価額(注2)以上となる場合をいいます。 (注1)ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。 (注2)保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいいます。 ※1 車両価額協定保険特約の不適用に関する特約をセットした場合は、損害の額または修理費が、時価額以上となる場合をいいます。 ※2 地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約およびリースカー車両費用特約については、上記と異なり、これらの特約に定める条件に該当する場合をいいます。
そ	総付保台数 (そうぷほだいすう)	1保険契約者が自らを記名被保険者として、1年以上を保険期間として契約を締結した自動車の合計台数をいいます。他の保険会社で契約されている自動車を含みます。(自動車共済に加入している自動車は含みません。)ただし、保険期間が1年に満たない場合であっても、次の自動車については「総付保台数」に含みます。 ・フリート契約者が次回料率審査日を満期日として締結した契約 ・全車両一括特約をセットした契約
た	第1回料率審査日 (だいいつかい りょうりつしんさび)	10台到達日に全車両一括特約をセットしてご契約される場合は10台到達日の1年後の応当日、10台到達日に全車両一括特約をセットせずにご契約される場合は10台到達日の18か月後の応当日の属する月の初日をいいます。

契約締結前におけるご確認事項

	用語	説明
つ	通院 (つういん)	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
と	特約 (とくやく)	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
に	入院 (にゅういん)	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
の	ノンフリート契約 (のんふりーとけいやく)	所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険契約(自動車共済を除きます。)があり合計台数が9台以下の保険契約者が締結するご契約をいいます。
は	配偶者 (はいごうしゃ)	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
ひ	被保険者 (ひほけんしゃ)	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
ふ	普通保険約款 (ふつうほけんやっかん)	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	フリート契約 (ふりーとけいやく)	<p>所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険契約(自動車共済を除きます。)があり合計台数が10台以上の保険契約者が締結するご契約をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「所有かつ使用する自動車」には、保険契約者が使用する次の自動車を含みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・所有権留保条項付売買契約により購入した自動車 ・リース業者から1年以上の賃貸借契約により借り入れた自動車 ・国または地方公共団体から借り入れた自動車 ・保険契約者が公益法人の場合は、国または公共団体から借り入れた自動車 ●レンタカー業者等が所有するレンタカーについては「所有かつ使用する自動車」には含みません。

	用語	説明
ほ	保険期間 (ほけんきかん)	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券表示の保険期間をいいます。
	保険金 (ほけんきん)	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額 (ほけんきんがく)	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
	保険契約者 (ほけんけいやくしゃ)	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	保険料 (ほけんりょう)	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
ま	満期日 (まんきび)	保険期間の末日をいいます。
み	未婚 (みこん)	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
め	免責金額 (めんせききんがく)	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
よ	用途車種 (ようとしやしゅ)	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」および「自動車の種別」とは異なり、当社が定める区分表によるものとします。
り	料率審査日 (りょうりつしんさび)	成績計算期間内の損害率、成績計算期間の末日時点の総付保台数および前回の割引・割増に基づき決定されたフリート割引・割増の適用を開始する日をいいます。第1回料率審査日以降、毎年の料率審査日から1年後の応当日となります。(注) (注) 合併・会社分割等の保険契約者が会社再編を行った場合等は、料率審査日が変更となるケースがあります。

2

商品の仕組み

(1) 自動車の保険について

自動車の保険は、法律で加入が義務付けられている強制保険（自動車損害賠償責任保険または自動車損害賠償責任共済、以下「自賠責保険」といいます。）と任意にご加入いただく任意保険（自動車保険）の大きく2種類に分かれています。

自動車の保険

強制保険

法律で加入が義務付けられています。

任意保険

任意にご加入いただく保険です。

自賠責保険

自賠責保険は、自動車事故の被害者救済が目的であり、補償される範囲は**対人事故の賠償損害のみ**になります。支払限度額は被害にあわれた方1名につき次のとおりとなります。

死亡による損害	最高3,000万円
後遺障害による損害	最高4,000万円
傷害による損害	最高 120万円

自動車保険

自動車保険は、対人事故の賠償損害につき、**自賠責保険だけでは足りない部分を上乗せで補償**します。対物事故の賠償損害や自動車を運転する方のケガ、自動車自体の損害などは、**自賠責保険では補償されず自動車保険で補償**されます。

ご自身のおケガの補償

自動車保険

人身傷害保険

相手のおケガへの賠償

自賠責保険

+

自動車保険

対人賠償保険

ご自身のお車の補償

自動車保険

車両保険

相手のお車・物への賠償

自動車保険

対物賠償保険



三井住友海上の自動車保険

自動車保険・一般用

【一般自動車総合保険】

『自動車保険・一般用』は、事業者のお客さまやご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車のお客さま向けの商品です。事業者向けの特約をはじめ、幅広い特約ラインナップが特徴です。

【ご契約条件】

次のいずれかに当てはまる場合、『自動車保険・一般用』をご契約いただけます。


- 1 記名被保険者が法人
 - 2 ご契約のお車の用途車種が次の車種（自家用8車種）^(注)以外
 - ・自家用普通乗用車
 - ・自家用軽四輪貨物車
 - ・自家用小型乗用車
 - ・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
 - ・自家用軽四輪乗用車
 - ・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
 - ・自家用小型貨物車
 - ・特種用途自動車（キャンピング車）
- (注) 自家用8車種であっても、レンタカー、教習用自動車、事業にのみ使用するお車は『自動車保険・一般用』でご契約いただけます。
- 3 フリート契約または販売車・受託車契約等の特殊なご契約

GK クルマの保険（家庭用自動車総合保険）

はじめての自動車保険（個人用自動車保険）

GK クルマの保険・ドライバー保険（自動車運転者損害賠償責任保険）

1DAY保険（24時間単位型自動車運転者保険）

 自動車保険の契約台数が10台以上の場合

所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険契約（自動車共済を除きます。）があり合計台数^(注)が10台以上となる場合、フリート契約でのご契約となります。詳しくは、取扱代理店または当社までご相談ください。

(注) 他の保険会社でご契約されている自動車を含みます。

(2)『自動車保険・一般用』について

『自動車保険・一般用』は、基本となる補償内容について定めた「普通保険約款」と、オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項について定めた「特約」から構成されています。なお、特約には次の2種類があります。



自動セット 特約

ご契約時のお申出にかかわらず、ご契約条件に応じて自動セットされます。所定の費用または保険金をお支払いする特約および車両保険無過失事故特約は保険証券に表示されますが、それ以外の自動セット特約は保険証券に表示されません。(保険証券に表示されない特約についてはP081をご覧ください。)

任意セット 特約

ご契約時にお申出があり当社が引き受ける場合にセットされます。任意セット特約は保険証券に表示されます。

特約のセット条件は、それぞれの特約に定められた「特約の適用条件(第1条)」をご確認ください。

	基本となる補償 <small>(注1)</small>	主な特約
相手への賠償	対人賠償保険  対物賠償保険 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対物超過修理費用特約
おケガの補償	人身傷害保険 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車事故特約 ● 傷害一時金(1万円・10万円)特約 ● 搭乗者傷害(入通院/一時金)特約 ● 搭乗者傷害(入通院/日数)特約
お車の補償	車両保険 	<ul style="list-style-type: none"> ● 車両価額協定保険特約 ● ロードサービス費用特約 <small>(注3)(注4)</small> ● 全損時諸費用特約 <small>(注6)</small> ● 新車特約 ● 地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約 ● 車両保険「10補償限定」特約 ● 車内手荷物等特約
その他の補償	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 他車運転特約 ● 臨時代替自動車特約 ● 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 ● 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約 ● ファミリーバイク(人身傷害型)特約 <small>(注5)</small> ● 弁護士費用(自動車事故型)特約 ● 弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 <small>(注5)</small> ● ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約 <small>(注5)(注7)</small>

(注1) 基本となる補償の選択方法は次のとおりです。

対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険または車両保険は任意にセットできます。ただし、対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれか1つを必ずセットしてください。

(注2) ご契約のお車の用途車種が「二輪自動車・原動機付自転車」以外で、記名被保険者が個人のご契約に限ります。

(注3) ノンフリート契約で対人賠償保険のみを契約する場合、またはフリート契約の場合は、任意にセットできます。

- ・ご契約条件によって自動セットされる特約 (自動セット特約) : ◎
- ・ご契約条件によってご希望によりセットできる特約 (任意セット特約) : ○

	◎ (注2)
<ul style="list-style-type: none"> ●入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 ●傷害一時金 (1万円・10万円) 倍額払特約 ●搭乗者傷害 (死亡・後遺障害) 特約 ●搭乗者傷害 (入院/一時金) 倍額払特約 	○
<ul style="list-style-type: none"> ●車両保険無過失事故特約 (注5) 	◎
<ul style="list-style-type: none"> ●全損時諸費用倍額払特約 ●車両全損 (70%) 特約 ●車両超過修理費用特約 ●車両保険「7補償限定」特約 ●レンタカー費用特約 	○
<ul style="list-style-type: none"> ●ファミリーバイク (自損・無保険車傷害型) 特約 (注5) ●弁護士費用 (自動車・日常生活事故型) 特約 ●自転車賠償特約 (注5) ●日常生活賠償特約 (注5) 	◎
	○

(注4) 移動費用対象外特約をセットした場合は、ロードサービス費用特約でお支払いする一部の費用保険金をお支払いしません。なお、ご契約のお車の用途車種が「二輪自動車・原動機付自転車」であるノンフリート契約で、基本となる補償のうち対人賠償保険のみを契約する場合は、移動費用対象外特約が自動セットされません。(ロードサービス費用特約の概要についてはP037をご覧ください。)

(注5) フリート契約ではセットできません。

(注6) リースカー車両費用特約をセットする場合は、セットできません。

(注7) 「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットした契約を「見守るクルマの保険 (ドラレコ型)」(一般用) といいます。

3

基本となる補償および 補償される運転者の範囲等

(1) 基本となる補償の概要

※販売車・受託車契約等の特殊なご契約は、保険金をお支払いする主な場合など補償内容が異なる場合があります。保険証券および特約をあわせてご確認ください。

相手への賠償

おケガの補償

お車の補償

対人賠償保険

詳しくは P.097

■保険金をお支払いする主な場合

ご契約のお車を運転中等の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。

また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

・損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・示談交渉費用・争訟費用

■補償の対象となる方(被保険者)

次のいずれかに該当する方です。

- (1) 記名被保険者
- (2) ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかの方
 - ・記名被保険者の配偶者
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- (3) 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方^(注1)
- (4) (1)～(3)のいずれかの方が責任無能力者である場合は、その親権者、および監督義務者等
- (5) 記名被保険者の使用者^(注2)

(注1) 別居の既婚のお子さまや友人・知人等、上記(1)(2)以外の方をいいます。ただし、業務として受託したご契約のお車を使用または管理している自動車取扱業の方以外の方をいいます。

(注2) 記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限りま。

■保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波、台風・洪水・高潮によって発生した損害
- 戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生した損害
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任を負うことによって発生した損害
- ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
- 次のいずれかに該当する方が死傷したことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって発生した損害
 - ・記名被保険者
 - ・ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
 - ・ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限りま。
 - ・被保険者の配偶者
 - ・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限りま。
 - ・被保険者の業務に従事中の従業員
 - ・被保険者の使用者の業務に従事中の同僚。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限りま。^(注)

(注) ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者同僚災害特約により補償されます。

相手への賠償

おケガの補償

お車の補償

対物賠償保険

詳しくは P.100

■保険金をお支払いする主な場合

ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与えること、またはご契約のお車の運転中等に誤って線路へ立ってしまったことなどが原因で電車等^(注)を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。なお、免責金額を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。

また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

- ・損害防止費用
- ・権利保全行使費用
- ・緊急措置費用
- ・落下物取片づけ費用
- ・原因者負担費用
- ・示談交渉費用
- ・争訟費用

(注) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

【しおり】 対物賠償保険の保険金額制限

対物賠償保険の保険金額が10億円を超える金額(無制限を含みます。)で設定されたご契約において、業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏えい起因して他人の財物に損害を与えたり、他人の航空機に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合は、10億円を限度に対物賠償保険金をお支払いします。

■補償の対象となる方(被保険者)

次のいずれかに該当する方です。

- (1) 記名被保険者
 - (2) ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかの方
 - ・記名被保険者の配偶者
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
 - (3) 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方^(注1)
 - (4) (1)～(3)のいずれかの方が責任無能力者である場合は、その親権者、および監督義務者等
 - (5) 記名被保険者の使用者^(注2)
- (注1) 別居の既婚のお子さまや友人・知人等、上記(1)(2)以外の方をいいます。ただし、業務として受託したご契約のお車を使用または管理している自動車取扱業の方以外の方をいいます。
(注2) 記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限りま。

■保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波、台風・洪水・高潮によって発生した損害
- 戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生した損害
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任を負うことによって発生した損害
- ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
- 次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物について損害が発生したこと、または次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する電車等^(注)が運行不能になったことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって発生した損害
 - ・記名被保険者
 - ・ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
 - ・ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限りま。
 - ・被保険者またはその配偶者
 - ・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限りま。

(注) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

相手への賠償
おケガの補償
お車の補償

人身傷害保険

詳しくは P.102

■保険金をお支払いする主な場合

ご契約のお車に搭乗中等の事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が発生した場合、入院または通院した場合に、損害(注1)について、被保険者1名につきそれぞれ保険金額を限度(注2)に人身傷害保険金をお支払いします。ただし、ケガをして重度後遺障害(注3)が発生し、介護が必要となる場合は、被保険者1名につきそれぞれ保険金額の2倍の額を限度(注4)に人身傷害保険金をお支払いします。

また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

・損害防止費用 ・権利保全行使費用

- (注1) 損害とは治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等をいいます。また損害の額は、普通保険約款に記載した基準に従い当社が認定を行います。
- (注2) 保険金額が無制限以外のご契約で、無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合で、十分な賠償を受けられないときは、2億円を限度とします。ただし、被保険者の同居の父母が賠償義務者となる場合等は保険金額を限度とします。なお、無保険車とは対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。
- (注3) 普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の1の第1～2級または<別表1>の2の第1～2級、第3級③④の後遺障害をいいます。
- (注4) 保険金額が無制限以外のご契約が対象です。なお、保険金額が1億円以下の場合で、(注2)が適用できるときは、(注2)に定める限度額(2億円)を優先して適用します。
- ※相手の方からの賠償金や、労働者災害補償制度等による給付を受け取っている場合等は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

しおり 人身傷害保険における無保険自動車事故に関する特別

人身傷害保険の保険金額が無制限以外のご契約で、無保険自動車(注)との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合で十分な賠償を受けられないときは、2億円を限度に人身傷害保険金をお支払いします。ただし、被保険者の同居の父母が賠償義務者となる場合等は保険金額を限度とします。

(注)無保険自動車とは対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。

お支払いの対象となる損害

人身傷害保険は、事故による様々な損害を補償します。

事故で治療を受けた場合	=	治療費等	+	休業損害	+	精神的損害	など
事故で後遺障害が発生した場合	=	治療費等	+	休業損害	+	精神的損害	+ (注1)逸失利益 + (注2)将来の介護料 など
事故で死亡した場合	=	治療費等	+	休業損害	+	精神的損害	+ (注1)逸失利益 + 葬儀費 など

(注1) 後遺障害のために労働能力の一部もしくは全部を喪失したことまたは死亡したことにより発生した、将来得られたであろう経済的利益の損失をいいます。

(注2) 普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の1の第1～2級または<別表1>の2の第1～2級、第3級③④の後遺障害の場合に対象となります。

■補償の対象となる方(被保険者)

次のいずれかに該当する方(注1)(注2)です。

- (1)ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方
- (2)(1)以外でご契約のお車の保有者(注3)(注4)
- (3)(1)および(2)以外でご契約のお車の運転者(注4)(注5)

(注1)極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

(注2)事故後に生まれたこれらの方の胎児を含みます。ただし、賠償義務者がある場合に限りです。

(注3)ご契約のお車を所有する方のほか、ご契約のお車を使用する権利を持つ方で自己のためにご契約のお車を運行の用に供する方(ご契約のお車を借りている方など)をいいます。

(注4)ご契約のお車の保有者または運転者が、ご契約のお車の運行に起因する事故によりケガをして、それにより発生した損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限りです。

(注5)他人のためにご契約のお車を運転またはその補助に従事する方(会社の業務のためにご契約のお車を運転する方や運転助手の方など)をいいます。

■保険金をお支払いしない主な場合

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- 戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生した損害
- ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
- 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に発生したケガによる損害
- 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に発生したケガによる損害
- 承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中にその本人に発生したケガによる損害
- 闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に発生したケガによる損害
- 脳疾患・疾病・心神喪失によってその本人に発生したケガによる損害
- 損害が保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した場合は、その方の受け取るべき金額
- 微傷に起因する創傷感染症(丹毒、リンパ腺炎、敗血症、破傷風等)による損害

人身傷害保険の補償範囲を拡大する特約

自動車事故特約をセットした場合は、歩行中などの事故についても、ご自身とご家族(注1)をしっかり補償します。

○：お支払いします ×：お支払いしません

事故の種類	ご契約のお車の事故	自動車事故(注2)	
		ご契約のお車以外の自動車(注3)に搭乗中の事故でケガをした	歩行中に自動車にはなられケガをした
主な事故例	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした	ご契約のお車以外の自動車(注3)に搭乗中の事故でケガをした	歩行中に自動車にはなられケガをした
人身傷害保険	○	× ^(注4)	×
自動車事故特約をセットする場合	○	○	○

(注1)ご自身とは記名被保険者をいいます。ご家族とは、記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族、「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまをいいます。

(注2)ご契約のお車以外の自動車の運行事故をいいます。

(注3)記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車は除きます。

(注4)他車運転特約等で補償されるケースがあります。

相手への賠償
おケガの補償
お車の補償

車両保険

詳しくは P.106

■保険金をお支払いする主な場合

衝突、接触等の事故によりご契約のお車に損害が発生した場合に、損害の額(修理費等)から免責金額を差し引いた額(注1)について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。

また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

- ・損害防止費用
- ・権利保全行使費用
- ・運搬費用(注2)
- ・盗難引取費用(注2)
- ・共同海損分担費用

(注1)全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。

(注2)運搬費用、盗難引取費用は、それぞれ保険金額の10%または30万円のいずれか高い額を限度とします。

- ※1 ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、二輪・原付盗難対象外特約が自動セットされます。この特約では、盗難によって発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。
- ※2 ご契約のお車が「二輪自動車または原動機付自転車」以外の場合で、「車両盗難対象外特約」をセットしたときは、盗難によって発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。

車両価額協定保険特約の自動セット

『自動車保険・一般用』では、車両保険をセットしたご契約に「車両価額協定保険特約」が自動セットされます。この特約では、ご契約のお車と同じ用途車種・型式等で、同じ程度に消耗した自動車の市場販売価格相当額を保険金額として車両保険金をお支払いします。

- ※1 「車両価額協定保険特約の不適用に関する特約」または「車両「帳簿価額」協定保険特約」をセットした場合は、この特約は適用されません。
- ※2 「車両価額協定保険特約」の概要については、(2)主な特約の概要 **車両価額協定保険特約**(P.033)を参照ください。

しおり 車両保険金額の一部取消

「車両価額協定保険特約の不適用に関する特約」をセットした場合で、ご契約の際に設定された車両保険金額がご契約のお車の価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、その超過する部分についてご契約の始期日(または車両入替が行われた場合はその変更日)から取り消すことができます。

■補償の対象となる方(被保険者)

ご契約のお車を所有する方です。

※通常、自動車検査証の所有者欄に氏名または名称が記載されている方をいいます。

■保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- 戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生した損害
- 国・公共団体の公権力の行使、詐欺・横領によって発生した損害
- ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
- 欠陥・摩滅・腐しよく・さびその他自然消耗、故障損害
- 取り外された部分品・付属品に発生した損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害
- 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態で運転している場合に発生した損害

車両保険のご契約タイプと補償の対象となる事故

車両保険に車両保険「10補償限定」特約または車両保険「7補償限定」特約をセットする場合、補償の対象となる事故の範囲が限定されます。

○：お支払いします ×：お支払いしません

補償の対象となる事故(主な事故例)	車両保険 (一般補償)	車両保険 「10補償限定」特約 をセットする場合	車両保険 「7補償限定」特約 をセットする場合
①相手自動車との衝突・接触(相手が確認できる場合)	○	○	×
②自動車によるあて逃げ	○	○	×
③ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車との衝突・接触	○	○	×
④火災・爆発	○	○	○
⑤盗難(注1)	○	○	○
⑥騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為	○	○	○
⑦台風・竜巻・洪水・高潮	○	○	○
⑧落書、いたづら、窓ガラス破損	○	○	○
⑨飛来中または落下中の他物との衝突	○	○	○
⑩その他の偶然的事故(注2)	○	○	○
⑪歩行者・自転車・動物(注3)との衝突・接触	○	×	×
⑫電柱・ガードレール等との衝突	○	×	×
⑬墜落・転覆	○	×	×
⑭地震・噴火・津波	×	×	×

(注1)ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難によって発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。(二輪・原付盗難対象外特約がセットされています。)

(注2)塗料や油等の液体がかかったことによる汚損、積雪による損害等をいい、①～⑨および⑪～⑭に該当する事故を除きます。

(注3)動物が社会通念上跳躍中と解される状態で衝突・接触した場合を含みます。ただし、崖等の高所より落下中の動物との衝突は、「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含まれます。

! 地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約(任意セット特約)について
車両保険では、地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害について、車両保険金をお支払いしません。

地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約をセットした場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車が全損(注1)となった場合に、50万円を地震等保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を地震等保険金としてお支払いします。(注2)

(注1)全損とは、車両保険や全損時諸費用特約等における全損とは異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。

(注2)地震等保険金をお支払いした場合であっても、当社にご契約のお車の所有権を取得せず、廃車や撤去等に要する費用を負担しません。

(2) 主な特約の概要

主な特約の概要は次のとおりです。

特約のセット条件は、それぞれの特約に定められた「特約の適用条件(第1条)」をご確認ください。

相手への賠償

記名被保険者同僚災害特約

詳しくは P.134

自動セット

記名被保険者とその使用者の業務にご契約のお車を使用している場合で、業務に従事中の同僚を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負ったときに、対人賠償保険金をお支払いします。

※ 対人賠償保険を契約している、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人のご契約に自動セットされます。

自賠責保険等適用除外車に関する「対人賠償」特約

詳しくは P.135

任意セット

構内専用車等について、自賠責保険等により支払われるべき額を差し引かずに対人賠償保険金をお支払いします。ただし、構内専用車等に自賠責保険等が締結されている場合を除きます。

対人賠償使用人災害特約

詳しくは P.135

任意セット

対人賠償保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、記名被保険者の業務に従事中の従業員が死傷し、法律上の損害賠償責任を負った場合も、対人賠償保険金をお支払いします。^(注)

(注) 労働者災害補償制度によって給付されるべき金額がある場合には、記名被保険者は従業員に制度の利用を促していただく必要があります。

けん引自動車の対物賠償特約

詳しくは P.137

任意セット

ご契約の^{けん}引自動車で他人から借りた^{けん}トレーラーを牽引中^(注)の事故により、そのトレーラーに損害を与えたことに起因して法律上の損害賠償責任を負った場合に、対物賠償保険金をお支払いします。

(注) 駐車中または停車中を除きます。

対物賠償非所有管理財物特約

詳しくは P.138

任意セット

対物賠償保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、記名被保険者が取引先等から借りて使用または管理する建物、設備・装置、什器・備品等の財物^(注)に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合も、対物賠償保険金をお支払いします。

(注) 商品、現金、貴金属、船舶、車両等は含みません。

対物超過修理費用特約

詳しくは P.139

自動セット

ご契約の対物賠償保険で対物賠償保険金をお支払いする事故により、相手自動車の修理費が時価額を上回り、その差額を実際に負担した場合に、「差額×過失割合」(50万円限度)を限度に対物超過修理費用保険金をお支払いします。^(注1)ただし、相手自動車が事故日の翌日から6か月以内に修理完了された場合に限りです。

(注)対物賠償保険金をお支払いする場合に限りです。

※ご契約のお車の用途車種が「二輪自動車・原動機付自転車」以外で、記名被保険者が個人のご契約には自動セットされます。対物賠償保険を契約しない場合は、例外としてセットできません。

不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

詳しくは P.141

自動セット

ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象や動作により他人を死傷させた場合、他人の財物に損害を与えた場合、または誤って線路へ立入ってしまったことなどが原因で電車等^(注1)を運行不能にさせた場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったと当社が認めるときに被保険者が被害者救済費用^(注2)を負担することによって被る損害について、被害者救済費用保険金をお支払いします。^(注3)ただし、ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限りです。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

・権利保全行使費用 ・調査折衝費用

(注1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

(注2)自動車製造業者等が被害者等に発生した損害を賠償するとした場合に、その自動車製造業者等が支払うべき損害賠償金の額を算出するために算定される損害の額として、当社が認める費用をいいます。

(注3)この保険契約に適用される他の特約において対人賠償保険金または対物賠償保険金がお支払いできない場合、この特約により被害者救済費用保険金をお支払いできることがあります。

※対人賠償保険または対物賠償保険を契約する場合に自動セットされます。

心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

詳しくは P.144

自動セット

ご契約のお車の使用に起因して、他人を死傷させた場合、他人の財物に損害を与えた場合、または誤って線路へ立入ってしまったことなどが原因で電車等^(注1)を運行不能にさせた場合で、ご契約のお車の運転者が心神喪失等であったために、その運転者に法律上の損害賠償責任がなかったと当社が認めるときに、被害者^(注2)が被る損害^(注3)について、被害者救済費用保険金をお支払いします。^(注4)

(注1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

(注2)被害者とは、事故により死傷した者、事故により所有する財物に損害を被った者または電車等を運行不能にされた者をいいます。

(注3)ご契約のお車の運転者が被害者に発生した損害を賠償するとした場合に、その運転者が支払うべき損害賠償金の額として、当社の認める額とします。

(注4)この保険契約に適用される他の特約において対人賠償保険金または対物賠償保険金がお支払いできない場合、この特約により被害者救済費用保険金をお支払いできることがあります。

※対人賠償保険または対物賠償保険を契約する場合に自動セットされます。

積載貨物賠償特約

詳しくは P.147

任意セット

火災、爆発またはご契約のお車の衝突等の事故によりご契約のお車と同時に、運送中の積載貨物(注1)に損傷が発生し(注2)、荷主に対する損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額から免責金額(7万円)を差し引いた額について、500万円を限度に対物賠償保険金をお支払いします。ただし、引越荷物または個人所有の家財については、1点あたり30万円を限度とします。

また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用

(注1)現金、貴金属、船舶、車両等は含みません。

(注2)積載貨物が積み込まれた時(積み込み中は除きます。)から引き渡すための荷卸し作業が始まった時までの事故による損害に限りします。

※示談交渉サービスはありません。

危険物積載「対物賠償」限度額(10億円)特約

詳しくは P.148

自動セット

ご契約のお車またはご契約のお車が牽引する被牽引自動車に、業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏えいにより、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合は、10億円を限度に対物賠償保険金をお支払いします。

※対物賠償保険の保険金額が10億円を超える金額(無制限を含みます)で設定されたご契約に自動セットされます。

対航空機「対物賠償」限度額(10億円)特約

詳しくは P.150

自動セット

他人の航空機に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合は、10億円を限度に対物賠償保険金をお支払いします。

※対物賠償保険の保険金額が10億円を超える金額(無制限を含みます)で設定されたご契約に自動セットされます。

自動車事故特約

詳しくは P.152

任意セット

人身傷害保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、自動車事故^(注)によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が発生した場合、入院または通院した場合も、人身傷害保険金をお支払いします。

(注)ご契約のお車以外の自動車の運行事故(歩行中に自動車にはねられた等を含む)をいいます。

※1 この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

※2 記名被保険者が法人の場合で、人身傷害保険および法人契約の指定運転者特約がセットされているご契約に自動セットされます。

入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約

詳しくは P.153

任意セット

入院時 人身傷害 諸費用保険金	ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして入院した場合に、入院期間中に実際に負担した次の①～⑧の費用を入院時人身傷害諸費用保険金としてお支払いします。ただし、①～⑧のそれぞれに定める支払限度額を上限に、すべての費用を合計して被保険者1名につき200万円を限度とします。
①ホームヘルパー 雇入費用	家事に従事する方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ホームヘルパーを雇う費用を、1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
②介護ヘルパー 雇入費用	介護をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、介護ヘルパーを雇う費用を、1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
③ベビーシッター 雇入費用	育児をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ベビーシッターを雇う費用を、③と④の費用を合計して、1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
④保育施設 預け入れ費用	育児をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、お子さまを保育施設に預ける費用を、③と④の費用を合計して、1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
⑤ペットシッター 雇入費用	ペット ^(注1) の世話を主として行う方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ペットシッターを雇う費用を、⑤と⑥の費用を合計して1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
⑥ペット専用施設 預け入れ費用	ペット ^(注1) の世話を主として行う方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ペット ^(注1) をペット専用施設に預ける費用を、⑤と⑥の費用を合計して1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
⑦差額ベッド費用	被保険者が入院した場合に、被保険者が特定病室等を使用した費用 ^(注2) を、1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
⑧転院移送費用	被保険者が入院中に、被保険者の親族による看護等の必要から、被保険者が医師の同意を得て日本国内の他の病院または診療所に転院して入院を継続する場合に、転院にかかる費用を転院1回かつ100万円を限度として、お支払いします。
後遺障害時 人身傷害 諸費用保険金	ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして後遺障害 ^(注3) が発生した場合に、⑨～⑪の保険金を後遺障害時人身傷害諸費用保険金としてお支払いします。
⑨リハビリテー ション訓練等 保険金	リハビリテーション訓練等が必要と認められて、対象期間 ^(注4) 中に取り組んだ場合に、被保険者1名につき、訓練期間1か月あたり5万円をリハビリテーション訓練等保険金としてお支払いします。

⑩福祉機器等取得費用保険金	社会経済活動への参加のために当社の同意を得て福祉機器等を取得する場合に、後遺障害が発生した日の翌日から1年後の応当日までに実際に負担した費用を、被保険者1名につき500万円を限度としてお支払いします。
⑪住宅改造費用保険金	介護のために住宅を改造する場合に、後遺障害が発生した日の翌日から1年後の応当日までに実際に負担した費用を、被保険者1名につき500万円を限度として住宅改造費用保険金をお支払いします。

- (注1) 世話を主として行う方個人の住居で飼っている犬または猫をいいます。
 (注2) 健康保険の給付対象とならない特定病室(個室等)の入院費用から、普通病室の入院費用(人身傷害保険でお支払いします)を差し引いた額をいいます。
 (注3) 支払対象となる後遺障害はそれぞれ次のとおりとします。

保険金名称	後遺障害等級
①リハビリテーション訓練等保険金	普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の1の第1~2級または<別表1>の2の第1~7級
②福祉機器等取得費用保険金	普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の1の第1~2級または<別表1>の2の第1~3級
③住宅改造費用保険金	普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の1の第1~2級または<別表1>の2の第1~2級、第3級③④

- (注4) 後遺障害の症状固定日以後、最初のリハビリテーション訓練等の開始日の属する月から、その月を含めて24か月までの期間をいいます。ただし、後遺障害の症状固定日の属する月からその月を含めて36か月以内の期間に限ります。

傷害従業員就業中対象外特約

詳しくは P.157

任意セット

- 記名被保険者の業務に従事中の従業員がケガをして、死亡した場合、後遺障害が発生した場合、入院または通院した場合は、人身傷害保険金および搭乗者傷害に関する特約(注1)の保険金をお支払いしません。(注2)
- (注1) 搭乗者傷害(入通院/一時金)特約、搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約、搭乗者傷害(入通院/日数)特約をいいます。
 (注2) ご契約に自損傷害特約および無保険車傷害特約をセットしている場合は、それらの保険金をお支払いしません。またファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約をセットしている場合は、自損傷害保険金および無保険車傷害保険金をお支払いしません。

自損傷害特約

詳しくは P.158

任意セット

- ご契約のお車を運転中に電柱に衝突し運転者が死亡した場合等、自損事故(注1)によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が発生した場合、後遺障害によって介護が必要と認められる場合(注2)、入院または通院した場合に次の保険金をお支払いします。
- 死亡した場合に、被保険者1名につきそれぞれ1,500万円(注3)を死亡保険金としてお支払いします。
 - 後遺障害が発生した場合に、その程度に応じて被保険者1名につきそれぞれ50万円~2,000万円を後遺障害保険金としてお支払いします。
 - 後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合(注2)に、被保険者1名につきそれぞれ200万円を介護費用保険金としてお支払いします。
 - 事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の5区分のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。

区分	治療日数(注4)	ケガ	金額
①	1日以上5日未満	—	5,000円
②	5日以上	打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、下記以外	5万円
③		骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	15万円
④		上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	25万円
⑤		脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	50万円

(注1) 自賠責保険等または政府の保障事業からお支払いを受けられない事故(相手がいない事故、歩行者・自転車との事故や相手に過失がない事故など)をいいます。

(注2) 普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の2の第1~2級、第3級③④の後遺障害を被った場合に限りです。

(注3) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、その額を差し引きします。

(注4) 入院または通院した実治療日数をいいます。

無保険車傷害特約

詳しくは P.161

任意セット

無保険車(注1)との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合で、十分な賠償を受けられないときに、損害(注2)について、賠償義務者がある場合に限り被保険者1名につきそれぞれ2億円を限度に無保険車傷害保険金をお支払いします。

また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

・損害防止費用 ・権利保全行使費用

(注1) 対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。

(注2) 損害とは相手の方が負担すべき損害賠償額をいいます。

※1 自賠責保険等により支払われるべき金額等を差し引いて保険金をお支払いします。

※2 記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車に搭乗していない従業員等は被保険者に含まれません。

傷害一時金(1万円・10万円)特約

詳しくは P.165

任意セット

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の2区分のうちいずれかの金額を傷害一時金としてお支払いします。

区分	治療日数(注)	金額
①	1日以上5日未満	1万円
②	5日以上	10万円

(注) 入院または通院した実治療日数をいいます。

傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約

詳しくは P.166

任意セット

傷害一時金(1万円・10万円)特約の保険金の額を2倍にして、傷害一時金をお支払いします。

搭乗者傷害(入通院／一時金)特約

詳しくは P.168

任意セット

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の5区分のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。

区分	治療日数(注)	ケガ	金額
①	1日以上5日未満	—	1万円
②	5日以上	打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、下記以外	10万円
③		骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	30万円
④		上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
⑤		脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円

(注)入院または通院した実治療日数をいいます。

搭乗者傷害(入通院／一時金)倍額払特約

詳しくは P.170

任意セット

搭乗者傷害(入通院／一時金)特約の保険金の額を2倍にして、医療保険金をお支払いします。

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約

詳しくは P.170

任意セット

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合に、次の保険金をお支払いします。

- 事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、被保険者1名につきそれぞれ保険金額の全額(注1)を死亡保険金としてお支払いします。
- 事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合に、その程度に応じて被保険者1名につきそれぞれ保険金額の4%～100%を後遺障害保険金としてお支払いします。(注2)

(注1)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引きます。

(注2)180日を超えて治療が必要な場合は、医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。なお、被保険者からの請求がある場合には、181日目における医師の診断に基づくことができます。

搭乗者傷害(入通院／日数)特約

詳しくは P.173

任意セット

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをした場合に、事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した治療日数(注)に対して、被保険者1名につきそれぞれ次の金額を医療保険金としてお支払いします。

- ・入院日数1日につき入院保険金日額
- ・通院日数1日につき通院保険金日額(90日限度)

(注)入院または通院した実治療日数をいいます。

車両価額協定保険特約

詳しくは P.175

自動セット

ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同じ損耗度^(注)の自動車の市場販売価格相当額をご契約のお車の価額として協定し、その価額を保険金額として定め、車両保険金をお支払いします。

(注)時間の経過もしくはは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。

※1 保険金額がご契約のお車の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払いします。

※2 車両保険に自動セットされます。ただし、ご契約のお車が家用8車種以外の場合またはレンタカーの場合で、車両価額協定保険特約の不適用に関する特約をセットしたときは、この特約は適用されません。

全損時諸費用特約

詳しくは P.179

任意セット

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする場合でご契約のお車が全損となったときに、保険金額の10%(20万円限度)を全損時諸費用保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円以下の場合は、10万円を全損時諸費用保険金としてお支払いします。^(注)

(注)この特約とあわせて、新車特約をセットしており、お車を買替えたことにより新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いする場合は、新車保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。ただし、新車保険金額が100万円以下の場合は、10万円を全損時諸費用保険金としてお支払いします。

全損時諸費用倍額払特約

詳しくは P.180

任意セット

全損時諸費用特約の保険金の額を2倍にして、全損時諸費用保険金をお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円以下の場合は、20万円を全損時諸費用保険金としてお支払いします。

新車特約

詳しくは P.181

任意セット

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に大きな損害^(注1)が発生し、お車の買替または修理をした場合に、次の損害の額について新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。^(注2)

<お車を買替えた場合>

買替えたお車の取得価額(車両本体価格+付属品の価格+消費税)^(注3)新車保険価額のうち、いずれか低い額

<全損(修理費が車両保険金額以上となる場合)ではあるがお車を修理した場合>修理費^(注4)

(注1)大きな損害とは次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・お車を修理できない場合。
- ・修理費が車両保険金額以上となる場合。
- ・修理費が新車保険価額の50%以上となる場合。ただし、ご契約のお車の外板、外装、外板または外装に装着された部品、ならびに内装および内装に装着された部品(フェンダー、バンパー、サイドモール、カーナビゲーションシステム等)のみの損傷の場合を除きます。

(注2)次の場合は、車両保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。

- ・事故日の翌日から90日以内にお車の買替および修理完了しない場合。
- ・ご契約のお車が盗難された場合。

(注3)取得価額が、車両価額協定保険特約の損害の額(修理費等)を下回る場合は、その損害の額(修理費等)を取得価額として車両保険金をお支払いします。

(注4)全損の場合に限ります。

車両全損(70%)特約

詳しくは P.183

任意セット

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車に車両保険金額の70%以上の損害が発生し(注1)、ご契約のお車の所有権を当社が取得することに被保険者が同意した場合に、全損とみなして車両保険金をお支払いします。(注2)

(注1)災害救助法が適用された災害等の影響で修理工場に混雑等が発生したため、当社が損害確認に時間を要すると認めた場合で、ご契約のお車が当社の基準による一定の高さを超える浸水により被害を被ったときを含みます。

(注2)この特約とあわせて、全損時諸費用特約をセットしている場合は、全損時諸費用保険金もお支払いします。

車両超過修理費用特約

詳しくは P.185

任意セット

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に損害が発生し、修理費が保険金額を上回る場合に、その差額について、30万円を限度に車両保険金をお支払いします。ただし、事故日の翌日から6か月以内にご契約のお車を修理完了した場合に限ります。

地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約

詳しくは P.187

任意セット

地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車が全損(注)となった場合に、50万円を地震等保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を地震等保険金としてお支払いします。

(注)全損とは、車両保険や全損時諸費用特約等における全損とは異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。主な条件は次のとおりです。

○ご契約のお車に次のすべてを満たす損害が発生した場合

- ・自動車の屋根部分(ルーフ)について、補修では原状回復できず、ルーフ全体の交換を必要とする損傷があること
- ・自動車のルーフを支える窓柱部分(ピラー)の3本以上に、折損、断裂またはこれと同程度の損傷があること
- ・前面ガラスおよび後面ガラスに加え、左右いずれかのドアガラスに損傷があること

○ご契約のお車が流失または埋没して発見されない場合

○ご契約のお車の運転席の座面を超えて浸水した場合 等

※1 この特約をセットしない場合は、車両保険付き契約であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車に損害が発生したときには保険金をお支払いしません。また、車両保険と異なり、実際の修理費等について保険金をお支払いするものではありません。

※2 地震等保険金をお支払いした場合であっても、当社がご契約のお車の所有権を取得せず、廃車や撤去等に要する費用を負担しません。

※3 被保険者は記名被保険者です。

リースカー車両費用特約

詳しくは P.189

任意セット

衝突、接触等の事故によりご契約のお車のリースカーに車両費用損害が発生した場合に、次の区分に応じていずれかの金額を車両保険金としてお支払いします。

区分		支払保険金の額
①全損 ^(注1) の場合		リース契約中途解約費用の額
②分損 ^(注2) の場合	修理費が車両保険金額以上となり、かつ、ご契約のお車の損傷を修理せずにリース契約を途中で解約した場合	リース契約中途解約費用の額
	上記以外の場合	損害の額(修理費等)から免責金額を差し引いた額 ^(注3)

また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

- ・損害防止費用
- ・権利保全行使費用
- ・運搬費用^(注4)
- ・盗難引取費用^(注4)
- ・共同海損分担費用

(注1)ご契約のお車の損傷を修理することができない場合、盗難された場合、または修理費がリース契約中途解約費用の額以上となる場合をいいます。

(注2)修理費がリース契約中途解約費用の額未満となる場合をいいます。

(注3)ご契約のお車の損傷を修理しなかった場合は、保険金額を限度とします。

(注4)運搬費用、盗難引取費用は、それぞれ保険金額の10%または30万円のいずれか高い額を限度とします。

特殊車「車両」補償範囲特約

詳しくは P.193

自動セット

ご契約のお車に装着された部分品・機械装置については、火災・盗難により損害が発生した場合、またはお車の他の部分と同時に損害が発生した場合に限り、車両保険金をお支払いします。ただし、ご契約のお車に付属するホース等については、車両保険金をお支払いしません。

※ご契約のお車が工作用自動車、農耕作業用自動車、消防自動車、タンク車、ふん尿車等の場合、車両保険に自動セットされます。

機械装着車「車両損害」特約

詳しくは P.194

自動セット

ご契約のお車に定着または装備された付属機械装置については、火災・盗難により損害が発生した場合、またはお車の他の部分と同時に損害が発生した場合に限り、車両保険金をお支払いします。ただし、付属機械装置の価額が保険金額に含まれているときに限ります。

※ご契約のお車が特種用途自動車(キャンピング車以外)の場合、精密機械を定着または装備したお車の車両保険に自動セットされます。

車両保険「10補償限定」特約

詳しくは P.194

任意セット

車両保険の補償の対象となる事故の範囲を限定し、「ご契約のお車以外の自動車(注1)との衝突・接触事故」および「火災・爆発・盗難(注2)・いたずら等のお車の走行に起因しない事故」に限り、車両保険金をお支払いします。

(注1) ご契約のお車以外の自動車には、「登録番号等」および「運転者または所有者」が確認できない自動車および「ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車」を含みます。

(注2) ご契約のお車が二輪自動車の場合、盗難によって発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。

車両保険「7補償限定」特約

詳しくは P.195

任意セット

車両保険の補償の対象となる事故の範囲を限定し、火災・爆発・盗難(注)・いたずら等のお車の走行に起因しない事故に限り、車両保険金をお支払いします。

(注) ご契約のお車が二輪自動車の場合、盗難によって発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。

工作用自動車ブーム対象外特約

詳しくは P.197

任意セット

ご契約のお車のブーム部分に発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。

レンタカー費用特約

詳しくは P.198

任意セット

衝突・接触等の事故によりご契約のお車に損害が発生した場合で、自力走行が可能で法令上も走行に支障がない状態であるが、修理等によりご契約のお車が使用できない間、当社が指定するレンタカー会社(注1)のレンタカーを借りるために実際に負担した費用(注2)を、当社が必要かつ妥当と認める場合に限り、最大30日間、1日あたり保険金日額を限度にお支払いします。

(注1) 当社が使用について承認するレンタカー会社を含みます。

(注2) ガソリン等の燃料代は含みません。

※1 「車両盗難対象外特約をセットした契約における盗難によって発生した損害」[欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗]、および「故障による損害」については、レンタカー費用保険金をお支払いしません。

※2 衝突・接触等の事故や故障等による「走行不能時のレンタカー費用」は、ロードサービス費用特約からレンタカー費用保険金が支払われるため、この特約からはレンタカー費用保険金をお支払いしません。

※3 災害救助法が適用された災害等の影響によるレンタカー不足等の事情により、レンタカーを借りることができない場合で、他の交通手段の利用が必要なときは、その交通手段を利用するために必要な費用をレンタカー費用保険金としてお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りです。

レンタカー費用特約(特殊車両等用) 詳しくは P.200

任意セット

次のいずれかの場合に、当社が指定するレンタカー会社(注1)のレンタカーまたはレンタカー以外のお車等(注2)を借りるために実際に負担した費用(注3)について、当社が必要かつ妥当と認める場合に限り、レンタカー費用保険金をお支払いします。ただし、走行不能となった場合(注4)は、ご契約のお車が走行不能となった場所から修理工場等まで入庫された以降にレンタカーを借りるときに限りです。

●衝突・接触等の事故によりご契約のお車に損害が発生し、修理等によりご契約のお車が使用できなくなった場合(最大30日間、1日あたり保険金日額を限度)

●故障または走行障害(注5)によりご契約のお車が走行不能となり使用できなくなった場合(最大15日間、1日あたり保険金日額を限度)

(注1)当社が使用について承認するレンタカー会社を含みます。

(注2)被保険者、被保険者の配偶者、それらの方の同居の親族が所有するお車は除きます。

(注3)ガソリン等の燃料代は含みません。

(注4)走行不能となった場合は、自力で走行できない状態をいい、盗難により使用できない状態、またはサイドミラーの脱落等により法令で走行が禁じられている状態を含みます。

(注5)走行障害とは、キー閉じ込み、バッテリー上がり、タイヤチェーン等の巻き込み、電気自動車の電池切れ等(ガス欠は除きます。)をいいます。

※1車両盗難対象外特約をセットした場合は、盗難によって発生した損害については、レンタカー費用保険金をお支払いしません。

※2災害救助法が適用された災害等の影響によるレンタカーまたはレンタカー以外のお車(注2)の不足等の事情により、レンタカーまたはレンタカー以外のお車(注2)を借りることができない場合で、他の交通手段の利用が必要なときは、その交通手段を利用するために必要な費用をレンタカー費用保険金としてお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りです。

ロードサービス費用特約 詳しくは P.204

自動セット(注1)

衝突・接触等の事故や故障(注2)、走行障害(注3)または落輪(注4)によりご契約のお車が走行不能となった場合(注5)またはトランクの鍵等の損傷によりヘルメットを取り出せず運転してはならない状態になった場合(注6)に、次の保険金をお支払いします。(注7)

運搬費用 保険金	実際に負担した次の費用について、車両保険の保険金額の10%または30万円のいずれか高い額を限度に運搬費用保険金をお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りです。 ・落輪したご契約のお車を、クレーン等で引き上げる費用 ・ご契約のお車を事故・故障(注2)または走行障害(注3)が発生した場所から修理工場等へ合理的な経路・方法により運搬した費用 ・修理工場等にご契約のお車を運搬した後、別の修理工場等へ合理的な経路・方法により運搬した費用
修理後搬送費用 保険金	実際に負担した次の費用について、修理後引取費用保険金と合わせて1回の事故につき15万円を限度に修理後搬送費用保険金をお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りです。 ・修理工場等でご契約のお車を復旧した後、修理工場等から記名被保険者の自宅(保険証券記載の記名被保険者の住所)、ご契約のお車の所有者の自宅、またはご契約のお車の保管場所まで合理的な経路・方法により搬送した費用

契約締結前におけるご確認事項

お車の補償

<p>修理後引取費用 保険金</p>	<p>実際に負担した次の費用から1,000円を差し引いた金額について、修理後搬送費用保険金と合わせて1回の事故につき15万円を限度に修理後引取費用保険金をお支払いたします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修理工場等でご契約のお車が復旧した後、ご契約のお車を合理的な経路・方法により引き取るための交通費(注8)
<p>臨時宿泊費用 保険金</p>	<p>事故・故障(注2)または走行障害(注3)により走行不能となった場合(注5)で、ご契約のお車が走行不能となった場所の最寄りのホテル等に臨時に宿泊するときに、実際に負担した1泊分の費用について、被保険者1名につきそれぞれ15,000円を限度に臨時宿泊費用保険金をお支払いたします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りです。</p>
<p>臨時帰宅・ 移動費用保険金</p>	<p>事故・故障(注2)または走行障害(注3)により走行不能となった場合(注5)で、ご契約のお車が走行不能となった場所からご自宅や出発地へ合理的な経路・方法により移動するときに、実際に負担した交通費(注8)から被保険者1名につき1,000円を差し引いた金額について、それぞれ2万円を限度に臨時帰宅・移動費用保険金をお支払いたします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りです。</p>
<p>レンタカー費用 保険金</p>	<p>当社が指定するレンタカー会社(注9)のレンタカーを借りるために実際に負担した費用(注10)について、当社が必要かつ妥当と認める費用に限り、次のとおりレンタカー費用保険金をお支払いたします。(注11)</p> <p>ただし、走行不能となった場合(注5)は、ご契約のお車が走行不能となった場所から修理工場等まで運搬された日または入庫された日のいずれか早い日(注12)以降にレンタカーを借りるときに限りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衝突・接触等の事故によりご契約のお車が走行不能となった場合(注5) (最大30日間、1日あたり7,000円を限度(注13)) ・故障(注2)または走行障害(注3)によりご契約のお車が走行不能となった場合(注5) (最大15日間、1日あたり7,000円を限度(注13)) <p>※災害救助法が適用された災害等の影響によるレンタカー不足等の事情により、レンタカーを借りることができない場合で、他の交通手段の利用が必要なときは、その交通手段を利用するために必要な費用をレンタカー費用保険金としてお支払いたします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りです。</p>

(注1) ノンフリート契約で対人賠償保険のみを契約する場合、またはフリート契約の場合は、任意セットできます。

(注2) 故障とは、偶然な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的な不具合をいい、さびや部品の劣化による損傷、自然消耗による破損、リコール対象の欠陥による不具合等は含まれません。

(注3) 走行障害とは、キー閉じ込み、バッテリー上がり、タイヤチェーン等の巻き込み、電気自動車の電池切れ等(ガス欠は除きます。)をいいます。

(注4) 落輪の場合で車両損害がないときは、運搬費用保険金のみをお支払いたします。

(注5) 走行不能となった場合とは、自力で走行できない状態をいい、盗難により使用できない状態、またはサイドミラーの脱落、ヘルメットが取り出せないこと等により法令で走行が禁じられている状態を含みます。

(注6) ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である場合に限りです。

(注7) ご契約のお車が、事故・故障または走行障害が発生した場所において応急修理等により自力で走行できるようになった後に負担した費用については、保険金をお支払しません。

(注8) ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスまたはファーストクラス等のご利用により通常の交通費を超過した場合の差額、タクシー・バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代、有料道路料金、謝礼等、お支払いの対象とならない費用があります。

- (注9) 当社が使用について承認するレンタカー会社を含みます。
 (注10) ガソリン等の燃料代は含みません。
 (注11) ご契約のお車が自家用8車種の場合に限ります。また、車両盗難対象外特約をセットした場合は、盗難によって発生した損害については、レンタカー費用保険金をお支払いしません。
 (注12) 盗難により使用できない場合は、盗難された日をいいます。また修理工場等の状況や気象状況等、被保険者の責めに帰さない事由により修理工場等までの運搬が困難であると当社が認めた場合は事故日をいいます。
 (注13) レンタカー費用特約をセットしている場合は、レンタカー費用特約における保険金日額を限度とします。
 ※1 この特約をセットした場合、おクルマQQ隊をご利用いただけます。
 ※2 移動費用対象外特約をセットした場合は、臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金、レンタカー費用保険金をお支払いしません。
 ※3 ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車のノンフリート契約で対人賠償保険のみを引き受ける場合、またはご契約のお車がレンタカー・教習用自動車である場合は、移動費用対象外特約が自動セットされます。

車内手荷物等特約

詳しくは P.209

任意セット

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車の車室内やトランク内に収容等された個人所有の動産^(注1)に損害が発生した場合に、損害の額(修理費等)について、保険金額を限度に車内手荷物等保険金をお支払いします。^(注2)^(注3)また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

- ・損害防止費用
- ・権利保全行使費用
- ・盗難引取費用
- ・共同海損分担費用

(注1) カメラ、ゴルフバッグ等、日常生活の用に供する動産に限ります。
 なお、現金、眼鏡、自転車、携帯電話、タブレット端末、ウェアラブル端末等は保険の対象に含みません。

(注2) 車両保険金をお支払いする場合には限ります。

(注3) 保険金のご請求は記名被保険者を経由して行っていただきます。

積載事業用動産特約

詳しくは P.212

任意セット

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車の車室内やトランク内に収容等された事業用動産^(注1)に損害が発生した場合に、次の保険金をお支払いします。^(注2)^(注3)ただし、保険金のお支払いは、保険期間中1回に限ります。^(注4)

● 損害の額(修理費等)から免責金額(5,000円)を差し引いた額について、保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

- ・損害防止費用
- ・権利保全行使費用
- ・共同海損分担費用

● 損害が発生した事業用動産の残存物の取片づけが必要な場合に、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用の合計額について、損害保険金の10%を限度に残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。

(注1) 商品、^{しよ}器具等、記名被保険者の事業の用に供するために所有する動産、または事業に関連して預託を受けている動産をいいます。なお、現金、船舶、車両等は事業用動産に含みません。

(注2) 車両保険金をお支払いする場合には限ります。

(注3) 保険金のご請求は記名被保険者を経由して行っていただきます。

(注4) 保険期間が1年を超えるご契約の場合は保険年度ごとに1回に限ります。

車両保険無過失事故特約

詳しくは P.216

自動セット

ご契約のお車と相手自動車(注1)との衝突・接触事故(注2)でご契約のお車を使用・管理している方に過失がない場合、またはご契約のお車の欠陥や不正アクセス等に起因して本来の仕様とは異なる事象や動作により他物との衝突・接触等の事故が発生し、その事実が確認できる場合でご契約のお車を所有・使用している方に過失がないときは、継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定においてノーカウント事故として、車両保険金をお支払いします。(注3)(注4)

(注1) 相手自動車には、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車は含みません。
(注2) 相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合の事故に限ります。

(注3) 車両保険において、事故件数によって免責金額が定められている場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。

(注4) 新車特約、車両全損(70%)特約または車両超過修理費用特約により、車両保険金をお支払いする場合は、事故件数に数える事故としてお支払いします。

※ 車両保険をセットするノンフリートのご契約に自動セットされます。ただし、車両保険「7補償限定」特約をセットするご契約には、この特約はセットできません。

他車運転特約

詳しくは P.217

自動セット

記名被保険者(注1)、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、友人・知人等から臨時に借りたお車(注2)を運転中(注3)の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償の保険金(注4)をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。(注5)(注6)

(注1) 指定運転者が指定されている場合は、指定運転者とします。

(注2) 自家用8車種の場合に限ります。ただし、次のお車は除きます。

- ・ 記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車
- ・ 「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するお車を自ら運転中の場合は、そのお車

(注3) 駐車中または停車中を除きます。

(注4) 自損傷害特約および無保険車傷害特約をセットしている場合は、それらの保険金を含みます。ただし、自損傷害特約の被保険者は、友人・知人等から臨時に借りたお車に搭乗中の記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまに限ります。

(注5) 車両保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度とします。

(注6) この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様です。

※1 運転者限定特約をセットした場合は、特約により限定された運転者以外の方がお車を運転中の事故による損害は補償しません。また、運転者年齢条件特約をセットした場合は、運転者年齢条件を満たさない方が運転中の事故による損害は補償しません。

※2 ご契約のお車が自家用8車種で、記名被保険者が個人のご契約、または法人契約の指定運転者特約がセットされているご契約に自動セットされません。

臨時代替自動車特約

詳しくは P.219

自動セット

ご契約のお車が整備、修理、点検等のために使用できない間に、記名被保険者が臨時に借りたお車(注1)を使用中の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償の保険金(注2)をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。(注3)(注4)

(注1)①～③の方が所有するお車を除きます。

- ①記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さま
- ②上記①の役員
- ③上記①の使用人

(注2)自損傷害特約および無保険車傷害特約をセットしている場合は、それらの保険金を含みます。

(注3)車両保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度とします。

(注4)この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級および事故有傷数適用期間の決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を使用中の事故の場合と同様です。

※1 運転者限定特約をセットした場合は、特約により限定された運転者以外の方がお車を運転中の事故による損害は補償しません。また、運転者年齢条件特約をセットした場合は、運転者年齢条件を満たさない方が運転中の事故による損害は補償しません。

※2 すべてのご契約に自動セットされます。

ファミリーバイク(人身傷害型)特約

詳しくは P.220

任意セット

記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、原動機付自転車(注)を運転中等の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険の保険金をお支払いします。また、臨時に借りた原動機付自転車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。

(注)臨時に借りた原動機付自転車を含みます。

※1 ご契約にロードサービス費用特約をセットしている場合でも、原動機付自転車が走行不能となったときのロードサービスは提供しません。

※2 ご契約に車両保険をセットしている場合でも、原動機付自転車に発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。

※3 この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約

詳しくは P.222

任意セット

記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、原動機付自転車(注)を運転中等の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険の保険金ならびにこの特約で定める自損傷害保険金および無保険車傷害保険金をお支払いします。また、臨時に借りた原動機付自転車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。

(注)臨時に借りた原動機付自転車を含みます。

※1 ご契約にロードサービス費用特約をセットしている場合でも、原動機付自転車が走行不能となったときのロードサービスは提供しません。

※2 ご契約に車両保険をセットしている場合でも、原動機付自転車に発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。

※3 この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

弁護士費用(自動車事故型)特約

詳しくは P.232

任意セット

自動車事故^(注1)によって死傷したこともしくは財物に損害を受けたことについて相手の方に損害賠償請求を行う場合、またはご契約のお車等の事故^(注2)によって被保険者に法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず相手の方から損害賠償請求をされた場合に、弁護士・損害賠償請求等費用^(注3)や法律相談費用を負担^(注4)したときに、次の保険金をお支払いします。

●実際に負担した弁護士・損害賠償請求等費用^(注3)について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。

●弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

(注1)自動車にかかわる事故(ご契約のお車が衝突された、歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。

(注2)記名被保険者が個人の場合は、ご契約のお車および、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有、使用または管理する自動車による事故をいいます。

(注3)委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいい、費用ごとに特約に定める金額を限度とします。

(注4)弁護士・損害賠償請求等費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限りです。

※1 記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車に搭乗していない従業員等は被保険者に含まれません。

※2 記名被保険者が個人の場合は、ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有する自動車も補償の対象となります。この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

詳しくは P.237

任意セット

日常生活事故^(注1)および自動車事故^(注2)によって死傷したこともしくは財物に損害を受けたことについて相手の方に損害賠償請求を行う場合、またはご契約のお車等の事故^(注3)によって被保険者に法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず相手の方から損害賠償請求をされた場合に、弁護士・損害賠償請求等費用^(注4)や法律相談費用を負担^(注5)したときに、次の保険金をお支払いします。

●実際に負担した弁護士・損害賠償請求等費用^(注4)について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。

●弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

(注1)日本国内で発生した日常生活全般の事故(歩行中に走ってきた人に衝突されケガをした等)をいいます。

(注2)自動車にかかわる事故(ご契約のお車が衝突された、歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。

(注3)ご契約のお車および、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有、使用または管理する自動車による事故をいいます。

(注4)委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいい、費用ごとに特約に定める金額を限度とします。

(注5)弁護士・損害賠償請求等費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限りです。

※ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有する自動車も補償の対象となります。この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 詳しくは P.242

任意セット

自転車事故(注1)および自動車事故(注2)によって死傷したこともしくは財物に損害を受けたことについて相手の方に損害賠償請求を行う場合、またはご契約のお車等の事故(注3)によって被保険者に法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず相手の方から損害賠償請求をされた場合に、弁護士・損害賠償請求等費用(注4)や法律相談費用を負担(注5)したときに、次の保険金をお支払いします。

●実際に負担した弁護士・損害賠償請求等費用(注4)について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。

●弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

(注1)日本国内で発生した自転車にかかわる事故(自転車同士で衝突した、歩行中に自転車に衝突された等)をいいます。

(注2)自動車にかかわる事故(ご契約のお車が衝突された、歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。

(注3)ご契約のお車および、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有、使用または管理する自動車による事故をいいます。

(注4)委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいい、費用ごとに特約に定める金額を限度とします。

(注5)弁護士・損害賠償請求等費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限りです。

※ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有する自動車も補償の対象となります。この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

自転車賠償特約

詳しくは P.247

任意セット

日本国内における自転車搭乗中の自転車の運転に起因する事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、自転車賠償保険金をお支払いします。保険金額は「無制限」です。

また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

- ・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用
- ・示談交渉費用 ・争訟費用

※1 この特約をセットした自動車保険や、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。後記「(6)複数のご契約があるお客さまへ」も、ご参照ください。

※2 被保険者は、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまとなります。なお、これらのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、監督義務者等が被保険者となります。

日常生活賠償特約

詳しくは P.252

任意セット

対象事故	保険金額	示談交渉サービス
国内事故 *電車等運行不能賠償補償あり	無制限	あり
国外事故	3億円	なし

日本国内・日本国外における日常生活の事故や住宅^(注1)の所有・使用・管理に起因する事故により、他人を死傷させること、他人の財物に損害を与えること、または日本国内で誤って線路へ立ってしまったことなどが原因で電車等^(注2)を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、日常生活賠償保険金をお支払いします。保険金額は事故が日本国内で発生した場合は「無制限」、日本国外で発生した場合は「3億円」です。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

- ・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用
- ・示談交渉費用 ・争訟費用

(注1) 記名被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。

(注2) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

※1 この特約をセットした自動車保険や、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。後記「(6)複数のご契約があるお客さまへ」も、ご参照ください。

※2 被保険者は、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまとなります。なお、これらのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、監督義務者等が被保険者となります。

ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約 詳しくは P.295

任意セット

ご契約のお車に当社が提供するドライブレコーダー型テレマティクス端末を取り付けている場合、そのドライブレコーダー型テレマティクス端末が事故による衝撃^(注)等を検知したとき、当社がドライブレコーダー型テレマティクス端末より発信された信号を通信機器を通じて受信します。受信後、当社から発信した通信(電話連絡等)に保険契約者等が応じることで、事故発生時の通知義務のうち、事故発生の日時および場所について通知が行われたものとみなします。

(注)一般的に走行が困難となる程度(時速30km程度以上で壁と衝突した場合等)の衝撃。車種や車両の重量等の条件によっては一定以上の衝撃として検知されない場合があります。

※ドライブレコーダー型テレマティクス端末とは、当社が提供するテレマティクス端末で、映像記録機能を持つものをいいます。

契約締結前におけるご確認事項

補償マップ

この「補償マップ」は『自動車保険・一般用』に適用される「普通保険約款・特約」を一覧にしたものです。

詳細は「第2部 普通保険約款・特約」をご覧ください。

	基本となる補償	自動セット特約
相手への賠償	対人賠償保険 対物賠償保険	<ul style="list-style-type: none"> ●記名被保険者同僚災害特約 ●レンタカー対物賠償特約 ●対物超過修理費用特約^(注1) ●危険物積載「対物賠償」限度額(10億円)特約 ●対航空機「対物賠償」限度額(10億円)特約
おケガの補償	人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> ●バスの人身傷害特約 ●バスの搭乗者傷害特約
お車の補償	車両保険	<ul style="list-style-type: none"> ●車両価額協定保険特約 ●二輪・原付盗難対象外特約 ●特殊車「車両」補償範囲特約 ●機械装着車「車両損害」特約 ●ロードサービス費用特約^(注2)^(注3) ●車両保険無過失事故特約^(注4)
その他の補償	—	<ul style="list-style-type: none"> ●他車運転特約 ●臨時代替自動車特約 ●他車運転(二輪・原付)特約
運転者の範囲に関する特約	—	—
上記以外のその他の特約	—	<ul style="list-style-type: none"> ●不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 ●心身喪失等による事故の被害者救済費用特約 ●保険料支払手段に関する特約 ●ご契約のお車の入替自動補償特約 ●継続手続忘れサポート特約^(注4) ●リースカーに関する特約

(注1) ご契約のお車の用途車種が「二輪自動車・原動機付自転車」以外で、記名被保険者が個人のご契約に自動セットされます。

(注2) ノンフリート契約で対人賠償保険のみ契約する場合、またはフリート契約の場合は任意にセットできます。

(注3) 移動費用対象外特約をセットした場合は、ロードサービス費用特約でお支払いする一部の費用保険金をお支払いしません。なお、ご契約のお車の用途車種が「二輪自動車・原動機付自転車」であるノンフリート契約で、対人賠償保険のみ契約する場合は、移動費用対象外特約が自動セットされます。

ご希望によりセットすることができる特約（任意セット特約）

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●自賠責保険等適用除外車に関する「対人賠償」特約 ●対人賠償使用人災害特約 ●従業員等所有自動車企業賠償特約 ●けん引自動車の対物賠償特約 ●対物賠償非所有管理財物特約 | <ul style="list-style-type: none"> ●積載貨物賠償特約 ●危険物積載「対物賠償」限度額特約 ●対航空機「対物賠償」限度額特約 ●対物賠償落下物取片づけ費用対象外特約 ●対物賠償酒気帯び等運転対象外特約 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●自動車事故特約 ●傷害一時金(1万円・10万円)特約 ●搭乗者傷害(入院院/一時金)特約 ●傷害従業員就業中対象外特約 ●自損傷害特約 ●無保険車傷害特約 ●傷害一時金特約 | <ul style="list-style-type: none"> ●入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 ●傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約 ●搭乗者傷害(入院院/一時金)倍額払特約 ●搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約 ●搭乗者傷害(入院院/日数)特約 ●地震・噴火・津波「搭乗者傷害」特約 ●傷害一時金倍額払特約 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●車両価額協定保険特約の不適用に関する特約 ●車両「帳簿価額」協定保険特約 ●全損時諸費用特約(注5) ●全損時諸費用倍額払特約 ●新車特約 ●車両全損(70%)特約 ●車両超過修理費用特約 ●車対車事故免責ゼロ特約 ●長期契約に関する保険期間通算車両免責特約 ●地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約 ●地震・噴火・津波「車両損害」特約 ●リースカー車両費用特約 ●リースカー車両費用に関する修理費優先払特約 | <ul style="list-style-type: none"> ●車両保険「10補償限定」特約 ●車両保険「7補償限定」特約 ●被けん引自動車の「車両損害」特約 ●車両盗難対象外特約 ●工作用自動車ブーム対象外特約 ●車両高額損害(約定割合条件付)特約 ●レンタカー費用特約 ●レンタカー費用特約(特殊車両等用) ●移動費用対象外特約 ●車内手荷物等特約 ●積載事業用動産特約 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●ファミリーバイク(人身傷害型)特約(注4) ●ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約(注4) ●法人他車運転特約 ●搭乗者傷害事業主費用特約 | <ul style="list-style-type: none"> ●弁護士費用(自動車事故型)特約 ●弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約 ●弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約(注4) ●自転車賠償特約(注4) ●日常生活賠償特約(注4) |
| <ul style="list-style-type: none"> ●運転者限定特約(注4) ●運転者年令条件特約(注4) ●法人契約の指定運転者特約 ●運転者従業員等限定特約 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●保険料一般分割払特約 ●保険料大口分割払特約 ●新長期保険料分割払特約(注4) ●長期保険料一括払特約 ●長期保険料分割払特約(注4) ●初回保険料口座振替特約 ●初回追加保険料口座振替特約 ●保険料クレジットカード払特約 ●保険料クレジットカード払(登録方式)特約 ●追加保険料クレジットカード払(登録方式)特約 ●初回保険料払込取扱票・請求書払特約 ●初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約 ●団体扱・集団扱特約 ●フリート成績計算期間に関する特約(2年用) ●フリート成績計算期間に関する特約(3年用) | <ul style="list-style-type: none"> ●全車両一括特約 ●全車両一括(中途取得自動車の保険料一括精算方式)特約 ●継続手続特約(注4) ●通信販売特約 ●書面省略(変更届出書)特約 ●変更確認書不発行特約 ●新規フリートの優良戻しに関する特約 ●保険証券の発行に関する特約 ●ドライブレコーダーによる事故発生のお知らせに関する特約(注4)(注6) ●共同保険特約 |

(注4) フリート契約ではセットできません。

(注5) リースカー車両費用特約をセットする場合は、セットできません。

(注6) 「ドライブレコーダーによる事故発生のお知らせに関する特約」をセットした契約を「見守るクルマの保険(ドラレコ型)」(一般用)といいます。

(3) 保険金額の設定

保険金額は、補償項目ごとにお決めいただくものと、あらかじめ決まっているものがあります。なお、実際にご契約いただく保険金額は、保険申込書・継続確認書、「普通保険約款・特約」等でご確認ください。

補償項目ごとにお決めいただくもの	対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、車両保険、レンタカー費用特約、車内手荷物特約 等
あらかじめ決まっているもの	入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、弁護士費用(自動車事故型)特約、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約、弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約、自転車賠償特約、日常生活賠償特約 等

(4) 免責金額

対物賠償保険および車両保険には免責金額(自己負担額)があります。車両保険の免責金額の設定方式には次の2種類があり、いずれかの方式を選択していただきます。実際にご契約いただく免責金額は、保険申込書・継続確認書でご確認ください。

定額方式	2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額と同額である方式
増額方式	2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額より高い金額となる方式

- ※1 フリート契約の場合は、定額方式のみとなります。
- ※2 対物賠償保険の免責金額は、「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」においても適用されます。
- ※3 車両保険では、ご契約のお車が全損の場合は、免責金額を差し引かずにお支払いします。

しおり 保険期間が1年を超えるご契約における車両保険の免責金額の取扱い

保険期間が1年を超えるご契約の場合には、保険年度ごとの事故の回数(回目)に応じて適用する免責金額を決定します。ただし、長期保険料分割払特約をセットしたご契約については、長期契約に関する保険期間通算車両免責特約をセットすることにより、保険年度ごとではなく、保険期間を通じて事故の回数(回目)を数えて免責金額を決定する方式に変更することができます。

(5) ロードサービス

ロードサービス費用特約をセットしている場合、おクルマQQ隊(ロードサービス)を提供します。ただし、移動費用対象外特約をセットしている場合、おクルマQQ隊のうち宿泊サポートQQサービスおよび移動サポートQQサービスを提供しません。

詳しくは P.310

■レッカー QQ 手配サービス

事故または故障等により走行不能となった場合に、レッカー業者を手配し、レッカーけん引等に必要な費用をお支払いします。ただし、ロードサービス費用特約の対象となる費用については、ロードサービス費用保険金を優先して支払い、レッカーQQ手配サービスでは重ねてお支払いしません。(注)

(注) お客さまがJAF会員の場合は、JAFによる15kmまでの無料レッカーけん引サービス等に加えて当社のレッカーQQ手配サービス等をご利用いただけますので、より長距離のレッカーけん引が可能となります。

■故障トラブル・ガス欠QQサービス

故障やトラブル、ガス欠により走行不能となった場合に、現場で次の応急修理・軽作業を行います。ただし、バッテリー上がりとガス欠は、保険期間中それぞれ1回(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回)のご利用に限ります。

- バッテリー上がり時のジャンピング
- キー閉じ込み時のドアの解錠
- ガス欠時のガソリン補給(最大10リットル)
- パンク時のスペアタイヤ交換
- 上記以外で、現場で30分以内に完了する応急修理・軽作業(注)

〈JAF会員向けメリット〉

お客さまがJAF会員の場合は、おクルマQQ隊のサービス範囲を超える作業料金・部品代等を4,000円まで無料とします。

(注) タイヤチェーンの着脱費用、バッテリーの充電費用、パンクの修理費用等はお客さまのご負担となります。

■宿泊サポートQQサービス／移動サポートQQサービス

事故または故障等により走行不能となった場合に、次の対応を行います。ただし、レッカーQQ手配サービスのご利用を条件とします。

【宿泊サポートQQサービス】

事故または故障等の現場からご自宅や出発地までの移動が困難(注1)な場合は、近隣の宿泊施設をご案内(注2)し、その宿泊費用を宿泊された方お1人につき15,000円を限度としてお支払いします。ただし、ロードサービス費用特約の対象となる費用については、ロードサービス費用保険金を優先して支払い、宿泊サポートQQサービスでは重ねてお支払いしません。

(注1) 事故または故障等の現場からご自宅や出発地へ移動することが地理的・時間的に困難であり、宿泊することが合理的である場合に限り。自宅等において走行不能となった場合は対象となりません。

(注2) 宿泊施設のご案内は、走行不能となった場所、時間帯等によっては提供できない場合があります。また、宿泊施設の手配を行うものではありません。

【移動サポートQQサービス】

事故または故障等の現場からご自宅や出発地への移動に必要な公共交通機関、タクシー会社をご案内(注1)、その交通費(注2)をお1人につき自己負担額1,000円を差し引いて20,000円を限度としてお支払いします。ただし、ロードサービス費用特約の対象となる費用については、ロードサービス費用保険金を優先して支払い、移動サポートQQサービスでは重ねてお支払いしません。

(注1)公共交通機関、タクシー会社のご案内は、走行不能となった場所、時間帯等によっては提供できない場合があります。また、公共交通機関、タクシー会社の手配を行うものではありません。

(注2)ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスまたはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した場合の差額、タクシー・バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代、有料道路料金、謝礼等、お支払い対象とならない費用があります。

走行不能とは

物理的・機能的に走行不能である状態、またはサイドミラーの脱落等により法令で走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によってスリップする状態、および砂浜または泥道等のために走行が困難な状態を含みません。



ご利用の際の注意点

- おクルマQQ隊をご利用の際は、必ず「専用ダイヤル」、「専用webサイト」または「LINE公式アカウント」等へご連絡をお願いします。なお、ご自身でレッカー、宿泊施設や交通機関を手配された場合でも、ロードサービス費用特約の対象となることがあります。
※LINEはLINE株式会社の登録商標です。
- 自然災害等により、ロードサービスを提供する者が、ロードサービスの提供・実施が困難と判断した場合にご利用いただけないことがあります。
- 専用ダイヤルへの入電が一時的に集中した場合や利用対象者の通話音声著しく不良な状況等により通話ができない場合には、ロードサービスをご利用いただけないことがあります。
- 部品代・消耗品代等、ロードサービスの対象とならない費用が発生した場合、これらの費用はお客さまのご負担となります。また、一部地域(離島など)ではロードサービスをご利用いただけない場合があります。

(6) 複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(自動車保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他に
あるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険
契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契
約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあり
ます。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約
ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットした場合、廃車等
により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険
者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますので注意
ください。

【補償が重複する可能性のある主な特約】

今回ご契約いただく特約	補償が重複する他の保険契約・特約の例 (2台目以降の自動車保険契約の特約の場合を含む)
日常生活賠償特約 ※保険金額は、国内事故の場合「無制限」、 国外事故の場合「3億円」です。なお、国 内事故の場合、電車等運行不能賠償事 故も補償されます。	●2台目以降の自動車保険契約の日常 生活賠償特約または自転車賠償特約 ●火災保険契約または傷害保険契約の 日常生活賠償特約
自転車賠償特約 ※保険金額は「無制限」です。	
自動車事故特約	●2台目以降の自動車保険契約の自動 車事故特約
弁護士費用(自動車事故型)特約 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約、 または弁護士費用(自動車・自転車事故型) 特約	●2台目以降の自動車保険契約の弁護 士費用(自動車事故型)特約、弁護士 費用(自動車・日常生活事故型)特約 または弁護士費用(自動車・自転車 事故型)特約 ●火災保険契約または傷害保険契約の 弁護士費用特約
ファミリーバイク(人身傷害型)特約 またはファミリーバイク (自損・無保険車傷害型)特約	●2台目以降の自動車保険契約のファ ミリーバイク(人身傷害型)特約また はファミリーバイク(自損・無保険 車傷害型)特約

※1 補償が重複する可能性のある主な特約については、「普通保険約款・特約」等でご確
認ください。

※2 「法人契約の指定運転者特約」をセットするご契約については、補償内容が同様の保
険契約(当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複するこ
とがあります。

※3 他車運転特約、他車運転(二輪・原付)特約および臨時代替自動車特約等の自動セッ
ト特約は、補償が重複する場合がありますが、除外してご契約いただくことはできま
せん。

【賠償事故や弁護士費用に関する特約の補償範囲】

1. 弁護士費用に関する特約

弁護士費用に関する特約の補償範囲

		自動車事故	日常生活事故	
			自転車事故	その他の事故
弁護士費用に関する特約	弁護士費用 (自動車・日常生活事故型)特約	自動車に一方的に追突されたなどの事故で、ケガをしたり、所有物が壊れたりした。	歩行中などに自転車に追突され、ケガをしたり、所有物が壊れたりした。	日常生活で被害事故にあって、ケガをしたり、所有物が壊れたりした。
	弁護士費用 (自動車事故型)特約	➡		
	弁護士費用 (自動車・自転車事故型)特約 ^①	➡	➡	

(注)「自転車賠償特約」をセットしたときのみセットすることができます。

2. 日常生活賠償特約

賠償に関する特約の補償範囲

		自動車事故	日常生活事故	
			自転車事故	その他の事故
賠償に関する特約	日常生活賠償特約	自動車保険の対人賠償保険または対物賠償保険で補償	自転車で歩行者にぶつかってしまった。	水漏れを起こして、階下のお宅の家具を濡らしてしまった。
	自転車賠償特約		➡	

(7) 補償される運転者の範囲

ノンフリート契約で所定の条件を満たす場合、運転者の範囲（運転者限定、運転者年令条件）を設定することによって保険料が安くなります。ただし、設定した運転者の範囲と異なる方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いしません。

- 運転者限定**：「本人・配偶者限定」
- 運転者年令条件**：「年令を問わず補償」「21才以上補償」「26才以上補償」

記名被保険者が個人の場合、それぞれの補償範囲は、次のとおりです。

○：お支払いします ×：お支払いしません

補償される 運転者の範囲	①	②	③	④	⑤
	記名被保険者	①の配偶者	①または②の 同居の親族	①～③が営む 事業に従事 中の従業員	①～④以外の方 (①または②の別居の 親族や友人・知人等)
運転者限定					
本人・配偶者 限定	○	○	×	×	×
限定なし	○	○	○	○	○
運転者年令条件	運転者年令条件を満たした場合に限り ○(注)				運転者年令条件にかかわらず ○

(注) ご契約のお車を運転する最も若い方の年令に応じて、運転者年令条件を選択してください。

- ※1 記名被保険者が法人の場合、運転するすべての方に運転者年令条件が適用されます。ご契約のお車を運転する最も若い方の年令に応じて、運転者年令条件を選択してください。
- ※2 記名被保険者が事業者（法人または個人事業主）のフリート契約である場合、運転者従業員等限定特約をセットすることができます。この特約をセットした場合、ご契約のお車を運転中の事故については、運転者が記名被保険者、その役員および従業員^(注)の方の場合に限り保険金をお支払いします。
- (注) 従業員には、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の従業員に準ずる地位にある方を含みます。
- ※3 記名被保険者が法人である場合、法人契約の指定運転者特約をセットすることができます。この特約をセットした場合、保険証券に記載の方を「指定運転者」として設定することができます。この場合、次の補償が適用されます。
- ① 他車運転特約または他車運転（二輪・原付）特約がセットされ^(注1)、指定運転者およびその配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまを被保険者として、同特約で補償される保険金をお支払いします。
- ② 指定運転者およびその配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまを被保険者として、ご契約のお車に搭乗中の事故に加え、ご契約のお車に搭乗中以外の自動車事故についても、人身傷害保険金または無保険車傷害保険金をお支払いします^(注2)。
- (注1) ご契約のお車の用途車種が自家用8車種、二輪自動車または原動機付自転車の場合に限ります。
- (注2) ご契約に人身傷害保険および無保険車傷害特約のいずれもセットがない場合を除きます。

(8) 保険期間および補償の開始・終了時期

保険責任の始まる日から終了する日までの期間である保険期間、および補償の開始・終了時期は次のとおりです。

- 保 険 期 間：1年間（ご契約条件によって1年に満たない短期契約、1年を超える長期契約も可能です。）
- 補償の開始：始期日の午後4時^(注)
(注) 保険申込書・継続確認書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻となります。
- 補償の終了：満期日の午後4時

4

保険料の決定の仕組みと 払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、お客さま(運転者)の事故発生状況等、次の要素から決定されます。実際にご契約いただく保険料については、保険申込書・継続確認書でご確認ください。

① 等級別料率制度

1~20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増される制度です。

詳しくは P.057

しおり セカンドカー割引

② セカンドカー割引(複数所有新規) 【ノンフリート契約の場合】

次の条件をすべて満たしている場合は、7等級(S)・事故有係数適用期間0年となります。

- 既に自動車保険契約(他の保険会社または共済とのご契約を含みます。)があり、2台目以降のお車について新たに契約する場合であること
- 以下の表中の条件を満たしていること

既に契約している 自動車保険契約 (1台目のご契約)	新たに契約する自動車保険契約 (2台目以降のご契約)	
等級 ご契約の始期日時点 で11等級以上であること (当社のご契約で保険期間が 1年を超える長期契約の場 合は、取扱いが異なります。)	記名被保険者 次の①~③のいずれかに該当 し、かつ個人であること ① 1台目のご契約の記名被保険者 ② ①の配偶者 ③「①または②」の同居の親族	ご契約のお車の所有者 次の①~④のいずれかに該当 し、かつ個人であること ① 1台目のご契約のお車の所有者 ② 1台目のご契約の記名被保険者 ③ ②の配偶者 ④「②または③」の同居の親族
用途車種 1台目のご契約および2台目以降のご契約のお車の用途車種が、いずれも自家用8車種またはいずれも自家用二輪自動車であること		

③ 型式別料率クラス制度 【自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車のみ】

ご契約のお車の「型式」ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを保険料に適用する制度(注1)です。自家用(普通・小型)乗用車は、「1」から「17」までの17段階(注2)、自家用軽四輪乗用車は「1」から「3」までの3段階(注2)に区分され、補償項目(対人賠償・自損傷害、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両)ごとに決定されます。料率クラスは、損害保険料率算出機構が会員保険会社から収集した保険成績に基づいて決定し、毎年1月1日に見直しを行います。このため、継続前のご契約で事故を起こしていない場合でも、料率クラスが上がると、保険料が高くなる場合があります。

(注1) ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。

(注2) 数値が大きいかほど保険料が高くなります。

④ 記名被保険者年齢別料率 【ノンフリート契約の場合】

記名被保険者が個人かつ運転者年齢条件を「26才以上補償」で契約している場合は、始期日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

●記名被保険者の年齢が「59才以下」の場合は、次の記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

29才以下 **30～39才** **40～49才** **50～59才**

●記名被保険者の年齢が「60才以上」の場合は、記名被保険者の年齢(1才ごと)別の料率が適用されます。

※1 保険期間が1年を超えるご契約の場合、翌保険年度以降の保険料はそれぞれの保険年度の始期日応当日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

※2 記名被保険者の年齢が「85才以上」の場合は、記名被保険者の年齢にかかわらず、一律の記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

5 フリート割引・割増制度 【フリート契約の場合】

成績計算期間内の損害率、成績計算期間の末日時点の総付保料金および前回の割引・割増により割引・割増を決定する制度です。

詳しくは P.064

6 保険料の割引・割増制度

ご契約内容や条件によって、次の割引・割増が適用されます。

詳しくは P.066

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| ●長期優良割引 | ●福祉車両割引 |
| ●1等級連続事故契約割増 | ●構内専用電気自動車割引 |
| ●1DAYマイレージ割引
(24時間自動車保険無事故割引) | ●ノンフリート多数割引 |
| ●新車割引 | ●フリート多数割引 |
| ●先進環境対策車割引 | ●フリート多数割引(9台以下) |
| ●ASV割引 | ●公有割引 |
| | ●準公有割引 |

しおり 等級別料率制度における割増引率の適用方法

(2) 等級別料率制度

1～20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増される制度(注1)(注2)です。この制度では、保険金をお支払いする事故の有無・事故件数等により、等級および事故有係数適用期間0～6年を決定します。そして、決定された等級および事故有係数適用期間に応じて、**後記【表① 新たにご契約される場合の割増引率】【表② 継続してご契約される場合の割増引率】**の割増引率をご契約に適用します。(注3)ご契約の事故有係数適用期間が0年となる場合は「無事故」の割増引率を適用します。また、ご契約の事故有係数適用期間が1～6年となる場合は「事故有」の割増引率を適用します。

(注1)ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。

(注2)「GKクルマの保険・ドライバー保険」との間では、等級および事故有係数適用期間は継承されません。

(注3)一部の補償については、割増引率が適用されません。

※新長期保険料分割払特約をセットした長期契約は、それぞれの保険年度の事故内容および事故件数に応じて、その翌保険年度以降に適用される等級および事故有係数適用期間を、**② 継続してご契約される場合の等級および事故有係数適用期間【継続前のご契約の保険期間が1年の場合】**の取扱いに準じて特約に定めるところにより見直します(翌保険年度以降の保険料は、変更後の等級および事故有係数適用期間に応じて**【表② 継続してご契約される場合の割増引率】**の「無事故」の割増引率または「事故有」の割増引率を適用します。)

事故有係数適用期間とは

「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日時点における残り年数)(注)のことをいいます。

(注)事故有係数適用期間が0年の場合は、「無事故」の割増引率を適用します。

(次のページへ続きます)▶

契約締結前におけるご確認事項

【表① 新たにご契約される場合の割増引率】

等級	割増引等
6等級(S)	4%割増
7等級(S)	34%割引

【表② 継続してご契約される場合の割増引率】

等級	割増率(%)			割引率(%)																
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故							30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
事故有	64	28	12	2	13	19	20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

※1 ご契約の等級が1等級の場合で、所定の条件を満たしているときは、「1等級連続事故契約割増」が適用されます。

※2 ご契約の等級が20等級の場合で、所定の条件を満たしているときは、「長期優良割引」が適用されます。

① 新たにご契約される場合の等級および事故有係数適用期間

- 6等級(S)・事故有係数適用期間0年となります。また、【表① 新たにご契約される場合の割増引率】が適用されます。
- 既に自動車保険契約(他の保険会社または共済とのご契約を含みます。)があり、2台目以降のお車について新たに契約する場合(注1)で、セカンドカー割引(複数所有新規)の適用条件を満たしているときは、7等級(S)・事故有係数適用期間0年となります。また、【表① 新たにご契約される場合の割増引率】が適用されます。(注2)

(注1) ご契約の始期日時時点で1台目のご契約がある場合をいいます。

(注2) 「セカンドカー割引(複数所有新規)」を適用してご契約した後に、1台目のご契約の継続前のご契約が解約または解除された場合や事故件数に数える事故として取り扱う場合等により「セカンドカー割引(複数所有新規)」の適用条件を満たさなくなった場合には、ご契約の等級を6等級(S)に修正し、保険料を追加請求いたします。

② 継続してご契約される場合の等級および事故有係数適用期間

継続前のご契約の満期日(または解約日)の翌日から7日以内に継続契約がある場合は、継続前のご契約の保険期間に応じて次のとおりとなります。

※事故の区分は(3)等級別料率制度における事故の取扱い(P.062)をご参照ください。

【継続前のご契約の保険期間が1年の場合】

- 継続契約の等級は次のとおり決定されます。

継続前のご契約の事故の区分	継続契約の等級
無事故/ノーカウント事故のみ	継続前のご契約の等級から「1つ」上がります。
3等級ダウン事故	継続前のご契約の等級から事故件数1件につき「3つ」下がります。
1等級ダウン事故	継続前のご契約の等級から事故件数1件につき「1つ」下がります。
等級すえおき事故のみ	継続前のご契約の等級と同一となります。

※等級の上限は20等級とし、下限は1等級とします。

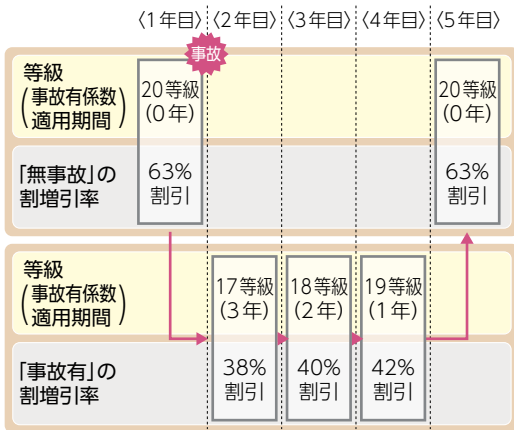
●継続契約の事故有係数適用期間は次のとおり決定されます。

- ・継続前のご契約に3等級ダウン事故が発生した場合は事故件数1件につき「3年」、1等級ダウン事故が発生した場合は事故件数1件につき「1年」を、継続前のご契約の事故有係数適用期間に加算します。
- ・保険期間が1年を経過するごとに、保険金をお支払いする事故の有無にかかわらず「1年」を減算します。ただし、継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は「1年」を減算しません。
- ・事故有係数適用期間の上限は6年とし、下限は0年とします。

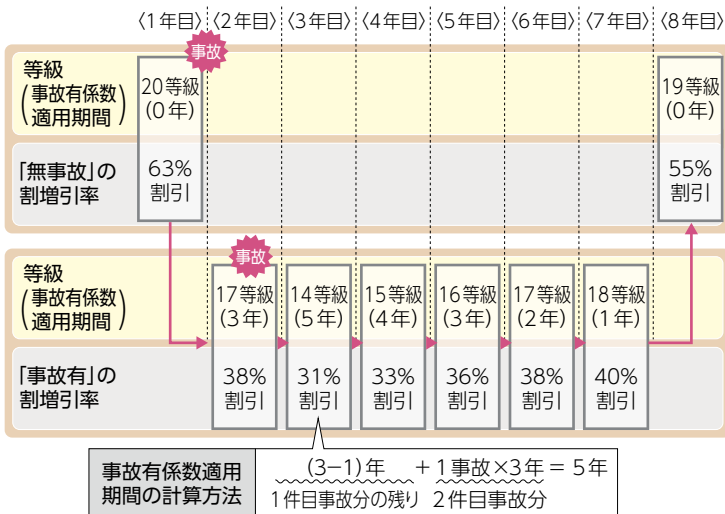
等級と事故有係数適用期間の例

※等級の下の()内の年数は事故有係数適用期間を示しています。

【具体例1】20等級で3等級ダウン事故が1件あった場合の等級、事故有係数適用期間および割増引率の適用方法



【具体例2】20等級で3等級ダウン事故が1件、翌年にも3等級ダウン事故が1件あった場合の等級、事故有係数適用期間および割増引率の適用方法

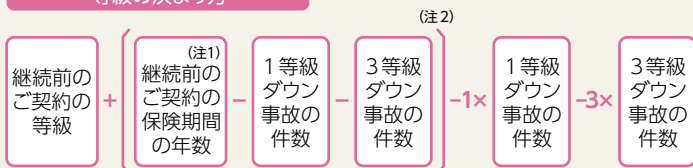


契約締結前におけるご確認事項

【継続前のご契約の保険期間が1年を超える場合】

- 継続前のご契約が、新長期保険料分割払特約をセットした長期契約のときは、最終保険年度の保険期間、事故内容および事故件数に応じて、【継続前のご契約の保険期間が1年の場合】または【継続前のご契約の保険期間が1年に満たない場合】の取扱いに準じて、等級および事故有係数適用期間を決定します。
- 継続前のご契約が、長期保険料一括払特約または長期保険料分割払特約をセットした長期契約であるときは、等級および事故有係数適用期間をそれぞれ以下のとおり決定します。

等級の決まり方



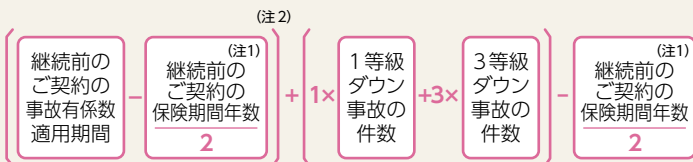
(注1) 1年未満は切り捨てます。

(注2) ()内が0を下回る場合は0として計算します。

※1 同一保険年度内に2回以上事故を起こされた場合は、継続契約における等級が、「1年契約」を継続された場合の等級と比べて低くなる場合があります。

※2 等級の上限は20等級とし、下限は1等級とします。

事故有係数適用期間の決まり方



(注1) 1年未満は切り捨てます。

(注2) ()内が0を下回る場合は0として計算します。

※1 事故有係数適用期間は、小数点第1位を切り上げます。また、上限は6年、下限は0年です。

※2 継続契約における事故有係数適用期間が、「1年契約」を継続された場合の事故有係数適用期間と比べて長くなる場合があります。

【継続前のご契約の保険期間が1年に満たない場合】

- 継続契約の等級および事故有係数適用期間は、継続前のご契約に適用されている等級および事故有係数適用期間と同一になります。ただし、継続前のご契約に事故がある場合は、その事故件数に応じた等級および事故有係数適用期間が適用されます。

⚠ 等級別料率制度における注意事項**(1) 継続前のご契約の等級を継承できなくなる場合**

次の場合は、継続前のご契約の等級を継承できません。

- ① 継続前のご契約の等級が7等級(S)、7等級(F)または8～20等級の場合で、継続契約の始期日が、継続前のご契約の満期日(または解約日)の翌日から7日以内でないとき
- ② 継続契約の始期日が「継続前のご契約の満期日(または解約日)の前日から過去8日以前の日」となった場合
- ③ 継続前のご契約が解除された場合 等

※ 継続前のご契約の等級^(注)が1～5等級または6等級(F)の場合や継続前のご契約の事故有係数適用期間^(注)が1～6年の場合で、次の事由等に該当するときは、継続契約の等級や事故有係数適用期間が継続前のご契約の等級や事故有係数適用期間^(注)と同一となります。なお、継続前のご契約の保険期間が1年を超えるご契約の場合は、取扱いが異なります。

- ・ 継続契約の始期日が継続前のご契約の満期日(または解約日)の翌日から8日以内13か月以内の日であるとき
- ・ 継続契約の始期日が継続前のご契約の解除日または解除日の翌日から13か月以内の日であるとき

(注) 継続前のご契約の保険期間中に事故があった場合は、事故内容、事故件数等により決定された等級または事故有係数適用期間とします。

(2) 等級および事故有係数適用期間を修正する場合

次の場合には、継続手続きがなされた後であっても等級および事故有係数適用期間を修正いたします。なお、等級および事故有係数適用期間の修正によって割増率が変更となる場合には、保険料を返還または追加請求いたしますので、ご了承ください。また、新長期保険料分割払特約をセットした長期契約の場合は、翌保険年度以降に適用される等級および事故有係数適用期間を同様に修正し、保険料を変更、返還または追加請求いたします。

- ① 事故として件数に算入した未払事故または未請求事故が、結果的に保険金の支払対象事故ではないことが確定した場合(事故件数として数えません)
- ② 継続前のご契約の保険期間中に発生した事故のうち、その報告がされていなかった事故について、通知および保険金請求を受けた場合(その事故を継続前のご契約の事故として取り扱います。)
- ③ 継続前のご契約が解除された場合 等

(3) やむを得ない事情により解約手続きが遅れた場合

継続前のご契約の解約する日が取扱代理店や引受保険会社の休業日に該当したために解約手続きが遅れた等の理由により、継続契約の始期日が「継続前のご契約の満期日(または解約日)の前日から過去7日以内の日」となった場合は、保険期間中無事故であっても、継続契約の等級および事故有係数適用期間は継続前のご契約の等級および事故有係数適用期間と同一となります。継続契約の始期日から継続前のご契約の満期日(または解約日)までの期間は、補償内容が同様の保険契約である場合、補償が重複することがあります。

※ 継続前のご契約の保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。

(4) 「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していないご契約の場合

継続前のご契約が「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない他の保険会社または共済とのご契約の場合で、「継続前のご契約」より前のご契約が次の①②の条件をすべて満たしているときは、継続前のご契約までを「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用しているものとみなして、継続契約の事故有係数適用期間が決定されます。

- ① 継続契約の始期日を含めて過去13か月以内に満期日、解約日または解除日があること
- ② 「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用している保険会社または共済とのご契約であること



事故の取扱い(3等級ダウン事故、1等級ダウン事故、等級すえおき事故、ノーカウント事故)

(3) 等級別料率制度における事故の取扱い

等級別料率制度において、保険金をお支払いする事故があった場合には事故内容により次の①～③の区分となります。

① 3等級ダウン事故

下記の「②1等級ダウン事故、等級すえおき事故」および「③ノーカウント事故」に該当しない事故をいいます。

② 1等級ダウン事故、等級すえおき事故(注1)

支払われる保険金が普通保険約款車両条項の車両保険金(注2)のみである場合の事故(注3)で、かつ、損害の原因となった事故が次のいずれかに該当する場合の事故をいいます。(注4)

【損害の原因となった事故】

- ・火災・爆発(飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によって発生した火災・爆発を除きます。爆発には、他物の爆発による被爆を含みます。)
- ・盗難
- ・騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ・台風・竜巻・洪水・高潮
- ・落書、いたずら(ご契約のお車の運行によるものおよびご契約のお車と他の自動車との衝突または接触によるものを含みません。)
- ・窓ガラス破損(飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によって発生した窓ガラス破損を除きます。)(注5)
- ・飛来中または落下中の他物との衝突
- ・その他偶然な事故(塗料や油等の液体がかかったことによる汚損、積雪による損害等をいい、他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落を除きます。)

(注1) 1等級ダウン事故、等級すえおき事故の区分は次のとおり取り扱います。

継続前のご契約の始期日	継続前のご契約の1等級ダウン事故、等級すえおき事故の取扱い
2012年10月1日以降	「1等級ダウン事故」として取り扱います。
2012年9月30日以前	「等級すえおき事故」として取り扱います。

(注2) 普通保険約款車両条項第7条(費用)の車両保険金を除きます。

(注3) 全損時諸費用特約、車内手荷物特約または積載事業用動産特約にかかわる保険金があわせて支払われる場合を含みます。

(注4) 始期日が2012年9月30日以前のご契約に等級プロテクト特約をセットした場合で、同特約に定める条件を満たすときは、上記に該当しない事故であっても「等級すえおき事故」として取り扱います。

(注5) 始期日が2012年9月30日以前のご契約の場合は、飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によって発生した窓ガラス破損も「等級すえおき事故」として取り扱います。

③ノーカウント事故

支払われる保険金が次のいずれかの保険金のみである場合の事故、またはこれらの組合せのみである場合の事故は事故件数に数えません。(注)

普通保険約款の保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・人身傷害保険金 ・普通保険約款車両条項第7条(費用)の車両保険金
特約の保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 ・心神喪失等による事故の被害者救済費用特約 ・入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 ・無保険車傷害特約 ・傷害一時金(1万円・10万円)特約 ・傷害一時金特約 ・搭乗者傷害(入通院/一時金)特約 ・搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約 ・搭乗者傷害(入通院/日数)特約 ・地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約 ・レンタカー費用特約 ・レンタカー費用特約(特殊車両等用) ・ロードサービス費用特約 ・車内手荷物等特約 ・ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ・ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約 ・弁護士費用(自動車事故型)特約 ・弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約 ・弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 ・自転車賠償特約 ・日常生活賠償特約 ・搭乗者傷害事業主費用特約

(注) 車両保険無過失事故特約がセットされている場合で、同特約に定める条件を満たすときは、上記に該当しない事故であってもノーカウント事故として取り扱います。ただし、ご契約の始期日が2012年10月1日以降の場合で、新車特約、車両全損(70%)特約または車両超過修理費用特約にかかわる保険金が支払われるときを除きます。

(4) フリート割引・割増制度

フリート契約では、フリート割引・割増制度が採用されています。この制度では、次のとおり、割引・割増が適用されます。(注)

(注)一部の補償については、割引・割増が適用されません。

① 10台到達日から第1料率審査日の前日までの間に始期日を有するご契約

お車1台ごとに、等級別料率制度により決定される割引・割増が適用されます。(注)

(注)ノンフリート契約に採用されている等級別料率制度とは、一部取扱いが異なります。

② 第1料率審査日以降、毎年の料率審査日から次回の料率審査日の前日までの間に始期日を有するご契約

成績計算期間内の損害率、前回の割引・割増および成績計算期間の末日時点の総付保台数により割引・割増を決定し、料率審査日以降の1年間に始期日を有する、すべてのフリート契約のお車に同一の割引・割増を適用します。

【成績計算期間】

10台到達日に全車両一括特約をセットする場合、セットしない場合により、次のいずれかとなります。

10台到達日に全車両一括特約をセットしてご契約される場合	料率審査日の属する月の初日の6か月前の過去1年間。 ただし、第1料率審査日の場合は料率審査日の属する月の初日の6か月前の過去6か月間。
10台到達日に全車両一括特約をセットせずにご契約される場合	料率審査日の6か月前の過去1年間。

【損害率】

次の計算式により算出します。ただし、始期日が10台到達日より前のご契約にかかわるものを除きます。

$$\text{損害率(\%)} = \frac{\text{①(注1) 保険金}}{\text{②(注2) 保険料}} \times 100$$

(注1) 保険金は次のとおり計算します。

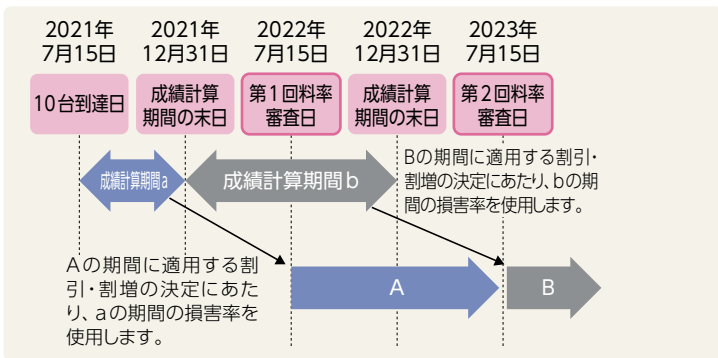
$$\text{①成績計算期間内にお支払いした保険金} + \text{②成績計算期間の末日時点でお支払いしていない保険金の見込額} - \text{③前回の成績計算期間の末日時点でお支払いしていない保険金の見込額}$$

※前回以前の成績計算期間内に発生した事故で、お支払いしていない保険金の見込額に変更があるときは、その変更分が保険金に影響する場合があります。

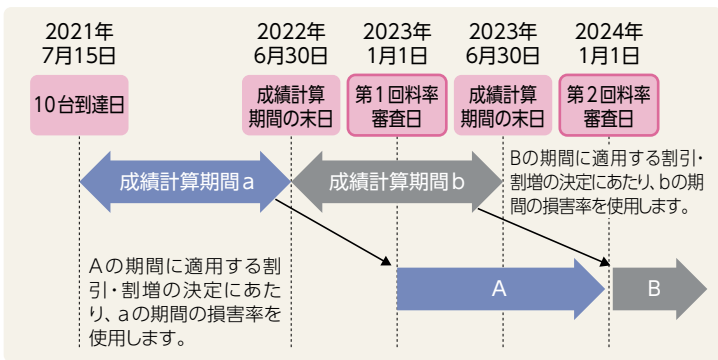
(注2) 成績計算期間に対応する保険料を、フリート割引・割増等を適用する前の額に修正します。

【例】10台到達日が2021年7月15日の場合

■10台到達日に全車両一括特約をセットしてご契約される場合



■10台到達日に全車両一括特約をセットせずにご契約される場合



「普通保険約款・特約」に掲載している特約のうち、損害率の計算に含まない特約は次のとおりです。

- ・不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約
- ・心神喪失等による事故の被害者救済費用特約
- ・入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約
- ・レンタカー費用特約
- ・レンタカー費用特約 (特殊車両等用)
- ・ロードサービス費用特約
- ・車内手荷物等特約
- ・弁護士費用 (自動車事故型) 特約
- ・弁護士費用 (自動車・日常生活事故型) 特約
- ・地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約

③ 成績計算期間末時点で総付保台数が9台以下となったご契約

次回の料率審査日からノンフリート契約として、等級別料率制度による等級を適用します。なお、事故有係数適用期間は0年とします。

【料率審査日の属する月と成績計算期間末】

料率審査月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
成績計算期間末	6/30	7/31	8/31	9/30	10/31	11/30	12/31	1/31	(注) 2/28	3/31	4/30	5/31

(注) うるう年で料率審査日の属する月が9月の場合の成績計算期間末は2/29となります。

しおり 割引・割増が適用される場合

(5) 各種割引・割増

① 長期優良割引

次の条件をすべて満たす場合に適用します。

- ・ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、二輪自動車または原動機付自転車であること(レンタカーおよび教習用自動車を除きます。)
- ・過去1年以上20等級が適用されており、過去1年以上事故有係数適用期間が0年であって、かつ、過去1年間に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生していない場合で、ご契約に20等級が適用されるノンフリート契約であること(注1)(注2)

(注1) 継続前のご契約の保険期間が1年を超えるご契約の場合または1年に満たないご契約の場合は、割引の適用条件が異なることがあります。

(注2) 新長期保険料分割払特約をセットした長期契約の場合は、保険年度ごとに適用条件を判定します。

② 1等級連続事故契約割増

継続前のご契約に1等級が適用されており、かつ、次のいずれかに該当する場合で、ご契約が1等級を適用するノンフリート契約であるときに適用します。(注)

- ・継続前のご契約に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生している場合
- ・継続前のご契約に1等級連続事故契約割増が適用されている場合

(注) 新長期保険料分割払特約をセットした長期契約の場合は、保険年度ごとに適用条件を判定します。

③ 1DAYマイレージ割引(24時間自動車保険無事故割引)

次の条件をすべて満たす場合に適用します。

- ・ご契約のお車の用途車種が自家用8車種(注1)であること
- ・6等級(S)または7等級(S)が適用される前契約のないノンフリート契約であること
- ・記名被保険者を同一とし、始期日の前日から過去3年以内に満期日がある『1DAY保険(24時間単位型自動車運転者保険)』の契約回数が通算して5回以上(注2)であり、そのすべての契約に事故が発生していないこと

(注1) レンタカーおよび教習用自動車を除きます。

(注2) たとえば、1度に保険期間を3日として契約した場合の契約回数は3回となります。

※適用される割引率は、『1DAY保険』の契約回数が「5～9回」の場合、「10～19回」の場合、「20回以上」の場合で異なります。

④ 新車割引

ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、ご契約の始期日が初度登録(初度検査)から49か月以内である場合に適用します。(注)

(注) 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、割引の適用条件が異なります。

⑤ 先進環境対策車割引

ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車のハイブリッド自動車、電気自動車(注1)または圧縮天然ガス自動車(CNG車)で当社の定める型式に該当する場合で、ご契約の始期日が初度登録(初度検査)から13か月以内であるときに適用します。(注2)

(注1) 燃料電池自動車(FCV)は、電気自動車に含まれます。

(注2) 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、割引の適用条件が異なります。

※この割引と福祉車両割引の適用条件をいずれも満たす場合は、重複して適用することができません。この場合、福祉車両割引を適用します。

6 ASV割引

ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、所定の衝突被害軽減ブレーキ(AEB)^(注1)が装着されており、ご契約のお車の型式の発売年月が「ご契約の始期日の属する年から3年前の4月以降」である場合^(注2)に適用します。

(注1)メーカー標準装備またはメーカーオプション装備の純正の衝突被害軽減ブレーキ(AEB)に限ります。

(注2)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、割引の適用条件が異なります。

7 福祉車両割引

ご契約のお車が所定の基準を満たす福祉車両(補助装置が装備された福祉目的車両)の場合に適用します。

※この割引と先進環境対策車割引の適用条件をいずれも満たす場合は、重複して適用することができません。この場合、福祉車両割引を適用します。

8 構内専用電気自動車割引

ご契約のお車が敷地内のみで使用され、所定の適用条件を満たす電気自動車の場合に適用します。

9 ノンフリート多数割引

ノンフリート契約において、保険契約者が次の方等を記名被保険者として、1保険証券で2台以上のお車をご契約される場合に適用します。^(注)

・保険契約者 ・保険契約者の配偶者 ・「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族

(注) 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、割引の適用条件が異なります。

10 フリート多数割引

フリート契約において、1保険証券で10台以上のお車をご契約される場合に適用します。

11 フリート多数割引(9台以下)

フリート契約において、1保険証券で2台以上9台以下のお車をご契約される場合に適用します。

12 公有割引

ご契約のお車が国または地方公共団体(都道府県、市町村、特別区)が所有かつ使用する自動車の場合に適用します。

13 準公有割引

ご契約のお車が所定の条件を満たす準公有団体が所有かつ使用する自動車の場合に適用します。

(6) 販売車・受託車契約等

販売車・受託車契約等の特殊なご契約においては、1契約におけるご契約のお車を1台に限定せず、包括的に補償します。^(注)

販売車・受託車契約等以外のご契約とはセットできる特約や保険料の算出にあたって適用される料率制度が異なります。

(注) 契約方式によっては、対象となる自動車について毎月または保険期間終了後に通知および精算が必要となる場合があります。また、販売用自動車(個別契約方式)については、ご契約のお車1台ごとにご契約いただきます。

(7) 保険料の払込方法

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

○：選択できます △：ご契約によっては選択できません ×：選択できません

キャッシュレスでの主な払込方法		分割払		一時払
		月払	年払	
口座振替	ご契約時に指定された口座からの口座振替によって払い込む方法です。	○ ^(注1)	○	○
クレジットカード払 (登録方式)	当社の指定するクレジットカードによって払い込む方法です。	○ ^(注1)	○	○
払込票払	当社所定の払込取扱票によってコンビニエンスストア、郵便局またはペイジーを利用して払い込む方法です。	×	×	○
請求書払	保険契約者が法人で、ご契約の保険料を一時払で払い込む場合に当社所定の保険料請求書によって払い込む方法です。	×	×	○
スマホ決済	保険契約者がスマートフォン等によりQRコードを読み取り、決済サイトからご利用いただく決済サービスを選択して払い込む方法です。	△ ^(注2)	×	○

(注1) 原則として、保険料は年払と比べて5%の割増が適用されます。

(注2) 保険料大口分割払特約をセットした直接集金方式のご契約に限ります。

ご契約時に保険料を払い込む方法の場合

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に発生した事故に対しては、保険金をお支払いしません。



クレジットカードの名義に関する注意事項

払込方法がクレジットカード払(登録方式)の場合で保険契約者が個人のときは、クレジットカードの名義は、保険契約者またはその親族名義のクレジットカードに限ります。

しおり その他の保険料払込方法(団体扱・集団扱)

保険料の払込方法には、保険契約者の勤務する企業等を通じて保険料を集金する団体扱や集団扱もあります。(注)

(注) フリート契約では、団体扱のご契約はできません。

① 団体扱でご契約される場合

- ・ 団体扱・集団扱特約をセットできるのは、「保険契約者」、「記名被保険者」、「ご契約のお車の所有者」および「ご契約のお車の用途車種」について、次の条件を満たす場合に限りです。

団体扱・集団扱特約をセットできる場合	
保険契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方、または団体を退職された方 ^(注) (注) 団体を退職された方については、退職者団体扱制度が導入されている場合に限りです。

団体扱・集団扱特約をセットできる場合	
記名被保険者・ ご契約の お車の所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者 ・保険契約者の配偶者 ・「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族 ・「保険契約者またはその配偶者」の別居の扶養親族
ご契約のお車の 用途車種	自家用8車種、二輪自動車または原動機付自転車

・次のような場合には団体扱・集団扱特約が失効することがあります。保険料が分割して払い込まれている場合には、保険料払込期日到来前の分割保険料を一括して払い込んでいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。また、退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合は、取扱代理店または当社までご連絡ください。

- 退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合
- 親会社との資本関係の変更等により、お勤めの企業が団体扱の対象に該当しなくなった場合
- 団体において当社で団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただく保険契約者の数が10名未満となった場合等、団体と当社の間で締結している集金契約が解除される場合

② 集団扱でご契約される場合

・団体扱・集団扱特約をセットできる条件は、集団の種類によって異なります。なお、セットできる条件を満たしていることが確認できる書類を保険申込書・継続確認書とあわせてご提出いただけます。

(8) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料払込方法が口座振替、クレジットカード払(登録方式)、払込票払、請求書払の場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただけます。払込期日の翌月末日まで(注)に保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできない場合があります。また、ご契約を解除する場合があります。

(注) 口座振替で保険料が払い込まれなかったことについて、故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、分割払のご契約の場合は、払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、取扱代理店または当社へ初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

5

満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

1

告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

<普通保険約款 第4章 基本条項 第4条>

- (1) 保険契約者、記名被保険者および車両保険の被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書・継続確認書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書・継続確認書の記載内容を必ずご確認ください。

【主な告知事項】

記名被保険者

記名被保険者は、対人・対物賠償保険や人身傷害保険の被保険者の範囲等を決めるための重要な事項です。ご契約のお車を主に使用される方(注1)1名を選んで、保険申込書・継続確認書にご記載ください。(注2)

(注1)「主に使用される方」とは、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。

(注2)主に法人で使用されるお車の場合は、使用される法人を記名被保険者としてください。

【その他の告知事項】

- ・ノンフリート契約・フリート契約の区分(保険契約者の総付保台数)
- ・ご契約のお車の車名、型式、初度登録年月(または初度検査年月)、登録番号(または車両番号や標識番号)、車台番号、車両所有者、用途車種、車両登録地・保管場所
- ・ご契約のお車の衝突被害軽減ブレーキ(AEB)の有無(自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合のみ)
- ・ご契約のお車の福祉車両(所定の補助装置が装備された福祉目的車両)の該当有無
- ・ご契約のお車のレンタカー・教習用自動車の該当有無
- ・前契約の有無、保険会社名、証券番号・明細番号、事故の件数、等級、事故有係数適用期間
- ・他の保険契約の有無
- ・セカンドカー割引の適用条件を満たす1台目のご契約の有無
- ・過去1年間における保険会社からの解除の有無 等

2

クーリングオフ説明書 (ご契約のお申込みの撤回等)

(1) 保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます)を行うことができます。クーリングオフは、下図のような書面でお申出ください。お申出が可能な期間は、ご契約のお申込日または『重要事項のご説明』の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、必ず当社へ郵送してください(8日以内の消印有効)。取扱代理店、仲立人ではお申出を受け付けることはできません。次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- ・ 保険期間が1年以下のご契約
- ・ 営業または事業のためのご契約
- ・ 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- ・ 質権が設定されたご契約
- ・ 第三者の担保に供されているご契約
- ・ 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

【ハガキの記載内容】

表面(宛先)

郵便はがき

1 0 1 8 0 1 1

東京都千代田区
神田駿河台3-11-1
三井住友海上 駿河台新館
三井住友海上火災保険株式会社

お客さまデスク
クーリングオフ 係

裏面(記載事項)

- ①ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ②保険契約者の住所・署名・電話番号
- ③契約申込日
- ④保険種類
- ⑤証券番号または領収書番号
- ⑥ご契約の取扱代理店名
- ⑦ご契約の取扱営業店名

(2) クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が発生していた場合は、保険金をお支払いします。

(3) クーリングオフの場合には、既に払い込んでいただいた保険料はお返しします。また、取扱代理店、仲立人および当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

1

保険証券の表示内容およびその見方

ご契約後に保険証券をお送りしています。(注1)お手元に届きましたら保険証券(注2)に表示された内容をご確認ください。保険証券の表示内容がお申込内容と相違してしましたら、ただちに取扱代理店または当社までご連絡ください。

(注1)ご契約時にeco保険証券または法人eco保険証券をご選択いただいた場合は、書面の保険証券は送付いたしません。当社ホームページ<https://www.ms-ins.com>の「ご契約内容」をご確認ください。

(注2)保険契約継続証および当社ホームページ<https://www.ms-ins.com>の「ご契約内容」画面も、表示内容およびその見方は同様です。

 がお客さまにご確認いただきたい事項です。

 は当社からお客さまにご案内する事項です。

保険証券【表面】(見本)

The image shows a sample of an insurance certificate (MS300) with the following numbered callouts and highlighted areas:

- 1 (Orange box):** Policy name (三井住友海上 保険契約者).
- 2 (Green box):** Contact information for the insurer (三井住友海上).
- 3 (Green box):** Policy start date (契約日).
- 4 (Orange box):** Policy end date (契約満了日).
- 5 (Orange box):** Policy details (記名被保険者).
- 6 (Orange box):** Transfer conditions (譲与条件).
- 7 (Orange box):** Policy terms (この契約の条件).
- 8 (Orange box):** Other conditions (他のご契約に関する事項).
- 9 (Orange box):** Other conditions (Other conditions).
- 10 (Green box):** Important notice (事故のご連絡の際にお伝えいただきたいこと).

※保険証券のイメージ画像です。実際はこれと異なる場合があります。なお、販売車・受託車等の特殊なご契約の場合は、これと異なります。

- 1 **☑保険契約者をご確認ください。**
保険契約者の住所・氏名をご確認ください。
- 2 **お問合わせ先、ご契約内容変更・事故のご連絡先**
ご契約内容に関するお問合わせ、ご契約内容変更または事故のご連絡の際は、こちらまでご連絡ください。
- 3 **証券番号**
ご契約を特定するための番号です。お問合わせの際にお知らせください。
- 4 **☑保険期間・保険種類をご確認ください。**
補償の対象となる期間、ご契約いただいた自動車保険の名称をご確認ください。
- 5 **☑記名被保険者の内容をご確認ください。**
記名被保険者は、対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険の被保険者（保険契約により補償を受けられる方）の範囲等を決めるための重要な事項です。また、ご契約の等級（保険料の割引・割増）を継承できる方の範囲にもかかわります。「記名被保険者」の住所、氏名、生年月日および「個人／法人」の区分等をご確認ください。
※被保険者（保険契約により補償を受けられる方）については、「普通保険約款・特約」をご参照ください。
- 6 **☑補償の対象となる運転者の範囲をご確認ください。**
運転者限定特約、運転者年令条件特約または運転者従業員等限定特約等をセットし、補償される運転者の範囲を設定（運転者限定、運転者年令条件を設定）された場合は、「運転者限定」、「運転者年令条件」をご確認ください。また、下段の一覧表に、補償される場合「○」、補償されない場合「×」を表示しています。
- 7 **☑ご契約のお車（被保険自動車）の内容をご確認ください。**
・「登録番号」「車名」「用途車種」「車台番号」「車両所有者」等をご確認ください。
・フリート契約の場合は、保険契約者が所有かつ使用のお車^(注)であることをご確認ください。
(注) 保険契約者が使用する次のお車を含みます。
・所有権留保条項付売買契約により購入したお車
・リース業者から1年以上の賃貸借契約により借り入れたお車
・国または地方公共団体から借り入れたお車
・保険契約者が公益法人の場合は、国または公共団体から借り入れたお車
- 8 **☑適用される割引・割増等をご確認ください。**
・「ノンフリート等級」「事故有係数適用期間」およびノンフリート契約とフリート契約の区分等をご確認ください。
・「割引」「割増」をご確認ください。ご契約条件やお車の装備・装置等により保険料の割引・割増が適用されます。
- 9 **☑その他のご契約に関する事項をご確認ください。**
運転者限定、運転者年令条件に関するお客さまの当初のご意向等をご確認ください。
電話またはタブレット端末等によるお手続きを行った場合は、ご契約いただいた日時、手続き場所、お手続きいただいた方および募集人名を表示しています。
- 10 **ドライバーカード**
主なご契約内容や各種連絡先をコンパクトにまとめたカードです。ミシン目にそって切り取り、運転免許証と一緒に携帯してください。

保険証券【裏面】(見本)

※保険証券のイメージ画像です。実際はこれと異なる場合があります。なお、販売車・受託車等の特殊なご契約の場合は、これと異なります。

【明細書が添付されている場合】

1 保険証券で複数のお車をご契約の場合、「自動車保険証券」に「自動車保険契約明細書」が添付されます。

(1) 「自動車保険証券」(1枚目)

「保険契約者」「お問合わせ先」「証券番号」「保険期間」「払込方法・保険料」等、ご契約全体にかかわる事項が表示されます(保険料は、それぞれの自動車保険契約明細書を合計した保険料が表示されます)。

(2) 「自動車保険契約明細書」(2枚目以降)

「記名被保険者」「ご契約のお車(被保険自動車)」「補償内容と保険金額」「ロードサービス」等、明細ごとのご契約内容が表示されます。

11 補償内容と保険金額をご確認ください。

補償される項目には「○」、補償されない項目には「×」を表示しています。なお、一部の特約は、セットされている場合に、その特約名称のみ表示しています。保険金額の設定がある場合はあわせて保険金額が表示されます。補償内容と保険金額がお申込内容と相違ないことをご確認ください。

補償内容	ご確認内容
相手への賠償	対人賠償保険の保険金額、対物賠償保険の保険金額および免責金額 ^(注) をご確認ください。
おケガの補償	補償の有無、補償範囲および保険金額をご確認ください。
お車の補償	補償の有無、補償範囲、保険金額および免責金額 ^(注) をご確認ください。(新車特約をセットした場合は、新車保険金額も表示されます。)
その他の特約等	保険契約にセットされた特約の名称、補償の有無、保険金額および免責金額 ^(注) をご確認ください。

(注) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

12 ロードサービスをご確認ください。

ご利用いただけるサービスを表示しています。

13 払込方法・保険料をご確認ください。

「払込方法」「合計保険料」「保険料払込期日」等をご確認ください。

3

保険証券の記載と適用される
普通保険約款・特約

主な補償・特約は一部の自動セット特約を除き、保険証券(変更確認書も含みます)および保険申込書等に次のように表示されます。

保険証券裏面(住所・氏名の表示がない面)に**表示があるもの**

1. 相手への賠償

適用する補償・特約	保険証券における表示(例) ^(注1)	保険申込書等における表示(例) ^(注1)
対人賠償責任条項	「○」および「保険金額」	「○」および「保険金額」
対物賠償責任条項	「○」および「保険金額」	「○」および「保険金額」
対物超過修理費用特約	対物超過修理費用特約	対物超過修理費用
不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約	不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約	被害者救済費用
心神喪失等による事故の被害者救済費用特約	心神喪失等による事故の被害者救済費用特約	
自賠責保険等適用除外車に関する「対人賠償」特約	自賠責保険等適用除外車に関する「対人賠償」特約	自賠責適用除外車
対人賠償使用人災害特約	対人賠償使用人災害特約	対人使用人災害
積載貨物賠償特約	積載貨物賠償特約	積載貨物賠償
危険物積載「対物賠償」限度額特約	危険物積載「対物賠償」限度額特約 ^(注2)	危険物積載対物賠償限度額〇〇〇〇万円

2. おケガの補償

適用する補償・特約	保険証券における表示(例) ^(注1)	保険申込書等における表示(例) ^(注1)
人身傷害条項	「○」および「保険金額」	「○」および「保険金額」
自動車事故特約	自動車事故特約	自動車事故特約
入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約	入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約	人身傷害諸費用
自損傷害特約	自損傷害特約	自損傷害
無保険車傷害特約	無保険車傷害特約	無保険車傷害
傷害一時金(1万円・10万円)特約	傷害一時金(1万円・10万円)特約	傷害一時金(1万・10万)
傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約	傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約	傷害一時金(1万・10万)倍額
傷害一時金特約	傷害一時金特約	傷害一時金
傷害一時金倍額払特約	傷害一時金倍額払特約	傷害一時金倍額払
搭乗者傷害(入通院/一時金)特約	搭乗者傷害(入通院/一時金)特約	搭傷(入通院/一時金)
搭乗者傷害(入通院/一時金)倍額払特約	搭乗者傷害(入通院/一時金)倍額払特約	搭傷(入通院/一時金)倍額払
搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約	搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約 ^(注2)	搭傷死亡後遺障害 〇〇〇〇万円
搭乗者傷害(入通院/日数)特約	搭乗者傷害(入通院/日数)特約 ^(注2)	医療日数払 入院〇〇〇〇〇円 通院〇〇〇〇〇円

契約締結後におけるご注意事項

3. お車の補償

適用する補償・特約	保険証券における表示(例) (注1)	保険申込書等における表示(例) (注1)
車両条項	「○」および「保険金額」	「○」および「保険金額」
全損時諸費用特約	全損時諸費用特約	全損時諸費用
全損時諸費用倍額払特約	全損時諸費用倍額払特約	全損時諸費用倍額払
新車特約	新車特約 (注2)	新車保険金額 〇〇〇万円
車両全損(70%)特約	車両全損(70%)特約	車両全損 70%
車両超過修理費用特約	車両超過修理費用特約	車両超過修理費用
車対車事故免責ゼロ特約	車対車事故免責ゼロ特約	車対車事故免ゼロ
長期契約に関する保険期間通算車両免責特約	長期契約に関する保険期間通算車両免責特約	期間通算車両免責
地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約	地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約	地震噴火津波 車両全損定額払あり
地震・噴火・津波「車両損害」特約	地震・噴火・津波「車両損害」特約	地震・噴火・津波 車両補償あり
リースカー車両費用特約	リースカー車両費用特約	リースカー車両費用
リースカー車両費用に関する修理費優先払特約	リースカー車両費用に関する修理費優先払特約	リースカー修理費優先払
車両保険「10補償限定」特約	ご契約タイプ:10補償限定	10補償限定
車両保険「7補償限定」特約	ご契約タイプ:7補償限定	7補償限定
車両盗難対象外特約	車両盗難対象外特約	車両盗難対象外
レンタカー費用特約	レンタカー費用特約 (注2)	レンタカー費用 日額〇〇〇〇円
ロードサービス費用特約	ロードサービス費用特約	「○」および「補償あり」
移動費用対象外特約	移動費用対象外特約	(移動費用対象外)
車内手荷物等特約	車内手荷物等特約 (注2)	車内手荷物等 〇〇万円
工作用自動車ブーム対象外特約	工作用自動車ブーム対象外特約	工作車ブーム対象外
積載事業用動産特約	積載事業用動産特約 (注2)	積載事業用動産 〇〇〇万円
車両価額協定保険特約の不適用に関する特約	車両価額協定保険特約の不適用に関する特約	車両価額協定不適用
車両「帳簿価格」協定保険特約	車両「帳簿価格」協定保険特約	車両「簿価」協定保険
レンタカー費用特約(特殊車両等用)	レンタカー費用特約(特殊車両等用) (注2)	特殊車レンタカー 日額〇〇〇〇円

4. その他の補償

適用する補償・特約	保険証券における表示(例) ^(注1)	保険申込書等における表示(例) ^(注1)
対航空機「対物賠償」 限度額特約	対航空機「対物賠償」 限度額特約 ^(注2)	航空機「対物」限度額 ^(注2)
地震・噴火・津波 「搭乗者傷害」特約	地震・噴火・津波 「搭乗者傷害」特約	地震噴火津波「搭傷」
ファミリーバイク (人身傷害型)特約	ファミリーバイク (人身傷害型)特約	ファミリーバイク - 人身傷害型
ファミリーバイク (自損・無保険車傷害型) 特約	ファミリーバイク (自損・無保険車傷害型) 特約	ファミリーバイク - 自損・無保険車
法人他車運転特約	法人他車運転特約	—
弁護士費用 (自動車事故型)特約	弁護士費用 (自動車事故型)特約	弁護士費用 - 自動車事故型
弁護士費用 (自動車・日常生活事故型) 特約	弁護士費用 (自動車・日常生活事故型) 特約	弁護士費用 - 自動車日常型
弁護士費用 (自動車・自転車事故型) 特約	弁護士費用 (自動車・自転車事故型) 特約	弁護士費用 - 自動車自転車型
日常生活賠償特約	日常生活賠償特約 ^(注2)	日常生活賠償
自転車賠償特約	自転車賠償特約	自転車賠償
搭乗者傷害事業主費用 特約	搭乗者傷害事業主費用 特約	搭傷事業主費用
継続手続特約	継続手続特約	「〇」
通信販売特約	通信販売特約	通信販売：〇〇申込
保険証券の発行に 関する特約	保険証券の発行に 関する特約	(証券・約款発送 要否欄で選択)
ドライブレコーダーによる 事故発生 の通知等に関する特約	ドライブレコーダーによる 事故発生 の通知等に関する特約	ドラレコ通知等
共同保険特約	共同保険特約	—
車両保険無過失事故特約	車両保険無過失事故特約	車両無過失事故

説明
主な用語の

商品の仕組み

基本となる補償および
補償される運転者等の
範囲等保険料の決定の
仕組みと払込方法等契約締結時に
おけるご注意事項契約締結後に
おけるご注意事項その他ご留意
いただきたいこと事故が起こった
場合のご連絡先普通保険約款・
特約

契約締結後におけるご注意事項

5. 払込方法・保険料

適用する補償・特約	保険証券における表示(例) ^(注1)	保険申込書等における表示(例) ^(注1)
保険料一般分割払特約	保険料一般分割払特約	一般分割12回
保険料大口分割払特約	保険料大口分割払特約	大口分割〇〇回
新長期保険料分割払特約	新長期保険料分割払特約	新長期分割年払〇回 新長期分割〇〇回
長期保険料一括払特約	長期保険料一括払特約	長期一括払
長期保険料分割払特約	長期保険料分割払特約	長期分割年払〇回 長期分割月払〇〇回
初回保険料口座振替特約	初回保険料口座振替特約	初回口振
保険料クレジットカード払特約	保険料クレジットカード払特約	クレカ払
保険料クレジットカード払(登録方式)特約	保険料クレジットカード払(登録方式)特約	登録クレカ
初回保険料払込取扱票・請求書払特約	初回保険料払込取扱票・請求書払特約	払込票払 請求書払
団体扱・集団扱特約	団体扱・集団扱特約	団体扱〇〇回払 集団扱〇〇回払
団体扱・集団扱特約	団体扱・集団扱特約 新長期保険料分割払特約	団体扱・新長期月払〇〇回 団体扱・新長期分割年払〇回 集団扱・新長期月払〇〇回 集団扱・新長期分割年払〇回
新長期保険料分割払特約		
団体扱・集団扱特約	団体扱・集団扱特約 長期保険料分割払特約	団体扱・長期分割月払〇〇回 団体扱・長期分割年払〇回 集団扱・長期分割月払〇〇回 集団扱・長期分割年払〇回
長期保険料分割払特約		

保険証券**表面**(住所・氏名の表示がある面)に**表示があるもの**

1. 運転者の年齢条件等

適用する補償・特約	保険証券における表示(例) ^(注1)	保険申込書等における表示(例) ^(注1)
運転者限定特約 ^(注3)	本人・配偶者限定	本人・配偶者限定
運転者年齢条件特約 ^(注4)	21才以上補償 26才以上補償	21才以上補償 26才以上補償

(注1)これと異なる表示を行う場合があります。

(注2)保険金額も表示されます。

(注3)運転者限定特約をセットしていない場合は、「限定なし」と表示されます。

(注4)運転者年齢条件特約をセットしていない場合は、「年齢を問わず補償」と表示されます。

保険証券に表示がないもの

次の特約は保険証券に表示されませんが、ご契約条件により適用されます。お客さまのご契約条件をご確認いただき、補償内容等の詳細については、次の表の「適用する特約名」をお確かめのうえ、「普通保険約款・特約」をご確認ください。

ご契約条件	適用する特約名
保険証券の「相手への賠償」欄の「対人賠償」に「○」があり、かつ、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人である場合	記名被保険者同僚災害特約
保険証券の「相手への賠償」欄の「対物賠償」に「○」および「保険金額」の表示があり、かつ、その保険金額が10億円を超えている場合	危険物積載「対物賠償」限度額(10億円)特約
	対航空機「対物賠償」限度額(10億円)特約
ご契約のお車がレンタカー、かつ、記名被保険者がレンタカー業者の場合で対物賠償保険を契約しているとき	レンタカー対物賠償特約
ご契約のお車が自家用バスまたは営業用バスの場合で人身傷害保険を契約しているとき	バスの人身傷害特約
ご契約のお車が自家用バスまたは営業用バスの場合で次のいずれかの特約をセットしたとき ・搭乗者傷害(入通院/一時払)特約 ・搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約 ・搭乗者傷害(入通院/日数)特約	バスの搭乗者傷害特約
車両保険を契約している場合	車両価額協定保険特約
ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車で車両保険を契約している場合	二輪・原付盗難対象外特約
ご契約のお車がタンク車、ふん尿車等で車両保険を契約している場合	特殊車「車両」補償範囲特約
ご契約のお車が特種用途自動車(キャンピング車以外)で車両保険を契約している場合	機械装着車「車両損害」特約
ご契約のお車が自家用8車種で記名被保険者が個人である場合または「法人契約の指定運転者特約」をセットしている場合	他車運転特約
すべてのご契約	臨時代替自動車特約
	保険料支払手段に関する特約
ご契約のお車の所有者が個人である場合またはノンフリート契約の場合	ご契約のお車の入替自動補償特約
ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車で、記名被保険者が個人である場合または「法人契約の指定運転者特約」をセットしている場合	他車運転(二輪・原付)特約
保険期間が1年以上のご契約(保険期間通算特別により締結された短期契約は、保険期間が1年のご契約とみなして取り扱います。)	継続手続忘れサポート特約
「リースカーの自動車保険に関する特約」により締結された場合	リースカーに関する特約

4

通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

(1) 通知義務と通知事項 <普通保険約款 第4章 基本条項 第5条>

ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なくご契約の取扱代理店または当社までご連絡ください。

ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

① 次の項目の変更

- ・ご契約のお車の用途車種、登録番号(車両番号、標識番号)
- ・ご契約のお車の衝突被害軽減ブレーキ(AEB)の有無(自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合のみ)
- ・登録番号(車両番号、標識番号)のないご契約のお車の保管場所(次のいずれかに該当する場合のみ)
 - a. 沖縄県から沖縄県以外への変更または沖縄県以外から沖縄県への変更
 - b. 地震・噴火・津波「車両損害」特約をセットしているご契約で、都道府県を越える変更

② ご契約のお車について、レンタカーからレンタカーではないお車への変更、またはレンタカーではないお車からレンタカーへの変更

③ ご契約のお車について、教習用自動車から教習用自動車ではないお車への変更、または教習用自動車ではないお車から教習用自動車への変更

④ ご契約のお車について、福祉車両(所定の補助装置が装備された福祉目的車両)から福祉車両ではないお車への変更、または福祉車両ではないお車から福祉車両への変更

⑤ 前契約の保険期間中の事故について次の事実が発生した場合

- ・事故の報告が新たに行われた場合
- ・既に報告されている事故について、最終的に保険金の支払対象事故でないことが確定した場合



次の場合は、ご契約を解約し、新たにご契約いただくことがあります。この場合、補償内容が異なることがあります。

- ・上記①において、用途車種を自家用8車種から自家用8車種以外に変更した場合や、自家用8車種以外から自家用8車種に変更した場合
- ・上記②または③に該当する変更が発生した場合

※通知事項に該当する項目は、保険証券において「★」のマークで表示されています。

(2) 通知事項以外の契約内容変更

次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちにご契約の取扱代理店または当社までご連絡ください。

① お車の買替え等による、ご契約のお車の入替

② 運転者の範囲(運転者限定、運転者年齢条件)の変更

③ ご契約のお車の譲渡

④ ご契約のお車の改造、高額な付属品(カーナビゲーション等)の装着または取外し等による、ご契約のお車の車両価額の著しい増加または減少

⑤ 保険証券表示の住所の変更

⑥ 上記①～⑤のほか、記名被保険者や特約の追加等、契約条件の変更

特にご注意いただきたい事項

①ご契約のお車の譲渡

ご契約のお車を譲渡された場合でも、この保険契約上の権利・義務は譲受人には移りません。保険契約上の権利・義務を譲渡される場合には、記名被保険者の変更が必要です。記名被保険者を変更する場合には、ただちにご契約の取扱代理店または当社までご連絡ください。手続きが行われるまでの間は、譲渡後のお車に事故が発生した場合であっても保険金をお支払いできません。

しおり ご契約のお車の入替

②ご契約のお車の入替

次の条件をすべて満たす場合、ご契約のお車の入替が可能です。この場合、入替後のお車をご契約のお車と同一であるとみなして等級および事故有係数適用期間を継承します。手続きが行われるまでの間は、入替後のお車に事故が発生した場合であっても、原則として保険金をお支払いできません。

【ご契約のお車の入替の条件】

- ・入替後のお車が新たに取得されたお車であること、または、入替前のお車が廃車・譲渡・返還等された場合において入替後の自動車は他に所有するお車であること。
- ・入替後のお車の所有者が、入替前のお車の所有者または入替前のお車のご契約の記名被保険者、その配偶者もしくはそれらの方の同居の親族であること。
- ・入替前のお車と入替後のお車の用途車種が同一(普通保険約款に記載された「ご契約のお車の入替ができる用途車種区分表」に従い同一とみなされる場合を含みます。)であること。

⚠️ 万一、ご契約のお車の入替手続きをお忘れになった場合

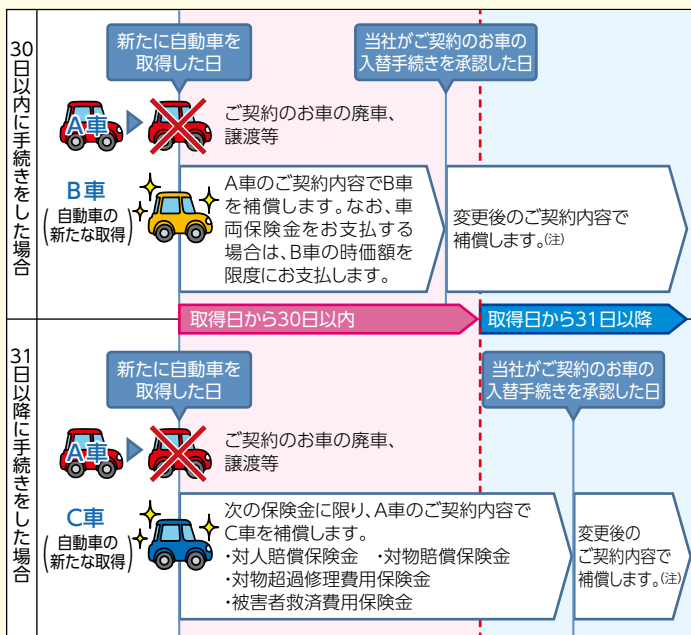
ご契約のお車の入替自動補償特約 **自動セット**

保険契約締結日以降に新たに自動車を取得し、廃車、譲渡等されたご契約のお車と入替をする場合は、新たに自動車を取得した日の翌日から30日以内に入替の手続きを行うことにより、取得日から入替の承認までの期間は新たに取得した自動車をご契約のお車と同様に補償します。(注) また、取得日の翌日から起算して31日目の日以降、満期日の翌日から起算して30日目の日までの間に入替の手続きを行う場合は、取得日から入替の承認までの期間、次の保険金に限りご契約のお車と同様にお支払いします。

- ・対人賠償保険金
- ・対物賠償保険金
- ・対物超過修理費用保険金
- ・被害者救済費用保険金

(注) 車両保険金をお支払いする場合は、新たに取得した自動車の時価額を限度にお支払いします。

※ノンフリート契約またはご契約のお車の所有者が個人のご契約に自動セットされます。



(注) ご契約のお車の入替手続きにより追加保険料が発生する場合は、その追加保険料を払い込みいただく必要があります。

③ 運転者の範囲(運転者限定、運転者年令条件)の変更

ご契約のお車を運転する方が、ご契約時に限定した「補償される運転者の範囲(運転者限定、運転者年令条件)」を満たさなくなった場合、ただちにご契約の取扱代理店または当社までご連絡ください。「補償される運転者の範囲」の手続きを行うまでの間に発生した事故は、原則として補償されません。

万一、運転者の範囲の変更手続きをお忘れになった場合

「補償される運転者の範囲」に該当しない方が運転中に発生した事故であっても、所定の期間内にご契約内容の変更手続きを完了した等の場合に、保険金をお支払いするサポート制度をご用意しています。サポート制度の適用には条件がありますので、詳しくは次の特約をご確認ください。

- 運転者限定特約
- 運転者年令条件特約

④ 記名被保険者の変更

記名被保険者を変更する場合は、「補償される運転者の範囲」を変更する必要がないかご確認ください。また、補償によっては、被保険者の範囲が変わる場合もありますので、あわせてご確認ください。

記名被保険者の変更

- ・ 記名被保険者の変更が行われた場合で、その変更が次のいずれかに該当するときは、継続契約の等級および事故有係数適用期間の取扱いにおいて、記名被保険者が同一であるとみなして等級および事故有係数適用期間を継承します。

- 記名被保険者の配偶者への変更、または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族への変更
- 2つ以上の法人が法令上の規定に基づき合併する場合における合併前法人から合併後法人への変更
- 個人事業主が法人を新設される場合における個人事業主から新設法人への変更、または、法人を解散し個人事業主となる場合における解散法人から個人事業主への変更(ただし、事業の内容が同一である等の条件を満たす場合に限り)等

ただし、継続契約の等級が1~5等級の場合は、記名被保険者の変更があってもご契約のお車の所有者に変更がなければ、変更後の継続契約にその等級および事故有係数適用期間を継承します。また、継続契約の等級が1~5等級以外で、かつ、事故有係数適用期間が1~6年の場合は、記名被保険者の変更があってもご契約のお車の所有者に変更がなければ、変更後の継続契約にその事故有係数適用期間を継承します。

- ・ 記名被保険者の変更が行われ、記名被保険者年令別の料率が適用される場合には、変更後の記名被保険者の始期日時点における年令に応じた記名被保険者年令別の料率が適用されます。ただし、保険期間が1年を超えるご契約の場合で、第2保険年度以降に記名被保険者の変更が行われたときは、それぞれの保険年度の始期日応当日時点における変更後の記名被保険者の年令に応じた記名被保険者年令別の料率が適用されます。

5

継続手続特約

- (1) 継続手続特約とは、満期時における継続手続をお忘れになった場合等に補償がなくなることを防ぐための特約です。
※フリート契約やご契約内容によってはセットできない場合があります。また、取扱代理店によってもセットできない場合があります。
- (2) 次の条件をいずれも満たす場合は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の口座振替等も行います。(注1)
ただし、自動的に継続した場合でも、ご契約条件等を確認させていただくため、ご連絡がとれ次第、取扱代理店とのお手続きが必要になります。
- ①満期日まで当社からこの特約を適用しない旨の連絡(注2)がない場合
②お客さまから継続する・しないについてお申出がない場合(お客さまと連絡がとれない場合等)
- (注1) 所定の期日までに保険料の払込みがなかった場合は、自動的に継続しません。
(注2) 過去の事故の発生状況により契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続でお客さまと連絡がとれない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。
- (3) 継続を希望されない場合は、あらかじめご契約の取扱代理店または当社までご連絡ください。

6

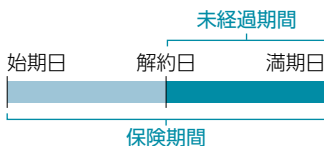
解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の取扱代理店または当社まで速やかにお申出ください。

【解約返れい金について】

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は既に払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。

※解約のお申出のタイミング等によっては、解約返れい金がない場合もあります。



【未払込保険料の請求について】

- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。
- 未払込保険料がある場合には、解約のお手続時に請求させていただくか、下記の方法により、後日、請求させていただきます。

払込方法	請求方法
口座振替でご契約のお客さま	ご契約時に指定された口座に請求させていただきます。
クレジットカード払(登録方式)でご契約のお客さま	ご登録のクレジットカード会社に請求させていただきます。

※未払込保険料の有無や口座振替またはクレジットカードによる払込みの可否等の詳細は、取扱代理店または当社までお問合わせください。

保険料一般分割払特約をセットしたご契約を解約した場合の口座振替の例

始期日が7月1日のご契約(初回保険料口座振替特約と保険料一般分割払特約をセット)を10月20日に解約された場合

経過期間は4か月になりますので4回分の保険料をいただく必要がありますが、解約日時点では3回目、4回目の保険料はまだいただいておりませんので、未払込保険料を10月26日(3回目)、11月26日(4回目)に口座振替により、振り替えさせていただきます。

! 解約日(10月20日)における未払込保険料は10月26日(3回目)、11月26日(4回目)に口座振替により振り替えさせていただきます。



【口座振替を停止できない場合】

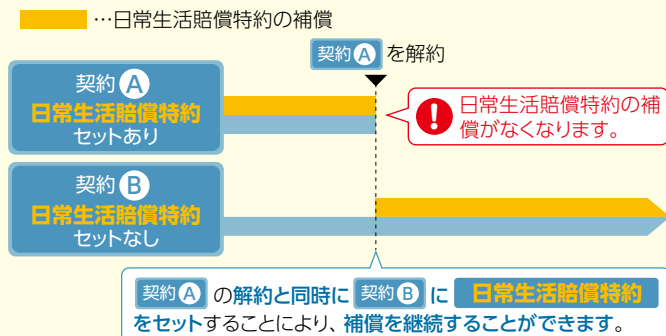
保険料払込方法が口座振替のご契約を解約される場合、解約のお申出のタイミングやお手続状況等によっては口座振替を停止できず、払い込む保険料以上の保険料が引き落とされることがあります。その場合は、当社から指定口座に保険料を返還いたしますので、何卒ご容赦ください。

! 複数のご契約のうち、1契約のみ解約される場合

次の特約をセットしたご契約を解約された場合、これらの特約がご契約のお車以外の事故を補償することから、他のご契約について特約による補償がなくなることがあります。他のご契約の補償内容をご確認いただき、補償がなくなる場合は、他のご契約にこれらの特約をセットすることにより、補償を継続することができます。

- 法人契約の指定運転者特約
- 自動車事故特約
- ファミリーバイク(人身傷害型)特約
- ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約
- 弁護士費用(自動車事故型)特約
- 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約
- 弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約
- 自転車賠償特約
- 日常生活賠償特約

【例:日常生活賠償特約をセットしたご契約を解約された場合】



7

ご契約の中断制度

「ご契約のお車の廃車」や「記名被保険者の海外渡航」等に伴い一時的にご契約を中断した場合、中断後のご契約が当社所定の条件を満たすときに、中断証明書に基づく等級および事故有係数適用期間を継承します。なお、この取扱いを適用するためには、ご契約の満期日（または解約日）の翌日から起算して5年以内にご契約の取扱代理店または当社まで中断証明書の発行依頼をしていただく必要があります。

しおり 中断証明書発行の条件、中断後の新たなご契約の主な条件

中断証明書発行の条件、中断後の新たなご契約の主な条件は、次のとおりです。

中断制度	中断証明書発行の条件	中断後の新たなご契約の主な条件
①ご契約のお車を手放すため一時的にご契約を中断する場合（国内中断）	a. 中断後の新たなご契約の等級が7～20等級であること。 ^(注) b. 中断されるご契約の満期日または解約日までに、ご契約のお車が廃車、譲渡または貸主に返還されていること、または、車検満了時に継続検査を受けず、中断されるご契約の満期日または解約日において自動車検査証が効力を失っていること。等	始期日が中断日の翌日から起算して10年以内の日であること（中断日と同日の場合を含む）。
②記名被保険者の海外渡航により一時的にご契約を中断する場合（海外中断）	a. 中断後の新たなご契約の等級が7～20等級であること。 ^(注) b. 記名被保険者が海外に出国された日が、中断されるご契約の満期日または解約日までの日、または中断されるご契約の満期日または解約日から6か月以内の日であること。 c. 記名被保険者が海外から帰国される日より前に締結された最後の保険契約であること。	始期日が記名被保険者の出国日の翌日から起算して10年以内の日、かつ帰国日の翌日から1年を経過した日以前の日であること。
③記名被保険者が妊娠され一時的にご契約を中断する場合（妊娠による中断）	a. 中断後の新たなご契約の等級が7～20等級であること。 ^(注) b. ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車であること。 c. 記名被保険者が妊娠され、中断されるご契約の満期日または解約日までに母子保健法に定める妊娠の届出を行っていること。	始期日が中断日の翌日から起算して10年以内の日であること（中断日と同日の場合を含む）。

(注) **4** (2) 等級別料率制度 **2** 継続してご契約される場合の等級および事故有係数適用期間 (P.058) に定める方法により計算した等級が7～20等級であることを条件とします。

主な用語の
説明

商品の仕組み

基本となる補償および
補償される運転者の
範囲等保険料の決定の
仕組みと払込方法等契約締結時に
おけるご注意事項契約締結後に
おけるご注意事項その他ご留意
いただきたいこと事故が起こった
場合のご連絡先普通保険約款・
特約

その他ご留意いただきたいこと

(1) 親族連絡先制度について

親族連絡先制度とは、保険契約者に連絡がつかない場合の連絡先として、保険契約者の親族をあらかじめ登録することができる制度です。連絡先親族(注)を登録する場合で、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。

(注) 保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として当社に登録した親族をいいます。

- ① 連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が取扱代理店または当社にあった場合
- ② 取扱代理店または当社から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかないとき
- ③ 当社またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合

(2) 個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
② 提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が発生することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

● 契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります(自動車保険の合計台数が10台以上となったときは、所有・使用する自動車のご契約に関する個人情報を含みます。)

● 再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

(3) 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領取・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

(4) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

(5) ご契約条件について

保険金請求状況などによっては、継続契約の補償内容を変更させていただくことがあります。また、当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(6) 共同保険

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、各引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

(7) 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。



事故が起こった場合の手続き(当社へのご連絡等、保険金のご請求時にご提出いただく書類)

事故が起こった場合・ご連絡先

(1) 事故が起こった場合の当社へのご連絡等

事故が起こった場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置をしてください。

① ケガ人の救護 ▶ 救急車は 119 番

ケガ人がいる場合は、周囲を見渡して安全であることを確認し、救護してください。

② 二次災害の防止

二次災害に巻き込まれないよう、自分と相手双方の安全を確保してください。また、二次災害を発生させないように、車両等を安全な場所へ移動してください。

③ 警察へ連絡 ▶ 警察は 110 番

事故現場をよく確認し、落ち着いて的確に通報してください。人身事故の場合は、人身事故である旨を正しく警察に届け出てください。

④ 相手の確認

相手の方がいる場合は、その方の住所・氏名・連絡先等をご確認ください。なお、事故現場で相手との示談・口約束はしないでください。

⑤ 目撃者の確認

事故の目撃者がいる場合は、その方の住所・氏名・連絡先等をご確認ください。

⑥ 取扱代理店または三井住友海上へ連絡

ご連絡いただく際は、次の事項をご通知ください。
◇事故の日時・場所・状況、届出警察・担当官
◇相手の方の住所・氏名・連絡先、相手のお車の登録番号
◇目撃者がいる場合は、その方の住所・氏名・連絡先
◇損害賠償請求を受けた場合は、その内容 等



事前に当社へご相談ください。

次のような場合は、事前に当社へご相談ください。

- 事故にあっただ契約のお車を修理される場合
- 相手の方と示談される場合
- 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合

(2) ご連絡先

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間 365日事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター

事故は 365日

0120-258-365 無料

【受付時間】 24時間 365日

お車のトラブルで困った場合は

おクルマQQ隊専用ダイヤル

おクルマ Q Q 隊

0120-096-991 **無料**

【受付時間】24時間365日

(3) 代理請求人制度

しおり 代理請求人制度

重度の後遺障害が発生し意思能力を喪失した等、被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、これらの方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金または損害賠償額を請求することができます（「代理請求人制度」）。（注）詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

（注）「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(4) 保険金のお支払時期について

当社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（注1）を終えて保険金をお支払いします。（注2）

（注1）保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注2）必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、「普通保険約款・特約」に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

(5) 保険金の時効について

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、「普通保険約款・特約」でご確認ください。

(6) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち当社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または当社にご相談ください。

- ※1 ご提出いただく書類には●を付しています。「一」が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。
- ※2 次の特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の「人身傷害保険」に●を付した書類のうち当社が求めるものをご提出いただけます。
 - ・搭乗者傷害に関する特約、自損傷害特約および無保険車傷害特約
 - ただし、無保険車傷害特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次の書類もご提出いただけます。
 - ・お支払いする保険金の額に関する被保険者と当社との協議内容を示す書類
- ※3 特約に基づいて次表の基本となる補償以外の補償に関する保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。
- ※4 損害賠償請求権者が当社に損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「相手への賠償」に●を付した書類のうち当社が求めるものをご提出いただけます。
- ※5 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

事故が起こった場合・ご連絡先

基本となる補償 保険金請求に必要な書類	相手への賠償		おケガの補償	お車の補償
	対人賠償 保険	対物賠償 保険	人身傷害 保険	車両 保険
保険金請求書	●	●	●	●
公の機関が発行する交通事故証明書 ^(注) またはこれに代わるべき書類	●	●	●	●
所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類(ご契約のお車が盗難された場合)	—	—	—	●
死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の死亡による損害の額を示す書類および戸籍謄本(死亡に関して支払われる保険金を請求する場合)	●	—	●	—
後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の後遺障害による損害の額を示す書類(後遺障害に関して支払われる保険金を請求する場合)	●	—	●	—
診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額その他の傷害による損害の額を示す書類(傷害に関して支払われる保険金を請求する場合)	●	—	●	—
示談書・判決書等、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	●	●	—	—
被害物の価額を確認できる書類、被害物の修理等に要する費用の見積書または領収書、被害物の写真・画像データ	—	●	—	●
電車等の運行不能に起因する損害が発生した事実およびその損害の額を確認できる資料	—	●	—	—
上記のほか、損害賠償請求権者が被った損害の額および損害賠償請求権者またはその代理人であることを示す書類	●	●	—	—
被保険者が負担した費用の額を示す書類	●	●	●	●
自動車検査証等、自動車その他の物の所有者・使用者を示す書類	●	●	●	●
レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害の内容・程度を示す書類	●	—	●	—
自動車損害賠償責任保険証明書等、自賠償保険等への加入を示す書類	●	—	—	—
自動車の使用にあたって、正当な権利を有する者の承諾があったことを示す書類	●	●	●	●
住民票、戸籍謄本等、同居等の事実または親族等の関係を示す書類	●	●	●	●
雇用契約、請負契約、委任契約等、保険契約者等と他者との間の契約内容を示す書類	●	●	●	●
保険金請求等に関する委任状、印鑑証明書、代表者事項証明書	●	●	●	●
事故発生の日時、場所および状況等を当社にご通知いただく書類	●	●	●	●
当社が保険金を支払うために必要な事項の確認にかかわる同意書	●	●	●	●
被保険者が被った損害に対して支払われることが決定し、または既に支払われた保険金、給付金、損害賠償金等がある場合は、その額を示す書類	●	●	●	●
賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容を示す書類等、無保険車との事故にかかる保険金のご請求にあたって、約款に定める内容を当社へご通知いただく書類	—	—	●	—

(注) 自動車の事故による保険金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書(人身事故の場合は人身事故扱いの交通事故証明書)が必要となります。この交通事故証明書は事故発生時に警察への届出がないと発行されませんので、事故が起こった場合は速やかに事故届けを行ってください。なお、警察への届出がお済みの場合は、保険金の請求時に必要となる交通事故証明書は当社にて取付けます。

一般自動車総合保険普通保険約款

「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に適用される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款のそれぞれの条項、および適用される特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。(50音順)

	用語	説明
い	医学的他覚所見	脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等により客観的に証明できる異常所見をいいます。
か	解除 解約	当社からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。 保険契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
き	既経過期間 記名被保険者	始期日から既に経過した期間をいいます。 保険証券記載の被保険者をいいます。
け	契約条件変更の申出	次のいずれかに規定する保険契約内容の変更の申出をいいます。 ① 基本条項第7条（ご契約のお車の譲渡）（1）の通知 ② 基本条項第8条（ご契約のお車の入替）（1）の通知 ③ 基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）⑤の通知 ④ この普通保険約款に適用される特約の通知
こ	後遺障害 ご契約のお車	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを除きます。 この保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券の「ご契約のお車」欄に登録番号、車両番号、標識番号、車台番号等が記載されている自動車をいいます。
し	自家用8車種 始期日 死傷 失効 自動車 自動車取扱業者 自賠責保険等 車両保険金額 傷害 所有権留保条項付売買契約 人身傷害保険金額 親族 損壊	用途車種が次のいずれかに該当する自動車をいいます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑥ 自家用小型貨物車 ⑦ 自家用軽四輪貨物車 ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車） 保険期間の初日をいいます。 人の生命または身体（注）を害することをいいます。 （注）身体には、身体と同時に被害を受けた場合、義歯、義眼、近視矯正用眼鏡・コンタクトレンズ、補聴器、松葉杖その他身体に密着し、身体の機能を補完するための用具も含みます。 この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項にいう「自動車」および同条第3項にいう「原動機付自転車」に該当するものをいいます。 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等であって、顧客等から自動車を受託し、受託業務の報酬・対価を受け取ることにより事業を営んでいる者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。 保険証券記載の車両保険金額をいいます。 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状（注）を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。 ① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒 ③ 日射、熱射または精神的衝動による障害 ④ 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの （注）中毒症状とは、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除きます。 自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金のお金預りまでの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。 保険証券記載の人身傷害保険金額をいいます。 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
そ	損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれ次のとおりとします。 ① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。 ② 破損とは、財物が壊れることをいいます。 ③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
た	対人保険金額 対物保険金額 他の保険契約等	保険証券記載の対人保険金額をいいます。 保険証券記載の対物保険金額をいいます。 この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）医師とは、被保険者が医師である場合、被保険者以外の医師をいいます。
つ	通院 通知事項の通知	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。 基本条項第5条（契約後に通知したく事項—通知義務）（1）に規定する通知をいいます。
て	訂正の申出	告知事項（注）について書面をもって当社に訂正を申し出ることであって、基本条項第4条（契約時に告知したく事項—告知義務）（3）③またはこの普通保険約款に適用される特約に規定する訂正の申出をいいます。 （注）告知事項とは、基本条項「用語の説明」に定める告知事項をいいます。

と	同居	同一家屋（注）に居住している状態をいい、同一生計や扶養関係は問いません。ただし、マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、賃貸・区分所有の別を問わず「別居」として取扱います。 （注）同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。ただし、台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」等は同一家屋として取り扱います。
	特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
	賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者を死傷させたことにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
ひ	被保険者	この保険契約により補償を受ける者または補償の対象となる者をいいます。
ふ	普通保険約款	ご契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
へ	変更日	訂正の申出の承認、通知事項の通知の変額または契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日を含みます。
ほ	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	この保険契約により補償される損害または傷害が発生した場合に、当社が被保険者または保険金を受け取るべき者に支払うべき金銭であって、対人賠償保険金、対物賠償保険金、人身傷害保険金、車両保険金およびこの普通保険約款に適用される特約により支払われるべき保険金をいいます。
	保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、対人保険金額、対物保険金額、人身傷害保険金額、車両保険金額およびこの普通保険約款に適用される特約に定める保険金額をいいます。
	保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類（注）をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類（注）を含みます。 （注）書類には、電子媒体によるものを含みます。
	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
ま	満期日	保険期間の末日をいいます。
み	未経過期間	満期日までの残存期間をいいます。
	未済	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
む	無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から発生しなかったものとして取り扱うことをいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
よ	用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」および「自動車の種別」とは異なり、当社が定める区分表によるものとします。 （注）登録番号標等とは、登録番号標、車両番号標または標識番号標をいいます。

第1章 賠償責任保険

第1節 対人賠償責任条項

「用語の説明」

この対人賠償責任条項において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

用語	説明
ひ 被害者	第1条（保険金を支払う場合）（1）に定める対人事故により死傷した被保険者以外の者をいいます。
ほ 法律上の損害賠償責任	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）、民法（明治29年法律第89号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して他人を死傷させたこと（以下「対人事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対人賠償責任条項および基本条項に従い、対人賠償保険金を支払います。
- (2) 当社は、1回の対人事故による本条（1）の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（注）を超過する場合には限り、その超過額に対してのみ対人賠償保険金を支払います。
- （注）自賠責保険等によって支払われる金額とは、ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

第2条（補償の対象となる方—被保険者）

- (1) この対人賠償責任条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - ア、記名被保険者の配偶者
 - イ、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契

約のお車を使用または管理している間を除きます。

- ④ 本条(1)①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注1)。ただし、その責任無能力者に関する対人事故に限ります。
- ⑤ 記名被保険者の使用者(注2)。ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者(注2)の業務に使用している場合に限ります。
- (2) この対人賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第3条(保険金を支払わない場合)(1)①の規定を除きます。
- (3) 本条(2)の規定によって、第4条(支払保険金の計算)(1)に定める当社の支払うべき対人賠償保険金の限度額が増額されるものではありません。
- (注1) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限ります。
- (注2) 使用者には、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、対人賠償保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意
 - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって発生した損害に限ります。
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動(注2)
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 台風、洪水または高潮
 - ⑥ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑦ 本条(1)⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ 本条(1)③から⑦までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑨ ご契約のお車を競技(注5)もしくは曲技(注6)のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注7)すること。
- (2) 当社は、被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、対人賠償保険金を支払いません。
- (3) 当社は、対人事故により次のいずれかに該当する者が死傷した場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、対人賠償保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を運転中の者またはその配偶者
 - ③ ご契約のお車を運転中の者の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
 - ④ 被保険者の配偶者
 - ⑤ 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
 - ⑥ 被保険者の業務(注8)に従事する使用人
 - ⑦ 被保険者の使用者の業務(注8)に従事する他の使用人。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務(注8)に使用している場合に限ります。
- (注1) これらの者の法定代理人とは、保険契約者または記名被保険者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 競技とは、ロードレース(山岳ラリー、タイムラリー)やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注6) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注7) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注8) 業務とは、家事を除きます。

第4条(支払保険金の計算)

- (1) 1回の対人事故につき当社の支払う対人賠償保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、被害者1名につき、それぞれ対人保険金額を限度とします。

$$\text{対人賠償保険金の額} = \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \text{第5条(費用)①から③までの費用} - \text{自賠責保険等によって支払われる金額(注)}$$

- (2) 当社は、本条(1)に定める対人賠償保険金の額のほか、対人保険金額を超過した場合でも、次の額の合計額を対人賠償保険金として支払います。
- ① 第5条(費用)④および⑤の費用
 - ② 第7条(当社による解決)(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金
- (注) 自賠責保険等によって支払われる金額とは、ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

第5条(費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続を行うことによっては得られなくなった収入は対象となりません。

費用	説明
① 損害防止費用	基本条項第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	基本条項第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)⑤に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
③ 緊急措置費用	対人事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。
④ 示談交渉費用	対人事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第7条(当社による解決)(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟において、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

第6条（当社による協力または援助）

被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續について協力または援助を行います。

第7条（当社による解決）

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（注）を行います。
- 被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当社と解決条件について合意している場合
 - 当社が損害賠償請求権者から第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づき損害賠償額の支払の請求を受けた場合
- (2) 本条（1）の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、本条（1）の規定は適用しません。
- 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、対人保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合
 - ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
 - 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
 - 正当な理由がなく被保険者が本条（2）に規定する協力を拒んだ場合
- (注) 訴訟の手續には、弁護士を選任を含みます。

第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して本条（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者に対して本条（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、当社がこの対人賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき対人賠償保険金の額（注1）を限度とします。
- 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
ア、被保険者の破産または生死不明。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人の破産または生死不明とします。
イ、被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
 - 本条（3）に定める損害賠償額が対人保険金額（注2）を超えることが明らかになった場合
- (3) 第7条（当社による解決）および本条の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

$$\text{損害賠償額} = \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} - \text{自賠責保険等によって支払われる金額（注3）} - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額}$$

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の対人賠償保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) 本条（2）の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、対人賠償保険金を支払ったものとみなします。
- (注1) 対人賠償保険金の額とは、同一事故につき既に当社が支払った対人賠償保険金または損害賠償額がある場合、その全額を差し引いた額をいいます。
- (注2) 対人保険金額とは、同一事故につき既に当社が支払った対人賠償保険金または損害賠償額がある場合、その全額を差し引いた額をいいます。
- (注3) 自賠責保険等によって支払われる金額とは、ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

第9条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第6条（当社による協力または援助）または第7条（当社による解決）（1）の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は、被害者1名につき、それぞれ対人保険金額（注1）の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において貸し付け、または仮払金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
- (2) 本条（1）により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) 本条（1）の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第4条（支払保険金の計算）（1）ただし書および第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）ただし書の規定は、その貸付金または供託金（注2）を既に支払った対人賠償保険金とみなして適用します。
- (4) 本条（1）の供託金（注2）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注2）の限度で、本条（1）の当社の名による供託金（注2）または貸付金（注3）が対人賠償保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 基本条項第20条（保険金の請求）の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、本条（1）の仮払金に関する貸付金が対人賠償保険金として支払われたものとみなします。
- (注1) 対人保険金額とは、同一事故につき既に当社が支払った対人賠償保険金または第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合、その全額を差し引いた額をいいます。
- (注2) 供託金には、利息を含みます。
- (注3) 貸付金には、利息を含みます。

第10条（先取特権）

- (1) 対人事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、対人賠償保険金の支払を行うものとします。
- 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条（1）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に対人賠償保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または本条（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条（2）①または④の規定により被保険者が当社に対して対人賠償保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権とは、第5条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第11条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

対人保険金額が、第10条(先取特権)(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる対人賠償保険金と被保険者が第5条(費用)の規定により当社に対して請求することができる対人賠償保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する対人賠償保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する対人賠償保険金の支払を行うものとします。

第2節 対物賠償責任条項

「用語の説明」

この対物賠償責任条項において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
う	運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいし、情報の流布(注)のみに起因するものを除きます。 (注)情報の流布には、特定の者への伝達を含みます。
き	軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モトローラー、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバス(注)をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープウェイ、ティーパーティー等座席装置のないリフト等は含みません。 (注)ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
ほ	法律上の損害賠償責任	民法(明治29年法律第89号)等法律に基づく損害賠償責任をいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を損壊させたこと、またはご契約のお車の所有、使用または管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になること(以下「対物事故」といいます。)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償責任条項および基本条項に従い、対物賠償保険金を支払います。

第2条(補償の対象となる方—被保険者)

(1) この対物賠償責任条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
ア. 記名被保険者の配偶者
イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。
- ④ 本条(1)①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注1)。ただし、その責任無能力者に関する対物事故に限りません。
- ⑤ 記名被保険者の使用者(注2)。ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者(注2)の業務に使用している場合に限りません。

(2) この対物賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第3条(保険金を支払わない場合)(1)①の規定を除きます。

(3) 本条(2)の規定によって、第4条(支払保険金の計算)(1)に定める当社の支払うべき対物賠償保険金の限度額が増額されるものではありません。

(注1) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限りません。

(注2) 使用者には、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第3条(保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、対物賠償保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意
 - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限りません。
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 台風、洪水または高潮
 - ⑥ 核燃料物質(注3)もしくは核燃燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑦ 本条(1)⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ 本条(1)③から⑦までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑨ ご契約のお車を競技(注5)もしくは曲技(注6)のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注7)すること。
- (2) 当社は、被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、対物賠償保険金を支払いません。
- (3) 当社は、対物事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が損壊した場合、または次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合には、それによって被る損害に対しては、対物賠償保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② ご契約のお車を運転中の者またはその配偶者
- ③ ご契約のお車を運転中の者の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の者またはその配偶者と同居している場合に限りません。
- ④ 被保険者またはその配偶者
- ⑤ 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限りません。

(注1) これらの者の法定代理人とは、保険契約者または記名被保険者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持

- 上重大な事態と認められる状態をいいます。
 (注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
 (注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
 (注5) 競技とは、ロードレース(山岳ラリー、タイムラリー)やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
 (注6) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
 (注7) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第4条(支払保険金の計算)

- (1) 1回の対物事故につき当社の支払う対物賠償保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、対物保険金額を限度とします。

$$\text{対物賠償保険金の額} = \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \text{第5条(費用)①から⑤までの費用} - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} - \text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}$$

- (2) 当社は、本条(1)に定める対物賠償保険金の額のほか、対物保険金額を超過した場合でも、次の額の合計額を対物賠償保険金として支払います。

- ① 第5条(費用)⑥および⑦の費用
- ② 第7条(当社による解決)①の規定に基づく訴訟または被保険者が当社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第5条(費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。

費用	説明
① 損害防止費用	基本条項第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	基本条項第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)⑤に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
③ 緊急措置費用	対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。
④ 落下物取片づけ費用	偶発な事故によってご契約のお車に積載していた動産(注)が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当社の同意を得て支出した取片づけ費用をいいます。
⑤ 原因者負担費用	対物事故が発生した場合で、失火ノ責任二関スル法律(明治32年法律第40号)の適用により被保険者が法律上の損害賠償責任が発生しないときにおいて、被保険者が道路法(昭和27年法律第180号)第58条(原因者負担金)等の法令に定められる原因者負担金として支出した費用をいいます。
⑥ 示談交渉費用	対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第7条(当社による解決)(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑦ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

- (注) ご契約のお車に積載していた動産とは、法令で積載が禁止されている動産または法令で禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。

第6条(当社による協力または援助)

被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第7条(当社による解決)

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注1)を行います。なお、この場合における折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注1)には、ご契約のお車に発生した損害についてご契約のお車の所有者および被保険者から相手方へ行う請求に関するものは含みません。

- ① 被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当社と解決条件について合意している場合
- ② 当社が損害賠償請求権者から第8条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

- (2) 本条(1)の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、本条(1)の規定は適用しません。

- ① 1回の対物事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が対物保険金額(注2)を明らかに超える場合
- ② 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の対物事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が免責金額を明らかに下回る場合
- ③ 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
- ④ 正当な理由がなく被保険者が本条(2)に規定する協力を拒んだ場合

- (注1) 訴訟の手続には、弁護士を選任を含みます。
 (注2) 対物保険金額とは、保険証券に免責金額の記載がある場合、その額との合計額をいいます。

第8条(損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1) 対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して本条(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者に対して本条(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当社がこの対物賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき対物賠償保険金の額(注1)を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との

間で、書面による合意が成立した場合

- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
ア、被保険者の破産または生死不明。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人の破産または生死不明とします。
イ、被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (3) 第7条（当社による解決）および本条の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

損害賠償額	=	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	次のいずれか高い額
				① 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 ② 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の対物賠償保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) 本条（2）または（8）の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、対物賠償保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注2）が対物賠償金額（注3）を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は本条（1）の規定による請求権を行使することはできず、また当社は本条（2）の規定による損害賠償額を支払いません。
- (7) 次のいずれかに該当する場合には、本条（6）の規定を適用しません。
 - ① 本条（2）④に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者とも折衝することができないと認められる場合とします。
 - ③ 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (8) 本条（7）②または③に該当する場合は、本条（2）の規定にかかわらず、当社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当社がこの対物賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき対物賠償保険金の額（注1）を限度とします。

(注1) 対物賠償保険金の額とは、同一事故につき既に当社が支払った対物賠償保険金または損害賠償額がある場合、その全額を差し引いた額をいいます。
(注2) 法律上の損害賠償責任の総額には、同一事故につき既に当社が支払った対物賠償保険金または損害賠償額がある場合、その全額を含みます。
(注3) 対物賠償金額とは、保険証券に免責金額の記載がある場合、その額との合計額をいいます。

第9条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第6条（当社による協力または援助）または第7条（当社による解決）（1）の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は、1回の対物事故につき、対物賠償金額（注1）の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
- (2) 本条（1）により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) 本条（1）の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第4条（支払保険金の計算）（ただし書、第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）ただし書および同条（8）ただし書の規定は、その貸付金または供託金（注2）を既に支払った対物賠償保険金とみなして適用します。
- (4) 本条（1）の供託金（注2）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注2）の限度で、本条（1）の当社の名による供託金（注2）または貸付金（注3）が対物賠償保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 基本条項第20条（保険金の請求）の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、本条（1）の仮払金に関する貸付金が対物賠償保険金として支払われたものとみなします。

(注1) 対物賠償金額とは、同一事故につき既に当社が支払った対物賠償保険金または第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合、その全額を差し引いた額をいいます。
(注2) 供託金には、利息を含みます。
(注3) 貸付金には、利息を含みます。

第10条（先取特権）

- (1) 対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、対物賠償保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条（1）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に対物賠償保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または本条（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条（2）①または④の規定により被保険者が当社に対して対物賠償保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権とは、第5条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第11条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

対物賠償金額が、第10条（先取特権）（2）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる対物賠償保険金と被保険者が第5条（費用）の規定により当社に対して請求することができる対物賠償保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する対物賠償保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する対物賠償保険金の支払を行うものとします。

第2章 傷害保険

人身傷害条項

「用語の説明」

この人身傷害条項において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
た	対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人を死傷させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被ること（以下「人身傷害事故」といいます。）によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（注）に対して、この人身傷害条項および基本条項に従い、保険金請求権者に人身傷害保険金を支払います。

- ① ご契約のお車の運行に起因する事故
 - ② ご契約のお車の運行中、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発またはご契約のお車の落下
- （注）損害とは、第6条（損害の額の決定）に定める損害の額をいいます。

第2条（補償の対象となる方一被保険者）

（1）この人身傷害条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。ただし、極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者は含みません。

- ① ご契約のお車の正規の乗車業務（注1）またはその装置のある室内（注2）に搭乗中の者
 - ② 本条（1）①以外の者で、ご契約のお車の保有者（注3）
 - ③ 本条（1）①および②以外の者で、ご契約のお車の運転者（注4）
- （2）本条（1）②または③のいずれかに該当する者は、これらの者がご契約のお車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に発生した損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者に含まれます。
- （3）本条（1）の被保険者の胎内にある胎児が、第1条（保険金を支払う場合）①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、その出生後に、身体に傷害を被ることによって損害を被った場合は、本条（1）の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。ただし、賠償義務者がある場合に限りです。
- （4）この人身傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- （注1）正規の乗車業務とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
- （注2）その装置のある室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- （注3）保有者とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第3項に定める保有者をいいます。
- （注4）運転者とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。

第3条（保険金請求権者）

この人身傷害条項における保険金請求権者は、人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者とします。

- ① 被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
- ② 被保険者の父母、配偶者または子

第4条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、人身傷害保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ 本条（1）③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ 本条（1）①から④までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑥ ご契約のお車を競技（注4）もしくは曲技（注5）のために使用すると、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。
- （2）当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、人身傷害保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した傷害による損害
 - ② 被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転（注7）している場合に、その本人に発生した傷害による損害
 - ③ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に、その本人に発生した傷害による損害
 - ④ 被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合に、その本人に発生した傷害による損害
 - ⑤ 被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に、その本人に発生した傷害による損害
 - ⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に発生した傷害による損害
 - ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に発生した傷害による損害
- （3）当社は、損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって発生した場合は、その者の受け取るべき金額については、人身傷害保険金を支払いません。
- （4）当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注8）による損害に対しては、人身傷害保険金を支払いません。
- （注1）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注2）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- （注3）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- （注4）競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
- （注5）曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- （注6）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- （注7）法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転とは、次のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
 - ② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その効力が停止されている者
 - ③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類と違反している者
- （注8）創傷感染症とは、丹毒、淋膀胱炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（支払保険金の計算）

（1）1回の人身傷害事故につき当社の支払う人身傷害保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、被保険者1名につき、それぞれ人身傷害保険金額を限度とします。

$$\text{人身傷害保険金の額} = \text{第6条(損害の額の決定)(1)の規定により決定される損害の額} + \text{第7条(費用)の費用}$$

(2) 次のいずれかに該当するものがある場合において、その合計額が保険金請求権者の自己負担額(注1)を超過するときは、当社は、本条(1)に定める人身傷害保険金の額からその超過額を差し引いて人身傷害保険金を支払います。なお、賠償義務があり、かつ、判決または裁判上の和解(注2)において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が別紙>人身傷害事項損害額基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、自己負担額(注1)の算定にあたっては、その基準により算出された額(注3)を第6条(損害の額の決定)の規定により決定される損害の額とみなします。

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支払われた金額
 - ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第1条(保険金を支払う場合)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
 - ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
 - ④ 労働者災害補償制度(注4)によって既に給付が決定しまたは支払われた額(注5)
 - ⑤ 第6条(損害の額の決定)(1)の規定により決定される損害の額および第7条(費用)の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
 - ⑥ 本条(2)①から⑤までのほか、第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(注6)
- (3) 本条(1)および(2)の規定にかかわらず、保険金請求権者が、第6条(損害の額の決定)(2)の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る額を除いた金額のみを人身傷害保険金として請求した場合は、1回の人身傷害事故につき当社の支払う人身傷害保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、被保険者1名につき、それぞれ人身傷害保険金額を限度とします。

$$\text{人身傷害保険金の額} = \text{第6条(損害の額の決定)(2)の規定により決定される損害の額} + \text{第7条(費用)の費用} - \text{本条(3)①から③までの合計額}$$

- ① 労働者災害補償制度(注4)によって既に給付が決定しまたは支払われた額(注5)
 - ② 第6条(損害の額の決定)(2)の規定により決定される損害の額および第7条(費用)の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
 - ③ 本条(3)①および②のほか、第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(注6)
- (4) 本条(1)ただし書および(3)ただし書の規定にかかわらず、被保険者にく別表1>後遺障害等級表の1の第1級もしくは第2級またはく別表1>の2の第1級、第2級、第3級もしくはく別表1>に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合で人身傷害保険金額が無制限以外のときは、1回の人身傷害事故につき当社の支払う人身傷害保険金の額は、被保険者1名につき、それぞれ人身傷害保険金額の2倍の金額を限度として、本条(1)および(3)の規定を適用します。
- (5) 人身傷害保険金額が1億円以下の場合であって、第10条(無保険自動車事故に関する特別)(1)に定める条件をすべて満たすとき(注7)は、同条の規定を適用し、本条(4)の規定は適用しません。
- (注1) 自己負担額とは、第6条(損害の額の決定)(1)の規定により決定される損害の額および第7条(費用)の費用の合計額から本条(1)に定める人身傷害保険金の額を差し引いた額をいいます。
- (注2) 裁判上の和解には、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条(訴え提起前の和解)に定める訴え提起前の和解を含みます。
- (注3) その基準により算出された額には、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金を含みます。
- (注4) 労働者災害補償制度とは、次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。
- ① 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)
 - ② 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)
 - ③ 裁判官の災害補償に関する法律(昭和35年法律第100号)
 - ④ 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)
 - ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)
- (注5) 労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた額とは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。
- (注6) 取得した給付の額またはその評価額には、保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。
- (注7) 第10条(無保険自動車事故に関する特別)(1)に定める条件をすべて満たすときは、第10条(無保険自動車事故に関する特別)(2)のいずれかに該当するときは除きます。

第6条(損害の額の決定)

(1) 当社が人身傷害保険金を支払うべき損害の額は、人身傷害事故によって被保険者に次のいずれかに該当する損害が発生した場合に、その区分ごとに、それぞれ別紙>人身傷害事項損害額基準により算定された金額の合計額とします。ただし、賠償義務がある場合において、その区分ごとに算定された額が自賠責保険等によって支払われる金額(注)を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額(注)とします。

- ① 傷害を被り、その直接の結果として、治療を要したことによる損害
 - ② 傷害を被り、その直接の結果として、く別表1>後遺障害等級表の1またはく別表1>の2に掲げる後遺障害が発生したことによる損害
 - ③ 傷害を被り、その直接の結果として、死亡したことによる損害
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、次の算式によって算出される金額のみを、当社が人身傷害保険金を支払うべき損害の額として、請求することができます。

$$\text{損害の額} = \text{本条(1)①から③までの区分ごとに算定された金額の合計額} - \text{賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る額}$$

(3) 本条(2)の「賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る額」とは、本条(1)①から③までの区分ごとに算定された金額に対し、次の手続に基づいて決定した賠償義務者の責任割合を乗じた額の合計額をいいます。ただし、賠償義務者がある場合において、自賠責保険等によって支払われる金額(注)を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額(注)とします。

- ① 当社と保険金請求権者との間の協議
 - ② 本条(3)①の協議が成立しない場合は、当社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停
- (注) 自賠責保険等によって支払われる金額とは、自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第7条(費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。

費用	説明
① 損害防止費用	基本条項第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害

	の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	基本条項第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)⑤に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

第8条 (他の身体の障害または疾病の影響)

次のいずれかに該当する事由により第1条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合は、当社は、その事由がなかったときに相当する金額を損害の額とします。

- ① 被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響があったこと。
- ② 被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響があったこと。
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。

第9条 (保険金請求権者の義務等)

(1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第1条(保険金を支払う場合)の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を当社に通知しなければなりません。

- ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
 - ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
 - ③ 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容
 - ④ 保険金請求権者が第1条(保険金を支払う場合)の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
 - ⑤ 人身傷害事故の原因となった、ご契約のお車以外の自動車がある場合、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- (2) 本条(1)のほか、保険金請求権者は、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、人身傷害事故による傷害の治療を受ける際には、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。
- (4) 当社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく本条(1)もしくは(2)の規定に違反した場合または本条(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて人身傷害保険金を支払います。
- (5) 保険契約者または保険金請求権者は、損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当社の承認を得なければなりません。ただし、賠償義務者からの損害賠償金の支払を先行した後に、保険金請求権者が人身傷害保険金を請求する場合は除きます。
- (6) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく本条(5)の規定に違反した場合は、当社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差し引いて人身傷害保険金を支払います。
- (7) 当社は、賠償義務者または第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めるときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額(注)について照会を行い、または当社の支払保険金について通知することがあります。
- (注) 保険金、共済金その他の給付の有無および額には、保険金額および保険日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

第10条 (無保険自動車事故に関する特別)

(1) 当社は、次に定める条件をすべて満たす場合には、第5条(支払保険金の計算)(1)ただし書および(3)ただし書の規定にかかわらず、1回の人身傷害事故につき当社の支払う人身傷害保険金の額は、被保険者1名につき、2億円を限度とします。

- ① 人身傷害保険金額が無制限以外であること。
 - ② 無保険自動車の運行に起因する事故により被保険者が傷害を被り、その直接の結果として被保険者が死亡すること、またはその直接の結果として<別表1>後遺障害等級表の1または<別表1>の2に掲げる後遺障害が発生すること。
 - ③ 賠償義務者があること。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、本条(1)の規定を適用しません。
- ① 次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。
 - ア. 被保険者の配偶者
 - イ. 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限り。
 - ウ. 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務(注1)に従事している場合に限り。
 - エ. 被保険者の使用者の業務(注1)に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務(注1)に従事している場合に限り。
 - ② 次のいずれかに該当する者が運転する無保険自動車によって被保険者が傷害を被った場合。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または本条(2)①ウ、もしくはエ、に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車がある場合を除きます。
 - ア. 被保険者の配偶者
 - イ. 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限り。
- (3) この条において「無保険自動車」とは、相手自動車(注2)で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車を行います。
- ① その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合
 - ② その自動車について適用される対人賠償保険等によって、賠償義務者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合。ただし、その損害の額が、自賠責保険等によって支払われる金額(注3)を超過する場合に限り。
 - ③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(注4)が、2億円に達しない場合。ただし、賠償義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害の額が、次のア、およびイ、の合計額を超過すると認められる場合に限り。
- ア. 自賠責保険等によって支払われる金額(注3)
 - イ. その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(注4)
- (4) 本条(3)の規定にかかわらず、次の自動車を無保険自動車とみなします。
- ① 相手自動車(注2)が明らかでない認められる場合は、その自動車
 - ② 相手自動車(注2)が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車(注2)。ただし、それぞれの相手自動車(注2)について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(注4)の合計額(注5)が2億円に達しないと認められる場合であって、かつ、賠償義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害の額が、次のア、およびイ、の合計額を超過すると認められる場合に限り。
- ア. 自賠責保険等によって支払われる金額(注3)
 - イ. それぞれの相手自動車(注2)について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(注4)の合計額(注5)
- (注1) 業務とは、家事を除きます。

(注2) 相手自動車とは、ご契約のお車以外の自動車であって被保険者を死傷させた自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。）を除きます。

(注3) 自賠責保険等によって支払われる金額とは、自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(注4) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額とは、対人賠償保険等に定められた責任限度額をいい、対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。ただし、対人賠償保険等に運転者の年齢を限定する条件が定められており、その条件に該当しない者が運転している間に発生した事故による損害に対して、対人賠償保険等の保険金額または共済金が削減して支払われる場合は、保険金または共済金の額を保険金額または共済金額とみなします。

(注5) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額とは、本案(3)①および②に該当する相手自動車ならびに本案(4)①の明らかでないと思われる相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。

第3章 車両保険

車両条項

「用語の説明」

この車両条項において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。
(50音順)

用語	説明
ご契約のお車の価額	ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額（注）をいいます。 （注）市場販売価格相当額には、税金、保険料、リサイクル料金、登録等に伴う費用は含まれません。ただし、消費税はご契約のお車の価額に含まれます。また、骨重価値や希少価値は含めることはできません。
修理費	損害が発生した地および時において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費（注）をいいます。この場合、ご契約のお車の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えたと認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 （注）ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費とは、事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、消費税を含みます。なお、これ以外の格落ち等による損害は含みません。
全損	次のいずれかに該当する場合をいいます。 ① ご契約のお車を修理することができない場合 ② ご契約のお車が盗難（注）された場合 ③ 修理費の額が保険価額以上となる場合 （注）盗難とは、ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。
定着	ホイール、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。
付属品	ご契約のお車に定着または装着されている物をいい、車室内でのみ使用することを目的としてご契約のお車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器（注1）等は、メーカー所定の取付方法により固定されている場合に限り、固定の方法がホルト以外であっても付属品として取扱います。ただし、次の物は付属品に含まれません。 ① 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品 ② 法令により自動車に定着または装着することを禁止されている物 ③ 通常装飾品とみなされる物 ④ 付属機械装置（注2） （注1）ETC車載器とは、有料道路自動料金收受システムの用に供する車載器をいいます。 （注2）付属機械装置とは、医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装着されている精密機械装置をいいます。
分損	修理費の額が保険価額未満となる場合をいいます。
保険価額	損害が発生した地および時におけるご契約のお車の価額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によってご契約のお車に発生した損害およびご契約のお車の盗難によって発生した損害（注）に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に車両保険金を支払います。

(2) 本案(1)のご契約のお車には、付属品を含みます。

(注) ご契約のお車の盗難によって発生した損害には、ご契約のお車の一部または全部が盗難にあった場合のほか、ご契約のお車の車室内、トランク内に収容またはキャリア（自動車の屋根またはトランク上に設置された小型、少量の荷物を積載、運搬するための装置をいいます。）に固定されている動産の盗難に伴ってご契約のお車に発生した損害を含みます。

第2条（補償の対象となる方—被保険者）

この車両条項における被保険者は、ご契約のお車の所有者とします。

第3条（保険金額）

当社と保険契約者または被保険者は、保険契約締結の時におけるご契約のお車の価額を、車両保険金額として定めるものとします。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、車両保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、才に定める者については、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限りません。
ア、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）

- イ、所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主（注2）
- ウ、本条（1）①ア、およびイ、に定める者の法定代理人
- エ、本条（1）①ア、およびイ、に定める者の業務に従事する中の使用人
- オ、本条（1）①ア、およびイ、に定める者の父母、配偶者または子
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動（注3）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ 本条（1）④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 本条（1）②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ ご契約のお車を競技（注6）もしくは曲技（注7）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注8）すること。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、車両保険金を支払いません。
- ① ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
- ② 故障損害（注9）
- ③ ご契約のお車から取り外されて車上にない部分品または付属品に発生した損害
- ④ 付属品のうちご契約のお車に定着されていないものに発生した損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が発生した場合を除きます。
- ⑤ タイヤ（注10）に発生した損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が発生した場合を除きます。
- ⑥ 法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品に発生した損害
- (3) 当社は、本条（1）①ア、からオ、までのいずれかに該当する者が、次のいずれかに該当する場合に発生した損害に対しては、車両保険金を支払いません。
- ① 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転（注11）している場合
- ② 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合
- ③ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合
- (注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注7) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注8) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注9) 故障損害とは、偶然な外来の事故に直接起因しないご契約のお車の電氣的または機械的損害をいいます。
- (注10) タイヤには、チューブを含みます。
- (注11) 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転とは、次のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
- ② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その効力が停止されている者
- ③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類に違反している者

第5条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき当社の支払う車両保険金の額は、次のとおりとします。

区分	支払保険金の額	
	車両保険金額が保険価額以上の場合	車両保険金額が保険価額に達しない場合
① 全損の場合	保険価額	車両保険金額
② 分損の場合	次の算式によって算出される額とします。ただし、保険価額を限度とします。	次の算式によって算出される額とします。ただし、車両保険金額を限度とします。
	$\left(\begin{array}{l} \text{第6条（損害の額の決定）②の} \\ \text{損害の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{保険証券に免責金額の} \\ \text{記載がある場合は、} \\ \text{その免責金額（注1）} \end{array} \right)$	$\left(\begin{array}{l} \text{第6条} \\ \text{②の損} \\ \text{害の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{保険証券} \\ \text{に免責金} \\ \text{額の記載} \\ \text{がある場} \\ \text{合は、そ} \\ \text{の免責金} \\ \text{額(注1)} \end{array} \right) \times \frac{\text{車両保険金額}}{\text{保険価額}}$

- (2) 当社は、本条（1）に定める車両保険金の額のほかに、第7条（費用）の費用の合計額を車両保険金として支払います。ただし、運搬費用および盗難引取費用については、1回の事故につき、それぞれ、車両保険金額の10%または30万円のいずれか高い額を限度とします。
- (3) 第6条（損害の額の決定）の損害の額および第7条（費用）の費用のうち、回収金（注2）がある場合において、回収金（注2）の額が被保険者の自己負担額（注3）を超過するときは、当社は本条（1）および（2）に定める車両保険金の合計額からその超過額を差し引いて車両保険金を支払います。
- (4) 当社は、次のいずれかに該当する場合であっても、本条（2）の費用を支払います。
- ① 本条（2）の規定によって支払うべき費用のみを負担した場合
- ② 本条（2）および（3）の規定によって支払うべき費用と本条（1）および（3）に定める車両保険金の合計額が車両保険金額を超える場合
- (注1) 免責金額とは、当社が支払責任を負う事故の発生の際の順によって定めます。
- (注2) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。
- (注3) 自己負担額とは、第6条（損害の額の決定）の損害の額および第7条（費用）の費用のうち実際に発生した額の合計額から本条（1）および（2）に定める車両保険金の合計額を差し引いた額をいいます。

第6条（損害の額の決定）

当社が車両保険金を支払うべき損害の額は、次のとおりとします。

- ① 全損の場合は、保険価額
- ② 分損の場合は、次の算式によって算出される額

$$\text{損害の額} = \text{修理費の額} - \left[\begin{array}{l} \text{修理に際し部分品を交換したために} \\ \text{ご契約のお車全体として価額の増加} \\ \text{が発生した場合は、その増加額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{修理に伴って発生した残存物が} \\ \text{ある場合は、その残存物の価額} \end{array} \right]$$

第7条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支払う際の措置・手続を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。

費用	説明
① 損害防止費用	基本条項第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	基本条項第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）⑤に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
③ 運搬費用	当社が車両保険金を支払うべき損害によりご契約のお車が自力で移動することができない場合には、ご契約のお車を損害発生地のから修理工場等まで運搬するために要した費用、または修理工場等まで運転するために必要な仮修理の費用をいいます。
④ 盗難引取費用	盗難（注）にあつたご契約のお車を引き取るために必要であつた費用のうち、本条③以外の費用をいいます。
⑤ 共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に発生した共同海損に対するご契約のお車の分担額をいいます。

（注）盗難とは、ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。

第8条（現物による支払）

当社は、ご契約のお車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって車両保険金の支払に代えることができます。

第9条（被害物についての当社の権利）

- （1）当社が全損として車両保険金を支払った場合は、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った車両保険金（注）の額が保険価額に達しない場合には、当社は、支払った車両保険金（注）の額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
 - （2）ご契約のお車の部分品または付属品が盗難にあつた場合に、当社がその損害に対して車両保険金を支払ったときは、当社は、支払った車両保険金（注）の額の損害の額に対する割合によって、その盗難にあつた物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
 - （3）本条（1）および（2）の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思を表示して車両保険金を支払ったときは、ご契約のお車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当社に移転しません。
- （注）車両保険金とは、第7条（費用）の費用の合計額を除きます。

第10条（盗難自動車の特例）

- （1）盗難（注1）にあつたご契約のお車について、当社が車両保険金を支払う前にご契約のお車が発見された場合は、被保険者は、発見されるまでの間にご契約のお車に発生した損害に対して車両保険金を請求することができます。
 - （2）当社がご契約のお車の盗難（注1）によって発生した損害に対して車両保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に、ご契約のお車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った車両保険金（注2）を当社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に、ご契約のお車に発生した損害に対して車両保険金を請求することができます。
- （注1）盗難とは、ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。
（注2）車両保険金とは、第7条（費用）の費用の合計額を除きます。

第4章 基本条項

「用語の説明」

この基本条項において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。
(50音順)

	用語	説明
き	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
	危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この普通保険約款に定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
こ	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

第1条（補償される期間—保険期間）

- （1）この保険契約で補償される期間は、始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。ただし、保険期間の始まる時刻については、保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- （2）本条（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第2条（保険料の払込方法）

- （1）保険契約者は、この普通保険約款に適用される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に適用される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- （2）保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に適用される特約で定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、日本国内（注）において発生した事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。
（注）日本国内には、日本国外における日本船舶内を含みます。

第4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）

- (1) 保険契約者または記名被保険者（注1）になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者（注1）が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 本条（2）に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、本条（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注2）
 - ③ 保険契約者または記名被保険者（注1）が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 次のいずれかに該当する場合
ア、当社が、本条（2）の規定による解除の原因を知った時から1か月を経過した場合
イ、保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) 本条（2）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第15条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) 本条（4）の規定は、本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。（注1）記名被保険者とは、車両条項においては、被保険者となります。（注2）当社が保険契約締結の際、本条（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合は事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第5条（契約後に通知いただく事項－通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
- ① ご契約のお車の用途車種または登録番号（注1）を変更したこと
 - ② 本条（1）①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注2）が発生したこと。
- (2) 本条（1）の事実の発生によって危険増加が発生した場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく本条（1）の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 当社が、本条（2）の規定による解除の原因を知った時から1か月を経過した場合
 - ② 危険増加が発生した時から5年を経過した場合
- (4) 本条（2）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第15条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が発生した時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) 本条（4）の規定は、本条（2）の危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- (6) 本条（2）の規定にかかわらず、本条（1）の事実の発生によって危険増加が発生し、この保険契約の引受範囲（注3）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) 本条（6）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第15条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が発生した時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。（注1）登録番号には、車両番号および標識番号を含みます。（注2）告知事項の内容に変更を生じさせる事実とは、告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。（注3）引受範囲とは、保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第6条（保険契約者の住所変更）

保険契約締結の後、保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第7条（ご契約のお車の譲渡）

- (1) ご契約のお車が譲渡（注1）された場合であっても、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、譲受人（注2）に移転しません。ただし、保険契約者が、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務についても譲渡（注1）する旨を書面でも当社に通知し、当社が承認した場合は、譲受人（注2）に移転するものとします。
- (2) 当社は、ご契約のお車が譲渡（注1）された後、本条（1）ただし書の書面を受領する時までのご契約のお車について発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 譲渡には、所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合のご契約のお車の返還を含みます。
- (注2) 譲受人とは、ご契約のお車を譲り受ける者をいい、所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

第8条（ご契約のお車の入替）

- (1) 次のいずれかに該当する場合に、保険契約者が書面をもってその旨を当社に通知し、ご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを承認したときは、新規取得自動車または所有自動車について、この保険契約に適用される普通保険約款および特約を適用します。

区分	入替の要件
① 新規取得自動車とご契約のお車の入替	次のいずれかに該当する者による自動車の新規取得があった場合 ア、ご契約のお車の所有者（注1） イ、記名被保険者 ウ、記名被保険者の配偶者 エ、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
② 所有自動車とご契約のお車の入替	ご契約のお車が廃車、譲渡または貸主に返還された場合

- (2) 当社は、本条（1）のいずれかに該当する場合は、本条（1）の書面を受領する時までにご契約のお車または所有

- 自動車について発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 本条(1)の自動車の新規取得とは、ご契約のお車と同一の用途車種(注2)の自動車を新たに取得(注3)し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れることをいいます。
- (4) 本条(1)および(2)の新規取得自動車とは、自動車の新規取得があった場合において、その新規取得された自動車をいいます。
- (5) 本条(1)および(2)の所有自動車とは、次のいずれかに該当する者が所有(注4)するご契約のお車と同一の用途車種(注2)の自動車をいいます。ただし、ご契約のお車および本条(4)の新規取得自動車を除きます。
- ① ご契約のお車の所有者(注1)
 - ② 記名被保険者
 - ③ 記名被保険者の配偶者
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (注1) ご契約のお車の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により賃借されている場合は、その借主
 - ③ 上記①および②以外の場合は、ご契約のお車を所有する者
- (注2) 同一の用途車種には、<別表2>ご契約のお車の入替ができる用途車種区分表に掲げられたご契約のお車の入替ができる用途車種を含みます。
- (注3) 取得には、所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
- (注4) 所有には、所有権留保条項付売買契約による購入、および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

第9条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第10条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第11条(保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、車両保険金額がご契約のお車の価額(注)を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、ご契約のお車の価額(注)が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、車両保険金額について、減少後のご契約のお車の価額(注)に至るまでの減額を請求することができます。
- (注) ご契約のお車の価額とは、車両条項「用語の説明」に規定するご契約のお車の価額をいいます。

第12条(保険契約者からの保険契約の解約)

- (1) 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料(注)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定によりこの保険契約の解約後に当社が未払込保険料(注)を請求した場合において、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第13条(当社からの保険契約の解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 第7条(ご契約のお車の譲渡)(1)または第8条(ご契約のお車の入替)(1)(注1)の規定により承認の請求があった場合において、当社がその承認をしなかったとき。ただし、その通知を受けた日からその日を含めて30日を経過した場合は除きます。
 - ② 保険契約者が第16条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)①または②の追加保険料の払込みを怠った場合(注2)
- (注1) 第8条(ご契約のお車の入替)(1)とは、ご契約のお車が廃車、譲渡または貸主に返還された場合に限りです。
- (注2) 保険契約者が第16条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)①または②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

第14条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者(注1)が、次のいずれかに該当すること。
 - A. 反社会的勢力(注2)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注2)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注2)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注2)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注2)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 本条(1)①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、本条(1)①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- ① 被保険者(注3)が、本条(1)③A. からオ. までのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者(注4)に発生した損害(注5)に対して支払う保険金を受け取るべき者が、本条(1)③A. からウ. までのいずれかに該当すること。
- (3) 本条(1)または(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第15条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から④までの事由または本条(2)①もしくは②の事由が発生した時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者または記名被保険者が本条(1)③ア、から才、までのいずれかに該当することにより本条(1)の規定による解除がなされた場合には、本条(3)の規定は次の損害については適用しません。
- ① 対人賠償責任条項または対物賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害(注6)
 - ② 車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、本条(1)③ア、から才、までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害
- (5) 車両条項の被保険者が本条(1)③ア、から才、までのいずれかに該当することにより本条(1)の規定による解除がなされた場合、または本条(2)の規定による解除がなされた場合には、本条(3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① 本条(4)①および②の損害
 - ② 人身傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、本条(1)③ア、からウ、までまたはオ、のいずれにも該当しない被保険者に発生した損害(注5)。ただし、その損害(注5)に対して支払う保険金を受け取るべき者が本条(1)③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、本条(3)の規定を適用するものとします。
- (注1) 被保険者とは、記名被保険者または車両条項の被保険者に限ります。
(注2) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
(注3) 被保険者とは、対人賠償責任条項、対物賠償責任条項または人身傷害条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。
(注4) 被保険者とは、人身傷害条項における被保険者に限ります。
(注5) 損害とは、被保険者の父母、配偶者または子に発生した損害を含みます。
(注6) 対人賠償責任条項または対物賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害とは、対人賠償責任条項第5条(費用)または対物賠償責任条項第5条(費用)に規定する費用のうち、本条(1)③ア、から才、までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第15条 (保険契約の解約・解除の効力)

- (1) 保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
(2) 本条(1)の規定にかかわらず、第12条(保険契約者からの保険契約の解約)(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、同条(1)の規定により解約した日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第16条 (保険料の返還または追加保険料の請求)

- (1) 当社は、次表「区分」のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、次表「保険料の返還、追加保険料の請求」のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第4条(契約時に告知いただく事項一告知義務)(1)により届けられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第5条(契約後に通知いただく事項一通知義務)(1)の事実が発生したことにより危険増加が発生した場合	次の算式により算出した額(注1)を請求します。 $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過月数(注2)}}{12}$
③ 第5条(契約後に通知いただく事項一通知義務)(1)の事実またはその他の事実が発生したことにより危険の減少が発生した場合	次の算式により算出した額(注1)を返還します。 $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数(注2)}}{12} \right]$
④ 第7条(ご契約のお車の譲渡)(1)または第8条(ご契約のお車の入替)(1)の規定による承認をする場合	ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過月数(注2)}}{12}$
⑤ 本条(1)①から④までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数(注2)}}{12} \right]$

- (2) 保険契約の無効、失効または取消しの場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第9条(保険契約の無効)の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
③ 第10条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
④ 第11条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合	保険契約締結時に遡って、既に払い込まれた保険料のうち取り消された部分に対応する保険料を返還します。
⑤ 第11条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が車両保険金額の減額を請求した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{減額前の車両保険金額に対応する保険料と減額後の車両保険金額に対応する保険料との差額}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数(注2)}}{12} \right]$

- (3) 保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 第4条（契約時に告知いただく事項—告知義務）（2）、第5条（契約後に通知いただく事項—通知義務）（2）、同条（6）、第12条（保険契約者からの保険契約の解約）（2）、第13条（当社からの保険契約の解除、第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（1）またはこの普通保険約款に適用される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\frac{\text{既に払い込まれた保険料} \times \text{未経過日数}}{365}$
② 第12条（保険契約者からの保険契約の解約）（1）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率（注3）}}{\text{短期料率}} \right]$

- (注1) 次の算式により算出した額は、保険契約者または被保険者の申出に基づき、第5条（契約後に通知いただく事項—告知義務）（1）の事実または本条（1）③に定めるその他の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。
(注2) 未経過日数・既経過日数とは、1か月に満たない期間は1か月とします。
(注3) 短期料率とは、〈別表3〉短期料率表に掲げる短期料率をいいます。

第17条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）④または⑤の追加保険料を請求する場合において、第13条（当社からの保険契約の解除）②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が発生した場合における、その危険増加が発生した時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
(2) 第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）④の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
(3) 第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）⑤の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は発生または拡大を防止することができたと思われる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ ご契約のお車が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。	
④ ご契約のお車の修理に着手する場合（注1）には、あらかじめ当社の承認を得ること。	
⑤ 他人に損害賠償の請求（注2）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求（注2）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 損害賠償の請求（注2）を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑦ 損害賠償の請求（注2）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑧ 他の保険契約等の有無および内容（注3）について遅滞なく当社に通知すること。	
⑨ 本条（1）①から⑧までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力すること。	

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条（1）②の事項について事実と異なることを告げた場合には本条（1）③もしくは⑨の書類に事実と異なる記載を、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
(注1) 修理に着手する場合は、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
(注2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
(注3) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第19条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を支払保険金の額とします。
(2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）を超えるときは、当

社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
 (注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。また、人身傷害条項または車両条項に関してそれぞれの保険契約または共済契約に基づいて算出した損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額とします。

第20条（保険金の請求）

(1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。この場合において、人身傷害保険金の請求は、被保険者ごとに保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします。
 (2) 当社に対する保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使すことができるものとします。

区分	保険金請求権の発生時期	
① 対人賠償保険金	—	
② 対物賠償保険金	—	
③ 人身傷害保険金	ア、被保険者が死亡した場合	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
	イ、本条(2)③ア、以外の場合で、被保険者に後遺障害が発生したとき	被保険者が死亡した時
	ウ、本条(2)③ア、およびイ、以外の場合で、被保険者が傷害を被ったとき	被保険者に後遺障害が発生した時
④ 車両保険金	—	被保険者が治療を要しなくなった時
		損害発生の時

(3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。ただし、次表の②の交通事故証明書（注1）については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

区分	保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書	
② 公の機関が発行する交通事故証明書（注1）	
③ ご契約のお車の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類	
④ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本	
⑤ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類	
⑥ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類	
⑦ 対人賠償責任条項および対物賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	
⑧ 対物賠償責任条項に係る保険金のうち、他人の財物の損壊に係る保険金または車両条項に係る保険金の請求に関しては、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注2）および被害が発生した物の写真（注3）	
⑨ 対物賠償責任条項に係る保険金のうち、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に係る保険金の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類	
⑩ その他当社が第21条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	

(4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けようとする被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注4）
 - ② 本条(4)①に規定する者がいない場合または本条(4)①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ 本条(4)①および②に規定する者がいない場合または本条(4)①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、本条(4)①以外の配偶者（注4）または本条(4)②以外の3親等内の親族
- (5) 本条(4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (6) 当社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、本条(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(6)の規定に違反した場合は本条(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (8) 保険金の請求権は、本条(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (注1) 交通事故証明書とは、人の死傷を伴う事故またはご契約のお車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。
- (注2) 修理等に要する費用の見積書とは、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注3) 写真には、画像データを含みます。
- (注4) 配偶者とは、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第21条（保険金の支払）

(1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 保険金の支払事由発生の有無	ア、事故の原因

	イ、事故発生の状況 ウ、損害または傷害発生の有無 エ、被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無	保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金の算出	ア、損害の額(注2)または傷害の程度 イ、事故と損害または傷害との関係 ウ、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 本条(1)①から④までのほか、当社が支払うべき保険金の額の確定	ア、他の保険契約等の有無および内容 イ、損害について被保険者または保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

(2) 本条(1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注4)	180日
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における本条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) 本条(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注5)には、それによって確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) 本条(3)の場合のほか、被保険者または保険金を受け取るべき者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(5) 本条(1)から(4)までの規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が第20条(保険金の請求)(3)および(4)の規定による手続を完了した日を行います。

(注2) 損害の額には、車両条項「用語の説明」に規定する保険価額を含みます。

(注3) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数の「事由」に該当する場合、そのうち最長の日数とします。

(注4) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会には、弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注5) これに応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第22条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当社は、傷害に関して、第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)②の規定による通知または第20条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) 本条(1)の規定による診断または死体の検案(注)のために要した費用は、当社が負担します。ただし、診断または死体の検案を受けることによって得られなくなった収入は対象となりません。

(注) 死体の検案とは、死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

第23条(損害賠償額の請求)

(1) 損害賠償請求権者が対人賠償責任条項第8条(損害賠償請求権者の直接請求権)または対物賠償責任条項第8条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を受けようとする場合、当社に対して損害賠償額の支払を請求しなければなりません。

(2) 損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。ただし、次表の2の交通事故証明書(注1)については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

損害賠償額請求に必要な書類または証拠

① 損害賠償額の請求書
② 公の機関が発行する交通事故証明書(注1)
③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑦ 対物賠償責任条項に係る損害賠償額のうち、他人の財物の損壊に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注2)および被害が発生した物の写真(注3)
⑧ 対物賠償責任条項に係る損害賠償額のうち、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に係る損害賠償額の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類
⑨ その他当社が第24条(損害賠償額の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの

(3) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合でも、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいなければ、次に掲げる者のいずれかがいずれかの事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注4)

② 本条(3)①に規定する者がいない場合または本条(3)①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ 本条(3)①および②に規定する者がいない場合または本条(3)①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、本条(3)①以外の配偶者(注4)または本条(3)②以外の3親等内の親族

(4) 本条(3)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

- (5) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく本条(5)の規定に違反した場合または本条(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (7) 損害賠償額の請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行することはできません。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
 - ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合
- (注1) 交通事故証明書とは、人の死傷を伴う事故またはご契約のお車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。
- (注2) 修理等に要する費用の見積書とは、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注3) 写真には、画像データを含みます。
- (注4) 配偶者とは、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第24条 (損害賠償額の支払)

- (1) 当社は、対人賠償責任条項第8条 (損害賠償請求権者の直接請求権) (2) ①から⑤まで、対物賠償責任条項第8条 (損害賠償請求権者の直接請求権) (2) ①から④までまたは同条(7) ①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次表の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 損害賠償額の支払事由発生の有無	ア. 事故の原因 イ. 事故発生の状況 ウ. 損害発生の有無 エ. 被保険者に該当する事実
② 損害賠償額が支払われない事由の有無	損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 損害賠償額の算出	ア. 損害の額 イ. 事故と損害との関係 ウ. 治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 本条(1) ①から④までのほか、当社が支払うべき損害賠償額の確定	ア. 他の保険契約等の有無および内容 イ. 損害について被保険者がある損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

- (2) 本条(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条(1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② 本条(1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条(1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における本条(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条(1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) 本条(1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)には、それによって確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) 本条(3)の場合のほか、損害賠償請求権者の事情によって当社が損害賠償額を支払うことができない期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (5) 本条(1)から(4)までの規定による損害賠償額の支払は、損害賠償請求権者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 請求完了日とは、損害賠償請求権者が第23条(損害賠償額の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日とします。
- (注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会には、弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) これに応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第25条 (代位)

- (1) 損害が発生したことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権者その他の債権(注1)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったとき(注2)は、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額(注3)の全額を保険金として支払った場合	被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額
② 本条(1) ①以外の場合	被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額(注3)を差し引いた額

- (2) 本条(1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 被保険者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、当社は、正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者に対しては、本条(1)の規定により当社が取得した権利を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当社はその権利を行使することができます。
- ① 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって発生した損害
 - ② 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転(注4)している場合に発生した損害
 - ③ 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医

療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定業物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に発生した損害

- ④ 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合に発生した損害
- ⑤ 自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間に発生した損害
- (4) 当社が人身傷害保険金を支払った損害については、被保険者または保険金請求権者が、その補償として支払われる保険金、共済金その他の給付（注5）の請求権を有する場合は、その請求権は、保険金の支払時に当社に移転するものとします。この場合において、その請求権を当社が行使するにあたって、当社が必要とする書類の提出等を求めたときは、被保険者または保険金請求権者は、これに協力しなくてはなりません。
- (注1) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (注2) 損害に対する保険金を支払ったときは、人身傷害条項第5条（支払保険金の計算）(3)の規定により人身傷害保険金を支払った額とを除きます。
- (注3) 損害の額は、人身傷害保険金に関しては、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みません。）において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が算出された場合であって、損害賠償額の算出の基準が社会通念上妥当であると認められるときは、その基準により算出された額を損害の額とします。ただし、損害の額には、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金を含みません。
- (注4) 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転とは、次のいずれかに該当する者をご契約のお車を運転している状態等をいいます。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
 - ② 運転免許の停止処分を受けたことにより、その効力が停止されている者
 - ③ 所有する運転免許により運転することができず自動車の種類に違反している者
- (注5) 補償として支払われる保険金、共済金その他の給付には、保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

第26条（保険契約の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務をご契約のお車の譲受人（注）に移転させる場合は、第7条（ご契約のお車の譲渡）(1)の規定によるものとします。
- (2) 本条（1）の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。
- (注) 譲受人には、所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

第27条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、その代表者は、代表者以外の他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
- (2) 本条（1）の代表者が定まらない場合またはその代表者の所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対してとも効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第28条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第29条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

<別表1>後遺障害等級表

1. 介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害
第1級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

備考

各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、当社が身体の障害の程度に応じ、各等級の後遺障害に相当すると認められたものについては、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
(注) 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対応する損害の額から、既にあった後遺障害に該当する等級に対応する損害の額を差し引いて算出します。

2. 1. 以外の後遺障害

等級	後遺障害
第1級	① 両眼が失明したものの ② 咀嚼くおよび言語の機能を廃したものの ③ 両上肢をひじ関節以上で失ったものの ④ 両上肢の用を全廃したものの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったものの ⑥ 両下肢の用を全廃したものの
第2級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀嚼くまたは言語の機能を廃したものの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

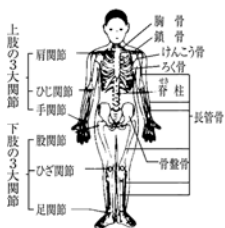
	⑤ 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	① 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1上肢の用を全廃したもの ⑦ 1下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの
第6級	① 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑧ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの
第7級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1手の5の手指またはおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの ⑦ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの ⑧ 1足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側の睾丸を失ったもの
第8級	① 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手の5の手指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ④ 1手の5の手指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの
第9級	① 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1手の5の手指またはおや指以外の2の手指を失ったもの ⑬ 1手の5の手指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの ⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	① 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの ④ 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1手の5の手指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの ⑧ 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの ⑩ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 腎柱に変形を残すもの ⑧ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第1 2級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1手のこ指を失ったもの ⑩ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪ 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑫ 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの
第1 3級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1手のこ指の用を廃したもの ⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの ⑩ 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したのまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したのもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第1 4級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ② 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③ 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの ⑨ 局部に神経症状を残すもの

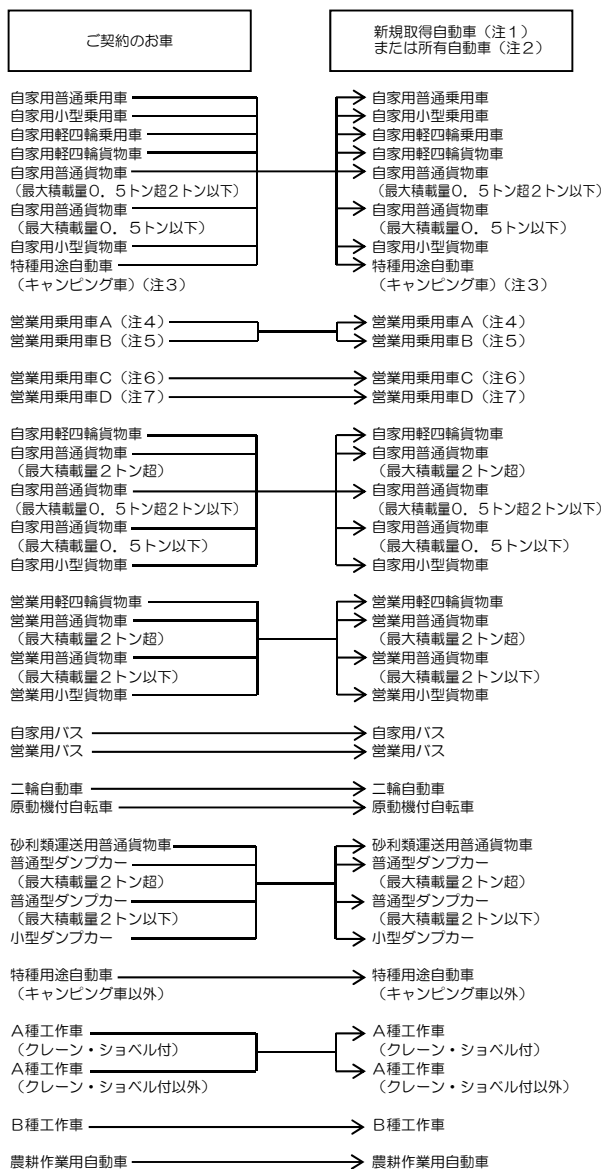
備考

1. 視力の測定は、万国式試視力表によります。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定します。
 2. 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 3. 手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
 4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
 5. 足指の用を廃したものは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
 6. 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、当社が身体の障害の程度に応じ、各等級の後遺障害に相当すると認められたものについては、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (注1) 同一事故により、く別表1>後遺障害等級表の2に掲げる2種以上の後遺障害が発生した場合には、最も重い後遺障害に該当する等級によります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次の等級によります。
- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
 - ② 上記①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
 - ③ 上記①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級
- (注2) 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対応する損害の額から、既にあった後遺障害に該当する等級に対応する損害の額を差し引いた額を損害の額とします。
7. 当社は、上記6. に定める事項のほか、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険における後遺障害の等級認定の基準に準じて等級の決定を行います。

関節などの説明図



＜別表2＞ご契約のお車の入替ができる用途車種区分表



- （注1）新規取得自動車とは、基本条項第8条（ご契約のお車の入替）（4）の新規取得自動車をいいます。
 （注2）所有自動車とは、基本条項第8条（ご契約のお車の入替）（5）の所有自動車をいいます。
 （注3）特種用途自動車（キャンピング車）とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。
 （注4）営業用乗用車Aとは、東京都の特別区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市または神戸市に使用の本拠を有するハイヤーをいいます。
 （注5）営業用乗用車Bとは、営業用乗用車Aと使用の本拠を同じくするタクシーをいいます。ただし、営業用乗用車Dを除きます。
 （注6）営業用乗用車Cとは、営業用乗用車A、営業用乗用車Bおよび営業用乗用車D以外のハイヤー・タクシーをいいます。

(注7) 営業用乗用車Dとは、一人一車制の個人タクシー事業者の所有するタクシーをいいます。

＜別表3＞短期料率表

既経過期間	7日 まで	15日 まで	1か 月まで	2か 月まで	3か 月まで	4か 月まで	5か 月まで	6か 月まで	7か 月まで	8か 月まで	9か 月まで	10か 月まで	11か 月まで	12か 月まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

＜別紙＞人身傷害条項損害額基準

この損害額基準において、「労働能力喪失率」、「ライフニッツ係数」、「年令別平均給与額・全年令平均給与額」、「年令別就労可能年数およびライフニッツ係数」および「平均余命」はそれぞれ次表「付表」に定めるところによります。

区分	付表
労働能力喪失率	付表1
ライフニッツ係数	付表2
年令別平均給与額・全年令平均給与額	付表3
年令別就労可能年数およびライフニッツ係数	付表4
平均余命	付表5

第1 傷害による損害

傷害による損害は、傷害が治癒または症状固定（注1）するまでの間に被保険者が被った積極損害（救助捜索費、治療関係費、文書料、その他の費用）、休業損害、精神的損害およびその他の損害とします。

なお、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置に伴い発生した損害を含みます。

(注1) 症状固定とは、治療による症状の改善がみられなくなった状態をいいます。

(注2) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

1. 積極損害

(1) 救助捜索費

必要かつ妥当な実費とします。

(2) 治療関係費

① 応急手当費	応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とします。
② 護送費	事故現場から医療機関までの護送のために必要かつ妥当な実費とします。
③ 診察料	初診料、再診料または往診料にかかる必要かつ妥当な実費とします。
④ 入院料	原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。ただし、被保険者の傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、普通病室以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。
⑤ 投薬料、手術料、処置料等	治療のために必要かつ妥当な実費とします。
⑥ 通院費、転院費、入・退院費	通院、転院、入院または退院に要する交通費として必要かつ妥当な実費とします。なお、通院費は、被保険者の傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車・バス等の公共交通機関の料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。
⑦ 看護料	<p>ア. 入院中の看護料 原則として12才以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日につき4,200円とします。 ただし、12才以下の子供に近親者等が付き添った場合以外であっても、医師の要看護証明書がある場合等医療機関の実情、傷害の態様等からやむを得ない理由がある場合に限り、近親者等が付き添ったときは1日につき4,200円を、それ以外の者が付き添ったときは必要かつ妥当な実費を認めることができます。</p> <p>イ. 自宅看護料または通院看護料 医師が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとします。ただし、12才以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師の証明は要しません。</p> <p>(ア) 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者 立証資料等により必要かつ妥当な実費とします。</p> <p>(イ) 近親者等 1日につき2,100円とします。</p> <p>ウ. 近親者等に休業損害が発生し、立証資料等により、上記ア、またはイ、(イ)の額を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とします。</p>
⑧ 諸雑費	<p>療養に直接必要のある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、以下によります。</p> <p>ア. 入院中の諸雑費 入院1日につき1,100円とします。立証資料等により1日につき1,100円を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とします。</p> <p>イ. 通院または自宅療養中の諸雑費 必要かつ妥当な実費とします。</p>
⑨ 柔道整復等の費用	免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師またはきゅう師が行う施術にかかる必要かつ妥当な実費とします。
⑩ 義肢等の費用	ア. 傷害を被った結果、医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、歯科補てつ、

	義眼、眼鏡（注）、補肺器、松葉杖等の用具の制作等に必要かつ妥当な実費とします。 イ、上記ア、に掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴いその用具の修繕または再調達を必要とするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とします。
(1) 診断書等の費用	診断書、診療報酬明細書等の発行に必要なかつ妥当な実費とします。

(3) 文書料

交通事故証明書、印鑑証明書、住民票等の発行に必要なかつ妥当な実費とします。

(4) その他の費用

上記（1）から（3）まで以外の損害については、事故との相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

(注) 眼鏡には、コンタクトレンズを含みます。

2. 休業損害

受傷により収入（注1）の減少が発生した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として以下の算定方法によります。

なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

(1) 有職者（アルバイト、パートタイマー、日雇労働者等を除きます。）

以下の算定方法によります。ただし、1日あたりの収入額が6,100円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、1日につき6,100円とします。

対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

① 給与と所得者	$\frac{\text{事故直前3か月間の月別給与等}}{90日} \times \text{対象休業日数}$ <p>ア、給与と所得者とは、原則として雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者をいいます。 イ、事故直前3か月間の月別給与等は雇用主が作成した休業損害証明書における3か月の月別給与の合計額（注2）とします。なお、雇用主が作成した事故前年度の源泉徴収票等の税務資料の提出により確認できることを原則とします。 ウ、賞与等については、現実には発生した収入（注1）の減少があればその額を含めます。 エ、有給休暇を使用した場合は、欠勤により給与の支給がなかった場合と同様、対象休業日数として扱います。 オ、本給の一部が支給されている場合は、上記金額から対象休業日数に対応する期間に対して現に支給された額を差し引きます。 カ、役員報酬は、原則として対象としません。ただし、専ら被保険者本人の労働の対価として得ている給与と同一視しうるものは給与を含めます。</p>
② 事業所得者および家族従業者	$\text{事故前1か年間の収入額（注3）一必要経費} \times \text{寄与率} \times \text{対象休業日数}$ <p>365日</p> <p>ア、事業所得者とは、原則として白色申告事業者または青色申告事業者をいいます。 イ、事故前1か年間の収入額および必要経費は、被保険者本人についての事故前1か年間の収入額および必要経費とし、確定申告書または市区町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、事業開始年度等のため、事故前1か年間の収入額および必要経費を確認できる公的な税務資料による確認が困難である場合には、収入額および必要経費を証明するその他の資料に基づき、原則として年令別平均給与額を上限として決定します。 ウ、寄与率は、被保険者の収入（注1）が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とします。</p>

(2) アルバイト、パートタイマー、日雇労働者等

以下の算定方法によります。

対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

$$\frac{\text{事故直前3か月間の月別給与等}}{\text{事故直前3か月間の就労日数}} \times \text{対象休業日数}$$

① アルバイト、パートタイマー、日雇労働者等とは、原則として雇用期間を定めて雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者であって、1週間の労働時間が30時間未満の者をいいます。

② 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定します。

③ 休業日数が特定できない場合には、次の方法で対象休業日数を算出します。

$$\frac{\text{事故直前3か月間の就労日数}}{90日} \times \text{休業した期間の延べ日数}$$

④ 本給の一部が支給されている場合は、上記金額から対象休業日数に対応する期間に対して現に支給された額を差し引きます。

⑤ 家業の手伝いを行っているが、確定申告書または市区町村による課税証明等の公的な税務資料上該当する収入（注1）がない場合には、支払対象となりません。

(3) 家事従事者

家事従事者とは、性別・年令を問わず、家事を専業にする者をいい、現実には家事に従事できなかった日数に限り、収入（注1）の減少があったものとして1日につき6,100円の休業損害を認めます。

対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。ただし、上記（1）の有職者または（2）のアルバイト、パートタイマー、日雇労働者等としても休業損害が発生する者については、上記（1）、（2）または（3）の算定方法のいずれか高い額とします。

(4) 無職者、金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、児童、生徒、学生または生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者等の現実には労働の対価としての収入（注1）のない者の場合は支払対象となりません。

(注1) 収入とは、専ら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

(注2) 月別給与の合計額とは、本給および付加給をいいます。

(注3) 事故前1か年間の収入額とは、不動産所得・利子所得・配当所得等の固定給を除きます。

3. 精神的損害

精神的損害とは、傷害により被保険者本人の身体に発生した精神的・肉体的苦痛等による損害をいいます。

精神的損害は期間区分ごとに入院、通院の別に次の算式で計算した合計額とします。

$$\text{日額} \times \text{対象日数}$$

(1) 日額

入院1日につき、8,600円

通院1日につき、4,300円

(2) 対象日数

期間区分ごとに定める次の割合を入院、通院それぞれの基準日数に乗じて決定します。

期間区分	割合
事故から3か月までの期間	100%
事故から3か月超6か月までの期間	75%
事故から6か月超9か月までの期間	45%
事故から9か月超13か月までの期間	25%
事故から13か月超の期間	15%

なお、基準日数は次のとおりとします。

① 入院基準日数

実際に入院治療を受けた日数とします。

② 通院基準日数

期間区分ごとの総日数(注1)から入院基準日数を差し引いた日数の範囲内で、医師による治療を受けた実通院日数の2倍を上限として定めます。なお、次のいずれかに該当する部位を固定するために医師の治療によりギプス等(注2)を常時装着した場合は、その日数を実通院日数に含みます。

ただし、診断書や医師の意見書に固定に関する記載があること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等(注2)装着により固定していることが確認できる場合に限りです。

ア. 長管骨(注3)および胛骨

イ. 長管骨(注3)に接続する三大関節(注4)部分

ウ. ろく骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りです。

エ. 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りです。

また、妊婦が胎児を死産または流産(注5)した場合の精神的損害として、上記の金額に次表に掲げる金額を加算します。

妊娠月数(週数)	金額
第3月(満11週)以内	30万円
第4月(満12週)～第6月(満23週)	50万円
第7月(満24週)～第9月(満35週)	80万円
第10月(満36週)～	120万円

(注1) 期間区分ごとの総日数とは、入院または通院の最終日の属する期間区分においては入院または通院の最終日までの総日数をいいます。

(注2) ギプス等とは、ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレス(下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りです。)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限りです。)、およびハローベストをいいます。

(注3) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

(注4) 長管骨に接続する三大関節とは、上肢の肩関節、ひじ関節および手関節ならびに下肢の股関節、ひざ関節および足関節をいいます。

(注5) 流産には、人工流産を含みます。

4. その他の損害

上記1. から3. 以外の傷害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。

なお、後遺障害の等級は、<別表1>後遺障害等級表によります。

1. 逸失利益

逸失利益とは、後遺障害のために労働能力の一部または全部を喪失したことにより発生した将来得られたであろう経済的利益の損失をいいます。

(1) 逸失利益の計算方法

逸失利益が認められる場合は、原則として、次の算式で計算します。

$$\text{収入額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}$$

① 収入額

ア. 家事従事者以外の有職者	「現実収入額(注1)」、「18才に対応する年令別平均給与額」または「年令別平均給与額の50%に相当する額」のいずれか高い額とします。ただし、次のとおりとします。 (ア) 就労して間もない若年の有職者で、現実収入額(注1)の立証が可能な者については、将来の収入増加の蓋然性を考慮し、「全年令平均給与額」とすることができず、ただし、労働能力喪失期間の始期から終期に至るまでの被保険者の年令に対応する年令別平均給与額がいずれも全年令平均給与額を下回る場合を除きます。 (イ) 現実収入額(注1)が年令別平均給与額を下回る場合であって、労働能力喪失期間の始期から終期に至るまでに、将来の収入額(注2)が、同時点の被保険者の年令に対応する年令別平均給与額を上回る期間があると認められるときは、「年令別平均給与額」とします。ただし、上記(ア)の規定により、収入額を「全年令平均給与額」とする場合を除きます。 (ウ) 現実収入額(注1)の立証が困難な者については、「18才に対応する年令別平均給与額」または「年令別平均給与額の50%に相当する額」のいずれか高い額とします。 (エ) 失業者(注3)については、上記に準じて決定します。この場合、現実収入額(注1)は、次のとおり読み替えます。 a. 再就職先が内定している者については「予定収入額」 b. 再就職先が内定していない者については「退職前1年間の収入額」 ただし、再就職先が内定していない場合は、全年令平均給与額を上限とします。
イ. 家事従事者および幼児・児童・生徒・学生	「全年令平均給与額」とします。ただし、労働能力喪失期間の始期から終期に至るまでの被保険者の年令に対応する年令別平均給与額がいずれも全年令平均給与額を下回る場合は、「年令別平均給与額」とします。
ウ. 上記ア. またはイ. に定める者以外の者で、身体・精神に特別異常がなく、十分働く意思と能力を有している無職者	「18才に対応する年令別平均給与額」または「年令別平均給与額の50%に相当する額」のいずれか高い額とします。

② 労働能力喪失率、労働能力喪失期間

ア. 労働能力喪失率	付表1に定める各等級に対応する労働能力喪失率を上限に、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年令・性別・職業、現実の減収額、将来の収入の蓋然性、事故前と症状固定後の就労状況・日常生活状況、裁判の動向等を勘案して決定します。
イ. 労働能力喪失期間	付表4に定める就労可能年数を上限に、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の

年令・性別・職業、現実の減収額、将来の収入の蓋然性、裁判の動向等を勘案して決定します。

(2) 逸失利益の支払方法

次の①の方法とします。ただし、3.(2)の規定に従い介護料を定期金として支払う場合は、②の方法とすることができます。

① 一時金による支払

上記(1)の算式で算出した額を一時金として支払います。

② 定期金による支払

後遺障害の症状固定日(注4)から6か月ごとに常に介護を要する状態が継続する限り、収入額に労働能力喪失率を乗じた額を定期金として労働能力喪失期間について支払います。なお、収入額は上記(1)①ア. からウ. までの被保険者区分に従い決定します。

ただし、定期金の支払開始後に後遺障害者が死亡した場合は、その死亡時の年令をもとに次の算式で算出した額を一時金として支払います。この場合、収入額は被保険者の後遺障害の症状固定日(注4)時点での上記(1)①ア. からウ. までの被保険者区分に従い、また、労働能力喪失期間は症状固定日(注4)時点での状況等により決定します。

$$\text{収入額} \times \left[\frac{\text{労働能力喪失期間から症状固定日(注4)以降生存していた期間}}{\text{控除した期間に対応するライフニッツ係数}} \right]$$

- (注1) 現実収入額とは、原則として、事故前1か年間または症状固定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額で、かつ、事故または症状固定前年の確定申告書、市区町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。なお、現実収入額が全年令平均給与額または年令別平均給与額より高い場合で定年等の事由により将来において現実収入額が減少する蓋然性が高いときは、減少後の年収については全年令平均給与額または年令別平均給与額を基礎に決定します。
- (注2) 将来の収入額とは、労働の対価として将来得られたであろう収入額をいいます。
- (注3) 失業者とは、退職より1年を経過していない一時的離職者で再就職の蓋然性のある者を指し、定年退職者は含みません。
- (注4) 症状固定日とは、治療による症状の改善がみられなくなった状態となった日をいいます。

2. 精神的損害

精神的損害とは、後遺障害により被保険者本人の身体に発生した精神的・肉体的苦痛等による損害をいいます。

精神的損害の額は、後遺障害等級別以下に金額とします。

(1) 介護を要する後遺障害

等級	右記以外	父母、配偶者、子のいずれかがいる場合
第1級	1,600万円	2,000万円
第2級	1,300万円	1,500万円

(2) 上記(1)以外の後遺障害

等級	右記以外	父母、配偶者、子のいずれかがいる場合
第1級	1,600万円	2,000万円
第2級	1,300万円	1,500万円
第3級	1,100万円	1,250万円
第4級		950万円
第5級		750万円
第6級		600万円
第7級		500万円
第8級		400万円
第9級		300万円
第10級		200万円
第11級		150万円
第12級		100万円
第13級		60万円
第14級		40万円

3. 将来の介護料

将来の介護料とは、後遺障害の症状固定後に生ずる介護料および諸雑費をいいます。

(1) 将来の介護料の計算方法

将来の介護料が認められる場合は、次の算式で計算します。

$$\text{年間の介護料} \times \left[\frac{\text{介護期間に対応するライフニッツ係数}}{\text{年間の介護料}} \right]$$

① 介護料

ア. <別表1>後遺障害等級表の1の第1級に該当する後遺障害の場合	入院・自宅療養にかかわらず、1か月につき14万円とします。
イ. <別表1>後遺障害等級表の1の第2級または<別表1>の2の第1級、第2級、第3級③もしくは④に該当する後遺障害の場合で、かつ、随時介護を要すると認められるとき	入院・自宅療養にかかわらず、1か月につき7万円とします。
ア. <別表1>後遺障害等級表の1の第1級に該当する後遺障害の場合	障害の態様、医師の診断、裁判の動向等を勘案して妥当な生存可能年数をもって、平均余命の範囲内で決定します。
イ. <別表1>後遺障害等級表の1の第2級または<別表1>の2の第1級、第2級、第3級③もしくは④に該当する後遺障害の場合で、かつ、随時介護を要すると認められるとき	障害の態様、機能回復の可能性、生活に対する順応可能性等についての医師の診断、裁判の動向等を勘案して、平均余命の範囲内で決定します。

(2) 将来の介護料の支払方法

上記(1)の算式で算出した額を一時金として支払います。ただし、<別表1>後遺障害等級表の1の第1級に該当する被保険者が定期金による支払を希望した場合で、障害の態様、医師の診断等に照らし、当社が定期金による支払が妥当と認

めるときの将来の介護料は、常に介護を要する状態が継続する限り、入院・自宅療養にかかわらず、6か月ごとの前払とします。

4. その他の損害

上記1. から3. 以外の後遺障害による損害は、将来支出される費用を含み、事故との相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とし、500万円を限度とします。なお、将来支出される費用の算出にあたっては、中間利息をライブニッツ係数により控除します。

第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬儀費

100万円とします。ただし、立証資料等により100万円を超えることが明らかな場合には、120万円を限度に必要なかつ妥当な実費とします。

2. 逸失利益

逸失利益とは、被保険者が死亡したことにより発生した将来得られたであろう経済的利益の損失をいいます。

逸失利益が認められる場合は、原則として、次の算式で計算します。

$$(\text{収入額} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}$$

ただし、被保険者が年金等の受給者（注1）である場合には、次の算式で計算された額を加えます。

$$(\text{年金等の額} - \text{生活費}) \times \left(\frac{\text{平均余命に対応するライブニッツ係数}}{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}} \right)$$

(1) 収入額

① 家事従事者以外の有職者	「現実収入額（注2）」、「18才に対応する年令別平均給与額」または「年令別平均給与額の50%に相当する額」のいずれか高い額とします。ただし、次のとおりとします。 ア. 就労して間もない若年の有職者で、現実収入額（注2）の立証が可能な者については、将来の収入額増加の蓋然性を考慮し、「全年令平均給与額」とすることができます。ただし、労働能力喪失期間の始期から終期に至るまでの被保険者の年令に対応する年令別平均給与額がいずれも全年令平均給与額を下回る場合を除きます。 イ. 現実収入額（注2）が年令別平均給与額を下回る場合であって、労働能力喪失期間の始期から終期に至るまでに、将来の収入額（注3）が、同時点の被保険者の年令に対応する年令別平均給与額を上回る期間があると認められるときは、「年令別平均給与額」とします。ただし、上記ア. の規定により、収入額を「全年令平均給与額」とする場合を除きます。 ウ. 現実収入額（注2）の立証が困難な者については、「18才に対応する年令別平均給与額」または「年令別平均給与額の50%に相当する額」のいずれか高い額とします。 エ. 失業者（注4）については、上記に準じて決定します。この場合、現実収入額（注2）は、次のとおり読み替えます。 （ア）再就職先が内定している者については「予定収入額」 （イ）再就職先が内定していない者については「退職前1年間の収入額」 ただし、再就職先が内定していない場合は、全年令平均給与額を上限とします。
② 家事従事者および幼児・児童・生徒・学生	「全年令平均給与額」とします。ただし、労働能力喪失期間の始期から終期に至るまでの被保険者の年令に対応する年令別平均給与額がいずれも全年令平均給与額を下回る場合は、「年令別平均給与額」とします。
③ 上記①または②に定める者以外の者で、身体・精神に特別異常がなく、十分働く意思と能力を有している無職者	「18才に対応する年令別平均給与額」または「年令別平均給与額の50%に相当する額」のいずれか高い額とします。

(2) 生活費、就労可能年数に対応するライブニッツ係数、平均余命に対応するライブニッツ係数

① 生活費	被扶養者の人数に応じて、収入額に対する以下の割合とします。なお、被扶養者とは、被保険者に現実扶養されていた者をいいます。 ア. 被扶養者がいない場合 50% イ. 被扶養者が1人の場合 40% ウ. 被扶養者が2人の場合 35% エ. 被扶養者が3人以上の場合 30%
② 就労可能年数に対応するライブニッツ係数	被保険者の死亡時の年令別就労可能年数およびライブニッツ係数によります。
③ 平均余命に対応するライブニッツ係数	被保険者の死亡時の平均余命およびライブニッツ係数によります。

(注1) 年金等の受給者とは、各種年金および恩給制度のうち原則として受給者本人による拠出性のある年金等を現に受給していた者をいい、無拠出性の福祉年金や遺族年金を受給していた者を含みません。

(注2) 現実収入額とは、原則として、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書、市区町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。なお、現実収入額が全年令平均給与額または年令別平均給与額より高い場合で定年等の事由により将来において現実収入額が減少する蓋然性が高いときは、減少後の年収については全年令平均給与額または年令別平均給与額を基礎に決定します。

(注3) 将来の収入額とは、労働の対価として将来得られたであろう収入額をいいます。

(注4) 失業者とは、退職より1年を経過していない一時的離職者で再就職の蓋然性のある者を指し、定年退職者は含みません。

3. 精神的損害

精神的損害とは、被保険者の死亡により本人のほか、父母、配偶者、子等の遺族が受けた精神的苦痛等による損害をいいます。

精神的損害の額は、被保険者の属性別に以下の金額とします。

	被保険者の属性	金額
①	被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
②	被保険者が一家の支柱でない場合で65才以上のとき	1,500万円
③	被保険者が一家の支柱でない場合で65才未満のとき	1,600万円

4. その他の損害

上記1. から3. 以外の死亡による損害は、事故との相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表1 労働能力喪失率表

1. 介護を要する後遺障害

等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100

2. 1. 以外の後遺障害

等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100
第5級	79/100
第6級	67/100
第7級	56/100
第8級	45/100
第9級	35/100
第10級	27/100
第11級	20/100
第12級	14/100
第13級	9/100
第14級	5/100

付表2 ライフニッツ係数表

期間	年	ライフニッツ係数	期間	年	ライフニッツ係数
1		0.971	46		24.775
2		1.913	47		25.025
3		2.829	48		25.267
4		3.717	49		25.502
5		4.580	50		25.730
6		5.417	51		25.951
7		6.230	52		26.166
8		7.020	53		26.375
9		7.786	54		26.578
10		8.530	55		26.774
11		9.253	56		26.965
12		9.954	57		27.151
13		10.635	58		27.331
14		11.296	59		27.506
15		11.938	60		27.676
16		12.561	61		27.840
17		13.166	62		28.000
18		13.754	63		28.156
19		14.324	64		28.306
20		14.877	65		28.453
21		15.415	66		28.595
22		15.937	67		28.733
23		16.444	68		28.867
24		16.936	69		28.997
25		17.413	70		29.123
26		17.877	71		29.246
27		18.327	72		29.365
28		18.764	73		29.481
29		19.188	74		29.593
30		19.600	75		29.702
31		20.000	76		29.808
32		20.389	77		29.910
33		20.766	78		30.010
34		21.132	79		30.107
35		21.487	80		30.201
36		21.832	81		30.292
37		22.167	82		30.381
38		22.492	83		30.467
39		22.808	84		30.550
40		23.115	85		30.631
41		23.412	86		30.710
42		23.701	87		30.786
43		23.982	88		30.860
44		24.254	89		30.932
45		24.519	90		31.002

(注) 幼児・児童・生徒・18才未満の学生および働く意思と能力を有する者(有職者・家事従事者・18才以上の学生以外)の後遺障害による逸失利益を算定するにあたり、労働能力喪失期間の終期が18才を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期(18才)までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

(例) 10才、労働能力喪失期間20年の場合

14.877(20年の係数)－7.020(8年の係数)＝7.857

付表3 年令別平均給与額・全年令平均給与額表（平均月額）

年令	男子	女子	年令	男子	女子
全年令	円	円	才	円	円
46	409,100	298,400	46	471,700	325,300
18	193,200	171,100	47	477,600	326,500
19	211,400	188,800	48	480,400	326,600
20	229,600	206,500	49	483,300	326,800
21	247,900	224,200	50	486,100	326,900
22	266,100	241,900	51	489,000	327,100
23	277,100	249,600	52	491,900	327,200
24	288,000	257,200	53	490,100	325,900
25	298,900	264,900	54	488,400	324,600
26	309,800	272,600	55	486,600	323,300
27	320,700	280,300	56	484,800	322,000
28	330,500	283,000	57	483,100	320,700
29	340,200	285,700	58	458,000	309,200
30	350,000	288,400	59	432,900	297,700
31	359,700	291,200	60	407,800	286,300
32	369,500	293,900	61	382,700	274,800
33	377,900	296,600	62	357,600	263,300
34	386,300	299,300	63	345,000	257,400
35	394,600	302,100	64	332,300	251,600
36	403,000	304,800	65	319,700	245,700
37	411,400	307,500	66	307,000	239,800
38	418,800	310,100	67	294,300	233,900
39	426,200	312,600	68	292,300	234,400
40	433,500	315,100	69	290,200	234,800
41	440,900	317,700	70	288,200	235,200
42	448,300	320,200	71	286,100	235,600
43	454,100	321,500	72	284,100	236,100
44	460,000	322,700	73~	282,000	236,500
45	465,900	324,000			

付表4 年令別就労可能年数およびライフニッツ係数表

1. 18才未満の者に適用する表

年令	幼児・児童・生徒・学生・働く意思と能力を有する者		有職者・家事従事者	
	就労可能年数	ライフニッツ係数	就労可能年数	ライフニッツ係数
才	年		年	
0	49	14,980	67	28,733
1	49	15,429	66	28,595
2	49	15,892	65	28,453
3	49	16,369	64	28,306
4	49	16,860	63	28,156
5	49	17,365	62	28,000
6	49	17,886	61	27,840
7	49	18,423	60	27,676
8	49	18,976	59	27,506
9	49	19,545	58	27,331
10	49	20,131	57	27,151
11	49	20,735	56	26,965
12	49	21,357	55	26,774
13	49	21,998	54	26,578
14	49	22,658	53	26,375
15	49	23,338	52	26,166
16	49	24,038	51	25,951
17	49	24,759	50	25,730

2. 18才以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライフニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライフニッツ係数
18	49	25.502	58	13	10.635
19	48	25.267	59	13	10.635
20	47	25.025	60	12	9.954
21	46	24.775	61	12	9.954
22	45	24.519	62	11	9.253
23	44	24.254	63	11	9.253
24	43	23.982	64	11	9.253
25	42	23.701	65	10	8.530
26	41	23.412	66	10	8.530
27	40	23.115	67	9	7.786
28	39	22.808	68	9	7.786
29	38	22.492	69	9	7.786
30	37	22.167	70	8	7.020
31	36	21.832	71	8	7.020
32	35	21.487	72	8	7.020
33	34	21.132	73	7	6.230
34	33	20.766	74	7	6.230
35	32	20.389	75	7	6.230
36	31	20.000	76	6	5.417
37	30	19.600	77	6	5.417
38	29	19.188	78	6	5.417
39	28	18.764	79	5	4.580
40	27	18.327	80	5	4.580
41	26	17.877	81	5	4.580
42	25	17.413	82	4	3.717
43	24	16.936	83	4	3.717
44	23	16.444	84	4	3.717
45	22	15.937	85	4	3.717
46	21	15.415	86	3	2.829
47	20	14.877	87	3	2.829
48	19	14.324	88	3	2.829
49	18	13.754	89	3	2.829
50	17	13.166	90	3	2.829
51	16	12.561	91	2	1.913
52	16	12.561	92	2	1.913
53	15	11.938	93	2	1.913
54	15	11.938	94	2	1.913
55	14	11.296	95	2	1.913
56	14	11.296	96	2	1.913
57	14	11.296	97	2	1.913
			98	2	1.913
			99	2	1.913
			100	2	1.913
			101	2	1.913
			102~	1	0.971

付表5 第22回生命表による平均余命

(単位:年)

	0才	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才
男女	80	79	78	77	76	75	74	74	73	72
男女	86	86	85	84	83	82	81	80	79	78
	10才	11才	12才	13才	14才	15才	16才	17才	18才	19才
男女	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62
男女	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68
	20才	21才	22才	23才	24才	25才	26才	27才	28才	29才
男女	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52
男女	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58
	30才	31才	32才	33才	34才	35才	36才	37才	38才	39才
男女	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42
男女	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48
	40才	41才	42才	43才	44才	45才	46才	47才	48才	49才
男女	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33
男女	47	46	45	44	43	42	41	40	39	39
	50才	51才	52才	53才	54才	55才	56才	57才	58才	59才
男女	32	31	30	29	28	27	26	26	25	24
男女	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
	60才	61才	62才	63才	64才	65才	66才	67才	68才	69才
男女	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16
男女	28	27	26	26	25	24	23	22	21	20
	70才	71才	72才	73才	74才	75才	76才	77才	78才	79才
男女	15	14	14	13	12	12	11	10	10	9
男女	19	18	18	17	16	15	14	14	13	12
	80才	81才	82才	83才	84才	85才	86才	87才	88才	89才
男女	8	8	7	7	6	6	5	5	4	4
男女	11	10	10	9	8	8	7	7	6	6
	90才	91才	92才	93才	94才	95才	96才	97才	98才	99才
男女	4	3	3	3	3	2	2	2	2	2
男女	5	5	4	4	3	3	3	3	2	2
	100才	101才	102才	103才	104才	105才	106才	107才	108才	109才
男女	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
男女	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
	110才	111才	112才	113才	114才	115才				
男女	1	1	1	-	-	-				
男女	1	1	1	1	1	1				

特 約

1. 被保険者に関する特約

(1) 運転者限定特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。
(50音順)

用語	説明
ほ 保険契約締結日	保険証券記載の契約日(注)をいいます。ただし、この特約が保険期間の途中で適用された場合は、変更日をいいます。 (注) 保険証券記載の契約日とは、この保険契約が、継続手続特約第2条(この特約による継続契約の取扱い)(2)の規定により締結された保険契約である場合または継続手続忘れサポート特約第2条(この特約による継続契約の取扱い)の規定により締結されたものとみなされた保険契約である場合は、始期日をいいます。
保険契約締結日時点の配偶者	保険契約締結日の時点で記名被保険者の配偶者に該当していた者をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、ご契約のお車の用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車である場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条(限定運転者以外の者が運転している間に発生した事故の取扱い)

- (1) 当社は、この特約により、記名被保険者およびその配偶者以外の者がご契約のお車を運転している間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、この特約を適用しません。
- ご契約のお車が盗難にあった時から発見されるまでの間にそのご契約のお車について発生した事故
 - 自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間にそのご契約のお車について発生した対人事故(注1)および対物事故(注2)
- (注1) 対人事故とは、普通保険約款対人賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)(1)に定める対人事故をいいます。
(注2) 対物事故とは、普通保険約款対物賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)に定める対物事故をいいます。

第3条(保険契約締結日時点の配偶者の取扱い)

- (1) 本条に定める規定は、保険契約者が書面により、本条の適用についてこの特約の削除の承認の請求を行い、当社がこれを承認した場合に適用されます。
- (2) 次に定める条件をすべて満たす場合は、当社は、保険契約締結日時点の配偶者がご契約のお車を運転している間に発生した事故による損害または傷害に対しては、第2条(限定運転者以外の者が運転している間に発生した事故の取扱い)の規定を適用しません。
- 保険契約者または記名被保険者から、保険契約締結日時点の配偶者である事実を確認できる公的資料等の提出があること。
 - 保険契約締結日時点の配偶者が記名被保険者の配偶者に該当する者でなくなった事実の発生日(注)にこの特約が削除されたものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定に従い当社が請求する追加保険料を保険契約者が払い込むこと。
- (注) 保険契約締結日時点の配偶者が記名被保険者の配偶者に該当する者でなくなった事実の発生日とは、本条(2)①の公的資料等によりその事実の発生日が特定できない場合またはその事実の発生日が始期日までの間にある場合は、始期日(保険期間の途中でこの特約が適用された場合は、その変更日とします。)とします。

第4条(運転者限定条件の自動補償)

- (1) 当社は、事故発生の時にご契約のお車を運転していた者が次表「事由」のいずれかに該当する場合であって、次表「事実発生日」に定める日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面によりこの特約の削除の承認の請求を行い、当社がこれを受領したときは、事実発生日以後承認までの期間は、第2条(限定運転者以外の者が運転している間に発生した事故の取扱い)の規定は適用せず、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

事由	事実発生日
① 保険契約締結日以降に、記名被保険者およびその配偶者以外の次のいずれかに該当する者が最初に運転免許(注1)または仮運転免許(注2)を取得(注3)した場合で、かつ、その事実について当社が確認できる運転免許証または仮運転免許証の写しの提出があったとき。 ア、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 イ、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子	次のいずれかの日 (ア) 事故の発生日が免許取得日(注4)より前の場合は、仮免許取得日(注5) (イ) 事故の発生日が免許取得日(注4)以降の場合は、免許取得日(注4)
② 保険契約締結日以降に、記名被保険者およびその配偶者以外の者が新たに次のいずれかに該当するようになった場合で、かつ、その事実について当社が確認できる公的資料等の写しの提出があったとき。 ただし、この事由の適用にあたっては、配偶者には婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みません。 ア、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 イ、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子	公的資料等で確認される、左記事実の発生日

- (2) 当社は、本条(1)の表中「事実発生日」に定める日の翌日から起算して31日目の日以降、満期日の翌日から起算して

- ① 普通保険約款対人賠償責任条項の対人賠償保険金
- ② 普通保険約款対物賠償責任条項の対物賠償保険金
- ③ 対物超過修理費用特約の対物超過修理費用保険金
- ④ 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の被害者救済費用保険金
- ⑤ 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の被害者救済費用保険金

- (注1) 運転免許とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第85条(第一種免許)に定める第一種免許および同法第86条(第二種免許)に定める第二種免許であって、かつ、ご契約のお車を運転することができるものをいいます。
- (注2) 仮運転免許とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第87条(仮免許)に定める仮免許であって、かつ、ご契約のお車を運転することができるものをいいます。
- (注3) 運転免許または仮運転免許を取得とは、失効および取消し後における再取得の場合を除きます。
- (注4) 免許取得日とは、運転免許証に記載されている、ご契約のお車を運転することができる運転免許の取得年月日をいいます。
- (注5) 仮免許取得日とは、仮運転免許証に記載されている、ご契約のお車を運転することができる仮運転免許の取得年月日をいいます。

(3) 法人契約の指定運転者特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
指定運転者	保険証券記載の指定運転者をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、記名被保険者が法人であり、かつ、保険証券に指定運転者が記載されている場合に適用されます。

第2条(自動車事故特約適用の特則)

この保険契約に普通保険約款人身傷害条項の適用がある場合で、かつ、自動車事故特約が適用されているときは、当社は、この特約により、自動車事故特約を次のとおり読み替えて適用します。

該当条項	読替前	読替後
① 第3条(補償の対象となる方—被保険者)(1)	記名被保険者	指定運転者
② 第4条(保険金を支払わない場合)⑤ア、およびイ、	ア、被保険者が、ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有(注2)または常時使用する自動車に搭乗している場合 イ、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、ご契約のお車以外の自動車であって、自ら所有(注2)または常時使用する自動車を運転中(注3)の場合	ア、被保険者が、ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、指定運転者、その配偶者または指定運転者もしくはその配偶者の同居の親族が所有(注2)または常時使用する自動車に搭乗している場合 イ、指定運転者またはその配偶者の別居の未婚の子が、ご契約のお車以外の自動車であって、自ら所有(注2)または常時使用する自動車を運転中(注3)の場合
③ 第4条(保険金を支払わない場合)⑥	記名被保険者	指定運転者

第3条(無保険車傷害特約適用の特則)

この保険契約に無保険車傷害特約が適用されている場合には、当社は、この特約により、無保険車傷害特約を次のとおり読み替えて適用します。

該当条項	読替前	読替後
第3条(補償の対象となる方—被保険者)(1)①および②	① 記名被保険者が個人である場合は、次のいずれかに該当する者 ア、記名被保険者 イ、記名被保険者の配偶者 ウ、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 エ、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 オ、本条(1)①ア、からエ、まで以外の者で、ご契約のお車の正規の乗車装置(注1)またはその装置のある室内(注2)に搭乗中の者 ② 記名被保険者が法人である場合は、ご契約のお車の正規の乗車装置(注1)またはその装置のある室内(注2)に搭乗中の者	① 指定運転者 ② 指定運転者の配偶者 ③ 指定運転者またはその配偶者の同居の親族 ④ 指定運転者またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤ 本条(1)①から④まで以外の者で、ご契約のお車の正規の乗車装置(注1)またはその装置のある室内(注2)に搭乗中の者

第4条(他車運転特約適用の特則)

ご契約のお車の用途車種が自家用8車種の場合には、当社は、この特約により、他車運転特約第1条(この特約の適用条件)の規定にかかわらず、この保険契約には、同特約が適用されているものとします。ただし、この場合においては、他車運転特約の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
① 「用語の説明」中の家族	記名被保険者	指定運転者
② 「用語の説明」中の他の自動車	記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族 記名被保険者または	記名被保険者、指定運転者、その配偶者または指定運転者もしくはその配偶者の同居の親族 指定運転者または
③ 第2条(保険金を支払う場合—対人賠償)から第8条(保険金を支払う場合—被害者救済費用)	記名被保険者	指定運転者

第5条（他車運転（二輪・原付）特約適用の特則）

ご契約のお車の用途車種が自家用二輪自動車または原動機付自転車である場合には、当社は、この特約により、他車運転（二輪・原付）特約第1条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、この保険契約には、同特約が適用されているものとします。ただし、この場合においては、他車運転（二輪・原付）特約の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
① 「用語の説明」中の家族	記名被保険者	指定運転者
② 「用語の説明」中の他の自動車	記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族	記名被保険者、指定運転者、その配偶者または指定運転者もしくはその配偶者の同居の親族
③ 第2条（保険金を支払う場合—対人賠償）から第7条（保険金を支払う場合—被害者救済費用）	記名被保険者	指定運転者

第6条（普通保険約款基本条項の読み替え）

この特約の適用においては、普通保険約款基本条項第4条（契約時に告知いただく事項—告知義務）の規定中「保険契約者または記名被保険者（注1）」とあるのは「保険契約者、記名被保険者（注1）または指定運転者」と読み替えます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

（4）運転者従業員等限定特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（限定運転者以外の者が運転している間に発生した事故の取扱い）

当社は、この特約により、記名被保険者ならびにその役員（注1）および使用人（注2）以外の者がご契約のお車を運転している間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。

- ① ご契約のお車が盗難にあった時から発見されるまでの間にそのご契約のお車について発生した事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間にそのご契約のお車について発生した対人事故（注3）および対物事故（注4）

（注1）役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）使用人には、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用人に準ずる地位にある者を含みます。

（注3）対人事故とは、普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）（1）に定める対人事故をいいます。

（注4）対物事故とは、普通保険約款対物賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に定める対物事故をいいます。

第3条（他の特約との関係）

この特約については、普通保険約款に適用される他の特約の規定中「運転者限定特約」とあるのは「運転者従業員等限定特約」と読み替えます。

2. 賠償に関する特約

（5）記名被保険者同僚災害特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、ご契約のお車の所有者（注）および記名被保険者が個人である場合に適用されます。

（注）ご契約のお車の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ 上記①および②以外の場合は、ご契約のお車を所有する者

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第3条（保険金を支払わない場合）（3）⑦および不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第4条（保険金を支払わない場合）（2）⑦の規定にかかわらず、記名被保険者がその使用者の業務（注1）にご契約のお車を使用している場合に、同じ使用者の業務（注1）に従事する他の使用者を死傷させたことにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任または被害者救済費用（注2）を負担することによって被る損害に対して、対人賠償保険金または不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の規定による人身救済費用保険金を支払います。

（2）当社は、この特約により、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第5条（保険金を支払わない場合）（5）⑤の規定にかかわらず、記名被保険者がその使用者の業務（注1）のためにご契約のお車を運転中に、同じ使用者の業務（注1）に従事する他の使用者を死傷させたことにより、その使用人またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（注3）に對して、同特約の規定による人身救済費用保険金を支払います。

（注1）業務とは、家事を除きます。

（注2）被害者救済費用とは、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約「用語の説明」に規定する被害者救済費用をいいます。

（注3）損害とは、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第7条（損害の額の決定）に定める損害の額をいいます。

(6) 自賠償保険等適用除外車に関する「対人賠償」特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款対人賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条 (自賠償保険等適用除外車に関する取扱い)

(1) 当社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)(2)および第7条(当社による解決)(3)②の規定は適用しません。

(2) 当社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第4条(支払保険金の計算)(1)および第8条(損害賠償請求権者の直接請求権)(3)の規定の適用にあたっては、次のとおりとします。

① 普通保険約款対人賠償責任条項第4条(支払保険金の計算)(1)の対人賠償保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\text{対人賠償保険金の額} = \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \text{普通保険約款対人賠償責任条項第5条(費用)①から③までの費用}$$

② 普通保険約款対人賠償責任条項第8条(損害賠償請求権者の直接請求権)(3)の損害賠償額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\text{損害賠償額} = \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額}$$

(3) 当社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第7条(当社による解決)(3)①の規定中「対人保険金額および自賠償保険等によって支払われる金額の合計額」とあるのを「対人保険金額」と読み替えるものとします。

第3条 (自賠償保険等の契約がある場合)

ご契約のお車に自賠償保険等が締結されている場合には、第2条(自賠償保険等適用除外車に関する取扱い)の規定は適用しません。

(7) 対人賠償使用人災害特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
ひ 被害使用人	死傷した者をいい、労働者災害補償制度に定める他の請求権者を含みます。
ろ 労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) ② 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号) ③ 裁判官の災害補償に関する法律(昭和35年法律第100号) ④ 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号) ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款対人賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第3条(保険金を支払わない場合)(3)⑥および⑦ならびに不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第4条(保険金を支払わない場合)(2)⑥および⑦の規定にかかわらず、対人事故(注1)または不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約「用語の説明」に規定する人身事故により、記名被保険者の業務(注2)に従事する記名被保険者の使用人が死傷した場合、それによって被保険者が法律上の損害賠償責任または被害者救済費用(注3)を負担することによって被る損害に対して対人賠償保険金または不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の規定による人身救済費用保険金を支払います。

(2) 当社は、この特約により、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第5条(保険金を支払わない場合)(5)④および⑤の規定にかかわらず、同特約「用語の説明」に規定する人身事故により記名被保険者の業務(注2)に従事する記名被保険者の使用人が死傷したことによってその使用人またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害(注4)に対して、同特約の規定による人身救済費用保険金を支払います。

(注1) 対人事故とは、普通保険約款対人賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)(1)に定める対人事故をいいます。

(注2) 業務とは、家事を除きます。

(注3) 被害者救済費用とは、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約「用語の説明」に規定する被害者救済費用をいいます。

(注4) 損害とは、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第7条(損害の額の決定)に定める損害の額をいいます。

第3条 (補償の対象となる方—被保険者)

この特約における被保険者は、記名被保険者となります。ただし、この特約において不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合の被保険者は、同特約第3条(補償の対象となる方—被保険者)(1)に定める被保険者となります。また、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合の被保険者は、同特約第3条(補償の対象となる方—被保険者)に定める被保険者となります。

第4条 (記名被保険者の義務)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)の規定により対人賠償保険金または被害者救済費用保険金の支払対象となる場合であって、被害使用人について労働者災害補償制度によって給付されるべき金額があるときは、記名被保険者は、被害使用人に対し、労働者災害補償制度の利用を促さねばなりません。

(2) 記名被保険者が、正当な理由がなく本案(1)の規定に違反した場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差し引いて対人賠償保険金または被害者救済費用保険金を支払います。

第5条（代位の特則）

被保険者がその使用人に対して損害賠償請求権を行使しない旨をあらかじめ当社に対して意思表示した場合は、当社は、普通保険約款基本条項第25条（代位）（1）の規定により取得した権利を、その使用人に対しては行使しません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

（8）従業員等所有自動車企業賠償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
し	従業員等所有自動車	記名被保険者の役員（注1）または使用人が所有（注2）または常時使用する自動車であって、その用途車種が自家用8車種、二輪自動車または原動機付自転車であり、かつ、保険証券記載の条件に該当するものをいいます。ただし、記名被保険者が所有（注2）する自動車を除きます。 （注1）役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 （注2）所有には、所有権留保条項付売買契約による購入、および1年以上を期間とする賃借契約による借入れを含みます。
	従業員等所有自動車の賠償責任保険等	この特約の規定と全部または一部に対して支払責任が同じである従業員等所有自動車について適用される保険契約または共済契約をいいます。
せ	全車両一括特約等	全車両一括特約または全車両一括（中途取得自動車の保険料一括精算方式）特約をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

- ① この保険契約に全車両一括特約等が適用されていること。
- ② 記名被保険者が法人であること。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、記名被保険者の役員（注1）または使用人が、記名被保険者の業務のために自ら運転者として運転中（注2）の従業員等所有自動車や中途取得自動車（注3）とみなして、保険証券記載の条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合においては、普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、従業員等所有自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額を含めて、対人賠償保険金を支払います。
- （2）当社は、記名被保険者の役員（注1）または使用人が、記名被保険者の業務のために自ら運転者として運転中（注2）の従業員等所有自動車や中途取得自動車（注3）とみなして、保険証券記載の条件に従い、普通保険約款対物賠償責任条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）を適用します。
- （3）従業員等所有自動車の賠償責任保険等がある場合は、当社は、普通保険約款基本条項第19条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定にかかわらず、損害の額が従業員等所有自動車の賠償責任保険等によって支払われる保険金または共済金の合計額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ対人賠償保険金および対物賠償保険金を支払います。
（注1）役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）運転中とは、駐車または停車中を除きます。
（注3）中途取得自動車とは、全車両一括特約等「用語の説明」に定める中途取得自動車をいいます。

第3条（補償の対象となる方—被保険者）

この特約における被保険者は、記名被保険者としてします。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および基本条項ならびに普通保険約款に適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに発生した事故により、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した従業員等所有自動車を運転しているとき。
- ② 運転者が、従業員等所有自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、従業員等所有自動車を運転しているとき。ただし、運転者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、運転者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

第5条（普通保険約款および他の特約との関係）

- （1）当社は、この特約により、従業員等所有自動車の賠償責任保険等がある場合には、普通保険約款対人賠償責任条項第7条（当社による解決）および同条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）ならびに普通保険約款対物賠償責任条項第7条（当社による解決）および同条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定は適用しません。
- （2）当社は、この特約により、従業員等所有自動車の賠償責任保険等がない場合で、かつ、従業員等所有自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合には、普通保険約款対人賠償責任条項第7条（当社による解決）（3）②の規定にかかわらず、同条（1）の規定を適用します。
- （3）記名被保険者がその役員（注）および使用人に対して損害賠償請求権を行使しない旨をあらかじめ当社に対して意思表示した場合は、当社は、普通保険約款基本条項第25条（代位）（1）の規定により取得した権利を、これらの者に対しては、行使しません。
- （4）この保険契約に臨時代替自動車特約が適用される場合、同特約の規定により対人賠償保険金または対物賠償保険金を支払うべき損害に対しては、この特約を適用しません。
- （5）この特約の適用においては、全車両一括特約等第3条（通知）から第9条（特約の解除）までの規定は適用しません。
（注）役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(9) レンタカー対物賠償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
レンタカー	道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条(有償貸渡し)第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ご契約のお車がレンタカーであること。
- 記名被保険者がレンタカー業者であること。

第2条 (保険金を支払う場合)

- 当社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第3条(保険金を支払わない場合)(3)①および不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第4条(保険金を支払わない場合)(3)①の規定にかかわらず、記名被保険者の所有、使用または管理する財物(注1)が損壊した場合には、それによりご契約のお車の借受人である被保険者(注2)が法律上の損害賠償責任または被害者救済費用(注3)を負担することによって被る損害に対して対物賠償保険金または不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の規定による物損救済費用保険金を支払います。
 - 当社は、この特約により、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第5条(保険金を支払わない場合)(6)①の規定にかかわらず、記名被保険者の所有、使用または管理する財物(注1)が損壊した場合には、それにより同特約第3条(補償の対象となる方-被保険者)に定める被保険者が被る損害(注4)に対して同特約の規定による物損救済費用保険金を支払います。
- (注1) 記名被保険者の所有、使用または管理する財物とは、ご契約のお車を除きます。
 (注2) 被保険者とは、記名被保険者の使用人、および記名被保険者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を除きます。
 (注3) 被害者救済費用とは、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約「用語の説明」に規定する被害者救済費用をいいます。
 (注4) 損害とは、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第7条(損害の額の決定)に定める損害の額をいいます。

(10) けん引自動車の対物賠償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
借用トレーラー	自動車により牽引されることを目的とし、その目的に適合した構造および装置を有する自動車であって、普通保険約款対物賠償責任条項第3条(保険金を支払わない場合)(3)のいずれかに該当する者の使用または管理するものをいいます。ただし、同条(3)のいずれかに該当する者の所有(注)するものを除きます。 (注) 所有には、所有権留保条項付売買契約による購入、および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。
付属品	借用トレーラーに定着(注1)または装備(注2)されている物をいいます。ただし、次の物は付属品に含まれません。 ① 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品 ② 法令により借用トレーラーに定着または装備することを禁止されている物 ③ 通常装飾品とみなされる物 (注1) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で借用トレーラー本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。 (注2) 装備とは、借用トレーラーの機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態または法令に従い借用トレーラーに備えつけられている状態をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券がこの特約が記載されているときに適用されます。

- ご契約のお車の用途車種が営業用普通貨物車(最大積載量2トン超)、営業用普通貨物車(最大積載量2トン以下)、営業用小型貨物車または営業用軽四輪貨物車であること。
- この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用があること。

第2条 (保険金を支払う場合)

- 当社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第3条(保険金を支払わない場合)(3)および不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第4条(保険金を支払わない場合)(3)の規定にかかわらず、ご契約のお車が牽引中(注1)の借用トレーラーが損壊した場合には、それにより被保険者が法律上の損害賠償責任または被害者救済費用(注2)を負担することによって被る損害に対して対物賠償保険金または不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の規定による物損救済費用保険金を支払います。
 - 当社は、この特約により、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第5条(保険金を支払わない場合)(6)の規定にかかわらず、ご契約のお車が牽引中(注1)の借用トレーラーが損壊した場合には、それにより同特約第3条(補償の対象となる方-被保険者)に規定する被保険者が被る損害(注3)に対して同特約の規定による物損救済費用保険金を支払います。
- (3) 本条(1)および(2)の借用トレーラーには、付属品を含みます。
 (注1) 牽引中とは、駐車または停車中を除きます。
 (注2) 被害者救済費用とは、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約「用語の説明」に規定する被害者救済費用をいいます。
 (注3) 損害とは、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第7条(損害の額の決定)に定める損害の額をいいます。

第3条（補償の対象となる方一被保険者）

この特約における被保険者は、普通保険約款対物賠償責任条項第2条（補償の対象となる方一被保険者）（1）に定める被保険者となります。ただし、この特約において不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合の被保険者は、同特約第3条（補償の対象となる方一被保険者）（1）に定める被保険者となります。また、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合の被保険者は、同特約第3条（補償の対象となる方一被保険者）（1）に定める被保険者となります。

第4条（他の特約との関係）

- (1) この保険契約に他車運転特約が適用される場合、同特約第3条（保険金を支払う場合一対物賠償）および同特約第8条（保険金を支払う場合一被害者救済費用）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
- (2) この保険契約に臨時代替自動車特約が適用される場合、同特約第3条（保険金を支払う場合一対物賠償）および同特約第8条（保険金を支払う場合一被害者救済費用）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

（11）対物賠償非所有管理財物特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券がこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第3条（保険金を支払わない場合）（3）および不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第4条（保険金を支払わない場合）（3）の規定にかかわらず、対物事故（注1）に起因して非所有管理財物を損壊させたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任または被害者救済費用（注2）を負担することによって被る損害に対して、対物賠償保険金または不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の規定による物損救済費用保険金を支払います。
- (2) 当社は、この特約により、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第5条（保険金を支払わない場合）（6）の規定にかかわらず、対物事故（注1）に起因して非所有管理財物を損壊させたことにより、被保険者が被る損害（注3）に対して、同特約の規定による物損救済費用保険金を支払います。
- (注1) 対物事故とは、普通保険約款対物賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に定める対物事故をいいます。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の適用においては、同特約「用語の説明」に規定する物損事故をいいます。また、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の適用においては、同特約「用語の説明」に規定する物損事故をいいます。
- (注2) 被害者救済費用とは、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約「用語の説明」に規定する被害者救済費用をいいます。
- (注3) 損害とは、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第7条（損害の額の決定）に定める損害の額をいいます。

第3条（補償の対象となる方一被保険者）

この特約における被保険者は、普通保険約款対物賠償責任条項第2条（補償の対象となる方一被保険者）（1）に定める被保険者となります。ただし、この特約において不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合の被保険者は、同特約第3条（補償の対象となる方一被保険者）（1）に定める被保険者となります。また、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合の被保険者は、同特約第3条（補償の対象となる方一被保険者）に定める被保険者となります。

第4条（非所有管理財物）

- (1) この特約における非所有管理財物は、記名被保険者が使用または管理する財物とします。ただし、次のいずれかに該当する者の所有する財物を除きます。
 - ① 普通保険約款対物賠償責任条項第3条（保険金を支払わない場合）（3）①から⑤まで、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第4条（保険金を支払わない場合）（3）①から⑤までおよび心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第5条（保険金を支払わない場合）（6）①から③までのいずれかに該当する者
 - ② 記名被保険者の使用人、および記名被保険者が法人である場合はその役員（注1）
- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、次に規定する物は、非所有管理財物に含まれません。
 - ① ご契約のお車の車室内、荷室内、荷台もしくはトラック（注2）内に収容（注3）または荷台もしくはキャリア（注4）に固定されている財物
 - ② 記名被保険者の配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族の日常生活の用に供する財物
 - ③ 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材等
 - ④ 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書（注6）、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー（注7）、乗車券等（注8）その他これらに類する物
 - ⑤ 証書（注9）、帳簿、稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、模型、勳章、き章、免許状、その他これらに類する物。ただし、印章は非所有管理財物に含まれます。
 - ⑥ 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類する物
 - ⑦ 船舶（注10）、航空機、車両（注11）およびこれらの付属品
 - ⑧ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に登録されているプログラム、データその他これらに類する物。ただし、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ等の記録媒体自体については、非所有管理財物に含まれます。
 - ⑨ 動物、植物等の生物
 - ⑩ 法令の規定、公序良俗に違反する産物
- (注1) 役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) トランクには、二輪自動車または原動機付自転車の荷台等に設置されたパニアケースを含みます。
- (注3) 車室内、荷室内、荷台もしくはトラック内に収容には、搭乗中の者が携行している状態の場合は、車室内に収容されている状態を含みます。
- (注4) キャリアとは、自動車の屋根またはトラック上に設置された小型・少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。
- (注5) 記名被保険者とは、記名被保険者が法人である場合は、記名被保険者の理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注6) 預貯金証書とは、預金証書または貯金証書をいいます。通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
- (注7) 電子マネーとは、決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。

(注8) 乗車券等とは、鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光施設利用券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含みます。

(注9) 証書には、運転免許証、パスポートを含みます。

(注10) 船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

(注11) 車両とは、原動力が専ら人力であるものを除きます。

第5条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、普通保険約款対物賠償責任条項および基本条項ならびに普通保険約款に適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事由によって非所有管理財物に損害が発生した場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって発生した自然発火または自然爆発、むれ、かび、腐敗、変質、変色、さび、蒸発、昇華その他類似の事由

② 目減り、原因不明の数量不足

③ 盗難または紛失

(2) 当社は、普通保険約款対物賠償責任条項および基本条項ならびに普通保険約款に適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 通常の作業工程上発生した修理(注1)もしくは加工の拙劣または仕上不良等により非所有管理財物が損壊した場合。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。

② 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴って発生した次のいずれかの場合

ア、土地の沈下、隆起、移動もしくは振動または土砂崩れによって土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地が滅失、破損もしくは汚損された場合

イ、土地の軟弱化または土砂の流出によって、地上の構築物(注2)、その収容物または土地が滅失、破損もしくは汚損された場合

ウ、地下水の増減が発生した場合

(注1) 修理には、点検を含みます。

(注2) 地上の構築物には、基礎および付属物を含みます。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(12) 対物超過修理費用特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
あ	相手自動車	対物事故により損壊した他人の自動車をいいます。
	相手自動車の価額	損害が発生した地および時における、相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
	相手自動車の車両保険等	相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって相手自動車に発生した損害および相手自動車の盗難によって発生した損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。
	相手自動車の修理費	損害が発生した地および時において、相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費(注)をいいます。この場合、相手自動車の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (注) 相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費とは、事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とします。なお、これ以外の格落ち等による損害は含みません。
た	対物事故	普通保険約款対物賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)に定める対物事故をいいます。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の適用においては、同特約「用語の説明」に規定する物損事故をいいます。また、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の適用においては、同特約「用語の説明」に規定する物損事故をいいます。
	対物超過修理費用	相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上回ると認められる場合における相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券がこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が対物事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、次に定める条件をすべて満たすときには、その事故により、被保険者が負担する対物超過修理費用に対して、この特約に従い、対物超過修理費用保険金を支払います。

① 対物事故により損壊した他人の財物が自動車であること。

② 普通保険約款対物賠償責任条項による対物賠償保険金が支払われること。

③ 当社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上回ると認められること。

④ 相手自動車に損害が発生した日の翌日から起算して6か月以内に、相手自動車の損傷を実際に修理完了すること。なお、修理の完了に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、修理の期間につき、これを変更することができる。

(2) 当社は、被保険者が対物事故により不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約に定める被害者救済費用を負担する場合であって、次に定める条件をすべて満たすときには、その事故により、被保険者が負担する対物超過修理費用に対して、この特約に従い、対物超過修理費用保険金を支払います。

① 対物事故により損壊した他人の財物が自動車であること。

② 同特約による物損超過修理費用保険金が支払われること。

③ 当社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上回ると認められること。

④ 相手自動車に損害が発生した日の翌日から起算して6か月以内に、相手自動車の損傷を実際に修理完了すること。なお、

修理の完了に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、修理の期間につき、これを変更することができます。

- (3) 当社は、対物事故により心神喪失等による事故の被害者救済費用特約に定める被害者救済費用保険金を支払う場合であって、次に定める条件をすべて満たすときには、その事故により、被保険者が負担する対物超過修理費用に対して、この特約に従い、対物超過修理費用保険金を支払います。
- ① 対物事故により損壊した他人の財物が自動車であること。
 - ② 同特約による物損超過修理費用保険金が支払われること。
 - ③ 当社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上回ると認められること。
 - ④ 相手自動車に損害が発生した日の翌日から起算して6か月以内に、相手自動車の損傷を実際に修理完了すること。なお、修理の完了に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、修理の期間につき、これを変更することができます。

第3条（補償の対象となる方一被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、普通保険約款対物賠償責任条項第2条（補償の対象となる方一被保険者）（1）に規定する被保険者となります。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の適用においては、同特約第3条（補償の対象となる方一被保険者）（1）に規定する被保険者となります。また、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の適用においては、ご契約のお車の運転者（注）とします。
- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第4条（支払保険金の計算）に定める当社の支払うべき対物超過修理費用保険金の限度額が増額されるものではありません。
- (注) ご契約のお車の運転者には、記名被保険者の承諾を得ないでご契約のお車を運転中の者および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者は含みません。

第4条（支払保険金の計算）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定により、1回の対物事故につき当社が支払う対物超過修理費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、相手自動車1台につき、50万円を限度とします。

$$\text{対物超過修理費用保険金の額} = \text{対物超過修理費用} \times \frac{\text{相手自動車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額}}{\text{相手自動車の価額}}$$

- (2) 第2条（保険金を支払う場合）（2）または（3）の規定により、1回の対物事故につき当社が支払う対物超過修理費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、相手自動車1台につき、50万円を限度とします。

$$\text{対物超過修理費用保険金の額} = \text{対物超過修理費用} \times \frac{\text{相手自動車の価額から相手自動車の価額のうち被害者の過失によって発生した損害の額を差し引いた額}}{\text{相手自動車の価額}}$$

第5条（相手自動車の車両保険等がある場合の取扱い）

当社は、相手自動車に発生した損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金または共済金が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超えるときは、当社は、対物超過修理費用からその超過額を差し引いた額を対物超過修理費用とみなして第4条（支払保険金の計算）の規定を適用します。この場合において、既に次の①の額が②の額を超える額に対して対物超過修理費用保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

- ① 相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金または共済金の額（注）。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金または共済金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金の額とします。
 - ② 相手自動車の価額
- (注) 相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金または共済金の額とは、相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合は、当社は次に定める額を対物超過修理費用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払責任額（注）のうち最も高い額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

(注) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第7条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款対物賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）、同条項第10条（先取特権）および同条項第11条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、対物超過修理費用保険金には適用しません。
- (2) 当社に対する対物超過修理費用保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定による対物超過修理費用保険金については、普通保険約款基本条項第20条（保険金の請求）（2）②に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ② 第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定による対物超過修理費用保険金については、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第20条（保険金の請求）（1）に規定する被保険者が負担する被害者救済費用の額が被害者等との間の合意により確定した時
 - ③ 第2条（保険金を支払う場合）（3）の規定による対物超過修理費用保険金については、当社が支払う対物超過修理費用保険金の金額が確定した時
- (3) 対物超過修理費用保険金の請求は、記名被保険者を經由して行うものとします。

第8条（普通保険約款との関係）

この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

- ① （4）①の規定中「対人賠償責任条項または対物賠償責任条項」とあるのは「対人賠償責任条項もしくは対物賠償責任条項または対物超過修理費用特約」
- ② （注6）の規定中「対人賠償責任条項または対物賠償責任条項」とあるのは「対人賠償責任条項もしくは対物賠償責任条項または対物超過修理費用特約」、「対人賠償責任条項第5条（費用）または対物賠償責任条項第5条（費用）に規定する費用」とあるのは「対人賠償責任条項第5条（費用）もしくは対物賠償責任条項第5条（費用）に規定する費用または対物超過修理費用特約「用語の説明」に規定する対物超過修理費用」

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

（13）不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

用語	説明
う 運行不能	普通保険約款対物賠償責任条項「用語の説明」に規定する運行不能をいいます。
き 軌道上を走行する陸上の乗用具	普通保険約款対物賠償責任条項「用語の説明」に規定する軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
し 人身事故	ご契約のお車の使用または管理中に発生した偶然な事故により他人を死傷させたことをいいます。
た 対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人を死傷させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で対人賠償保険等以外のものをいいます。
対物賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を損壊させたこと、または自動車の所有、使用または管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になることにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約をいいます。
は 賠償義務者	被害者等が被る被害にかかわる法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
ひ 被害者救済費用	人身事故または物損事故によって被害者等に発生した損害の額（注1）を被保険者が負担することおよび被害者等に発生した損害について被害者等が賠償義務者に対する損害賠償請求権を有する場合は、被保険者が負担する額を上限としてその損害賠償請求権を被保険者が取得することについて、当社の承認を得て被保険者が委任した弁護士により被害者等との間で書面による合意が成立した場合に、その合意に基づき被保険者が支出する費用（注2）をいいます。 （注1）被害者等に発生した損害の額は、賠償義務者がこれらの者に発生した損害を賠償するとした場合（賠償義務者が存在しない場合を含みます。）に、その賠償義務者が支払うべき損害賠償金の額を算出するために算定される損害の額として、当社の認める額をいいます。 （注2）被保険者が支出する費用には、普通保険約款対人賠償責任条項第5条（費用）および対物賠償責任条項第5条（費用）に定める費用は含まれません。
被害者救済費用保険金	第5条（支払保険金の計算）に定める人身救済費用保険金および物損救済費用保険金をいいます。
被害者等	人身事故により死傷した者（注）またはその父母、配偶者もしくは子および物損事故により所有する財物を損壊された者、その財物を使用もしくは管理していた者または軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった者をいいます。 （注）人身事故により死傷した者とは、人身事故により死傷した者が死亡した場合、その法定相続人となります。
ひし 物損事故	ご契約のお車の使用または管理中に発生した偶然な事故により他人の財物を損壊させたこと、またはご契約のお車の使用または管理中に発生した偶然な事故により軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になることをいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項の適用がある場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、次に定める条件をすべて満たす場合に、被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、被害者救済費用保険金を支払います。

- ご契約のお車に存在した欠陥やご契約のお車に行われた電気通信回線を用いた第三者による不正なアクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象または動作がご契約のお車に発生したことにより、人身事故または物損事故が発生したこと。
- ご契約のお車に発生した本来の仕様とは異なる事象または動作の原因となる事実が存在していたことが、次のいずれかにより明らかであること。
 - リコール等（注1）
 - 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査
 - 本条②ア、またはイ、と同等のその他の客観的な事実
- この特約の被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが判決もしくは裁判上の和解（注2）により確定したことまたは事故状況の調査を行い、法令および判例等に照らして検討した結果、当社がこの特約の被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったと認めること。

（注1）リコール等とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第63条の2（改善措置の勧告等）または同条の3（改善措置の届出等）に基づき実施される改善措置等をいいます。

（注2）裁判上の和解には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みません。

第3条（補償の対象となる方—被保険者）

（1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- 次のいずれかに該当するご契約のお車の運転者

- 記名被保険者
- 記名被保険者の配偶者
- 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子ども
- 本条（1）①ア、からイ、まで以外の者で、記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を運転中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している者を除きます。

- ご契約のお車の運転者がいない状態で人身事故または物損事故が発生した場合は、ご契約のお車の所有者（注）

（2）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第4条（保険金を支払わない場合）（1）①の規定を除きます。

（3）本条（2）の規定によって、第5条（支払保険金の計算）に定める当社の支払うべき被害者救済費用保険金の限度額が増

額されるものではありません。

(注) ご契約のお車の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ 上記①および②以外の場合は、ご契約のお車を所有する者

第4条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、被害者救済費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 台風、洪水または高潮
 - ⑤ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに起因する事故
 - ⑥ 本案(1)⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ 本案(1)②から⑥までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑧ ご契約のお車を競技(注5)もしくは曲技(注6)のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所(注7)を使用すること。
- (2) 当社は、人身事故により次のいずれかに該当する者が死傷した場合には、それにより被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対しては、人身救済費用保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を運転中の者またはその配偶者
 - ③ ご契約のお車を運転中の者の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
 - ④ 被保険者の配偶者
 - ⑤ 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
 - ⑥ 被保険者の業務(注8)に従事する使用人
 - ⑦ 被保険者の使用者の業務(注8)に従事する他の使用人。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務(注8)に使用している場合に限ります。
- (3) 当社は、物損事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が損壊した場合、または次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する軌道上を走行する陸上の乗用車が運行不能になった場合には、それにより被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対しては、物損救済費用保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を運転中の者またはその配偶者
 - ③ ご契約のお車を運転中の者の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
 - ④ 被保険者またはその配偶者
 - ⑤ 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
- (注1) これらの者の法定代理人とは、保険契約者または記名被保険者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 競技とは、ロードレース(山岳ラリー、タイムラリー)やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注6) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注7) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注8) 業務とは、家事を除きます。

第5条 (支払保険金の計算)

(1) 1回の人身事故につき当社の支払う人身救済費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、死傷した者1名につき、それぞれ対人保険金額を限度とします。

$$\text{人身救済費用保険金の額} = \text{人身事故において被保険者が被害者等に対して負担する被害者救済費用の額} + \text{第6条(費用)①の費用の額} - \text{次の①から⑦までの合計額}$$

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業によって被害者に既に給付が決定したまたは支払われた金額
 - ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が被害者等に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、既に給付が決定したまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
 - ③ 被害者等が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
 - ④ 労働者災害補償制度(注1)によって被害者等に既に給付が決定したまたは支払われた額(注2)
 - ⑤ 賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で被害者等が既に取得したものがある場合は、その取得した額
 - ⑥ 被害者等に発生した損害の額(注3)のうち、被害者(注4)の過失により発生した損害の額
 - ⑦ 本案(1)①から⑤までの額のほか、被害者等に発生した損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付に対する請求権を被害者等が有している場合で、これらの保険金、共済金その他の給付によって支払われた額が⑥の額を上回るときは、その超過額(注5)
- (2) 当社は、本案(1)に定める人身救済費用保険金の額のほか、対人保険金額を超過した場合でも、第6条(費用)②の費用のうち人身事故に関して支出した費用を人身救済費用保険金として支払います。ただし、この保険契約に普通保険約款対人賠償責任条項の適用がある場合に限ります。
- (3) 1回の物損事故(注6)につき当社の支払う物損救済費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、対物保険金額を限度とします。

$$\text{物損救済費用保険金の額} = \text{物損事故において被保険者が被害者等に対して負担する被害者救済費用の額} + \text{第6条(費用)①の費用の額} - \text{次の①から⑤までの合計額} - \text{保険証券に物損賠償保険の免責金額の記載がある場合は、その免責金額}$$

- ① 対物賠償保険等によって賠償義務者が被害者等に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、既に給付が決定したまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
 - ② 被害者等が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
 - ③ 賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で被害者等が既に取得したものがある場合は、その取得した額
 - ④ 被害者等に発生した損害の額(注3)のうち、被害者(注4)の過失により発生した損害の額
 - ⑤ 本案(3)①から③までの額のほか、被害者等に発生した損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付に対する請求権を被害者等が有している場合で、これらの保険金、共済金その他の給付によって支払われた額が④の額を上回るときは、その超過額
- (4) 当社は、本案(3)に定める物損救済費用保険金の額のほか、対物保険金額を超過した場合でも、第6条(費用)②の費用のうち物損事故に関して支出した費用を物損救済費用保険金として支払います。ただし、この保険契約に普通保険約款対

- 物賠償責任条項の適用がある場合に限りです。
- (注1) 労働者災害補償制度とは、次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。
- ① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
 - ② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）
 - ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号）
 - ④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）
 - ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）
- (注2) 労働者災害補償制度によって被害者等に既に給付が決定したまたは支払われた額には、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を含まれません。
- (注3) 被害者等に発生した損害の額とは、賠償義務者がこれらの者に発生した損害を賠償するとした場合（賠償義務者が存在しない場合を含みます。）に、その賠償義務者が支払うべき損害賠償金の額を算出するために算定される損害の額として、当社の認める額をいいます。
- (注4) 被害者とは、人身事故により死傷した者および物損事故により所有する財物を損壊された者、その財物を使用もしくは管理していた者または軌道上を走行する陸上の乗用車が運行不能になった者をいいます。
- (注5) 超過額には、保険金額および保険日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。
- (注6) 1回の物損事故とは、同一の偶然的事故（ご契約のお車の使用または管理中に発生した偶然的事故をいいます。）によって発生した物損事故は、1回の物損事故とみなします。

第6条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の指書・手続を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。

費用	説明
① 権利保全行使費用	普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）⑤に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
② 調査折衝費用	人身事故または物損事故に関して被保険者または当社の承認を得て被保険者が委任した弁護士が行う調査または折衝について、被保険者が当社の同意を得て支出した費用をいいます。

第7条（当社による協力または援助）

被保険者が人身事故または物損事故にかかわる被害者救済費用を負担する場合には、当社は、被保険者が支払う被害者救済費用の額を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者または当社の承認を得て被保険者が委任した弁護士が行う調査または折衝について協力または援助を行います。

第8条（損害発生時の義務）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）に該当し、被保険者が被害者救済費用を負担する場合で、賠償義務者となるべき者がいるときは、保険契約者または被保険者は、次の事項について書面により通知しなければなりません。
 - ① 被害者等および賠償義務者に対して、被害者救済費用が賠償義務者となるべき者に代わって被害者等に対して支払う費用であること。
 - ② 被保険者が負担する被害者救済費用の額を上限として被害者等が有する損害賠償請求権を被保険者が取得すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて被害者救済費用保険金を支払います。

第9条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を被害者救済費用保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額を被害者救済費用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

- (3) 本条（1）および（2）の規定は、人身救済費用保険金と物損救済費用保険金とに区分して適用します。
- (注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する被害者救済費用保険金の請求権は、被保険者が負担する被害者救済費用の額が被害者等との間の合意により確定した時から発生し、これを行使用することができるとします。
- (2) 被保険者が被害者救済費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第20条（保険金の請求）（3）⑩の書類または証拠として、次表に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠	
① 当社の定める事故報告書	
② 「用語の説明」被害者救済費用に定める被害者等との間の合意および被害者救済費用の内訳を示す書面	
③ 第8条（損害発生時の義務）（1）に規定する通知書面	

第11条（普通保険約款との関係）

- (1) 当社は普通保険約款対人賠償責任条項第2条（補償の対象となる方—被保険者）（1）および対物賠償責任条項第2条（補償の対象となる方—被保険者）（1）の規定に該当する者が、被害者等に発生した損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、この特約を適用しません。
- (2) 当社は、普通保険約款対物賠償責任条項第5条（費用）⑤に定める原因者負担費用について、同条項の規定により対物賠償保険金を支払うべき損害に対しては、この特約の規定による物損救済費用保険金を重ねて支払いません。
- (3) この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
①（4）②	車両条項	車両条項または不正アクセス・車両の欠陥等

② (注3)	または人身傷害条項	による事故の被害者救済費用特約 もしくは人身傷害条項または不正アクセス・ 車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約
--------	-----------	--

第12条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(14) 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。
(50音順)

用語	説明
う 運行不能	普通保険約款対物賠償責任条項「用語の説明」に規定する運行不能をいいます。
き 軌道上を走行する陸上の乗用具	普通保険約款対物賠償責任条項「用語の説明」に規定する軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
し 人身事故	ご契約のお車の使用に起因して他人を死傷させたことをいいます。
た 対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人を死傷させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
対物賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を損壊させたこと、または自動車の所有、使用または管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になることにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約をいいます。
は 賠償義務者	被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害にかかわる法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
ひ 被害者救済費用保険金	第6条(支払保険金の計算)に定める人身救済費用保険金および物損救済費用保険金をいいます。
ふ 物損事故	ご契約のお車の使用に起因して他人の財物を損壊させたこと、またはご契約のお車の使用に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になることをいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項の適用がある場合に適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、人身事故または物損事故について、法令および判例等に照らして検討した結果、民法(明治29年法律第89号)第713条(責任能力)の適用により、当社がご契約のお車の運転者(注1)に法律上の損害賠償責任がなかったと認める場合に、人身事故または物損事故により被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害(注2)に対して、この特約に従い、被害者救済費用保険金を支払います。
- (2) 本条(1)の規定は、人身事故および物損事故ごとに適用します。
(注1) ご契約のお車の運転者には、記名被保険者の承諾を得ないでご契約のお車を運転中のお者および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者は含みません。
(注2) 損害とは、第7条(損害の額の決定)に定める損害の額をいいます。

第3条 (補償の対象となる方—被保険者)

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 人身事故により死傷した者
 - ② 物損事故により所有する財物を損壊された者または軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった者
- (2) 本条(1)①の被保険者の胎内にある胎児が、人身事故により、その出生後に、身体に傷害を被るることによって損害を被った場合は、本条(1)①の規定の適用において、既生まれれていたものとみなします。
- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- (4) 本条(1)の規定によって、第6条(支払保険金の計算)(2)に定める当社の支払うべき物損救済費用保険金の限度額が増額されるものではありません。

第4条 (保険金請求権者)

この特約における保険金請求権者は、人身事故または物損事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者とします。

- ① 被保険者。ただし、人身事故により被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
- ② 人身事故の場合は、被保険者の父母、配偶者または子

第5条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、被害者救済費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 台風、洪水または高潮
 - ⑤ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑥ 本条(1)⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ 本条(1)②から⑥までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑧ ご契約のお車を競技(注5)もしくは曲技(注6)のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注7)すること。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、被害者救済費用保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した損害
 - ② 被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないで自動車を運転(注8)している場合に、その本人に発生した損害
 - ③ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に、その本人に発生した損害

- ④ 被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯びた状態またはこれに相当する状態で自動車を運転している場合に、その本人に発生した損害
- ⑤ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車を搭乗中に、その本人に発生した損害。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- ⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に発生した損害
- ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に発生した損害
- (3) 当社は、損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって発生した場合は、その者の受け取るべき金額については、被害者救済費用保険金を支払いません。
- (4) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注9）による損害に対しては、人身救済費用保険金を支払いません。
- (5) 当社は、人身事故により次のいずれかに該当する者が死傷した場合には、それによりその本人に発生した損害に対しては、人身救済費用保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を運転中の者またはその配偶者
 - ③ ご契約のお車を運転中の者の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
 - ④ ご契約のお車を運転中の者の業務（注10）に従事中の使用人
 - ⑤ ご契約のお車を運転中の者の使用人の業務（注10）に従事中の他の使用人。ただし、ご契約のお車を運転中の者がご契約のお車をその使用人の業務（注10）に使用している場合に限ります。
- (6) 当社は、物損事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が損壊した場合、または次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する軌道上を走行する陸上の乗用車が運行不能になった場合には、それによりその損壊した財物を所有する者または軌道上を走行する陸上の乗用車が運行不能になった者に発生した損害に対しては、物損救済費用保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を運転中の者またはその配偶者
 - ③ ご契約のお車を運転中の者の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
- (7) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、物損救済費用保険金を支払いません。
- ① 財物に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
 - ② 故障損害（注11）
- (注1) これらの者の法定代理人とは、保険契約者または記名被保険者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注6) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注7) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、急急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注8) 法令により定められた運転資格を持たないで自動車を運転とは、次のいずれかに該当する者が自動車を運転している状態等をいいます。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
 - ② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その効力が停止されている者
 - ③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類に違反している者
- (注9) 創傷感染症とは、丹毒、淋腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。
- (注10) 業務とは、家事を除きます。
- (注11) 故障損害とは、偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的損害をいいます。

第6条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の人身事故につき当社の支払う人身救済費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、被保険者1名につき、それぞれ対人保険金額を限度とします。

$$\text{人身救済費用保険金の額} = \text{第7条（損害の額の決定）の規定により決定される損害の額} - \text{次の①から⑥までの合計額}$$

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって保険金請求権者に既に給付が決定しまたは支払われた金額
 - ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が保険金請求権者に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
 - ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
 - ④ 労働者災害補償制度（注1）によって保険金請求権者に既に給付が決定しまたは支払われた額（注2）
 - ⑤ 賠償義務者以外の第三者から保険金請求権者に発生した損害に対する補償を既に取得している場合は、その取得した額
 - ⑥ 本条（1）①から⑤までの額のほか、人身救済費用保険金を支払うべき損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものである場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注3）
- (2) 1回の物損事故につき当社の支払う物損救済費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、対物保険金額を限度とします。

$$\text{物損救済費用保険金の額} = \text{第7条（損害の額の決定）の規定により決定される損害の額} - \text{次の①から④までの合計額} - \text{保険証券上対物賠償保険の免責金額の記載がある場合は、その免責金額}$$

- ① 対物賠償保険等によって賠償義務者が保険金請求権者に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
 - ② 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
 - ③ 賠償義務者以外の第三者から保険金請求権者に発生した損害に対する補償を既に取得している場合は、その取得した額
 - ④ 本条（2）①から③までの額のほか、物損救済費用保険金を支払うべき損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものである場合は、その取得した給付の額またはその評価額
- (3) 1回の物損事故につき被保険者が2名以上いる場合は、次の算式によって被保険者ごとの当社の支払う物損救済費用保険金の額を決定します。

$$\text{被保険者ごとの物損救済費用保険金の額} = \frac{\text{本条（2）の規定により算出した物損救済費用保険金の額}}{\text{被保険者ごとの損害の額（注4）の合計額}} \times \text{被保険者ごとの損害の額（注4）}$$

- (注1) 労働者災害補償制度とは、次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。

- ① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

- ② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）
- ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号）
- ④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）
- ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

- (注2) 労働者災害補償制度によって保険金請求権者に既に給付が決定または支払われた額とは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。
- (注3) 評価額には、保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険もしくは生命保険等の保険金または共済金等を含みません。
- (注4) 被保険者ごとの損害の額とは、損害の額から本条（2）①から④までの額を差し引いた残額とします。

第7条（損害の額の決定）

- (1) 当社が被保険者救済費用保険金を支払うべき損害の額は、ご契約のお車の運転者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子に発生した損害を賠償するとした場合に、そのご契約のお車の運転者が支払うべき損害賠償金の額として、当社の認める額とします。
- (2) 本条（1）の損害の額は、次の手続によって決定します。
- ① 当社と保険金請求権者との間の協議
 - ② 本条（2）①の協議が成立しない場合は、当社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第8条（保険金請求権者の義務）

- (1) 保険金請求権者は、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者は、人身事故による傷害の治療を受ける際は、健康保険等の公的制度の利用により費用の軽減に努めなければなりません。
- (3) 当社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく本条（1）の規定に違反した場合または本条（1）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて被保険者救済費用保険金を支払います。
- (4) 当社は、賠償義務者または第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めるときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額（注）について照会を行い、または当社の支払保険金について通知することがあります。
- (注) 保険金、共済金その他の給付の有無および額には、保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

第9条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を被保険者救済費用保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額を被保険者救済費用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

- (3) 本条（1）および（2）の規定は、人身救済費用保険金と物損救済費用保険金とに区分して適用します。
- (注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する被保険者救済費用保険金は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 人身救済費用保険金の請求に関しては、次の時

区分	保険金請求権の発生時期
ア、被保険者が死亡した場合	被保険者が死亡した時
イ、本条（1）①ア、以外の場合で、被保険者に後遺障害が発生したとき	被保険者に後遺障害が発生した時
ウ、本条（1）①ア、およびイ、以外の場合で、被保険者が傷害を被ったとき	被保険者が治療を要しなくなった時

- ② 物損救済費用保険金の請求に関しては、損害発生の時
- (2) 被保険者救済費用保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

第11条（普通保険約款との関係）

- (1) 当社は普通保険約款対人賠償責任条項第2条（補償の対象となる方—被保険者）（1）または対物賠償責任条項第2条（補償の対象となる方—被保険者）（1）の規定に該当する者が、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子に発生した損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、この特約の規定は適用しません。
- (2) 当社は、普通保険約款対物賠償責任条項第5条（費用）⑤に定める原因者負担費用について、同条項の規定により対物賠償保険金を支払うべき損害に対しては、この特約の規定による物損救済費用保険金を重ねて支払いません。
- (3) この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。
- ①（4）①の規定中「対人賠償責任条項または対物賠償責任条項」とあるのは「対人賠償責任条項もしくは対物賠償責任条項または心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」
 - ②（注3）の規定中「人身傷害条項における被保険者」とあるのは「人身傷害条項における被保険者またはご契約のお車の運転者」
 - ③（注6）の規定中「対人賠償責任条項または対物賠償責任条項」とあるのは「対人賠償責任条項もしくは対物賠償責任条項または心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」、「対人賠償責任条項第5条（費用）または対物賠償責任条項第5条（費用）」に規定する費用または心神喪失等による事故の被害者救済費用特約に基づき保険金を支払うべき損害」、「被保険者」とあるのは「被保険者またはご契約のお車の運転者」

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(15) 積載貨物賠償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
せ 積載貨物	被保険者が運送することを引き受けたご契約のお車積載中の貨物をいいます。
に 荷主	積載貨物の所有者をいいます。
ひ 引越荷物	転居または転移に伴って輸送される荷主の所有、使用または管理する家財、什器、備品等の財物(注)をいいます。 (注)家財、什器、備品等の財物とは、商品を除きます。
も 元請運送人	被保険者に積載貨物の運送を委託した運送人をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

- ① ご契約のお車の用途車種が、営業用普通貨物車、営業用小型貨物車または営業用軽四輪貨物車であること。
- ② この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用があること。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第3条(保険金を支払わない場合)(3)の規定にかかわらず、火災もしくは爆発またはご契約のお車の衝突、接触、墜落もしくは転覆によってご契約のお車と同時に積載貨物に発生した損傷について、被保険者が本条(2)に規定する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して対物賠償保険金を支払います。
- (2) 普通保険約款対物賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、被保険者が負担する損害賠償責任とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 被保険者が荷主に対して負担する法律上の損害賠償責任および運送契約または寄託契約上の損害賠償責任
 - ② 被保険者が元請運送人の場合は、次のいずれかに該当する損害賠償責任
 - A. 被保険者が元請運送人に対して負担する法律上の損害賠償責任および運送契約または寄託契約上の損害賠償責任
 - B. 被保険者が荷主に対して負担する法律上の損害賠償責任
- (3) 本条(2)に定める損害賠償責任の額は、次の価額に基づくものとし、かつ、その価額を超えない額とします。

区分	価額
① 仕切または納品書がある場合	積載貨物の状面価額(注)
② 本条(3)①以外の場合	荷受人への引渡日または引き渡されたであろう日の積載貨物の到着地における正価額。ただし、中古貨物についてはその時価額を限度とします。

(注) 状面価額とは、運送貨および諸掛りが含まれていない場合にはこれらを加算した額とします。

第3条 (補償の対象となる方—被保険者)

この特約における被保険者は、記名被保険者となります。

第4条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、普通保険約款対物賠償責任条項および基本条項ならびに普通保険約款に適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、対物賠償保険金を支払いません。ただし、④および⑧については、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人(注1)もしくは使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合を除きます。
 - ① 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人(注2)もしくは使用人の故意
 - ② 積載貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって発生した自然発火または自然爆発、むれ、かび、腐敗、変質、変色、さび、蒸発、昇華その他類似の事由
 - ③ 荷造りの不完全
 - ④ 輸送方法または輸送に従事する者が出発(注3)の当時、積載貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。
 - ⑤ 運送の遅延
 - ⑥ 検査または公権力による処分
 - ⑦ 盗難、置き忘れまたは紛失
 - ⑧ ご契約のお車の不完全被覆
 - ⑨ 積載貨物が荷受人に引き渡された日から30日を経過した後に見発見された積載貨物の損壊
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する積載貨物に発生した損傷について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、対物賠償保険金を支払いません。
 - ① 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書(注4)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー(注5)、乗車券等(注6)その他これらに類する物
 - ② 証書(注7)、帳簿、稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状、その他これらに類する物。ただし、印章は保険の対象に含まず。
 - ③ 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類する物
 - ④ 船舶(注8)、航空機、車両(注9)およびこれらの付属品
 - ⑤ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物。ただし、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ等の記録媒体本体については、保険の対象に含まず。
 - ⑥ コンテナ
 - ⑦ 動物、植物等の生物
 - ⑧ 法令の規定、公序良俗に違反する貨物
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する損害について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、対物賠償保険金を支払いません。
 - ① 損壊された部分が—組または—対として特別な価値を持っている場合に、その部分の価値を超えた損害
 - ② 楽器の首色または首質の変化
 - ③ 故障損害(注10)
- (4) 当社は、ご契約のお車を運転している者が次のいずれかに該当する場合に発生した積載貨物の損傷について、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、対物賠償保険金を支払いません。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人(注1)もしくは使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合を除きます。
 - ① 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転(注11)している場合
 - ② 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある

状態でご契約のお車を運転している場合

- ③ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合
- (5) 当社は、違約金、遅延賠償金および積載貨物の使用不能に起因する損害賠償金（注12）等の間接損害に対しては、対物賠償保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人とは、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人とは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 出発には、中間地からの出発および積込港または寄航港からの発航を含みます。
- (注4) 預貯金証書には、預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
- (注5) 電子マネーとは、決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。
- (注6) 乗車券等とは、鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光施設利用券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含みます。
- (注7) 証書には、運転免許証、パスポートを含みます。
- (注8) 船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
- (注9) 車両とは、原動力が専ら人力であるものを除きます。
- (注10) 故障損害とは、偶然な外来の事故に直接起因しない積載貨物の電氣的または機械的損害をいいます。
- (注11) 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転とは、次のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
- ② 運転免許の停止処分を受けたことにより、その効力が停止されている者
- ③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類に違反している者
- (注12) 積載貨物の使用不能に起因する損害賠償金には、将来得られたであろう経済的利益の損失に起因する損害賠償金を含みません。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 普通保険約款対物賠償責任条項第4条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、1回の事故につき当社の支払う対物賠償保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、500万円を限度とします。

$$\text{対物賠償保険金の額} = \text{第2条（保険金を支払う場合）(2)に定める損害賠償責任の額} + \text{普通保険約款対物賠償責任条項第5条（費用）①から③までの費用} - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} - \text{免責金額として7万円}$$

- (2) 積載貨物が引越荷物または個人の所有する家財である場合、本条（1）の算式における損害賠償責任の額は、1点あたり30万円を限度とします。

第6条（保険金の請求）

被保険者がこの特約による対物賠償保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第20条（保険金の請求）(3)⑩の書類または証拠として、次に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 積載貨物の明細および運行区間が確認できる客観的書類
- ② 荷主および元請運送人の請求内容が確認できる客観的書類
- ③ 損傷が発生したご契約のお車の写真（注）
- (注) 写真には、画像データを含みます。

第7条（個々の積載貨物に係る保険責任の始期と終期）

- (1) 個々の積載貨物に係る当社の保険責任は、普通保険約款基本条項第1条（補償される期間—保険期間）の規定に反しない限り、積載貨物が運送のためにご契約のお車に積み込まれた時（注1）に始まり、ご契約のお車による通常の運送過程（注2）を経て、荷受人または他の運送人に引き渡す目的をもって、ご契約のお車からの荷卸し作業が始まった時に終わります。
- (2) 本条（1）の規定は、積載貨物1個ごとに適用します。
- (注1) ご契約のお車に積み込まれた時とは、積み込み中は除きます。
- (注2) 通常の運送過程には、慣習的に行われる輸送待ち、仕分、配送、積替、荷造り等のために、ご契約のお車に積載された状態で仮置中を含みます。

第8条（当社による解決）

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって当社の費用により、荷主または元請運送人による損害賠償請求の解決にあたる場合がございます。
- (2) 本条（1）の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (3) 正当な理由がなく被保険者が本条（2）に規定する協力を拒んだ場合は、当社は、当社が被った損害の額を差し引いて対物賠償保険金を支払います。

第9条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) この特約の適用においては、普通保険約款対物賠償責任条項第7条（当社による解決）から第9条（仮払金および供託金の貸付等）までの規定は適用しません。
- (2) この保険契約に臨時代替自動車特約が適用される場合、同特約第3条（保険金を支払う場合—対物賠償）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
- (3) この特約の適用においては、当社は、運転者従業員等限定特約の規定は適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(16) 危険物積載「対物賠償」限度額（10億円）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
き	危険物	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
た	対物事故	普通保険約款対物賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に定める対物事故をいいます。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の適用においては、同特約「用語の説明」に規定する物損事故をいいます。また、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の適用においては、同特約「用語の説明」に規定する物損事故をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用があること。
- ② この保険契約の対物保険金額が10億円を超えていること。

第2条（危険物積載事故の限度額）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第4条（支払保険金の計算）（1）ただし書および不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第5条（支払保険金の計算）（3）ただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する対物事故により、被保険者（注1）が法律上の損害賠償責任または被害者救済費用（注2）を負担することによって被る損害に対しては、1回の対物事故につき当社の支払う対物賠償保険金または不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の規定による物損救済費用保険金の限度額を10億円とします。
 - ① ご契約のお車に業務（注3）として積載されている危険物の火災、爆発または漏えい起因する対物事故
 - ② ご契約のお車が被牽引自動車を牽引中に発生した、被牽引自動車の業務（注3）として積載されている危険物の火災、爆発または漏えい起因する対物事故
- (2) 当社は、この特約により、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第6条（支払保険金の計算）（2）ただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する対物事故により、同特約第3条（補償の対象となる方—被保険者）に定める被保険者が被る損害（注4）に対して、1回の対物事故につき当社の支払う同特約の規定による物損救済費用保険金の限度額を10億円とします。
 - ① ご契約のお車に業務（注3）として積載されている危険物の火災、爆発または漏えい起因する対物事故
 - ② ご契約のお車が被牽引自動車を牽引中に発生した、被牽引自動車の業務（注3）として積載されている危険物の火災、爆発または漏えい起因する対物事故
- (3) 当社は、本条（1）の規定を適用する対物事故に対しては、10億円を対物保険金額とみなして、普通保険約款対物賠償責任条項第7条（当社による解決）（3）①、同条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）（6）、同条項第9条（仮払金および供託金の貸付け等）（1）および同条項第11条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定を適用します。
 - (注1) 被保険者とは、普通保険約款対物賠償責任条項第2条（補償の対象となる方—被保険者）（1）に定める被保険者を行います。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合は、同特約第3条（補償の対象となる方—被保険者）（1）に定める被保険者を行います。
 - (注2) 被害者救済費用とは、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約「用語の説明」に規定する被害者救済費用をいいます。
 - (注3) 業務とは、家事を除きます。
 - (注4) 損害とは、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第7条（損害の額の決定）に定める損害の額をいいます。

(17) 危険物積載「対物賠償」限度額特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
き	危険物	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
た	対物事故	普通保険約款対物賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に定める対物事故をいいます。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の適用においては、同特約「用語の説明」に規定する物損事故をいいます。また、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の適用においては、同特約「用語の説明」に規定する物損事故をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

- ① この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用があること。
- ② この保険契約の対物保険金額が10億円を超えていること。

第2条（危険物積載事故の限度額）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第4条（支払保険金の計算）（1）ただし書および不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第5条（支払保険金の計算）（3）ただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する対物事故により、被保険者（注1）が法律上の損害賠償責任または被害者救済費用（注2）を負担することによって被る損害に対しては、1回の対物事故につき当社の支払う対物賠償保険金または不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の規定による物損救済費用保険金の限度額を保険証券記載の額とします。
 - ① ご契約のお車に業務（注3）として積載されている危険物の火災、爆発または漏えい起因する対物事故
 - ② ご契約のお車が被牽引自動車を牽引中に発生した、被牽引自動車の業務（注3）として積載されている危険物の火災、爆発または漏えい起因する対物事故
- (2) 当社は、この特約により、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第6条（支払保険金の計算）（2）ただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する対物事故により、同特約第3条（補償の対象となる方—被保険者）に定める被保険者が被る損害（注4）に対して、1回の対物事故につき当社の支払う同特約の規定による物損救済費用保険金の限度額を保険証券記載の額とします。

- ① ご契約のお車に業務（注3）として積載されている危険物の火災、爆発または漏えい起因する対物事故
 ② ご契約のお車が被牽引自動車牽引中に発生した、被牽引自動車に業務（注3）として積載されている危険物の火災、爆発または漏えい起因する対物事故
- (3) 当社は、本条（1）の規定を適用する対物事故に対しては、保険証券記載の額を対物保険金額とみなして、普通保険約款対物賠償責任条項第7条（当社による解決）(3)①、同条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）(6)、同条項第9条（仮払金および供託金の貸付け等）(1)および同条項第11条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定を適用します。
- (注1) 被保険者とは、普通保険約款対物賠償責任条項第2条（補償の対象となる方一被保険者）(1)に定める被保険者を行います。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合は、同特約第3条（補償の対象となる方一被保険者）(1)に定める被保険者を行います。
- (注2) 被害者救済費用とは、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約「用語の説明」に規定する被害者救済費用をいいます。
- (注3) 業務とは、家事を含みません。
- (注4) 損害とは、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第7条（損害の額の決定）に定める損害の額をいいます。

第3条（他の特約との関係）

この特約の適用においては、当社は、危険物積載「対物賠償」限度額（10億円）特約の規定は適用しません。

(18) 対航空機「対物賠償」限度額（10億円）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
対物事故	普通保険約款対物賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に定める対物事故をいいます。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の適用においては、同特約「用語の説明」に規定する物損事故をいいます。また、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の適用においては、同特約「用語の説明」に規定する物損事故をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用があること。
 ② この保険契約の対物保険金額が10億円を超えていること。

第2条（対航空機事故の限度額）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第4条（支払保険金の計算）(1)ただし書および不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第5条（支払保険金の計算）(3)ただし書の規定にかかわらず、対物事故のうち他人の航空機を損壊させたことにより、被保険者（注1）が法律上の損害賠償責任または被害者救済費用（注2）を負担することによって被る損害に対しては、1回の対物事故につき当社の支払う対物賠償保険金または不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の規定による物損救済費用保険金の限度額を10億円とします。
- (2) 当社は、この特約により、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第6条（支払保険金の計算）(2)ただし書の規定にかかわらず、対物事故のうち他人の航空機を損壊させたことにより、同特約第3条（補償の対象となる方一被保険者）に定める被保険者が被る損害（注3）に対しては、1回の対物事故につき当社の支払う同特約の規定による物損救済費用保険金の限度額を10億円とします。
- (3) 当社は、本条（1）の規定を適用する対物事故に対しては、10億円を対物保険金額とみなして、普通保険約款対物賠償責任条項第7条（当社による解決）(3)①、同条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）(6)、同条項第9条（仮払金および供託金の貸付け等）(1)および同条項第11条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定を適用します。
- (注1) 被保険者とは、普通保険約款対物賠償責任条項第2条（補償の対象となる方一被保険者）(1)に定める被保険者を行います。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合は、同特約第3条（補償の対象となる方一被保険者）(1)に定める被保険者を行います。
- (注2) 被害者救済費用とは、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約「用語の説明」に規定する被害者救済費用をいいます。
- (注3) 損害とは、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第7条（損害の額の決定）に定める損害の額をいいます。

第3条（他の特約との関係）

- (1) この保険契約に、対物賠償に関する火災・爆発・漏えいのみ高額補償特約が適用されている場合であって、同特約に定める対物賠償保険金の限度額が10億円を超えているときは、同特約に定める事由に起因して他人の航空機を損壊させたことにより、被保険者（注1）が法律上の損害賠償責任または被害者救済費用（注2）を負担することによって被る損害に対しては、1回の対物事故につき当社の支払う対物賠償保険金または不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の規定による物損救済費用保険金の限度額を10億円とします。
- (2) この保険契約に、危険物積載「対物賠償」限度額特約が適用されている場合であって、同特約に定める対物賠償保険金の限度額が10億円を超えているときは、同特約に定める事由に起因して他人の航空機を損壊させたことにより、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第3条（補償の対象となる方一被保険者）に定める被保険者が被る損害（注3）に対しては、1回の対物事故につき当社の支払う心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の規定による物損救済費用保険金の限度額を10億円とします。
- (3) この保険契約に、危険物積載「対物賠償」限度額特約が適用されている場合は、同特約に定める事由に起因して他人の航空機を損壊させたことにより、被保険者（注1）が法律上の損害賠償責任または被害者救済費用（注2）を負担することによって被る損害に対しては、1回の対物事故につき当社の支払う対物賠償保険金または不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の規定による物損救済費用保険金の限度額を10億円とします。
- (4) この保険契約に、危険物積載「対物賠償」限度額特約が適用されている場合は、同特約に定める事由に起因して他人の航空機を損壊させたことにより、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第3条（補償の対象となる方一被保険者）に定める被保険者が被る損害（注3）に対しては、1回の対物事故につき当社の支払う心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の規定による物損救済費用保険金の限度額を10億円とします。
- (注1) 被保険者とは、普通保険約款対物賠償責任条項第2条（補償の対象となる方一被保険者）(1)に定める被保険者を行います。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合は、同特約第3条（補償の対象となる方一被保険者）(1)に定める被保険者を行います。
- (注2) 被害者救済費用とは、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約「用語の説明」に規定する被害者救済費用をいいます。
- (注3) 損害とは、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第7条（損害の額の決定）に定める損害の額をいいます。

(19) 対航空機「対物賠償」限度額特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
対物事故	普通保険約款対物賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に定める対物事故をいいます。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の適用においては、同特約「用語の説明」に規定する物損事故をいいます。また、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の適用においては、同特約「用語の説明」に規定する物損事故をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（対航空機事故の限度額）

- 当社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第4条（支払保険金の計算）（1）ただし書および不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第5条（支払保険金の計算）（3）ただし書の規定にかかわらず、対物事故のうち他人の航空機を損壊させたことにより、被保険者（注1）が法律上の損害賠償責任または被害者救済費用（注2）を負担することによって被る損害に対しては、1回の対物事故につき当社の支払う対物賠償保険金または不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の規定による物損救済費用保険金の限度額を保険証券記載の額とします。
- 当社は、この特約により、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第6条（支払保険金の計算）（2）ただし書の規定にかかわらず、対物事故のうち他人の航空機を損壊させたことにより、同特約第3条（補償の対象となる方一被保険者）に定める被保険者が被る損害（注3）に対しては、1回の対物事故につき当社の支払う同特約の規定による物損救済費用保険金の限度額を保険証券記載の額とします。
- 当社は、本条（1）の規定を適用する対物事故に対しては、保険証券記載の額を対物保険金額とみなして、普通保険約款対物賠償責任条項第7条（当社による解決）（3）①、同条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）（6）、同条項第9条（仮払金および供託金の貸付け等）（1）および同条項第11条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定を適用します。
（注1）被保険者とは、普通保険約款対物賠償責任条項第2条（補償の対象となる方一被保険者）（1）に定める被保険者をいいます。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合は、同特約第3条（補償の対象となる方一被保険者）（1）に定める被保険者をいいます。
（注2）被害者救済費用とは、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約「用語の説明」に規定する被害者救済費用をいいます。
（注3）損害とは、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第7条（損害の額の決定）に定める損害の額をいいます。

第3条（他の特約との関係）

この特約の適用においては、当社は、対航空機「対物賠償」限度額（10億円）特約および危険物積載「対物賠償」限度額（10億円）特約の規定は適用しません。

(20) 対物賠償落下物取片づけ費用対象外特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第5条（費用）④に定める費用に対しては、同条および同条項第4条（支払保険金の計算）（1）①の規定にかかわらず、対物賠償保険金を支払いません。

(21) 対物賠償酒気帯び等運転対象外特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第2条（補償の対象となる方一被保険者）（1）①から③または⑤のいずれかに該当する者および不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第3条（補償の対象となる方一被保険者）（1）①に該当する者が、次のいずれかに該当する場合に発生した対物事故（注1）または物損事故（注2）による損害に対しては、対物賠償保険金および不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約に規定する物損救済費用保険金を支払いません。
 - 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転（注3）している場合
 - 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合
 - 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合
- 当社は、この特約により、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約におけるご契約のお車の運転者が、本条（1）①から③までのいずれかに該当する場合に発生した物損事故（注4）による損害に対しては、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約に規定する物損救済費用保険金を支払いません。
（注1）対物事故とは、普通保険約款対物賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に定める対物事故をいいます。
（注2）物損事故とは、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約「用語の説明」に規定する物損事故をいいます。
（注3）法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転とは、次のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。

- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
 - ② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その効力が停止されている者
 - ③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類に違反している者
- （注4）物損事故とは、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約「用語の説明」に規定する物損事故をいいます。

3. 傷害に関する特約

（22）自動車事故特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項の適用がある場合で、保険証券がこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、この特約により、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被ることを人身傷害事故（注1）とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、普通保険約款人身傷害条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）を適用し、人身傷害保険金を支払います。
 - ① 自動車の運行に起因する事故
 - ② 自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下。ただし、被保険者がその自動車の正規の乗車装置（注2）またはその装置のある室内（注3）に搭乗中である場合に限りです。
- (2) 本条（1）の規定により人身傷害保険金を支払うべき損害に対して、この保険契約に適用されている普通保険約款人身傷害条項および他の特約の規定により同条項の人身傷害保険金が支払われる場合には、当社は、この特約を適用しません。

（注1）人身傷害事故とは、普通保険約款人身傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の人身傷害事故をいいます。
（注2）正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
（注3）その装置のある室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第3条（補償の対象となる方—被保険者）

- (1) この特約の適用においては、当社は、普通保険約款人身傷害条項第2条（補償の対象となる方—被保険者）（1）から（3）までの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を同条項の被保険者とします。ただし、極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用具に搭乗中の者および業務として自動車を受託している自動車取扱業者を含みません。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ 本条（1）①から④まで以外の者で、本条（1）①から④までのいずれかに該当する者が自ら運転者として運転中（注1）のこの契約のお車以外の自動車の正規の乗車装置（注2）またはその装置のある室内（注3）に搭乗中の者。ただし、本条（1）①から④までの者の使用者の業務（注4）のために運転中の、その使用者の所有する自動車（注5）に搭乗中の者を除きます。
- (2) 本条（1）の被保険者の胎内にある胎児が、第2条（保険金を支払う場合）（1）①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、その出生後に、身体に傷害を被ることによって損害を被った場合は、本条（1）の規定の適用において、既に生まれていてもとみなします。ただし、賠償義務がある場合に限りです。
- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
 - （注1）運転中とは、駐車または停車中を除きます。
 - （注2）正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
 - （注3）その装置のある室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
 - （注4）業務とは、家事を除きます。
 - （注5）所有する自動車とは、所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃貸契約により借り入れた自動車を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款人身傷害条項および基本条項ならびに普通保険約款に適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、人身傷害保険金を支払いません。

- ① 被保険者が、法令により定められた運転資格を持たない自動車または交通乗用具を運転（注1）している場合に、その本人に発生した傷害による損害
 - ② 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または交通乗用具を運転している場合に、その本人に発生した傷害による損害
 - ③ 被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で自動車または交通乗用具を運転している場合に、その本人に発生した傷害による損害
 - ④ 被保険者が、自動車または交通乗用具の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車または交通乗用具に搭乗中に、その本人に発生した傷害による損害。ただし、その自動車または交通乗用具が契約の自動車または交通乗用具であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
 - ⑤ 次のいずれかの場合に発生した傷害による損害
 - ア、被保険者が、この契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有（注2）または常時使用する自動車に搭乗している場合
 - イ、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、この契約のお車以外の自動車であって、自ら所有（注2）または常時使用する自動車を運転中（注3）の場合
 - ⑥ 被保険者が、この契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族または記名被保険者もしくはその配偶者の別居の未婚の子の使用者が所有（注2）する自動車に、その使用者の業務（注4）のために搭乗している場合に発生した傷害による損害
 - ⑦ 被保険者がこの契約のお車以外の自動車に競技（注5）もしくは曲技（注6）のために搭乗中、または競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中（注7）にその本人に発生した傷害による損害
- （注1）法令により定められた運転資格を持たない自動車または交通乗用具を運転とは、次のいずれかに該当する者が自動車または交通乗用具を運転している状態等をいいます。
 - ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
 - ② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その効力が停止されている者

- ③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類に違反している者
 (注2) 所有には、所有権留保条項付売買契約による購入、または1年以上を期間とする借借契約による借入れを含みます。
 (注3) 運転中とは、駐車または停車を除きます。
 (注4) 業務とは、家事を除きます。
 (注5) 競技とは、山岳ラリー、タイムラリー) やサーキットレース等を行い、これらのための練習を含みます。
 (注6) 曲技とは、サーカス、カースタント等を行い、これらのための練習を含みます。
 (注7) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

第5条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(23) 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。
 (50音順)

用語	説明												
育児従事者	子供の身の回りの世話を主として行う者をいいます。												
介護人	機能障害(注)により介護が必要な者の日常生活の世話を主として行う者をいいます。 (注)機能障害とは、身体の機能が一部または全般にわたり低下し、かつ、日常生活に支障が発生することを行います。												
介護ヘルパー	機能障害(注)により介護が必要な者の日常生活の世話をを行うことを職業とする者をいいます。 (注)機能障害とは、身体の機能が一部または全般にわたり低下し、かつ、日常生活に支障が発生することを行います。												
家事従事者	炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行う者をいいます。												
後遺障害時人身傷害諸費用保険金	リハビリテーション訓練等保険金および重度後遺障害諸費用保険金をいいます。												
支払対象期間	症状固定日以後、最初に取り組んだりリハビリテーション訓練等の開始日の属する月(以下、「支払対象期間の開始月」といいます。)から、その月を含めて24か月までの期間をいいます。ただし、後遺障害の症状固定日の属する月からその月を含めて36か月以内の期間に限ります。												
住宅改造費用	被保険者の介護を行うために必要かつ有益な住宅の改造に要する費用をいいます。												
重度後遺障害諸費用	住宅改造費用および福祉機器等取得費用をいいます。												
重度後遺障害諸費用保険金	住宅改造費用保険金および福祉機器等取得費用保険金をいいます。												
飼養従事者	ペットの散歩、食餌および飼養施設の掃除等日常の世話を主として行う者をいいます。												
症状固定日	医師の診断に基づく実際の症状固定日をいいます。												
人身傷害対象事故	普通保険約款人身傷害条項および同条項に適用される他の特約の規定を適用した場合に人身傷害保険金が支払いの対象となる事故をいいます。												
登録諸費用	次の諸費用をいいます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>諸費用</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 登録関係の税等</td> <td>自動車税または軽自動車税、環境性能割(注1)、自動車重量税および自賠責保険料等(注2)</td> </tr> <tr> <td>② 法定費用</td> <td>検査登録費用、車庫証明費用およびリサイクル料金(注3)等自動車の登録において法令上必要な費用</td> </tr> <tr> <td>③ その他の費用</td> <td>納車費用、検査登録手続代行費用等をいい、社会通念上妥当なものに限ります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)自動車税または軽自動車税、環境性能割とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により減免されるべき額を除きます。 (注2)自賠責保険料等とは、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険の保険料または責任共済の共済掛金をいいます。 (注3)リサイクル料金とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づくリサイクル料金をいいます。</p>	諸費用	説明	① 登録関係の税等	自動車税または軽自動車税、環境性能割(注1)、自動車重量税および自賠責保険料等(注2)	② 法定費用	検査登録費用、車庫証明費用およびリサイクル料金(注3)等自動車の登録において法令上必要な費用	③ その他の費用	納車費用、検査登録手続代行費用等をいい、社会通念上妥当なものに限ります。				
諸費用	説明												
① 登録関係の税等	自動車税または軽自動車税、環境性能割(注1)、自動車重量税および自賠責保険料等(注2)												
② 法定費用	検査登録費用、車庫証明費用およびリサイクル料金(注3)等自動車の登録において法令上必要な費用												
③ その他の費用	納車費用、検査登録手続代行費用等をいい、社会通念上妥当なものに限ります。												
特殊ベッド	サイドレールが取り付け付てあるベッドまたは取り付けることが可能なベッドであって、次に掲げる機能のいずれかを有するベッドをいいます。 ① 背部または脚部の傾斜角度が調整できる機能 ② 床板の高さが無段階に調整できる機能												
特定病室等	選定療養(注)に定める特別の療養環境の提供に係る医師の承認を得て使用するベッドまたは病室をいいます。 (注)選定療養とは、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条(療養の給付)第2項第5号に定める療養をいいます。												
入院時人身傷害諸費用	次のいずれかに該当する費用をいいます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>費用</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ホームヘルパー雇入費用</td> <td>ホームヘルパーを雇い入れるために要する費用をいい、ホームヘルパーの紹介手数料および交通費を含み、謝礼を含みません。</td> </tr> <tr> <td>② 介護ヘルパー雇入費用</td> <td>介護ヘルパーを雇い入れるために要する費用をいい、介護ヘルパーの紹介手数料および交通費を含み、謝礼を含みません。</td> </tr> <tr> <td>③ ベビーシッター雇入費用</td> <td>ベビーシッターを雇い入れるために要する費用をいい、ベビーシッターの紹介手数料および交通費を含み、謝礼を含みません。</td> </tr> <tr> <td>④ 保育施設預入れ費用</td> <td>子供を保育施設に預け入れるために要する費用をいいます。</td> </tr> <tr> <td>⑤ ベットシッター雇入費用</td> <td>ベットシッターを雇い入れるために要する費用をいい、ベットシッターの紹介手数料および交通費を含み、謝礼を含みません。</td> </tr> </tbody> </table>	費用	説明	① ホームヘルパー雇入費用	ホームヘルパーを雇い入れるために要する費用をいい、ホームヘルパーの紹介手数料および交通費を含み、謝礼を含みません。	② 介護ヘルパー雇入費用	介護ヘルパーを雇い入れるために要する費用をいい、介護ヘルパーの紹介手数料および交通費を含み、謝礼を含みません。	③ ベビーシッター雇入費用	ベビーシッターを雇い入れるために要する費用をいい、ベビーシッターの紹介手数料および交通費を含み、謝礼を含みません。	④ 保育施設預入れ費用	子供を保育施設に預け入れるために要する費用をいいます。	⑤ ベットシッター雇入費用	ベットシッターを雇い入れるために要する費用をいい、ベットシッターの紹介手数料および交通費を含み、謝礼を含みません。
費用	説明												
① ホームヘルパー雇入費用	ホームヘルパーを雇い入れるために要する費用をいい、ホームヘルパーの紹介手数料および交通費を含み、謝礼を含みません。												
② 介護ヘルパー雇入費用	介護ヘルパーを雇い入れるために要する費用をいい、介護ヘルパーの紹介手数料および交通費を含み、謝礼を含みません。												
③ ベビーシッター雇入費用	ベビーシッターを雇い入れるために要する費用をいい、ベビーシッターの紹介手数料および交通費を含み、謝礼を含みません。												
④ 保育施設預入れ費用	子供を保育施設に預け入れるために要する費用をいいます。												
⑤ ベットシッター雇入費用	ベットシッターを雇い入れるために要する費用をいい、ベットシッターの紹介手数料および交通費を含み、謝礼を含みません。												

		⑥ ベット専用施設 預け入れ費用	ベットをベット専用施設に預け入れるために要する費用をいいます。
		⑦ 差額ベッド費用	特定病室等の使用料をいい、普通病室への入院料との差額をいいます。
		⑧ 転院移送費用	次の諸費用をいいます。 ア. 被保険者を入院中の病院または診療所から他の病院または診療所へ直接移送するために要した民間救急車、鉄道、船舶、航空機等の通常の運賃。ただし、傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラス等の利用により、通常の運賃を超過した金額を含みます。 イ. 被保険者の転院に、医師、職業看護人または被保険者の親族等が付き添うために要する費用。ただし、傷害の態様等から医師が必要と認めた場合に限りです。 ウ. その他被保険者を入院中の病院または診療所から他の病院または診療所へ直接移送するために要した費用として妥当な費用
シ	福祉機器等	福祉車両、車いす、電動車いすまたは特殊ベッド等の後遺障害による支障を補完または軽減するために必要かつ有益と認められる構造、装置または装備を有する機器または用具をいいます。	
	福祉機器等取得費用	次の費用をいいます。 ① 被保険者を自動車により搬送するため、または被保険者が自動車を運転する場合において、被保険者の後遺障害による支障を補完または軽減するために必要かつ有益な福祉車両の取得・改造に要する費用(注1) ② 被保険者の後遺障害による支障を補完または軽減するために必要かつ有益な車いす、電動車いすおよび特殊ベッドの取得に要する費用(注2) ③ 上記①および②以外で被保険者の後遺障害による支障を補完または軽減するために必要かつ有益と認められる構造、装置または装備を有する機器または用具の取得に要する費用(注1) 福祉車両の取得・改造に要する費用には、福祉車両の取得に必要な登録諸費用および付属設備費用ならびに福祉車両への改造時に必要となる登録諸費用を含みます。(注2) 車いす、電動車いすおよび特殊ベッドの取得に要する費用には、車いす、電動車いすおよび特殊ベッドの付属品の取得費用を含みます。	
	福祉車両	次のいずれかに該当する自動車をいいます。 ① 車いすまたは電動車いすを使用する者を車いすまたは電動車いすとともに搬送できるよう、車いす等昇降装置を装備し、かつ、車いすまたは電動車いすの固定等に必要な手段を施した自動車。ただし、乗車定員1人以上の普通自動車に代り、車いすまたは電動車いすを使用する者を専ら搬送するものに限りです。 ② 道路交通法(昭和35年法律第105号)第91条(免許の条件)の規定により付される運転免許の条件の趣旨に従い、その身体に障害を有する者の身体の状態に応じた、次に定める補助手段が購じられている自動車 ア. 車両本体に設けられたアクセルペダルとブレーキペダルを直接下肢で操作できない場合、下肢に替えて上肢で操作できるよう設置される手動装置 イ. 右下肢に障害があり既存のアクセルペダルが操作できない場合、左下肢で操作できるように設置される左足用アクセル ウ. 右上肢に障害がありステアリングホイールの右側に設けられている既存の方向指示器が操作できない場合、下肢で操作できるように設置される足踏式方向指示器 エ. 左上肢に障害があり運転座席の左側に設けられている既存の駐車ブレーキレバーが操作できない場合、右上肢で操作できるよう運転者席の右側に設置される右駐車ブレーキレバー オ. 両上肢に障害があり既存の車では運転操作ができない場合、上肢に替えて両下肢で運転操作ができるようにする足動装置 カ. 身体に障害があり、安定した運転姿勢が確保できない場合、サイドボードを付加した座席に交換することにより、安定した運転姿勢を確保できるよう設置される運転用改造座席	
	福祉車両の取得・改造	福祉車両を取得(注1)することまたは被保険者もしくは被保険者の指定する者が所有する自動車(注2)を福祉車両に改造することをいいます。 (注1) 取得には、所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。 (注2) 所有する自動車には、所有権留保条項付売買契約により購入した自動車を含みます。	
ハ	付属設備費用	被保険者の搭乗または乗降に必要な認められる付属設備の取得に要する費用をいいます。	
	ベット	飼養従事者が飼養従事者個人の住居において、愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬または猫をいいます。	
	ベットシッター	ベットの散歩、食餌および飼養施設の掃除等日常の世話をを行うことを職業とする者をいいます。	
	ベット専用施設	ベットが宿泊できる設備を備えたベットショップ、ベット美容院、動物病院またはベットホテルをいいます。	
	ベビーシッター	子供の身の回りの世話をを行うことを職業とする者をいいます。	
ホ	保育施設	保育所、ベビーホテル等、子供の身の回りの世話をを行うことを業とする施設をいいます。	
	ホームヘルパー	炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。	
リ	リハビリテーション訓練等	心身の機能回復訓練、日常生活または社会生活を営むために必要な訓練、職業訓練その他被保険者の自立と社会経済活動への参加を促進するために必要または有益と認められるもので、あらかじめ当社の承認を得て取り組んだものをいいます。	

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合—入院時人身傷害諸費用保険金)

(1) 当社は、次に定める条件をすべて満たす場合に、保険金請求権者が入院時人身傷害諸費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金請求権者に入院時人身傷害諸費用保険金を支払います。

- ① 人身傷害対象事故により被保険者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、入院すること。
- ② 本条(1)①の直接の結果として、第6条(支払保険金の計算—入院時人身傷害諸費用保険金)(1)の表の「支払事由」に該当すること。

(2) この特約における入院時人身傷害諸費用は、人身傷害対象事故の発生の日から、普通保険約款<別紙>人身傷害条項損害

額基準により入院料金が支払われるべき期間中、または症状固定日までの入院期間中に保険金請求権者が負担する費用に限り
ます。

- (3) 当社は、入院時人身傷害諸費用のうち普通保険約款人身傷害条項および他の特約において支払われるものがある場合には、その費用を負担することによって被る損害に対しては入院時人身傷害諸費用保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払う場合—後遺障害時人身傷害諸費用保険金）

- (1) 当社は、次に定める条件をすべて満たす場合に、この特約に従い、保険金請求権者に後遺障害時人身傷害諸費用保険金を支払います。

- ① 人身傷害対象事故により被保険者が身体に傷害を被ること。
- ② 本条(1)①の直接の結果として、第7条（支払保険金の計算—後遺障害時人身傷害諸費用保険金）(1)の表の「支払事由」に該当すること。

- (2) この特約における重度後遺障害諸費用は、人身傷害対象事故の発生の日から、後遺障害が発生したと当社が判断した日の翌日を起算日として1年後の応当日までに保険金請求権者が負担する費用に限りです。

- (3) 当社は重度後遺障害諸費用のうち普通保険約款人身傷害条項において支払われるものがある場合には、その費用を負担することによって被る損害に対しては後遺障害時人身傷害諸費用保険金を支払いません。

第4条（補償の対象となる方—被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、普通保険約款人身傷害条項第2条（補償の対象となる方—被保険者）(1)および(2)の被保険者（注）とします。

- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

- (注) 普通保険約款人身傷害条項第2条（補償の対象となる方—被保険者）(1)および(2)の被保険者とは、この保険契約に自動車事故特約が適用される場合は、同特約第3条（補償の対象となる方—被保険者）(1)の被保険者とします。

第5条（保険金請求権者）

この特約における保険金請求権者は、保険金の区分ごとに次の者とします。

区分	保険金請求権者
① 入院時人身傷害諸費用保険金	入院時人身傷害諸費用を負担する者
② 重度後遺障害諸費用保険金	重度後遺障害諸費用を負担する者
③ リハビリテーション訓練等保険金	被保険者

第6条（支払保険金の計算—入院時人身傷害諸費用保険金）

- (1) 1回の事故につき当社の支払う入院時人身傷害諸費用保険金の額は、保険金請求権者が負担する入院時人身傷害諸費用の額とします。ただし、次表「費用」の区分ごとに、被保険者1名につき、次表「支払限度額」の額を限度とし、かつ、被保険者1名につき、それぞれ各費用を合計して200万円を限度とします。

費用	支払事由	支払限度額
① ホームヘルパー雇入費用	次のいずれかに該当する場合に家事を代行させるためにホームヘルパーを雇い入れること。 ア、家事従事者である被保険者が入院した場合 イ、家事従事者以外である被保険者が入院し、家事従事者が看護のためにその被保険者に付き添う場合	1日あたり 20,000円
② 介護ヘルパー雇入費用	次のいずれかに該当する場合に介護を代行させるために介護ヘルパーを雇い入れること。 ア、介護人である被保険者が入院した場合 イ、介護人以外である被保険者が入院し、介護人が看護のためにその被保険者に付き添う場合	1日あたり 20,000円
③ ベビーシッター雇入費用	次のいずれかに該当する場合に育児を代行させるためにベビーシッターを雇い入れること。 ア、育児従事者である被保険者が入院した場合 イ、育児従事者以外である被保険者が入院し、育児従事者が看護のためにその被保険者に付き添う場合	合計して1日あたり 20,000円
④ 保育施設預け入れ費用	次のいずれかに該当する場合に育児を代行させるために育児従事者が世話をしている子供を保育施設等に預け入れること。 ア、育児従事者である被保険者が入院した場合 イ、育児従事者以外である被保険者が入院し、育児従事者が看護のためにその被保険者に付き添う場合	
⑤ ベットシッター雇入費用	次のいずれかに該当する場合にベットの世話を代行させるためにベットシッターを雇い入れること。 ア、飼養従事者である被保険者が入院した場合 イ、飼養従事者以外である被保険者が入院し、飼養従事者が看護のためにその被保険者に付き添う場合	合計して1日あたり 20,000円
⑥ ベット専用施設預け入れ費用	次のいずれかに該当する場合にベットの世話を代行させるために飼養従事者が世話をしているベットをベット専用施設等に預け入れること。 ア、飼養従事者である被保険者が入院した場合 イ、飼養従事者以外である被保険者が入院し、飼養従事者が看護のためにその被保険者に付き添う場合	
⑦ 差額ベッド費用	被保険者が入院した場合に、被保険者が特定病室等を使用すること。	1日あたり 20,000円
⑧ 転院移送費用	被保険者が入院した場合に、被保険者の親族による看護等の必要から被保険者が医師の同意を得て、日本国内の他の病院または診療所に転院し、かつ、入院を継続すること。	転院1回分かつ 100万円

- (2) 被保険者がこの保険契約において入院時人身傷害諸費用保険金の支払を受けられる期間中にさらにこの保険契約において入院時人身傷害諸費用保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院時人身傷害諸費用保険金を支払いません。

- (3) 入院時人身傷害諸費用のうち、回収金（注1）がある場合において、回収金（注1）の額が被保険者または保険金請求権者の自己負担額（注2）を超過するときは、当社は本条（1）に定めるそれぞれの入院時人身傷害諸費用保険金の額からその超過額を差し引いて入院時人身傷害諸費用保険金を支払います。

(注1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者または保険金請求権者のために既に回収されたものをいいます。

(注2) 自己負担額とは、入院時人身傷害諸費用から本条（1）に定めるそれぞれの入院時人身傷害諸費用保険金の額を差し引いた額をいいます。

第7条（支払保険金の計算—後遺障害時人身傷害諸費用保険金）

- (1) 1回の事故につき、当社は次表に定めるところに従い、後遺障害時人身傷害諸費用保険金を支払います。

区分	支払事由	支払保険金の額
① リハビリテーション訓練等保険金	次に定める条件をすべて満たす場合 ア、普通保険約款別表1>後遺障害等級表の1もしくは別表1>の2の第1級、第2級または別表1>の2の第3級から第7級までに掲げる後遺障害が発生すること。 イ、リハビリテーション訓練等を必要とすると認められること。 ウ、被保険者が支払対象期間中にリハビリテーション訓練等に取り組むこと。	支払対象期間中の訓練期間1か月につき、定額で5万円
② 福祉機器等取得費用保険金	次に定める条件をすべて満たす場合 ア、普通保険約款別表1>後遺障害等級表の1もしくは別表1>の2の第1級、第2級または別表1>の2の第3級に掲げる後遺障害が発生すること。 イ、社会経済活動への参加のために福祉機器等の取得を必要とすると認められること。 ウ、保険金請求権者が、当社の同意を得て支出した福祉機器等取得費用を負担すること。	保険金請求権者が負担した福祉機器等取得費用の実額。ただし、1回の事故につき、被保険者1名につき、それぞれ500万円を限度とします。
③ 住宅改造費用保険金	次に定める条件をすべて満たす場合 ア、普通保険約款別表1>後遺障害等級表の1もしくは別表1>の2の第1級、第2級または別表1>の2の第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が発生すること。 イ、介護が必要と認められること。 ウ、保険金請求権者が、当社の同意を得て支出した住宅改造費用を負担すること。	保険金請求権者が負担した住宅改造費用の実額。ただし、1回の事故につき、被保険者1名につき、それぞれ500万円を限度とします。

- (2) 被保険者が2以上のリハビリテーション訓練等に取り組んだ場合であっても、当社は、重複してはリハビリテーション訓練等保険金を支払いません。
- (3) 被保険者に支払対象期間中にさらにリハビリテーション訓練等保険金の支払を受けられる後遺障害が発生した場合であっても、当社は、重複してはリハビリテーション訓練等保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が、同種の福祉機器等を複数取得した場合は、当社は被保険者が最初に取得した1福祉機器等の福祉機器等取得費用を負担することによって被る損害に対してのみ、福祉機器等取得費用保険金を支払います。
- (5) 重度後遺障害諸費用のうち、回収金(注1)がある場合において、回収金(注1)の額が被保険者または保険金請求権者の自己負担額(注2)を超過するときは、当社は本条(1)②および③に定めるそれぞれの重度後遺障害諸費用保険金の額からその超過額を差し引いて重度後遺障害諸費用保険金を支払います。
- (注1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者または保険金請求権者のために既に回収されたものをいいます。
- (注2) 自己負担額とは、重度後遺障害諸費用から本条(1)②および③に定めるそれぞれの重度後遺障害諸費用保険金の額を差し引いた額をいいます。

第8条 (他の身体の障害または疾病の影響)

次のいずれかに該当する事由により入院期間が延長された場合は、当社は、その事由がなかったときに相当する入院時人身傷害諸費用保険金を支払います。

- 被保険者が第2条(保険金を支払う場合—入院時人身傷害諸費用保険金)の傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響があったこと。
- 被保険者が第2条(保険金を支払う場合—入院時人身傷害諸費用保険金)の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響があったこと。
- 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。

第9条 (現物による支払)

当社は、保険金請求権者が被った損害の全部または一部に対して、ホームヘルパーの派遣または福祉機器等の交付等、入院時人身傷害諸費用保険金または後遺障害時人身傷害諸費用保険金の支払と同等のサービスの提供をもって、保険金の支払に代えることができます。

第10条 (他の保険契約等がある場合の取扱い)

- 他の保険契約等がある場合において、入院時人身傷害諸費用保険金、福祉機器等取得費用保険金および住宅改造費用保険金に区分して、それぞれ各別に、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額(注1)を入院時人身傷害諸費用保険金、福祉機器等取得費用保険金および住宅改造費用保険金の額とします。
- 他の保険契約等がある場合において、入院時人身傷害諸費用保険金、福祉機器等取得費用保険金および住宅改造費用保険金に区分して、それぞれ各別に、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を入院時人身傷害諸費用保険金、福祉機器等取得費用保険金および住宅改造費用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

- (3) 他の保険契約等がある場合は、次に定める額をリハビリテーション訓練等保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払責任額(注1)のうち最も高い額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条 (保険金の請求)

- 入院時人身傷害諸費用保険金および重度後遺障害諸費用保険金の請求は、被保険者ごとに保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします。
- 当社に対する入院時人身傷害諸費用保険金および重度後遺障害諸費用保険金の請求権は、次に掲げる時から発生し、これ行使することができます。
 - 入院時人身傷害諸費用保険金に関しては、保険金請求権者が入院時人身傷害諸費用を負担した時

- ② 重度後遺障害諸費用保険金に関しては、保険金請求権者が重度後遺障害諸費用を負担した時
- (3) 当社に対するリハビリテーション訓練等保険金の請求権は、支払対象期間の開始月からその月を含めて6か月を経過した時、およびそれ以降、支払対象期間中である場合に限り、6か月を経過することに発生し、これを行わせることができるものとします。ただし、それぞれの期間中にリハビリテーション訓練等に取り組んだ場合に限りです。
- (4) 保険金請求権者が入院時人身傷害諸費用保険金および後遺障害時人身傷害諸費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第20条（保険金の請求）(3)⑩の書類または証拠として、次表に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- | |
|---|
| ① 入院時人身傷害諸費用保険金に係る請求に関しては、保険金請求権者が入院時人身傷害諸費用を負担した事実および日数ならびに入院時人身傷害諸費用の明細および総額を確認できる客観的書類 |
| ② 重度後遺障害諸費用保険金に係る請求に関しては、保険金請求権者が重度後遺障害諸費用を負担した事実ならびに重度後遺障害諸費用の明細および総額を確認できる客観的書類 |
| ③ リハビリテーション訓練等保険金に係る請求に関しては、被保険者が実際にリハビリテーション訓練等に取り組んだことを証明する書類 |
- (5) 当社は、リハビリテーション訓練等保険金の支払の請求について、保険金請求権者が本条(4)の規定による手続を完了した場合は、支払対象期間の開始月から6か月ごとに、被保険者がその期間中に取り組んだリハビリテーション訓練等の訓練期間に対して、普通保険約款基本条項第21条（保険金の支払）の規定に従い、リハビリテーション訓練等保険金を支払います。

第12条（普通保険約款との関係）

この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
① (5)①	本条(4)①および②の損害	次の損害 ア、本条(4)①および②の損害 イ、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約に基づき保険金を支払うべき損害のうち、本条(1)③ア、からウ、までのいずれにも該当しない保険金請求権者に発生した損害。ただし、被保険者が本条(1)③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当する場合には、本条(3)の規定を適用するものとします。
② (注3)	または人身傷害条項における被保険者であって	もしくは人身傷害条項または入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約の被保険者（入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約の保険金請求権者を含みます。）であって

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(24) 傷害従業員就業中対象外特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次のいずれかの条件を満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

- ① この保険契約に普通保険約款人身傷害条項の適用があること。
- ② この保険契約に無保険車傷害特約または自損傷害特約が適用されていること。
- ③ この保険契約に搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約、搭乗者傷害（入院院/一時金）特約または搭乗者傷害（入院院/日数）特約が適用されていること。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、この特約により、記名被保険者の業務（注1）に従事中にその使用人が傷害を被るることによって発生した損害（注2）に対しては、次の条項または特約（これらの条項または特約について適用される他の特約を含みます。）の規定による保険金を支払いません。
- ① 普通保険約款人身傷害条項
 - ② 無保険車傷害特約
 - ③ ファミリーバイク（自損・無保険車傷害型）特約における無保険車傷害保険金に関する規定
- (2) 当社は、この特約により、記名被保険者の業務（注1）に従事中にその使用人が被った傷害（注3）に対しては、次の特約（これらの特約について適用される他の特約を含みます。）の規定による保険金を支払いません。
- ① 自損傷害特約
 - ② ファミリーバイク（自損・無保険車傷害型）特約における自損傷害保険金に関する規定
 - ③ 搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約、搭乗者傷害（入院院/一時金）特約および搭乗者傷害（入院院/日数）特約
- (注1) 業務とは、家事を除きます。
(注2) 傷害を被ることによって発生した損害とは、通勤途上に発生した損害を除きます。
(注3) 使用人が被った傷害とは、通勤途上に被った傷害を除きます。

(25) パスの人身傷害特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。
(50音順)

	用語	説明
い	1事故保険金額	人身傷害保険金額に保険証券記載の1事故倍数を乗じた額をいいます。
し	傷害一時金	傷害一時金特約および傷害一時金（1万円・10万円）特約第2条（保険金を支払う場合）の傷害一時金をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① ご契約のお車の用途車種が自家用バスまたは営業用バスであること。
- ② この保険契約に普通保険約款人身傷害条項の適用があること。

第2条（当社の責任限度額等一人身傷害保険金）

- (1) 当社が支払うべき人身傷害保険金の総額は、この特約により、1回の事故につき、1事故保険金額を限度とします。
- (2) 普通保険約款人身傷害条項第5条（支払保険金の計算）および同条項第10条（無保険自動車事故に関する特別）の規定による被保険者1名ごとの人身傷害保険金の合計額が、1事故保険金額を超える場合は、当社は、次のとおり、被保険者1名ごとに支払う人身傷害保険金の支払保険金の額を決定します。

支払保険金の額

$$\text{1事故保険金額} \times \frac{\text{被保険者1名ごとの人身傷害保険金の額}}{\text{被保険者1名ごとの人身傷害保険金の合計額}}$$

- (3) この特約が適用される保険契約については、普通保険約款別紙「人身傷害条項損害額基準の後遺障害による損害において、逸失利益および将来の介護料の定期金による支払を行うことはできないものとします。

第3条（保険金の請求）

人身傷害保険金および傷害一時金の請求は、保険契約者を經由して行うものとします。

(26) 自損傷害特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。
(5.0音順)

	用語	説明
し	自損傷害保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金および医療保険金をいいます。
ち	治療日数	入院または通院した実治療日数をいいます。なお、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するために治療によりギプス等（注1）を常時装着した期間については、その日数は通院した実治療日数とみなします。ただし、診断書や医師の意見書に固定に関する記載があること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限ります。 ① 長管骨（注2）および脊柱 ② 長管骨（注2）に接続する三大関節（注3）部分 ③ ろく骨または肋骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りです。 ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りです。 （注1）ギプス等とは、ギプス（キャスト）、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）、およびハローベストをいいます。 （注2）長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。 （注3）長管骨に接続する三大関節とは、上肢の肩関節、ひじ関節および手関節ならびに下肢の股関節、ひざ関節および足関節をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項の適用がない場合で、保険証券がこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、第5条（支払保険金の計算）(1)の表の「支払事由」に該当する場合であって、それによってその被保険者に発生した損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しないときは、この特約に従い、被保険者に自損傷害保険金を支払います。ただし、自損傷害保険金のうち死亡保険金については、その被保険者の法定相続人に支払います。

- ① ご契約のお車の運行に起因する事故
 - ② ご契約のお車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発またはご契約のお車の落下。ただし、被保険者がご契約のお車の正規の乗車装置（注1）またはその装置のある室内（注2）に搭乗中である場合に限りです。
- (注1) 正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
(注2) その装置のある室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第3条（補償の対象となる方—被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。ただし、極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者は含みません。

- ① ご契約のお車の保有者（注1）
- ② ご契約のお車の運転者（注2）
- ③ 本条（1）①および②以外の者で、ご契約のお車の正規の乗車装置（注3）またはその装置のある室内（注4）に搭乗中の者

- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
(注1) 保有者とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第3項に定める保有者をいいます。
(注2) 運転者とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。
(注3) 正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
(注4) その装置のある室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては、自損傷害保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ 本条（1）③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ 本条（1）①から④までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑥ 2級以上のお車を競走（注4）もしくは曲技（注5）のために使用すること、またはご契約のお車を競走もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、自損傷害保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した傷害
 - ② 被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転（注7）している場合に、その本人に発生した傷害
 - ③ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に、その本人に発生した傷害
 - ④ 被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合に、その本人に発生した傷害
 - ⑤ 被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に、その本人に発生した傷害
 - ⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に発生した傷害
 - ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に発生した傷害
- (3) 当社は、傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって発生した場合は、その者の受け取るべき金額については、自損傷害保険金を支払いません。
- (4) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注8）に対しては、自損傷害保険金を支払いません。
- (注1) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競走とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注5) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注6) 競走もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注7) 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転とは、次のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
 - ② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その効力が停止されている者
 - ③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類に違反している者
- (注8) 創傷感染症とは、丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき、当社は次表に定めるところに従い、自損傷害保険金を支払います。

区分	支払事由	支払保険金の額
① 死亡保険金	死亡した場合	1,500万円とします。ただし、1回の事故につき、同一被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。
② 後遺障害保険金	普通保険約款<別表1>後遺障害等等級表の1または<別表1>の2に掲げる後遺障害が発生した場合	この特約の<別表1>後遺障害等等級別保険金支払額表の1または<別表1>の2のそれぞれの等級に定める保険金支払額
③ 介護費用保険金	次のいずれかに該当する後遺障害が発生し、かつ、介護を必要とすると認められる場合。ただし、被保険者が事故の発生の日からその日を始めて30日以内に死亡した場合および普通保険約款<別表1>後遺障害等等級表の1の第1級または第2級に掲げる後遺障害を同時に被った場合を除きます。 ア、普通保険約款<別表1>後遺障害等等級表の2の第1級または第2級に掲げる後遺障害 イ、普通保険約款<別表1>後遺障害等等級表の2の第3級③または④に掲げる後遺障害	200万円
④ 医療保険金	事故の発生の日からその日を始めて180日以内に治療を要した場合	次のいずれかの額 ア、治療日数が1日以上5日未満の場合は、5,000円 イ、治療日数が5日以上となった場合は、傷害を被った部位およびその症状に応じて、この特約の<別表2>医療保険金支払額表に定める額。ただし、5日目の治療を受けた日が事故の発生の日からその日を始めて180日以内の場合に限り、ます。

- (2) 本条（1）①の規定に従い、死亡保険金を支払う場合で、被保険者の法定相続人が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
- (3) 同一事故により、普通保険約款<別表1>後遺障害等等級表の2に掲げる2種以上の後遺障害が発生した場合には、最も重い後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の<別表1>後遺障害等等級別保険金支払額表の保険金支払額を後遺障害保険金として支払います。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次の等級に対応する保険金支払額とします。
- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
 - ② 本条（3）①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
 - ③ 本条（3）①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級。ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払額の合計額が最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払額に達しない場合は、その合計額とします。

- (4) 当社は、本条(3)に定める事項のほか、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険における後遺障害の等級認定の基準に準じて等級の決定を行い、その等級に対応するこの特約の<別表1>後遺障害等級別保険金支払額表の保険金支払額を後遺障害保険金として支払います。
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被ったことによって、さらに同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{後遺障害保険金の額} = \left[\begin{array}{l} \text{普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の1または} \\ \text{<別表1>の2に掲げる加重後の後遺障害に該当} \\ \text{する等級に対応するこの特約の<別表1>後遺} \\ \text{障害等級別保険金支払額表の保険金支払額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{既にあった後遺障害に該当する} \\ \text{等級に対応するこの特約の} \\ \text{<別表1>の保険金支払額} \end{array} \right]$$

- (6) 同一事故により発生した後遺障害が本条(1)③ア、およびイ、のいずれにも該当する場合であっても、当社は、重複しては介護費用保険金を支払いません。
- (7) 本条(1)④の治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときは、その処置日数を含みます。
- (8) この特約の<別表2>医療保険金支払額表のそれぞれの症状に該当しない傷害であっても、それぞれの症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなします。
- (9) 同一事故により被った傷害の部位および症状が、この特約の<別表2>医療保険金支払額表の複数の項目に該当する場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額を医療保険金として支払います。ただし、既に低い金額で医療保険金を支払っていた場合においては、支払われるべき高い金額の医療保険金の額から、既に支払った医療保険金の額を差し引いた残額を支払います。
- (注) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第6条 (他の身体の障害または疾病の影響)

次のいずれかに該当する事由により第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合は、当社は、その事由がなかったときに相当する金額を支払います。

- 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響があったこと。
- 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響があったこと。
- 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。

第7条 (当社の責任限度額等)

- 1回の事故につき、当社が支払うべき死亡保険金の額は、第5条(支払保険金の計算)および第6条(他の身体の障害または疾病の影響)の規定による額とし、1,500万円を限度とします。
- 1回の事故につき、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第5条(支払保険金の計算)および第6条(他の身体の障害または疾病の影響)の規定による額とし、2,000万円を限度とします。
- 当社は、本条(1)および(2)に定める死亡保険金および後遺障害保険金のほか、1回の事故につき、第5条(支払保険金の計算)および第6条(他の身体の障害または疾病の影響)の規定による介護費用保険金および医療保険金を支払います。

第8条 (他の保険契約等がある場合の取扱い)

他の保険契約等がある場合は、当社は次に定める額を自損傷害保険金の額とします。この場合において、介護費用保険金、医療保険金ならびに死亡保険金および後遺障害保険金に区分して算出するものとします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払責任額(注)のうち最も高い額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注)を限度とします。

(注) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金もしくは共済金の額をいいます。

第9条 (保険金の請求)

当社に対する自損傷害保険金の請求権は、次の時からそれぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

区分	保険金請求権の発生時期	
① 死亡保険金	被保険者が死亡した時	
② 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が発生した時	
③ 介護費用保険金	被保険者に後遺障害が発生した時。ただし、事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時以降とします。	
④ 医療保険金	治療日数が1日以上5日未満の場合	被保険者が治療を要しなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	治療日数が5日以上となった場合	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数が5日となった時

第10条 (代位)

当社が自損傷害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第11条 (普通保険約款との関係)

この特約については、普通保険約款基本条項第14条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
① (2)②	損害(注5)	傷害
	次の損害	次の損害または傷害
② (5)	人身傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害	自損傷害特約に基づき保険金を支払うべき傷害
	被保険者に発生した損害(注5)	被保険者に発生した傷害
③ (注3)	損害(注5)に対して	傷害に対して
	人身傷害条項	自損傷害特約

④ (注4)	人身傷害条項	自損傷害特約
--------	--------	--------

第12条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

<別表1>後遺障害等級別保険金支払額表

1. 介護を要する後遺障害

等級	保険金支払額
第1級	2,000万円
第2級	1,500万円

2. 1. 以外の後遺障害

等級	保険金支払額	等級	保険金支払額
第1級	1,500万円	第8級	470万円
第2級	1,295万円	第9級	365万円
第3級	1,110万円	第10級	280万円
第4級	960万円	第11級	210万円
第5級	825万円	第12級	145万円
第6級	700万円	第13級	95万円
第7級	585万円	第14級	50万円

<別表2>医療保険金支払額表

部位および症状	支払保険金の額
① 脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	50万円
② 上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	25万円
③ 骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	15万円
④ 打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、上記①から③まで以外のもの	5万円

注1. 「損傷」とは、臓器・組織そのものが、外力によって障害を受けることをいいます。

注2. ここでいう「内出血」とは、頭蓋内・眼球内で出血することをいいます。

注3. ここでいう「血腫」とは、頭蓋内・眼球内で出血し、血液が組織内に溜まった状態をいいます。

注4. ここでいう「上肢」とは、肩関節から手の指先までの部位をいいます。

注5. ここでいう「下肢」とは、股関節から足の指先までの部位をいいます。

注6. ここでいう「切断」とは、骨を含めて四肢の一部を失った状態をいいます。

注7. ここでいう「破裂」とは、眼球そのものが裂けることをいいます。

注8. ここでいう「脱臼」とは、関節面相互の位置関係が正常ではなくなった状態をいいます。なお、これ以外の歯牙または爪の脱臼は含みません。

注9. ここでいう「上肢・下肢の腱・筋・靭帯」には、上腕骨または大腿骨に付着する腱・筋・靭帯を含みます。

注10. ここでいう「断裂」とは、筋・腱・靭帯の組織の一部、または全部の連続性が失われた状態をいいます。

(27) 無保険車傷害特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人を死傷させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
対人賠償保険等の保険金額または共済金額	対人賠償保険等に定められた責任限度額をいい、対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。ただし、対人賠償保険等に運転者の年齢を限定する条件が定められており、その条件に該当しない者が運転している間に発生した事故による損害に対して、対人賠償保険等の保険金または共済金が削減して支払われる場合は、保険金または共済金の額を保険金額または共済金額とみなします。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項の適用がない場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- 当社は、無保険自動車の所有、使用または管理に起因する事故により被保険者が身体に傷害を被り、その直接の結果として被保険者の生命が害されること、またはその直接の結果として普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の1または<別表1>の2に掲げる後遺障害が発生すること(以下「無保険車傷害事故」といいます。)によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害(注1)に対して、賠償義務者がある場合に限り、この特約に従い、保険金請求権者に無保険車傷害保険金を支払います。
- 当社は、1回の無保険車傷害事故による本条(1)の損害の額が次の合計額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ無保険車傷害保険金を支払います。
 - 自賠責保険等によって支払われる金額(注2)
 - 対人賠償保険等によって、賠償義務者が本条(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額
- この特約において「無保険自動車」とは、相手自動車(注3)で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車を行います。
 - その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合
 - その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、賠償義務者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合
 - その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額が、無保険車傷害保険金額に達しない場合

(4) 本条(3)の規定にかかわらず、次の自動車を無保険自動車とみなします。

- ① 相手自動車(注3)が明らかでない認められる場合は、その自動車
- ② 相手自動車(注3)が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車(注3)。ただし、それぞれの相手自動車(注3)について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額(注4)が、無保険車傷害保険金額に達しないと認められるときに限ります。

(注1) 損害とは、第7条(損害の額の決定)に定める損害の額をいいます。

(注2) 自賠責保険等によって支払われる金額とは、自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障条項により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(注3) 相手自動車とは、ご契約のお車以外の自動車であって被保険者を死傷させた自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車(所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする借借契約により借り入れた自動車を含みます。)を除きます。

(注4) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額とは、本条(3)①および②に該当する相手自動車ならびに本条(4)①の明らかでない認められる相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。

第3条(補償の対象となる方—被保険者)

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者として、ただし、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者は含みません。

- ① 記名被保険者が個人である場合は、次のいずれかに該当する者
 - A. 記名被保険者
 - B. 記名被保険者の配偶者
 - C. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - D. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ② 記名被保険者が法人である場合は、ご契約のお車の正規の乗車装置(注1)またはその装置のある室内(注2)に搭乗中の者

(2) 本条(1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されるとき、または身体が害されその直接の結果として普通賠償約款別表1>後遺障害等級表の1またはく別表1>の2に掲げる後遺障害が発生することによって損害を被った場合は、本条(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(注1) 正規の乗車装置とは、乗車人員が転落、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に定める乗車装置をいいます。

(注2) その装置のある室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第4条(保険金請求権者)

この特約における保険金請求権者は、無保険車傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者として、

- ① 被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として。
- ② 被保険者の父母、配偶者または子

第5条(保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、無保険車傷害保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 台風、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質(注2)もしくは核燃燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故
- ⑤ 本条(1)④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 本条(1)①から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑦ ご契約のお車を競技(注4)もしくは曲技(注5)のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注6)すること。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、無保険車傷害保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した傷害による損害
- ② 被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないで自動車を運転(注7)している場合に、その本人に発生した傷害による損害
- ③ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に、その本人に発生した傷害による損害
- ④ 被保険者が、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合に、その本人に発生した傷害による損害
- ⑤ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車を搭乗中に、その本人に発生した傷害による損害。ただし、その自動車のご契約のお車以外の自動車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- ⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に発生した傷害による損害
- ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に発生した傷害による損害

(3) 当社は、損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって発生した場合は、その者の受け取るべき金額については、無保険車傷害保険金を支払いません。

(4) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(注8)による損害に対しては、無保険車傷害保険金を支払いません。

(5) 当社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は無保険車傷害保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。

- ① 被保険者の配偶者
- ② 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限り、
- ③ 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務(注9)に従事している場合に限り、
- ④ 被保険者の使用者の業務(注9)に無保険自動車を使用している他の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務(注9)に従事している場合に限り、

(6) 当社は、次のいずれかに該当する者が運転する無保険自動車によって被保険者が傷害を被った場合は無保険車傷害保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、本条(5)①から④までに定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。

- ① 被保険者の配偶者
- ② 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限り、

(7) 当社は、ご契約のお車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済

- 金の支払を受けることができる場合（注10）には、無保険車傷害保険金を支払いません。
- (8) 当社は、被保険者がご契約のお車以外の自動車に競技（注4）もしくは曲技（注5）のために搭乗中、または競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中（注11）にその本人に発生した傷害による損害に対しては、無保険車傷害保険金を支払いません。
- (注1) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質とは、使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注5) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注6) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注7) 法令により定められた運転資格を持たない自動車運転とは、次のいずれかに該当する者が自動車を運転している状態をいいます。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
 - ② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その効力が停止されている者
 - ③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類に違反している者
- (注8) 創傷感染症とは、丹毒、淋菌性肺炎、敗血症、破傷風等をいいます。
- (注9) 業務とは、家事を除きます。
- (注10) 保険金または共済金の支払を受けることができる場合には、保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。
- (注11) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

第6条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の無保険車傷害事故につき当社の支払う無保険車傷害保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、被保険者1名につき、それぞれ無保険車傷害保険金額を限度とします。

$$\text{無保険車傷害保険金の額} = \text{第7条（損害の額の決定）の規定により決定される損害の額} + \text{第8条（費用）の費用} - \text{本条（1）①から⑤までの合計額}$$

- ① 自賠責保険等によって支払われる金額（注1）
 - ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額
 - ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
 - ④ 第7条（損害の額の決定）の規定により決定される損害の額および第8条（費用）の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
 - ⑤ 本条（1）①から④までのほか、第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注2）
- (2) この特約における無保険車傷害保険金額とは、次の額とします。

無保険車傷害保険金額
2億円

- (注1) 自賠責保険等によって支払われる金額とは、自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- (注2) 取得した給付の額またはその評価額には、保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

第7条（損害の額の決定）

- (1) 当社が無保険車傷害保険金を支払うべき損害の額は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。
- (2) 本条（1）の損害の額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているといないとにかかわらず、次の手続によって決定します。
- ① 当社と保険金請求権者との間の協議
 - ② 本条（2）①の協議が成立しない場合は、当社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第8条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。

費用	説明
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）⑤に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

第9条（他の身体の障害または疾病の影響）

次のいずれかに該当する事由により第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害が重大となった場合は、当社は、その事由がなかったときに相当する金額を損害の額とします。

- ① 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響があったこと。
- ② 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響があったこと。
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。

第10条（保険金請求権者の義務等）

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を当社に通知しなければなりません。

- ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容

- ③ 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容
- ④ 保険金請求権者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- (2) 本条（1）のほか、保険金請求権者は、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、無保険車傷害事故による傷害の治療を受ける際には、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。
- (4) 当社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく本条（1）もしくは（2）の規定に違反した場合はまたは本条（2）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて無保険車傷害保険金を支払います。
- (5) 当社は、賠償義務者または第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害を補償するために、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当社の承認を得なければなりません。
- (6) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく本条（5）の規定に違反した場合は、当社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差し引いて無保険車傷害保険金を支払います。
- (7) 当社は、賠償義務者または第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がいる場合、必要と認めるときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額（注）について照会を行う、または当社の支払保険金について通知することがあります。
- (注) 保険金、共済金その他の給付の有無および額には、保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

第11条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を無保険車傷害保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額を無保険車傷害保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。また、それぞれの保険契約または共済契約に基づいて算出した損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額とします。

第12条（保険金の請求）

- (1) 無保険車傷害保険金の請求は、被保険者ごとに保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします。
- (2) 当社に対する無保険車傷害保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。

区分	保険金請求権の発生時期
① 被保険者が死亡した場合	被保険者が死亡した時
② 被保険者に後遺障害が発生した場合	被保険者に後遺障害が発生した時

第13条（普通保険約款との関係）

この特約については、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えます。

- ① 第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定中「人身傷害条項」とあるのは「無保険車傷害特約」
- ② 第25条（代位）（4）の規定中「人身傷害保険金」とあるのは「無保険車傷害保険金」

第14条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(28) 地震・噴火・津波「搭乗者傷害」特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害一時金特約、傷害一時金（1万円・10万円）特約、搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約、搭乗者傷害（入通院／一時金）特約または搭乗者傷害（入通院／日数）特約が適用されている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、この特約により、この保険契約に傷害一時金特約または傷害一時金（1万円・10万円）特約が適用されている場合には、普通保険約款人身傷害条項第4条（保険金を支払わない場合）(1)②および⑤の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しても、傷害一時金を支払います。
- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② 本条（1）①の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- (2) 当社は、本条（1）の適用にあたっては、自動車事故特約、他車運転特約、他車運転（二輪・原付）特約、臨時代替自動車特約、ファミリーバイク（人身傷害型）特約およびファミリーバイク（自損・無保険車傷害型）特約の規定は適用しません。
- (3) 当社は、この特約により、この保険契約に搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約が適用されている場合には、同特約第4条（保険金を支払わない場合）(1)②および⑤の規定にかかわらず、本条（1）①または②のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しても、搭乗者傷害保険金を支払います。
- (4) 当社は、この特約により、この保険契約に搭乗者傷害（入通院／一時金）特約または搭乗者傷害（入通院／日数）特約が適用されている場合には、これらの特約第4条（保険金を支払わない場合）(1)②および⑤の規定にかかわらず、本条（1）①または②のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しても、医療保険金を支払います。

第3条（保険金の支払）

普通保険約款基本条項第21条（保険金の支払）（1）の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な調査が不可欠な

場合には、当社は、その調査を同条(2)の特別な照会または調査に加え、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、第2条(保険金を支払う場合)の保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終るべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第21条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	365日

(注1) 請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款基本条項第20条(保険金の請求)(3)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。
(注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、普通保険約款基本条項第21条(保険金の支払)(2)①から⑤までを含めて、複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(29) 傷害一時金(1万円・10万円)特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
ち 治療日数	入院または通院した実治療日数をいいます。なお、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するために治療によりギプス等(注1)を常時装着した期間については、その日数は通院した実治療日数とみなします。ただし、診断書や医師の意見書に固定に関する記載があること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等(注1)装着により固定していることが確認できる場合に限り、 ① 長管骨(注2)および脊柱 ② 長管骨(注2)に接続する三大関節(注3)部分 ③ ろく骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限り、 ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限り、 (注1) ギプス等とは、ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリット)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り、)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限り、)。およびハローベストをいいます。 (注2) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。 (注3) 長管骨に接続する三大関節とは、上肢の肩関節、ひじ関節および手関節ならびに下肢の股関節、ひざ関節および足関節をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項の適用がある場合で、保険証券がこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、普通保険約款人身傷害条項および同条項に適用される他の特約の規定を適用した場合に人身傷害保険金の支払対象となる事故により被保険者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、第4条(支払保険金の計算)(1)の表の「支払事由」に該当する場合は、この特約に従い、被保険者に傷害一時金を支払います。

第3条(補償の対象となる方—被保険者)

- (1) この特約における被保険者は、普通保険約款人身傷害条項第2条(補償の対象となる方—被保険者)(1)および(2)の被保険者(注)とします。
(2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
(注) 普通保険約款人身傷害条項第2条(補償の対象となる方—被保険者)(1)および(2)の被保険者とは、この保険契約に自動車事故特約が適用される場合、同特約第3条(補償の対象となる方—被保険者)(1)の被保険者として、

第4条(支払保険金の計算)

- (1) 1回の事故につき、当社は次表に定めるところに従い、傷害一時金を支払います。

区分	支払事由	支払保険金の額
傷害一時金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を要した場合	次のいずれかの額。 ① 治療日数が1日以上5日未満の場合には、1万円 ② 治療日数が5日以上となった場合には、10万円。ただし、5日目の治療を受けた日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限り、

- (2) 本条(1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。
(注) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第5条(他の身体の障害または疾病の影響)

次のいずれかに該当する事由により第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合は、当社は、その事由がなかったときに相当する金額を支払います。

- ① 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響があったこと。
 ② 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響があったこと。
 ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合は、当社は次に定める額を傷害一時金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払責任額（注）のうち最も高い額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金もしくは共済金の額をいいます。

第7条（保険金の請求）

当社に対する傷害一時金の請求権は、次の時からそれぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 第4条（支払保険金の計算）（1）①に定める保険金については、被保険者が治療を要しなくなった時または事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ② 第4条（支払保険金の計算）（1）②に定める保険金については、事故の発生日からその日を含めて180日以内の治療日数が5日となった時

第8条（代位）

当社が傷害一時金を支払った場合であっても、被保険者がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第9条（普通保険約款との関係）

この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
①（2）②	損害（注5）	損害（注5）または傷害
②（5）	次の損害	次の損害または傷害
	人身傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害	人身傷害条項または傷害一時金（1万円・10万円）特約に基づき保険金を支払うべき損害または傷害
	被保険者に発生した損害（注5）	被保険者に発生した損害（注5）または傷害
③（注3）	損害（注5）に対して	損害（注5）または傷害に対して
	または人身傷害条項	もしくは人身傷害条項または傷害一時金（1万円・10万円）特約
④（注4）	人身傷害条項	人身傷害条項または傷害一時金（1万円・10万円）特約

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

（30）傷害一時金（1万円・10万円）倍額払特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害一時金（1万円・10万円）特約が適用されている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（この特約による傷害一時金の倍額払）

当社は、この特約により、傷害一時金（1万円・10万円）特約第4条（支払保険金の計算）（1）に規定する傷害一時金の額を2倍にして支払います。

（31）傷害一時金特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
ち 治療日数	入院または通院した実治療日数をいいます。なお、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するために治療によりギプス等（注1）を常時装着した期間については、その日数は通院した実治療日数とみなします。ただし、診断書や医師の意見書に関する記載があること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限り、 ① 長管骨（注2）および脊柱 ② 長管骨（注2）に接続する三大関節（注3）部分 ③ ろく骨または肋骨。ただし、体幹部を固定した場合に限り、 ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限り、 （注1）ギプス等とは、ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したのものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限り）、およびハローベストをいいます。 （注2）長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。 （注3）長管骨に接続する三大関節とは、上肢の肩関節、ひじ関節および手関節ならびに下肢の股関節、ひざ関節および足関節をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、普通保険約款人身傷害条項および同条項に適用される他の特約の規定を適用した場合に人身傷害保険金の支払対象となる事故により被保険者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、第4条(支払保険金の計算)(1)の表の「支払事由」に該当する場合は、この特約に従い、被保険者に傷害一時金を支払います。

第3条 (補償の対象となる方—被保険者)

- (1) この特約における被保険者は、普通保険約款人身傷害条項第2条(補償の対象となる方—被保険者)(1)および(2)の被保険者(注)とします。
- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- (注) 普通保険約款人身傷害条項第2条(補償の対象となる方—被保険者)(1)および(2)の被保険者とは、この保険契約に自動車事故特約が適用される場合、同特約第3条(補償の対象となる方—被保険者)(1)の被保険者となります。

第4条 (支払保険金の計算)

- (1) 1回の事故につき、当社は次表に定めるところに従い、傷害一時金を支払います。

区分	支払事由	支払保険金の額
傷害一時金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を要した場合	次のいずれかの額 ① 治療日数が1日以上5日未満の場合は、1万円 ② 治療日数が5日以上となった場合は、傷害を被った部位およびその症状に応じて、<別表>傷害一時金支払額表に定める額。ただし、5日目の治療を受けた日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限りります。

- (2) 本条(1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときは、その処置日数を含みます。
- (3) <別表>傷害一時金支払額表のそれぞれの症状に該当しない傷害であっても、それぞれの症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により被った傷害の部位および症状が、<別表>傷害一時金支払額表の複数の項目に該当する場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額を傷害一時金として支払います。ただし、既に低い金額で傷害一時金を支払っていた場合においては、支払われるべき高い金額の傷害一時金の額から、既に支払った傷害一時金の額を差し引いた残額を支払います。
- (注) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第5条 (他の身体の障害または疾病の影響)

次のいずれかに該当する事由により第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合は、当社は、その事由がなかったときに相当する金額を支払います。

- 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響があったこと。
- 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響があったこと。
- 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。

第6条 (他の保険契約等がある場合の取扱い)

他の保険契約等がある場合は、当社は次に定める額を傷害一時金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払責任額(注)のうち最も高い額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注)を限度とします。

(注) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金もしくは共済金の額をいいます。

第7条 (保険金の請求)

当社に対する傷害一時金の請求権は、次の時からそれぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- 第4条(支払保険金の計算)(1)①に定める保険金については、被保険者が治療を要しなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- 第4条(支払保険金の計算)(1)②に定める保険金については、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数が5日となった時

第8条 (代位)

当社が傷害一時金を支払った場合であっても、被保険者がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第9条 (普通保険約款との関係)

この特約については、普通保険約款基本条項第14条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
① (2)②	損害(注5)	損害(注5)または傷害
② (5)	次の損害	次の損害または傷害
	人身傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害	人身傷害条項または傷害一時金特約に基づき

		保険金を支払うべき損害または傷害
	被保険者に発生した損害（注5）	被保険者に発生した損害（注5）または傷害
	損害（注5）に対して	損害（注5）または傷害に対して
③（注3）	または人身傷害条項	もしくは人身傷害条項または傷害一時金特約
④（注4）	人身傷害条項	人身傷害条項または傷害一時金特約

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

<別表> 傷害一時金支払額表

部位および症状	支払保険金の額
① 脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、 <u>脊髄</u> 損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円
② 上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
③ 骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の <u>腱</u> ・筋・ <u>靭帯</u> の断裂	30万円
④ 打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、上記①から③まで以外のもの	10万円

注1、「損傷」とは、臓器・組織そのものが、外力によって障害を受けることをいいます。

注2、ここでいう「内出血」とは、頭蓋内・眼球内で出血することをいいます。

注3、ここでいう「血腫」とは、頭蓋内・眼球内で出血し、血液が組織内に溜まった状態をいいます。

注4、ここでいう「上肢」とは、肩関節から手の指先までの部位をいいます。

注5、ここでいう「下肢」とは、股関節から足の指先までの部位をいいます。

注6、ここでいう「切断」とは、骨を含めて四肢の一部を失った状態をいいます。

注7、ここでいう「破裂」とは、眼球そのものが裂けることをいいます。

注8、ここでいう「脱臼」とは、関節面相互の位置関係が正常ではなくなった状態をいいます。なお、これ以外の歯牙または爪の脱臼は含みません。

注9、ここでいう「上肢・下肢の腱・筋・靭帯」には、上腕骨または大腿骨に付着する腱・筋・靭帯を含みます。

注10、ここでいう「断裂」とは、筋・腱・靭帯の組織の一部、または全部の連続性が失われた状態をいいます。

（32）傷害一時金倍額払特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に傷害一時金特約が適用されている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（この特約による傷害一時金の倍額払）

当社は、この特約により、傷害一時金特約第4条（支払保険金の計算）（1）に規定する傷害一時金の額を2倍にして支払います。

（33）搭乗者傷害（入通院／一時金）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
ち 治療日数	入院または通院した実治療日数をいいます。なお、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するために治療によりギプス等（注1）を常時装着した期間については、その日数は通院した実治療日数とみなします。ただし、診断書や医師の見解書に固定に関する記載があること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限り、 ① 長管骨（注2）および脊柱 ② 長管骨（注2）に接続する三大関節（注3）部分 ③ ろく骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限り、 ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限り、 （注1）ギプス等とは、ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものに付き、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り、）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限り、）およびハローベストをいいます。 （注2）長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。 （注3）長管骨に接続する三大関節とは、上肢の肩関節、ひじ関節および手関節ならびに下肢の股関節、ひざ関節および足関節をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、第5条（支払保険金の計算）（1）の表の「支払事由」に該当する場合は、この特約に従い、被保険者に医療保険金を支払います。

① ご契約のお車の運行に起因する事故

② ご契約のお車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発またはご契約のお車の落下

第3条（補償の対象となる方—被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、ご契約のお車の正規の乗車装置（注1）またはその装置のある室内（注2）に搭乗中の者となります。ただし、極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者は含みません。
- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- (注1) 正規の乗車装置とは、乗車人が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
- (注2) その装置のある室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては、医療保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故
 - ④ 本案（1）③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ 本案（1）③から④までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ご契約のお車を競技（注4）もしくは曲技（注5）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、医療保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した傷害
 - ② 被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転（注7）している場合に、その本人に発生した傷害
 - ③ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に、その本人に発生した傷害
 - ④ 被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合に、その本人に発生した傷害
 - ⑤ 被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に、その本人に発生した傷害
 - ⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に発生した傷害
 - ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に発生した傷害
- (3) 当社は、傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって発生した場合は、その者の受け取るべき金額については、医療保険金を支払いません。
- (4) 当社は、平常の生活または通常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注8）に対しては、医療保険金を支払いません。
- (注1) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注5) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注6) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注7) 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転とは、次のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
 - ② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その効力が停止している者
 - ③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類に違反している者
- (注8) 創傷感染症とは、丹毒、淋菌肺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき、当社は次表に定めるところに従い、医療保険金を支払います。

区分	支払事由	支払保険金の額
医療保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を要した場合	次のいずれかの額 ① 治療日数が1日以上5日未満の場合は、1万円 ② 治療日数が5日以上となった場合は、傷害を被った部位およびその症状に応じて、〈別表〉医療保険金支払額表に定める額。ただし、5日目の治療を受けた日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限りります。

- (2) 本案（1）の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときは、その処置日数を含みます。
- (3) 〈別表〉医療保険金支払額表のそれぞれの症状に該当しない傷害であっても、それぞれの症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により被った傷害の部位および症状が、〈別表〉医療保険金支払額表の複数の項目に該当する場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額を医療保険金として支払います。ただし、既に低い金額で医療保険金を支払っていた場合においては、支払われるべき高い金額の医療保険金の額から、既に支払った医療保険金の額を差し引いた残額を支払います。
- (注) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第6条（他の身体の障害または疾病の影響）

- 次のいずれかに該当する事由により第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、当社は、その事由がなかったときに相当する金額を支払います。
- ① 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響があったこと。
 - ② 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した障害または疾病の影響があったこと。

③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。

第7条（保険金の請求）

当社に対する医療保険金の請求権は、次の時からそれぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 第5条（支払保険金の計算）（1）①に定める保険金については、被保険者が治療を要しなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 ② 第5条（支払保険金の計算）（1）②に定める保険金については、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数が5日となった時

第8条（代位）

当社が医療保険金を支払った場合であっても、被保険者がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第9条（普通保険約款との関係）

（1）この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
①（2）②	損害（注5）	損害（注5）または傷害
②（5）	次の損害	次の損害または傷害
	人身傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害	人身傷害条項または搭乗者傷害（入通院／一時金）特約に基づき保険金を支払うべき損害または傷害
	被保険者に発生した損害（注5）	被保険者に発生した損害（注5）または傷害
③（注3）	損害（注5）に対して	損害（注5）または傷害に対して
	または人身傷害条項	もしくは人身傷害条項または搭乗者傷害（入通院／一時金）特約
④（注4）	人身傷害条項	人身傷害条項または搭乗者傷害（入通院／一時金）特約

（2）この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第19条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定は適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

<別表>医療保険金支払額表

部位および症状	支払保険金の額
① 脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、 ^{脊髄} 脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円
② 上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
③ 骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	30万円
④ 打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、上記①から③まで以外のもの	10万円

注1、「損傷」とは、臓器・組織そのものが、外力によって障害を受けることをいいます。

注2、ここでいう「内出血」とは、頭蓋内・眼球内で出血することをいいます。

注3、ここでいう「血腫」とは、頭蓋内・眼球内で出血し、血液が組織内に溜まった状態をいいます。

注4、ここでいう「上肢」とは、肩関節から手の指先までの部位をいいます。

注5、ここでいう「下肢」とは、股関節から足の指先までの部位をいいます。

注6、ここでいう「切断」とは、骨を含めて四肢の一部を失った状態をいいます。

注7、ここでいう「破裂」とは、眼球そのものが裂けることをいいます。

注8、ここでいう「脱臼」とは、関節面相互の位置関係が正常ではなくなった状態をいいます。なお、これ以外の歯牙または爪の脱臼は含みません。

注9、ここでいう「上肢・下肢の腱・筋・靭帯」には、上腕骨または大腿骨に付着する腱・筋・靭帯を含みます。

注10、ここでいう「断裂」とは、筋・腱・靭帯の組織の一部、または全部の連続性が失われた状態をいいます。

（34）搭乗者傷害（入通院／一時金）倍額払特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に搭乗者傷害（入通院／一時金）特約が適用されている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（この特約による医療保険金の倍額払）

当社は、この特約により、搭乗者傷害（入通院／一時金）特約第5条（支払保険金の計算）（1）に規定する医療保険金の額を2倍にして支払います。

（35）搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

用語	説明
と 搭乗者傷害保険金	死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。
と 搭乗者傷害保険金額	保険証券記載の搭乗者傷害保険金額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券がこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、第5条（支払保険金の計算）（1）の表の「支払事由」に該当する場合は、この特約に従い、被保険者に搭乗者傷害保険金を支払います。ただし、搭乗者傷害保険金のうち死亡保険金については、その被保険者の法定相続人に支払います。

- ① ご契約のお車の運行に起因する事故
- ② ご契約のお車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発またはご契約のお車の落下

第3条（補償の対象となる方—被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、ご契約のお車の正規の乗車装置（注1）またはその装置のある室内（注2）に搭乗中の者となります。ただし、極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者は含みません。
- (2) この特約の規定は、それぞれ被保険者ごとに個別に適用します。
(注1) 正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
(注2) その装置のある室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては、搭乗者傷害保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ 本条（1）③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ 本条（1）①から④までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑥ ご契約のお車を競技（注4）もしくは曲技（注5）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、搭乗者傷害保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した傷害
 - ② 被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転（注7）している場合に、その本人に発生した傷害
 - ③ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に、その本人に発生した傷害
 - ④ 被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合に、その本人に発生した傷害
 - ⑤ 被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に、その本人に発生した傷害
 - ⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に発生した傷害
 - ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に発生した傷害
- (3) 当社は、傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって発生した場合は、その者の受け取るべき金額については、搭乗者傷害保険金を支払いません。
- (4) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注8）に対しては、搭乗者傷害保険金を支払いません。
(注1) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
(注3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(注4) 競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
(注5) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
(注6) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
(注7) 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転とは、次のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。
 - ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
 - ② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その効力が停止されている者
 - ③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類に違反している者
- (注8) 創傷感染症とは、丹毒、淋菌肺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき、当社は次表に定めるところに従い、搭乗者傷害保険金を支払います。

区分	支払事由	支払保険金の額
① 死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	搭乗者傷害保険金額の全額。ただし、1回の事故につき、同一被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、搭乗者傷害保険金額から既に支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。
② 後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表1>後遺障害等級表の1または<別表1>の2に掲げる後遺障害が発生した場合	搭乗者傷害保険金額 × 保険金支払割合（注）

- (2) 本条（1）①の規定に従い、死亡保険金を支払う場合で、被保険者の法定相続人が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
- (3) 同一事故により、普通保険約款別表1>後遺障害等級表の2に掲げる2種以上の後遺障害が発生した場合には、本条（1）②の後遺障害保険金の額の算出は、最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合（注）によります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次の保険金支払割合（注）によります。
 - ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合（注）
 - ② 本条（3）①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合（注）

- ③ 本条（3）①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合（注）。ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合（注）の合計の割合が最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合（注）に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合（注）とします。
- （4）当社は、本条（3）に定める事項のほか、本条（1）②の後遺障害保険金の額の算出は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険における後遺障害の等級認定の基準に準じて等級の決定を行い、その等級に対応する保険金支払割合（注）によります。
- （5）既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったことによって、さらに同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{後遺障害保険金の額} = \text{搭乗者傷害保険金額} \times \left[\begin{array}{l} \text{普通保険約款<別表1>} \text{後遺障害等} \\ \text{級表の1または<別表1>の2に掲} \\ \text{げる加重後の後遺障害に該当する等} \\ \text{級に対応する保険金支払割合（注）} \end{array} \right] - \begin{array}{l} \text{既にあった後遺障} \\ \text{害に該当する等級} \\ \text{に対応する保険金} \\ \text{支払割合（注）} \end{array}$$

- （6）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、後遺障害が発生した時の被保険者以外の医師の診断に基づき、後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。ただし、被保険者からの請求がある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定し、後遺障害保険金を支払います。
- （注）保険金支払割合とは、<別表>後遺障害等級別保険金支払割合表の1または<別表>の2のそれぞれの等級に定める保険金支払割合をいいます。

第6条（他の身体の障害または疾病の影響）

次のいずれかに該当する事由により第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、当社は、その事由がなかったときに相当する金額を支払います。

- 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響があったこと。
- 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響があったこと。
- 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。

第7条（当社の責任限度額）

1回の事故につき、被保険者1名に対し当社が支払うべき搭乗者傷害保険金の額は、第5条（支払保険金の計算）および第6条（他の身体の障害または疾病の影響）の規定によって算出された額とし、かつ、搭乗者傷害保険金額を限度とします。

第8条（保険金の請求）

当社に対する搭乗者傷害保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

区分	保険金請求権の発生時期
① 死亡保険金	被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が発生した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

第9条（代位）

当社が搭乗者傷害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第10条（普通保険約款との関係）

- （1）この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
①（2）②	損害（注5）	損害（注5）または傷害
②（5）	次の損害 人身傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害	次の損害または傷害 人身傷害条項または搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約に基づき保険金を支払うべき損害または傷害
	被保険者に発生した損害（注5） 損害（注5）に対して	被保険者に発生した損害（注5）または傷害 損害（注5）または傷害に対して
③（注3）	または人身傷害条項	もしくは人身傷害条項または搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約
④（注4）	人身傷害条項	人身傷害条項または搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約

（2）この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第19条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定は適用しません。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

<別表>後遺障害等級別保険金支払割合表

1. 介護を要する後遺障害

等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%

2. 1. 以外の後遺障害

等級	保険金支払割合	等級	保険金支払割合
第1級	100%	第8級	34%
第2級	89%	第9級	26%
第3級	78%	第10級	20%
第4級	69%	第11級	15%

第5級	59%	第12級	10%
第6級	50%	第13級	7%
第7級	42%	第14級	4%

(36) 搭乗者傷害（入通院/日数）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
ち 治療日数	<p>入院または通院した実治療日数をいいます。なお、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するために治療によりギプス等（注1）を常時装着した期間については、その日数は通院した実治療日数とみなします。ただし、診断書や医師の意見書に固定に関する記載があること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限り、</p> <p>① 長管骨（注2）および骨柱 ② 長管骨（注2）に接続する三大関節（注3）部分 ③ ろく骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限り、 ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等上下顎を一体的に固定した場合に限り、 （注1）ギプス等とは、ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り、）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限り、）およびハローベストをいいます。 （注2）長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。 （注3）長管骨に接続する三大関節とは、上肢の肩関節、ひじ関節および手関節ならびに下肢の股関節、ひざ関節および足関節をいいます。</p>

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、第5条（支払保険金の計算）（1）の表の「支払事由」に該当する場合は、この特約に従い、被保険者に医療保険金を支払います。

- ① ご契約のお車の運行に起因する事故
- ② ご契約のお車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発またはご契約のお車の落下

第3条（補償の対象となる方—被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、ご契約のお車の正規の乗車装置（注1）またはその装置のある室内（注2）に搭乗中の者となります。ただし、極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者は含みません。
- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
（注1）正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
（注2）その装置のある室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては、医療保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに起因する事故
 - ④ 本条（1）③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ 本条（1）①から④までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑥ ご契約のお車を競技（注4）もしくは曲技（注5）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、医療保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した傷害
 - ② 被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転（注7）している場合に、その本人に発生した傷害
 - ③ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に、その本人に発生した傷害
 - ④ 被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合に、その本人に発生した傷害
 - ⑤ 被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に、その本人に発生した傷害
 - ⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に発生した傷害
 - ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に発生した傷害
- (3) 当社は、傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって発生した場合は、その者の受け取るべき金額については、医療保険金を支払いません。
- (4) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注8）に対しては、医療保険金を支払いません。
（注1）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注2）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
（注3）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
（注4）競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
（注5）曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
（注6）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用

を除きます。

(注7) 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転とは、次のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。

- ① 道路交通法(昭和35年法律第105号)等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
- ② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その効力が停止されている者
- ③ 所有する運転免許によって運転することができず自動車の種類に違反している者

(注8) 創傷感染症とは、丹毒、淋菌性炎症、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条(支払保険金の計算)

(1) 1回の事故につき、当社は次表に定めるところに従い、医療保険金を支払います。

区分	支払事由	支払保険金の額
医療保険金	事故の発生日からその日を含めて180日以内に治療を要した場合	治療が必要と認められない程度になおった日までの治療日数に対し、次の①および②の額。ただし、事故の発生日からその日を含めて180日以内の治療日数に限り、 ① 入院した治療日数に対しては、その入院日数1日につき保険証券記載の入院保険金日額 ② 通院した治療日数(注1)に対しては、90日を限度として、その通院日数1日につき保険証券記載の通院保険金日額

(2) 本条(1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注2)であるときには、その処置日数を含みます。

(3) 被保険者がこの保険契約において医療保険金の支払を受けられる期間中にさらにこの保険契約において医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当社は、重複しては医療保険金を支払いません。

(注1) 通院した治療日数とは、本条(1)①に該当する日数は除きます。

(注2) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第6条(他の身体の障害または疾病の影響)

次のいずれかに該当する事由により第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合は、当社は、その事由がなかったときに相当する金額を支払います。

- ① 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響があったこと。
- ② 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響があったこと。
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。

第7条(保険金の請求)

当社に対する医療保険金の請求権は、治療を必要としない程度になおった時、通院による治療日数が90日を超えた時または事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとする。

第8条(代位)

当社が医療保険金を支払った場合であっても、被保険者がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第9条(普通保険約款との関係)

(1) この特約については、普通保険約款基本条項第14条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
①(2)②	損害(注5)	損害(注5)または傷害
②(5)	次の損害	次の損害または傷害
	人身傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害	人身傷害条項または搭乗者傷害(入通院/日数)特約に基づき保険金を支払うべき損害または傷害
	被保険者に発生した損害(注5)	被保険者に発生した損害(注5)または傷害
③(注3)	損害(注5)に対して	損害(注5)または傷害に対して
	または人身傷害条項	もしくは人身傷害条項または搭乗者傷害(入通院/日数)特約
④(注4)	人身傷害条項	人身傷害条項または搭乗者傷害(入通院/日数)特約

(2) この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第19条(他の保険契約等がある場合の取扱い)の規定は適用しません。

第10条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(37) バスの搭乗者傷害特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
い 一時金医療保険金 1 事故保険金額	搭乗者傷害（入通院／一時金）特約第2条（保険金を支払う場合）の医療保険金をいいます。 保険証券記載の搭乗者傷害保険金額に保険証券記載の1事故倍数を乗じた額をいいます。
こ 後遺障害保険金	搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約第5条（支払保険金の計算）（1）②の後遺障害保険金をいいます。
し 死亡保険金	搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約第5条（支払保険金の計算）（1）①の死亡保険金をいいます。
つ 通院保険金 通院保険金1事故限度額	搭乗者傷害（入通院／日数）特約第5条（支払保険金の計算）（1）②に係る医療保険金をいいます。 保険証券記載の通院保険金日額の90日分に相当する額に保険証券記載の1事故倍数を乗じた額をいいます。
に 日数医療保険金 入院保険金 入院保険金1事故限度額	搭乗者傷害（入通院／日数）特約第2条（保険金を支払う場合）の医療保険金をいいます。 搭乗者傷害（入通院／日数）特約第5条（支払保険金の計算）（1）①に係る医療保険金をいいます。 保険証券記載の入院保険金日額の180日分に相当する額に保険証券記載の1事故倍数を乗じた額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① ご契約のお車の用途車種が自家用バスまたは営業用バスであること。
- ② この保険契約に搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約、搭乗者傷害（入通院／一時金）特約または搭乗者傷害（入通院／日数）特約が適用されていること。

第2条（当社の責任限度額等－死亡保険金および後遺障害保険金）

- (1) この保険契約に搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約が適用されている場合、当社の支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の総額は、この特約により、1回の事故につき、1事故保険金額を限度とします。
- (2) 搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約第7条（当社の責任限度額）の規定による被保険者1名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の合計額が、1事故保険金額を超える場合は、当社は、次のとおり、被保険者1名ごとに支払う死亡保険金および後遺障害保険金の額を決定します。

支払保険金の額

$$1 \text{ 事故保険金額} \times \frac{\text{被保険者1名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の額}}{\text{被保険者1名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の合計額}}$$

第3条（当社の責任限度額等－日数医療保険金）

- (1) この保険契約に搭乗者傷害（入通院／日数）特約が適用されている場合、当社の支払うべき日数医療保険金のうち、入院保険金の総額は、この特約により、1回の事故につき、入院保険金1事故限度額を限度とします。
- (2) 搭乗者傷害（入通院／日数）特約第5条（支払保険金の計算）および第6条（他の身体の障害または疾病の影響）の規定による被保険者1名ごとの日数医療保険金のうち、入院保険金の合計額が、入院保険金1事故限度額を超える場合は、当社は、次のとおり、被保険者1名ごとに支払う入院保険金の額を決定します。

支払保険金の額

$$\text{入院保険金1事故限度額} \times \frac{\text{被保険者1名ごとの入院保険金の額}}{\text{被保険者1名ごとの入院保険金の合計額}}$$

- (3) この保険契約に搭乗者傷害（入通院／日数）特約が適用されている場合、当社の支払うべき日数医療保険金のうち、通院保険金の総額は、この特約により、1回の事故につき、通院保険金1事故限度額を限度とします。
- (4) 搭乗者傷害（入通院／日数）特約第5条（支払保険金の計算）および第6条（他の身体の障害または疾病の影響）の規定による被保険者1名ごとの日数医療保険金のうち、通院保険金の合計額が、通院保険金1事故限度額を超える場合は、当社は、次のとおり、被保険者1名ごとに支払う通院保険金の額を決定します。

支払保険金の額

$$\text{通院保険金1事故限度額} \times \frac{\text{被保険者1名ごとの通院保険金の額}}{\text{被保険者1名ごとの通院保険金の合計額}}$$

第4条（保険金の請求）

死亡保険金、後遺障害保険金、一時金医療保険金および日数医療保険金の請求は、保険契約者を經由して行うものとします。

4. 車両に関する特約

(38) 車両価額協定保険特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
き 協定保険価額	保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の価額として保険契約締結時に協定した価額（注）をいい、保険契約締結の時におけるご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額により定めます。 （注）保険契約締結時に協定した価額には、付属品の価額を含みます。
し 市場販売価格相当額	標準的な市場販売価格を提示した当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格または当社が別に定める方法に従ってその他の客観的資料により算出された価格をいいます。

セ	修理費	普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する修理費をいいます。
	全損	次のいずれかに該当する場合はいいます。 ① ご契約のお車を修理する事ができない場合 ② ご契約のお車が盗難(注1)された場合 ③ 修理費の額が協定保険価額(注2)以上となる場合 (注1)盗難とは、ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。 (注2)協定保険価額とは、第6条(協定保険価額が保険価額を著しく超える場合)または第8条(価額の評価のための告知)(4)ただし書もしくは同条(6)の規定を適用する場合においては、保険価額とします。
シ	分損	修理費の額が協定保険価額(注)未満となる場合はいいます。 (注)協定保険価額とは、第6条(協定保険価額が保険価額を著しく超える場合)または第8条(価額の評価のための告知)(4)ただし書もしくは同条(6)の規定を適用する場合においては、保険価額とします。
ホ	保険価額	普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する保険価額をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合に適用されます。

第2条 (協定保険価額)

- 当社と保険契約者または被保険者は、普通保険約款車両条項第3条(保険金額)の規定にかかわらず、協定保険価額を車両保険金額として定めるものとします。
- 普通保険約款基本条項第8条(ご契約のお車の入替)(1)①または②に該当する場合において、保険契約者が書面によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを承認するときは、本条(1)の規定により新規取得自動車(注1)または所有自動車(注2)の価額を定め、その価額に協定保険価額および車両保険金額を変更するものとします。
- 保険契約締結の後、ご契約のお車の改造または付属品の装着等によってご契約のお車の価額が著しく増加した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知し、承認を請求しなければなりません。
- 保険契約締結の後、ご契約のお車の改造または付属品の取り外し等によってご契約のお車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者または被保険者は、当社に対する通知をもって、協定保険価額および車両保険金額について、減少後のご契約のお車の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- 本条(3)および(4)の場合、当社と保険契約者または被保険者は、将来に向かって、保険証券記載の協定保険価額に本条(3)の事由によって増加した価額を加えた額または保険証券記載の協定保険価額から本条(4)の事由によって減少した価額を差し引いた額に、協定保険価額および車両保険金額を変更するものとします。
- 当社は、本条(2)または(5)の場合において、保険料を変更する必要があるときは、次表「保険料の返還、追加保険料の請求」とのとおりとします。ただし、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求する場合があります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 本条(2)の場合	ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \frac{\text{未經過月数(注3)}}{12}$
② 本条(5)の場合	イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数(注3)}}{12} \right]$

- 本条(6)①の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害に対しては、車両保険金を支払いません。
- 本条(6)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害に対しては、本条(3)の通知または承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および特約に従い、車両保険金を支払います。
(注1)新規取得自動車とは、普通保険約款基本条項第8条(ご契約のお車の入替)(4)に定める新規取得自動車をいいます。
(注2)所有自動車とは、普通保険約款基本条項第8条(ご契約のお車の入替)(5)に定める所有自動車をいいます。
(注3)未經過月数・既経過月数とは、1か月に満たない期間は1か月とします。

第3条 (補償の対象となる方—被保険者)

この特約における被保険者は、普通保険約款車両条項の被保険者となります。

第4条 (支払保険金の計算)

1回の事故につき当社の支払う車両保険金の額は、普通保険約款車両条項第5条(支払保険金の計算)(1)の規定にかかわらず、次のとおりとします。

区分	支払保険金の額
① 全損の場合	協定保険価額
② 分損の場合	次の算式によって算出される額とします。ただし、車両保険金額を限度とします。 $\text{第5条(損害の額の決定)②の損害の額} - \text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額(注)}$

(注)免責金額とは、当社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。

第5条 (損害の額の決定)

当社が車両保険金を支払うべき損害の額は、普通保険約款車両条項第6条(損害の額の決定)の規定にかかわらず、次のとおりとします。

- 全損の場合は、協定保険価額
- 分損の場合は、次の算式によって算出される額

$$\text{損害の額} = \text{修理費の額} - \text{修理に伴って発生した残存物がある場合は、その残存物の価額}$$

第6条 (協定保険価額が保険価額を著しく超える場合)

事故の発生に際して、当社がご契約のお車の損害の調査を行った結果、協定保険価額が保険価額を著しく超える場合は、

当社は、協定保険価額にかかわらず、その保険価額によって損害の額を算定します。この場合、第4条（支払保険金の計算）および第5条（損害の額の決定）の規定の適用においては、その保険価額を協定保険価額および車両保険金額とします。

第7条（保険金額の調整）

この特約が適用されている場合には、当社は、普通保険約款基本条項第11条（保険金額の調整）の規定は適用しません。

第8条（価額の評価のための告知）

- （1）保険契約者または被保険者は、ご契約のお車の協定保険価額を定めるに際し、当社がご契約のお車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
 - （2）ご契約のお車の協定保険価額を定めるに際し、当社がご契約のお車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって事実を告げずまたは事実と異なることを告げ、その結果として第2条（協定保険価額）の規定により定めるべき額と異なった協定保険価額が定められた場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。なお、この特約を解除する場合は、この特約の適用を適用条件としている他の特約についても、あわせて解除します。
 - （3）本条（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 本条（2）に規定する事実がなくなった場合
 - ② ご契約のお車の協定保険価額を定める際、当社が本条（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、ご契約のお車の価額を評価するために必要な事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、ご契約のお車の協定保険価額を定める際に当社に告げられていたとしても、当社がこの特約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、本条（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
 - （4）本条（2）の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当社は、その損害については、第4条（支払保険金の計算）および第5条（損害の額の決定）の規定にかかわらず、普通保険約款車両条項第5条（支払保険金の計算）（1）および同条項第6条（損害の額の決定）の規定を適用します。この場合において、既に第4条および第5条の規定により車両保険金を支払っていたときは、当社は、普通保険約款車両条項第5条（1）および同条項第6条の規定を適用して算出した車両保険金との差額の返還を請求することができます。
 - （5）本条（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
 - （6）本条（5）の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害に対しては、第4条（支払保険金の計算）および第5条（損害の額の決定）の規定にかかわらず、普通保険約款車両条項第5条（支払保険金の計算）（1）および同条項第6条（損害の額の決定）の規定を適用します。
- （注）ご契約のお車の協定保険価額を定める際、当社が本条（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第9条（普通保険約款および他の特約との関係）

- （1）この特約が適用される場合は、普通保険約款車両条項第9条（被害物についての当社の権利）（1）の規定中「保険価額」とあるのは「協定保険価額」と読み替えます。ただし、第6条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）または第8条（価額の評価のための告知）（4）ただし書もしくは同条（6）の規定が適用される場合を除きます。
- （2）この保険契約に他車運転特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合―車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
- （3）この保険契約に臨時代替自動車特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合―車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

（39）車両価額協定保険特約の不適用に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

- ① 次のいずれかに該当すること。
 - ア、ご契約のお車の用途車種が家用8車種以外であること。
 - イ、ご契約のお車がレンタカー等の自動車（注）であること。
 - ② この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていること。
- （注）レンタカー等の自動車とは、不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする賃貸契約により貸し渡す自動車を除きます。

第2条（車両価額協定保険特約の不適用）

当社は、この特約により、車両価額協定保険特約は適用しません。

（40）車両「帳簿価格」協定保険特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

用語	説明
き 協定保険価額	保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の価額として保険契約締結時に協定した価額（注）をいい、保険契約締結の時ににおけるご契約のお車の帳簿価格により定めます。 （注）保険契約締結時に協定した価額には、付属品の価額を含みます。
し 修理費	普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する修理費をいいます。
せ 全損	次のいずれかに該当する場合をいいます。 <ol style="list-style-type: none">① ご契約のお車を修理することができない場合② ご契約のお車が盗難（注1）された場合③ 修理費の額が協定保険価額（注2）以上となる場合 （注1）盗難とは、ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。 （注2）協定保険価額とは、第6条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）また

		は第8条（価額の評価のための告知）（4）ただし書もしくは同条（6）の規定を適用する場合には、保険価額とします。
ち	帳簿価格	会計帳簿等に記載されたご契約のお車の簿価（注）をもととして、当社が別に定める方法に従って算出された価額をいいます。 （注）ご契約のお車の簿価とは、会計処理の結果、資産項目に付された会計帳簿上の金額をいい、会計帳簿その他の客観的資料により、その金額を当社が確認できるものに限ります。
ふ	分損	修理費の額が協定保険価額（注）未満となる場合をいいます。 （注）協定保険価額とは、第6条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）または第8条（価額の評価のための告知）（4）ただし書もしくは同条（6）の規定を適用する場合には、保険価額とします。
ほ	保険価額	普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する保険価額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（協定保険価額）

- 当社と保険契約者または被保険者は、普通保険約款車両条項第3条（保険金額）の規定にかかわらず、協定保険価額を車両保険金額として定めるものとします。
- 普通保険約款基本条項第8条（ご契約のお車の入替）（1）①または②に該当する場合には、保険契約者が書面によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを承認するときは、本条（1）の規定により新規取得自動車（注1）または所有自動車（注2）の価額を定め、その価額に協定保険価額および車両保険金額を変更するものとします。
- 保険契約締結の後、ご契約のお車の改造または付属品の装着等によってご契約のお車の価額が著しく増加した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知し、承認を請求しなければなりません。
- 保険契約締結の後、ご契約のお車の改造または付属品の取り外し等によってご契約のお車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者または被保険者は、当社に対する通知をもって、協定保険価額および車両保険金額について、減少後のご契約のお車の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- 本条（3）および（4）の場合、当社と保険契約者または被保険者は、将来に向かって、保険証券記載の協定保険価額に本条（3）の事由によって増加した価額を加えた額または保険証券記載の協定保険価額から本条（4）の事由によって減少した価額を差し引いた額に、協定保険価額および車両保険金額を変更するものとします。
- 当社は、本条（2）または（5）の場合において、保険料を変更する必要があるときは、次表「保険料の返還、追加保険料の請求」のとおりとします。ただし、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求する場合があります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 本条（2）の場合	ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{12} \times \frac{\text{未経過月数（注3）}}{12}$
② 本条（5）の場合	イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{12} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数（注3）}}{12} \right]$

- （7）本条（6）①の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害に対しては、車両保険金を支払いません。
- （8）本条（6）②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害に対しては、本条（3）の通知または承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および特約に従い、車両保険金を支払います。
- （注1）新規取得自動車とは、普通保険約款基本条項第8条（ご契約のお車の入替）（4）に定める新規取得自動車をいいます。
- （注2）所有自動車とは、普通保険約款基本条項第8条（ご契約のお車の入替）（5）に定める所有自動車をいいます。
- （注3）未経過月数・既経過月数とは、1か月に満たない期間は1か月とします。

第3条（補償の対象となる方—被保険者）

この特約における被保険者は、普通保険約款車両条項の被保険者となります。

第4条（支払保険金の計算）

1回の事故につき当社の支払う車両保険金の額は、普通保険約款車両条項第5条（支払保険金の計算）（1）の規定にかかわらず、次のとおりとします。

区分	支払保険金の額
① 全損の場合	協定保険価額
② 分損の場合	次の算式によって算出される額とします。ただし、車両保険金額を限度とします。 $\text{第5条（損害の額の決定）②の損害の額} - \text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額（注）}$

（注）免責金額とは、当社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。

第5条（損害の額の決定）

当社が車両保険金を支払うべき損害の額は、普通保険約款車両条項第6条（損害の額の決定）の規定にかかわらず、次のとおりとします。

- 全損の場合は、協定保険価額
- 分損の場合は、次の算式によって算出される額

$$\text{損害の額} = \text{修理費の額} - \text{修理に伴って発生した残存物がある場合は、その残存物の価額}$$

第6条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）

事故の発生に際して、当社がご契約のお車の損害の調査を行った結果、協定保険価額が保険価額を著しく超える場合は、当社は、協定保険価額にかかわらず、その保険価額によって損害の額を算定します。この場合、第4条（支払保険金の計算）

および第5条（損害の額の決定）の規定の適用においては、その保険価額を協定保険価額および車両保険金額とします。

第7条（保険金額の調整）

この特約が適用されている場合には、当社は、普通保険約款基本条項第11条（保険金額の調整）の規定は適用しません。

第8条（価額の評価のための告知）

- （1）保険契約者または被保険者は、ご契約のお車の協定保険価額を定めるに際し、当社がご契約のお車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
 - （2）ご契約のお車の協定保険価額を定めるに際し、当社がご契約のお車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって事実を告げずまたは事実と異なることを告げ、その結果として第2条（協定保険価額）の規定により定めるべき額と異なる協定保険価額が定められた場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することがあります。なお、この特約を解除する場合は、この特約の適用を適用条件としている他の特約についても、あわせて解除します。
 - （3）本条（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 本条（2）に規定する事実がなくなった場合
 - ② ご契約のお車の協定保険価額を定める際、当社が本条（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、ご契約のお車の価額を評価するために必要な事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、ご契約のお車の協定保険価額を定める際に当社に告げられていたとしても、当社がこの特約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、本条（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
 - （4）本条（2）の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当社は、その損害については、第4条（支払保険金の計算）および第5条（損害の額の決定）の規定にかかわらず、普通保険約款車両条項第5条（支払保険金の計算）（1）および同条項第6条（損害の額の決定）の規定を適用します。この場合において、既に第4条および第5条の規定により車両保険金を支払っていたときは、当社は、普通保険約款車両条項第5条（1）および同条項第6条の規定を適用して算出した車両保険金との差額の返還を請求することができます。
 - （5）本条（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
 - （6）本条（5）の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を徴収する前に発生した事故による損害に対しては、第4条（支払保険金の計算）および第5条（損害の額の決定）の規定にかかわらず、普通保険約款車両条項第5条（支払保険金の計算）（1）および同条項第6条（損害の額の決定）の規定を適用します。
- （注）ご契約のお車の協定保険価額を定める際、当社が本条（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げないことを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第9条（帳簿等の閲覧）

当社が車両保険金を支払うべき事故の発生により、当社がこの保険契約に関し調査を必要とする場合は、保険契約者または被保険者の会計帳簿その他の書類を閲覧することができます。

第10条（普通保険約款および他の特約との関係）

- （1）この特約が適用される場合は、普通保険約款車両条項第9条（被害物についての当社の権利）（1）の規定中「保険価額」とあるのは「協定保険価額」と読み替えます。ただし、第6条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）または第8条（価額の評価のための告知）（4）ただし書もしくは同条（6）の規定が適用される場合を除きます。
- （2）当社は、この特約により、車両価額協定保険特約は適用しません。
- （3）この特約を付した保険契約に適用される他の特約において、「車両価額協定保険特約」とあるのは「車両「帳簿価格」協定保険特約」と読み替えて適用します。ただし、この場合において、継続手續特約第3条（この特約による継続契約の内容）（2）①および継続手續忘れサポート特約第3条（この特約による継続契約の内容）（2）①の規定中「市場販売価格相当額」とあるのを「帳簿価格」と読み替えます。
- （4）この保険契約に他車運転特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
- （5）この保険契約に臨時代替自動車特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

（41）全損時諸費用特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
し	新車保険金額	保険証券記載の新車保険金額をいいます。
ほ	保険価額	普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する保険価額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、保険証券がこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項および基本条項（これらの条項について適用される他の特約を含みます。）の規定により車両保険金が支払われる場合であって、次のいずれかに該当するときは、被保険者に全損時諸費用保険金を支払います。

- ① 全損（注）として車両保険金が支払われるとき。
 - ② この保険契約に新車特約が適用されており、かつ、同特約第4条（支払保険金の計算）（1）①の規定により車両保険金が支払われるとき。
- （注）全損とは、普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する全損をいいます。ただし、この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合には、同特約「用語の説明」に規定する全損をいいます。なお、新車特約第5条（復旧義務）（1）②の規定に従ってご契約のお車の損傷を実際に修理完了した場合で、修理費が車両価額協定保険特約「用語の説明」に規定する

協定保険価額以上となるときを含みます。

第3条（補償の対象となる方—被保険者）

この特約における被保険者は、普通保険約款車両条項の被保険者とします。

第4条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当社の支払う全損時諸費用保険金の額は、それぞれ次のとおりとします。
- ① 車両保険金額（注）が100万円以下の場合、10万円
 - ② 車両保険金額（注）が100万円を超える場合は、それぞれ次の額。ただし、20万円を限度とします。

区分	支払保険金の額
ア. 第2条（保険金を支払う場合）①に該当する場合	次の算式によって算出される額とします。 $\text{車両保険金額} \times 10\%$
イ. 第2条（保険金を支払う場合）②に該当する場合	次の算式によって算出される額とします。 $\text{新車保険金額} \times 10\%$

- (2) 次のいずれかに該当する場合には、本条（1）②ア. の規定の適用においては、保険価額を車両保険金額とします。この場合において、既に本条（1）②ア. の規定により全損時諸費用保険金を支払っていたときは、当社は、この規定を適用して算出した全損時諸費用保険金との差額の返還を請求することができます。

- ① 次のいずれかに該当する場合であって、車両保険金額が保険価額を超えるとき。
ア. この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合
イ. この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されており、かつ、同特約第8条（価額の評価のための告知）（4）ただし書の規定の適用がある場合
 - ② この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合であって、同特約第6条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）の適用があるとき。
- (3) 当社は、本条（1）および（2）の規定によって支払うべき全損時諸費用保険金と車両保険金の合計額が車両保険金額（注）を超える場合であっても、全損時諸費用保険金を支払います。
- (注) 車両保険金額とは、この保険契約に新車特約が適用されている場合であって、第2条（保険金を支払う場合）②の規定により全損時諸費用保険金が支払われるときは、新車保険金額とします。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合は、当社は次に定める額を全損時諸費用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払責任額（注）のうち最も高い額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

(注) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金もしくは共済金の額をいいます。

第6条（保険金の請求）

当社に対する全損時諸費用保険金の請求権は、当社が支払う全損時諸費用保険金の金額が確定した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第7条（普通保険約款との関係）

この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（4）②の規定中「車両条項」とあるのは「車両条項または全損時諸費用特約」と読み替えます。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(42) 全損時諸費用倍額払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
し 新車保険金額	保険証券記載の新車保険金額をいいます。
ほ 保険価額	普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する保険価額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に全損時諸費用特約が適用されている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（この特約による全損時諸費用保険金の倍額払）

- (1) 当社は、この特約により、全損時諸費用特約第4条（支払保険金の計算）（1）の全損時諸費用保険金の額は、同条（1）①および②に規定する額に2を乗じた額とします。
- (2) 本条（1）の規定による額とは、それぞれ次の額をいいます。
- ① 車両保険金額（注）が100万円以下の場合、20万円
 - ② 車両保険金額（注）が100万円を超える場合は、それぞれ次の額。ただし、40万円を限度とします。

区分	支払保険金の額
ア. 全損時諸費用特約第4条（支払保険金の計算）（1）②ア. に規定する額に2を乗じた額	次の算式によって算出される額とします。 $\text{車両保険金額} \times 20\%$

イ、全損時諸費用特約第4条（支払保険金の計算）（1）②イ、に規定する額に2を乗じた額	次の算式によって算出される額とします。 新車保険金額 ×20%
--	---

- (3) 次のいずれかに該当する場合には、本条（2）②ア、の規定の適用においては、保険価額を車両保険金額とします。この場合において、既に本条（2）②ア、の規定により全損時諸費用保険金を支払っていたときは、当社は、この規定を適用して算出した全損時諸費用保険金との差額の返還を請求することができます。
- 次のいずれかに該当する場合であって、車両保険金額が保険価額を超えるとき。
 - この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合
 - この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されており、かつ、同特約第8条（価額の評価のための告知）（4）ただし書の規定の適用がある場合
 - この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合であって、同特約第6条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）の適用があるとき。
- (注) 車両保険金額とは、この保険契約に新車特約が適用されている場合であって、全損時諸費用特約第2条（保険金を支払う場合）②の規定により全損時諸費用保険金が支払われるときは、新車保険金額とします。

(43) 新車特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。
(50音順)

用語	説明
し 修理費	普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する修理費をいいます。
新車の市場販売価格相当額	標準的な市場販売価格を提示した当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された初度登録（注）後1年未満の価格をいいます。ただし、保険契約締結の時に、自動車保険車両標準価格表等にこの契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の自動車の記載がない場合は、自動車保険車両標準価格表に記載された初度登録（注）後1年未満のご契約のお車と同等クラスの自動車の価格により定めるものとします。 （注）初度登録とは、ご契約のお車が軽自動車である場合、初度検査をいいます。
新車保険価額	保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の新車保険価額として保険契約締結時に協定した価額（注）をいい、保険契約締結の時に、ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額により定めます。 （注）保険契約締結時に協定した価額には、付属品の価額を含みます。
新車保険金額	保険証券記載の新車保険金額をいいます。
せ 全損	次のいずれかに該当する場合をいいます。 ① ご契約のお車を修理することができない場合 ② 修理費の額が車両価額協定保険特約「用語の説明」に規定する協定保険価額以上となる場合
た 代替自動車	ご契約のお車の代替として取得する自動車をいいます。
代替自動車の取得	次のいずれかに該当する者が、代替自動車を新たに取得することをいい、所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。 ① ご契約のお車の所有者（注） ② 記名被保険者 ③ 記名被保険者の配偶者 ④ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 （注）ご契約のお車の所有者とは、ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合、その買主とします。
代替自動車の取得価額	代替自動車の車両本体価格および付属品の価格ならびにそれらに課される消費税をいい、ローン金利、登録関係の税および手数料等の諸費用を含みません。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。ただし、この保険契約の満期日の属する月がご契約のお車の初度登録（注1）年月の翌月から起算して61か月を超える場合には、車両価額協定保険特約「用語の説明」に規定する協定保険価額（注2）が新車保険価額の50%以上に相当する額のとときに限ります。

- ご契約のお車の用途車種が家用8車種であること。
 - この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていること。
 - この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていること。
- (注1) 初度登録とは、ご契約のお車が軽自動車である場合、初度検査をいいます。
(注2) 協定保険価額とは、この保険契約の保険期間が1年を超える期間である場合、最終保険年度における協定保険価額をいいます。

第2条（新車保険価額）

- 当社と保険契約者または被保険者は、新車保険価額を新車保険金額として定めるものとします。
- 普通保険約款基本条項第8条（ご契約のお車の入替）（1）①または②に該当する場合において、保険契約者が書面によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを承認するときは、本条（1）の規定によりこれらの自動車の新車保険価額を定め、その価額に新車保険価額および新車保険金額を変更するものとします。
- 本条（2）の場合において、この保険契約の満期日の属する月が新規取得自動車（注1）または所有自動車（注2）の初度登録（注3）年月の翌月から起算して61か月を超えるときは、車両価額協定保険特約「用語の説明」に規定する協定保険価額（注4）が新車保険価額の50%以上に相当する額のとときに限り、当社はこの特約を適用します。
- 当社は、本条（2）の場合において、保険料を変更する必要があるときは、次表「保険料の返還、追加保険料の請求」のとおりとします。ただし、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求する場合があります。

保険料の返還、追加保険料の請求

- 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。

$$\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{12} \times \text{未經過月数（注5）}$$
- 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数（注5）}}{12} \right]$$

- (5) 本条(4)①の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を徴収する前に発生した事故による損害に対しては、車両保険金を支払いません。
- (注1) 新規取得自動車とは、普通保険約款基本条項第8条(ご契約のお車の入替)(4)に定める新規取得自動車をいいます。
- (注2) 所有自動車とは、普通保険約款基本条項第8条(ご契約のお車の入替)(5)に定める所有自動車をいいます。
- (注3) 初度登録とは、ご契約のお車が軽自動車である場合、初度検査をいいます。
- (注4) 協定保険価額とは、この保険契約の保険期間が1年を超える期間である場合、最終保険年度における協定保険価額をいいます。
- (注5) 未経過月数・既経過月数とは、1か月に満たない期間は1か月とします。

第3条 (補償の対象となる方—被保険者)

この特約における被保険者は、普通保険約款車両条項の被保険者となります。

第4条 (支払保険金の計算)

- (1) 1回の事故につき当社の支払う車両保険金の額は、普通保険約款車両条項第5条(支払保険金の計算)(1)および車両価額協定保険特約第4条(支払保険金の計算)の規定にかかわらず、次のとおりとします。ただし、新車保険金額を限度とします。

区分	支払保険金の額
① 次のいずれかに該当する場合で、第5条(復旧義務)(1)①の規定に従い、代替自動車の取得を行ったとき。 ア. 全損の場合 イ. 全損以外で、修理費の額が新車保険価額の50%以上となる場合。ただし、ご契約のお車の外板(注1)、外装(注2)、外板(注1)または外装(注2)に装着された部品(注3)、ならびに内装および内装に装着された部品(注4)のみの損傷の場合を除きます。	代替自動車の取得価額と新車保険価額のうち、いずれか低い額。ただし、本条(1)①ア.に該当する場合は、当社の支払う車両保険金の額は、車両価額協定保険特約「用語の説明」に規定する協定保険価額を下回らないものとします。
② 全損の場合で、代替自動車の取得を行わず、車両価額協定保険特約「用語の説明」に規定する協定保険価額を超えて第5条(復旧義務)(1)②の規定に従い、ご契約のお車の損傷を修理したとき。	次の算式によって算出される額とします。ただし、新車保険価額を限度とします。 $\text{修理費の額} - \text{修理に伴って発生した残存物がある場合は、その残存物の価額}$

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、被保険者が、第5条(復旧義務)の復旧を行わなかった場合、または復旧を行う意思がないことを当社に申し出た場合は、当社は、普通保険約款車両条項第5条(支払保険金の計算)(1)および車両価額協定保険特約第4条(支払保険金の計算)の規定に従い、車両保険金を支払いません。

- (注1) 外板とは、フェンダー、ボンネット、ルーフ、ルーフ隣接パネル、ドア等、車体外面を構成するパネルをいいます。
- (注2) 外装とは、バンパー、ヘッドランプ等の灯火類、ラジエーターグリル、ガラス類、ドアミラー、スポイラー、ラッピングシート、タイヤ、ホイール等、外板に装着された部品をいいます。
- (注3) 外板または外装に装着された部品とは、サイドモール、カメラ・センサー類等、外板または外装に装着された部品をいいます。
- (注4) 内装および内装に装着された部品とは、インストルメントパネル、シート類、トリム・マット類、室内灯、ステアリングホイール、カーナビゲーションシステム、ETC車載器(有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。)等、車内に装着された部品をいいます。

第5条 (復旧義務)

- (1) 被保険者は、第4条(支払保険金の計算)(1)の規定による車両保険金の支払を受ける場合は、ご契約のお車に損害が発生した日の翌日から起算して90日以内に、次のいずれか(以下「復旧」といいます。)を行わなければなりません。ただし、復旧に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、復旧に要する期間につき、これを変更することができます。

- ① 代替自動車の取得を行うこと。
- ② ご契約のお車の損傷を実際に修理完了すること。

- (2) 保険契約者または被保険者は、復旧を行った場合は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第6条 (新車保険価額が新車の市場販売価格相当額を著しく超える場合)

事故の発生に際して、当社がご契約のお車の損害の調査を行った結果、新車保険価額が新車の市場販売価格相当額を著しく超える場合は、当社は、第4条(支払保険金の計算)の規定の適用においては、その新車の市場販売価格相当額を新車保険価額および新車保険金額とします。

第7条 (新車保険金額の調整)

この特約が適用されている場合には、当社は、普通保険約款基本条項第11条(保険金額の調整)の規定は適用しません。

第8条 (新車保険価額の評価のための告知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、ご契約のお車の新車保険価額を定めるに際し、当社がご契約のお車の新車保険価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

- (2) ご契約のお車の新車保険価額を定めるに際し、当社がご契約のお車の新車保険価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって事実を告げずまたは事実と異なることを告げ、その結果として第2条(新車保険価額)の規定により定めるべき額と異なる新車保険価額が定められた場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。なお、この特約を解除する場合は、この特約の適用を適用条件としている他の特約についても、あわせて解除します。

- (3) 本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① 本条(2)に規定する事実がなくなった場合

② ご契約のお車の新車保険価額を定める際、当社が本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)

- ③ 保険契約者または被保険者が、ご契約のお車の新車保険価額を評価するために必要な事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出た、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、ご契約のお車の新車保険価額を定める際に当社に告げられていたとしても、当社がこの特約を締結していたと認め

るときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) 本条(2)の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当社は、その損害については、第4条(支払保険金の計算)(1)の規定にかかわらず、普通保険約款車両条項第5条(支払保険金の計算)(1)または車両価額協定保険特約第4条(支払保険金の計算)の規定を適用します。この場合において、既にこのただし書の規定を適用しないで車両保険金を支払っていたときは、当社は、このただし書の規定を適用して算出した車両保険金との差額の返還を請求することができます。
- (5) 本条(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
- (6) 本条(5)の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害に対しては、第4条(支払保険金の計算)(1)の規定にかかわらず、普通保険約款車両条項第5条(支払保険金の計算)(1)または車両価額協定保険特約第4条(支払保険金の計算)の規定を適用します。
- (注) ご契約のお車の新車保険価額を定める際、当社が本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることが妨げられた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることが勧められた場合を含みます。

第9条 (適用除外)

当社は、ご契約のお車の盗難(注)によって発生した損害に対しては、この特約を適用しません。ただし、ご契約のお車が発見された場合で、発見されるまでにご契約のお車に損害が発生したときを除きます。

(注) 盗難とは、ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。

第10条 (他の保険契約等がある場合の取扱い)

第4条(支払保険金の計算)(1)の規定による車両保険金と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約がある場合は、当社は、普通保険約款基本条項第19条(他の保険契約等がある場合の取扱い)の規定を準用し、車両保険金を支払います。

第11条 (保険金の請求)

被保険者がこの特約の規定による車両保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第20条(保険金の請求)(3)⑩の書類または証拠として、次表に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 第4条(支払保険金の計算)(1)の規定による車両保険金の請求に関しては、第5条(復旧義務)の復旧の事実を確認できる書類または証拠
- ② 第4条(支払保険金の計算)(2)の規定による車両保険金の請求に関しては、第5条(復旧義務)の復旧を行う意思がないことを確認できる書類または証拠

第12条 (被害物についての当社の権利)

- (1) 当社は、普通保険約款車両条項第9条(被害物についての当社の権利)(1)の規定にかかわらず、第5条(復旧義務)(1)①の規定に従い、代替自動車の取得を行ったことにより当社が車両保険金を支払った場合は、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (2) 本条(1)の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思表示をして車両保険金を支払ったときは、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権は当社には移転しません。

第13条 (普通保険約款および他の特約との関係)

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項第14条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(4)②の規定中「車両条項」とあるのは「新車特約」と読み替えます。
- (2) 当社は、車両価額協定保険特約第8条(価額の評価のための告知)(4)ただし書または同条(6)の規定の適用がある場合は、この特約の規定を適用しません。
- (3) この保険契約に他車運転特約が適用される場合、同特約第7条(保険金を支払う場合—車両損害)の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
- (4) この保険契約に臨時代替自動車特約が適用される場合、同特約第7条(保険金を支払う場合—車両損害)の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
- (5) この保険契約にご契約のお車の入替自動補償特約が適用される場合、同特約「用語の説明」に規定する入替自動車について発生した損害に対しては、この特約を適用しません。

第14条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(44) 車両全損(70%)特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
き	協定保険価額	車両価額協定保険特約「用語の説明」に規定する協定保険価額をいいます。ただし、同特約第6条(協定保険価額が保険価額を著しく超える場合)の適用がある場合は、保険価額とします。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

- ① ご契約のお車の用途車種が自家用8車種であること。
- ② この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていること。
- ③ この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていること。

第2条 (補償の対象となる方—被保険者)

この特約における被保険者は、普通保険約款車両条項の被保険者となります。

第3条（支払保険金の計算）

1回の事故につき当社の支払う車両保険金の額は、普通保険約款車両条項第5条（支払保険金の計算）（1）および車両価額協定保険特約第4条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、次のとおりとします。ただし、車両保険金額を限度とします。

区分	支払保険金の額
① 全損の場合	ア、第4条（損害の額の決定）①の場合 イ、第4条（損害の額の決定）②または第5条（災害発生時の特則）の場合
② 分損の場合	第4条（損害の額の決定）③の場合

協定保険価額

第4条③の損害の額 - 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額（注）

（注）免責金額とは、当社が支払責任を負う事故の発生時の順によって定めます。

第4条（損害の額の決定）

当社が車両保険金を支払うべき損害の額は、普通保険約款車両条項第6条（損害の額の決定）および車両価額協定保険特約第5条（損害の額の決定）の規定にかかわらず、次のとおりとします。

① 次のいずれかに該当する場合は、協定保険価額

ア、ご契約のお車の損傷を修理することができない場合

イ、ご契約のお車が盗難（注）された場合

ウ、修理費の額が協定保険価額以上となる場合

② 本条①以外で修理費の額が協定保険価額の70%以上であって、当社がご契約のお車について被保険者の有する所有権その他の物権を取得することに被保険者が同意した場合は、協定保険価額

③ 本条②以外で修理費が協定保険価額未満となる場合は、次の算式によって算出される額

損害の額 = 修理費の額 - 修理に伴って発生した残存物がある場合は、その残存物の価額

（注）盗難とは、ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。

第5条（災害発生時の特則）

当社が車両保険金を支払うべき損害の額は、第4条（損害の額の決定）の規定による場合のほか、次に定める条件をすべて満たす場合には、協定保険価額とします。

① 台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害（注）により、ご契約のお車の外部および室内が浸水を被ることによって発生したご契約のお車の損傷の修理費の額が協定保険価額の70%以上であることが明らかであること。

② 台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害（注）の影響により発生した修理工場の混雑等の事情により、被保険者がご契約のお車の修理等に要する費用の見積書または領収書の取得に要する期間が著しく長くなると当社が認めること。

③ 当社がご契約のお車について被保険者の有する所有権その他の物権を取得することに被保険者が同意すること。

（注）台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害とは、原則として災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害または激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）により激甚災害として指定された災害に限ります。

第6条（保険金の請求）

被保険者がこの特約の規定による車両保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第20条（保険金の請求）（3）⑩の書類または証拠として、次表に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

第3条（支払保険金の計算）①イ、の規定による車両保険金の請求に関しては、当社がご契約のお車について被保険者の有する所有権その他の物権を取得することに被保険者が同意したことを確認できる書類または証拠

第7条（被害物についての当社の権利）

（1）当社は、普通保険約款車両条項第9条（被害物についての当社の権利）（1）の規定にかかわらず、第3条（支払保険金の計算）①イ、の規定に基づき当社が車両保険金を支払った場合は、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

（2）本条（1）の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思を表示して車両保険金を支払ったときは、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権は当社には移転しません。

第8条（他の特約との関係）

（1）当社は、車両価額協定保険特約第8条（価額の評価のための告知）（4）ただし書または同条（6）の規定の適用がある場合は、この特約の規定を適用しません。

（2）この保険契約に他車運転特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

（3）この保険契約に臨時代替自動車特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

（4）この保険契約にご契約のお車の入替自動補償特約が適用される場合、同特約「用語の説明」に規定する入替自動車について発生した損害に対しては、この特約を適用しません。

（5）この保険契約に全損時諸費用特約が適用される場合、同特約第2条（保険金を支払う場合）注書の規定中、「ただし、この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合には、同特約「用語の説明」に規定する全損をいいます。」とあるのを「ただし、この保険契約にご特約が適用される場合には、この特約第3条（支払保険金の計算）①に定める全損をいいます。」と読み替えて適用します。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(45) 車両超過修理費用特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
協定保険価額	車両価額協定保険特約「用語の説明」に規定する協定保険価額をいいます。
車両超過修理費限度額	車両保険金額(注)に30万円を加えた額をいいます。 (注)車両保険金額とは、第3条(支払保険金の計算)(2)の規定を適用する場合には、保険価額とします。
修理費	普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する修理費をいいます。
保険価額	普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する保険価額をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件すべてを満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

- ① ご契約のお車の用途車種が自家用8車種であること。
- ② この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていること。
- ③ この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていること。
- ④ この保険契約の始期日の属する月が、ご契約のお車の初度登録(注)年月の翌月から起算してから25か月を超えていないこと。

(注)初度登録とは、ご契約のお車が軽自動車である場合、初度検査をいいます。

第2条 (補償の対象となる方一被保険者)

この特約における被保険者は、普通保険約款車両条項の被保険者とします。

第3条 (支払保険金の計算)

(1) 1回の事故につき当社の支払う車両保険金の額は、普通保険約款車両条項第5条(支払保険金の計算)(1)および車両価額協定保険特約第4条(支払保険金の計算)の規定にかかわらず、次のとおりとします。

区分	支払保険金の額
① 第4条(損害の額の決定)①の場合	協定保険価額
② 第4条(損害の額の決定)②の場合	次の算式によって算出される額とします。ただし、車両超過修理費限度額を限度とします。

$$\text{第4条②の損害の額} - \text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額(注1)}$$

- (2) 車両価額協定保険特約第6条(協定保険価額が保険価額を著しく超える場合)の適用がある場合は、本条(1)および第4条(損害の額の決定)の適用においては、保険価額を協定保険価額とします。この場合において、既に本条(2)の規定を適用しないで車両保険金を支払っていたときは、当社は、本条(2)の規定を適用して算出した車両保険金との差額の返還を請求することができます。
- (3) 第4条(損害の額の決定)の損害の額のうち、回収金(注2)がある場合において、回収金(注2)の額が被保険者の自己負担額(注3)を超過するときは、当社は本条(1)に定める車両保険金の額からその超過額を差し引いて車両保険金を支払います。

(注1) 免責金額とは、当社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。

(注2) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(注3) 自己負担額とは、第4条(損害の額の決定)に定める損害の額または車両超過修理費限度額のいずれか低い方から本条(1)に定める車両保険金の額を差し引いた額をいいます。

第4条 (損害の額の決定)

当社が車両保険金を支払うべき損害の額は、普通保険約款車両条項第6条(損害の額の決定)および車両価額協定保険特約第5条(損害の額の決定)の規定にかかわらず、次のとおりとします。

- ① 次のいずれかに該当する場合は、協定保険価額
 - ア. ご契約のお車の損傷を修理することができない場合
 - イ. ご契約のお車が盗難(注)された場合
 - ウ. 修理費の額が協定保険価額以上となる場合で、ご契約のお車の損傷の修理を行わないとき。
- ② 本条①以外の場合は、次の算式によって算出される額

$$\text{損害の額} = \text{修理費の額} - \text{修理に伴って発生した残存物がある場合は、その残存物の価額}$$

(注)盗難とは、ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。

第5条 (この特約を適用しない場合)

第3条(支払保険金の計算)(1)②の場合において、被保険者が、ご契約のお車に損害が発生した日の翌日から起算して6か月以内にご契約のお車の損傷を実際に修理完了しなかったときは、この特約を適用しません。ただし、修理の完了に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、修理の期間につき、これを変更することができます。

第6条 (全損時諸費用保険金の支払に関する特則)

この保険契約に全損時諸費用特約が適用される場合、当社は、同特約第2条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、第3条(支払保険金の計算)(1)①および(2)の規定により協定保険価額または保険価額を車両保険金として支払う場面に限り、全損時諸費用保険金を支払います。

第7条 (被害物についての当社の権利)

- (1) 当社は、普通保険約款車両条項第9条(被害物についての当社の権利)(1)の規定にかかわらず、第3条(支払保険金の計算)(1)①および(2)の規定により、協定保険価額または保険価額を車両保険金として支払った場合は、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (2) 本条(1)の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思表示をして車両保険金を支払ったときは、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権は当社に移転しません。

第8条（保険金の請求）

被保険者がこの特約の規定による車両保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第20条（保険金の請求）（3）⑩の書類または証拠として、次表に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 第3条（支払保険金の計算）（1）②の規定に基づく車両保険金の請求に関しては、第5条（この特約を適用しない場合）に定める期日までにこの契約のお車の損傷を修理した事実を確認できる書類または証拠
- ② 第5条（この特約を適用しない場合）の規定によりこの特約を適用しない場合における車両保険金の請求に関しては、同条の修理を行う意思がないことを確認できる書類または証拠

第9条（他の特約との関係）

- （1）当社は、車両価額協定保険特約第8条（価額の評価のための告知）（4）ただし書または同条（6）の規定の適用がある場合は、この特約を適用しません。
- （2）この保険契約に他車運転特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
- （3）この保険契約に臨時代替自動車特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
- （4）この保険契約にご契約のお車の入替自動補償特約が適用される場合、同特約「用語の説明」に規定する入替自動車について発生した損害に対しては、この特約を適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

（46）車対車事故免責ゼロ特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
あ	相手自動車	所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車であって、次の事項がすべて確認できる自動車をいいます。 ① 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号 ② 事故の発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称
	あて逃げ	事故状況およびご契約のお車の損傷状態からご契約のお車とご契約のお車以外の自動車との衝突または接触によってご契約のお車に損害が発生したことが明らかな場合で、そのご契約のお車以外の自動車の登録番号、車両番号、標識番号または車台番号ならびに事故の発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認できないときをいいます。
し	所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が入替期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ 上記①および②以外の場合は、自動車を所有する者

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、普通保険約款車両条項における免責金額が5万円である場合で、保険証券がこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（車両免責金額の取扱い—免責金額5万円の不適用）

当社は、この特約により、ご契約のお車に発生した次のいずれかに該当する損害に対して普通保険約款車両条項第5条（支払保険金の計算）（1）②または普通保険約款に適用される他の特約の規定により差し引かれるべき免責金額が5万円である場合は、その免責金額を差し引きません。

- ① ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触によってご契約のお車に発生した損害
- ② あて逃げによってご契約のお車に発生した損害
- ③ ご契約のお車と他の所有自動車（注）との衝突または接触によってご契約のお車に発生した損害

（注）他の所有自動車とは、所有者がご契約のお車の所有者と同一である自動車をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

（47）長期契約に関する保険期間通算車両免責特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
そ	増額免責金額	第1回目の事故の場合に適用する免責金額よりも高い金額で設定された、第2回目以降の事故の場合に適用する免責金額をいいます。
ほ	保険年度	初年度については、始期日からその日を含めて1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日からその日を含めて1年間をいいます。ただし、1年未満の端日数がある場合は、1年間とみなして最終年度とします。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券がこの特約が記載されているときに適用されます。

- ① この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていること。

- ② 普通保険約款車両条項における免責金額について、増額免責金額が設定されていること。
 ③ この保険契約の保険期間が1年を超える期間であること。

第2条（車両免責金額の取扱い）

当社は、この特約により、保険期間を通じて車両保険金を支払う事故（注）が2回以上発生した場合、その2回目以降の事故については、事故の発生年の保険年度にかかわらず、普通保険約款車両条項第5条（支払保険金の計算）（1）②または普通保険約款に適用される他の特約の規定により差し引かれるべき免責金額について、増額免責金額を適用します。
 （注）車両保険金を支払う事故には、普通保険約款車両条項第7条（費用）に定める費用に対して支払われる車両保険金のみである場合を含みません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

（48）地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

用語	説明	
い	著しい損傷	それぞれの部品において、その一部の交換または補修では原状回復できず、部品全体の交換を必要とする程度の損傷をいいます。なお、サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷をいいます。また、原動機のシリンダーについては、原動機外観の損傷状態より、原動機のシリンダーの損傷が推定できる場合を含みます。
け	原動機のシリンダー	エンジンの内部部品であり、燃焼室を構成する筒状の部品をいいます。
さ	サイドシル	自動車のボディーを構成する部品の一つであり、ドア開口部の下端部を構成する部品をいいます。
	サスペンション	自動車が走行中に車輪を通して路面から受ける衝撃や振動を緩和する緩衝機構と、車軸と車体を連結しているリンク機構を構成する部品の総称をいいます。
し	地震等	次のいずれかに該当する事由をいいます。 ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ② 上記①の事由に隣接して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
	車体底部	モノコックボディーの場合、自動車のボディーを構成する一部であり、フロア部分の総称をいいます。フレーム式ボディーの場合、骨組みであるフレーム自体の下面部分および、自動車のボディーのフロア部分の総称をいいます。
せ	全損	ご契約のお車の損害の状態が次のいずれかに該当する場合は、ご契約のお車について①から④までに掲げる部品の名称が異なる場合は、その部品と同一箇所にある同等の機能を有する部品について判定します。 ① 次に定める条件をすべて満たす場合 ア. ルーフの著しい損傷が発生したこと。 イ. 3本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が発生したこと。 ウ. 前面ガラス、後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷が発生したこと。 ② 次に定める条件をすべて満たす場合 ア. 2本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が発生したこと。 イ. サイドシルの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が発生したこと。 ウ. 座席の著しい損傷が発生したこと。 ③ 次のいずれかの損傷が発生し、自力で走行できない状態となる場合 ア. 前の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷 イ. 後の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷 ウ. 前の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷 エ. 後の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷 ④ 次のいずれかの場合 ア. 原動機のシリンダーに著しい損傷が発生し、原動機の始動が著しく困難な場合 イ. 電気自動車用の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷が発生し、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合 ⑤ 流失または埋没し発見されなかった場合 ⑥ 運転者席の座面を超える浸水を被った場合 ⑦ 全焼した場合 ⑧ 上記①から⑦までのほか、損傷を修理することができない場合で、廃車を行ったとき。
ひ	ピラー	自動車のボディーを構成する部品の一つであり、ルーフを支える窓柱部分をいいます。
ふ	フレーム	自動車を走行させるために必要な動力伝達装置、サスペンション、かじ取り装置および制動装置を取り付けるための車枠をいいます。
	フレーム式ボディー	フレームとボディーが分離構造となっているものをいいます。
	フロア	自動車のボディーを構成する部品の一つであり、車体の床板部分をいいます。
ほ	ボディー	自動車の車体のことをいいます。
も	モノコックボディー	フレームとボディーが一体構造となっているものをいいます。
ろ	ルーフ	自動車のボディーを構成する部品の一つであり、屋根部分をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、地震等によってご契約のお車に損害が発生し、全損となった場合は、被保険者が臨時に必要とする費用に対して、この特約に従い、被保険者に地震等保険金を支払います。
 (2) 当社は、地震等によってご契約のお車に損害が発生し、全損となった場合において、その損害を損害が発生する直前の状態（注）に復旧する前に、別の地震等によってご契約のお車に損害が発生したときは、別の地震等によってご契約のお車に

- 発生した損害に対しては、本条（１）の規定を適用しません。
- (3) 普通保険約款基本条項第8条（ご契約のお車の入替）またはご契約のお車の入替自動補償特約の規定によりご契約のお車が入れ替わられた場合は、当社は、ご契約のお車ごとに本条（２）の規定を適用します。
- (注) 損害が発生する直前の状態とは、構造、質、用途、規模、型、能力等において損害が発生する直前と同一の状態をいいます。

第3条（補償の対象となる方—被保険者）

この特約における被保険者は、記名被保険者となります。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、地震等保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、才、に定める者については、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限り、才、に定める者については、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）
 - ア、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）
 - イ、ご契約のお車を所有する者、所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主（注2）
 - ウ、本条①ア、およびイ、に定める者の法定代理人
 - エ、本条①ア、およびイ、に定める者の業務に従事する者
 - オ、本条①ア、およびイ、に定める者の父母、配偶者または子
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - ③ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ 本条③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ 本条②から④までの事由に伴って発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑥ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑦ 詐欺または横領
- (注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) ご契約のお車を所有する者、所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第5条（支払保険金の額）

1回の事故につき当社の支払う地震等保険金の額は、50万円とします。ただし、車両保険金額がこれを下回る場合は、車両保険金額の全額とします。

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合は、当社は次に定める額を地震等保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払責任額（注）のうち最も高い額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

(注) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金もしくは共済金の額をいいます。

第7条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する地震等保険金の請求権は、ご契約のお車の損害発生時から発生し、これを行することができるものとします。
- (2) 被保険者が「用語の説明」に定める全損の8の規定に従い地震等保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第20条（保険金の請求）(3)④の書類または証拠として、次表に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
廃車の事実を確認できる客観的書類

第8条（保険金の支払）

普通保険約款基本条項第21条（保険金の支払）(1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当社は、その調査を同条(2)の特別な照会または調査に加え、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第21条（保険金の支払）(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	365日

- (注1) 請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款基本条項第20条（保険金の請求）(3)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、普通保険約款基本条項第21条（保険金の支払）(2)①から⑤までを含めて、複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

第9条（ご契約のお車が発見された場合の取扱い）

- (1) 被保険者が「用語の説明」に定める全損の8の規定に従い地震等保険金の支払を請求した場合で、それ以降にご契約のお車が発見されたときは、被保険者は、遅滞なく、そのことを当社に通知しなければなりません。
- (2) 当社は、本条(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。
- (3) 当社は、本条(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、地震等保険金の返還を請求することができます。ただし、ご契約のお車の損害が「用語の説明」に定める全損の他の規定に該当する場合は、この規定は適用しません。

第10条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) この保険契約に適用される普通保険約款車両条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）の規定により、ご契約のお車に発生した損害に対して車両保険金が支払われる場合は、当社は、その損害に対しては、第2条（保険金を支払う場合）の規定を適用しません。
- (2) この特約については、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えます。
- ① 第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(4)②の規定中「車両条項」とあるのは「車両条項または地震・噴火・津波「車両全損時定額引」特約」
 - ② 第20条（保険金の請求）(3)⑧の規定中「車両条項に係る保険金」とあるのは「地震等保険金」
- (3) この特約の適用においては、当社は、運転者限定特約および運転者年齢条件特約の規定は適用しません。
- (4) この保険契約に他車運転特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
- (5) この保険契約に臨時代替自動車特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(49) 地震・噴火・津波「車両損害」特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第4条（保険金を支払わない場合）(1)③および⑥の規定にかかわらず、ご契約のお車について次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しても、車両保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② 本条①の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故

第3条（保険金の支払）

普通保険約款基本条項第21条（保険金の支払）(1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当社は、その調査を同条(2)の特別な照会または調査に加え、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第21条（保険金の支払）(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	365日

- (注1) 請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款基本条項第20条（保険金の請求）(3)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、普通保険約款基本条項第21条（保険金の支払）(2)①から⑤までを含めて、複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

第4条（他の特約との関係）

- (1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）の規定により車両保険金が支払われる場合は、次の特約の規定を適用しません。
- ① ロードサービス費用特約
 - ② レンタカー費用特約
 - ③ レンタカー費用特約（特殊車両等用）
- (2) この保険契約に他車運転特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
- (3) この保険契約に臨時代替自動車特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

(50) リースカー車両費用特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。
(50首順)

用語	説明
こ ご契約のお車の価額	ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額（注）をいいます。 (注) 市場販売価格相当額には、税金、保険料、リサイクル料金、登録等に伴う費用は含まれません。ただし、消費税はご契約のお車の価額に含まれます。また、骨量価値や希少価値は含めることはできません。
し 修理費	損害が発生した地および時において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に回復するために必要な修理費（注）をいいます。この場合、ご契約のお車の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えたと認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (注) ご契約のお車を事故発生直前の状態に回復するために必要な修理費とは、事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に回復するために必要な修理費用とし、消費税を含みます。なお、これ以外の格落ち等による損害は含みません。
せ 全損	次のいずれかに該当する場合をいいます。 ① ご契約のお車を修理することができない場合

		② ご契約のお車が盗難(注)された場合 ③ 修理費の額がリース契約中途解約費用の額以上となる場合 (注)盗難とは、ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。
そ	装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。
て	定着	ホルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。
ふ	付属品	ご契約のお車に定着または装備されている物をいい、車室内でのみ使用することを目的としてご契約のお車に固定されているカーナビゲーションシステム、E T C車載器(注1)等は、メーカー所定の取付方法により固定されている場合に限り、固定の方法がホルト等以外であっても付属品として取扱います。ただし、次の物は付属品に含まれません。 ① 燃料、ボディーカーパーおよび洗車用品 ② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ③ 通常装飾品とみなされる物 ④ 付属機械装置(注2) (注1) E T C車載器とは、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。 (注2) 付属機械装置とは、医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。
	分損	修理費の額がリース契約中途解約費用の額未滿となる場合をいいます。
り	リースカー	リース契約により有償で借受けた自動車をいいます。
	リース契約	あらかじめ借受人を定めて自動車を有償で貸渡することを業としての借付契約をいいます。
	リース契約中途解約費用	ご契約のお車に当社が車両保険金を支払うべき損害が発生したことを原因としてリース契約を中途で解約することによって、被保険者がリース契約に基づきご契約のお車のリース契約上の貸主に対して負担する費用をいいます。ただし、被保険者が事故発生の際までに、リース契約に基づき支払うべき費用は除きます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、ご契約のお車がリースカーである場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、ご契約のお車に発生した衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険者が被る車両費用損害(注1)およびご契約のお車の盗難によって被保険者が被る車両費用損害(注1)(注2)に対して、この特約に従い、被保険者に車両保険金を支払います。
- (2) 本条(1)のご契約のお車には、付属品を含みます。
(注1) 車両費用損害とは、損害の額は第7条(損害の額の決定)に定める損害の額をいいます。
(注2) ご契約のお車の盗難によって被保険者が被る車両費用損害には、ご契約のお車の一部または全部が盗難にあった場合のほか、ご契約のお車の車室内、トランク内に収容またはキャリア(自動車の屋根またはトランク上に設置された小型、少量の荷物を積載、運搬するための装置をいいます。)に固定されている動産の盗難に伴ってご契約のお車に発生した損害により被保険者が被る車両費用損害を含みます。

第3条 (補償の対象となる方—被保険者)

この特約における被保険者は、ご契約のお車のリース契約上の借主とします。

第4条 (保険金額)

当社と保険契約者または被保険者は、保険契約締結の時ににおけるご契約のお車の価額とリース契約上の中途解約費用の規定に基づき、車両保険金額として定めるものとします。

第5条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した車両費用損害に対しては、車両保険金を支払いません。
- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、才、に定める者については、被保険者または保険金を受取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限り、
ア、保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者(注1)
イ、ご契約のお車のリース契約上の貸主(注2)
ウ、本条(1)①ア、およびイ、に定める者の法定代理人
エ、本条(1)①ア、およびイ、に定める者の業務に従事中の使用者
オ、本条(1)①ア、およびイ、に定める者の父母、配偶者または子
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ 本条(1)④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 本条(1)②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑧ 詐欺または横領
 - ⑨ ご契約のお車を競技(注6)もしくは曲技(注7)のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注8)すること。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当するご契約のお車の損傷によって発生した車両費用損害に対しては、車両保険金を支払いません。
- ① ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
 - ② 故障(注9)
 - ③ ご契約のお車から取り外されて車上にない部分品または付属品に発生した損傷
 - ④ 付属品のうちご契約のお車に定着されていないものに発生した損傷。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損傷が発生した場合または火災によって損傷が発生した場合を除きます。
 - ⑤ タイヤ(注10)に発生した損傷。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損傷が発生した場合または火災もしくは盗難によって損傷が発生した場合を除きます。
 - ⑥ 法令等により禁止されている改造を行った部分品および付属品に発生した損傷
- (3) 当社は、本条(1)①ア、からオ、までのいずれかに該当する者が、次のいずれかに該当する場合に発生したご契約のお車の損傷により被保険者が被る車両費用損害に対しては、車両保険金を支払いません。
- ① 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転(注11)している場合
 - ② 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭

和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定乗物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合

③ 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合

(注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) リース契約上の貸主とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(注6) 競技とは、ロードレース(山岳ラリー、タイムラリー)やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。

(注7) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。

(注8) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注9) 故障とは、偶然な外来の事故に直接起因しないご契約のお車の電氣的または機械的損害をいいます。

(注10) タイヤには、チューブを含みます。

(注11) 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転とは、次のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。

① 道路交通法(昭和35年法律第105号)等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。

② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その効力が停止されている者

③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類に違反している者

第6条(支払保険金の計算)

(1) 1回の事故につき当社の支払う車両保険金の額は、次のとおりとします。

区分		支払保険金の額
① 全損の場合		リース契約中途解約費用の額
② 分損の場合	ア. 修理費の額が車両保険金額以上となり、かつ、ご契約のお車の損傷を修理せずにリース契約を中途解約した場合	リース契約中途解約費用の額
	イ. 本案(1)②ア. 以外の場合	次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約のお車の損傷を修理しなかった場合は、車両保険金額を限度とします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">第7条(損害の額の決定) - 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額(注1)</div>

(2) 当社は、本案(1)に定める車両保険金の額のほかに、第8条(費用)の費用の合計額を車両保険金として支払います。ただし、運搬費用および盗難引取費用については、1回の事故につき、それぞれ、車両保険金額の10%または30万円のいずれか高い額を限度とします。

(3) 第7条(損害の額の決定)の損害の額および第8条(費用)の費用のうち、回収金(注2)がある場合において、回収金(注2)の額が被保険者の自己負担額(注3)を超過するときは、当社は本案(1)および(2)に定める車両保険金の合計額からその超過額を差し引いて車両保険金を支払います。

(4) 当社は、次のいずれかに該当する場合であっても、本案(2)の費用を支払います。

① 本案(2)の規定によって支払うべき費用のみを負担した場合

② 本案(2)および(3)の規定によって支払うべき費用と本案(1)および(3)に定める車両保険金の合計額が車両保険金額を超える場合

(注1) 免責金額とは、当社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。

(注2) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者またはご契約のお車の所有者のために既に回収されたものをいいます。ただし、リース契約中途解約費用の算出にあたり充当しているものは除きます。

(注3) 自己負担額とは、第7条(損害の額の決定)の損害の額および第8条(費用)の費用のうち実際に発生した額の合計額から本案(1)および(2)に定める車両保険金の合計額を差し引いた額をいいます。

第7条(損害の額の決定)

当社が車両保険金を支払うべき損害の額は、次のとおりとします。

① 全損の場合は、リース契約中途解約費用の額

② 分損の場合は、次の算式によって算出される額

$$\text{損害の額} = \text{修理費の額} - \text{修理に伴って発生した残存物がある場合は、その残存物の価値}$$

第8条(費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。

費用	説明
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	普通保険約款基本条項第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)⑤に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
③ 運搬費用	当社が車両保険金を支払うべき車両費用損害の原因となつたご契約のお車の損傷によりご契約のお車が自力で移動することができない場合には、ご契約のお車を事故発生の地から修理工場等まで運搬するために要した費用、または修理工場等まで運転するために必要な仮修理の費用をいいます。
④ 盗難引取費用	盗難(注)にあつたご契約のお車を引き取るために必要であつた費用のうち、本案③以外の費用をいいます。
⑤ 共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に発生した共同海損に対するご契約のお車の分担額をいいます。

(注) 盗難とは、ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。

第9条(現物による支払)

当社は、ご契約のお車の全部または一部が損傷を被つたことにより発生した車両費用損害に対して、修理または代品の交

付をもって車両保険金の支払に代えることができます。

第10条（被害物についての当社の権利）

- (1) 当社が全損として車両保険金を支払った場合は、ご契約のお車について被保険者またはご契約のお車の所有者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (2) ご契約のお車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当社が車両保険金を支払ったときは、当社は、その盗難にあった物について被保険者またはご契約のお車の所有者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (3) 本条(1)および(2)の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思を表示して車両保険金を支払ったときは、ご契約のお車またはその部分品もしくは付属品について被保険者またはご契約のお車の所有者が有する所有権その他の物権は当社に转移しません。

第11条（盗難自動車の特則）

- (1) 盗難（注1）にあったご契約のお車について、当社が車両保険金を支払う前にご契約のお車が発見された場合は、被保険者は、発見されるまでの間にご契約のお車に発生した損害に対して車両保険金を請求することができます。
- (2) 当社がご契約のお車の盗難（注1）によって被保険者が被った車両費用損害に対して車両保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内にご契約のお車が発見された場合は、ご契約のお車の貸主が既に受け取ったリース契約中途解約費用を被保険者に返還し、かつ、被保険者が既に受け取った車両保険金（注2）を当社に払い戻したときに限り、被保険者はその返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間にご契約のお車に発生した損害により被った損害に対して車両保険金を請求することができます。
- (注1) 盗難とは、ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。
- (注2) 車両保険金とは、第8条（費用）の費用の合計額を除きます。

第12条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を車両保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額を車両保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

- (3) 他の車両保険契約等（注3）がある場合は、当社は、損害の額（注2）が他の車両保険契約等（注3）によりご契約のお車の所有者に支払われる保険金または共済金の合計額を超えるときに限り、その超過額に対してのみ車両保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。
- (注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。また、それぞれの保険契約または共済契約に基づいて算出した損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額とします。
- (注3) 他の車両保険契約等とは、ご契約のお車に発生した損害に対して、ご契約のお車の所有者に保険金を支払う保険契約または共済契約をいいます。

第13条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する車両保険金の請求権は、ご契約のお車の損害発生時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が車両保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第20条（保険金の請求）(3)⑩の書類または証拠として、次表に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① リース契約中途解約費用の額を確認できる客観的書類
 - ② 第6条（支払保険金の計算）(1)②ア、の規定による車両保険金の請求に関しては、ご契約のお車の損傷を修理せずにリース契約を中途で解約する事実が確認できる書類または証拠
 - ③ 第6条（支払保険金の計算）(1)②イ、の規定（注）による車両保険金の請求に関しては、ご契約のお車の損傷を修理した事実が確認できる書類または証拠
 - ④ 第6条（支払保険金の計算）(1)②イ、の規定による車両保険金の請求に関しては、車両保険金額を超過する場合はご契約のお車の損傷の修理を行う意思がないことを確認できる書類または証拠
- (注) 第6条（支払保険金の計算）(1)②イ、の規定とは、第6条（支払保険金の計算）(1)②イ、ただし書の規定による場合を除きます。

第14条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) 当社は、この特約により、次の規定は適用しません。
 - ① 普通保険約款車両条項
 - ② 普通保険約款基本条項第11条（保険金額の調整）
 - ③ 車両価額協定保険特約
 - ④ 機械装置車「車両損害」特約第3条（保険金を支払う場合）(2)および(3)
- (2) この特約については、普通保険約款基本条項の「被保険者」にはご契約のお車の貸主を含むものとし、また、同条項を次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定中「車両条項」とあるのは「リースカー車両費用特約」
 - ② 第20条（保険金の請求）(3)⑧の規定中「車両条項に係る保険金」とあるのは「車両保険金」
 - ③ 第25条（代位）(3)の規定中「車両損害」とあるのは「車両費用損害」
- (3) この特約を適用した保険契約に適用された他の特約の規定において、普通保険約款車両条項に関する規定がある場合は、次のとおり読み替えて他の特約を適用します。
 - ① 「普通保険約款車両条項」とあるのは「リースカー車両費用特約」
 - ② 「第1条」から「第10条」とあるのは、それぞれ「第2条」から「第11条」
- (4) この保険契約に他車運転特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
- (5) この保険契約に臨時代替自動車特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
- (6) この保険契約にご契約のお車の入替自動補償特約が適用される場合、同特約「用語の説明」に規定する入替自動車について発生した損害に対しては、この特約を適用しません。

第15条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(51) リースカー車両費用に関する修理費優先払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(5.0音順)

	用語	説明
り	リースカー	リース契約により有償で借受けた自動車を含みます。
	リース契約中途解約費用	ご契約のお車に当社が車両保険金を支払うべき損害が発生したことを原因としてリース契約を中途で解約することによって、被保険者がリース契約に基づきご契約のお車のリース契約上の貸主に対して負担する費用を含みます。ただし、被保険者が事故発生の際までに、リース契約に基づき支払うべき費用は除きます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

- ① ご契約のお車がリースカーであること。
- ② この保険契約にリースカー車両費用特約が適用されていること。

第2条 (支払保険金の計算)

- (1) 当社は、この特約により、修理費(注1)がリース契約中途解約費用の額以上となり、実際にご契約のお車の損傷を修理した場合であって、かつ、リース契約中途解約費用の額が支払限度額以下であるときは、リースカー車両費用特約第6条(支払保険金の計算)(1)の規定にかかわらず、1回の事故につき当社の支払う車両保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、支払限度額を限度とします。

支払保険金の額

$$\text{リースカー車両費用特約第7条(損害の額の決定)②の損害の額} - \text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額(注2)}$$

- (2) 本条(1)における支払限度額は、20万円とします。
- (3) リースカー車両費用特約第7条(損害の額の決定)②の損害の額および同特約第8条(費用)の費用のうち、回収金(注3)がある場合において、回収金(注3)の額が被保険者の自己負担額(注4)を超過するときは、当社は本条(1)および(2)ならびに同特約第6条(支払保険金の計算)(2)に定める車両保険金の合計額からその超過額を差し引いて車両保険金を支払います。
- (4) 本条(1)から(3)までの規定にかかわらず、被保険者の請求があった場合は、当社は、リースカー車両費用特約第6条(支払保険金の計算)(1)の規定に従い車両保険金を支払います。
- (注1) 修理費とは、リースカー車両費用特約「用語の説明」に規定する修理費を含みます。
- (注2) 免責金額とは、当社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。
- (注3) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者またはご契約のお車の所有者のために既に回収されたものをいいます。ただし、リース契約中途解約費用の算出にあたり充当しているものは除きます。
- (注4) 自己負担額とは、リースカー車両費用特約第7条(損害の額の決定)②の損害の額および同特約第8条(費用)の費用のうち実際に発生した額の合計額から本条(1)および(2)ならびに同特約第6条(支払保険金の計算)(2)に定める車両保険金の合計額を差し引いた額を含みます。

第3条 (保険金の請求)

被保険者がこの特約の規定による車両保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第20条(保険金の請求)(3)⑩の書類または証拠として、次表に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 第2条(支払保険金の計算)の規定による車両保険金の請求に関しては、ご契約のお車の損傷を修理した事実を確認できる書類または証拠
- ② ご契約のお車の損傷を修理しない場合は、ご契約のお車の修理を行う意思がないことを確認できる書類または証拠

第4条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(52) 二輪・原付盗難対象外特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車であること。
- ② この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があること。

第2条 (保険金を支払わない場合)

- 当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条(保険金を支払う場合)および普通保険約款に適用される他の特約の規定にかかわらず、ご契約のお車について盗難によって発生した損害(注)に対しては、車両保険金を支払いません。(注)ご契約のお車について盗難によって発生した損害には、ご契約のお車が発見されるまでの間に発生した損害および普通保険約款車両条項第1条(保険金を支払う場合)(1)注書に規定するご契約のお車の盗難によって発生した損害を含みます。

(53) 特殊車「車両」補償範囲特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① ご契約のお車が工作用自動車、農耕作業用自動車、消防自動車またはタンク車、ふん尿車等であること。
② この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があること。

第2条（ご契約のお車の補償範囲）

- (1) ご契約のお車が工作用自動車の場合には、当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、ご契約のお車の次の物については、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が発生した場合に限り、損害に対して車両保険金を支払います。
- ① キャタピラ、排土板（注2）、バケット（注2）、フォーク、ローラ等作業において常時接地する部分品
② リーダ（注3）、ドロップハンマ、ティーゼルハンマ、アースオーガ（注4）、パイプロハンマ（注5）その他これらに類似の機能を有する物であって、ご契約のお車に装着されている部分品および機械装置または使用の目的により交換装着する部分品および機械装置
- (2) ご契約のお車が農耕作業用自動車の場合には、当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、ご契約のお車の鋤、ロータリー、サイドロータリー、タイヤ、リヤカー、トラクター等使用の目的により交換装着する部分品（注6）については、車体（注7）と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が発生した場合に限り、損害に対して車両保険金を支払います。
- (3) 当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、次に定める物は、ご契約のお車に含めません。
- ① ご契約のお車が工作用自動車の場合は、ご契約のお車から取り外して用いるコード、ワイヤ、ホース、チェーン、ドリル等の積載付属品
② ご契約のお車が消防自動車の場合は、ご契約のお車から取り外して用いる吸水管、ホース、梯子、斧、トビ、管槍、塵除、塵除用籠、分解手入道具等の積載付属品
③ ご契約のお車がタンク車、ふん尿車等の場合は、ご契約のお車に付属するホース
- (注1) 排土板には、カッティングエッジおよびエンドビットを含みます。
(注2) バケットには、つめ、ツース、ポイントおよびサイドカッタを含みます。
(注3) リーダには、ステーおよびフロントブラケットを含みます。
(注4) アースオーガには、モータを含みます。
(注5) パイプロハンマには、チャックを含みます。
(注6) 部分品には、部分品の付帯部品を含みます。
(注7) 車体とは、原動機定着部分をいいます。

(54) 機械装着車「車両損害」特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
54	付属機械装置	普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する付属品の注書に規定する付属機械装置をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

- この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。
- ① ご契約のお車の用途車種が特種用途自動車（キャンピング車以外）であること。
② ご契約のお車に付属機械装置が定着（注1）または装備（注2）されていること。
③ この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があること。
- (注1) 定着とは、普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する定着をいいます。
(注2) 装備とは、普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する装備をいいます。

第2条（付属機械装置の取扱い）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する付属品のただし書の規定にかかわらず、付属機械装置の価額が、車両保険金額に含まれている場合に限り、その付属機械装置を付属品として取扱い、ご契約のお車の一部に含めるものとします。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、付属機械装置については、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が発生した場合に限り、損害に対して車両保険金を支払います。
- (2) 当社は、付属機械装置に発生した損害とご契約のお車の他の部分に発生した損害に対しては、それぞれ各別に次の規定を適用し、損害に対して車両保険金を支払います。ただし、付属機械装置の損害に対しては、免責金額を差し引きません。
- ① この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合は、同特約第4条（支払保険金の計算）から第6条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）までの規定
② この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合は、普通保険約款車両条項第5条（支払保険金の計算）および第6条（損害の額の決定）の規定
- (3) 本条（2）の規定によって、車両価額協定保険特約第4条（支払保険金の計算）または普通保険約款車両条項第5条（支払保険金の計算）に定める当社の支払うべき車両保険金の限度額が増額されるものではありません。
- (4) 当社は、付属機械装置の損害に対しては、全損時諸費用特約に定める全損時諸費用保険金は支払いません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(55) 車両保険「10補償限定」特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50首順)

	用語	説明
あ	相手自動車	所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車であって、次の事項がすべて確認できる自動車をいいます。 ① 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号

	② 事故の発生の際の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称
あて逃げ	事故状況およびご契約のお車の損傷状態からご契約のお車とご契約のお車以外の自動車との衝突または接触によってご契約のお車に損害が発生したことが明らかな場合で、そのご契約のお車以外の自動車の登録番号、車内番号、標識番号または車台番号ならびに事故の発生の際の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認できないときをいいます。
し 所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が一年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ 上記①および②以外の場合は、自動車を所有する者

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、ご契約のお車に発生した次のいずれかに該当する損害に限り、普通保険約款車両条項および基本条項(これらの条項について適用される他の特約を含みます。)に従い、保険金を支払います。

- ① ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触によってご契約のお車に発生した損害
 - ② あて逃げによってご契約のお車に発生した損害
 - ③ ご契約のお車と他の所有自動車(注1)との衝突または接触によってご契約のお車に発生した損害
 - ④ ご契約のお車に火災もしくは爆発が発生した場合または他物の爆発によってご契約のお車が被爆した場合の損害
 - ⑤ 盗難によって発生した損害(注2)
 - ⑥ 騒擾または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって発生した損害
 - ⑦ 台風、竜巻、洪水または高潮によって発生した損害
 - ⑧ 落物の損害、いたすらの損害(注3)または窓ガラス破損の損害(注4)
 - ⑨ 飛来中または落下中の他物との衝突によって発生した損害。ただし、その衝突の結果発生した事故による損害を除きます。
 - ⑩ 本条①から⑨までのほか、偶然な事故によって発生した損害。ただし、ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触によって発生した損害またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によって発生した損害を除きます。
- (注1) 他の所有自動車とは、所有者がご契約のお車の所有者と同一である自動車をいいます。
(注2) 盗難によって発生した損害には、ご契約のお車の一部または全部が盗難にあった場合のほか、ご契約のお車の車室内、トランク内に収容またはキャリア(自動車の屋根またはトランク上に設置された小型、少量の荷物を積載、運搬するための装置をいいます。)に固定されている動産の盗難に伴ってご契約のお車に発生した損害を含みます。
(注3) いたすらの損害には、ご契約のお車の運行によって発生した損害およびご契約のお車と他の自動車との衝突または接触によって発生した損害を含みません。
(注4) 窓ガラス破損の損害とは、破損した窓ガラスのガラス代金とし、ガラスの取替に必要な取替費用を含み、ピラー等の窓ガラス取付部分の修理費用は含みません。

第3条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(56) 車両保険「7補償限定」特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、ご契約のお車に発生した次のいずれかに該当する損害に限り、普通保険約款車両条項および基本条項(これらの条項について適用される他の特約を含みます。)に従い、保険金を支払います。

- ① ご契約のお車に火災もしくは爆発が発生した場合または他物の爆発によってご契約のお車が被爆した場合の損害
 - ② 盗難によって発生した損害(注1)
 - ③ 騒擾または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって発生した損害
 - ④ 台風、竜巻、洪水または高潮によって発生した損害
 - ⑤ 落物の損害、いたすらの損害(注2)または窓ガラス破損の損害(注3)
 - ⑥ 飛来中または落下中の他物との衝突によって発生した損害。ただし、その衝突の結果発生した事故による損害を除きます。
 - ⑦ 本条①から⑥までのほか、偶然な事故によって発生した損害。ただし、ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触によって発生した損害またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によって発生した損害を除きます。
- (注1) 盗難によって発生した損害には、ご契約のお車の一部または全部が盗難にあった場合のほか、ご契約のお車の車室内、トランク内に収容またはキャリア(自動車の屋根またはトランク上に設置された小型、少量の荷物を積載、運搬するための装置をいいます。)に固定されている動産の盗難に伴ってご契約のお車に発生した損害を含みます。
(注2) いたすらの損害には、ご契約のお車の運行によって発生した損害およびご契約のお車と他の自動車との衝突または接触によって発生した損害を含みません。
(注3) 窓ガラス破損の損害とは、破損した窓ガラスのガラス代金とし、ガラスの取替に必要な取替費用を含み、ピラー等の窓ガラス取付部分の修理費用は含みません。

第3条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(57) 被けん引自動車の「車両損害」特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
ウ	被牽引自動車	自動車により牽引されることを目的とし、その目的に適合した構造および装置を有する自動車をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合—車両損害）

当社は、この特約により、ご契約のお車が牽引中（注）の被牽引自動車をご契約のお車とみなして、普通保険約款車両条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合においては、次のとおりとします。

- ① 被牽引自動車の車両保険金額および免責金額は、被牽引自動車について保険証券に記載した額とします。
 - ② 次の特約の規定は適用しません。
 - ア. 車両価額協定保険特約
 - イ. 全損時諸費用特約
 - ウ. 全損時諸費用倍額払特約
 - エ. 車両保険「7補償限定」特約
 - オ. 車両保険「10補償限定」特約
 - カ. リースカー車両費用特約
 - キ. リースカー車両費用に関する修理費優先払特約
 - ③ 同条項第5条（支払保険金の計算）（1）②の規定において「車両保険金額が保険価額に達しない場合」の規定は「車両保険金額が保険価額以上の場合」の規定に読み替えて適用します。
- （注）牽引中とは、駐車または停車中を除きます。

第3条（保険金を支払う場合—運搬費用等）

当社は、この保険契約にロードサービス費用特約が適用されている場合には、ご契約のお車が牽引中（注）の被牽引自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、同特約（同特約について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合において、当社が支払う保険金は、同特約の規定による運搬費用保険金、修理後搬送費用保険金および修理後引取費用保険金に限りま。

（注）牽引中とは、駐車または停車中を除きます。

第4条（保険金の請求）

ご契約のお車を所有する者と被牽引自動車を所有する者が異なる場合、第2条（保険金を支払う場合—車両損害）および第3条（保険金を支払う場合—運搬費用等）の規定により当社が支払うべき保険金の請求は、保険契約者を經由して行うものとします。

第5条（普通保険約款および他の特約との関係）

（1）この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
①（1）	被保険者（注1）	記名被保険者
②（5）	車両条項の被保険者が本条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより本条（1）の規定による解除がなされた場合、または本条（2）の規定による解除がなされた場合	本条（2）の規定による解除がなされた場合
③（注3）	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項または人身傷害条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項またはロードサービス費用特約における被保険者であって、記名被保険者

（2）この保険契約に他車運転特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

（3）この保険契約に臨時代替自動車特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

（58）車両盗難対象外特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）および普通保険約款に適用される他の特約の規定にかかわらず、ご契約のお車について盗難によって発生した損害（注）に対しては、車両保険金を支払いません。（注）ご契約のお車について盗難によって発生した損害には、ご契約のお車が発見されるまでの間に発生した損害および普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）（1）注書に規定するご契約のお車の盗難によって発生した損害を含みます。

第3条（他の特約との関係）

当社は、この特約により、ご契約のお車について発生した損害が、盗難によって発生した損害（注）の場合は、ロードサービス費用特約、レンタカー費用特約およびレンタカー費用特約（特殊車両等用）に定めるレンタカー費用保険金を支払いません。

(注) 盗難によって発生した損害には、ご契約のお車が発見されるまでの間に発生した損害および普通保険約款車両条項第1条(保険金を支払う場合)(1)注書に規定するご契約のお車の盗難によって発生した損害を含みます。

(59) 工作用自動車ブーム対象外特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
⑤ ブーム部分	次の物をいいます。 ① ブーム(注1)ならびに伸縮シリンダ、俯仰シリンダ、ワイヤロープ、フック等ブーム(注1)と機能上一体となしている部分品およびブーム(注1)の機能上必要である部分品 ② 上記①に定めるものに定着(注2)または装備(注3)されている次の物 ア、使用の目的により交換装着する部分品および機械装置 イ、安全装置および警報装置 ウ、作動油および油脂類 エ、配線、配管およびホース類 オ、その他定着(注2)または装備(注3)されている物 (注1)ブームには、ジブを含みます。 (注2)定着とは、普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する定着をいいます。 (注3)装備とは、普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する装備をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

- ① ご契約のお車の用途車種がA種工作車(クレーン・ショベル付)であること。
- ② ご契約のお車がブーム部分を有する自動車であること。
- ③ この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があること。

第2条 (ブーム部分の取扱い)

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、ご契約のお車のブーム部分については、ご契約のお車に含めません。

(60) 車両高額損害(約定割合条件付)特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

- ① この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていること。
- ② この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていること。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、ご契約のお車に発生した損害が、ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触によって発生した損害またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によって発生した損害であり、かつ、車両価額協定保険特約第5条(損害の額の決定)に定める損害の額(注)が、車両保険金額に保険証券記載の約定割合を乗じた額以上となる場合に限り、普通保険約款車両条項および基本条項(これらの条項について適用される他の特約を含みます。)に従い、車両保険金を支払います。

(注) 車両価額協定保険特約第5条(損害の額の決定)に定める損害の額とは、車両価額協定保険特約第8条(価額の評価のための告知)(4)ただし書または同条(6)の規定の適用がある場合は、普通保険約款車両条項第6条(損害の額の決定)に定める損害の額とします。

第3条 (他の特約との関係)

(1) この保険契約に適用される車両価額協定保険特約が、同特約第8条(価額の評価のための告知)(2)の規定により保険期間の途中で解除された場合は、解除日以降については、次のとおりとします。

- ① 第1条(この特約の適用条件)の適用においては、この保険契約の満期日まで車両価額協定保険特約が適用されているものとみなします。
- ② 第2条(保険金を支払う場合)の規定中「車両価額協定保険特約第5条(損害の額の決定)」とあるのは「普通保険約款車両条項第6条(損害の額の決定)」と読み替えるものとします。
- (2) この保険契約に車両保険「7補償限定」特約が適用される場合、同特約によって保険金を支払うべき損害に対しては、第2条(保険金を支払う場合)の規定を適用しません。
- (3) この保険契約に他車運転特約が適用される場合、同特約の適用においては、第2条(保険金を支払う場合)の規定中「車両価額協定保険特約第5条(損害の額の決定)」とあるのは「普通保険約款車両条項第6条(損害の額の決定)」と読み替えるものとします。
- (4) この保険契約に臨時代替自動車特約が適用される場合、同特約の適用においては、第2条(保険金を支払う場合)の規定中「車両価額協定保険特約第5条(損害の額の決定)」とあるのは「普通保険約款車両条項第6条(損害の額の決定)」と読み替えるものとします。
- (5) この保険契約にご契約のお車の入替自動補償特約が適用される場合、同特約「用語の説明」に規定する入替自動車に車両価額協定保険特約が適用されないときは、第2条(保険金を支払う場合)の規定中「車両価額協定保険特約第5条(損害の額の決定)」とあるのは「普通保険約款車両条項第6条(損害の額の決定)」と読み替えるものとします。
- (6) この保険契約にリースカーの被代替自動車特約が適用される場合、同特約「用語の説明」に規定する被代替自動車に車両価額協定保険特約が適用されないときは、第2条(保険金を支払う場合)の規定中「車両価額協定保険特約第5条(損害の額の決定)」とあるのは「普通保険約款車両条項第6条(損害の額の決定)」と読み替えるものとします。

第4条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(61) レンタカー費用特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
し 車両損害	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によってご契約のお車に発生した損害およびご契約のお車の盗難によって発生した損害をいいます。
れ レンタカー	道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条(有償貸渡し)第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。ただし、当社の指定するレンタカー会社(注)から借り入れたものに限ります。 (注)当社の指定するレンタカー会社には、当社が使用について承認するレンタカー会社を含みます。
レンタカー費用	ご契約のお車が使用できなくなったために、ご契約のお車の代替として使用するレンタカーを借り入れるために要した費用をいいます。ただし、領収書等の提出により、その支出目的、金額その他具体的内容が明らかであって、かつ、その自動車を借り入れる費用として当社が必要かつ妥当と認める額に限ります。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

- ① ご契約のお車の用途車種が自家用8車種であること。
- ② この保険契約にロードサービス費用特約が適用されていること。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、車両損害によりご契約のお車が使用できなくなった場合、被保険者がレンタカー費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、被保険者にレンタカー費用保険金を支払います。ただし、ロードサービス費用特約第2条(保険金を支払う場合)の規定によりロードサービス費用保険金を支払うべき損害に対しては、この特約の規定によるレンタカー費用保険金を重ねて支払いません。

第3条 (補償の対象となる方—被保険者)

この特約における被保険者は、ご契約のお車の所有者(注)とします。

- (注)ご契約のお車の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ 上記①および②以外の場合は、ご契約のお車を所有する者

第4条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被る損害に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、才に定める者については、被保険者または保険金を受けるべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
 - A. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注1)
 - イ. ご契約のお車を所有する者、所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(注2)
 - ウ. 本条(1)①ア. およびイ. に定める者の法定代理人
 - エ. 本条(1)①ア. およびイ. に定める者の業務に従事中の使用者
 - オ. 本条(1)①ア. およびイ. に定める者の父母、配偶者または子
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ 本条(1)④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 本条(1)②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑧ 詐欺または横領
 - ⑨ ご契約のお車を競技(注6)もしくは曲技(注7)のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注8)すること。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する損害によって被保険者が被る損害に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
- ① ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しよ、さびその他自然の消耗
 - ② 故障損害(注9)
 - ③ ご契約のお車から取り外されて車上にない部分品または付属品(注10)に発生した損害
 - ④ 付属品(注10)のうちご契約のお車に定着(注11)されていないものに発生した損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合は火災によって損害が発生した場合を除きます。
 - ⑤ タイヤ(注12)に発生した損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が発生した場合を除きます。
 - ⑥ 法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品(注10)に発生した損害
- (3) 当社は、本条(1)①ア. からオ. までのいずれかに該当する者が、次のいずれかに該当する場合に発生した事故によって被保険者が被る損害に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
- ① 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転(注13)している場合
 - ② 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第2条(定義)第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合
 - ③ 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合
- (注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) ご契約のお車を所有する者、所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持

- 上重大な事態と認められる状態をいいます。
 (注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
 (注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
 (注6) 競技とは、ロードレース(山岳ラリー、タイムラリー)やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
 (注7) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
 (注8) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
 (注9) 故障損害とは、偶然な外来の事故に直接起因しないご契約のお車の電氣的または機械的損害をいいます。
 (注10) 付属品とは、普通保険約款車向条項「用語の説明」に規定する付属品をいいます。
 (注11) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。
 (注12) タイヤには、チューブを含みます。
 (注13) 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転とは、次のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。
 ① 道路交通法(昭和35年法律第105号)等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
 ② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その効力が停止されている者
 ③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類に違反している者

第5条(支払保険金の計算)

- (1) 1回の事故につき当社の支払うレンタカー費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1日あたりのレンタカー費用は保険証券記載の保険金日額を限度とし、レンタカー使用日数(注1)は30日を限度とします。

$$\text{レンタカー費用保険金の額} = \frac{\text{第6条(レンタカー使用期間)に規定するレンタカー使用期間に被保険者が負担した1日あたりのレンタカー費用}}{\text{レンタカー使用日数(注1)}}$$

- (2) レンタカー費用のうち、回収金(注2)がある場合において、回収金(注2)の額が被保険者の自己負担額(注3)を超過するときは、当社は本条(1)に定めるレンタカー費用保険金の額からその超過額を差し引いてレンタカー費用保険金を支払います。
 (注1) レンタカー使用日数とは、第6条(レンタカー使用期間)に規定するレンタカー使用期間において被保険者がレンタカーを使用した日数をいいます。
 (注2) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。
 (注3) 自己負担額とは、レンタカー費用から本条(1)に定めるレンタカー費用保険金の額を差し引いた額をいいます。

第6条(レンタカー使用期間)

この特約においてレンタカー使用期間とは、次に定める期間をいいます。

区分	期間
① ご契約のお車の損傷を修理することができない場合	事故日から保険契約者または被保険者がご契約のお車の代替とする自動車を新たに取得(注)した日までの期間
② 本条①以外で、ご契約のお車の損傷を修理しない場合	事故日から次のいずれかの日までの期間 ア. 保険契約者または被保険者がご契約のお車の代替とする自動車を新たに取得(注)する場合は、取得(注)した日 イ. 本条②ア. 以外の場合は、被保険者がレンタカーを最初に借り入れた日に修理に着手してご契約のお車の損傷に対して通常の修理を行った場合にご契約のお車が保険契約者または被保険者の手元に戻ったであろう日
③ ご契約のお車の損傷を修理する場合	事故日からご契約のお車が修理完了後、保険契約者または被保険者の手元に戻った日までの期間。ただし、保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によりこれらの者の手元にご契約のお車の戻るのが遅延した場合は、事故日からその遅延がなければこれらの者の手元に戻ったであろう日までの期間とします。

(注) 取得とは、所有権留保条項付売買契約に基づく購入または1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

第7条(災害発生時の特則)

- (1) 台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害(注1)の影響により発生したレンタカーの不足等の事情により、被保険者がご契約のお車の代替としてレンタカーを借り入れることができないと当社が認めた場合で、被保険者がレンタカーの代替として他の交通手段の利用を必要とするときは、「用語の説明」に規定するレンタカー費用の規定にかかわらず、その交通手段を利用するために必要な費用(注2)をレンタカー費用に含めることとします。
 (2) 本条(1)の場合において、当社は、第5条(支払保険金の計算)、第6条(レンタカー使用期間)および第9条(保険金の請求)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

該当条項	読替前	読替後
① 第5条(支払保険金の計算)(1)	1日あたりのレンタカー費用は保険証券記載の保険金日額 レンタカー使用日数(注1)	保険証券記載の保険金日額に支払対象日数(注1)を乗じた額 支払対象日数(注1)
② 第5条(支払保険金の計算)(注1)	レンタカー使用日数とは、第6条(レンタカー使用期間)に規定するレンタカー使用期間において被保険者がレンタカーを使用した日数をいいます。	支払対象日数とは、第6条(レンタカー使用期間)に規定するレンタカー使用期間において被保険者がレンタカーを使用した日数および第7条(災害発生時の特則)(1)に規定するレンタカーの代替として他の交通手段を利用した日数をいいます。
③ 第6条(レンタカー使用期間)②イ.	レンタカーを最初に借り入れた日	レンタカーを最初に借り入れた日または第7条(災害発生時の特則)(1)に規定するレンタカーの代替として他の交通手段を最初に利用した日のいずれか早い日
④ 第9条(保険金の請求)(2)①	被保険者がレンタカーを借り入れた事実および日数ならびにレンタカー費用の額を確認できる客観的書類	被保険者がレンタカーの借り入れまたは第7条(災害発生時の特則)(1)に規定するレンタカーの代替として他の交通手段を利用した事実および日数ならびにレンタカー費用の額を確認できる客観的書類

- (注1) 台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害とは、原則として災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害または激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)により激甚災害として指定された災害に限ります。
 (注2) その交通手段を利用するために必要な費用とは、領収書等の提出により、その支出目的、金額その他具体的内容が明らかである、かつ、レンタカーの代替として他の交通手段を利用するために必要な費用として当社が必要かつ妥当と認める額

に限りです。

第8条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）をレンタカー費用保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額をレンタカー費用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（保険金の請求）

- (1) 当社に対するレンタカー費用保険金の請求権は、当社が支払うレンタカー費用保険金の金額が確定した時から発生し、これ行使することができます。
- (2) 被保険者がレンタカー費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第20条（保険金の請求）(3)⑩の書類または証拠として、次に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠	
① 被保険者がレンタカーを借り入れた事実および日数ならびにレンタカー費用の額を確認できる客観的書類	
② 修理等に要する費用の見積書（注1）および損害が発生した物の写真（注2）	

(注1) 修理等に要する費用の見積書とは、既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 写真には、画像データを含みます。

第10条（現物による支払）

当社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、レンタカーの貸与をもってレンタカー費用保険金の支払に代えることができます。

第11条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。
- ① (4)②の規定中「車両条項」とあるのは「車両条項またはレンタカー費用特約」
- ② (4)③の規定中「または人身傷害条項」とあるのは「もしくは人身傷害条項またはレンタカー費用特約」
- (2) この保険契約に他車運転特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
- (3) この保険契約に臨時代替自動車特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款車両条項第10条（盗難自動車の特別）(2)の「既に受け取った車両保険金」には、レンタカー費用保険金を含めないものとします。

(62) レンタカー費用特約（特殊車両等用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明										
こ 故障	ご契約のお車に発生した偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的事故をいいます。										
故障損害	故障によってご契約のお車に発生した損害をいい、走行障害による損害を含みません。										
し 車両損害	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によってご契約のお車に発生した損害およびご契約のお車の盗難によって発生した損害をいいます。										
修理工場等	修理工場として当社が承認する場所をいい、電欠等が発生した自動車の充電または燃料補給を行う施設を含みます。										
そ 走行障害	次に掲げる事由によってご契約のお車に発生した走行上の障害をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キー閉じ込み</td> <td>キーがご契約のお車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態で施設をいいます。</td> </tr> <tr> <td>バッテリー上がり</td> <td>ご契約のお車のバッテリーの過放電をいいます。</td> </tr> <tr> <td>巻き込み</td> <td>タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、ご契約のお車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。</td> </tr> <tr> <td>電欠等</td> <td>ご契約のお車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ（注）を含みます。 （注）これに類する燃料切れとは、所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	事由	説明	キー閉じ込み	キーがご契約のお車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態で施設をいいます。	バッテリー上がり	ご契約のお車のバッテリーの過放電をいいます。	巻き込み	タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、ご契約のお車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。	電欠等	ご契約のお車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ（注）を含みます。 （注）これに類する燃料切れとは、所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。
事由	説明										
キー閉じ込み	キーがご契約のお車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態で施設をいいます。										
バッテリー上がり	ご契約のお車のバッテリーの過放電をいいます。										
巻き込み	タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、ご契約のお車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。										
電欠等	ご契約のお車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ（注）を含みます。 （注）これに類する燃料切れとは、所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。										
走行不能	自力で走行できない状態をいい、盗難により使用できない状態、または法令により走行が禁じられている状態を含みます。										
た 代車	ご契約のお車が使用できなくなったために、ご契約のお車の代替として使用するレンタカーまたはレンタカー以外の自動車（注）をいいます。 （注）ご契約のお車の代替として使用するレンタカーまたはレンタカー以外の自動車とは、										

		次のいずれかに該当する者が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。）は除きます。 ① 被保険者 ② 被保険者の配偶者 ③ 被保険者またはその配偶者の同居の親族
れ	レンタカー	道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条（有償貸渡）第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。ただし、当社の指定するレンタカー会社（注）から借り入れたものに限りです。 （注）当社の指定するレンタカー会社には、当社が使用について承認するレンタカー会社を含みます。
	レンタカー費用	代車を借り入れるために要した費用をいいます。ただし、領収書等の提出により、その支出目的、金額その他具体的内容が明らかであって、かつ、その自動車を借り入れる費用として当社が必要かつ妥当と認める額に限りです。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、ご契約のお車の用途車種が自家用普通貨物車（最大積載量2トン超）、自家用バス、普通型ダンフカー（最大積載量2トン超）、普通型ダンフカー（最大積載量2トン以下）、小型ダンフカー、特種用途自動車（キャンピング車以外）、A種工作車（クレーン・ショベル付）、A種工作車（クレーン・ショベル付以外）またはB種工作車である場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によりご契約のお車が使用できなくなった場合、被保険者がレンタカー費用（注1）を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、被保険者にレンタカー費用保険金を支払います。ただし、③から⑤までの事由については、ご契約のお車が走行不能となった地から修理工場等まで運搬される場合（注2）に限りです。

- ① 車両損害。ただし、②または③に該当する事由を除きます。
 - ② ご契約のお車の盗難（注3）。ただし、保険契約者または被保険者が盗難（注3）の事実を警察官に届け出た場合に限りです。
 - ③ 車両損害によりご契約のお車が走行不能となること。
 - ④ 故障損害によりご契約のお車が走行不能となること。
 - ⑤ 走行障害によりご契約のお車が走行不能となること。
- （注1）レンタカー費用とは、走行不能となった地において仮修理等により走行不能が解消された後に発生した費用を除きます。
（注2）修理工場等まで運搬される場合には、次のいずれかに該当する場合を含みます。
① ご契約のお車が法令により走行が禁じられていると当社が認めた状態で、走行不能となった地から修理工場等へ自力で入庫した場合
② 修理工場等の状況、交通事情、気象状況、事故の状況等の被保険者の責めに帰さない事由により修理工場等までの運搬が困難であると当社が認めた場合
（注3）盗難とは、ご契約のお車の一部分のみの盗難を除きます。

第3条（補償の対象となる方—被保険者）

この特約における被保険者は、ご契約のお車の所有者（注）とします。
（注）ご契約のお車の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
① ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
② ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③ 上記①および②以外の場合は、ご契約のお車を所有する者

第4条（保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被る損害に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、オ. に定める者については、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限りです。
ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）
イ. ご契約のお車を所有する者、所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主（注2）
ウ. 本条（1）①ア. およびイ. に定める者の法定代理人
エ. 本条（1）①ア. およびイ. に定める者の業務に従事中の使用者
オ. 本条（1）①ア. およびイ. に定める者の父母、配偶者または子
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ 本条（1）④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 本条（1）②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑧ 詐欺または横領
 - ⑨ ご契約のお車を競技（注6）もしくは曲技（注7）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注8）すること。
- （2）当社は、次のいずれかに該当する損害によって被保険者が被る損害に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
- ① ご契約のお車から取り外されて車上にない部分品または付属品（注9）に発生した損害
 - ② 付属品（注9）のうちご契約のお車に定着（注10）されていないものに発生した損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が発生した場合を除きます。
 - ③ 法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品（注9）に発生した損害
- （3）当社は、本条（1）①ア. からオ. までのいずれかに該当する者が、次のいずれかに該当する場合に発生した事故によって被保険者が被る損害に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
- ① 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転（注11）している場合
 - ② 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合
 - ③ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合
- （4）当社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被る損害に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
- ① キーの紛失
 - ② ご契約のお車の燃料切れ。ただし、電欠等を除きます。
 - ③ 次のいずれかに起因する故障または走行障害

- ア、エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造
 イ、自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使
- (注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注2) ご契約のお車を所有する者、所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注3) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 (注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
 (注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
 (注6) 競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
 (注7) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
 (注8) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
 (注9) 付属品とは、普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する付属品をいいます。
 (注10) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。
 (注11) 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転とは、次のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
 - ② 運転免許の停止処分を受けたことにより、その効力が停止されている者
 - ③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類に違反している者

第5条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき当社の支払うレンタカー費用保険金の額は、次のとおりとします。

保険金	支払保険金の額						
レンタカー費用保険金	次の算式によって算出される額。ただし、1日あたりのレンタカー費用は保険証券記載の保険金日額を限度とし、レンタカー使用日数（注1）は下表の日数を限度とします。						
	$\left[\begin{array}{l} \text{第6条（レンタカー使用期間）に規定} \\ \text{するレンタカー使用期間に被保険者が} \\ \text{負担した1日あたりのレンタカー費用} \end{array} \right] \times \text{レンタカー使用日数（注1）}$						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 第2条（保険金を支払う場合）①、②または③の場合</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>② 第2条（保険金を支払う場合）④または⑤の場合</td> <td>15日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	日数	① 第2条（保険金を支払う場合）①、②または③の場合	30日	② 第2条（保険金を支払う場合）④または⑤の場合	15日
区分	日数						
① 第2条（保険金を支払う場合）①、②または③の場合	30日						
② 第2条（保険金を支払う場合）④または⑤の場合	15日						

(2) レンタカー費用のうち、回収金（注2）がある場合において、回収金（注2）の額が被保険者の自己負担額（注3）を超過するときは、当社は本条（1）に定めるレンタカー費用保険金の額からその超過額を差し引いてレンタカー費用保険金を支払います。

- (注1) レンタカー使用日数とは、第6条（レンタカー使用期間）に規定するレンタカー使用期間において被保険者が代車を使用的した日数をいいます。
 (注2) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。
 (注3) 自己負担額とは、レンタカー費用から本条（1）に定めるレンタカー費用保険金の額を差し引いた額をいいます。

第6条（レンタカー使用期間）

この特約においてレンタカー使用期間とは、次に定める期間をいいます。

- ① 第2条（保険金を支払う場合）①または③から⑤までの場合
 次の期間をいいます。

区分	期間
ア、ご契約のお車の損傷を修理することができない場合	事故日（注1）から保険契約者または被保険者がご契約のお車の代替とする自動車を新たに取得（注2）した日までの期間
イ、本条①ア、以外で、ご契約のお車の損傷を修理しない場合	事故日（注1）から次のいずれかの日までの期間 (ア) 保険契約者または被保険者がご契約のお車の代替とする自動車を新たに取得（注2）する場合は、取得（注2）した日 (イ) 本条①イ、(ア) 以外の場合は、被保険者が代車を最初に借り入れた日に修理に着手してご契約のお車の損傷に対して通常の修理を行った場合にご契約のお車が保険契約者または被保険者の手元に戻ったであろう日
ウ、ご契約のお車の損傷を修理する場合	事故日（注1）からご契約のお車が修理完了後、保険契約者または被保険者の手元に戻った日までの期間。ただし、保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によりこれらの者の手元にご契約のお車の戻るのが遅延した場合は、事故日（注1）からその遅延がなければこれらの者の手元に戻ったであろう日までの期間とします。

- ② 第2条（保険金を支払う場合）②の場合
 次の期間をいいます。

区分	期間
ア、ご契約のお車が発見されなかった場合	事故日から保険契約者または被保険者がご契約のお車の代替とする自動車を新たに取得（注2）した日までの期間
イ、ご契約のお車が発見された場合であって、損傷があり、かつ、ご契約のお車の損傷を修理することができないとき。	事故日から保険契約者または被保険者がご契約のお車の代替とする自動車を新たに取得（注2）した日までの期間
ウ、本条②イ、以外で、ご契約のお車が発見された場合であって、損傷があり、かつ、ご契約のお車の損傷を修理しないとき。	事故日から次のいずれかの日までの期間 (ア) 保険契約者または被保険者がご契約のお車の代替とする自動車を新たに取得（注2）する場合は、取得（注2）した日 (イ) 本条②ウ、(ア) 以外の場合は、ご契約のお車が発見されて保険契約者または被保険者の手元に戻った日に修理に着手してご契約のお車の損傷に対して通常の修理を行った場合にご契約のお車が保険契約者または被保険者の手元に戻ったであろう日
エ、ご契約のお車が発見された場合であって、損傷があり、かつ、ご契約のお車の損傷を修理するとき。	事故日からご契約のお車が修理完了後、保険契約者または被保険者の手元に戻った日までの期間。ただし、保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によりこれらの者の手元にご契約のお車の戻るのが遅延した場合は、事故日

	からその遅延がなければこれらの者の手元に戻ったであろう日までの期間とします。
オ、ご契約のお車が発見された場合であって、損傷がないとき。	事故日からご契約のお車が発見されて、保険契約者または被保険者の手元に戻った日までの期間、ただし、保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によりこれらの者の手元にご契約のお車の戻るのが遅延した場合は、事故日からその遅延がなければこれらの者の手元に戻ったであろう日までの期間とします。

(注1) 事故日とは、第2条(保険金を支払う場合)③から⑤までの事由については、ご契約のお車が走行不能となった地から修理工場等まで運搬された日または入庫された日のいずれか早い日とします。ただし、修理工場等の状況、交通事情、気象状況、事故の状況等の被保険者の責めに帰さない事由により修理工場等までの運搬が困難であると当社が認めた場合は、事故日とします。

(注2) 取得には、所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする借借契約による借入れを含みます。

第7条 (災害発生時の特則)

- (1) 台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害(注1)の影響により発生した代車の不足等の事情により、被保険者がご契約のお車の代替として代車を借り入れることができないと当社が認めた場合で、被保険者が代車の代替として他の交通手段の利用を必要とするときは、「用語の説明」に規定するレンタカー費用の規定にかかわらず、その交通手段を利用するために必要な費用(注2)をレンタカー費用に含めることとします。
- (2) 本条(1)の場合において、当社は、第5条(支払保険金の計算)、第6条(レンタカー使用期間)および第9条(保険金の請求)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

該当条項	読替前	読替後
① 第5条(支払保険金の計算)(1)	1日あたりのレンタカー費用は保険証券記載の保険金日額 レンタカー使用日数(注1)	保険証券記載の保険金日額に支払対象日数(注1)を乗じた額 支払対象日数(注1)
② 第5条(支払保険金の計算)(注1)	レンタカー使用日数とは、第6条(レンタカー使用期間)に規定するレンタカー使用期間において被保険者が代車を使用した日数をいいます。	支払対象日数とは、第6条(レンタカー使用期間)に規定するレンタカー使用期間において被保険者が代車を使用した日数および第7条(災害発生時の特則)(1)に規定する代車の代替として他の交通手段を利用した日数をいいます。
③ 第6条(レンタカー使用期間)①イ、(イ)	代車を最初に借り入れた日	代車を最初に借り入れた日または第7条(災害発生時の特則)(1)に規定する代車の代替として他の交通手段を最初に利用した日のいずれか早い日
④ 第9条(保険金の請求)(2)①	被保険者が代車を借り入れた事実および日数ならびにレンタカー費用の額を確認できる客観的書類	被保険者が代車の借り入れまたは第7条(災害発生時の特則)(1)に規定する代車の代替として他の交通手段を利用した事実および日数ならびにレンタカー費用の額を確認できる客観的書類

(注1) 台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害とは、原則として災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害または激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)により激甚災害として指定された災害に限ります。

(注2) その交通手段を利用するために必要な費用とは、領収書等の提出により、その支出目的、金額その他具体的内容が明らかであること、かつ、代車の代替として他の交通手段を利用するために必要な費用(この保険契約にロードサービス費用特約が適用される場合、同特約「用語の説明」に規定する臨時帰宅・移動費用を除きます。)として当社が必要かつ妥当と認める額に限ります。

第8条 (他の保険契約等がある場合の取扱い)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額(注1)をレンタカー費用保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額をレンタカー費用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対するレンタカー費用保険金の請求権は、当社が支払うレンタカー費用保険金の金額が確定した時から発生し、これを行行使すことができるものとします。
- (2) 被保険者がレンタカー費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第20条(保険金の請求)(3)⑩の書類または証拠として、次表に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠	
①	被保険者が代車を借り入れた事実および日数ならびにレンタカー費用の額を確認できる客観的書類
②	修理等に要する費用の見積書(注1)および損害が発生した物の写真(注2)

(注1) 修理等に要する費用の見積書とは、既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 写真には、画像データを含みます。

第10条 (ご契約のお車発見時の保険契約者または被保険者の義務および義務違反の場合の取扱い)

- (1) 保険契約者または被保険者は、盗難(注)にあつたご契約のお車を発見した場合または発見されたことを知った場合は、直ちに当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いてレンタカー費用保険金を支払います。

(注) 盗難とは、ご契約のお車の一部分のみの盗難を除きます。

第11条 (現物による支払)

当社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、代車の貸与をもってレンタカー費用保険金の支払に代えることができます。

第12条 (普通保険約款および他の特約との関係)

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項第14条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)の規定を次のとおり読み替えます。
- ① (4)②の規定中「車両条項」とあるのは「車両条項またはレンタカー費用特約(特殊車両等用)」
 - ② (注3)の規定中「または人身傷害条項」とあるのは「もしくは人身傷害条項またはレンタカー費用特約(特殊車両等用)」
- (2) 第2条(保険金を支払う場合)③から⑤までの事由による損害に対しては、当社は、運転者従業員等限定特約の規定は適用しません。
- (3) この保険契約に臨時代替自動車特約が適用される場合、同特約第7条(保険金を支払う場合—車両損害)の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

第13条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款車両条項第10条(盗難自動車の特別)(2)の「既に受け取った車両保険金」には、レンタカー費用保険金を含めないものとします。

(63) ロードサービス費用特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明										
う	<p>運搬費用</p> <p>次の費用をいいます。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限り、 ① クレーン等により、ご契約のお車を路面(注1)に引き戻すために要した費用 ② 合理的な経路・方法により、ご契約のお車を、走行不能となった地(注2)から修理工場等まで運搬するために要した費用(注3) ③ 修理工場等にご契約のお車が運搬された後、合理的な経路・方法により、ご契約のお車を他の修理工場等まで運搬するために要した費用 (注1) 路面とは、ご契約のお車が走行不能となる直前に走行していた路面をいいます。 (注2) 走行不能となった地とは、第2条(保険金を支払う場合)(2)ただし書の事由については、発見された地をいいます。 (注3) 運搬するために要した費用には、次の費用を含みます。 ① 車両損害(タイヤの単独損害を除きます。)が発生した場合における、修理工場等まで運搬するために必要な仮修理の費用 ② 修理工場等まで運搬するために必要な保管の費用</p>										
こ	<p>合理的な経路・方法</p> <p>ご契約のお車に発生した損害または障害の発生の日時、場所、被保険者の数およびご契約のお車の積載物等の状況により、原則として、最短で到達できる経路およびその経路において利用する方法(注)とします。 (注) 最短で到達できる経路およびその経路において利用する方法には、徒歩を含みます。</p> <p>ご契約のお車の所有者</p> <p>次のいずれかに該当する者をいいます。 ① ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ 上記①および②以外の場合は、ご契約のお車を所有する者</p> <p>故障</p> <p>ご契約のお車に発生した偶然な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的故障をいいます。</p> <p>故障損害</p> <p>故障によってご契約のお車に発生した損害をいい、走行障害による損害を含みません。</p>										
し	<p>車両損害</p> <p>衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によってご契約のお車に発生した損害およびご契約のお車の盗難によって発生した損害をいいます。</p> <p>修理工場等</p> <p>修理工場として当社が承認する場所をいい、電欠等が発生した自動車の充電または燃料補給を行う施設を含みます。</p> <p>修理後搬送費用</p> <p>修理工場等でご契約のお車を復旧した後、合理的な経路・方法により、ご契約のお車を、記名被保険者の居住地(注)またはご契約のお車の所有者の居住地その他ご契約のお車の保管場所に最寄りの当社の指定する場所まで陸送車等により運搬するために要した費用をいいます。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限り、 (注) 記名被保険者の居住地とは、保険証券に記載された記名被保険者の住所をいいます。</p> <p>修理後引取費用</p> <p>修理工場等でご契約のお車を復旧した後、合理的な経路・方法により、ご契約のお車を引き取るために要した交通費(注)をいいます。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限り、 (注) ご契約のお車を引き取るために要した交通費とは、次の費用を除きます。 ① ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した場合は、その超過した金額 ② 謝礼 ③ タクシー、バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代(電気自動車である場合の電気代を含みます。)または有料道路料金</p>										
そ	<p>走行障害</p> <p>次表に掲げる事由によってご契約のお車に発生した走行上の障害をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キー閉じ込み</td> <td>キーがご契約のお車の車室内、荷室内またはトランク(注)内にある状態で施錠をいいます。 (注) トランクには、二輪自動車または原動機付自転車の荷台等に設置されたパニアケースを含みます。</td> </tr> <tr> <td>バッテリー上がり</td> <td>ご契約のお車のバッテリーの過放電をいいます。</td> </tr> <tr> <td>巻き込み</td> <td>タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、ご契約のお車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。</td> </tr> <tr> <td>電欠等</td> <td>ご契約のお車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ(注)を含みます。</td> </tr> </tbody> </table>	事由	説明	キー閉じ込み	キーがご契約のお車の車室内、荷室内またはトランク(注)内にある状態で施錠をいいます。 (注) トランクには、二輪自動車または原動機付自転車の荷台等に設置されたパニアケースを含みます。	バッテリー上がり	ご契約のお車のバッテリーの過放電をいいます。	巻き込み	タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、ご契約のお車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。	電欠等	ご契約のお車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ(注)を含みます。
事由	説明										
キー閉じ込み	キーがご契約のお車の車室内、荷室内またはトランク(注)内にある状態で施錠をいいます。 (注) トランクには、二輪自動車または原動機付自転車の荷台等に設置されたパニアケースを含みます。										
バッテリー上がり	ご契約のお車のバッテリーの過放電をいいます。										
巻き込み	タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、ご契約のお車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。										
電欠等	ご契約のお車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ(注)を含みます。										

		(注)これに類する燃料切れとは、所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。
	走行不能	自力で走行できない状態をいい、盗難により使用できない状態、法令により走行が禁じられている状態、または第2条(保険金を支払う場合)(3)に定める運転をしてはならない状態を含みます。
た	タイヤの単独損害	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によってご契約のお車のタイヤ(注)に発生した損害をいいます。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によってご契約が発生した場合を除きます。 (注)タイヤには、チューブを含みます。
ら	落輪等	ご契約のお車の一輪以上を路面以外の場所へ踏み出した状態(注)をいいます。 (注)踏み出した状態には、踏み越えた状態を含みます。
り	臨時帰宅・移動費用	被保険者が、合理的な経路・方法により、走行不能となった地から居住地まで帰宅するため、またはご契約のお車の出発地まで移動するための交通費(注)をいいます。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限り、 (注)走行不能となった地から居住地まで帰宅するため、またはご契約のお車の出発地まで移動するための交通費とは、次の費用を除きます。 ①ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した場合は、その超過した金額 ②レンタカーで移動するための費用 ③謝礼 ④タクシー、バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代(電気自動車である場合の電気代を含みます。)または有料道路料金
	臨時宿泊費用	被保険者が、臨時に宿泊せざるを得なかったために、走行不能となった地の最寄りのホテル等の有償の宿泊施設(注1)に臨時に宿泊した場合の1泊分の客室料(注2)をいいます。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限り、 (注1)宿泊施設とは、居住施設を除きます。 (注2)客室料には、飲食等に要した費用を含まず、客室料に対する税金・サービス料を含みます。
れ	レンタカー	道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条(有償貸渡し)第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。ただし、当社の指定するレンタカー会社(注)から借り入れたものに限り、 (注)当社の指定するレンタカー会社には、当社が使用について承認するレンタカー会社を含みます。
	レンタカー費用	ご契約のお車の用途車種が自家用8車種の場合で、ご契約のお車が使用できなくなったために、ご契約のお車の代替として使用するレンタカーを借り入れるために要した費用をいいます。ただし、領収書等の提出により、その支出目的、金額その他具体的内容が明らかであって、かつ、その自動車を借り入れる費用として当社が必要かつ妥当と認める額に限り、
ろ	ロードサービス費用	運搬費用、修理後搬送費用、修理後引取費用、臨時宿泊費用、臨時帰宅・移動費用およびレンタカー費用をいいます。
	ロードサービス費用保険金	運搬費用保険金、修理後搬送費用保険金、修理後引取費用保険金、臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金およびレンタカー費用保険金をいいます。
	路面	通常、自動車の交通の用に供する道その他の場所の走行面をいいます。ただし、社会通念上自動車の走行に適さないと認められる範囲を除きます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当社は、次のいずれかの事由によりご契約のお車が走行不能となった場合、被保険者がロードサービス費用(注1)を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、被保険者にロードサービス費用保険金を支払います。ただし、②から④までの事由については、ご契約のお車が走行不能となった地から修理工場等まで運搬される場合(注2)に限り、

- ① 落輪等
- ② 車両損害
- ③ 故障損害
- ④ 走行障害

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、ご契約のお車の盗難(注3)により、ご契約のお車が走行不能になり、被保険者がロードサービス費用(注1)を負担することによって被る損害に対して、保険契約者または被保険者が盗難(注3)の事実を警察官に届け出た場合に限り、この特約に従い、被保険者にロードサービス費用保険金を支払います。ただし、運搬費用保険金、修理後搬送費用保険金および修理後引取費用保険金については、ご契約のお車が発見された場合であって、損傷によりご契約のお車が走行不能となり、かつ、ご契約のお車が発見された地から修理工場等まで運搬される場合(注2)に限り、

(3) 本条(1)および(2)の規定にかかわらず、ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である場合において、ご契約のお車に荷物を収納するために定着されているトランク、パニアケース、ヘルメットホルダーその他これらに準ずる物の鍵または錠の損傷に起因して、ヘルメットを取り出せないことにより、被保険者が、道路交通法(昭和35年法律第105号)第71条の4(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)に定める運転をしてはならない状態になることにより、被保険者がロードサービス費用(注1)を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、被保険者にロードサービス費用保険金を支払います。ただし、走行不能となった地から修理工場等まで運搬される場合(注2)に限り、

(注1)ロードサービス費用とは、本条(1)①の事由については、「用語の説明」に規定する運搬費用の①に該当する費用に限り、また、本条(1)②から④まで、(2)ただし書および(3)の事由については、走行不能となった地(本条(2)ただし書の事由については、発見された地をいいます。)において仮修理等により走行不能が解消された後に発生した費用を除きます。

(注2)修理工場等まで運搬される場合には、次のいずれかに該当する場合を含みます。

- ① ご契約のお車が法令により走行が禁じられていると当社が認めた状態で、走行不能となった地(本条(2)ただし書の事由については、発見された地をいいます。)から修理工場等へ自力で入庫した場合
- ② 修理工場等の状況、交通事情、気象状況、事故の状況等の被保険者の責めに帰さない事由により修理工場等までの運搬が困難であると当社が認めた場合

(注3)盗難とは、ご契約のお車の一部分のみの盗難を除きます。

第3条(補償の対象となる方—被保険者)

(1) この特約における被保険者は、ロードサービス費用保険金の区分ごとに次の者となります。

区分	被保険者
① 運搬費用保険金	次のいずれかに該当する者
② 修理後搬送費用保険金	ア. 記名被保険者
③ 修理後引取費用保険金	イ. ご契約のお車の所有者
④ 臨時宿泊費用保険金	ウ. ご契約のお車の正規の乗車装置（注1）またはその装置のある室内（注2）に搭乗中の者（注3）
⑤ 臨時帰宅・移動費用保険金	ご契約のお車の正規の乗車装置（注1）またはその装置のある室内（注2）に搭乗中の者（注3）
⑥ レンタカー費用保険金	ご契約のお車の所有者

- (2) 本条（1）①から⑥までの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者には含まれません。
- ご契約のお車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者
 - 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
 - 業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者
- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これにより当社の支払うべきロードサービス費用保険金の限度額が増額されるものではありません。
- (注1) 正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
- (注2) この装置のある室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (注3) 搭乗中の者には、一時的にご契約のお車から離れている者を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被る損害に対しては、ロードサービス費用保険金を支払いません。
- 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、オ. に定める者については、被保険者または保険金を受取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限り、ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者（注1）イ. ご契約のお車を所有する者、所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主（注2）ウ. 本条（1）①ア. およびイ. に定める者の法定代理人エ. 本条（1）①ア. およびイ. に定める者の業務に従事中の使用人オ. 本条（1）①ア. およびイ. に定める者の父母、配偶者または子
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - 本条（1）④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - 本条（1）②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - 詐欺または横領
 - ご契約のお車を競技（注6）もしくは曲技（注7）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注8）すること。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する損害によって被保険者が被る損害に対しては、ロードサービス費用保険金を支払いません。
- ご契約のお車から取り外されて車上にない部分品または付属品（注9）に発生した損害
 - 付属品（注9）のうちご契約のお車に定着（注10）されていないものに発生した損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が発生した場合を除きます。
 - 法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品（注9）に発生した損害
- (3) 当社は、本条（1）①ア. からオ. までのいずれかに該当する者が、次のいずれかに該当する場合に発生した事故によって被保険者が被る損害に対しては、ロードサービス費用保険金を支払いません。
- 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転（注11）している場合
 - 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができない状態がある状態でご契約のお車を運転している場合
 - 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合
- (4) 当社は、ご契約のお車が日常保管されている車庫、駐車場その他これに準じる場所において発生した事故によって被保険者が被る損害に対しては、ロードサービス費用保険金のうち臨時宿泊費用保険金および臨時帰宅・移動費用保険金を支払いません。
- (5) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被る損害に対しては、ロードサービス費用保険金を支払いません。
- キーの紛失
 - ご契約のお車の燃料切れ。ただし、電欠等を除きます。
 - 次のいずれかに起因する故障または走行障害
 - エンジン、の改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造
 - 自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使
- (6) 当社は、次のいずれかに該当する事由を直接の原因とする走行不能によって被保険者が被る損害に対しては、ロードサービス費用保険金を支払いません。ただし、ご契約のお車に走行不能の直接の原因となるべき損害が発生している場合を除きます。
- 積雪
 - 降雪、降雪または融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ
 - 路面の凍結
 - 轍
 - 砂地、湿地、沼地その他これらに類する軟弱な地盤。ただし、走行不能となる直前に走行していた路面もこれら軟弱な地盤である場合に限り、ア. からオ. に定める者
- (7) 当社は、故障または走行障害が保険期間内に発生しても、その故障または走行障害によるご契約のお車の走行不能が保険期間内に発生していない場合は、ロードサービス費用保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) ご契約のお車を所有する者、所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等を行い、これらのための練習を含みます。

- (注7) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
 (注8) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
 (注9) 付属品とは、普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する付属品をいいます。
 (注10) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。
 (注11) 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転とは、次のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。
 ① 道路交通法(昭和35年法律第105号)等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
 ② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その効力が停止されている者
 ③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類に違反している者

第5条(支払保険金の計算)

(1) 1回の事故につき当社の支払うロードサービス費用保険金の額は、次のとおりとします。

区分	支払保険金の額
① 運搬費用保険金	被保険者が負担した運搬費用の額。ただし、次の額を限度とします。 ア. この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合は、車両保険金額の10%または30万円のいずれか高い額 イ. この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていない場合は、30万円
② 修理後搬送費用保険金	被保険者が負担した修理後搬送費用の額。ただし、修理後搬送費用保険金および修理後引取費用保険金を合計して15万円を限度とします。
③ 修理後引取費用保険金	次の算式によって算出される額。ただし、修理後搬送費用保険金および修理後引取費用保険金を合計して15万円を限度とします。 被保険者が負担した修理後引取費用の額 - 免責金額として1,000円
④ 臨時宿泊費用保険金	被保険者が負担した臨時宿泊費用の額。ただし、被保険者1名につき、それぞれ1万5千円を限度とします。
⑤ 臨時帰宅・移動費用保険金	次の算式によって算出される額。ただし、被保険者1名につき、それぞれ2万円を限度とします。 被保険者が負担した臨時帰宅・移動費用の額 - 免責金額として1,000円
⑥ レンタカー費用保険金	次の算式によって算出される額。ただし、1日あたりのレンタカー費用は7,000円を限度とし、レンタカー使用日数(注1)は下表の日数を限度とします。なお、この保険契約に、レンタカー費用特約が適用されている場合の1日あたりのレンタカー費用は、レンタカー費用特約における保険金日額とします。 第6条(レンタカー使用期間)に規定するレンタカー使用期間に被保険者が負担した1日あたりのレンタカー費用 × レンタカー使用日数(注1)

区分	日数
第2条(保険金を支払う場合)(1)②または(2)の事由による場合	30日
第2条(保険金を支払う場合)(1)③または④の事由による場合	15日

- (2) ロードサービス費用のうち、回収金(注2)がある場合において、回収金(注2)の額が被保険者の自己負担額(注3)を超過するときは、当社は本条(1)に定めるそれぞれのロードサービス費用保険金の額からその超過額を差し引いてロードサービス費用保険金を支払います。
 (注1) レンタカー使用日数とは、第6条(レンタカー使用期間)に規定するレンタカー使用期間において被保険者がレンタカーを使用した日数をいいます。
 (注2) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。
 (注3) 自己負担額とは、ロードサービス費用から本条(1)に定めるそれぞれのロードサービス費用保険金の額を差し引いた額をいいます。

第6条(レンタカー使用期間)

この特約においてレンタカー使用期間とは、次に定める期間をいいます。

- ① 第2条(保険金を支払う場合)(1)②から④までの場合
次の期間をいいます。

区分	期間
ア. ご契約のお車の損傷を修理することができない場合	運搬日(注1)から保険契約者または被保険者がご契約のお車の代替とする自動車を新たに取得(注2)した日までの期間
イ. 本条①ア.以外で、ご契約のお車の損傷を修理しない場合	運搬日(注1)から次のいずれかの日までの期間 (ア) 保険契約者または被保険者がご契約のお車の代替とする自動車を新たに取得(注2)する場合は、取得(注2)した日 (イ) 本条①イ. (ア)以外の場合は、被保険者がレンタカーを最初に借り入れた日に修理に着手してご契約のお車の損傷に対して通常の修理を行った場合に、ご契約のお車が保険契約者または被保険者の手元に戻ったであろう日
ウ. ご契約のお車の損傷を修理する場合	運搬日(注1)からご契約のお車が修理完了後、保険契約者または被保険者の手元に戻った日までの期間。ただし、保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によりこれらの者の手元に、ご契約のお車の戻るのが遅延した場合は、運搬日(注1)からその遅延がなければこれらの者の手元に戻ったであろう日までの期間とします。

- ② 第2条(保険金を支払う場合)(2)の場合
次の期間をいいます。

区分	期間
ア. ご契約のお車が発見されなかった場合	事故日から保険契約者または被保険者がご契約のお車の代替とする自動車を新たに取得(注2)した日までの期間
イ. ご契約のお車が発見された場合	事故日から保険契約者または被保険者がご契約のお車の代替とする自動車を

あって、損傷があり、かつ、ご契約のお車の損傷を修理することができないとき。	新たに取得（注2）した日までの期間
ウ、本案②イ、以外で、ご契約のお車が発見された場合であって、損傷があり、かつ、ご契約のお車の損傷を修理しないとき。	事故日から次のいずれかの日までの期間 （ア）保険契約者または被保険者がご契約のお車の代替とする自動車を新たに取得（注2）する場合は、取得（注2）した日 （イ）本案②ウ、（ア）以外の場合は、ご契約のお車が発見されて保険契約者または被保険者の手元に戻った日に修理に着手してご契約のお車の損傷に対して通常の修理を行った場合にこのご契約のお車が保険契約者または被保険者の手元に戻ったであろう日
エ、ご契約のお車が発見された場合であって、損傷があり、かつ、ご契約のお車の損傷を修理するとき。	事故日からご契約のお車が修理完了後、保険契約者または被保険者の手元に戻った日までの期間。ただし、保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によりこれらの者の手元にこのご契約のお車の戻るのが遅延した場合は、事故日からその遅延がなければこれらの者の手元に戻ったであろう日までの期間とします。
オ、ご契約のお車が発見された場合であって、損傷がないとき。	事故日からご契約のお車が発見されて、保険契約者または被保険者の手元に戻った日までの期間。ただし、保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によりこれらの者の手元にこのご契約のお車の戻るのが遅延した場合は、事故日からその遅延がなければこれらの者の手元に戻ったであろう日までの期間とします。

(注1) 運搬日とは、ご契約のお車が走行不能となった地から修理工場等まで運搬された日または入庫された日のいずれか早い日とします。ただし、修理工場等の状況、交通事情、気象状況、事故の状況等の被保険者の責めに帰さない事由により修理工場等までの運搬が困難である当社が認めた場合は、事故日とします。

(注2) 取得には、所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする借付契約による借入れを含みます。

第7条（災害発生時の特則）

- (1) 台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害（注1）の影響により発生したレンタカーの不足等の事情により、被保険者がご契約のお車の代替としてレンタカーを借り入れることができないと当社が認めた場合で、被保険者がレンタカーの代替として他の交通手段の利用を必要とするときは、「用語の説明」に規定するレンタカー費用の規定にかかわらず、その交通手段を利用するために必要な費用（注2）をレンタカー費用に含めることとします。
- (2) 本案（1）の場合において、当社は、第5条（支払保険金の計算）、第6条（レンタカー使用期間）および第9条（保険金の請求）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

該当条項	読替前	読替後
① 第5条（支払保険金の計算）（1）⑥	1日あたりのレンタカー費用は7,000円	7,000円に支払対象日数（注1）を乗じた額
	レンタカー使用日数（注1） レンタカー費用特約が適用されている場合の1日あたりのレンタカー費用は、レンタカー費用特約における保険金日額とします。	支払対象日数（注1） レンタカー費用特約が適用されている場合は、レンタカー費用特約における保険金日額に支払対象日数（注1）を乗じた額を限度とします。
② 第5条（支払保険金の計算）（注1）	レンタカー使用日数とは、第6条（レンタカー使用期間）に規定するレンタカー使用期間において被保険者がレンタカーを使用した日数をいいます。	支払対象日数とは、第6条（レンタカー使用期間）に規定するレンタカー使用期間において被保険者がレンタカーを使用した日数および第7条（災害発生時の特則）（1）に規定するレンタカーの代替として他の交通手段を利用した日数をいいます。
③ 第6条（レンタカー使用期間）①イ、（イ）	レンタカーを最初に借り入れた日	レンタカーを最初に借り入れた日または第7条（災害発生時の特則）（1）に規定するレンタカーの代替として他の交通手段を最初に利用した日のいずれか早い日
④ 第9条（保険金の請求）（2）②	被保険者がレンタカーを借り入れた事実および日数ならびにレンタカー費用の額を確認できる客観的書類	被保険者がレンタカーの借り入れまたは第7条（災害発生時の特則）（1）に規定するレンタカーの代替として他の交通手段を利用した事実および日数ならびにレンタカー費用の額を確認できる客観的書類

(注1) 台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害とは、原則として災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害または激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）により激甚災害として指定された災害に限ります。

(注2) その交通手段を利用するために必要な費用とは、領収書等の提出により、その支出目的、金額その他具体的内容が明らかであって、かつ、レンタカーの代替として他の交通手段を利用するために必要な費用（臨時帰宅・移動費用を除きます。）として当社が必要かつ妥当と認める額に限ります。

第8条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、運搬費用保険金、臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金、レンタカー費用保険金ならびに修理後搬送費用保険金および修理後引取費用保険金に区分して、それぞれ各別に、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）をロードサービス費用保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、運搬費用保険金、臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金、レンタカー費用保険金ならびに修理後搬送費用保険金および修理後引取費用保険金に区分して、それぞれ各別に、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額をロードサービス費用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（保険金の請求）

- (1) 当社に対するロードサービス費用保険金の請求権は、当社が支払うロードサービス費用保険金の金額が確定した時から発生し、これを行使用することができるものとします。

- (2) 被保険者がロードサービス費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第20条（保険金の請求）(3)⑩の書類または証拠として、次表に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- | | |
|---|--|
| ① | 領収書等、被保険者が運搬費用、修理後搬送費用、修理後引取費用、臨時宿泊費用および臨時帰宅・移動費用を負担した事実および費用の額を確認できる客観的書類 |
| ② | 被保険者がレンタカーを借り入れた事実および日数ならびにレンタカー費用の額を確認できる客観的書類 |
| ③ | 修理等に要する費用の見積書（注1）および損害が発生した物の写真（注2） |
- (注1) 修理等に要する費用の見積書とは、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
(注2) 写真には、画像データを含みます。

第10条（ご契約のお車発見時の保険契約者または被保険者の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者または被保険者は、盗難（注）にあつたご契約のお車を発見した場合または発見されたことを知った場合は、直ちに当社に通知しなければなりません。
(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく本条（1）の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いてレンタカー費用保険金を支払います。
(注) 盗難とは、ご契約のお車の一部分のみの盗難を除きます。

第11条（現物による支払）

当社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、ご契約のお車の運搬、修理完了後のご契約のお車の搬送、宿泊施設の提供、代替交通手段の提供およびレンタカーの貸与等、ロードサービス費用保険金の支払と同等のサービスの提供をもって、ロードサービス費用保険金の支払に代えることができます。

第12条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。
① (4)②の規定中「車両条項」とあるのは「車両条項またはロードサービス費用特約」
② (注3)の規定中「または人身傷害条項」とあるのは「もしくは人身傷害条項またはロードサービス費用特約」
(2) この特約の適用においては、当社は、運転者限定特約および運転者年齢条件特約の規定は適用しません。
(3) この保険契約に他車運転特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
(4) この保険契約に臨時代替自動車特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
(5) 当社は、運搬費用について、この特約の規定により運搬費用保険金を支払うべき損害が発生した場合には、この特約の規定を優先し、普通保険約款車両条項第7条（費用）③に定める運搬費用の規定は重ねて適用しません。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款車両条項第10条（盗難自動車の特約）(2)の「既に受け取った車両保険金」には、ロードサービス費用保険金を含めないものとします。

(64) 移動費用対象外特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にロードサービス費用特約が適用されている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約により、ロードサービス費用特約に定める次の費用に対しては、同特約第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、ロードサービス費用保険金を支払いません。

区分	費用
① ご契約のお車の用途車種が自家用8車種の場合	臨時宿泊費用、臨時帰宅・移動費用およびレンタカー費用
② 本条①以外の場合	臨時宿泊費用および臨時帰宅・移動費用

(65) 車内手荷物等特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。
(50音順)

	用語	説明
き	キャリア	自動車の屋根、トランク等の車室外に設置された小型・少量の貨物を積載・運搬するための装置をいいます。
し	修理費	損害が発生した地および時において、損害が発生した保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費（注）をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認められたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (注) 損害が発生した保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費とは、事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、消費税および保険の対象を輸送するための費用を含みます。なお、これ以外の格落ち等による損害は含みません。
と	トランク	二輪自動車または原動機付自転車の荷台等に設置されたパニアケースを含みます。
ほ	保険価額	損害が発生した地および時における、損害が発生した保険の対象の価額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険の対象の範囲）

- (1) この特約における保険の対象は、日常生活の用に供するために個人が所有する財産とします。
 (2) 次表に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

保険の対象とならない物	説明
① 船舶、航空機	船舶（注1）、航空機およびこれらの付属品をいいます。
② 自動車	自動車およびその付属品（自動車に定着（注2）または装備（注3）されている物、ならびに車室内のみ使用することを目的として自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、E T C車載器（注4）等をいいます。）、付属機械装置（注5）および自動車の原動機用燃料タンク内の燃料をいいます。
③ 自転車等	自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィンおよびこれらの付属品をいいます。
④ 無人機、ラジコン	無人で地上・地中または水上・水中を目的として空中を運行する機械、ラジコンコントロール機およびこれらの付属品をいいます。
⑤ パソコン、携帯式電子事務機器	パソコン、タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品をいいます。
⑥ 携帯電話等	携帯電話、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品をいいます。ただし、携帯式ゲーム機およびその付属品については、保険の対象に含まれます。
⑦ 眼鏡等の身体補助器具	眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類する物をいいます。
⑧ 生物	動物および植物等の生物をいいます。
⑨ 通貨等	通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書（注6）、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー（注7）、乗車券等（注8）その他これらに類する物をいいます。
⑩ 証書等	証書（注9）、帳簿、稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、煎章、き章、免許状その他これらに類する物をいいます。ただし、印章については、保険の対象に含まれます。
⑪ プログラム、データ	テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物をいいます。ただし、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ等の記録媒体自体については、保険の対象に含まれます。
⑫ 商品等	商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具をいいます。
⑬ 事業関連預託品	事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物をいいます。

- (注1) 船舶とは、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
 (注2) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。
 (注3) 装備とは、自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車の備えつけられている状態をいいます。
 (注4) E T C車載器とは、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。
 (注5) 付属機械装置とは、医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。
 (注6) 預貯金証書とは、預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
 (注7) 電子マネーとは、決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。
 (注8) 乗車券等とは、鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光施設利用券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含みます。
 (注9) 証書とは、運転免許証、パスポートを含みます。

第3条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款車両条項および基本条項（これらの条項について適用される他の特約を含みます。）の規定により車両保険金が支払われる場合に、普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害が発生したことに伴ってご契約のお車の車室内もしくはトランク内に収容（注）または荷台もしくはキャリアに固定されている保険の対象に発生した損害に対して、この特約に従い、被保険者に車内手荷物等保険金を支払います。
 (注) 車室内もしくはトランク内に収容とは、搭乗中の者が携行している状態は、車室内に収容されている状態とみなします。

第4条（補償の対象となる方—被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、保険の対象の所有者とします。
 (2) 本案（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含まれません。
 ① ご契約のお車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者
 ② 業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者

第5条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、車内手荷物等保険金を支払いません。
 ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、才に定める者については、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限り、除外。
 ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）
 イ. ご契約のお車の所有者、所有権留保契約付売買契約に基づくご契約のお車の買主または1年以上を期間とする借借契約に基づくご契約のお車の借主（注2）
 ウ. 本案（1）①ア. およびイ. に掲げる者の法定代理人
 エ. 本案（1）①ア. およびイ. に掲げる者の業務に従事中の使用者
 オ. 本案（1）①ア. およびイ. に掲げる者の父母、配偶者または子
 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 ⑤ 本案（1）④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 ⑥ 本案（1）②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 ⑧ 荷台またはキャリアに固定されている保険の対象の盗難（注6）
 ⑨ 保険の対象の紛失
 ⑩ 保険の対象の置き忘れ
 ⑪ 詐欺または横領
 ⑫ ご契約のお車を競技（注7）もしくは曲技（注8）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を

- 行うことを目的とする場所において使用（注9）すること。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、車内手荷物等保険金を支払いません。
- ① 保険の対象に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
 - ② 故障損害（注10）
- (3) 当社は、本条（1）①ア、からオ、までのいずれかに該当する者が、次のいずれかに該当する場合にその本人の所有する保険の対象について発生した損害に対しては、車内手荷物等保険金を支払いません。
- ① 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転（注11）している場合
 - ② 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合
 - ③ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合
- (注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) ご契約のお車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 保険の対象の盗難とは、ご契約のお車の盗難（ご契約のお車の一部分のみの盗難を除きます。）と同時に発生した場合を除きます。
- (注7) 競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注8) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注9) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注10) 故障損害とは、偶然的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的または機械的損害をいいます。
- (注11) 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転とは、次のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
 - ② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その効力が停止されている者
 - ③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類に違反している者

第6条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当社の支払う車内手荷物等保険金の額は、次の算式により算出される額とします。ただし、保険証券記載の車内手荷物等保険金額を限度とし、保険証券記載の車内手荷物等保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

$$\text{車内手荷物等保険金の額} = \text{第7条（損害の額の決定）の規定により決定される、すべての保険の対象の損害の額の合計額} - \text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}$$

- (2) 損害の額のうち、回収金（注1）がある場合において、回収金（注1）の額が被保険者の自己負担額（注2）を超過するときは、当社は本条（1）に定める車内手荷物等保険金の額からその超過額を差し引いて車内手荷物等保険金を支払います。
- (3) 被保険者が2名以上いる場合は、次の算式によって被保険者ごとの当社を支払う車内手荷物等保険金の額を決定します。

$$\text{被保険者ごとの車内手荷物等保険金の額} = \frac{\text{本条（1）および（2）の規定により算出した車内手荷物等保険金の額}}{\text{被保険者ごとの損害の額（注3）の合計額}} \times \text{被保険者ごとの損害の額（注3）}$$

- (注1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。
- (注2) 自己負担額とは、第7条（損害の額の決定）の損害の額および第8条（費用）の費用のうち実際に発生した合計額から本条（1）に定める車内手荷物等保険金の額を差し引いた額をいいます。
- (注3) 被保険者ごとの損害の額とは、損害の額から回収金を差し引いた残額とします。

第7条（損害の額の決定）

- (1) 当社が車内手荷物等保険金を支払うべき損害の額は、保険価額によって定められます。
- (2) 保険の対象の損傷を修理することができる場合は、次の算式によって算出される額を損害の額とします。

$$\text{損害の額} = \text{修理費の額} + \text{第8条（費用）の費用} - \text{修理に際し部分品を交換したために保険の対象全体としての価額の増加が発生した場合は、その増加額} - \text{修理に伴って発生した残存物がある場合は、その残存物の価額}$$

- (3) 第8条（費用）の費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用を損害の額とします。
- (4) 損害が発生した保険の対象が1組または1対の物からなる場合において、その一部に損害が発生したときは、その損害がその保険の対象全体の価額に及ぼす影響を考慮して損害の額を決定します。

第8条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の指書・手続を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。

費用	説明
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）⑤に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
③ 盗難引取費用	盗難にあった保険の対象を引き取るために必要であった費用をいいます。
④ 共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に発生した共同海損に対する保険の対象の分担額をいいます。

第9条（現物による支払）

当社は、保険の対象の損害の全部または一部に対して、修理または製品の交付をもって車内手荷物等保険金の支払に代えることができます。

第10条（被害物についての当社の権利）

- (1) 当社が、損害が発生した保険の対象に対して全損（注）として車内手荷物等保険金を支払った場合は、損害が発生した保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った車内手荷物等保険金の額が損害の発生した保険の対象の保険価額に達しない場合には、当社は、支払った車内手荷物等保険金の額の保険価額に対する割合に

- よってその権利を取得します。
- (2) 保険の対象の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当社がその損害に対して車内手荷物等保険金を支払ったときは、当社は、支払った車内手荷物等保険金の額の損害の額に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (3) 本条(1)または(2)の場合において、当社がその権利を取得しないう旨の意思を表示して車内手荷物等保険金を支払ったときは、損害が発生した保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権は当社に転移しません。
- (注) 全損とは、第7条(損害の額の決定)(1)の損害の額または同条(2)の修理費が、損害の発生した保険の対象の保険価額以上となる場合をいいます。

第11条(盗難損害についての特則)

- (1) 盗難された保険の対象について、当社が損害に対して車内手荷物等保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その保険の対象について盗難の損害は発生しなかったものとみなします。ただし、盗難にあった保険の対象に破損または汚損がある場合は、損害が発生したものとみなします。
- (2) 当社が保険の対象の盗難によって発生した損害に対して車内手荷物等保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内にその保険の対象が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った車内手荷物等保険金を当社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に保険の対象に発生した損害に対して車内手荷物等保険金を請求することができます。

第12条(盗難時の義務等)

- (1) 保険の対象について盗難が発生した場合は、当社は、盗難に関する事実および状況を調査し、かつ、保険契約者または被保険者に対し詳細な説明または証明を求めることができます。
- (2) 保険契約者または被保険者は、当社が本条(1)の調査をし、または説明もしくは証明を求めた場合はこれに協力しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、盗難にあった保険の対象が発見または回収された場合は、直ちにその旨を当社に通知しなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)から(3)までの規定に違反した場合、または本条(1)の説明もしくは証明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社によって当社が被った損害の額を差し引いて車内手荷物等保険金を支払います。

第13条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額(注1)を車内手荷物等保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を車内手荷物等保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。また、それぞれの保険契約または共済契約に基づいて算出した損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額とします。

第14条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する車内手荷物等保険金の請求権は、損害発生時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 車内手荷物等保険金の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。

第15条(普通保険約款および他の特約との関係)

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えます。
- ① 第14条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(4)②の規定中「車両条項」とあるのは「車内手荷物等特約」
- ② 第14条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(注3)の規定中「または人身傷害条項」とあるのは「もしくは人身傷害条項または車内手荷物等特約」
- ③ 第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)③および④の規定中「ご契約のお車」とあるのは「保険の対象」
- ④ 第20条(保険金の請求)(3)③の規定中「ご契約のお車」とあるのは「保険の対象、同条(3)⑧の規定中「車両条項に係る保険金」とあるのは「車内手荷物等保険金」
- ⑤ 第25条(代位)(3)の規定中「車両損害」とあるのは「保険の対象の損害」
- (2) この保険契約に他車運転特約が適用される場合、同特約第7条(保険金を支払う場合—車両損害)の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
- (3) この保険契約に臨時代替自動車特約が適用される場合、同特約第7条(保険金を支払う場合—車両損害)の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

第16条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(6) 積載事業用動産特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
き キャリア	自動車の屋根、トランク等の車室外に設置された小型・少量の貨物を積載・運搬するための装置をいいます。
さ 残存物取片つけ費用	残存物の取片つけに必要な取りこわし費用、取片つけ清掃費用および搬出費用をいいます。
し 修理費	損害が発生した地および時において、損害が発生した保険の対象を事故発生直前の状態に

		<p>復旧するために必要な修理費（注）をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。</p> <p>（注）損害が発生した保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費とは、事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、消費税および保険の対象を輸送するための費用を含みます。なお、これ以外の格落ち等による損害は含みません。</p>
せ	積載事業用動産保険金	損害保険金および残存物取片づけ費用保険金をいいます。
	積載事業用動産保険金額	保険証券記載の積載事業用動産保険金額をいいます。
ほ	保険価額	損害が発生した地および時における、損害が発生した事業用動産の価額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、保険証券がこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（事業用動産の範囲）

(1) この特約における事業用動産は、記名被保険者が営む事業の用に供するために自ら所有する動産、または記名被保険者が営む事業に関連して預託を受けている動産とします。

(2) 次表に掲げる物は、事業用動産に含まれません。

事業用動産とならない物	説明
① 船舶、航空機	船舶（注1）、航空機およびこれらの付属品をいいます。
② 自動車	自動車およびその付属品（自動車に定着（注2）または装備（注3）されている物、ならびに車室内のみ使用することを目的として自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、E T C車載器（注4）等をいいます。）、付属機械装置（注5）および自動車の原動機用燃料タンク内の燃料をいいます。
③ 自転車等	自転車、雪上オートバイ、ゴカート、ハンクグライダー、ハラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィンおよびこれらの付属品をいいます。
④ コンテナ	コンテナおよびその付属品をいいます。
⑤ 無人機、ラジコン	無人で地上・地中または水上・水中もしくは空中を運行する機械、ラジコンコントロール機およびこれらの付属品をいいます。
⑥ パソコン、携帯式電子事務機器	パソコン、タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品をいいます。
⑦ 携帯電話等	携帯電話、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびその付属品をいいます。
⑧ 眼鏡等の身体補助器具	眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類する物をいいます。
⑨ 生物	動物および植物等の生物をいいます。
⑩ 通貨等	通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書（注6）、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー（注7）、乗車券等（注8）その他これらに類する物をいいます。
⑪ 証書等	証書（注9）、帳簿、稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、勅章、き章、免許状その他これらに類する物をいいます。ただし、印章については、保険の対象に含まれません。
⑫ プログラム、データ	テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物をいいます。ただし、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ等の記録媒体本体については、保険の対象に含まれません。
⑬ その他動産	日常生活の用に供するために記名被保険者（注10）、記名被保険者の配偶者および記名被保険者またはその配偶者の同居の親族が所有する動産ならびに法令の規定または公序良俗に違反する動産をいいます。

（注1）船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

（注2）定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。

（注3）装備とは、自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。

（注4）E T C車載器とは、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。

（注5）付属機械装置とは、医療防護車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。

（注6）預貯金証書とは、預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機能カードを含みます。

（注7）電子マネーとは、決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。

（注8）乗車券等とは、鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光施設利用券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含みます。

（注9）証書には、運転免許証、パスポートを含みます。

（注10）記名被保険者とは、記名被保険者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、普通保険約款車両条項および基本条項（これらの条項について適用される他の特約を含みます。）の規定により車両保険金が支払われる場合に、普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害が発生したことに伴ってご契約のお車の車室内、荷室内、荷台もしくはトランク内に収容またはキャリアに固定されている事業用動産に発生した損害に対して、この特約に従い、被保険者に損害保険金を支払います。

(2) 当社は、本条（1）の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた事業用動産の残存物取片づけ費用に対して、この特約に従い、被保険者に残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第4条（補償の対象となる方—被保険者）

この特約における被保険者は、事業用動産の所有者とします。

第5条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、積載事業用動産保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、才に定める者については、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限りません。

ア、保険契約者、記名被保険者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）

- イ、ご契約のお車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主（注2）
- ウ、本条（1）①ア、およびイ、に定める者の法定代理人
- エ、本条（1）①ア、およびイ、に定める者の業務に従事する中の使用人
- オ、本条（1）①ア、およびイ、に定める者の父母、配偶者または子
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動（注3）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ 本条（1）④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 本条（1）②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 事業用動産の盗難、置き忘れまたは紛失
- ⑨ 詐欺または横領
- ⑩ ご契約のお車を競技（注6）もしくは曲技（注7）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注8）すること。
- ⑪ 法令で定める積載物の重量・大きさまたは積載方法に関する制限の違反
- ⑫ 事業用動産の積載方法が事業用動産を安全に積載するのに適していなかったこと。ただし、保険契約者、記名被保険者、またはこれらの者の代理人（注9）もしくは使用者がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合を除きます。
- (2) 当社は、この特約による積載事業用動産保険金の支払は、保険期間において1回を限度とし、2回目以降については、積載事業用動産保険金を支払いません。ただし、保険期間が1年を超える場合は、保険年度（注10）ごとに1回を限度とします。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、積載事業用動産保険金を支払いません。
- ① 事業用動産に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
 - ② 故障損害（注11）
 - ③ 事業用動産の擦傷、掻き傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または事業用動産の汚損であって、事業用動産の機能に支障を来さない損害
 - ④ 楽器の音色または音質の変化
 - ⑤ 風、雨、雪もしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのものの混入により発生した損害
- (4) 当社は、本条（1）①ア、からオ、までのいずれかに該当する者が、次のいずれかに該当する場合にその本人の所有する保険の対象について発生した損害に対しては、積載事業用動産保険金を支払いません。
- ① 法令により定められた運転資格を持たないで、ご契約のお車を運転（注12）している場合
 - ② 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合
 - ③ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合
- (注1) 保険契約者、記名被保険者、被保険者または保険金を受け取るべき者とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) ご契約のお車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 競技とは、ロードレース（山岳ラリー・タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注7) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注8) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注9) 保険契約者、記名被保険者、またはこれらの者の代理人とは、これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注10) 保険年度とは、初年度については、始期日からその日を含めて1年間、次年度以降については、それぞれの始期日即当日からその日を含めて1年間をいいます。ただし、1年末の端日数がある場合は、1年間とみなして最終年度とします。
- (注11) 故障損害とは、偶然的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的または機械的損害をいいます。
- (注12) 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転とは、次のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
 - ② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その効力が停止されている者
 - ③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類に違反している者

第6条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当社が支払う損害保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、積載事業用動産保険金額を限度とし、積載事業用動産保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

$$\text{損害保険金の額} = \frac{\text{第7条（損害の額の決定）の規定により決定される、すべての事業用動産の損害の額の合計額}}{\text{免責金額として7,000円}}$$

- (2) 損害の額のうち、回収金（注1）がある場合において、回収金（注1）の額が被保険者の自己負担額（注2）を超過するときは、当社は本条（1）に定める損害保険金の額からその超過額を差し引いて損害保険金を支払います。
- (3) 被保険者が2名以上いる場合は、次の算式によって被保険者ごとの当社の支払う損害保険金の額を決定します。

$$\text{被保険者ごとの損害保険金の額} = \frac{\text{本条（1）および（2）の規定により算出した損害保険金の額}}{\text{被保険者ごとの損害の額（注3）の合計額}} \times \text{被保険者ごとの損害の額（注3）}$$

- (4) 当社は、残存物取片づけ費用の額を残存物取片づけ費用保険金として支払います。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度とします。
- (5) 当社は、本条（4）の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と本条（1）から（3）までに定める損害保険金の合計額が積載事業用動産保険金額を超える場合であっても、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (注1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。
- (注2) 自己負担額とは、第7条（損害の額の決定）の損害の額および第8条（費用）の費用のうち実際に発生した合計額から本条（1）に定める損害保険金の額を差し引いた額をいいます。
- (注3) 被保険者ごとの損害の額とは、損害の額から回収金を差し引いた残額とします。

第7条（損害の額の決定）

- (1) 当社が損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
(2) 事業用動産の損傷を修理することができる場合には、次の算式によって算出される額を損害の額とします。

$$\text{損害の額} = \text{修理費の額} + \text{第8条（費用）の費用} - \left[\begin{array}{l} \text{修理に際し部分品を交換したために} \\ \text{事業用動産全体としての価額の増加} \\ \text{が発生した場合は、その増加額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{修理に伴って発生した} \\ \text{残存物がある場合は、} \\ \text{その残存物の価額} \end{array} \right]$$

- (3) 第8条（費用）の費用のみを被保険者または被保険者が負担した場合は、その費用を損害の額とします。
(4) 損害が発生した事業用動産が1組または1対の物からなる場合において、その一部に損害が発生したときは、当社は、その損害がその事業用動産全体の価額に及ぼす影響を考慮して損害の額を決定します。

第8条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。

費用	説明
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)⑤に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
③ 共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に発生した共同海損に対する事業用動産の分担額をいいます。

第9条（普通保険約款対物賠償責任条項との関係）

当社は、第3条（保険金を支払う場合）(2)の残存物取付け費用のうち、普通保険約款対物賠償責任条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）により対物賠償保険金の支払対象となる損害については、損害の額が同条項および基本条項（これらの条項について適用される他の特約を含みます。）の規定により支払うべき対物賠償保険金の額を超えるときに限り、その超過額に対してのみ残存物取付け費用保険金を支払います。

第10条（現物による支払）

当社は、事業用動産の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって積載事業用動産保険金の支払に代えることができます。

第11条（被害物についての当社の権利）

- (1) 当社が、損害が発生した事業用動産に対して全損（注）として積載事業用動産保険金を支払った場合は、損害が発生した事業用動産について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った損害保険金の額が損害の発生した事業用動産の保険価額に達しない場合には、当社は、支払った損害保険金の額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
(2) 本条（1）の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思表示をして積載事業用動産保険金を支払ったときは、損害が発生した事業用動産またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当社に移転しません。
（注）全損とは、第7条（損害の額の決定）(1)の損害の額または同条（2）の修理費が、損害の発生した事業用動産の保険価額以上となる場合をいいます。

第12条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、損害保険金および残存物取付け費用保険金に区分して、それぞれ各別に、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を積載事業用動産保険金の額とします。
(2) 他の保険契約等がある場合において、損害保険金および残存物取付け費用保険金に区分して、それぞれ各別に、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額を積載事業用動産保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

- (注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
(注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。また、それぞれの保険契約または共済契約に基づいて算出した損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額とします。

第13条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する積載事業用動産保険金の請求権は、損害発生時から発生し、これ行使することができるものとします。
(2) 積載事業用動産保険金の請求は、記名被保険者を經由して行うものとします。

第14条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えます。
① 第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(4)②の規定中「車両条項」とあるのは「積載事業用動産特約」
② 第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(注3)の規定中「または人身傷害条項」とあるのは「もしくは人身傷害条項または積載事業用動産特約」
③ 第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)④の規定中「ご契約のお車」とあるのは「事業用動産」
④ 第20条（保険金の請求）(3)⑧の規定中「車両条項に係る保険金」とあるのは「積載事業用動産保険金」
⑤ 第25条（代位）(3)の規定中「車両損害」とあるのは「事業用動産の損害」
(2) この保険契約に他車運転特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。
(3) この保険契約に臨時代替自動車特約が適用される場合、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

第15条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(67) 車両保険無過失事故特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。(5.0音順)

	用語	説明
あし	相手自動車	ご契約のお車の所有者と異なる者が所有者である自動車をいいます。
	車対車事故 所有者	ご契約のお車と相手自動車との接触または衝突をいいます。 次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ 上記①および②以外の場合は、自動車を所有する者
の	ノーカウント事故	この保険契約の次契約に適用するノンフリート等級および事故有係数適用期間の決定にあたり、当社が事故件数として数えない取扱いとしている事故をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、保険証券がこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条 (無過失事故の取扱いの特則)

- (1) 当社は、この特約により、無過失事故によってご契約のお車に発生した損害(注1)に対して、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い保険金を支払う場合は、普通保険約款車両条項または普通保険約款に適用される他の特約に定める免責金額ならびに次契約に適用するノンフリート等級および事故有係数適用期間(注2)の決定において、ノーカウント事故として取り扱います。
- (2) この特約において「無過失事故」とは、次のいずれかに該当する事故をいいます。
- ① 次のいずれかに該当する車対車事故。ただし、車対車事故の相手自動車について、登録番号等(注3)ならびに車対車事故の発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限り、
- ア、当社が、事故状況の調査をした結果、その車対車事故の事故態様が次のいずれかに該当し、かつ、客観的事実に照らして、ご契約のお車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めたと。
- (ア) 相手自動車が、ご契約のお車に追突した場合
(イ) センターラインの表示された道路の対向車線を走行中の相手自動車が、センターラインをオーバーしたことによりご契約のお車に衝突または接触した場合
(ウ) 信号機による交通整理が行われている交差点において、相手自動車が赤色の灯火表示(注4)に従わずその交差点に進入したことにより、青色の灯火表示に従ったご契約のお車に衝突または接触した場合
(エ) 本条(2)①ア、(ア)から(ウ)まで以外の場合で、駐車または停車中のご契約のお車に相手自動車が衝突または接触した場合
- イ、本条(2)①ア、以外の場合で、当社が、その事故状況の調査をした結果、民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準に照らし、ご契約のお車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めたと。
- ② 本条(2)①以外の、次に定める条件をすべて満たすご契約のお車の他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落
- ア、ご契約のお車に存在した欠陥やご契約のお車に行われた電気通信回線を用いた第三者による不正なアクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象または動作がご契約のお車に発生したこと。
- イ、ご契約のお車に発生した本来の仕様とは異なる事象または動作の原因となる事象が存在していたことが、次のいずれかにより明らかであること。
- (ア) リコール等(注5)。
(イ) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査
(ウ) 本条(2)②イ、(ア)または(イ)と同等のその他の客観的事実
- ウ、ご契約のお車の所有者およびご契約のお車の運転者に過失がなかったことが判決もしくは裁判上の和解(注6)により確定したことまたは事故状況の調査を行い、法令および判例等に照らして検討した結果、当社がご契約のお車の所有者およびご契約のお車の運転者に過失がなかったと認めたこと。
- (3) 本条(1)および(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当社は、この特約を適用しません。
- ① 普通保険約款車両条項(同条項について適用される他の特約を含みます。)による保険金以外の保険金が併せて支払われる場合。ただし、普通保険約款車両条項(同条項について適用される他の特約を含みます。)による保険金以外の保険金が、ノーカウント事故として取扱う保険金のみである場合を除きます。
- ② 次の特約を適用して当社が車両保険金を支払う場合
- ア、新車特約
イ、車両超過修理費用特約
ウ、車両全損(7.0%)特約
- (注1) ご契約のお車に発生した損害には、次の特約における損害を含みます。
- ① 全損時諸費用特約
② 車内手荷物等特約
③ 積載事業用動産特約
- (注2) 次契約に適用するノンフリート等級および事故有係数適用期間とは、この保険契約の新長期保険料分割払特約が適用されている場合であって、事故の発生日の属する保険年度が満期日(この保険契約が保険期間の途中で解除または解約された場合は、解除日または解約日をいいます。)の属する保険年度でないときは、翌保険年度以降の保険年度に適用するノンフリート等級および事故有係数適用期間をいいます。
- (注3) 登録番号等とは、登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。
- (注4) 赤色の灯火表示とは、赤色点滅を除きます。
- (注5) リコール等とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第63条の2(改善措置の勧告等)または同条の3(改善措置の届出等)に基づき実施される改善措置等をいいます。
- (注6) 裁判上の和解とは、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条(訴え提起前の和解)に定める訴え提起前の和解を含みます。

第3条 (保険金の請求—交通事故証明書を提出できない場合)

- (1) 被保険者は、第2条(無過失事故の取扱いの特則)(2)①の無過失事故について、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第2.0条(保険金の請求)(3)ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書に代えて次の書類および写真を当社に提出しなければなりません。

- ① 車対車事故の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
 - ② ご契約のお車の損傷部位の写真
 - ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料
- (2) 被保険者は、第2条（無過失事故の取扱いの特例）(2)②の無過失事故について、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第20条（保険金の請求）(3)㉔の書類または証拠として、次表に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

当社の定める事故報告書

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を適用します。

5. その他補償に関する特約

(68) 他車運転特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
か	家族	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
た	他の自動車	ご契約のお車以外の自動車であって、その用途車種が自家用8車種であるものをいいます。ただし、次の自動車を除きます。 ① 記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有（注1）または常時使用する自動車 ② 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有（注1）または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中（注2）の場合は、その自動車 （注1）所有には、所有権留保条項付売買契約による購入、および1年以上を期間とする賃借契約による借入れを含みます。 （注2）運転中とは、駐車または停車中を除きます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① ご契約のお車の用途車種が自家用8車種であること。
- ② 記名被保険者が個人であること。

第2条（保険金を支払う場合—対人賠償）

当社は、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中（注1）の他の自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合においては、次のとおりとします。

- ① 普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、他の自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額を含めて、対人賠償保険金を支払います。
- ② 普通保険約款対人賠償責任条項第2条（補償の対象となる方—被保険者）(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に限り、同条（1）の被保険者として扱います。
ア. 記名被保険者またはその家族
イ. 本条②ア. に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力者に関する対人事故（注3）に限り、適用します。
- ③ 他の自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、普通保険約款対人賠償責任条項第7条（当社による解決）(3)②の規定にかかわらず、同条（1）の規定を適用します。

- (注1) 運転中とは、駐車または停車中を除きます。
(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限り、適用します。
(注3) 対人事故とは、普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）(1)に定める対人事故をいいます。

第3条（保険金を支払う場合—対物賠償）

当社は、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中（注1）の他の自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、普通保険約款対物賠償責任条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合においては、普通保険約款対物賠償責任条項第2条（補償の対象となる方—被保険者）(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に限り、同条（1）の被保険者として扱います。

- ① 記名被保険者またはその家族
- ② 本条①に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力者に関する対物事故（注3）に限り、適用します。
- (注1) 運転中とは、駐車または停車中を除きます。
(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限り、適用します。
(注3) 対物事故とは、普通保険約款対物賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に定める対物事故をいいます。

第4条（保険金を支払う場合—人身傷害）

当社は、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中（注）の他の自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、普通保険約款人身傷害条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合においては、この特約の規定により人身傷害保険金を支払うべき損害に対しては、普通保険約款人身傷害条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）の規定による人身傷害保険金を重ねて支払いません。

(注) 運転中とは、駐車または停車中を除きます。

第5条（保険金を支払う場合－自損傷害）

当社は、この保険契約に自損傷害特約が適用されている場合には、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中（注1）の他の自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、同特約（同特約について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合においては、次のとおりとします。

- ① 自損傷害特約第3条（補償の対象となる方－被保険者）（1）の規定にかかわらず、他の自動車の正規の乗車装置（注2）またはその装置のある室内（注3）に搭乗中（注4）の記名被保険者またはその家族に限り、同条（1）の被保険者として扱います。
 - ② この特約の規定により自損傷害保険金を支払うべき傷害に対しては、自損傷害特約（同特約について適用される他の特約を含みます。）の規定による自損傷害保険金を重ねて支払いません。
- （注1）運転中とは、駐車または停車中を除きます。
- （注2）正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
- （注3）その装置のある室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- （注4）搭乗中とは、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第6条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）

当社は、この保険契約に無保険車傷害特約が適用されている場合には、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中（注）の他の自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、同特約（同特約について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合においては、この特約の規定により無保険車傷害保険金を支払うべき損害に対しては、無保険車傷害特約（同特約について適用される他の特約を含みます。）の規定による無保険車傷害保険金を重ねて支払いません。

（注）運転中とは、駐車または停車中を除きます。

第7条（保険金を支払う場合－車両損害）

当社は、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中（注1）の他の自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、普通保険約款車両条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合においては、次のとおりとします。

① 損害が発生した地および時における他の自動車の価額（注2）を車両保険金額とします。

② 保険金の請求は、記名被保険者を經由して行うものとします。

（注1）運転中とは、駐車または停車中を除きます。

（注2）他の自動車の価額とは、他の自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第8条（保険金を支払う場合－被害者救済費用）

（1）当社は、この保険契約に不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約が適用されている場合には、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中（注）の他の自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、同特約（同特約について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合においては、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第3条（補償の対象となる方－被保険者）（1）の規定にかかわらず、他の自動車を運転中（注）の記名被保険者またはその家族に限り、同条（1）の被保険者として扱います。

（2）当社は、この保険契約に心身喪失等による事故の被害者救済費用特約が適用されている場合には、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中（注）の他の自動車をご契約のお車とみなして、同特約（同特約について適用される他の特約を含みます。）を適用します。

（注）運転中とは、駐車または停車中を除きます。

第9条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項および基本条項ならびに普通保険約款に適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに発生した事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 運転者の使用者の業務（注1）のために、その使用者の所有する自動車（注2）を運転しているとき。

② 運転者が役員（注3）となっている法人の所有する自動車（注2）を運転しているとき。

③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。

④ 運転者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。ただし、運転者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、運転者がその者に正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

（注1）業務とは、家事を除きます。

（注2）所有する自動車とは、所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする借借契約により借り入れた自動車を含みます。

（注3）役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第10条（普通保険約款との関係）

（1）この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第7条（ご契約のお車の譲渡）（2）の規定は適用しません。

（2）この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
①（1）③	被保険者（注1）	記名被保険者
②	車両条項の被保険者が本条（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより本条（1）の規定による解除がなされた場合、または本条（2）の規定による解除がなされた場合	本条（2）の規定による解除がなされた場合
③（注3）	対物賠償責任条項または被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者	対物賠償責任条項、車両条項または被保険者（この保険契約に適用される他車運転特約に定める被保険者を含みます。）であって、記名被保険者

(69) 臨時代替自動車特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
か	家族	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の末婚の子
ひ	被代替自動車	ご契約のお車のうち、整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下において使用できない自動車をいいます。
り	臨時代替自動車	ご契約のお車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下において使用できない間に、その代替自動車として記名被保険者が臨時に借用して使用する自動車(注1)をいいます。ただし、記名被保険者もしくはその家族またはこれらの者の役員(注2)もしくは使用人が所有する自動車(注3)を除きます。 (注1) 記名被保険者が臨時に借用して使用する自動車とは、2台以上ある場合、被代替自動車の代替としての臨時代替自動車は、次の順によって定めるものとします。 ① 被代替自動車と同一の用途車種(普通保険約款<別表2>ご契約のお車の入替ができる用途車種区分表に掲げる用途車種をいいます。)の自動車 ② 被代替自動車が整備工場等の管理下に入った時以降、臨時に借用して使用する自動車が記名被保険者の管理下に入った順 (注2) 役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 (注3) 所有する自動車には、所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含まず。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合—対人賠償)

当社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項(同条項について適用される他の特約を含みます。)を適用します。ただし、この場合においては、次のとおりとします。

- ① 普通保険約款対人賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)(2)の規定にかかわらず、臨時代替自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額を含めて、対人賠償保険金を支払います。
- ② 普通保険約款対人賠償責任条項第2条(補償の対象となる方—被保険者)(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に限り、同条(1)の被保険者とします。
ア. 記名被保険者およびその家族ならびにこれらの者の役員(注1)および使用人
イ. 本案②ア.に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する対人事故(注3)に限りです。
- ③ 臨時代替自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、普通保険約款対人賠償責任条項第7条(当社による解決)(3)②の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。
(注1) 役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限りです。
(注3) 対人事故とは、普通保険約款対人賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)(1)に定める対人事故をいいます。

第3条 (保険金を支払う場合—対物賠償)

当社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、普通保険約款対物賠償責任条項(同条項について適用される他の特約を含みます。)を適用します。ただし、この場合においては、普通保険約款対物賠償責任条項第2条(補償の対象となる方—被保険者)(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に限り、同条(1)の被保険者とします。

- ① 記名被保険者およびその家族ならびにこれらの者の役員(注1)および使用人
- ② 本案①に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する対物事故(注3)に限りです。
(注1) 役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限りです。
(注3) 対物事故とは、普通保険約款対物賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)に定める対物事故をいいます。

第4条 (保険金を支払う場合—人身傷害)

当社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、普通保険約款人身傷害条項(同条項について適用される他の特約を含みます。)を適用します。ただし、この場合においては、この特約の規定により人身傷害保険金を支払うべき損害に対しては、普通保険約款人身傷害条項(同条項について適用される他の特約を含みます。)の規定による人身傷害保険金を重ねて支払いません。

第5条 (保険金を支払う場合—自損傷害)

当社は、この保険契約に自損傷害特約が適用されている場合には、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、同特約(同特約について適用される他の特約を含みます。)を適用します。ただし、この場合においては、この特約の規定により自損傷害保険金を支払うべき損害に対しては、自損傷害特約(同特約について適用される他の特約を含みます。)の規定による自損傷害保険金を重ねて支払いません。

第6条 (保険金を支払う場合—無保険車傷害)

当社は、この保険契約に無保険車傷害特約が適用されている場合には、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、同特約(同特約について適用される他の特約を含みます。)を適用します。ただし、この場合においては、この特約の規定により無保険車傷害保険金を支払うべき損害に対しては、無保険車傷害特約(同特約について適用される他の特約を含みます。)の規定による無保険車傷害保険金を重ねて支払いません。

第7条 (保険金を支払う場合—車両損害)

当社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、普通保険約款車両条項(同条項について適用される他の特約を含みます。)を適用します。ただし、この場合においては、次のとおりとします。

- ① 損害が発生した地および時における臨時代替自動車の価額（注）を車両保険金額とします。
 ② 保険金の請求は、記名被保険者を經由して行うものとします。
 （注）臨時代替自動車の価額は、臨時代替自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第8条（保険金を支払う場合—被害者救済費用）

- (1) 当社は、この保険契約に不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約が適用されている場合には、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、同特約（同特約について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合においては、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第3条（補償の対象となる方—被保険者）（1）の規定にかかわらず、臨時代替自動車を運転中の記名被保険者およびその家族、臨時代替自動車を運転中のこれらの者の役員（注1）および使用人ならびに臨時代替自動車の運転者がいない状態で人身事故（注2）または物損事故（注3）が発生した場合は臨時代替自動車の所有者（注4）に限り、同条（1）の被保険者とします。
- (2) 当社は、この保険契約に心神喪失等による事故の被害者救済費用特約が適用されている場合には、記名被保険者およびその家族ならびにこれらの者の役員（注1）および使用人から、自ら運転者として運転中の臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、同特約（同特約について適用される他の特約を含みます。）を適用します。
- (注1) 役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注2) 人身事故とは、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約「用語の説明」に規定する人身事故をいいます。
 (注3) 物損事故とは、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約「用語の説明」に規定する物損事故をいいます。
 (注4) 臨時代替自動車の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 臨時代替自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② 臨時代替自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ 上記①および②以外の場合は、臨時代替自動車を所有する者

第9条（補償される期間—保険期間）

- (1) 臨時代替自動車に係る当社の保険責任は、臨時代替自動車が記名被保険者の直接の管理下に入った時に始まり、その管理下を離れた時または被代替自動車が整備工場等の管理下を離れ、記名被保険者の直接の管理下に戻った時のいずれか早い時に終わります。
- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、保険期間の始期において既に記名被保険者の管理下に入っている臨時代替自動車については、その始期をもって当社の保険責任は始まり、また記名被保険者が臨時代替自動車を管理中であっても、保険期間の終期をもって当社の保険責任は終わります。

第10条（この特約を適用しない場合）

- (1) 当社は、全車両一括特約第7条（付保漏れがあった場合）または同特約第8条（通知に遅滞または脱漏があった場合）の規定により、同特約第2条（中途取得自動車に対する自動補償）の規定が適用されない場合は、この特約を適用しません。
- (2) 当社は、全車両一括（中途取得自動車の保険料一括精算方式）特約第7条（付保漏れがあった場合）または同特約第8条（通知に遅滞または脱漏があった場合）の規定により、同特約第2条（中途取得自動車に対する自動補償）の規定が適用されない場合は、この特約を適用しません。

第11条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
①（1）③	被保険者（注1）	記名被保険者
②（5）	車両条項の被保険者が本条（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当することに本条（1）の規定による解除がなされた場合、または本条（2）の規定による解除がなされた場合	本条（2）の規定による解除がなされた場合
③（注3）	対物賠償責任条項または被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者	対物賠償責任条項、車両条項または被保険者（この保険契約に適用される臨時代替自動車特約に定める被保険者を含みます。）であって、記名被保険者

- (2) この保険契約に他車運転特約または他車運転（二輪・原付）特約が適用される場合、これらの特約の規定により保険金を支払うべき損害または傷害に対しては、この特約を適用しません。
- (3) この保険契約にファミリーバイク（人身傷害型）特約またはファミリーバイク（自損・無保険車傷害型）特約が適用される場合、これらの特約の規定により保険金を支払うべき損害または傷害に対しては、この特約を適用しません。ただし、ファミリーバイク（自損・無保険車傷害型）特約第4条（保険金を支払う場合—自損傷害）または第5条（保険金を支払う場合—無保険車傷害）の規定に優先して、この特約第4条（保険金を支払う場合—人身傷害）の規定により人身傷害保険金を支払うべき事故が発生したときは、この特約を適用します。

（70）ファミリーバイク（人身傷害型）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。
 （50音順）

用語	説明
か 家族	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
け 原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。
し 借用原動機付自転車	被保険者のいずれかに該当する者が所有（注）または常時使用する原動機付自転車以外の原動機付自転車をいいます。 （注）所有には、所有権留保条項付売買契約による購入、および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

金を支払いません。

- ① 記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中（注3）の原動機付自転車を、その使用者の業務（注1）のために、その本人が運転している間に発生した事故。ただし、その使用者が記名被保険者またはその家族のいずれかに該当する場合は除きます。
 - ② 記名被保険者またはその家族のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務（注1）のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について発生した事故
 - ③ 記名被保険者またはその家族が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に発生した事故。ただし、記名被保険者またはその家族が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、記名被保険者またはその家族がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合は除きます。
- （注1）業務とは、家事を除きます。
（注2）所有する原動機付自転車には、所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。
（注3）運転中とは、駐車または停車中を除きます。

第8条（普通保険約款および他の特約との関係）

- （1）この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第7条（ご契約のお車の譲渡）（2）の規定は適用しません。
- （2）この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（注3）の規定中「被保険者であって」とあるのは「被保険者（この保険契約に適用されるファミリーバイク（人身傷害型）特約に定める被保険者を含みます。）であって」と読み替えます。
- （3）この特約の適用においては、当社は、運転者限定特約および運転者年齢条件特約の規定は適用しません。

（71）ファミリーバイク（自損・無保険車傷害型）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。
(5.0音順)

	用語	説明
か	家族	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
け	原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。
し	自損傷害保険金 借用原動機付自転車	死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金および医療保険金をいいます。 被保険者のいずれかに該当する者が所有（注）または常時使用する原動機付自転車以外の原動機付自転車をいいます。 （注）所有には、所有権留保条項付売買契約による購入、および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。
た	対人賠償保険等 対人賠償保険等の保険金額または共済金額	自動車の所有、使用または管理に起因して他人を死傷させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。 対人賠償保険等に定められた責任限度額をいひ、対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。ただし、対人賠償保険等に運転者の年齢を限定する条件が定められており、その条件に該当しない者が運転している間に発生した事故による損害に対して、対人賠償保険等の保険金または共済金が削減して支払われる場合は、保険金または共済金の額を保険金額または共済金額とみなします。
ち	治療日数	入院または通院した実治療日数をいいます。なお、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するために治療によりギプス等（注1）を常時装着した期間については、その日数は通院した実治療日数とみなします。ただし、診断書や医師の意見書に固定に関する記載があること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限ります。 ① 長管骨（注2）および骨柱 ② 長管骨（注2）に接続する三大関節（注3）部分 ③ ろく骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りします。 ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りします。 （注1）ギプス等とは、ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーネ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りします。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りします。）、およびハローベストをいいます。 （注2）長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。 （注3）長管骨に接続する三大関節とは、上肢の肩関節、ひじ関節および手関節ならびに下肢の股関節、ひざ関節および足関節をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

- この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。
① ご契約のお車の用途車種が自家用8車種または二輪自動車であること。
- ② 記名被保険者が個人であること。
- ③ この保険契約に普通保険約款人身傷害条項の適用があることまたは無保険車傷害特約および自損傷害特約が適用されていること。

第2条（保険金を支払う場合—対人賠償）

当社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約のお車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合において、被保険者が使用または管理する原動機付自転車に借用原動機付自転車であるときは、次のとおりとします。

- ① 普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、借用原動機付自転車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額を含めて、対人賠償保険金を支払います。

- ② 借用原動機付自転車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、普通保険約款対人賠償責任条項第7条（当社による解決）(3) ②の規定にかかわらず、同条（1）の規定を適用します。

第3条（保険金を支払う場合—対物賠償）

当社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約のお車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、普通保険約款対物賠償責任条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合において、普通保険約款対物賠償責任条項における免責金額が5万円を超えるときは、その免責金額を5万円とみなします。

第4条（保険金を支払う場合—自損傷害）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、第12条（自損傷害保険に関する規定）(1) ①の表の「支払事由」に該当する場合であって、それによってその被保険者に発生した損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しないときは、この特約に従い、被保険者に自損傷害保険金を支払います。ただし、自損傷害保険金のうち死亡保険金については、その被保険者の法定相続人に支払います。
- ① 被保険者が正規の乗車装置（注1）に搭乗中（注2）の原動機付自転車の運行に起因する事故
② 被保険者が正規の乗車装置（注1）に搭乗中（注2）の原動機付自転車の運行中、飛来物もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険者が正規の乗車装置（注1）に搭乗中（注2）の原動機付自転車の落下
- (2) 当社は、この特約の規定により自損傷害保険金を支払うべき傷害に対しては、自損傷害特約（同特約について適用される他の特約を含みます。）の規定による自損傷害保険金を重ねて支払いません。
- (3) 当社は、この保険契約に普通保険約款人身傷害保険金の適用がある場合には、同条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）の規定により人身傷害保険金の支払対象とならない場合であるときに限り、この特約に従い、自損傷害保険金を支払います。
- (注1) 正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
(注2) 搭乗中とは、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第5条（保険金を支払う場合—無保険車傷害）

- (1) 当社は、無保険自動車の所有、使用または管理に起因する事故により、原動機付自転車の正規の乗車装置（注1）に搭乗中（注2）の被保険者が身体に傷害を被り、その直接の結果として被保険者の生命が害されること、またはその直接の結果として普通保険約款別表1>後遺障害等級表の1または別表1>の2に掲げる後遺障害が発生すること（以下「無保険車傷害事故」といいます。）によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（注3）に対して、賠償義務がある場合に限り、この特約に従い、保険金請求権者に無保険車傷害保険金を支払います。
- (2) 当社は、1回の無保険車傷害事故による本条（1）の損害の額が次の合計額を超過する場合には、その超過額に対してのみ無保険車傷害保険金を支払います。
- ① 自賠責保険等によって支払われる金額（注4）
② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が本条（1）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額
- (3) 当社は、この特約の規定により無保険車傷害保険金を支払うべき傷害に対しては、無保険車傷害特約（同特約について適用される他の特約を含みます。）の規定による無保険車傷害保険金を重ねて支払いません。
- (4) この特約において「無保険自動車」とは、相手自動車（注5）で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいいます。
- ① その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合
② その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、賠償義務者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合
③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額が、無保険車傷害保険金額に達しない場合
- (5) 本条（4）の規定にかかわらず、次の自動車は無保険自動車とみなします。
- ① 相手自動車（注5）が明かでないとき認められる場合は、その自動車
② 相手自動車（注5）が2台以上ある場合は、それぞれ相手自動車（注5）。ただし、それぞれの相手自動車（注5）について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額（注6）が、無保険車傷害保険金額に達しないと認められるときに限ります。
- (6) 当社は、この保険契約に普通保険約款人身傷害保険金を支払います。
- ① 普通保険約款人身傷害保険金（同条項について適用される他の特約を含みます。）の規定による人身傷害保険金が支払われない場合
② 無保険車傷害保険金および自賠責保険等によって支払われる金額（注4）の合計額が人身傷害保険金の額（注7）を上回る場合。ただし、この場合においては、当社は、普通保険約款人身傷害保険金（同条項について適用される他の特約を含みます。）の規定による人身傷害保険金を支払わず、既に支払っていたときはその額を無保険車傷害保険金から差し引きます。
③ 普通保険約款人身傷害保険金第5条（支払保険金の計算）(3)の規定により人身傷害保険金が支払われる場合
- (注1) 正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
(注2) 搭乗中とは、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
(注3) 損害とは、第13条（無保険車傷害保険金に関する規定）(2)に定める損害の額をいいます。
(注4) 自賠責保険等によって支払われる金額とは、自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
(注5) 相手自動車とは、ご契約のお車および被保険者が正規の乗車装置（乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。）に搭乗中（極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。）の原動機付自転車以外の自動車であって被保険者を死傷させた自動車（注6）をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車（所有権留保保険項目付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。）を除きます。
(注6) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額とは、本条（4）①および②に該当する相手自動車ならびに本条（5）①の明かでないとき認められる相手自動車については、保険金額または共済金額がないものと計算します。
(注7) 人身傷害保険金の額とは、普通保険約款基本条項第19条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定が適用される場合には、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき人身傷害保険金の額とします。

第6条（保険金を支払う場合—被害者救済費用）

- (1) 当社は、この保険契約に不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約が適用されている場合には、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約のお車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、同特約（同特約について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、物損救済費用保険金を支払う場合において、普通保険約款対物賠償責任条項における免責金額が5万円を超えるときは、その免責金額は5万円とみなします。
- (2) 当社は、この保険契約に心身喪失等による事故の被害者救済費用特約が適用されている場合には、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中（注）の原動機付自転車をご契約のお車とみなして、同特約（同特約について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、物損救済費用保険金を支払う場合において、普通保険約款対物賠償責任条項における免責金額が5万円を超えるときは、その免責金額は5万円とみなします。

(注) 運転中とは、駐車または停車中を除きます。

第7条 (補償の対象となる方—被保険者)

- (1) この特約における被保険者は、次の規定にかかわらず、記名被保険者およびその家族とします。
- ① 普通保険約款対人賠償責任条項第2条 (補償の対象となる方—被保険者) (1)
 - ② 普通保険約款対物賠償責任条項第2条 (補償の対象となる方—被保険者) (1)
- (2) 第2条 (保険金を支払う場合—対人賠償) または第3条 (保険金を支払う場合—対物賠償) の規定に基づき普通保険約款対人賠償責任条項または普通保険約款対物賠償責任条項を適用する場合で、本条 (1) に該当する者が責任無能力者であるときは、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者 (注1) を被保険者を含むものとします。ただし、その責任無能力者に関する対人事故 (注2) または対物事故 (注3) に限ります。
- (3) この特約における無保険車傷害保険金に関する規定の適用において、本条 (1) の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されることの直接の結果として普通保険約款別表1 > 後遺障害等級表の1または < 別表1 > の2に掲げる後遺障害が発生することによって損害を被った場合は、本条 (1) の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。
- (4) この特約における自損傷害保険金および無保険車傷害保険金に関する規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- (5) この特約における不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合の被保険者は、同特約第3条 (補償の対象となる方—被保険者) (1) の規定にかかわらず、記名被保険者およびその家族のうち、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 原動機付自転車の運転者
 - ② 原動機付自転車の運転者がいない状態で事故が発生した場合は、原動機付自転車の所有者 (注4)
- (注1) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限ります。
- (注2) 対人事故とは、普通保険約款対人賠償責任条項第1条 (保険金を支払う場合) (1) に定める対人事故をいいます。
- (注3) 対物事故とは、普通保険約款対物賠償責任条項第1条 (保険金を支払う場合) に定める対物事故をいいます。
- (注4) 原動機付自転車の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 原動機付自転車が所有権保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② 原動機付自転車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ 上記①および②以外の場合は、原動機付自転車を所有する者

第8条 (無保険車傷害保険金の保険金請求権者)

この特約における無保険車傷害保険金の保険金請求権者は、無保険車傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者とします。

- ① 被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
- ② 被保険者の父母、配偶者または子

第9条 (保険金を支払わない場合—対人賠償・対物賠償等)

- (1) 当社は、第2条 (保険金を支払う場合—対人賠償)、第3条 (保険金を支払う場合—対物賠償) および第6条 (保険金を支払う場合—被害者救済費用) (1) の適用においては、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および基本条項ならびに普通保険約款に適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により発生した損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務 (注1) のために、被保険者の使用人が運転している間に発生した事故。ただし、その使用人が第7条 (補償の対象となる方—被保険者) に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ② 被保険者の使用人の所有する原動機付自転車 (注2) を、その使用者の業務 (注1) のために、被保険者が運転している間に発生した事故。ただし、その使用者が第7条 (補償の対象となる方—被保険者) に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ③ 第7条 (補償の対象となる方—被保険者) に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務 (注1) のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について発生した事故
 - ④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に発生した事故。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- (2) 当社は、第6条 (保険金を支払う場合—被害者救済費用) (2) の適用においては、普通保険約款基本条項および普通保険約款に適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により発生した損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中 (注3) の原動機付自転車を、その使用者の業務 (注1) のために、その本人が運転している間に発生した事故。ただし、その使用者が記名被保険者またはその家族のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ② 記名被保険者またはその家族のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務 (注1) のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について発生した事故
 - ③ 記名被保険者またはその家族が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に発生した事故。ただし、記名被保険者またはその家族が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、記名被保険者またはその家族がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- (注1) 業務とは、家事を除きます。
- (注2) 所有する原動機付自転車には、所有権保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。
- (注3) 運転中とは、駐車または停車中を除きます。

第10条 (保険金を支払わない場合—自損傷害)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては、自損傷害保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質 (注2) もしくは核燃料物質 (注2) によって汚染された物 (注3) の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ 本条 (1) ③ に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ 本条 (1) ① から④ までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑥ 被保険者が正規の乗車装置 (注4) に搭乗中 (注5) の原動機付自転車を競技 (注6) もしくは曲技 (注7) のために使用すること、または被保険者が正規の乗車装置 (注4) に搭乗中 (注5) の原動機付自転車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用 (注8) すること。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する過失に対しては、自損傷害保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した傷害
 - ② 被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないで原動機付自転車を運転 (注9) している場合に、その本人に発生した傷害
 - ③ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に關

- する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で原動機付自転車を運転している場合に、その本人に発生した傷害
- ④ 被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で原動機付自転車を運転している場合に、その本人に発生した傷害
- ⑤ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで原動機付自転車を搭乗中に、その本人に発生した傷害。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- ⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に発生した傷害
- ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に発生した傷害
- (3) 当社は、傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって発生した場合は、その者の受け取るべき金額については、自損傷害保険金を支払いません。
- (4) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注10）に対しては、自損傷害保険金を支払いません。
- (注1) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 正規の乗車装置とは、乗車人が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
- (注5) 搭乗中とは、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
- (注6) 競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注7) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注8) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注9) 法令により定められた運転資格を持たないで原動機付自転車を運転とは、次のいずれかに該当する者が原動機付自転車を運転している状態等をいいます。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
 - ② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その効力が停止されている者
 - ③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類に違反している者
- (注10) 創傷感染症とは、丹毒、淋菌性皮膚炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第11条（保険金を支払わない場合—無保険車傷害）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、無保険車傷害保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 台風、洪水または高潮
 - ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ 本案（1）④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 本条（1）①から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑦ 被保険者が正規の乗車装置（注4）に搭乗中（注5）の原動機付自転車を競技（注6）もしくは曲技（注7）のために使用すること、または被保険者が正規の乗車装置（注4）に搭乗中（注5）の原動機付自転車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注8）すること。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、無保険車傷害保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した傷害による損害
 - ② 被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないで原動機付自転車を運転（注9）している場合に、その本人に発生した傷害による損害
 - ③ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で原動機付自転車を運転している場合に、その本人に発生した傷害による損害
 - ④ 被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で原動機付自転車を運転している場合に、その本人に発生した傷害による損害
 - ⑤ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで原動機付自転車を搭乗中に、その本人に発生した傷害による損害。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
 - ⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に発生した傷害による損害
 - ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に発生した傷害による損害
- (3) 当社は、損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって発生した場合は、その者の受け取るべき金額については、無保険車傷害保険金を支払いません。
- (4) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注10）による損害に対しては、無保険車傷害保険金を支払いません。
- (5) 当社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は無保険車傷害保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。
- ① 被保険者の配偶者
 - ② 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限り、
 - ③ 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（注11）に従事している場合に限り、
 - ④ 被保険者の使用者の業務（注11）に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務（注11）に従事している場合に限り、
- (6) 当社は、次のいずれかに該当する者が運転する無保険自動車によって被保険者が傷害を被った場合は無保険車傷害保険金を支払いません。ただし、無保険自動車2台以上ある場合で、本条（5）①から④までに定められた者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。
- ① 被保険者の配偶者
 - ② 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限り、
 - ③ 被保険者は、被保険者が正規の乗車装置（注4）に搭乗中（注5）の原動機付自転車について適用される他人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合（注12）には、無保険車傷害保険金を支払いません。
- (注1) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 正規の乗車装置とは、乗車人が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
- (注5) 搭乗中とは、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
- (注6) 競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。

- (注7) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
 (注8) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
 (注9) 法令により定められた運転資格を持たないで原動機付自転車を運転とは、次のいずれかに該当する者が原動機付自転車を運転している状態等を含みます。
 ① 道路交通法(昭和35年法律第105号)等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
 ② 運転免許の停止処分を受けたことにより、その効力が停止されている者
 ③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類に違反している者
 (注10) 創傷感染症とは、丹毒、淋病、敗血症、破傷風等を含みます。
 (注11) 業務とは、家事を除きます。
 (注12) 保険金または共済金の支払を受けることができる場合には、保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を受けられる場合を含みます。

第12条(自損傷害保険金に関する規定)

(1) 当社は、この特約に基づき支払うべき自損傷害保険金については、次のとおりとします。

① 1回の事故につき、当社は次表に定めるところに従い、自損傷害保険金を支払います。

保険金の区分	支払事由	支払保険金の額
ア. 死亡保険金	死亡した場合	1,500万円とします。ただし、1回の事故につき、同一被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。
イ. 後遺障害保険金	普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の1または<別表1>の2に掲げる後遺障害が発生した場合	この特約の<別表1>後遺障害等級別保険金支払額表の1または<別表1>の2のそれぞれの等級に定める保険金支払額
ウ. 介護費用保険金	次のいずれかに該当する後遺障害が発生し、かつ、介護を必要とすると認められる場合。ただし、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合および普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の1の第1級または第2級に掲げる後遺障害を同時に被った場合を除きます。 (ア) 普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の2の第1級または第2級に掲げる後遺障害 (イ) 普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の2の第3級③または④に掲げる後遺障害	200万円
エ. 医療保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を要した場合	次のいずれかの額 (ア) 治療日数が1日以上5日未満の場合は、5,000円 (イ) 治療日数が5日以上となった場合は、傷害を被った部位およびその症状に応じて、この特約の<別表2>医療保険金支払額表に定める額。ただし、5日目の治療を受けた日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限りす。

② 本条(1)①の規定に従い、死亡保険金を支払う場合で、被保険者の法定相続人が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

③ 同一事故により、普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の2に掲げる2種以上の後遺障害が発生した場合には、最も重い後遺障害に該当する等級に該当するこの特約の<別表1>後遺障害等級別保険金支払額表の保険金支払額を後遺障害保険金として支払います。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次の等級に対応する保険金支払額とします。

ア. 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級イ. 本条(1)③ア. 以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級

ウ. 本条(1)③ア. およびイ. 以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級。ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払額の合計額が最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払額に達しない場合は、その合計額とします。

④ 当社は、本条(1)③に定める事項のほか、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険における後遺障害の等級認定の基準に準じて等級の決定を行い、その等級に対応するこの特約の<別表1>後遺障害等級別保険金支払額表の保険金支払額を後遺障害保険金として支払います。

⑤ 既に後遺障害のある被保険者が第4条(保険金を支払う場合—自損傷害)の傷害を被ったことにより、さらに同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{後遺障害保険金の額} = \left[\begin{array}{l} \text{普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の1または} \\ \text{<別表1>の2に掲げる加重後の後遺障害に} \\ \text{該当する等級に対応するこの特約の<別表1>後遺} \\ \text{障害等級別保険金支払額表の保険金支払額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{既にあった後遺障害に該当する} \\ \text{等級に対応するこの特約の} \\ \text{<別表1>の保険金支払額} \end{array} \right]$$

⑥ 同一事故により発生した後遺障害が本条(1)①ウ. (ア) および(イ) のいずれにも該当する場合であっても、当社は、重複しては介護費用保険金を支払いません。

⑦ 本条(1)①エ. の治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注1)であるときには、その処置日数を含みます。

⑧ この特約の<別表2>医療保険金支払額表のそれぞれの症状に該当しない傷害であっても、それぞれの症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなします。

⑨ 同一事故により被った傷害の部位および症状が、この特約の<別表2>医療保険金支払額表の複数の項目に該当する場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額を医療保険金として支払います。ただし、既に低い金額で医療保険金を支払っていた場合においては、支払われるべき高い金額の医療保険金の額から、既に支払った低い医療保険金の額を差し引いた残額を支払います。

(2) 次のいずれかに該当する事由により第4条(保険金を支払う場合—自損傷害)の傷害が重大となった場合は、当社は、その事由がなかったときに相当する金額について、自損傷害保険金を支払います。

① 被保険者が第4条(保険金を支払う場合—自損傷害)の傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響があったこと。

- ② 被保険者が第4条（保険金を支払う場合—自損傷害）の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響があったこと。
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。
- (3) 当社は、この特約に基づき当社が支払うべき自損傷害保険金の責任限度額等については、次のとおりとします。
- ① 1回の事故につき、当社が支払うべき死亡保険金の額は、本条（1）の規定による額とし、1,500万円を限度とします。
- ② 1回の事故につき、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、本条（1）および（2）の規定による額とし、2,000万円を限度とします。
- ③ 当社は、本条（3）①および②に定める死亡保険金および後遺障害保険金のほか、1回の事故につき、本条（1）および（2）の規定による介護費用保険金および医療保険金を支払います。
- (4) 他の保険契約等がある場合は、当社は次に定める額を自損傷害保険金の額とします。この場合において、介護費用保険金、医療保険金ならびに死亡保険金および後遺障害保険金とに区分して算出するものとします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注2）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払責任額（注2）のうち最も高い額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注2）を限度とします。

(5) 当社に対する自損傷害保険金の請求権は、次の時からそれぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

区分	保険金請求権の発生時期	
① 死亡保険金	被保険者が死亡した時	
② 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が発生した時	
③ 介護費用保険金	被保険者に後遺障害が発生した時。ただし、事故の発生の日からその日をきめて30日を経過した時以降とします。	
④ 医療保険金	治療日数が1日以上5日未満の場合	被保険者が治療を要しなくなった時または事故の発生の日からその日をきめて180日を経過した時のいずれか早い時
	治療日数が5日以上となった場合	事故の発生の日からその日をきめて180日以内の治療日数が5日となった時

(6) 当社が自損傷害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

(注1) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる措置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる措置を含みます。

(注2) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金もしくは共済金の額をいいます。

第13条（無保険車傷害保険金に関する規定）

(1) 当社は、この特約に基づき支払うべき無保険車傷害保険金については、次のとおりとします。

① 1回の無保険車傷害事故につき当社の支払う無保険車傷害保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、被保険者1名につき、それぞれ無保険車傷害保険金限度とします。

$$\text{無保険車傷害保険金の額} = \text{本条（2）の規定により決定される損害の額} + \text{本条（3）の費用} - \text{本条（1）①ア、からオ、までの合計額}$$

ア、自賠責保険等によって支払われる金額（注1）

イ、対人賠償保険等によって賠償義務者が第5条（保険金を支払う場合—無保険車傷害）（1）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額

ウ、保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。

エ、本条（2）の規定により決定される損害の額および本条（3）の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

オ、本条（1）①ア、からエ、までのほか、第5条（保険金を支払う場合—無保険車傷害）（1）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注2）

② この特約における無保険車傷害保険金額とは、次の額とします。

無保険車傷害保険金額
2億円

(2) 当社が無保険車傷害保険金を支払うべき損害の額は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。この場合における損害の額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているとしないにもかかわらず、次の手続によって決定します。

① 当社と保険金請求権者との間の協議

② 本条（2）①の協議が成立しない場合は、当社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

(3) 保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。

費用	説明
① 損害防止費用	普通保険約款基本本条第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	普通保険約款基本本条第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）⑤に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

(4) 次のいずれかに該当する事由により第5条（保険金を支払う場合—無保険車傷害）（1）の損害が重大となった場合は、当社は、その事由がなかったときに相当する金額を損害の額として、無保険車傷害保険金を支払います。

① 被保険者が第5条（保険金を支払う場合—無保険車傷害）（1）の傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響があったこと。

② 被保険者が第5条（保険金を支払う場合—無保険車傷害）（1）の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響があったこと。

③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。

(5) 当社は、無保険車傷害保険金の保険金請求権者の義務等については、次のとおりとします。

① 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第5条（保険金を支払う場合—無保険車傷害）（1）の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を当社に通知しなければなりません。

ア、賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係

イ、賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容

ウ、賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容

- 工、保険金請求権者が第5条（保険金を支払う場合—無保険車傷害）（1）の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- ② 本条（5）①のほか、保険金請求権者は、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。
 - ③ 保険契約者または被保険者は、無保険車傷害事故による傷害の治療を受ける際には、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。
 - ④ 当社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく本条（5）①もしくは②の規定に違反した場合または本条（5）②の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて無保険車傷害保険金を支払います。
 - ⑤ 保険契約者または保険金請求権者は、損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当社の承認を得なければなりません。
 - ⑥ 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく本条（5）⑥の規定に違反した場合は、当社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差し引いて無保険車傷害保険金を支払います。
 - ⑦ 当社は、賠償義務者または第5条（保険金を支払う場合—無保険車傷害）（1）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めるときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額（注3）について照会を行い、または当社の支払保険金について通知することがあります。
- (6) 他の保険契約等がある場合において、当社が支払うべき無保険車傷害保険金については、次のとおりとします。
- ① それぞれの支払責任額（注4）の合計額が損害の額（注5）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注4）を無保険車傷害保険金の額とします。
 - ② それぞれの支払責任額（注4）の合計額が損害の額（注5）を超えるときは、当社は、次に定める額を無保険車傷害保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
ア、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注4）
イ、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注5）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注4）を限度とします。

- (7) 当社が支払うべき無保険車傷害保険金の請求については、次のとおりとします。
- ① 無保険車傷害保険金の請求は、被保険者ごとに保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします。
 - ② 当社に対する無保険車傷害保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

区分	保険金請求権の発生時期
ア、被保険者が死亡した場合	被保険者が死亡した時
イ、被保険者に後遺障害が発生した場合	被保険者に後遺障害が発生した時

- (8) 当社が無保険車傷害保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を有していた場合は、その請求権は、無保険車傷害保険金の支払時に当社に移転するものとします。この場合において、保険金請求権者は、移転した請求権を当社が行行使するにあたって、当社が必要とする書類の提出等を求めた場合には、これに協力しなければなりません。
- (注1) 自賠責保険等によって支払われる金額とは、自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- (注2) 取得した給付の額またはその評価額は、保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。
- (注3) 保険金、共済金その他の給付の有無および額は、保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。
- (注4) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注5) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。また、それぞれの保険契約または共済契約に基づいて算出した損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額とします。

第14条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第7条（ご契約のお車の譲渡）（2）の規定は適用しません。
- (2) この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
①（2）②	損害（注5）	損害（注5）または傷害
②（5）	次の損害	次の損害または傷害
	人身傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害	ファミリーバイク（自損・無保険車傷害型）特約に基づき自損傷害保険金または無保険車傷害保険金を支払うべき損害または傷害
	被保険者に発生した損害（注5）	被保険者に発生した損害（注5）または傷害
③（注3）	損害（注5）に対して	損害（注5）または傷害に対して
	被保険者であって	被保険者（この保険契約に適用されるファミリーバイク（自損・無保険車傷害型）特約に定める被保険者を含みます。）であって
④（注4）	人身傷害条項	ファミリーバイク（自損・無保険車傷害型）特約

- (3) この特約の適用においては、当社は、運転者限定特約および運転者年令条件特約の規定は適用しません。
- (4) この保険契約に他車運転（二輪・原付）特約または臨時代替自動車特約が適用される場合、これらの特約第4条（保険金を支払う場合—人身傷害）の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、この特約第4条（保険金を支払う場合—自損傷害）および第5条（保険金を支払う場合—無保険車傷害）の規定は適用しません。

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

<別表1>後遺障害等級別保険金支払額表

1. 介護を要する後遺障害		保険金支払額
等級		
第1級		2,000万円
第2級		1,500万円

2. 1. 以外の後遺障害

等級	保険金支払額	等級	保険金支払額
第1級	1,500万円	第8級	470万円
第2級	1,295万円	第9級	365万円
第3級	1,110万円	第10級	280万円
第4級	960万円	第11級	210万円
第5級	825万円	第12級	145万円
第6級	700万円	第13級	95万円
第7級	585万円	第14級	50万円

<別表2>医療保険金支払額表

部位および症状	支払保険金の額
① 脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	50万円
② 上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	25万円
③ 骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	15万円
④ 打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、上記①から③まで以外のもの	5万円

注1. 「損傷」とは、臓器・組織そのものが、外力によって障害を受けることをいいます。

注2. ここでいう「内出血」とは、頭蓋内・眼球内で出血することをいいます。

注3. ここでいう「血腫」とは、頭蓋内・眼球内で出血し、血液が組織内に溜まった状態をいいます。

注4. ここでいう「上肢」とは、肩関節から手の指先までの部位をいいます。

注5. ここでいう「下肢」とは、股関節から足の指先までの部位をいいます。

注6. ここでいう「切断」とは、骨を含めて四肢の一部を失った状態をいいます。

注7. ここでいう「破裂」とは、眼球そのものが裂けることをいいます。

注8. ここでいう「脱臼」とは、関節面相互の位置関係が正常ではなくなった状態をいいます。なお、これ以外の歯牙または爪の脱臼は含みません。

注9. ここでいう「上肢・下肢の腱・筋・靭帯」には、上腕骨または大腿骨に付着する腱・筋・靭帯を含みます。

注10. ここでいう「断裂」とは、筋・腱・靭帯の組織の一部、または全部の連続性が失われた状態をいいます。

(72) 他車運転（二輪・原付）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
か 家族	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
た 他の自動車	① 契約のお車以外の自動車であって、その用途車種が二輪自動車または原動機付自転車であるものをいいます。ただし、次の自動車を除きます。 a 記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有（注1）または常時使用する自動車 b 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有（注1）または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中（注2）の場合は、その自動車（注1）所有には、所有権留保条項付売買契約による購入、および1年以上を期間とする賃借契約による借入れを含みます。 （注2）運転中とは、駐車または停車中を除きます。

第1条（この特約の適用条件）

- この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。
- ① ご契約のお車の用途車種が自家用二輪自動車または原動機付自転車であること。
 - ② 記名被保険者が個人であること。

第2条（保険金を支払う場合—対人賠償）

当社は、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中（注1）の他の自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合においては、次のとおりとします。

- ① 普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、他の自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額を含めて、対人賠償保険金を支払います。
 - ② 普通保険約款対人賠償責任条項第2条（補償の対象となる方—被保険者）（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に限り、同条（1）の被保険者としてします。
ア. 記名被保険者またはその家族
イ. 本案2ア. に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力者に関する対人事故（注3）に限りです。
 - ③ 他の自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、普通保険約款対人賠償責任条項第7条（当社による解決）（3）②の規定にかかわらず、同条（1）の規定を適用します。
- （注1）運転中とは、駐車または停車中を除きます。
（注2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限りです。
（注3）対人事故とは、普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）（1）に定める対人事故をいいます。

第3条（保険金を支払う場合—対物賠償）

当社は、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中（注1）の他の自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、普通保険約款対物賠償責任条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合においては、普通保険約款対物賠償責任条項第2条（補償の対象となる方—被保険者）（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に限り、同条（1）の被保険者としてします。

- ① 記名被保険者またはその家族

- ② 本条①に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する対物事故(注3)に限りです。
- (注1) 運転中とは、駐車または停車中を除きます。
- (注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限りです。
- (注3) 対物事故とは、普通保険約款対物賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)に定める対物事故をいいます。

第4条(保険金を支払う場合—人身傷害)

当社は、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中(注)の他の自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、普通保険約款人身傷害条項(同条項について適用される他の特約を含みます。)を適用します。ただし、この場合においては、この特約の規定により人身傷害保険金を支払うべき損害に対しては、普通保険約款人身傷害条項(同条項について適用される他の特約を含みます。)の規定による人身傷害保険金を重ねて支払いません。

(注) 運転中とは、駐車または停車中を除きます。

第5条(保険金を支払う場合—自損傷害)

当社は、この保険契約に自損傷害特約が適用されている場合には、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中(注1)の他の自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、同特約(同特約について適用される他の特約を含みます。)を適用します。ただし、この場合においては、次のとおりとします。

- ① 自損傷害特約第3条(補償の対象となる方—被保険者)(1)の規定にかかわらず、他の自動車の正規の乗車装置(注2)に搭乗中(注3)の記名被保険者またはその家族に限り、同条(1)の被保険者となります。
 - ② この特約の規定により自損傷害保険金を支払うべき損害に対しては、自損傷害特約(同特約について適用される他の特約を含みます。)の規定による自損傷害保険金を重ねて支払いません。
- (注1) 運転中とは、駐車または停車中を除きます。
- (注2) 正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に定める乗車装置をいいます。
- (注3) 搭乗中とは、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第6条(保険金を支払う場合—無保険車傷害)

当社は、この保険契約に無保険車傷害特約が適用されている場合には、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中(注)の他の自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、同特約(同特約について適用される他の特約を含みます。)を適用します。ただし、この場合においては、この特約の規定により無保険車傷害保険金を支払うべき損害に対しては、無保険車傷害特約(同特約について適用される他の特約を含みます。)の規定による無保険車傷害保険金を重ねて支払いません。

(注) 運転中とは、駐車または停車中を除きます。

第7条(保険金を支払う場合—被害者救済費用)

- (1) 当社は、この保険契約に不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約が適用されている場合には、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中(注)の他の自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、同特約(同特約について適用される他の特約を含みます。)を適用します。ただし、この場合においては、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第3条(補償の対象となる方—被保険者)(1)の規定にかかわらず、他の自動車を運転中(注)の記名被保険者またはその家族に限り、同条(1)の被保険者となります。
 - (2) 当社は、この保険契約に心神喪失等による事故の被害者救済費用特約が適用されている場合には、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中(注)の他の自動車をご契約のお車とみなして、同特約(同特約について適用される他の特約を含みます。)を適用します。
- (注) 運転中とは、駐車または停車中を除きます。

第8条(保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項および基本条項ならびに普通保険約款に適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに発生した事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 運転者の使用者の業務(注1)のために、その使用者の所有する自動車(注2)を運転しているとき。
 - ② 運転者が役員(注3)となつて法人の所有する自動車(注2)を運転しているとき。
 - ③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。
 - ④ 運転者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。ただし、運転者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、運転者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- (注1) 業務とは、家事を除きます。
- (注2) 所有する自動車とは、所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
- (注3) 役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第9条(普通保険約款との関係)

- (1) この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第7条(ご契約のお車の譲渡)(2)の規定は適用しません。
- (2) この特約については、普通保険約款基本条項第14条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(注3)の規定中「被保険者であつて」とあるのは「被保険者(この保険契約に適用される他車運転(二輪・原付)特約に定める被保険者を含みます。)であつて」と読み替えます。

第10条(他の特約との関係)

この保険契約に、ファミリーバイク(人身傷害型)特約またはファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約が適用される場合、これらの特約の規定により保険金を支払うべき損害または傷害に対しては、この特約を適用しません。ただし、ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約第4条(保険金を支払う場合—自損傷害)または第5条(保険金を支払う場合—無保険車傷害)の規定に優先して、この特約第4条(保険金を支払う場合—人身傷害)の規定により人身傷害保険金を支払うべき事故が発生したときは、この特約を適用します。

(73) 法人他車運転特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
せ	全車両一括特約等	全車両一括特約または全車両一括(中途取得自動車の保険料一括精算方式)特約をいいます。
た	他の自動車	ご契約のお車以外の自動車であって、保険証券記載の条件に該当するものをいいます。ただし、次の自動車を除きます。 ① 記名被保険者または記名被保険者の役員(注1)もしくは使用者が所有(注2)または常時使用する自動車 ② 自動車検査証に事業用と記載されている自動車 ③ 不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタカー等の自動車(注3) (注1)役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 (注2)所有には、所有権留保条項付売買契約による購入、および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。 (注3)レンタカー等の自動車とは、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡す自動車を除きます。
ち	中途取得自動車	全車両一括特約等「用語の説明」に定める中途取得自動車をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

- ① この保険契約に全車両一括特約等が適用されていること。
- ② 記名被保険者が法人であること。

第2条 (保険金を支払う場合—対人賠償)

当社は、記名被保険者の役員(注1)または使用者が、記名被保険者の業務のために自ら運転者として運転中(注2)の他の自動車や中途取得自動車とみなして、保険証券記載の条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項(同条項について適用される他の特約を含みます。)を適用します。ただし、この場合においては、次のとおりとします。

- ① 普通保険約款対人賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)(2)の規定にかかわらず、他の自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額を含めて、対人賠償保険金を支払います。
 - ② 普通保険約款対人賠償責任条項第2条(補償の対象となる方—被保険者)(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に限り、同条(1)の被保険者とします。
ア. 記名被保険者または記名被保険者の役員(注1)もしくは使用者
イ. 本条2ア.に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注3)。ただし、その責任無能力者に関する対人事故(注4)に限りです。
 - ③ 他の自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、普通保険約款対人賠償責任条項第7条(当社による解決)(3)の2の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。
- (注1)役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2)運転中とは、駐車または停車中を除きます。
(注3)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限りです。
(注4)対人事故とは、普通保険約款対人賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)(1)に定める対人事故をいいます。

第3条 (保険金を支払う場合—対物賠償)

当社は、記名被保険者の役員(注1)または使用者が、記名被保険者の業務のために自ら運転者として運転中(注2)の他の自動車や中途取得自動車とみなして、保険証券記載の条件に従い、普通保険約款対物賠償責任条項(同条項について適用される他の特約を含みます。)を適用します。ただし、この場合においては、普通保険約款対物賠償責任条項第2条(補償の対象となる方—被保険者)(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に限り、同条(1)の被保険者とします。

- ① 記名被保険者または記名被保険者の役員(注1)もしくは使用者
② 本条①に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注3)。ただし、その責任無能力者に関する対物事故(注4)に限りです。
- (注1)役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2)運転中とは、駐車または停車中を除きます。
(注3)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限りです。
(注4)対物事故とは、普通保険約款対物賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)に定める対物事故をいいます。

第4条 (保険金を支払う場合—人身傷害)

当社は、記名被保険者の役員(注1)または使用者が、記名被保険者の業務のために自ら運転者として運転中(注2)の他の自動車や中途取得自動車とみなして、保険証券記載の条件に従い、普通保険約款人身傷害条項(同条項について適用される他の特約を含みます。)を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置(注3)またはその装置のある室内(注4)に搭乗中(注5)の者に限りです。

- (注1)役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2)運転中とは、駐車または停車中を除きます。
- (注3)正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に定める乗車装置をいいます。
- (注4)その装置のある室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (注5)搭乗中とは、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第5条 (保険金を支払う場合—自損傷害)

当社は、この保険契約に自損傷害特約が適用されている場合には、記名被保険者の役員(注1)または使用者が、記名被保険者の業務のために自ら運転者として運転中(注2)の他の自動車や中途取得自動車とみなして、保険証券記載の条件に従い、同特約(同特約について適用される他の特約を含みます。)を適用します。ただし、この場合においては、自損傷害特約第3条(補償の対象となる方—被保険者)(1)の規定にかかわらず、他の自動車の正規の乗車装置(注3)またはその装置のある室内(注4)に搭乗中(注5)の者に限り、同条(1)の被保険者とします。

- (注1)役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2)運転中とは、駐車または停車中を除きます。
- (注3)正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に定める乗車装置をいいます。
- (注4)その装置のある室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (注5)搭乗中とは、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第6条 (保険金を支払う場合—無保険車傷害)

当社は、この保険契約に無保険車傷害特約が適用されている場合には、記名被保険者の役員(注1)または使用者が、記名被保険者の業務のために自ら運転者として運転中(注2)の他の自動車や中途取得自動車とみなして、保険証券記載の条件に従い、同特約(同特約について適用される他の特約を含みます。)を適用します。

- (注1)役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転中とは、駐車または停車中を除きます。

第7条 (保険金を支払う場合—車両損害)

当社は、記名被保険者の役員(注1)または使用人が、記名被保険者の業務のために自ら運転者として運転中(注2)の他の自動車の中途取得自動車とみなして、保険証券記載の条件に従い、普通保険約款車両条項(同条項について適用される他の特約を含みます。)を適用します。ただし、この場合においては、次のとおりとします。

- ① 損害が発生した地および時における他の自動車の価額(注3)を車両保険金額とします。
 - ② 保険金の請求は、記名被保険者を經由して行うものとします。
- (注1) 役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注2) 運転中とは、駐車または停車中を除きます。
 (注3) 他の自動車の価額とは、他の自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第8条 (保険金を支払う場合—被害者救済費用)

- (1) 当社は、この保険契約に不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約が適用されている場合には、記名被保険者の役員(注1)または使用人が、記名被保険者の業務のために自ら運転者として運転中(注2)の他の自動車の中途取得自動車とみなして、保険証券記載の条件に従い、同特約(同特約について適用される他の特約を含みます。)を適用します。ただし、この場合においては、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第3条(補償の対象となる方—被保険者)(1)の規定にかかわらず、他の自動車を運転中(注2)の記名被保険者の役員(注1)または使用人に限り、同条(1)の被保険者とします。
 - (2) 当社は、この保険契約に心神喪失等による事故の被害者救済費用特約が適用されている場合には、記名被保険者の役員(注1)または使用人が、記名被保険者の業務のために自ら運転者として運転中(注2)の他の自動車の中途取得自動車とみなして、同特約(同特約について適用される他の特約を含みます。)を適用します。
- (注1) 役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注2) 運転中とは、駐車または停車中を除きます。

第9条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項および基本条項ならびに普通保険約款に適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに発生した事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。
- ② 運転者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。ただし、運転者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、運転者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

第10条 (普通保険約款および他の特約との関係)

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項第14条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
① (1)③	被保険者(注1)	記名被保険者
② (5)	車両条項の被保険者が本条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより本条(1)の規定による解除がなされた場合、または本条(2)の規定による解除がなされた場合	本条(2)の規定による解除がなされた場合
③ (注3)	対物賠償責任条項または被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者	対物賠償責任条項、車両条項または被保険者(この保険契約に適用される法人他車運転特約に定める被保険者を含みます。)であって、記名被保険者

- (2) この特約の適用においては、全車両一括特約等第3条(通知)から第9条(特約の解除)までの規定は適用しません。
- (3) この特約の適用においては、当社は、他の自動車に対して積載貨物賠償特約およびレンタカー費用特約(特殊車両等用)の規定は適用しません。
- (4) 当社は、他車運転特約、他車運転(二輪・原付)特約または臨時代替自動車特約の規定により保険金を支払うべき事故が発生した場合は、この特約の規定は適用しません。
- (5) この保険契約に適用される法人契約の指定運転者特約、他車運転特約および臨時代替自動車特約以外の他の特約において、「他車運転特約」とあるのは「法人他車運転特約」と読み替えます。

(74) 弁護士費用(自動車事故型)特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
自動車被害事故	偶然な事故により、次のいずれかに該当する被害が発生することをいいます。ただし、同一の原因から発生した一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。 ① 賠償義務者が自動車を所有、使用または管理することに起因する事故により、次のいずれかに該当すること。 ア. 被保険者が身体の障害を被ること。 イ. 被保険者の所有、使用または管理する財物が損壊されること。ただし、被保険者が法人の場合は、その財物がご契約のお車に積載されている財物である場合に限ります。 ② 上記①以外の場合で、被保険者が自動車に搭乗中に、次のいずれかに該当すること。 ア. 被保険者が身体の障害を被ること。 イ. 被保険者の所有、使用または管理する財物が損壊されること。ただし、その財物が被保険者が搭乗中の自動車に積載されている財物である場合に限ります。 ③ 上記①および②以外の場合で、次のいずれかに該当する自動車が増損されること。 ア. ご契約のお車 イ. ご契約のお車以外の自動車で、第3条(補償の対象となる方—被保険者)(1)①から④までの被保険者が所有する自動車。ただし、記名被保険者が個人の場合に限ります。
自動車無責事故	次のいずれかに該当する自動車との衝突、接触またはこれらの自動車の落下、火災、爆発

		その他偶然な事故により、他人の生命または身体が害された場合またはその財物が損壊した場合であって、被保険者に法律上の損害賠償責任がない事故をいいます。 ① ご契約のお車 ② 上記①以外の自動車で、第3条（補償の対象となる方—被保険者）（1）①から④までの者が所有、使用または管理する自動車。ただし、記名被保険者が個人の場合に限ります。
	所有する自動車	所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
そ	身体の障害 損壊	被保険者の生命または身体が害されることをいいます。 財産的価値を有する有体物が滅失、破損もしくは汚損または盗取（注）されることをいいます。 （注）盗取には、詐取を含みません。
は	賠償義務者	被保険者が被る損害にかかわる損害賠償請求を受ける者をいいます。
ハ	弁護士・損害賠償請求等費用	損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用を除きます。ただし、被保険者が、これらの費用を支出する際の手続を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。 ① あらかじめ当社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬（注1）または行政書士報酬（注2） ② 訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 （注1）弁護士報酬、司法書士報酬とは、着手金および手数料については、弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される金額とします。また、報酬金については、弁護士または司法書士への委任によって確保された利益に基づき算定される金額とします。 （注2）行政書士報酬とは、書類の作成および書類の提出手続の代理の対価として算定される金額とします。
	弁護士費用保険金	弁護士・損害賠償請求等費用保険金および法律相談費用保険金をいいます。
ほ	法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次のいずれかに該当する行為をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。 ① 弁護士が行う法律相談 ② 司法書士が行う司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第1項第5号および同項第7号に規定する相談（注） ③ 行政書士が行う行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第1項第4号に規定する相談 （注）同項第7号に規定する相談とは、司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士が行う相談に限ります。
	法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券がこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金請求権者が当社の同意を得て支出した弁護士・損害賠償請求等費用を負担することにより被る損害に対して、この特約に従い、保険金請求権者に弁護士・損害賠償請求等費用保険金を支払います。
 - 自動車被害事故の場合において、保険金請求権者が損害について賠償義務者に対し損害賠償請求を行うとき。
 - 自動車無責事故の場合において、保険金請求権者がその損害について損害賠償請求をされ、損害賠償請求を行う者と争う必要があるとき。
- 当社は、自動車被害事故または自動車無責事故（以下この特約において「自動車事故」といいます。）によって、保険金請求権者が自動車事故にかかわる法律相談を行う場合は、保険金請求権者が当社の同意を得て支出した法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金請求権者に法律相談費用保険金を支払います。
- 当社は本条（1）および（2）に規定する費用のうち普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約において支払われるものがある場合には、その費用を負担することによって被る損害に対しては弁護士費用保険金を支払いません。
- 当社は、自動車事故が保険期間中に発生した場合に限り、弁護士費用保険金を支払います。

第3条（補償の対象となる方—被保険者）

- この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者として、ただし、極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用具に搭乗中の者および業務として自動車を受託している自動車取扱業者は含みません。
 - 記名被保険者
 - 記名被保険者の配偶者
 - 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - 記名被保険者またはその配偶者の別居の末婚の子
 - 本条（1）①から④まで以外の者で、ご契約のお車の正規の乗車装置（注1）またはその装置のある室内（注2）に搭乗中の者
 - 本条（1）①から⑤まで以外の者で、本条（1）①から④までに規定する者が自ら運転者として運転中（注3）のご契約のお車以外の自動車の正規の乗車装置（注1）またはその装置のある室内（注2）に搭乗中の者
 - 本条（1）①から⑥まで以外の者で、ご契約のお車の所有者（注4）。ただし、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する自動車事故の場合に限ります。
- この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
 - 注1）正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
 - 注2）その装置のある室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
 - 注3）運転中とは、駐車または停車中を除きます。
 - 注4）ご契約のお車の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - 上記①および②以外の場合は、ご契約のお車を所有する者

第4条（保険金請求権者）

この特約における保険金請求権者は、次のいずれかに該当する者として、ただし、その者が死亡した場合は、その法定相続人となります。

- 自動車被害事故により被害（注）を被った被保険者

- ② 自動車無責事故により損害賠償請求をされた被保険者
(注) 被害とは、身体の障害または被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊をいいます。

第5条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、弁護士費用保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 台風、洪水または高潮
 - ④ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ 本条(1)④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 本条(1)①から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑦ ご契約のお車を競技(注4)もしくは曲技(注5)のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注6)すること。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、弁護士費用保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した自動車事故による損害
 - ② 被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないで自動車または交通乗用車を運転(注7)している場合に、その本人に発生した自動車事故による損害
 - ③ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または交通乗用車を運転している場合に、その本人に発生した自動車事故による損害
 - ④ 被保険者が、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で自動車または交通乗用車を運転している場合に、その本人に発生した自動車事故による損害
 - ⑤ 被保険者が、自動車または交通乗用車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車または交通乗用車に搭乗中、その本人に発生した自動車事故による損害。ただし、その自動車または交通乗用車がご契約のお車以外の自動車または交通乗用車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
 - ⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に発生した自動車事故による損害
 - ⑦ 被保険者が、ご契約のお車以外の自動車であって、第3条(補償の対象となる方—被保険者)(1)①から④までに規定する被保険者の使用者が所有する自動車に、その使用者の業務(注8)のために搭乗している場合に発生した自動車事故による損害
 - ⑧ 被保険者がご契約のお車以外の自動車に競技(注4)もしくは曲技(注5)のために搭乗中、または競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中(注9)に発生した自動車事故による損害
 - ⑨ 被保険者または被保険者の使用者の業務の用に供される財物および業務に関連して受託した財物について発生した自動車事故による損害。ただし、その財物が自動車または自動車に積載中の財物である場合を除きます。
 - ⑩ 第3条(補償の対象となる方—被保険者)(1)⑤または⑥に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、その被保険者が搭乗中の自動車に積載されている財物について発生した自動車事故による損害
 - ⑪ 財物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由によるその財物自体の損壊
 - ⑫ 被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊
- (3) 当社は、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって自動車事故が発生した場合は、その者を受け取るべき金額については、弁護士費用保険金を支払いません。
- (4) 当社は、自動車被害事故における賠償義務者または自動車無責事故における損害賠償請求を行う者が次のいずれかに該当する者である場合は、弁護士費用保険金を支払いません。
- ① 第3条(補償の対象となる方—被保険者)(1)①から④まで、および⑦に規定する被保険者
 - ② 被保険者の配偶者
 - ③ 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限りです。
- (5) 当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求または法律相談を保険金請求権者が行う場合は、それにより発生した損害に対しては、弁護士費用保険金を支払いません。
- ① 損害に対して保険金の請求が行われる保険契約の保険者(注10)に対する損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談
 - ② 損害賠償請求を行う地および時において社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談
- (6) 当社は、被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士・損害賠償請求等費用または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害については、弁護士費用保険金を支払いません。
- (注1) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技とは、ロードレース(山岳ラリー、タイムラリー)やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注5) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注6) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注7) 法令により定められた運転資格を持たないで自動車または交通乗用車を運転(注7)とは、次のいずれかに該当する者が自動車または交通乗用車を運転している状態等をいいます。
- ① 道路交通法(昭和35年法律第105号)等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
 - ② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その免許が停止されている者
 - ③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類に違反している者
- (注8) 業務とは、家事を除きます。
- (注9) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。
- (注10) 保険金の請求が行われる保険契約の保険者には、共済金の請求が行われる共済契約の共済者を含みます。

第6条 (支払保険金の計算)

- (1) 1回の自動車事故につき当社の支払う弁護士・損害賠償請求等費用保険金の額は、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害の額とします。ただし、<別紙>弁護士・損害賠償請求等費用保険金支払限度額に定める金額に消費税相当額を加算した金額を限度とし、被保険者1名につき、それぞれ30万円を限度とします。
- (2) 1回の自動車事故につき当社の支払う法律相談費用保険金の額は、第2条(保険金を支払う場合)(2)の損害の額とします。ただし、被保険者1名につき、それぞれ10万円を限度とします。
- (3) 弁護士・損害賠償請求等費用および法律相談費用のうち、回収金(注1)がある場合において、回収金(注1)の額が被保険者または保険金請求権者の自己負担額(注2)を超過するときは、当社は本条(1)および(2)に定めるそれぞれの弁護士費用保険金の額からその超過額を差し引いて弁護士費用保険金を支払います。
- (注1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者または保険金請求権者のために既に回収されたものをいいます。
- (注2) 自己負担額とは、弁護士・損害賠償請求等費用および法律相談費用から本条(1)および(2)に定めるそれぞれの弁護士費用保険金の額を差し引いた額をいいます。

第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、弁護士・損害賠償請求等費用保険金および法律相談費用保険金に区分して、それぞれ別に、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を弁護士費用保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、弁護士・損害賠償請求等費用保険金および法律相談費用保険金に区分して、それぞれ別に、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額を弁護士費用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

- (注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（損害賠償請求等の通知）

- (1) 保険契約者または保険金請求権者は、第2条（保険金を支払う場合）(1)に該当する場合で、保険金請求権者が弁護士・損害賠償請求等費用を支出しようとするとき、または同条(2)に該当する場合で、保険金請求権者が法律相談費用を支出しようとするときは、次の事項を当社に通知しなければなりません。
- ① 自動車事故の相手の氏名または名称およびその者に関して有する情報
 - ② 自動車事故の具体的な内容
 - ③ 自動車事故の相手との交渉の内容
 - ④ 本条(1)①から③までのほか、当社が特に必要と認める事項
- (2) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合、または本条(1)①から④までに掲げる事項について知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金を支払います。

第9条（保険金請求権者の義務）

- (1) 保険金請求権者は、弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合は、これらの者と委任契約を締結する際に交わす書面を当社に提出し、あらかじめ当社の承認を得なければなりません。
- (2) 保険金請求権者は、弁護士・損害賠償請求等費用または法律相談費用を支出する前に、支出しようとするそれらの費用の費目の明細を当社に通知し、当社の承認を得なければなりません。
- (3) 保険金請求権者は、当社の求めに応じ、訴訟、反訴または上訴の進捗状況に関する必要な情報を当社に提供しなければなりません。
- (4) 保険金請求権者は、訴訟の取下げまたは損害賠償請求の放棄もしくは撤回をする場合は、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (5) 保険金請求権者が、正当な理由がなく本条(1)から(4)までの規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- (1) 弁護士費用保険金の請求は、被保険者ごとに保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします。
- (2) 当社に対する弁護士費用保険金の請求権は、保険金請求権者が弁護士・損害賠償請求等費用または法律相談費用を支出した時から発生し、これ行使することができるものとします。
- (3) 保険金請求権者が弁護士費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第20条（保険金の請求）(3)⑩の書類または証拠として、次表に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

① 弁護士・損害賠償請求等費用の総額および法律相談費用の総額を確認できる客観的書類
② 弁護士・損害賠償請求等費用の内容を確認できる客観的書類
③ 法律相談の日時、所要時間および内容を確認できる客観的書類

第11条（支払保険金の返還）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った弁護士費用保険金の返還を求めることができます。
- ① 弁護士または司法書士への委任の取消し等により保険金請求権者が支払った着手金の返還を受けた場合
 - ② 自動車事故に関する訴訟の判決に基づき、保険金請求権者がその訴訟に関する弁護士・損害賠償請求等費用の支払を受けた場合で、次のイ、の額がア、の額を超過する場合
ア、保険金請求権者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った弁護士・損害賠償請求等費用の全額
イ、判決により確定された弁護士・損害賠償請求等費用の額と当社が第2条（保険金を支払う場合）の規定により既に支払った弁護士費用保険金の合計額
- (2) 本条(1)の規定により当社が返還を求める弁護士費用保険金の額は、次のとおりとします。
- ① 本条(1)①の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第2条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた弁護士費用保険金のうち着手金に相当する金額を限度とします。
 - ② 本条(1)②の場合は超過額に相当する金額。ただし、第2条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた弁護士費用保険金の額を限度とします。

第12条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
① (4)②	車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、本条(1)③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害	次の損害 ア、車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、本条(1)③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害 イ、弁護士費用（自動車事故型）特約に基づき保険金を支払うべき損害のうち、本条(1)③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害。ただし、被保険者が本条(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する

		場合には、本条（３）の規定を適用するものとします。
②（注３）	または人身傷害事故項における被保険者であって	もしくは人身傷害事故項または弁護士費用（自動車事故型）特約の被保険者（弁護士費用（自動車事故型）特約の保険金請求権者を含みます。）であって

（２）この特約の適用においては、当社は、運転者限定特約および運転者年齢条件特約の規定は適用しません。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

<別紙> 弁護士・損害賠償請求等費用保険金支払限度額

「用語の説明」

この別紙における用語の説明は、普通保険約款およびこの特約「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。（50音順）

用語	説明
し 時間制報酬	委任契約を締結する際に取り決めた1時間あたりの委任事務処理単価にその処理に要した時間（注）を乗じた額により計算される弁護士報酬をいいます。 （注）処理に要した時間には、移動に要する時間を含みます。
ち 事件等	事件または法律事務をいいます。
ち 着手金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果にかかわらず受任時に弁護士または認定司法書士が受けるべき委任事務処理の対価をいいます。
て 手数料	原則として1回程度の手続または委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。
に 認定司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。
ほ 報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて弁護士または認定司法書士が受ける委任事務処理の対価をいいます。

着手金、報酬金、時間制報酬、手数料およびその他の費用についてはそれぞれ1、から5、までの規定によります。ただし、保険金請求権者が、日本弁護士連合会の「弁護士保険制度」を利用した場合は当社が別に定めるところによります。

1. 着手金

（１）弁護士または認定司法書士に委任した事件の対象の経済的利益（注）に応じて次表に掲げる金額とします。ただし、事件受任時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

経済的利益（注）	金額
① 125万円以下の場合	10万円
② 125万円を超え300万円以下の場合	経済的利益（注）×8%
③ 300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益（注）×5%+9万円
④ 3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益（注）×3%+69万円
⑤ 3億円を超える場合	経済的利益（注）×2%+369万円

（２）同一の事件に関し、次のいずれかの事由に該当する場合で当社が認めたときは、上記（１）の規定により計算される金額の25%を上限に増額することができます。ただし、複数の事由に該当する場合であっても、通常想定される範囲を超える事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の煩雑さ等の事情により、当社が認めた場合を除き、50%を超えて増額することはできません。

- ① 弁護士または認定司法書士が、示談交渉から引き続き、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟事件を受任する場合
 - ② 弁護士または認定司法書士が、調停または仲裁センター等への申立てから引き続き、訴訟事件を受任する場合
 - ③ 弁護士が、第1審から引き続き控訴審を受任する場合
 - ④ 弁護士が、控訴審から引き続き上告審を受任する場合
- （３）同一の事件に関し、弁護士または認定司法書士が調査事件から引き続き、示談交渉、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟の提起を依頼された場合、上記（１）に定める額から既に受け取っていた調査事件の手数料を差し引くこととします。

（注）経済的利益とは、次のとおりとします。

区分	経済的利益の内容
① 自動車被害事故	弁護士または認定司法書士に委任した事件につき、依頼時の資料により計算される賠償されるべき相当な金額をいい、賠償義務者からの既払金、保険者または共済者からの事前支払提示額および自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。
② 自動車無責事故	弁護士または認定司法書士に委任した事件につき、依頼時の資料により損害賠償請求を行う者の損害賠償請求額をいいます。

2. 報酬金

（１）弁護士または認定司法書士への委任によって確保された経済的利益（注）に応じて次表に掲げる金額とします。ただし、委任事務の終了時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

経済的利益（注）	金額
① 300万円以下の場合	経済的利益（注）×16%
② 300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益（注）×10%+18万円
③ 3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益（注）×6%+138万円
④ 3億円を超える場合	経済的利益（注）×4%+738万円

（２）弁護士が引き続き上告審を受任した場合、最終審の報酬金以外の報酬金については支払いません。

（注）経済的利益とは、次のとおりとします。

区分	経済的利益の内容
① 自動車被害事故	弁護士または認定司法書士への委任によって確保された利益をいい、賠償義務者からの既払金、保険者または共済者からの事前支払提示額および自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。
② 自動車無責事故	弁護士または認定司法書士への委任によって確保された利益をいいます。

3. 時間制報酬

(1) 弁護士が受任した事件の事務処理に実際に要した時間(注)1時間あたり2万円とします。

(2) 上記(1)の規定において、同一の事件につき、着手金および報酬金と同時に請求はできないものとし、30時間分を上限とします。ただし、委任事務処理の難易等の事情により、当社が認めた場合は、30時間を超える時間分とすることができず。

(注) 受任した事件の事務処理に実際に要した時間とは、事件および事務処理の内容に照らして社会通念上必要かつ妥当な時間とし、書面のコピー、郵便物の投函等の、法律事務の処理以外の事務処理に要した時間および弁護士への過失により書面等の訂正が必要となった場合の訂正にかかる時間等は含まれません。なお、事務処理の内容およびそれに要した時間は、弁護士から提出される報告書(原則として毎月1回の割合で提出され、事務処理に要した時間が1分単位で記載されたものに限ります。)により確認されたものとします。

4. 手数料

(1) 弁護士または認定司法書士が実施する自賠責保険等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業の請求における手数料は、支払われるべき金額に応じて次表に掲げる金額とします。

支払われるべき金額	金額
① 150万円以下の場合	3万円
② 150万円を超える場合	支払われるべき金額×2%

(2) 上記(1)以外の手数料については、社会通念上必要かつ妥当な金額とします。

5. その他の費用

日当および実費(注)等の上記1. から4. 以外の費用については社会通念上必要かつ妥当な費用とします。

(注) 実費とは、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金およびこれらに準ずるもので、支払の必要が発生した額をいいます。

(75) 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
し 自動車被害事故	偶然な事故により、次のいずれかに該当する被害が発生することをいいます。ただし、同一の原因から発生した一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。 ① 賠償義務者が自動車を所有、使用または管理することに起因する事故により、次のいずれかに該当すること。 ア. 被保険者が身体の障害を被ること。 イ. 被保険者の所有、使用または管理する財物が損壊されること。ただし、被保険者が法人の場合は、その財物がご契約のお車に搭載されている財物である場合に限ります。 ② 上記①以外の場合で、被保険者が自動車に搭乗中に、次のいずれかに該当すること。 ア. 被保険者が身体の障害を被ること。 イ. 被保険者の所有、使用または管理する財物が損壊されること。ただし、その財物が被保険者が搭乗中の自動車に搭載されている財物である場合に限ります。 ③ 上記①および②以外の場合で、次のいずれかに該当する自動車が損壊されること。 ア. ご契約のお車 イ. ご契約のお車以外の自動車で、第3条(補償の対象となる方—被保険者)(1)①ア. からエ. までの被保険者が所有する自動車
自動車無責事故	次のいずれかに該当する自動車との衝突、接触またはこれらの自動車の落下、火災、爆発その他偶然な事故により、他人の生命または身体が害された場合またはその財物が損壊した場合であって、被保険者に法律上の損害賠償責任がない事故をいいます。 ① ご契約のお車 ② 上記①以外の自動車で、第3条(補償の対象となる方—被保険者)(1)①ア. からエ. までの者が所有、使用または管理する自動車
所有する自動車	所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。
身体の障害	被保険者の生命または身体が害されることをいいます。
ぞ 損壊	財産的価値を有する有体物が滅失、破損もしくは汚損または盗取(注)されることをいいます。 (注) 盗取には、詐取を含みません。
に 日常生活被害事故	自動車被害事故を除く、日本国内で発生した偶然な事故により、次のいずれかに該当する被害が発生することをいいます。ただし、同一の原因から発生した一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。 ① 被保険者が身体の障害を被ること ② 被保険者の所有、使用または管理する財物が損壊されること。
は 賠償義務者	被保険者が被る損害にかかわる損害賠償請求を受ける者をいいます。
へ 弁護士・損害賠償請求等費用	損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用を除きます。ただし、被保険者が、これらの費用を支出する際の手続を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。 ① あらかじめ当社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬(注1)または行政書士報酬(注2) ② 訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 (注1) 弁護士報酬、司法書士報酬とは、着手金および手数料については、弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される金額とします。また、報酬金については、弁護士または司法書士への委任によって確保された利益に基づき算定される金額とします。 (注2) 行政書士報酬とは、書類の作成および書類の提出手続の代理の対価として算定される金額とします。
弁護士費用保険金	弁護士・損害賠償請求等費用保険金および法律相談費用保険金をいいます。
ほ 法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次のいずれかに該当する行為をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。 ① 弁護士が行う法律相談 ② 司法書士が行う司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条(業務)第1項第5

	号および同項第7号に規定する相談（注） ③ 行政書士が行う行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第1項第4号に規定する相談 （注）同項第7号に規定する相談とは、司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第2項第1号から第3号までで定める条件をすべて満たす司法書士が行う相談に限ります。
法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険金請求権者が当社の同意を得て支出した弁護士・損害賠償請求等費用を負担することにより被る損害に対して、この特約に従い、保険金請求権者に弁護士・損害賠償請求等費用保険金を支払います。
- ① 自動車被害事故の場合において、保険金請求権者が損害について賠償義務者に対し損害賠償請求を行うとき。
 - ② 自動車無責事故の場合において、保険金請求権者がその損害について損害賠償請求をされ、損害賠償請求を行う者と争う必要があるとき。
 - ③ 日常生活被害事故の場合において、保険金請求権者が損害について賠償義務者に対し損害賠償請求を行うとき。
- (2) 当社は、自動車被害事故、自動車無責事故または日常生活被害事故（以下この特約において自動車被害事故または自動車無責事故を「自動車事故」といい、自動車被害事故、自動車無責事故または日常生活被害事故を「自動車・日常生活事故」といいます。）によって、保険金請求権者が自動車・日常生活事故にかかわる法律相談を行う場合は、保険金請求権者が当社の同意を得て支出した法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金請求権者に法律相談費用保険金を支払います。
- (3) 当社は本条（1）および（2）に規定する費用のうち普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、不正アクセス・車両の欠陥による事故の被害者救済費用特約、日常生活賠償特約および自転車賠償特約において支払われるものがある場合には、その費用を負担することによって被る損害に対しては弁護士費用保険金を支払いません。
- (4) 当社は、自動車・日常生活事故が保険期間中に発生した場合に限り、弁護士費用保険金を支払います。

第3条（補償の対象となる方—被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、次の者となります。
- ① 自動車事故については、次のいずれかに該当する者。ただし、極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用具に搭乗中の者および業務として自動車を受託している自動車取扱業者は含みません。
 - ア、記名被保険者
 - イ、記名被保険者の配偶者
 - ウ、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - エ、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - オ、本条（1）①ア、からウ、まで以外の者で、ご契約のお車の正規の乗車装置（注1）またはその装置のある室内（注2）に搭乗中の者
 - カ、本条（1）①ア、からオ、まで以外の者で、本条（1）①ア、からウ、までに規定する者が自ら運転者として運転中（注3）のご契約のお車以外のお車の正規の乗車装置（注1）またはその装置のある室内（注2）に搭乗中の者
 - キ、本条（1）①ア、からウ、まで以外の者で、ご契約のお車の所有者（注4）。ただし、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する自動車事故の場合に限りです。
 - ② 日常生活被害事故については、本条（1）①ア、からウ、までのいずれかに該当する者。ただし、極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用具に搭乗中の者および業務として自動車を受託している自動車取扱業者は含みません。
- (2) この特約の規定は、それぞれ被保険者ごとに個別に適用します。
- (注1) 正規の乗車装置とは、乗車人が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
- (注2) その装置のある室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (注3) 運転中とは、駐車または停車中を除きます。
- (注4) ご契約のお車の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ① ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ 上記①および②以外の場合は、ご契約のお車を所有する者

第4条（保険金請求権者）

この特約における保険金請求権者は、次のいずれかに該当する者とします。ただし、その者が死亡した場合は、その法定相続人となります。

- ① 自動車被害事故により被害（注）を被った被保険者
 - ② 自動車無責事故により損害賠償請求をされた被保険者
 - ③ 日常生活被害事故により被害（注）を被った被保険者
- (注) 被害とは、身体の障害または被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—自動車・日常生活事故）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、弁護士費用保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 台風、洪水または高潮
 - ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ 本条（1）④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 本条（1）①から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑦ ご契約のお車を競技（注4）もしくは曲技（注5）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、弁護士費用保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した自動車・日常生活事故による損害
 - ② 被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないで自動車または交通乗用具を運転（注7）している場合に、その本人に発生した自動車・日常生活事故による損害
 - ③ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないうちにおそれがある状態で自動車または交通乗用具を運転している場合に、その本人に発生した自動車・日常生活事故による損害
 - ④ 被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で自動車または交通乗用具を運転している場合に、その本人に発生した自動車・日常生活事故による損害
 - ⑤ 被保険者が、自動車または交通乗用具の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車または交通乗用具

員に搭乗中に、その本人に発生した自動車・日常生活事故による損害。ただし、その自動車または交通乗用具がご契約のお車以外の自動車または交通乗用具であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被保険者がその車を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

- ⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に発生した自動車・日常生活事故による損害
 - ⑦ 被保険者が、ご契約のお車以外の自動車であって、第3条（補償の対象となる方—被保険者）（1）①ア、からエ、までに規定する被保険者の使用者が所有する自動車に、その使用者の業務（注8）のために搭乗している場合に発生した自動車・日常生活事故による損害
 - ⑧ 被保険者がご契約のお車以外の自動車に競技（注4）もしくは曲技（注5）のために搭乗中、または競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中（注9）に発生した自動車・日常生活事故による損害
 - ⑨ 被保険者または被保険者の使用者の業務の用に供される財物および業務に関連して受託した財物について発生した自動車・日常生活事故による損害。ただし、その財物が自動車または自動車の積載中の財物である場合を除きます。
 - ⑩ 第3条（補償の対象となる方—被保険者）（1）①オ、またはカ、に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、その被保険者が搭乗中の自動車に積載されていない財物について発生した自動車・日常生活事故による損害
 - ⑪ 財物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由によるその財物自体の損壊
 - ⑫ 被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊
- (3) 当社は、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって自動車・日常生活事故が発生した場合は、その者の受け取るべき金額については、弁護士費用保険金を支払いません。
- (4) 当社は、自動車被害事故もしくは日常生活被害事故における賠償義務者または自動車無事故における損害賠償請求を行う者が次のいずれかに該当する者である場合は、弁護士費用保険金を支払いません。
- ① 第3条（補償の対象となる方—被保険者）（1）①ア、からエ、まで、およびキ、に規定する被保険者
 - ② 被保険者の配偶者
 - ③ 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限りです。
- (5) 当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求または法律相談を保険金請求権者が行う場合は、それにより発生した損害に対しては、弁護士費用保険金を支払いません。
- ① 損害に対しては保険金の請求が行われる保険契約の被保険者（注10）に対する損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談
 - ② 損害賠償請求を行う日および時において社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談
- (6) 当社は、被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士・損害賠償請求等費用または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害については、弁護士費用保険金を支払いません。
- (注1) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注5) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注6) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注7) 法令により定められた運転資格を持たないで自動車または交通乗用具を運転とは、次のいずれかに該当する者が自動車または交通乗用具を運転している状態等をいいます。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
 - ② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その効力が停止されている者
 - ③ 所有する運転免許証によって運転することができる自動車の種類に違反している者
- (注8) 業務とは、家事を除きます。
- (注9) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。
- (注10) 保険金の請求が行われる保険契約の被保険者には、共済金の請求が行われる共済契約の共済者を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—日常生活被害事故）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由に起因して発生した日常生活被害事故による損害に対しては、弁護士費用保険金を支払いません。
- ① 財物の紛失
 - ② 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
 - ③ 被保険者に対する刑の執行
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する日常生活被害事故によって発生した損害に対しては、弁護士費用保険金を支払いません。
- ① 液体、気体（注1）または固体の排出、流出またはいっ出により発生した身体の障害または財物の損壊。ただし、不測かつ突発的な事由による場合を除きます。
 - ② 被保険者が次の行為（注2）を受けたことによって発生した身体の障害
ア、診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
イ、医薬品または医療用具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
ウ、身体の整形
エ、あみま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
 - ③ 石綿もしくは石綿を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する身体の障害または財物の損壊
 - ④ 外因性内分泌かく乱化学物質の有害な特性に起因する身体の障害または財物の損壊
 - ⑤ 電磁波障害に起因する身体の障害
 - ⑥ 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害または財物の損壊
 - ⑦ 被保険者の業務遂行に直接起因して発生した身体の障害または財物の損壊
- (3) 当社は、保険金請求権者が次のいずれかに該当する事由にかかわる弁護士・損害賠償請求等費用または法律相談費用を負担することによって被る損害に対しては、弁護士費用保険金を支払いません。
- ① 離婚、離婚、親子関係、養子、親権、扶養または相続
 - ② 売買、金銭消費貸借契約、貸借権、雇用、請負、委任、寄託、斡旋、仲介、サービス・役務の提供またはその他の契約等にかかわる債務の不履行
 - ③ 名誉毀損、肖像権またはプライバシーの侵害等の人格権の侵害
- (注1) 気体には、煙、蒸気、じんあい等を含みます。
- (注2) 行為には、不作為を含みます。

第7条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の自動車・日常生活事故につき当社の支払う弁護士・損害賠償請求等費用保険金の額は、第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害の額とします。ただし、〈別紙〉弁護士・損害賠償請求等費用保険金支払限度額に定める金額に消費税相当額を加算した金額を限度とし、被保険者1名につき、それぞれ300万円を限度とします。
- (2) 1回の自動車・日常生活事故につき当社の支払う法律相談費用保険金の額は、第2条（保険金を支払う場合）（2）の損害の額とします。ただし、被保険者1名につき、それぞれ10万円を限度とします。
- (3) 弁護士・損害賠償請求等費用および法律相談費用のうち、回収金（注1）がある場合において、回収金（注1）の額が被保険者または保険金請求権者の自己負担額（注2）を超過するときは、当社は本条（1）および（2）に定めるそれぞれの

弁護士費用保険金の額からその超過額を差し引いて弁護士費用保険金を支払います。
 (注1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者または保険金請求権者のために既に回収されたものをいいます。
 (注2) 自己負担額とは、弁護士・損害賠償請求等費用および法律相談費用から本案(1)および(2)に定めるそれぞれの弁護士費用保険金の額を差し引いた額をいいます。

第8条 (他の保険契約等がある場合の取扱い)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、弁護士・損害賠償請求等費用保険金および法律相談費用保険金に区分して、それぞれ各別に、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)以下有的时候は、当社は、この保険契約の支払責任額(注1)を弁護士費用保険金の額とします。
 (2) 他の保険契約等がある場合において、弁護士・損害賠償請求等費用保険金および法律相談費用保険金に区分して、それぞれ各別に、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を弁護士費用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条 (損害賠償請求等の通知)

- (1) 保険契約者または保険金請求権者は、第2条(保険金を支払う場合)(1)に該当する場合で、保険金請求権者が弁護士・損害賠償請求等費用を支払うとするととき、または同条(2)に該当する場合で、保険金請求権者が法律相談費用を支払うとするとときは、次の事項を当社に通知しなければなりません。
 ① 自動車・日常生活事故の相手の氏名または名称およびその者に関して有する情報
 ② 自動車・日常生活事故の具体的な内容
 ③ 自動車・日常生活事故の相手との交渉の内容
 ④ 本案(1)①から③までのほか、当社が特に必要と認める事項
 (2) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく本案(1)の規定に違反した場合、または本案(1)①から④までに掲げる事項について知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金を支払います。

第10条 (保険金請求者の義務)

- (1) 保険金請求権者は、弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合は、これらの者と委任契約を締結する際に交わす書面を当社に提出し、あらかじめ当社の承認を得なければなりません。
 (2) 保険金請求権者は、弁護士・損害賠償請求等費用または法律相談費用を支払う前に、支出しようとするそれらの費用の費目の明細を当社に通知し、当社の承認を得なければなりません。
 (3) 保険金請求権者は、当社の求めに応じ、訴訟、反訴または上訴の進捗状況に関する必要な情報を当社に提供しなければなりません。
 (4) 保険金請求権者は、訴訟の取下げまたは損害賠償請求の放棄もしくは撤回をする場合は、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
 (5) 保険金請求権者が、正当な理由がなく本案(1)から(4)までの規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金を支払います。

第11条 (保険金の請求)

- (1) 弁護士費用保険金の請求は、被保険者ごとに保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。
 (2) 当社に対する弁護士費用保険金の請求権は、保険金請求権者が弁護士・損害賠償請求等費用または法律相談費用を支出した時から発生し、これ行使することができるものとします。
 (3) 保険金請求権者が弁護士費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第20条(保険金の請求)⑩の書類または証拠として、次表に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

① 弁護士・損害賠償請求等費用の総額および法律相談費用の総額を確認できる客観的書類
② 弁護士・損害賠償請求等費用の内容を確認できる客観的書類
③ 法律相談の日時、所要時間および内容を確認できる客観的書類

第12条 (支払保険金の返還)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った弁護士費用保険金の返還を求めることができます。
 ① 弁護士または司法書士への委任の取消し等により保険金請求権者が支払った着手金の返還を受けた場合
 ② 自動車・日常生活事故に関する訴訟の判決に基づき、保険金請求権者がその訴訟に関する弁護士・損害賠償請求等費用の支払を受けた場合で、次のイ、の額がア、の額を超過する場合
 ア、保険金請求権者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った弁護士・損害賠償請求等費用の全額
 イ、判決により確定された弁護士・損害賠償請求等費用の額と当社が第2条(保険金を支払う場合)の規定により既に支払った弁護士費用保険金の合計額
 (2) 本案(1)の規定により当社が返還を求めるとする弁護士費用保険金の額は、次のとおりとします。
 ① 本案(1)①の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第2条(保険金を支払う場合)の規定により支払われた弁護士費用保険金のうち着手金に相当する金額を限度とします。
 ② 本案(1)②の場合は超過額に相当する金額。ただし、第2条(保険金を支払う場合)の規定により支払われた弁護士費用保険金の額を限度とします。

第13条 (普通保険約款および他の特約との関係)

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項第14条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
① (4)②	車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、本案(1)③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害	次の損害 ア、車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、本案(1)③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害 イ、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)

		特約に基づき保険金を支払うべき損害のうち、本条(1)③ア、からオ、までのいずれにも該当しない保険金請求権者に発生した損害。ただし、被保険者が本条(1)③ア、からオ、までのいずれかにも該当する場合には、本条(3)の規定を適用するものとします。
② (注3)	または人身傷害事故項における被保険者であって	もしくは人身傷害事故項または弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約の被保険者(弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約の保険金請求権者を含みます。)であって

(2) この特約の適用においては、当社は、運転者限定特約および運転者年齢条件特約の規定は適用しません。

第14条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

<別紙> 弁護士・損害賠償請求等費用保険金支払限度額

「用語の説明」

この別紙における用語の説明は、普通保険約款およびこの特約「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。(50音順)

	用語	説明
し	時間制報酬	委任契約を締結する際に取り決めた1時間あたりの委任事務処理単価にその処理に要した時間(注)を乗じた額により計算される弁護士報酬をいいます。 (注) 処理に要した時間には、移動に要する時間を含まず。
	事件等	事件または法律事務をいいます。
ち	着手金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果にかかわらず受任時に弁護士または認定司法書士が受けるべき委任事務処理の対価をいいます。
て	手数料	原則として1回程度の手続または委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。
に	認定司法書士	司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条(業務)第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。
ほ	報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて弁護士または認定司法書士が受ける委任事務処理の対価をいいます。

着手金、報酬金、時間制報酬、手数料およびその他の費用についてはそれぞれ1、から5、までの規定によります。ただし、保険金請求権者が、日本弁護士連合会の「弁護士保険制度」を利用した場合は当社が別に定めるところによります。

1. 着手金

(1) 弁護士または認定司法書士に委任した事件の対象の経済的利益(注)に応じて次表に掲げる金額とします。ただし、事件受任時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

	経済的利益(注)	金額
①	125万円以下の場合	10万円
②	125万円を超え300万円以下の場合	経済的利益(注)×8%
③	300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益(注)×5%+9万円
④	3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益(注)×3%+69万円
⑤	3億円を超える場合	経済的利益(注)×2%+369万円

(2) 同一の事件に関し、次のいずれかの事由に該当する場合で当社が認めたときは、上記(1)の規定により計算される金額の25%を上限に増額することができます。ただし、複数の事由に該当する場合であっても、通常想定される範囲を超える事象の複雑さおよび事件処理に要する手数の煩雑さ等の事情により、当社が認めた場合を除き、50%を超えて増額することはできません。

- ① 弁護士または認定司法書士が、示談交渉から引き続き、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟事件を受任する場合
 - ② 弁護士または認定司法書士が、調停または仲裁センター等への申立てから引き続き、訴訟事件を受任する場合
 - ③ 弁護士が、第1審から引き続き控訴審を受任する場合
 - ④ 弁護士が、控訴審から引き続き上告審を受任する場合
- (3) 同一の事件に関し、弁護士または認定司法書士が調査事件から引き続き、示談交渉、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟の提起を依頼された場合、上記(1)に定める額から既に受け取っていた調査事件の手数料を差し引くこととします。

(注) 経済的利益とは、次のとおりとします。

区分	経済的利益の内容
① 自動車被害事故および日常生活被害事故	弁護士または認定司法書士に委任した事件につき、依頼時の資料により計算される賠償されるべき相当な金額をいい、賠償義務者からの既払金、保険者または共済者からの事前支払提示額および自賠責保険等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。
② 自動車無事故	弁護士または認定司法書士に委任した事件につき、依頼時の資料により損害賠償請求を行う者の損害賠償請求額をいいます。

2. 報酬金

(1) 弁護士または認定司法書士への委任によって確保された経済的利益(注)に応じて次表に掲げる金額とします。ただし、委任事務の終了時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

	経済的利益(注)	金額
①	300万円以下の場合	経済的利益(注)×16%
②	300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益(注)×10%+18万円
③	3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益(注)×6%+138万円
④	3億円を超える場合	経済的利益(注)×4%+738万円

(2) 弁護士が引き続き上訴審を受任した場合、最終審の報酬金以外の報酬金については支払いません。

(注) 経済的利益とは、次のとおりとします。

区分	経済的利益の内容
① 自動車被害事故	弁護士または認定司法書士への委任によって確保された利益をいい、賠償義務者からの既払金、

よび日常生活被害事故	保険者または共済者からの事前支払提示額および自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。
② 自動車無責事故	弁護士または認定司法書士への委任によって確保された利益をいいます。

3. 時間制報酬

(1) 弁護士が受任した事件の事務処理に実際に要した時間（注）1時間あたり2万円とします。

(2) 上記（1）の規定において、同一の事件につき、着手金および報酬金と同時に請求はできないものとし、30時間分を上限とします。ただし、委任事務処理の難易等の事情により、当社が認めた場合は、30時間を超える時間分とすることができま

す。
 (注) 受任した事件の事務処理に実際に要した時間とは、事件および事務処理の内容に照らして社会通念上必要かつ妥当な時間とし、書面のコピー、郵便物の投函等の、法律事務の処理以外の事務処理に要した時間および弁護士の過失により書面等の訂正が必要となった場合の訂正にかかる時間等は含みません。なお、事務処理の内容およびそれに要した時間は、弁護士から提出される報告書（原則として毎月1回の割合で提出され、事務処理に要した時間が1分単位で記載されたものに限ります。）により確認されたものとします。

4. 手数料

(1) 弁護士または認定司法書士が実施する自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業の請求における手数料は、支払われるべき金額に応じて次表に掲げる金額とします。

支払われるべき金額	金額
① 150万円以下の場合	3万円
② 150万円を超える場合	支払われるべき金額×2%

(2) 上記（1）以外の手数料については、社会通念上必要かつ妥当な金額とします。

5. その他の費用

日当および実費（注）等の上記1. から4. 以外の費用については社会通念上必要かつ妥当な費用とします。

(注) 実費とは、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金およびこれらに準ずるもので、支払の必要が発生した額をいいます。

(76) 弁護士費用（自動車・自転車事故型）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。（50音順）

用語	説明
け 原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項にいう「原動機付自転車」に該当するものをいいます。
し 自転車	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（注1）およびその付属品（注2）をいいます。 (注1) 2輪以上の車には、レールにより運転する車、身体障害者用車いす、幼児用の3輪以上の車および原動機付自転車を除きます。 (注2) 付属品には、積載物を含みます。
自転車被害事故	自動車被害事故を除く、日本国内で発生した次のいずれかに該当する偶然な事故により、被保険者が身体の障害を被ることでまたは被保険者が所有、使用または管理する財物が損壊することをいいます。 ① 賠償義務者が自転車で搭乗中に発生したその自転車の運転に起因する事故 ② 上記①以外で、被保険者が自転車で搭乗中に発生した事故
自動車被害事故	偶然な事故により、次のいずれかに該当する被害が発生することをいいます。ただし、同一の原因から発生した一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。 ① 賠償義務者が自動車を所有、使用または管理することに起因する事故により、次のいずれかに該当すること。 ア. 被保険者が身体の障害を被ること。 イ. 被保険者の所有、使用または管理する財物が損壊されること。ただし、被保険者が法人の場合は、その財物がご契約のお車に積載されている財物である場合に限ります。 ② 上記①以外の場合で、被保険者が自動車で搭乗中に、次のいずれかに該当すること。 ア. 被保険者が身体の障害を被ること。 イ. 被保険者の所有、使用または管理する財物が損壊されること。ただし、その財物が被保険者が搭乗中の自動車で積載されている財物である場合に限ります。 ③ 上記①および②以外の場合で、次のいずれかに該当する自動車が損壊されること。 ア. ご契約のお車 イ. ご契約のお車の自動車で、第3条（補償の対象となる方—被保険者）（1）①ア. からエ. までの被保険者が所有する自動車
自動車無責事故	次のいずれかに該当する自動車との衝突、接触またはこれらの自動車の落下、火災、爆発その他偶然な事故により、他人の生命または身体が害された場合またはその財物が損壊した場合であって、被保険者に法律上の損害賠償責任がない事故をいいます。 ① ご契約のお車 ② 上記①以外の自動車で、第3条（補償の対象となる方—被保険者）（1）①ア. からエ. までの者が所有、使用または管理する自動車
所有する自動車	所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
身体の障害	被保険者の生命または身体が害されることをいいます。
損壊	財産的価値を有する有体物が滅失、破損もしくは汚損または盗取（注）されることをいいます。 (注) 盗取には、詐取を含みません。
賠償義務者	被保険者が被る損害にかかわる損害賠償請求を受ける者をいいます。
は 弁護士・損害賠償請求等費用	損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいいます。法律相談費用を除きます。ただし、被保険者が、これらの費用を支払う際の手続等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。 ① あらかじめ当社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬（注1）または行政書士報酬（注2） ② 訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 (注1) 弁護士報酬、司法書士報酬とは、着手金および手数料については、弁護士または

		司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される金額とします。また、報酬金については、弁護士または司法書士への委任によって確保された利益に基づき算定される金額とします。 (注2) 行政書士報酬とは、書類の作成および書類の提出手続の代理の対価として算定される金額とします。
ほ	弁護士費用保険金 法律相談	弁護士・損害賠償請求等費用保険金および法律相談費用保険金をいいます。 法律上の損害賠償請求に関する次のいずれかに該当する行為をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。 ① 弁護士が行う法律相談 ② 司法書士が行う司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条(業務)第1項第5号および同項第7号に規定する相談(注) ③ 行政書士が行う行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の3第1項第4号に規定する相談 (注) 同項第7号に規定する相談とは、司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条(業務)第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士が行う相談に限ります。
	法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金請求権者が当社の同意を得て支出した弁護士・損害賠償請求等費用を負担することにより被る損害に対して、この特約に従い、保険金請求権者に弁護士・損害賠償請求等費用保険金を支払います。
- ① 自動車被害事故の場合において、保険金請求権者が損害について賠償義務者に対し損害賠償請求を行うとき。
 - ② 自動車無事故の場合において、保険金請求権者がその損害について損害賠償請求をされ、損害賠償請求を行う者と争う必要があるとき。
 - ③ 自転車被害事故の場合において、保険金請求権者が損害について賠償義務者に対し損害賠償請求を行うとき。
- (2) 当社は、自動車被害事故、自動車無事故または自転車被害事故(以下この特約において自動車被害事故または自動車無事故を「自動車事故」といい、自動車被害事故、自動車無事故または自転車被害事故を「自動車・自転車事故」といいます。)によって、保険金請求権者が自動車・自転車事故にかかわる法律相談を行う場合は、保険金請求権者が当社の同意を得て支出した法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金請求権者に法律相談費用保険金を支払います。
- (3) 当社は本条(1)および(2)に規定する費用のうち普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、日常生活賠償特約および自転車賠償特約において支払われるものがある場合には、その費用を負担することによって被る損害に対しては弁護士費用保険金を支払いません。
- (4) 当社は、自動車・自転車事故が保険期間中に発生した場合に限り、弁護士費用保険金を支払います。

第3条 (補償の対象となる方—被保険者)

- (1) この特約における被保険者は、次の者となります。
- ① 自動車事故については、次のいずれかに該当する者。ただし、極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用具に搭乗中の者および業務として自動車を受託している自動車取扱業者は含みません。
 - ア、記名被保険者
 - イ、記名被保険者の配偶者
 - ウ、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - エ、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - オ、本条(1)①ア、からエ、まで以外の者で、ご契約のお車の正規の乗車装置(注1)またはその装置のある室内(注2)に搭乗中の者
 - カ、本条(1)①ア、からオ、まで以外の者で、本条(1)①ア、からエ、までに規定する者が自ら運転者として運転中(注3)のご契約のお車以外の自動車の正規の乗車装置(注1)またはその装置のある室内(注2)に搭乗中の者
 - キ、本条(1)①ア、からカ、まで以外の者で、ご契約のお車の所有者(注4)。ただし、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する自動車事故の場合に限りです。
 - ② 自転車被害事故については、本条(1)①ア、からエ、までのいずれかに該当する者。ただし、極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用具に搭乗中の者および業務として自動車を受託している自動車取扱業者は含みません。
- (2) この特約の規定は、それぞれ被保険者ごとに個別に適用します。
- (注1) 正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に定める乗車装置をいいます。
- (注2) その装置のある室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (注3) 運転中とは、駐車または停車中を除きます。
- (注4) ご契約のお車の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ 上記①および②以外の場合は、ご契約のお車を所有する者

第4条 (保険金請求権者)

この特約における保険金請求権者は、次のいずれかに該当する者となります。ただし、その者が死亡した場合は、その法定相続人となります。

- ① 自動車被害事故により被害(注)を被った被保険者
 - ② 自動車無事故により損害賠償請求をされた被保険者
 - ③ 自転車被害事故により被害(注)を被った被保険者
- (注) 被害とは、身体の障害または被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊をいいます。

第5条 (保険金を支払わない場合—自動車・自転車事故)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、弁護士費用保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 台風、洪水または高潮
 - ④ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ 本条(1)④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 本条(1)①から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故

- ⑦ ご契約のお車を競技（注4）もしくは曲技（注5）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、弁護士費用保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した自動車・自転車事故による損害
- ② 被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないで自動車または交通乗用車を運転（注7）している場合に、その本人に発生した自動車・自転車事故による損害
- ③ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または交通乗用車を運転している場合に、その本人に発生した自動車・自転車事故による損害
- ④ 被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で自動車または交通乗用車を運転している場合に、その本人に発生した自動車・自転車事故による損害
- ⑤ 被保険者が、自動車または交通乗用車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車または交通乗用車に搭乗中、その本人に発生した自動車・自転車事故による損害。ただし、その自動車または交通乗用車がご契約のお車以外の自動車または交通乗用車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- ⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に発生した自動車・自転車事故による損害
- ⑦ 被保険者が、ご契約のお車以外の自動車であって、第3条（補償の対象となる方—被保険者）（1）①ア、から工、までに規定する被保険者の使用者が所有する自動車、その使用者の業務（注8）のために搭乗している場合に発生した自動車・自転車事故による損害
- ⑧ 被保険者がご契約のお車以外の自動車に競技（注4）もしくは曲技（注5）のために搭乗中、または競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中（注9）に発生した自動車・自転車事故による損害
- ⑨ 被保険者または被保険者の使用者の業務の用に供される財物および業務に関連して受託した財物について発生した自動車・自転車事故による損害。ただし、その財物が自動車または自動車で積載中の財物である場合を除きます。
- ⑩ 第3条（補償の対象となる方—被保険者）（1）①オ、またはカ、に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、その被保険者が搭乗中の自動車の積載されていない財物について発生した自動車・自転車事故による損害
- ⑪ 財物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由によるその財物自体の損壊
- ⑫ 被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊
- (3) 当社は、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって自動車・自転車事故が発生した場合は、その者の受け取るべき金額については、弁護士費用保険金を支払いません。
- (4) 当社は、自動車被害事故もしくは自転車被害事故における賠償義務者または自動車無責事故における損害賠償請求を行う者が次のいずれかに該当する者である場合は、弁護士費用保険金を支払いません。
- ① 第3条（補償の対象となる方—被保険者）（1）①ア、から工、まで、およびキ、に規定する被保険者
- ② 被保険者の配偶者
- ③ 被保険者の父母または子、ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限りです。
- (5) 当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求または法律相談を保険金請求権者が行う場合は、それにより発生した損害に対しては、弁護士費用保険金を支払いません。
- ① 損害に対して保険金の請求が行われる保険契約の被保険者（注10）に対する損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談
- ② 損害賠償請求を行うおおよび時において社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談
- (6) 当社は、被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士・損害賠償請求等費用または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害については、弁護士費用保険金を支払いません。
- (注1) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注5) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注6) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注7) 法令により定められた運転資格を持たないで自動車または交通乗用車を運転とは、次のいずれかに該当する者が自動車または交通乗用車を運転している状態等をいいます。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
- ② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その効力が停止されている者
- ③ 所有する運転免許によって運転することができない自動車の種類に違反している者
- (注8) 業務とは、家事を除きます。
- (注9) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。
- (注10) 保険金の請求が行われる保険契約の被保険者には、共済金の請求が行われる共済契約の共済者を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—自転車被害事故）

当社は、被保険者の職務遂行に直接起因する自転車被害事故により発生した損害に対しては、弁護士費用保険金を支払いません。

第7条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の自動車・自転車事故につき当社の支払う弁護士・損害賠償請求等費用保険金の額は、第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害の額とします。ただし、＜別紙＞弁護士・損害賠償請求等費用保険金支払限度額に定める金額に消費税相当額を加算した金額を限度とし、被保険者1名につき、それぞれ300万円を限度とします。
- (2) 1回の自動車・自転車事故につき当社の支払う法律相談費用保険金の額は、第2条（保険金を支払う場合）（2）の損害の額とします。ただし、被保険者1名につき、それぞれ10万円を限度とします。
- (3) 弁護士・損害賠償請求等費用および法律相談費用のうち、回収金（注1）がある場合において、回収金（注1）の額が被保険者または保険金請求権者の自己負担額（注2）を超過するときは、当社は本条（1）および（2）に定めるそれぞれの弁護士費用保険金の額からその超過額を差し引いて弁護士費用保険金を支払います。
- (注1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者または保険金請求権者のために既に回収されたものをいいます。
- (注2) 自己負担額とは、弁護士・損害賠償請求等費用および法律相談費用から本条（1）および（2）に定めるそれぞれの弁護士費用保険金の額を差し引いた額をいいます。

第8条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、弁護士・損害賠償請求等費用保険金および法律相談費用保険金に区分して、それぞれ各別に、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を弁護士費用保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、弁護士・損害賠償請求等費用保険金および法律相談費用保険金に区分して、それぞれ各別に、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額を弁護士費用

用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
 (注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（損害賠償請求等の通知）

- (1) 保険契約者または保険金請求権者は、第2条（保険金を支払う場合）(1)に該当する場合で、保険金請求権者が弁護士・損害賠償請求等費用を支出しようとするとき、または同条(2)に該当する場合で、保険金請求権者が法律相談費用を支出しようとするときは、次の事項を当社に通知しなければなりません。
- ① 自動車・自転車事故の相手の氏名または名称およびその者に関して有する情報
 - ② 自動車・自転車事故の具体的な内容
 - ③ 自動車・自転車事故の相手との交渉の内容
 - ④ 本条(1)①から③までのほか、当社が特に必要と認める事項
- (2) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合、または本条(1)①から④までに掲げる事項について知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金を支払います。

第10条（保険金請求権者の義務）

- (1) 保険金請求権者は、弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合は、これらの者と委任契約を締結する際に交わす書面を当社に提出し、あらかじめ当社の承認を得なければなりません。
- (2) 保険金請求権者は、弁護士・損害賠償請求等費用または法律相談費用を支出する前に、支出しようとするそれらの費用の費目の明細を当社に通知し、当社の承認を得なければなりません。
- (3) 保険金請求権者は、当社の求めに応じ、訴訟、反訴または上訴の進捗状況に関する必要な情報を当社に提供しなければなりません。
- (4) 保険金請求権者は、訴訟の取下げまたは損害賠償請求の放棄もしくは撤回をする場合は、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (5) 保険金請求権者が、正当な理由がなく本条(1)から(4)までの規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金を支払います。

第11条（保険金の請求）

- (1) 弁護士費用保険金の請求は、被保険者ごとに保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。
- (2) 当社に対する弁護士費用保険金の請求権は、保険金請求権者が弁護士・損害賠償請求等費用または法律相談費用を支出した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (3) 保険金請求権者が弁護士費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第20条（保険金の請求）(3)⑩の書類または証拠として、次表に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

① 弁護士・損害賠償請求等費用の総額および法律相談費用の総額を確認できる客観的書類
② 弁護士・損害賠償請求等費用の内容を確認できる客観的書類
③ 法律相談の日時、所要時間および内容を確認できる客観的書類

第12条（支払保険金の返還）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った弁護士費用保険金の返還を求めることができます。
- ① 弁護士または司法書士への委任の取消し等により保険金請求権者が支払った着手金の返還を受けた場合
 - ② 自動車・自転車事故に関する訴訟の判決に基づき、保険金請求権者がその訴訟に関する弁護士・損害賠償請求等費用の支払を受けた場合で、次のイ、の額がア、の額を超過する場合
 ア、保険金請求権者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った弁護士・損害賠償請求等費用の全額
 イ、判決により確定された弁護士・損害賠償請求等費用の額と当社が第2条（保険金を支払う場合）の規定により既に支払った弁護士費用保険金の合計額
- (2) 本条(1)の規定により当社が返還を求める弁護士費用保険金の額は、次のとおりとします。
- ① 本条(1)①の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第2条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた弁護士費用保険金のうち着手金に相当する金額を限度とします。
 - ② 本条(1)②の場合は超過額に相当する金額。ただし、第2条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた弁護士費用保険金の額を限度とします。

第13条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
① (4)②	車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、本条(1)③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害	次の損害 ア、車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、本条(1)③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害 イ、弁護士費用（自動車・自転車事故型）特約に基づき保険金を支払うべき損害のうち、本条(1)③ア、からオ、までのいずれにも該当しない保険金請求権者に発生した損害。ただし、被保険者が本条(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する場合には、本条(3)の規定を適用するものとします。
② (注3)	または人身傷害条項における被保険者であって	もしくは人身傷害条項または弁護士費用（自動車・自転車事故型）特約の被保険者（弁護士費用（自動車・自転車事故型）特約の保険金請求権者を含みます。）であって

- (2) この特約の適用においては、当社は、運転者限定特約および運転者年令条件特約の規定は適用しません。

第14条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

<別紙> 弁護士・損害賠償請求等費用保険金支払限度額

「用語の説明」

この別紙における用語の説明は、普通保険約款およびこの特約「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。
(50首順)

用語	説明
し 時間制報酬	委任契約を締結する際に取り決めた1時間あたりの委任事務処理単価にその処理に要した時間(注)を乗じた額により計算される弁護士報酬をいいます。 (注)処理に要した時間には、移動に要する時間を含みます。
ち 着手金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果にかかわらず受任時に弁護士または認定司法書士が受けるべき委任事務処理の対価をいいます。
て 手数料	原則として1回程度の手続または委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。
に 認定司法書士	司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条(業務)第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。
ほ 報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて弁護士または認定司法書士が受ける委任事務処理の対価をいいます。

着手金、報酬金、時間制報酬、手数料およびその他の費用についてはそれぞれ1. から5. までの規定によります。ただし、保険金請求権者が、日本弁護士連合会の「弁護士保険制度」を利用した場合は当社が別に定めるところによります。

1. 着手金

(1) 弁護士または認定司法書士に委任した事件の対象の経済的利益(注)に応じて次表に掲げる金額とします。ただし、事件受任時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

経済的利益(注)	金額
① 125万円以下の場合	10万円
② 125万円を超え300万円以下の場合	経済的利益(注)×8%
③ 300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益(注)×5%+9万円
④ 3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益(注)×3%+69万円
⑤ 3億円を超える場合	経済的利益(注)×2%+369万円

(2) 同一の事件に関し、次のいずれかの事由に該当する場合で当社が認めたときは、上記(1)の規定により計算される金額の25%を上限に増額することができます。ただし、複数の事由に該当する場合であっても、通常想定される範囲を超える事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の煩雑さ等の事情により、当社が認めた場合を除き、50%を超えて増額することはできません。

- ① 弁護士または認定司法書士が、示談交渉から引き続き、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟事件を受任する場合
- ② 弁護士または認定司法書士が、調停または仲裁センター等への申立てから引き続き、訴訟事件を受任する場合
- ③ 弁護士が、第1審から引き続き控訴審を受任する場合
- ④ 弁護士が、控訴審から引き続き上告審を受任する場合

(3) 同一の事件に関し、弁護士または認定司法書士が調査事件から引き続き、示談交渉、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟の提起を依頼された場合、上記(1)に定める額から既に受け取っていた調査事件の手料を差し引くこととします。

(注) 経済的利益とは、次のとおりとします。

区分	経済的利益の内容
① 自動車被害事故および自転車被害事故	弁護士または認定司法書士に委任した事件につき、依頼時の資料により計算される賠償されるべき相当な金額をいい、賠償義務者からの既払金、保険者または共済者からの事前支払提示額および自賠責保険等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。
② 自動車無責事故	弁護士または認定司法書士に委任した事件につき、依頼時の資料により損害賠償請求を行う者の損害賠償請求額をいいます。

2. 報酬金

(1) 弁護士または認定司法書士への委任によって確保された経済的利益(注)に応じて次表に掲げる金額とします。ただし、委任事務の終了時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

経済的利益(注)	金額
① 300万円以下の場合	経済的利益(注)×16%
② 300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益(注)×10%+18万円
③ 3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益(注)×6%+138万円
④ 3億円を超える場合	経済的利益(注)×4%+738万円

(2) 弁護士が引き続き上告審を受任した場合、最終審の報酬金以外の報酬金については支払いません。

(注) 経済的利益とは、次のとおりとします。

区分	経済的利益の内容
① 自動車被害事故および自転車被害事故	弁護士または認定司法書士への委任によって確保された利益をいい、賠償義務者からの既払金、保険者または共済者からの事前支払提示額および自賠責保険等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。
② 自動車無責事故	弁護士または認定司法書士への委任によって確保された利益をいいます。

3. 時間制報酬

(1) 弁護士が受任した事件の事務処理に実際に要した時間(注)1時間あたり2万円とします。

(2) 上記(1)の規定において、同一の事件につき、着手金および報酬金と同時に請求はできないものとし、30時間分を上限とします。ただし、委任事務処理の難易等の事情により、当社が認めた場合は、30時間を超える時間分とすることができます。

(注) 受任した事件の事務処理に実際に要した時間とは、事件および事務処理の内容に照らして社会通念上必要かつ妥当な時間とし、書面のコピー、郵便物の投函等の、法律事務の処理以外の事務処理に要した時間および弁護士の過失により書面等の訂正が必要となった場合の訂正にかかる時間等は含みません。なお、事務処理の内容およびそれに要した時間は、弁護士から提

出される報告書（原則として毎月1回の割合で提出され、事務処理に要した時間が1分単位で記載されたものに限ります。）により確認されたものとします。

4. 手数料

(1) 弁護士または認定司法書士が実施する自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業の請求における手数料は、支払われるべき金額に応じて次表に掲げる金額とします。

支払われるべき金額	金額
① 150万円以下の場合	3万円
② 150万円を超える場合	支払われるべき金額×2%

(2) 上記(1)以外の手数料については、社会通念上必要かつ妥当な金額とします。

5. その他の費用

日当および実費（注）等の上記1. から4. 以外の費用については社会通念上必要かつ妥当な費用とします。

(注) 実費とは、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金およびこれらに準ずるもので、支払の必要が発生した額をいいます。

(77) 自転車賠償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
け 原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項にいう「原動機付自転車」に該当するものをいいます。
し 自転車	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（注1）およびその付属品（注2）をいいます。 （注1）2輪以上の車とは、レールにより運転する車、身体障害者用車いす、幼児用の3輪以上の車および原動機付自転車を除きます。 （注2）付属品には、積載物を含みます。
ほ 身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
ほ 法律上の損害賠償責任	民法（明治29年法律第89号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、記名被保険者が個人である場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、第3条（補償の対象となる方—被保険者）(1)①から④までに定める者が自転車で搭乗中にその自転車の運転に起因して日本国内において発生した偶然な事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約に従い、自転車賠償保険金を支払います。

第3条（補償の対象となる方—被保険者）

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 本条(1)①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注）。ただし、その責任無能力者に関する第2条（保険金を支払う場合）の事故に限ります。

(2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当社の支払うべき自転車賠償保険金の限度額が増額されるものではありません。

(注) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限ります。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、自転車賠償保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ 本条(1)④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 本条(1)②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故

(2) 当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、自転車賠償保険金を支払いません。

- ① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の業務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

(3) 被保険者が第3条（補償の対象となる方—被保険者）(1)⑤に規定する者である場合は、本条(2)①から④までおよび⑥の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

(注1) 保険契約者とは、保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動とは、群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第5条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき当社の支払う自転車賠償保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、自転車賠償保険金額を限度とします。

$$\text{自転車賠償保険金の額} = \frac{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}}{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}}$$

(2) 当社は、本条(1)に定める自転車賠償保険金の額のほか、自転車賠償保険金額を超過しても、次の額の合計額を自転車賠償保険金として支払います。

① 第6条（費用）①から⑤までの費用

② 第9条（当社による解決）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(3) この特約において自転車賠償保険金額とは、次の額をいいます。

自転車賠償保険金額

無制限

第6条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続きを行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。

費用	説明
① 損害防止費用	第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。
③ 緊急措置費用	第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故により他人の身体の障害、他人の財物の損壊が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。
④ 示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第9条（当社による解決）(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。

第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて自転車賠償保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて自転車賠償保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて自転車賠償保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求（注1）を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて自転車賠償保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、これを遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて自転車賠償保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当社に通知すること。	
⑦ 本条(1)①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑦の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合または、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて自転車賠償保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第8条（当社による協力または援助）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

(2) 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、本条(1)の規定を適用しません。

第9条（当社による解決）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、

被保険者の同意を得て被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（注）を行います。

- ① 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当社と解決条件について合意している場合
 - ② 当社が損害賠償請求権者から第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
- (2) 本条（1）の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、本条（1）の規定は適用しません。
- ① 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意している場合
 - ② 正当な理由がなく被保険者が本条（2）に規定する協力を拒んだ場合
 - ③ 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- (注) 訴訟の手続きには、弁護士を選任を含みます。

第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して本条（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者に対して本条（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき自転車賠償保険金の額（注）を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事実があった場合
ア、被保険者の破産または生死不明。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人の破産または生死不明とします。
イ、被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人が存在しないこと。
- (3) 第9条（当社による解決）および本条の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

$$\text{損害賠償額} = \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額}$$

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の自転車賠償保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) 本条（2）の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、自転車賠償保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、本条（1）から（5）までの規定を適用しません。
- (注) 自転車賠償保険金の額とは、同一事故につき既に当社が支払った自転車賠償保険金または本条の規定に基づき支払った損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

第11条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第8条（当社による協力または援助）（1）または第9条（当社による解決）（1）の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は、1回の事故につき、自転車賠償保険金額（注1）の範囲内で、次に掲げることを行うことができます。
- ① 仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付けること。
 - ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託すること。
 - ③ 供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けること。
- (2) 本条（1）③の規定により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) 本条（1）の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第5条（支払保険金の計算）（1）ただし書および第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）ただし書の規定は、その貸付金または供託金（注2）を既に支払った自転車賠償保険金とみなして適用します。
- (4) 本条（1）②または③の供託金（注2）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注2）の限度で、本条（1）②に規定する供託金（注2）または本条（1）③に規定する貸付金（注3）が自転車賠償保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 第13条（保険金の請求）の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、本条（1）の仮払金に関する貸付金、自転車賠償保険金として支払われたものとみなします。
- (注1) 自転車賠償保険金額とは、同一事故につき既に当社が支払った自転車賠償保険金または第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。
- (注2) 貸付金には、利息を含みます。
- (注3) 供託金には、利息を含みます。

第12条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を自転車賠償保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次表に定める額を自転車賠償保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

- (注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第13条（保険金の請求）

- (1) 被保険者が自転車賠償保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して自転車賠償保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する自転車賠償保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (3) 被保険者が自転車賠償保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出し

なければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

① 保険金請求書
② 死亡に関して支払われる自転車賠償保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
③ 後遺障害に関して支払われる自転車賠償保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
④ 傷害に関して支払われる自転車賠償保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑥ 第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故による他人の財物の損壊に係る自転車賠償保険金の請求に関しては、被害が発生した物の価値を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が発生した物の写真（注2）
⑦ その他当社が第14条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの

(4) 被保険者に自転車賠償保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、自転車賠償保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として自転車賠償保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注3）
 - ② 本条（4）①に規定する者がいない場合は本条（4）①に規定する者に自転車賠償保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ 本条（4）①および②に規定する者がいない場合は本条（4）①および②に規定する者に自転車賠償保険金を請求できない事情がある場合には、本条（4）①以外の配偶者（注3）または本条（4）②以外の3親等内の親族
- (5) 本条（4）の規定による被保険者の代理人からの自転車賠償保険金の請求に対して、当社が自転車賠償保険金を支払った後に、重複して自転車賠償保険金の請求を受けたとしても、当社は、自転車賠償保険金を支払いません。
- (6) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合にも、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（6）の規定に違反した場合または本条（3）、（4）もしくは（6）の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて自転車賠償保険金を支払います。
- (8) 自転車賠償保険金の請求権は、本条（2）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (注1) 修理等に要する費用の見積書とは、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 写真には、画像データを含みます。
- (注3) 配偶者とは、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第14条（保険金の支払）

(1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が自転車賠償保険金を支払うために必要な次表の事項の確認を請求し、自転車賠償保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 自転車賠償保険金の支払事由発生の有無	ア. 事故の原因 イ. 事故発生時の状況 ウ. 損害発生の有無 エ. 被保険者に該当する事実
② 自転車賠償保険金が支払われない事由の有無	自転車賠償保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 自転車賠償保険金の算出	ア. 損害の額 イ. 事故と損害との関係 ウ. 治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 本条（1）①から④までのほか、当社が支払うべき自転車賠償保険金の額の確定	ア. 他の保険契約等の有無および内容 イ. 損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

(2) 本条（1）の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、自転車賠償保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条（1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② 本条（1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条（1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条（1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) 本条（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合（注4）は、これらにより確認が遅延した期間については、本条（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

(4) 本条（1）の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

(5) 本条（1）から（4）までの規定による自転車賠償保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日とは、被保険者が第13条（保険金の請求）（3）および（4）の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数の「事由」に該当する場合、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会には、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第15条（損害賠償額の請求）

(1) 損害賠償請求権者が第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を受けようとする場合、

- 当社に対して損害賠償額の支払を請求しなければなりません。
- (2) 損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

損害賠償額請求に必要な書類または証拠

- ① 損害賠償額の請求書
 - ② 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍簿本
 - ③ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ④ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
 - ⑥ 第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故による他人の財物の損壊に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が発生した物の写真（注2）
 - ⑦ その他当社が第16条（損害賠償額の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいけないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注3）
 - ② 本条（3）①に規定する者がいない場合または本条（3）①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ 本条（3）①および②に規定する者がいない場合または本条（3）①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、本条（3）①以外の配偶者（注3）または本条（3）②以外の3親等内の親族
- (4) 本条（3）の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、自転車賠償保険金を支払ったものとみなします。
- (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく本条（5）の規定に違反した場合または本条（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (7) 損害賠償額の請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行わせることはできません。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
 - ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合
- (注1) 修理等に要する費用の見積書とは、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 写真には、画像データを含みます。
- (注3) 配偶者とは、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第16条（損害賠償額の支払）

- (1) 当社は、第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)①から④までのいずれかに該当する場合には、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次表の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 損害賠償額の支払事由発生の有無	ア、事故の原因 イ、事故発生の状況 ウ、損害発生の有無 エ、被保険者に該当する事実
② 損害賠償額が支払われない事由の有無	損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 損害賠償額の算出	ア、損害の額 イ、事故と損害との関係 ウ、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 本条（1）①から④までのほか、当社が支払うべき損害賠償額の確定	ア、他の保険契約等の有無および内容 イ、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

- (2) 本条（1）の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条（1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② 本条（1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条（1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条（1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) 本条（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合（注4）には、これらにより確認が遅延した期間については、本条（1）または（2）の期間に算入しないものとします。
- (4) 本条（3）の場合のほか、損害賠償請求権者の事情によって当社が損害賠償額を支払うことができない期間については、本条（1）または（2）の期間に算入しないものとします。
- (5) 本条（1）から（4）までの規定による損害賠償額の支払は、損害賠償請求権者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 請求完了日は、損害賠償請求権者が第15条（損害賠償額の請求）(2)および（3）の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数の「事由」に該当する場合、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会には、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づ

く照会その他法令に基づく照会を含みます。
 (注4) これに応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第17条 (代位)

(1) 損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して自転車賠償保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を自転車賠償保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、自転車賠償保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第18条 (先取特権)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊にかかわる損害賠償請求権は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、自転車賠償保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に自転車賠償保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または本条(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して自転車賠償保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権には、第6条(費用)の費用に対する保険金請求権を含みません。

第19条 (普通保険約款との関係)

この特約については、普通保険約款基本条項第14条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
① (4)①	対人賠償責任条項または対物賠償責任条項	自転車賠償特約
② (注3)	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項	自転車賠償特約
③ (注6)	対人賠償責任条項または対物賠償責任条項	自転車賠償特約
	対人賠償責任条項第5条(費用)または対物賠償責任条項第5条(費用)	自転車賠償特約第6条(費用)

第20条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(78) 日常生活賠償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
う 運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注)のみに起因するものを除きます。 (注)情報の流布には、特定の者への伝達を含みます。
き 軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モフレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバス(注)をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープウェイ、ティーバールフト等座席装置のないリフト等は含みません。 (注)ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
し 住宅	記名被保険者の居住の用に供される住宅(注)をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)住宅には、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
ほ 法律上の損害賠償責任	生命または身体を害することをいいます。 民法(明治29年法律第89号)等法律に基づく損害賠償責任をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、記名被保険者が個人である場合で、保険証券がこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、日本国内もしくは国外において発生した次に掲げる事故により、被保険者が他人の身体の障害もしくは他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害、または日本国内において発生した次に掲げる事故により、被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約に従い、日常生活賠償保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

- ② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故
 (注) 日常生活とは、住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条（補償の対象となる方—被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 ① 記名被保険者
 ② 記名被保険者の配偶者
 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 ⑤ 本条（1）①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注）。ただし、その責任無能力者に関する第2条（保険金を支払う場合）①または②の事故に限ります。
 (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当社の支払うべき日常生活賠償保険金の限度額が増額されるものではありません。
 (注) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限ります。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、日常生活賠償保険金を支払いません。
 ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
 ⑤ 本条（1）④以外の放射線照射または放射能汚染
 ⑥ 本条（1）②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 (2) 当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、日常生活賠償保険金を支払いません。
 ① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
 ② 専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産（注5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
 ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊に因り、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 ⑨ 航空機、船舶・車両（注6）または銃器（注7）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 ⑩ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任
 (3) 被保険者が第3条（補償の対象となる方—被保険者）（1）⑤に規定する者である場合は、本条（2）①から④までおよび⑥の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。
 (注1) 保険契約者とは、保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注2) 暴動とは、群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 (注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
 (注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
 (注5) 専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産には、住宅の一部が専ら被保険者の業務の用に供される場合は、その部分を含みます。
 (注6) 船舶・車両とは、原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。
 (注7) 銃器には、空気銃を含みません。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当社の支払う日常生活賠償保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、日常生活賠償保険金額を限度とします。
- $$\text{日常生活賠償保険金の額} = \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}$$
- (2) 当社は、本条（1）に定める日常生活賠償保険金の額のほか、日常生活賠償保険金額を超過しても、次の額の合計額を日常生活賠償保険金として支払います。
 ① 第6条（費用）①から⑤までの費用
 ② 第9条（当社による解決）（1）の規定に基づく訴訟または被保険者が当社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金
 (3) この特約において日常生活賠償保険金額とは、次の額をいいます。

区分	日常生活賠償保険金額
① 日本国内で発生した事故の場合	無制限
② 日本国外で発生した事故の場合	3億円

第6条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続きを行うことによって得られなくなった収入は対象となります。

費用	説明
① 損害防止費用	第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）③に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。
③ 緊急措置費用	第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故により他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、搬送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。

④ 示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第9条（当社による解決）（2）の規定により被保険者が当社に協力するために支出した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟に因り、被保険者が当社に書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。

第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故により他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用車の運行不能が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて日常生活賠償保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア、事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて日常生活賠償保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができるときには、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと思われる額を差し引いて日常生活賠償保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求（注1）を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて日常生活賠償保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、これを遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて日常生活賠償保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当社に通知すること。	
⑦ 本案（1）①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本案（1）②の事項について事実と異なることを告げた場合または本案（1）⑦の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて日常生活賠償保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第8条（当社による協力または援助）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續きについて協力または援助を行います。

(2) 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、本案（1）の規定を適用しません。

第9条（当社による解決）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續き（注）を行います。

① 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当社と解決条件について合意している場合

② 当社が損害賠償請求権者から第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(2) 本案（1）の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、本案（1）の規定は適用しません。

① 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合

② 正当な理由がなく被保険者が本案（2）に規定する協力を拒んだ場合

③ 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

(注) 訴訟の手續きには、弁護士の選任を含みます。

第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して本案（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者に対して本案（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき日常生活賠償保険金の額（注）を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事実があった場合

ア、被保険者の破産または生死不明。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人の破産または生死不明とします。

イ、被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人が存在しないこと。

(3) 第9条（当社による解決）および本案の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

$$\text{損害賠償額} = \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額}$$

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の日常生活賠償保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) 本条(2)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、日常生活賠償保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 日本国外で発生した事故の場合は被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、本条(1)から(5)までの規定を適用しません。
- (注) 日常生活賠償保険金の額は、同一事故につき既に当社が支払った日常生活賠償保険金または本条の規定に基づき支払った損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

第11条(仮払金および供託金の貸付け等)

- (1) 第8条(当社による協力または援助)(1)または第9条(当社による解決)(1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は1回の事故につき、日常生活賠償保険金額(注1)の範囲内で、次に掲げることを行うことができます。
- ① 仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付けること。
 - ② 仮差押えを免れるための供託金または上記の仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託すること。
 - ③ 供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けること。
- (2) 本条(1)③の規定により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金(注2)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) 本条(1)の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第5条(支払保険金の計算)(1)ただし書および第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(注2)を既に支払った日常生活賠償保険金とみなして適用します。
- (4) 本条(1)②または③の供託金(注2)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注2)の限度で、本条(1)②に規定する供託金(注2)または本条(1)③に規定する貸付金(注3)が日常生活賠償保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 第13条(保険金の請求)の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、本条(1)の仮払金に関する貸付金が日常生活賠償保険金として支払われたものとみなします。
- (注1) 日常生活賠償保険金額とは、同一事故につき既に当社が支払った日常生活賠償保険金または第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。
- (注2) 供託金には、利息を含みます。
- (注3) 貸付金には、利息を含みます。

第12条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額(注1)を日常生活賠償保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次表に定める額を日常生活賠償保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

- (注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第13条(保険金の請求)

- (1) 被保険者が日常生活賠償保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して日常生活賠償保険金の支払を請求しなければならない。
- (2) 当社に対する日常生活賠償保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (3) 被保険者が日常生活賠償保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければならない。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 死亡に関して支払われる日常生活賠償保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
③ 後遺障害に関して支払われる日常生活賠償保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
④ 傷害に関して支払われる日常生活賠償保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑥ 第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故による他人の財物の損壊に係る日常生活賠償保険金の請求に関しては、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が発生した物の写真(注2)
⑦ 第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故による軌道上を走行する陸上の乗用員の運行不能に係る日常生活賠償保険金の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用員の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類
⑧ その他当社が第14条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの

- (4) 被保険者に日常生活賠償保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、日常生活賠償保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として日常生活賠償保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注3)
 - ② 本条(4)①に規定する者がいない場合または本条(4)①に規定する者に日常生活賠償保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ 本条(4)①および②に規定する者がいない場合または本条(4)①および②に規定する者に日常生活賠償保険金を請求できない事情がある場合には、本条(4)①以外の配偶者(注3)または本条(4)②以外の3親等内の親族
- (5) 本条(4)の規定による被保険者の代理人からの日常生活賠償保険金の請求に対して、当社が日常生活賠償保険金を支払った後に、重複して日常生活賠償保険金の請求を受けたとしても、当社は、日常生活賠償保険金を支払いません。
- (6) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠

を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (7) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(6)の規定に違反した場合または本条(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて日常生活賠償保険金を支払います。
- (8) 日常生活賠償保険金の請求権は、本条(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (注1) 修理等に要する費用の見積書とは、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 写真には、画像データを含みます。
- (注3) 配偶者とは、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第14条 (保険金の支払)

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が日常生活賠償保険金を支払うために必要な次表の事項の確認を終え、日常生活賠償保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 日常生活賠償保険金の支払事由発生の有無	ア. 事故の原因 イ. 事故発生の状況 ウ. 損害発生の有無 エ. 被保険者に該当する事実
② 日常生活賠償保険金が支払われない事由の有無	日常生活賠償保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 日常生活賠償保険金の算出	ア. 損害の額 イ. 事故と損害との関係 ウ. 治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 本条(1)①から④までのほか、当社が支払うべき日常生活賠償保険金の確定	ア. 他の保険契約等の有無および内容 イ. 損害について被保険者がある損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

- (2) 本条(1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、日常生活賠償保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における本条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) 本条(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注4)には、これらにより確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) 本条(3)の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (5) 本条(1)から(4)までの規定による日常生活賠償保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 請求完了日とは、被保険者が第13条(保険金の請求)③および(4)の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数の「事由」に該当する場合、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会には、弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) これに応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第15条 (損害賠償額の請求)

- (1) 損害賠償請求権者が第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を受けようとする場合、当社に対して損害賠償額の支払を請求しなければなりません。
- (2) 損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

損害賠償額請求に必要な書類または証拠
① 損害賠償額の請求書
② 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
③ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
④ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑥ 第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故による他人の財物の損壊に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が発生した物の写真(注2)
⑦ 第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故による軌道上を走行する陸上の乗用車の運行不能に係る損害賠償額の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用車の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類
⑧ その他当社が第16条(損害賠償額の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠かつ被保険者との間に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注3)
- ② 本条(3)①に規定する者がいない場合または本条(3)①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 本条(3)①および②に規定する者がいない場合または本条(3)①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、本条(3)①以外の配偶者(注3)または本条(3)②以外の3親等内の親族
- (4) 本条(3)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合

は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、日常生活賠償保険金を支払ったものとみなします。

- (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく本条(5)の規定に違反した場合または本条(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (7) 損害賠償額の請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行わせることはできません。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
 - ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合
- (注1) 修理等に要する費用の見積書とは、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 写真には、画像データを含みます。
- (注3) 配偶者とは、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第16条 (損害賠償額の支払)

- (1) 当社は、第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)①から④までのいずれかに該当する場合には、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次表の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 損害賠償額の支払事由発生の有無	ア. 事故の原因 イ. 事故発生の状況 ウ. 損害発生の有無 エ. 被保険者に該当する事実
② 損害賠償額が支払われない事由の有無	損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 損害賠償額の算出	ア. 損害の額 イ. 事故と損害との関係 ウ. 治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 本条(1)①から④までのほか、当社が支払うべき損害賠償額の確定	ア. 他の保険契約等の有無および内容 イ. 損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

- (2) 本条(1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における本条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) 本条(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注4)には、これらにより確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) 本条(3)の場合のほか、損害賠償請求権者の事情によって当社が損害賠償額を支払うことができない期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (5) 本条(1)から(4)までの規定による損害賠償額の支払は、損害賠償請求権者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 請求完了日とは、損害賠償請求権者が第15条(損害賠償額の請求)(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数の「事由」に該当する場合、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会には、弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) これに応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第17条 (代位)

- (1) 損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して日常生活賠償保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を日常生活賠償保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、日常生活賠償保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第18条 (先取特権)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故による他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用車の運行不能にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、日常生活賠償保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者

- が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条（１）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に日常生活賠償保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または本条（２）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条（２）①または④の規定により被保険者が当社に対して日常生活賠償保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権には、第6条（費用）の費用に対する保険金請求権を含みません。

第19条（普通保険約款との関係）

この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
①（４）①	対人賠償責任条項または対物賠償責任条項	日常生活賠償特約
②（注3）	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項	日常生活賠償特約
③（注6）	対人賠償責任条項または対物賠償責任条項	日常生活賠償特約
	対人賠償責任条項第5条（費用）または対物賠償責任条項第5条（費用）	日常生活賠償特約第6条（費用）

第20条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(79) 搭乗者傷害事業主費用特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
し	事業主費用	次に掲げる費用で、妥当と認められるものをいいます。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。 ① 次の費用のうち、対象期間に要したものの ア. 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用 イ. 遠隔地で事故が発生した場合の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救援者費用 ウ. 事故現場の清掃費用等の復旧費用 エ. 補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用 オ. 上記ア. からエ. までおよび②の費用以外で、補償対象者の死亡または後遺障害に直接起因して負担した費用 ② 相談費用のうち、相談費用対象期間に要したものの
そ	相談費用	補償対象者もしくはその遺族等に対して行われる労働者災害補償制度（注）による給付または各種年金制度等による給付に関し、社会保険労務士等に相談するための費用をいいます。 （注）労働者災害補償制度とは、次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） ② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） ④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）
	相談費用対象期間	事故日から次の日までをいいます。 ① 補償対象者が死亡した日から1年後の日 ② 補償対象者の後遺障害の程度を決定した日から1年後の日
た	対象期間	事故日から次の日までをいいます。 ① 補償対象者が死亡した日からその日を含めて180日目の日 ② 補償対象者の後遺障害の程度を決定した日からその日を含めて180日目の日
ほ	補償対象者	被保険者の役員（注1）または使用人であって、かつ、ご契約のお車の正規の乗車装置（注2）またはその装置のある室内（注3）に搭乗中の者をいいます。ただし、極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。 （注1）役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 （注2）正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。 （注3）その装置のある室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券がこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により補償対象者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故日からその日を含めて180日以内に死亡したことにより、または事故日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表1>後遺障害等級表の1またはく別表1>の2に掲げる後遺障害が発生したことにより、被保険者が事業主費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、被保険者に事業主費用保険金を支払います。
- ① ご契約のお車の運行に起因する事故
② ご契約のお車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発またはご契約のお車の落下
- (2) 補償対象者が事故日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、後遺障害が発生した時の補償対象者以外の医師の診断に基づき、後遺障害の程度を認定します。ただし、補償対象者からの請求がある場合は、事故

日からその日を含めて181日目における補償対象者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定します。

第3条（補償の対象となる方—被保険者）

この特約における被保険者は、記名被保険者となります。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害による損害に対しては、事業主費用保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質量（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ 本条（1）③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ 本条（1）①から④までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑥ ご契約のお車を競技（注4）もしくは曲技（注5）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する傷害により発生した損害に対しては、事業主費用保険金を支払いません。
- ① 補償対象者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した傷害
 - ② 補償対象者が、法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転（注7）している場合に、その本人に発生した傷害
 - ③ 補償対象者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に、その本人に発生した傷害
 - ④ 補償対象者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合に、その本人に発生した傷害
 - ⑤ 補償対象者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に、その本人に発生した傷害
 - ⑥ 補償対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に発生した傷害
 - ⑦ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に発生した傷害
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する傷害により発生した損害に対しては、事業主費用保険金を支払いません。
- ① 被保険者またはその法定代理人（注8）の故意または重大な過失によって発生した傷害
 - ② 被保険者またはその法定代理人（注8）が、法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転（注7）している場合に発生した傷害
 - ③ 被保険者またはその法定代理人（注8）が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に発生した傷害
 - ④ 被保険者またはその法定代理人（注8）が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合に発生した傷害
 - ⑤ 被保険者またはその法定代理人（注8）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した傷害
 - ⑥ 被保険者またはその法定代理人（注8）の脳疾患、疾病または心神喪失によって発生した傷害
- (4) 当社は、傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって発生した場合は、その者の受け取るべき金額については、事業主費用保険金を支払いません。
- (5) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注9）による損害に対しては、事業主費用保険金を支払いません。
- (注1) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質とは、使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質量によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注5) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注6) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注7) 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転とは、次のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）等法令に定められた運転免許を持たない者。ただし、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は該当しません。
 - ② 運転免許の停止処分を受けたことによって、その効力が停止されている者
 - ③ 所有する運転免許によって運転することができる自動車の種類に違反している者
- (注8) 被保険者またはその法定代理人とは、被保険者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注9) 創傷感染症とは、丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当社の支払う事業主費用保険金の額は、被保険者が負担した事業主費用の額とします。ただし、補償対象者1名につき、200万円を限度とし、事業主費用のうち、次表「費用」に掲げる費用については、次表「限度額」を限度とします。

費用	限度額
① 補償対象者の遺族または補償対象者に支払われた香典、弔慰金等の費用	ア、補償対象者が死亡した場合、または補償対象者に普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の1または<別表1>の2の第1級から第3級に掲げる後遺障害が発生した場合 イ、補償対象者に普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の2の第4級から第7級に掲げる後遺障害が発生した場合 ウ、補償対象者に普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の2の第8級から第14級に掲げる後遺障害が発生した場合
② 相談費用	—
	100万円
	50万円
	30万円
	10万円

- (2) 同一事故により、普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の2に掲げる2種以上の後遺障害が発生した場合には、最も重い後遺障害の該当する等級を適用します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次の等級を適用します。
- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
 - ② 本条（2）①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級

- ③ 本条(2)①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級
- (3) 当社は、本条(2)に定める事項のほか、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険における後遺障害の等級認定の基準に準じて等級の決定を行います。

第6条 (他の保険契約等がある場合の取扱い)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額(注1)を事業主費用保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を事業主費用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

- (注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対する事業主費用保険金の請求権は、被保険者が事業主費用を負担した時から発生し、これを行使できるものとします。
- (2) 被保険者が事業主費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第20条(保険金の請求)(3)⑩の書類または証拠として、次に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠	
① 補償対象者の傷害の程度を証明する客観的書類	
② 被保険者が事業主費用を支払ったことおよびその金額を証明する客観的書類	
(3) 被保険者が負担した事業主費用のうち、次に「限度額」の金額を超えない費用に係る保険金請求分については、本条(2)②に掲げるものの当社への提出は要しません。	

区分	限度額
① 補償対象者が死亡した場合	10万円
② 補償対象者に普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の1または<別表1>の2の第1級から第3級に掲げる後遺障害が発生した場合	5万円
③ 補償対象者に普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の2の第4級から第7級に掲げる後遺障害が発生した場合	3万円

第8条 (普通保険約款および他の特約との関係)

- (1) 当社は、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害のうち、普通保険約款対人賠償責任条項および普通保険約款に適用される他の特約の規定により対人賠償保険金の支払対象となる損害については、損害の額が普通保険約款対人賠償責任条項によって支払うべき対人賠償保険金の額を超える場合に限り、その超過額に対してのみ事業主費用保険金を支払います。
- (2) 当社は、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害のうち、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約および心神喪失等による事故の被害者救済費用特約ならびに普通保険約款に適用される他の特約の規定により人身救済費用保険金の支払対象となる損害については、損害の額が不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約または心神喪失等による事故の被害者救済費用特約によって支払うべき人身救済費用保険金の額を超える場合に限り、その超過額に対してのみ事業主費用保険金を支払います。
- (3) この特約については、普通保険約款基本条項第14条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(5)②の規定中「人身傷害条項」とあるのは「人身傷害条項または搭乗者傷害事業主費用特約」と読み替えます。

第9条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

6. 契約方式に関する特約

(80) 全車両一括特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。(50音順)

	用語	説明
し	取得時	中途取得自動車とその所有者または記名被保険者の直接の管理下に入った時をいいます。
	所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ 上記①および②以外の場合は、自動車を所有する者
せ	精算日	保険証券記載の精算日をいいます。
ち	中途取得自動車	保険期間の途中で新たに保険証券記載の条件に該当することとなった自動車をいいます。
つ	通知締切日	保険証券記載の通知締切日をいいます。
	通知日	保険証券記載の通知日をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

- この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。
- ① この保険契約締結の時に、保険証券記載の条件に該当する自動車のすべてを、この保険契約によって一括して保険に付すこと。
- ② 中途取得自動車のすべてを、この保険契約によって漏れなく保険に付すこととする。

第2条（中途取得自動車に対する自動補償）

- (1) 当社は、この特約により、中途取得自動車に対して、自動的にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約を適用します。
- (2) 中途取得自動車にかかわる当社の保険責任は、取得時に始まり、満期日の午後4時に終わります。
- (3) 保険契約者または記名被保険者は、第1回目の通知締切日の3か月前の応当日の翌日またはこの保険契約締結の日のいずれか早い日から保険期間の始期までに、保険証券記載の条件に該当することとなった自動車を、保険期間の始期における中途取得自動車に含めることができます。
- (4) 本条(3)に定める自動車にかかわる当社の保険責任は、本条(2)の規定にかかわらず、保険期間の始期に始まり、満期日の午後4時に終わります。
- (5) 本条(3)に定める自動車は、第7条（付保漏れがあった場合）に定める付保漏れ自動車には含まれません。この場合、第9条（特約の解除）(1)②の規定は適用しません。

第3条（通知）

- (1) 保険契約者または記名被保険者は、毎月、通知締切日以前1か月分の中途取得自動車を、通知日までに、当社所定の書面により通知しなければなりません。
- (2) この保険契約締結の時に保険に付された自動車または中途取得自動車、保険証券記載の条件に該当しなくなった場合も、本条(1)と同様とします。

第4条（保険契約内容の変更）

- (1) この保険契約締結の時に保険に付された自動車または第3条（通知）(1)の通知を当社が既受領している中途取得自動車について、保険契約内容を変更する場合には、保険契約者は、自動車1台ごとに、その都度、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行わなければなりません。
- (2) 第3条（通知）(1)の通知を当社が受領していない中途取得自動車（注）について、その取得時から保険証券記載の条件と異なる条件で保険に付す場合または保険契約内容を変更する場合には、保険契約者は、自動車1台ごとに、その都度、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行わなければなりません。
- (3) 保険契約者は、本条(1)または(2)の契約条件変更の申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。
- (4) 保険契約者または記名被保険者は、事故が発生した場合、契約条件変更の申出の日時および事故発生の日時の確認に関して、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、また当社が行う調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者または記名被保険者が、正当な理由がなく本条(4)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （注）第3条（通知）(1)の通知を当社が受領していない中途取得自動車とは、同条(1)の通知に遅滞または脱漏があった中途取得自動車を除きます。

第5条（保険料の返還または追加保険料の請求およびその精算）

- (1) 当社は、次表「区分」のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定にかかわらず、次表「保険料の返還、追加保険料の請求」のとおりとします。ただし、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求する場合があります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第3条（通知）(1)の通知を受領した場合	次の算式により算出した額を請求します。 $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
② 第3条（通知）(2)の通知を受領した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
③ 普通保険約款基本条項第4条（契約時に告知いただく事項—告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
④ 普通保険約款基本条項第5条（契約後に告知いただく事項—通知義務）(1)の事実が発生したことにより同条(2)の危険増加が発生した場合	次の算式により算出した額（注1）を請求します。 $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
⑤ 普通保険約款基本条項第5条（契約後に告知いただく事項—通知義務）(1)の事実またはその他の事実が発生したことにより危険の減少が発生した場合	次の算式により算出した額（注1）を返還します。 $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
⑥ 本条(1)①から⑤までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面または当社の定める通信方法により契約条件変更を当社所定の連絡先に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合（注2）	ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$ イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$

(2) 本条(1)の保険料は、毎月、精算日までに精算するものとします。

（注1）次の算式により算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、普通保険約款基本条項第5条（契約後に告知いただく事項—通知義務）(1)の事実または本条(1)⑤に定めるその他の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

（注2）当社がこれを承認する場合は、通知締切日以前1か月の間に変更日のあるものに限ります。

第6条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 第5条（保険料の返還または追加保険料の請求およびその精算）(1)①の追加保険料（注1）の全額が精算日までに払い込まれなかった場合は、当社は、未精算の中途取得自動車（注2）について発生した事故による損害または傷害に対しては保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- (2) 第5条（保険料の返還または追加保険料の請求およびその精算）(1)③または④の追加保険料（注1）の全額が精算日までに払い込まれなかった場合は、当社は、追加保険料（注1）を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- (3) 第5条（保険料の返還または追加保険料の請求およびその精算）(1)⑥の追加保険料（注1）の全額が精算日までに払い込まれなかった場合は、当社は、追加保険料（注1）を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、次の算式により算出される額の返還を請求することができます。

事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の額

契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い支払う保険金の額

- (4) 未精算の中途取得自動車（注2）のうち既に精算日の到来しているものにつき第5条（保険料の返還または追加保険料の請求およびその精算）(1)①の追加保険料（注1）の全額が払い込まれた場合は、その払込みの時に発生した事故による損害または傷害に対しては、本条（1）の規定を適用しません。
- (注1) 追加保険料とは、第5条（保険料の返還または追加保険料の請求およびその精算）(1)②、③、⑤または⑥の規定により返還すべき保険料がある場合、相殺した後の保険料とします。
- (注2) 未精算の中途取得自動車とは、追加保険料が払い込まれるべき精算日に対応する通知締切日の1か月前の応当日の翌日以後の中途取得自動車を行います。

第7条（付保漏れがあった場合）

- (1) この保険契約締結の時に、保険証券記載の条件に該当する自動車を、この保険契約によって保険に付していなかったこと（以下この条において、「付保漏れ」といいます。）が判明した場合には、当社は、第2条（中途取得自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。ただし、その付保漏れの事実を当社が知った時までに第3条（通知）(1)の通知を受領している中途取得自動車を除きます。
- (2) 付保漏れが保険契約者または記名被保険者の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者または記名被保険者が証明した場合で、当社が付保漏れの事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者または記名被保険者がその付保漏れ自動車について書面によって訂正を申し出て、当社がこれを承認したときは、本条（1）の規定を適用しません。

第8条（通知に遅滞または脱漏があった場合）

- 第3条（通知）(1)の通知に遅滞または脱漏があった場合は、遅滞または脱漏のあった中途取得自動車および当社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、同条（1）の規定により通知されるすべての中途取得自動車に対して、当社は第2条（中途取得自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。ただし、その遅滞または脱漏が、保険契約者または記名被保険者の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者または記名被保険者が証明した場合で、当社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者または記名被保険者がその遅滞または脱漏のあった中途取得自動車について書面によって訂正を申し出て、当社がこれを承認したときを除きます。

第9条（特約の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 第5条（保険料の返還または追加保険料の請求およびその精算）(1)①、③、④または⑥の追加保険料（注）の全額が精算日までに払い込まれなかった場合。ただし、第6条（追加保険料領収前の事故）(4)に該当する場合は除きます。
- ② 第7条（付保漏れがあった場合）(1)に該当する場合。ただし、同条（2）の規定により訂正がなされた場合を除きます。
- ③ 第8条（通知に遅滞または脱漏があった場合）に該当する場合。ただし、同条ただし書の規定により訂正がなされた場合を除きます。
- (2) 保険契約者は、この保険契約を普通保険約款基本条項第12条（保険契約者からの保険契約の解約）(1)の規定により解約する場合を除き、この特約を解除することができません。
- (注) 追加保険料とは、第5条（保険料の返還または追加保険料の請求およびその精算）(1)②、③、⑤または⑥の規定により返還すべき保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。

第10条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
①（1）	被保険者（注1）	記名被保険者
②（2）	その被保険者に係る部分	その被保険者に係る部分（車両条項の被保険者について①に該当する事由がある場合にはその被保険者の所有する自動車に係る部分とします。）
③（5）	車両条項の被保険者が本条（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当することににより本条（1）の規定による解除がなされた場合、または本条（2）の規定による解除がなされた場合	本条（2）の規定による解除がなされた場合
④（注3）	対物賠償責任条項または被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者	対物賠償責任条項、車両条項または被保険者であって、記名被保険者

- (2) この保険契約に初回追加保険料口座振替特約、追加保険料クレジットカード払（登録方式）特約または初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約が適用される場合、これらの特約第3条（追加保険料領収前の事故）(3)および（4）の規定を適用しません。この場合、これらの特約における追加保険料領収前に発生した事故の取扱いは、第6条（追加保険料領収前の事故）の規定中「追加保険料」とあるのを「初回追加保険料」、「精算日」とあるのを「その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌末日」と読み替えて適用します。

（81）全車両一括（中途取得自動車の保険料一括精算方式）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
き	期末精算日	保険証券記載の精算日をいいます。
し	取得時 所有者	中途取得自動車とその所有者または記名被保険者の直接の管理下に入った時をいいます。 次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が一年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ 上記①および②以外の場合は、自動車を所有する者
ち	中途取得自動車	保険期間の途中で新たに保険証券記載の条件に該当することとなった自動車をいいます。
つ	通知締切日 通知日	保険証券記載の通知締切日をいいます。 保険証券記載の通知日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

- この保険契約締結の時に、保険証券記載の条件に該当する自動車のすべてを、この保険契約によって一括して保険に付すこと。
- 中途取得自動車のすべてを、この保険契約によって漏れなく保険に付すこととする。

第2条（中途取得自動車に対する自動補償）

- 当社は、この特約により、中途取得自動車に対して、自動的にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約を適用します。
- 中途取得自動車にかかわる当社の保険責任は、取得時に始まり、満期日の午後4時に終わります。
- 保険契約者または記名被保険者は、第1回目の通知締切日の3か月前の応当日の翌日またはこの保険契約締結の日のいずれか早い日から保険期間の始期までに、保険証券記載の条件に該当することとなった自動車を、保険期間の始期における中途取得自動車に含めることができます。
- 本条（3）に定める自動車にかかわる当社の保険責任は、本条（2）の規定にかかわらず、保険期間の始期に始まり、満期日の午後4時に終わります。
- 本条（3）に定める自動車は、第7条（付保漏れがあった場合）に定める付保漏れ自動車には含まれません。この場合、第9条（特約の解除）（1）①の規定は適用しません。

第3条（通知）

- 保険契約者または記名被保険者は、毎月、通知締切日以前1か月分の中途取得自動車を、通知日までに、当社所定の書面により当社に通知しなければなりません。
- この保険契約締結の時に保険に付された自動車または中途取得自動車が、保険証券記載の条件に該当しなくなった場合も、本条（1）と同様とします。

第4条（保険契約内容の変更）

- この保険契約締結の時に保険に付された自動車または第3条（通知）（1）の通知を当社が既に入受している中途取得自動車について、保険契約内容を変更する場合には、保険契約者は、自動車1台ごとに、その都度、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行わなければなりません。
 - 第3条（通知）（1）の通知を当社が受領していない中途取得自動車（注）について、その取得時から保険証券記載の条件と異なる条件で保険に付す場合または保険契約内容を変更する場合には、保険契約者は、自動車1台ごとに、その都度、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行わなければなりません。
 - 保険契約者は、本条（1）または（2）の契約条件変更の申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。
 - 保険契約者または記名被保険者は、事故が発生した場合で、契約条件変更の申出の日時および事故発生の日時の確認に関して、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、また当社が行う調査に協力しなければなりません。
 - 保険契約者または記名被保険者が、正当な理由がなく本条（4）の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （注）第3条（通知）（1）の通知を当社が受領していない中途取得自動車とは、同条（1）の通知に遅滞または脱漏があった中途取得自動車を除きます。

第5条（保険料の返還または追加保険料の請求およびその精算）

- 当社は、次表「区分」のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定にかかわらず、次表「保険料の返還、追加保険料の請求」のとおりとします。ただし、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求する場合があります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第3条（通知）（1）の通知を受領した場合	次の算式により算出した額を請求します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{365} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
② 第3条（通知）（2）の通知を受領した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{365} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
③ 普通保険約款基本条項第4条（契約時に告知いただく事項—告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
④ 普通保険約款基本条項第5条（契約後に告知いただく事項—通知義務）（1）の事実が発生したことにより同条（2）の危険増加が発生した場合	次の算式により算出した額（注）を請求します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{365} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
⑤ 普通保険約款基本条項第5条（契約後に告知いただく事項—通知義務）（1）の事実またはその他の事実が発生したことにより危険の減少が発生した場合	次の算式により算出した額（注）を返還します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{365} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$

<p>⑥ 本条(1)①から⑤までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面または当社の定める通信方法により契約条件変更を当社所定の連絡先に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合</p>	<p>ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{365} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$ <p>イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。</p> $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{365} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
--	---

(2) 本条(1)の保険料は、期末精算日までに精算するものとする。
(注) 次の算式により算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、普通保険約款基本条項第5条(契約後に通知いただく事項-通知義務)(1)の事実または本条(1)⑤に定めるその他の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とする。

第6条(追加保険料領収前の事故)

- (1) 第5条(保険料の返還または追加保険料の請求およびその精算)(1)①の追加保険料(注1)の全額が期末精算日までに払い込まれなかった場合は、当社は、中途取得自動車(注2)について発生した事故による損害または傷害に対しては保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- (2) 第5条(保険料の返還または追加保険料の請求およびその精算)(1)③または④の追加保険料(注1)の全額が期末精算日までに払い込まれなかった場合は、当社は、追加保険料(注1)を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- (3) 第5条(保険料の返還または追加保険料の請求およびその精算)(1)⑥の追加保険料(注1)の全額が期末精算日までに払い込まれなかった場合は、当社は、追加保険料(注1)を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、次の算式により算出される額の返還を請求することができます。

<p>事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の額</p>	<p>契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い支払う保険金の額</p>
------------------------------------	--

- (注1) 追加保険料とは、第5条(保険料の返還または追加保険料の請求およびその精算)(1)②、③、⑤または⑥の規定により返還すべき保険料がある場合、相殺した後の保険料とします。
(注2) 中途取得自動車とは、既に保険料の精算を行った自動車を除きます。

第7条(付保漏れがあった場合)

- (1) この保険契約締結の時に、保険証券記載の条件に該当する自動車を、この保険契約によって保険に付していなかったこと(以下この条において、「付保漏れ」といいます。)が判明した場合には、当社は、第2条(中途取得自動車に対する自動補償)の規定を適用しません。ただし、その付保漏れの実事を当社が知った時までに第3条(通知)(1)の通知を受領している中途取得自動車を除きます。
- (2) 付保漏れが保険契約者または記名被保険者の故意および重大な過失によらなかつたことを保険契約者または記名被保険者が証明した場合で、当社が付保漏れの実事を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者または記名被保険者がその付保漏れ自動車について書面によって訂正を申し出て、当社がこれを承認したときは、本条(1)の規定を適用しません。

第8条(通知に遅滞または脱漏があった場合)

第3条(通知)(1)の通知に遅滞または脱漏があった場合は、遅滞または脱漏のあった中途取得自動車および当社がその遅滞または脱漏の実事を知った時以後、同条(1)の規定により通知されるすべての中途取得自動車に対して、当社は第2条(中途取得自動車に対する自動補償)の規定を適用しません。ただし、その遅滞または脱漏が、保険契約者または記名被保険者の故意および重大な過失によらなかつたことを保険契約者または記名被保険者が証明した場合で、当社がその遅滞または脱漏の実事を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者または記名被保険者がその遅滞または脱漏のあった中途取得自動車について書面によって訂正を申し出て、当社がこれを承認したときを除きます。

第9条(特約の解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 第7条(付保漏れがあった場合)(1)に該当する場合。ただし、同条(2)の規定により訂正がなされた場合を除きます。
- ② 第8条(通知に遅滞または脱漏があった場合)に該当する場合。ただし、同条ただし書の規定により訂正がなされた場合を除きます。
- (2) 保険契約者は、この保険契約を普通保険約款基本条項第12条(保険契約者からの保険契約の解約)(1)の規定により解約する場合を除き、この特約を解除することができません。

第10条(普通保険約款および他の特約との関係)

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項第14条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)の規定を次のとおり読み替えます。

該当事項	読替前		読替後
	被保険者(注1)	被保険者(注1)	記名被保険者
① (2)	その被保険者に係る部分	その被保険者に係る部分	その被保険者に係る部分(車両条項の被保険者について①に該当する事由がある場合にはその被保険者の所有する自動車に係る部分とします。)
③ (5)	車両条項の被保険者が本条(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより本条(1)の規定による解除がなされた場合、または本条(2)の規定による解除がなされた場合	車両条項の被保険者が本条(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより本条(1)の規定による解除がなされた場合、または本条(2)の規定による解除がなされた場合	本条(2)の規定による解除がなされた場合
④ (注3)	対物賠償責任条項または被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者	対物賠償責任条項または被保険者であって、記名被保険者	対物賠償責任条項、車両条項または被保険者であって、記名被保険者

- (2) この保険契約に初回追加保険料口座振替特約、追加保険料クレジットカード払(登録方式)特約または初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約が適用される場合、これらの特約第3条(追加保険料領収前の事故)(3)および(4)の規定を適用しません。この場合、これらの特約における追加保険料領収前に発生した事故の取扱いに関しては、第6条(追加保険料)

料額取前の事故)の規定中「追加保険料」とあるのを「初回追加保険料」、「期末精算日」とあるのを「その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」と読み替えて適用します。

(82) 継続手続特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
け	継続契約	この保険契約と保険契約者および記名被保険者を同一として当社と締結する保険契約で、この保険契約の満期日を始期日とするものをいいます。
	継続証券	保険証券または保険契約継続証券をいいます。
	継続通知	この保険契約の継続について保険契約者に対して送付する書類または当社の定める通信方法により保険契約者に対して行う通知をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約の保険期間が1年以上である場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条 (この特約による継続契約の取扱い)

- (1) 当社は、この保険契約を継続する意思がある場合、その旨および継続契約の保険契約条件を継続通知により通知します。
- (2) この保険契約の満期日までに、保険契約者または当社のいずれか一方からこの特約を適用しない旨の意思表示がない場合には、継続契約が締結されるものとします。
- (3) 本条(1)および(2)の規定によって継続契約が締結された場合には、当社は、継続証券等を保険契約者に交付します。

第3条 (この特約による継続契約の内容)

- (1) 第2条(この特約による継続契約の取扱い)の規定による継続契約の保険契約条件は、次のいずれかとします。

区分	保険契約条件
① 第2条(この特約による継続契約の取扱い)(1)の通知に基づき、保険契約者が当社に対して、継続契約の保険契約条件の申出(注1)を行い、当社がこれを承認した場合	保険契約者が申し出た保険契約条件
② 本条(1)①以外の場合	本条(2)から(5)までに定める場合を除き、この保険契約の満期日における保険契約条件と同一の保険契約条件

- (2) この保険契約に普通保険約款車両条項が適用される場合、継続契約の車両保険金額は、次のとおりとします。
 - ① この保険契約に車両価額協定保険特約が適用される場合、同特約「用語の説明」に規定する市場販売価格相当額に基づき当社が算出した額
 - ② この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されない場合、この保険契約の車両保険金額を基準とし、ご契約のお車の法定減価償却残存率等を参考にして当社が算出した額
- (3) この保険契約の保険料の払込方法が当社が別に定める払込方法である場合、継続契約の保険料の払込方法は当社が指定する払込方法によります。
- (4) この保険契約に適用された特約について、継続契約の始期日において、特約が適用されるための条件を満たしていない場合は、継続契約にその特約を適用しません。
- (5) 制度または料率等(注2)の改定(注3)があった場合において、制度または料率等(注2)の改定(注3)があった日以後に第2条(この特約による継続契約の取扱い)の規定によりこの保険契約が継続されるときは、継続契約に対しては、その始期日における制度または料率等(注2)が適用されるものとします。
 - (注1) 申出には、電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とする申出を含みます。
 - (注2) 制度または料率等とは、普通保険約款、特約、保険契約引受けに関する制度または保険料率等をいいます。
 - (注3) 改定には、この保険契約における事故件数等に応じて保険料率を調整する場合および継続契約の保険料率を決定するための条件が変更となった場合を含みます。

第4条 (保険料の払込方法)

保険契約者は、継続契約に適用される普通保険約款および普通保険約款に適用される保険料の払込方法を定める他の特約の規定に従い、継続契約の保険料を払い込むものとします。

第5条 (継続契約の告知義務)

- (1) 保険契約者または記名被保険者(注1)になる者は、継続契約締結の際、告知事項(注2)について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 本条(1)に定める告知については、普通保険約款の告知義務に関する規定を適用します。
- (注1) 記名被保険者とは、普通保険約款車両条項においては、被保険者となります。
- (注2) 告知事項とは、普通保険約款の告知義務に関する規定に定める告知事項をいい、当社が継続確認書、継続通知等によって確認する事項をいいます。

第6条 (他の特約との関係)

当社は、第2条(この特約による継続契約の取扱い)(2)の規定により、継続契約が締結された場合には、継続手続忘れサポート特約の規定を適用しません。

第7条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、継続契約については普通保険約款およびこれに適用される他の特約の「保険証券」は「継続証券」と読み替えるものとします。

(83) 通信販売特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
け 契約意思の表示	保険契約申込みの意思を表示することをいいます。
つ 通知書	保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等を記載したものをいいます。
て 電子データメッセージ	保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法、保険契約の引受内容等を明示したものをいいます。
ほ 保険申込者	当社に対して保険契約の申込みをしようとする者をいいます。
保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目には払い込むべき分割保険料をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険申込者が第2条（保険契約の申込みおよび引受け）に定める方法により保険契約の申込みを行う場合に適用されます。

第2条（保険契約の申込みおよび引受け）

保険申込者は、次表「保険契約の申込み」のいずれかに該当する方法により保険契約の申込みを行い、当社は、次表「保険契約の引受け」の方法により引受けを行うものとします。

保険契約の申込み	保険契約の引受け
① 保険申込者が保険申込書に所要の事項を記載し、当社に送付するものとします。	当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書を保険契約者に送付するものとします。
② 保険申込者が電話、情報処理機器等の通信手段(注)を媒介とし、当社に対し契約意思の表示をするものとします。	当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書および保険申込書を保険契約者に送付するものとします。この場合、保険契約者は保険申込書に所要の事項を記載し、所定の期間内に当社へ返送しなければなりません。
③ 保険申込者がインターネットを媒介とし、インターネット上に明示された契約情報に基づき、当社に対し契約意思の表示をするものとします。	当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、電子データメッセージを保険契約者に送信するものとします。

(注) 通信手段とは、インターネットを除きます。

第3条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、次に定める通知に従い、保険料を払い込まなければなりません。

- ① 第2条（保険契約の申込みおよび引受け）①の方法により保険契約の申込みを行う場合は、同条①に定める通知書による通知
 - ② 第2条（保険契約の申込みおよび引受け）②の方法により保険契約の申込みを行う場合は、同条②に定める通知書による通知
 - ③ 第2条（保険契約の申込みおよび引受け）③の方法により保険契約の申込みを行う場合は、同条③に定める電子データメッセージによる通知
- (2) 本条（1）の場合、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める「保険契約締結と同時に保険料を払い込む」旨の規定を適用しません。

第4条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、第2条（保険契約の申込みおよび引受け）②の保険申込書が所定の期間内に当社に返送されない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当社は、第3条（保険料の払込方法）(1)の通知に記載された保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条（1）および（2）の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（この特約による当社への通知方法）

保険契約者または被保険者が、訂正の申出または契約条件変更の申出を行う場合は、書面または電話、情報処理機器等の当社が定める通信手段により、当社所定の連絡先に直接行うものとします。

第6条（普通保険約款との関係）

この特約については、普通保険約款基本条項「用語の説明」に定める告知事項の規定中「保険申込書の記載事項」とあるのは「保険契約の申込みを行った際に申し出る事項」と読み替えて適用します。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(84) 書面省略（変更届出書）特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受ける場合に適用されます。

第2条（訂正の申出、通知事項の通知、契約条件変更の申出等）

- (1) 保険契約者または被保険者は、この特約により、次のいずれかの申出または通知を行う場合、電話または情報処理機器等の当社が定める手段により、当社所定の連絡先に対して行うものとします。
 - ① 訂正の申出
 - ② 通知事項の通知
 - ③ 契約条件変更の申出
 - ④ 普通保険約款基本条項第6条（保険契約者の住所変更）に定める通知
 - ⑤ 普通保険約款基本条項第11条（保険金額の調整）に定める通知
 - ⑥ 普通保険約款基本条項第12条（保険契約者からの保険契約の解約）に定める通知
- (2) 保険契約者または被保険者が本条（1）の通知を行い、当社がその通知の受付と同時にそれを承認した場合は、当社は、その通知をもって書面による申出または通知がなされたものとみなします。ただし、当社が別に定める場合を除きます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用

される他の特約の規定を準用します。

(85) 変更確認書不発行特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に全車両一括特約または全車両一括(中途取得自動車の保険料一括精算方式)特約が適用されている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条 (変更確認書の不発行)

- (1) 保険契約者または被保険者は、次のいずれかの申出または通知を行う場合は、当社所定の連絡先に対して行うものとします。
- ① 訂正の申出
 - ② 通知事項の通知
 - ③ 契約条件変更の申出
 - ④ 普通保険約款基本条項第6条(保険契約者の住所変更)に定める通知
 - ⑤ 普通保険約款基本条項第11条(保険金額の調整)に定める通知
 - ⑥ 普通保険約款基本条項第12条(保険契約者からの保険契約の解約)に定める通知
- (2) 本条(1)の規定のうち、当社所定の申出および通知については、当社は、変更確認書を保険契約者に交付しません。

第3条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(86) 新規フリートの優良戻しに関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
け	契約台数	保険契約締結の時における付保台数をいいます。
し	申告書	当社にこの特約を適用した保険契約の申込みをするために提出する所定の申告書をいいます。
せ	全車両一括特約等	全車両一括特約または全車両一括(中途取得自動車の保険料一括精算方式)特約をいいます。
ほ	保険成績	当社が別に定める方法により算出する損害率をいいます。
ゆ	優良戻し率	第2条(新規フリート優良戻し)(1)に定める新規フリート優良戻しの額を算出するために、保険成績および契約台数に応じて当社が別に定める割合をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

- ① この保険契約に全車両一括特約等が適用されていること。
- ② 保険契約者になる者が、保険契約締結の時までに、所定の事項を記載した申告書を当社に提出していること。

第2条 (新規フリート優良戻し)

- (1) 当社は、次に定める条件をすべて満たしている場合は、この保険契約の保険成績および契約台数に応じた優良戻し率を保険料に乗じて算出した額を、新規フリート優良戻しとして、保険契約者に返還します。
- ① 保険期間が満了していること。
 - ② 保険料の払込みが完了していること。
- (2) 当社は、この保険契約が保険期間の途中で失効し、または解除もしくは解約された場合は、本条(1)の規定を適用しません。

第3条 (保険契約者の義務)

- (1) 保険契約者は、この保険契約の保険期間中に発生した事故について、その事実を速やかに把握するよう努めなければなりません。
- (2) 保険契約者は、満期日において、普通保険約款基本条項第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)②に定める当社への通知を行っていない事故がある場合は、その事故について、事故発生の日時、場所および事故の概要を、直ちに当社へ通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者が、正当な理由がなく本条(1)もしくは(2)の規定に違反し、満期日の属する月の末日までに本条(2)の通知を行わなかった場合、または本条(2)の事項について事実と異なることを告げた場合は、第2条(新規フリート優良戻し)(1)の規定は適用しません。この場合において、既に同条(1)の規定を適用していたときは、当社は、その新規フリート優良戻しの返還を請求することができます。

第4条 (申告書の事実相違)

当社は、保険契約者の提出した申告書に記載された内容が事実と異なる場合、第2条(新規フリート優良戻し)(1)の規定を適用しません。この場合において、既に同条(1)の規定を適用していたときは、当社は、その新規フリート優良戻しの返還を請求することができます。

第5条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(87) 保険証券の発行に関する特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約締結の際に、当社と保険契約者との間に、保険証券を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

第2条（保険証券の不発行）

- (1) 当社は、この特約により、この保険契約の保険証券を発行しません。
- (2) 当社は、この保険契約の保険契約内容として電磁的方法により提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が、保険期間の中で当社に対して保険証券の発行を請求する場合には、この特約を削除するものとします。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

7. 保険料に関する特約

（8） 保険料一般分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。
(50音順)

	用語	説明
き	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
	危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
	次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
	次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。	
せ	請求	当社が追加保険料を請求した日をいいます。
つ	追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書に記載された金額をいいます。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

	区分	保険料の払込み
①	第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
②	第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- (2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第2回分割保険料の保険料払込期日の属する月の翌月の当日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（保険料領収の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - (3) 本条（2）の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) この規定は、第5条（追加保険料領収前の事故）（4）③の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料の払込方法）

- (1) 普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、次のとおりとします。

	区分	追加保険料の払込み
①	普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求） (1)①または②に定めるところに従い	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。

請求した追加保険料	
② 普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求） （1）④に定めるところに従い請求した追加保険料	
③ 普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求） （1）⑤に定めるところに従い請求した追加保険料	

(2) 本条（1）の規定にかかわらず、保険契約者は、追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

(3) 第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

第5条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 第4条（追加保険料の払込方法）（1）①の追加保険料を請求する場合において、普通保険約款基本条項第13条（当社からの保険契約の解除）②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が発生した場における、その危険増加が発生した時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- (2) 第4条（追加保険料の払込方法）（1）②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 第4条（追加保険料の払込方法）（1）③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (4) 追加保険料が第4条（追加保険料の払込方法）（2）の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。
- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条（1）から（3）までの規定を適用します。
 - ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ③ 本条（4）②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をおわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合は、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) この規定には、第3条（保険料領収前の事故）（3）の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険料払込期日（注1）の属する月の翌末日までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
 - ② 保険料払込期日（注1）までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注3）までに、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
- (2) 本条（1）の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
- ① 本条（1）①による解除の場合は、その分割保険料（注2）を払い込むべき保険料払込期日（注1）または満期日のいずれが早い日
 - ② 本条（1）②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注3）または満期日のいずれが早い日
- (注1) 保険料払込期日には、第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。
- (注2) 分割保険料には、第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。
- (注3) 次回保険料払込期日には、第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

（89）保険料大口分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
き	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
	危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を収集することをいいます。

し	次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
	次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
せ	請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。
つ	追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書に記載された金額をいいます。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② 当社が別に定める対象自動車をご契約のお車とすること。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

(2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

(3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までであるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第2回分割保険料の保険料払込期日の属する月の翌月の当日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（保険料領収の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - (3) 本条(2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) この規定には、第5条（追加保険料領収前の事故）(5)③の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料の払込方法）

(1) 普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、次のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)①または②に定めるところに従い請求した追加保険料	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)④に定めるところに従い請求した追加保険料	
③ 普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)⑤に定めるところに従い請求した追加保険料	
④ この保険契約に全車両一括特約または全車両一括（中途取得自動車の保険料一括精算方式）特約が適用されている場合であって、これらの特約第5条（保険料の返還または追加保険料の請求およびその精算）(1)①、③、④または⑥に定めるところに従い請求した追加保険料	保険契約者は、これらの特約第5条(2)に定める精算日までにその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	追加保険料の払込み	
① 第1回分割追加保険料	ア. 本条(1)①から③までの追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
	イ. 本条(1)④の追加保険料	本条(1)④の精算日までに当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	—	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

(3) 第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に

該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

第5条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)①の追加保険料を請求する場合において、普通保険約款基本条項第13条（当社からの保険契約の解除）②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が発生した場合における、その危険増加が発生した時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- (2) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (4) 保険契約者が第4条（追加保険料の払込方法）(1)④の追加保険料の払込みを怠った場合は、全車両一括特約または全車両一括（中途取得自動車）の保険料一括精算方式）特約第6条（追加保険料領収前の事故）の規定を適用します。
- (5) 追加保険料が第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定のとおりにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。
- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条（1）から（4）までの規定を適用します。
 - ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、次のとおりとします。
ア、第2条（保険料の払込方法）によって払い込まれるべき保険料の払込みが完了している場合は、この追加保険料が発生した自動車について、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
イ、本条（5）②ア、以外の場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ③ 本条（5）②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) この規定には、第3条（保険料領収前の事故）(3)の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険料払込期日（注1）の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
 - ② 保険料払込期日（注1）までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注3）までに、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
- (2) 本条（1）の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
- ① 本条（1）①による解除の場合は、その分割保険料（注2）を払い込むべき保険料払込期日（注1）または満期日のいずれか早い日
 - ② 本条（1）②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注3）または満期日のいずれか早い日
- (注1) 保険料払込期日には、第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合、追加保険料払込期日を含みます。
- (注2) 分割保険料には、第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合、分割追加保険料を含みます。
- (注3) 次回保険料払込期日には、第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合、次回追加保険料払込期日を含みます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(90) 新長期保険料分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
い 1等級ダウン事故	当社が別に定める1等級ダウン事故をいいます。
き 危険 危険増加	損害または傷害の発生の可能性をいいます。 告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
こ 口座振替	指定口座（注）から口座振替により保険料を集合することをいいます。 （注）指定口座とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
さ 3等級ダウン事故	この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される特約に従い保険金を支払うべき損害または傷害の原因となった事故であって、1等級ダウン事故および事故件数に数えない事故のいずれにも該当しないものをいいます。
し 次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
事故件数に数えない事故	当社が別に定める事故件数に数えない事故をいいます。
つ 追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。

て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。						
ね	年度分割保険料	次に定める分割保険料をいいます。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>払込方法</th> <th>年度分割保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 月払</td> <td>第1保険年度については、第1回分割保険料から第12回分割保険料までの12回分の分割保険料をい、第2保険年度以降については、それぞれ前保険年度の最終回目の分割保険料の次回から起算して12回分の分割保険料をいいます。</td> </tr> <tr> <td>② 年払</td> <td>第1保険年度については、第1回分割保険料をい、第2保険年度以降については、それぞれ前保険年度の分割保険料の次回分割保険料をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	払込方法	年度分割保険料	① 月払	第1保険年度については、第1回分割保険料から第12回分割保険料までの12回分の分割保険料をい、第2保険年度以降については、それぞれ前保険年度の最終回目の分割保険料の次回から起算して12回分の分割保険料をいいます。	② 年払	第1保険年度については、第1回分割保険料をい、第2保険年度以降については、それぞれ前保険年度の分割保険料の次回分割保険料をいいます。
払込方法	年度分割保険料							
① 月払	第1保険年度については、第1回分割保険料から第12回分割保険料までの12回分の分割保険料をい、第2保険年度以降については、それぞれ前保険年度の最終回目の分割保険料の次回から起算して12回分の分割保険料をいいます。							
② 年払	第1保険年度については、第1回分割保険料をい、第2保険年度以降については、それぞれ前保険年度の分割保険料の次回分割保険料をいいます。							
い	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書に記載された金額をいいます。						
	分割保険料	月払保険料または年払保険料であって、保険証券に記載された金額をいいます。						
ほ	保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日应当日から1年間をいいます。						
	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。						

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券がこの特約が記載されているときに適用されます。ただし、保険証券にノンフリート契約である旨記載されている場合に限りません。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険期間が1年を超える期間であること。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、次のいずれかの方法により、保険料を払い込むことができます。

- ① 月払
- ② 年払

(2) 本条（1）の保険料の払込みは、次に定めるとおりとします。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

(3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

(4) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による月払である場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の保険料払込期日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - (3) 本条（2）の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料を合わせて請求できるものとします。ただし、同一の保険年度中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、その分割保険料のほか、同一の保険年度に払い込むべき保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) この規定には、第7条（追加保険料領収前の事故）（5）③の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

第5条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）

- (1) 当社が保険金を支払う事故が発生した場合、事故が発生した日の属する保険年度ごとの事故の内容および件数に応じ、保険料の変更について、次のとおりとします。ただし、その変更にかかる分割保険料が払い込まれた後（注1）に当社が保険金を支払う事故の内容または件数に変更が発生する事実が発生または判明した場合は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき保険料を返還または追加保険料を請求します。

区分	保険料の変更
① 保険年度内に発生した事故が事故件数に数えない事故のみである場合	翌保険年度以降のノンフリート等級および事故有係数適用期間（注2）ならびに年度分割保険料は変更しません。
② 本条（1）①以外の場合	<p>翌保険年度以降のノンフリート等級および事故有係数適用期間（注2）を次のとおり変更し、これに基づき計算した保険料（注3）を翌保険年度以降の年度分割保険料とします。</p> <p>ア. 翌保険年度</p> <p>(ア) ノンフリート等級</p> <p>次の算式によって算出される数を変更後ノンフリート等級とします。ただし、1を下回る場合は1とし、変更前ノンフリート等級が前保険年度の変更前ノンフリート等級と同一である場合は、算式中の1を差し引きません。</p> $\left[\frac{\text{変更前ノンフリート等級} - 1}{3 \times \left(\begin{array}{l} \text{3等級ダウン} \\ \text{事故の件数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{1等級ダウン} \\ \text{事故の件数} \end{array} \right)} \right]$

(イ) 事故有係数適用期間
次の算式によって算出される数を変更後事故有係数適用期間とします。ただし、この期間が6年を上回る場合は6年とします。

$$\boxed{\text{変更前事故有係数適用期間}} + \left[3 \times \boxed{3 \text{ 等級ダウン事故の件数}} + \boxed{1 \text{ 等級ダウン事故の件数}} \right]$$

イ. 本条(1)②ア.の翌保険年度以降

(ア) ノンフリート等級

前保険年度の変更後ノンフリート等級に1を加えた数を変更後ノンフリート等級とします。ただし、20を上回る場合は20とします。

(イ) 事故有係数適用期間

前保険年度の変更後事故有係数適用期間から1年を減じた数を変更後事故有係数適用期間とします。ただし、0年を下回る場合は0年とします。

(2) 当社は、次表「区分」のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、次表「保険料の変更、返還、追加保険料の請求」のとおりとします。ただし、当社が別に定める方法により保険料を変更、返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の変更、返還、追加保険料の請求
① 普通保険約款基本条項第4条(契約時に告知いただく事項—告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	次のとおりとします。ただし、既に保険料の全額が払い込まれている場合は、次のア.によります。 ア. 変更日の属する保険年度末までの保険料 変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき保険料を返還または請求します。 イ. 変更日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料 変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき分割保険料を引き下げ、または引き上げます。
② 普通保険約款基本条項第5条(契約後に通知いただく事項—通知義務)(1)の事実が発生したことにより同条(2)の危険増加が発生した場合	次のとおりとします。ただし、既に保険料の全額が払い込まれている場合は、次のア.によります。 ア. 変更日の属する保険年度末までの保険料 次の算式により算出した額(注4)を請求します。 $\boxed{\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額に基づく額}} \times \frac{\text{未經過月数(注5)}}{12}$ イ. 変更日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料 変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき分割保険料を引き上げます。
③ 普通保険約款基本条項第5条(契約後に通知いただく事項—通知義務)(1)の事実またはその他の事実が発生したことにより危険の減少が発生した場合	次のとおりとします。ただし、既に保険料の全額が払い込まれている場合は、次のア.によります。 ア. 変更日の属する保険年度末までの保険料 次の算式により算出した額(注4)を返還します。 $\boxed{\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額に基づく額}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数(注5)}}{12} \right]$ イ. 変更日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料 変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき分割保険料を引き下げます。
④ 普通保険約款基本条項第7条(ご契約のお車の譲渡)(1)または第8条(ご契約のお車の入替)(1)の規定による承認をする場合	次のとおりとします。ただし、既に保険料の全額が払い込まれている場合は、次のア.によります。 ア. 変更日の属する保険年度末までの保険料 次のとおりとします。 (ア) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\boxed{\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額に基づく額}} \times \frac{\text{未經過月数(注5)}}{12}$
⑤ 本条(2)①から④までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	(イ) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額に基づく額}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数(注5)}}{12} \right]$ イ. 変更日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料 変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき分割保険料を引き下げ、または引き上げます。
(3) 保険契約の無効、失効または取消しの場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。	
区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、普通保険約款基本条項第9条(保険契約の無効)の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{既経過日数に基づいて当社の定める方法により計算する額}}$
③ 普通保険約款基本条項第10条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
④ 普通保険約款基本条項第11条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合	保険契約締結時に遡って、既に払い込まれた保険料のうち取り消された部分に対応する保険料を返還します。

<p>⑤ 普通保険約款基本条項第11条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が車両保険金額の減額を請求した場合</p>	<p>次のとおりとします。ただし、既に保険料の全額が払い込まれている場合は、次のア。によります。</p> <p>ア. 変更日の属する保険年度末までの保険料 次の算式により算出した額を返還します。</p> $\left[\frac{\text{減額前の車両保険金額に対応する保険料と減額後の車両保険金額に対応する保険料との差額}}{\text{既経過月数(注5)}} \right] \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数(注5)}}{12} \right]$ <p>イ. 変更日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料 減額前の車両保険金額に対応する保険料と減額後の車両保険金額に対応する保険料との差額に基づき分割保険料を引き下げます。</p>
--	---

(4) 保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
<p>① 普通保険約款基本条項第4条(契約時に告知したく事項一告知義務)(2)、第5条(契約後に通知したく事項一通知義務)(2)、同条(6)、第12条(保険契約者からの保険契約の解約)(2)、第13条(当社からの保険契約の解除)、第14条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(1)またはこの保険契約の普通保険約款に適用される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合</p>	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{既に払い込まれた保険料} - \left[\frac{\text{既経過日数}}{\text{既経過期間}} \times \text{月割短期料率(注6)} \right] \times \text{既経過期間}$
<p>② 普通保険約款基本条項第12条(保険契約者からの保険契約の解約)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合</p>	<p>次のとおりとします。</p> <p>ア. 保険料の払込方法が月払の場合 次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{既に払い込まれた保険料} - \left[\frac{\text{既経過期間}}{\text{既経過期間}} \times \text{月割短期料率(注6)} \right] \times \text{既経過期間}$ <p>イ. 保険料の払込方法が年払の場合 (ア) 保険契約の解約日が第1保険年度に属する場合 次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{既に払い込まれた保険料} - \left[\frac{\text{既経過期間}}{\text{既経過期間}} \times \text{短期料率(注7)} \right] \times \text{既経過期間}$ <p>(イ) 上記(ア)以外の場合 次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{既に払い込まれた保険料} - \left[\frac{\text{既経過期間}}{\text{既経過期間}} \times \text{月割短期料率(注6)} \right] \times \text{既経過期間}$

(注1) その変更にかかる分割保険料が払い込まれた後とは、その変更にかかる分割保険料について、提携金融機関に対する口座振替請求等の当社による手続きが必要な場合は、その手続きによる分割保険料の変更が可能である期間を経過した時以後とします。

(注2) 翌保険年度以降のノンフリート等級および事故有係数適用期間とは、保険証券に記載された保険年度ごとのノンフリート等級および事故有係数適用期間をいい、本条(1)の規定により既にノンフリート等級または事故有係数適用期間が変更されている場合は、その変更後ノンフリート等級および変更後事故有係数適用期間とします。

(注3) これに基づき計算した保険料とは、始期日における制度および料率等(普通保険約款、特約、保険引受けに関する制度および保険料率等をいいます。以下同様とします。)により計算した保険料をいい、ノンフリート等級および事故有係数適用期間に応じて適用される制度ならびに料率等は、変更後ノンフリート等級および変更後事故有係数適用期間に応じてこれを適用します。

(注4) 次の算式により算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、普通保険約款基本条項第5条(契約後に通知したく事項一通知義務)(1)の事実または(2)③に定めるその他の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

(注5) 未経過月数・既経過月数とは、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注6) 月割短期料率とは、次の短期料率表に掲げる短期料率をいいます。

未経過期間 既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
月割短期料率	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$

(注7) 短期料率とは、普通保険約款<別表3>短期料率表に掲げる短期料率をいいます。

第6条 (追加保険料の払込方法)

(1) 第5条(保険料の変更、返還または追加保険料の請求)(1)および(2)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、次のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
<p>① 第5条(保険料の変更、返還または追加保険料の請求)(1)ただし書に定めるところに従い請求した追加保険料</p>	<p>保険契約者は、請求日(注)にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。</p>
<p>② 第5条(保険料の変更、返還または追加保険料の請求)(2)①または②に定めるところに従い請求した追加保険料</p>	
<p>③ 第5条(保険料の変更、返還または</p>	

追加保険料の請求) (2) ④に定めるところに従い請求した追加保険料	
④ 第5条(保険料の変更、返還または追加保険料の請求) (2) ⑤に定めるところに従い請求した追加保険料	

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	請求日(注)に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

(3) 第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日による分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

(注) 請求日とは、当社が追加保険料を請求した日をいいます。

第7条(追加保険料領収前の事故)

(1) 当社が保険金を支払うべき事故(注1)の発生前に、当社が第6条(追加保険料の払込方法)(1)①の追加保険料を請求する場合において、第8条(当社からの保険契約の解除)(3)の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日の属する保険年度の初回の年度分割保険料の保険料払込期日の翌日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(2) 第6条(追加保険料の払込方法)(1)②の追加保険料を請求する場合において、第8条(当社からの保険契約の解除)(3)の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(3) 第6条(追加保険料の払込方法)(1)③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(4) 第6条(追加保険料の払込方法)(1)④の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日より追加保険料領収までの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。

(5) 追加保険料が第6条(追加保険料の払込方法)(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。

① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条(1)から(4)までの規定を適用します。

② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

③ 本条(5)②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、同一の保険年度中にこの規定(注2)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、その分割追加保険料のほか、同一の保険年度に払い込むべき追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注1) 当社が保険金を支払うべき事故とは、変更日の属する保険年度の初回の年度分割保険料の保険料払込期日以前に発生した事故を除きます。

(注2) この規定には、第3条(保険料領収前の事故)(3)の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第8条(当社からの保険契約の解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険料払込期日(注1)の属する月の翌末日までに、その保険料払込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない場合

② 保険料払込方法が月払の場合に、保険料払込期日(注1)までに、その保険料払込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日(注3)までに、次回保険料払込期日(注3)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない場合

(2) 本条(1)の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 本条(1)①による解除の場合は、その分割保険料(注2)を払い込むべき保険料払込期日(注1)または満期日のいずれか早い日

② 本条(1)②による解除の場合は、次回保険料払込期日(注3)または満期日のいずれか早い日

(3) 当社は、保険契約者が第5条(保険料の変更、返還または追加保険料の請求)(1)ただし書または(2)①もしくは②の追加保険料(注4)の払込みを怠った場合(注5)には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) 本条(3)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(注1) 保険料払込期日には、第6条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

(注2) 分割保険料には、第6条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

(注3) 次回保険料払込期日には、第6条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

(注4) 追加保険料とは、第6条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、第1回分割追加保険料をいいます。

(注5) 保険契約者が第5条(保険料の変更、返還または追加保険料の請求)(1)ただし書または(2)①もしくは②の追加保険料の払込みを怠った場合とは、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

第9条(普通保険約款および他の特約との関係)

(1) 普通保険約款「用語の説明」中「訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認」とあるのは「当社が保険金を支払う事故の内容もしくは件数に変更が発生する事実の発生もしくは判明、訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認」と読み替えて適用します。

(2) 普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定は適用しません。

(3) この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合、当社は、同特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

該当条項	読替前	読替後
① 「用語の説明」の協定保険価額	保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の価額として保険契約締結の時に協定した価額（注）をいい、保険契約締結の時にこの契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価額相当額により定めます。	保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車のそれぞれの保険年度の価額として保険契約締結の時に協定した価額（注）をいい、保険契約締結の時にこの契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価額相当額を基準として定めます。
② 第2条（協定保険価額）（2）	その価額に協定保険価額および車両保険金額	その価額を基準として上記の事由が発生した日以降に適用される協定保険価額および車両保険金額
③ 第2条（協定保険価額）（4）	協定保険価額および車両保険金額について、減少後のご契約のお車の価額	上記の事由が発生した日以降に適用される協定保険価額および車両保険金額について、減少後のご契約のお車の価額を基準とする価額
④ 第2条（協定保険価額）（5）	差し引いた額に、協定保険価額および車両保険金額	差し引いた額を基準として、本条（3）または（4）の事由が発生した日以降に適用される協定保険価額および車両保険金額

(4) この保険契約に初回追加保険料口座振替特約、保険料クレジットカード払特約、追加保険料クレジットカード払（登録方式）特約または初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約が適用されている場合、当社は、これらの特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読替前	読替後
保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行う	当社が保険金を支払う事故の内容もしくは件数に変更が発生する事実が発生もしくは判明し、または保険契約者もしくは被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知もしくは契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行う
普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）に定めるところに従い	新長期保険料分割払特約第5条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）（1）および（2）に定めるところに従い
訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認後	当社が保険金を支払う事故の内容もしくは件数に変更が発生する事実の発生もしくは判明後または訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領もしくは契約条件変更の申出の承認後
普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）⑤	新長期保険料分割払特約第5条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）（2）⑤
普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）①、②または④	新長期保険料分割払特約第5条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）（1）ただし書または（2）①、②もしくは④
変更日から	変更日（新長期保険料分割払特約第5条（1）ただし書の規定による追加保険料については、変更日の属する保険年度の初回の年度分割保険料の保険料払込期日の翌日とします。）から
この保険契約の保険期間中	この保険契約の同一の保険年度中
追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料	追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料のほか、同一の保険年度に払い込むべき追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料

(5) この保険契約に団体扱・集団扱特約が適用されている場合、次のとおりとします。

① 当社は、団体扱・集団扱特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

該当条項	読替前	読替後
ア. 第4条（追加保険料の払込方法）（1）	普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）に定めるところに従い	新長期保険料分割払特約第5条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）（1）および（2）に定めるところに従い
イ. 第4条（追加保険料の払込方法）（1）①	普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）①または②	新長期保険料分割払特約第5条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）（1）ただし書または（2）①もしくは②
ウ. 第4条（追加保険料の払込方法）（1）②	普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）④	新長期保険料分割払特約第5条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）（2）④
エ. 第4条（追加保険料の払込方法）（1）③	普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）⑤	新長期保険料分割払特約第5条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）（2）⑤
オ. 第4条（追加保険料の払込方法）（2）	訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行う 普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）⑤	訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出については当社所定の連絡先に行う 新長期保険料分割払特約第5条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）（2）⑤
カ. 第5条（追加保険料領収前の事故）（1）	普通保険約款基本条項第13条（当社からの保険契約の解除）②	新長期保険料分割払特約第8条（当社からの保険契約の解除）（3）
キ. 「用語の説明」の未払込保険料	保険料総額 分割保険料の総額 保険料の総額	その保険年度の年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。） その保険年度の分割保険料の総額 その保険年度の保険料の総額

② 団体扱・集団扱特約第7条（特約の失効または解除）（1）の規定により特約が効力を失った場合または同条（2）の規定により特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、それぞれの保険年度における始期日の属する月の当社が定める日とします。ただし、保険契約者は、当社の承認を得て、年払以外の払込方法とすることができず。

第10条（保険料率の改定の場合の取扱い）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合（注）においても、当社は、この保険契約の保険料を変更しません。

（注）保険期間の途中で改定された場合には、第5条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）（1）の規定を適用する場合を含みません。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(91) 長期保険料一括払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
き	<p>危険 危険増加</p> <p>損害または傷害の発生の可能性をいいます。 告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。</p>
こ	告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
ほ	保険年度 初年度については、始期日からその日を含めて1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日からその日を含めて1年間をいいます。ただし、1年未満の端日数がある場合は、1年間とみなして最終年度とします。

第1条（この特約の適用条件）

- この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。
- ① 保険契約者が保険料を一括して払い込むこと。
 - ② この保険契約の保険期間が1年を超える期間であること。

第2条（保険料の返還または追加保険料の請求）

- (1) 当社は、次表「区分」のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、次表「保険料の返還、追加保険料の請求」のとおりとします。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 普通保険約款基本条項第4条（契約時に告知いただく事項—告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 普通保険約款基本条項第5条（契約後に告知いただく事項—通知義務）（1）の事実が発生したことにより危険増加が発生した場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づいて当社の定める方法により算出した額（注）を請求します。
③ 普通保険約款基本条項第5条（契約後に告知いただく事項—通知義務）（1）の事実またはその他の事実が発生したことにより危険の減少が発生した場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づいて当社の定める方法により算出した額（注）を返還します。
④ 普通保険約款基本条項第7条（ご契約のお車の譲渡）（1）または第8条（ご契約のお車の入替）（1）の規定による承認をする場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づいて当社の定める方法により算出した額を返還または請求します。
⑤ 本条（1）①から④までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	

- (2) 保険契約の無効、失効または取消しの場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、普通保険約款基本条項第9条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 — 既経過日数に基づいて当社の定める方法により計算する額
③ 普通保険約款基本条項第10条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
④ 普通保険約款基本条項第11条（保険金額の調整）（1）の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合	保険契約締結時に遡って、既に払い込まれた保険料のうち取り消された部分に対応する保険料を返還します。
⑤ 普通保険約款基本条項第11条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が車両保険金額の減額を請求した場合	減額前の車両保険金額に対応する保険料と減額後の車両保険金額に対応する保険料との差額に基づいて当社の定める方法により算出した額を返還します。

- (3) 保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。

区分	保険料の返還
① 普通保険約款基本条項第4条（契約時に告知いただく事項—告知義務）（2）、第5条（契約後に告知いただく事項—通知義務）（2）、同条（6）、第12条（保険契約者からの保険契約の解約）（2）、第13条（当社からの保険契約の解除）、第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（1）またはこの保険契約の普通保険約款に適用される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 — 既経過日数に基づいて当社の定める方法により計算する額
② 普通保険約款基本条項第12条（保険契約者からの保険契約の解約）（1）の規定により、保険契約者が保険契約を	次の算式により算出した額を返還します。

解約した場合

既に払い込まれた保険料

既経過期間に基づいて当社の定める方法により計算する額

(注) 当社の定める方法により算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、普通保険約款基本条項第5条(契約後に通知いただく事項—通知義務)(1)の事実または本案(1)③に定めるその他の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

第3条(追加保険料領収前の事故)

- (1) 第2条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)①または②の追加保険料を請求する場合において、第4条(当社からの保険契約の解除)(1)の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が発生した場合における、その危険増加が発生した時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- (2) 第2条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)④の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 第2条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)⑤の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第4条(当社からの保険契約の解除)

- (1) 当社は、保険契約者が第2条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)①または②の追加保険料の払込みを怠った場合(注)には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本案(1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (注) 保険契約者が第2条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)①または②の追加保険料の払込みを怠った場合とは、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

第5条(普通保険約款および他の特約との関係)

- (1) 普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定は適用しません。
- (2) この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合、当社は、同特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

該当条項	読替前	読替後
① 「用語の説明」の協定保険価額	保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の価額として保険契約締結の時に協定した価額(注)をいい、保険契約締結時におけるご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額により定めます。	保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車のそれぞれの保険年度の価額として保険契約締結時に協定した価額(注)をいい、保険契約締結時におけるご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額を基準として定めます。
② 第2条(協定保険価額)(2)	その価額に協定保険価額および車両保険金額	その価額を基準として上記の事由が発生した日以降に適用される協定保険価額および車両保険金額
③ 第2条(協定保険価額)(4)	協定保険価額および車両保険金額について、減少後のご契約のお車の価額	上記の事由が発生した日以降に適用される協定保険価額および車両保険金額について、減少後のご契約のお車の価額を基準とする価額
④ 第2条(協定保険価額)(5)	差し引いた額に、協定保険価額および車両保険金額	差し引いた額を基準として、本案(3)または(4)の事由が発生した日以降に適用される協定保険価額および車両保険金額

- (3) この保険契約に初回追加保険料口座振替特約、保険料クレジットカード払特約、追加保険料クレジットカード払(登録方式)特約または初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約が適用されている場合、当社は、これらの特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読替前	読替後
普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)に定めるところに従い	長期保険料一括払特約第2条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)に定めるところに従い
普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)①、②または④	長期保険料一括払特約第2条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)①、②または④
普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)⑤	長期保険料一括払特約第2条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)⑤

第6条(保険料率の改定の場合の取扱い)

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、この保険契約の保険料を変更しません。

第7条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(92) 長期保険料分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明	
き	危険 危険増加	損害または傷害の発生の可能性をいいます。 告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	次回追加保険料払込期日 次回追加保険料払込期日 指定口座	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日を行います。 保険料払込期日の翌月の保険料払込期日を行います。 保険契約者の指定する口座をいいます。

せ	請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。
つ	追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提供している金融機関等をいいます。
ふ	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書に記載された金額をいいます。
	分割保険料	月払保険料または年払保険料であって、保険証券に記載された金額をいいます。
ほ	保険年度	初年度については、始期日からその日を始めて1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日からその日を始めて1年間をいいます。ただし、1年未満の端日数がある場合は、1年間とみなして最終年度とします。
	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。

第1条（この特約の適用条件）

- この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。
- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
 - ② この保険契約の保険期間が1年を超える期間であること。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの方法により、保険料を払い込むことができます。

- ① 月払
- ② 年払

- (2) 本条（1）の保険料の払込みは、次に定めるとおりとします。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

(3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

(4) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による月払である場合で、第2回目以降分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までの払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の保険料払込期日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までの払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 本条（2）の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、同一の保険年度中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、その分割保険料のほか、同一の保険年度に払い込むべき保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- （注）この規定には、第7条（追加保険料領収前の事故）（4）③の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

第5条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）

- (1) 当社は、次表「区分」のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、次表「保険料の変更、返還、追加保険料の請求」のとおりとします。ただし、当社が別に定める方法により保険料を変更、返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の変更、返還、追加保険料の請求
① 普通保険約款基本条項第4条（契約時に告知いただく事項—告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合	次のとおりとします。ただし、既に保険料の全額が払い込まれている場合は、次のア.によります。 ア. 変更日の属する保険年度末までの保険料 変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき保険料を返還または請求します。 イ. 変更日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料 変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき分割保険料を引き下げ、または引き上げます。
② 普通保険約款基本条項第5条（契約後に告知いただく事項—通知義務）（1）の事実が発生したことにより危険増加が発生した場合	次のとおりとします。ただし、既に保険料の全額が払い込まれている場合は、次のア.によります。 ア. 変更日の属する保険年度末までの保険料 次の算式により算出した額（注1）を請求します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{\text{未経過月数}} \times \frac{\text{注2}}{12}$ イ. 変更日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料 変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき分割保険料を引き上げます。
③ 普通保険約款基本条項第5条（契約後に告知いただく事項—通知義務）（1）の事実またはその他の事実が発生したことにより危険の減少が発生した場合	次のとおりとします。ただし、既に保険料の全額が払い込まれている場合は、次のア.によります。 ア. 変更日の属する保険年度末までの保険料 次の算式により算出した額（注1）を返還します。

	$\left[\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づく額}}{\text{既経過月数(注2)}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数(注2)}}{12} \right) \right]$ <p>イ、変更日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料 変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき分割保険料を引き下げます。</p>
④ 普通保険約款基本条項第7条(ご契約のお車の譲渡)(1)または第8条(ご契約のお車の入替)(1)の規定による承認をする場合	<p>次のとおりとします。ただし、既に保険料の全額が払い込まれている場合は、次のア、によりします。</p> <p>ア、変更日の属する保険年度末までの保険料 次のとおりとします。</p> <p>(ア) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づく額}}{12} \times \text{未経過月数(注2)}$ <p>(イ) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。</p> $\left[\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づく額}}{\text{既経過月数(注2)}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数(注2)}}{12} \right) \right]$ <p>イ、変更日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料 変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき分割保険料を引き下げ、または引き上げます。</p>
⑤ 本条(1)①から④までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	$\left[\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づく額}}{\text{既経過月数(注2)}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数(注2)}}{12} \right) \right]$ <p>イ、変更日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料 変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき分割保険料を引き下げ、または引き上げます。</p>

(2) 保険契約の無効、失効または取消しの場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、普通保険約款基本条項第9条(保険契約の無効)の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} - \left[\frac{\text{既経過日数に基づいて当社の定める方法により計算する額}}{\text{既経過日数に基づいて当社の定める方法により計算する額}} \right]$
③ 普通保険約款基本条項第10条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
④ 普通保険約款基本条項第11条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合	保険契約締結時に遡って、既に払い込まれた保険料のうち取り消された部分に対応する保険料を返還します。
⑤ 普通保険約款基本条項第11条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が車両保険金額の減額を請求した場合	<p>次のとおりとします。ただし、既に保険料の全額が払い込まれている場合は、次のア、によりします。</p> <p>ア、変更日の属する保険年度末までの保険料 次の算式により算出した額を返還します。</p> $\left[\frac{\text{減額前の車両保険金額に対応する保険料と減額後の車両保険金額に対応する保険料との差額}}{\text{既経過月数(注2)}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数(注2)}}{12} \right) \right]$ <p>イ、変更日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料 減額前の車両保険金額に対応する保険料と減額後の車両保険金額に対応する保険料との差額に基づき分割保険料を引き下げます。</p>

(3) 保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 普通保険約款基本条項第4条(契約時に告知いただく事項-告知義務)(2)、第5条(契約後に告知いただく事項-通知義務)(2)、同条(6)、第12条(保険契約者からの保険契約の解約)(2)、第13条(当社からの保険契約の解除)、第14条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(1)またはこの保険契約の普通保険約款に適用される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{既に払い込まれた保険料} - \left[\frac{\text{既経過日数に基づいて当社の定める方法により計算する額}}{\text{既経過日数に基づいて当社の定める方法により計算する額}} \right]$
② 普通保険約款基本条項第12条(保険契約者からの保険契約の解約)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	<p>次のとおりとします。</p> <p>ア、保険料の払込方法が月払の場合 次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{既に払い込まれた保険料} - \left[\frac{\text{既経過期間およびそれに対応する月割短期料率(注3)に基づいて当社の定める方法により計算する額}}{\text{既経過期間およびそれに対応する月割短期料率(注3)に基づいて当社の定める方法により計算する額}} \right]$ <p>イ、保険料の払込方法が年払の場合 (ア) 保険契約の解約日が第1保険年度に属する場合 次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{既に払い込まれた保険料} - \left[\frac{\text{既経過期間およびそれに対応する短期料率(注4)に基づいて当社の定める方法により計算する額}}{\text{既経過期間およびそれに対応する短期料率(注4)に基づいて当社の定める方法により計算する額}} \right]$ <p>(イ) 上記(ア)以外の場合 次の算式により算出した額を返還します。</p>

既に払い込まれた保険料

既経過期間およびそれに対応する月割短期料率（注3）に基づいて当社の定める方法により計算する額

(注1) 次の算式により算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、普通保険約款基本条項第5条（契約後に通知いただく事項-通知義務）(1)の事実または本条(1)③に定めるその他の普通事故が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

(注2) 未経過月数・既経過月数とは、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 月割短期料率とは、次の短期料率表に掲げる短期料率をいいます。

未経過期間 既経過期間	1か 月まで	2か 月まで	3か 月まで	4か 月まで	5か 月まで	6か 月まで	7か 月まで	8か 月まで	9か 月まで	10か 月まで	11か 月まで	12か 月まで
月割短期料率	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$

(注4) 短期料率とは、普通保険約款別表3「短期料率表」に掲げる短期料率をいいます。

第6条（追加保険料の払込方法）

(1) 第5条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）(1)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、次のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 第5条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）(1)①または②に定めるところに従い請求した追加保険料	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 第5条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）(1)④に定めるところに従い請求した追加保険料	
③ 第5条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）(1)⑤に定めるところに従い請求した追加保険料	

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

(3) 第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に実行されたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

第7条（追加保険料領収前の事故）

(1) 第6条（追加保険料の払込方法）(1)①の追加保険料を請求する場合において、第8条（当社からの保険契約の解除）(3)の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が発生した場合における、その危険増加が発生した時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

(2) 第6条（追加保険料の払込方法）(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 第6条（追加保険料の払込方法）(1)③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(4) 追加保険料が第6条（追加保険料の払込方法）(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。

① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条(1)から(3)までの規定を適用します。

② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

③ 本条(4)②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、同一の保険年度中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、その分割追加保険料のほか、同一の保険年度に払い込むべき追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) この規定には、第3条（保険料領収前の事故）(3)の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第8条（当社からの保険契約の解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険料払込期日（注1）の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合

② 保険料払込方法が月払の場合に、保険料払込期日（注1）までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注3）までに、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合

(2) 本条(1)の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 本条(1)①による解除の場合は、その分割保険料（注2）を払い込むべき保険料払込期日（注1）または満期日のいずれか早い日

- ② 本条（１）②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注３）または満期日のいずれか早い日
 （３）当社は、保険契約者が第５条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）（１）①または②の追加保険料（注４）の払込みを怠った場合（注５）には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 （４）本条（３）の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
 （注１）保険料払込期日には、第６条（追加保険料の払込方法）（２）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合、追加保険料払込期日を含みます。
 （注２）分割保険料には、第６条（追加保険料の払込方法）（２）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合、分割追加保険料を含みます。
 （注３）次回保険料払込期日には、第６条（追加保険料の払込方法）（２）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合、次回追加保険料払込期日を含みます。
 （注４）追加保険料とは、第６条（追加保険料の払込方法）（２）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合、第１回分割追加保険料をいいます。
 （注５）保険契約者が第５条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）（１）①または②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りま

第 9 条（普通保険約款および他の特約との関係）

- （１）普通保険約款基本条項第 1 6 条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定は適用しません。
 （２）この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合、当社は、同特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

該当条項	読替前	読替後
① 「用語の説明」の協定保険価額	保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の価額として保険契約締結の時に協定した価額（注）をいい、保険契約締結時におけるご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額により定めます。	保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車のそれぞれの保険年度の価額として保険契約締結時に協定した価額（注）をいい、保険契約締結時におけるご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額を基準として定めます。
② 第 2 条（協定保険価額）（２）	その価額に協定保険価額および車両保険金額	その価額を基準として上記の事由が発生した日以降に適用される協定保険価額および車両保険金額
③ 第 2 条（協定保険価額）（４）	協定保険価額および車両保険金額について、減少後のご契約のお車の価額	上記の事由が発生した日以降に適用される協定保険価額および車両保険金額について、減少後のご契約のお車の価額を基準とする価額
④ 第 2 条（協定保険価額）（５）	差し引いた額に、協定保険価額および車両保険金額	差し引いた額を基準として、本条（３）または（４）の事由が発生した日以降に適用される協定保険価額および車両保険金額

- （３）この保険契約に初回追加保険料口座振替特約、保険料クレジットカード払特約、追加保険料クレジットカード払（登録方式）特約または初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約が適用されている場合、当社は、これらの特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読替前	読替後
普通保険約款基本条項第 1 6 条（保険料の返還または追加保険料の請求）（１）に定めるところに従い	長期保険料分割払特約第 5 条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）（１）に定めるところに従い
普通保険約款基本条項第 1 6 条（保険料の返還または追加保険料の請求）（１）①、②または④	長期保険料分割払特約第 5 条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）（１）①、②または④
普通保険約款基本条項第 1 6 条（保険料の返還または追加保険料の請求）（１）⑤	長期保険料分割払特約第 5 条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）（１）⑤
この保険契約の保険期間中	この保険契約の同一の保険年度中
追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料	追加保険料払込期日の属する月の翌月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料のほか、同一の保険年度に払い込むべき追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料

- （４）この保険契約に団体扱・集団扱特約が適用されている場合、次のとおりとします。

- ① 当社は、団体扱・集団扱特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

該当条項	読替前	読替後
ア、「用語の説明」の未払込保険料	保険料総額	その保険年度の年額保険料（この保険契約に定められた 1 か年分保険料をいいます。）
	分割保険料の総額	その保険年度の分割保険料の総額
	保険料の総額	その保険年度の保険料の総額
イ、第 4 条（追加保険料の払込方法）（１）	普通保険約款基本条項第 1 6 条（保険料の返還または追加保険料の請求）（１）に定めるところに従い	長期保険料分割払特約第 5 条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）（１）に定めるところに従い
ウ、第 4 条（追加保険料の払込方法）（１）①	普通保険約款基本条項第 1 6 条（保険料の返還または追加保険料の請求）（１）①または②	長期保険料分割払特約第 5 条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）（１）①または②
エ、第 4 条（追加保険料の払込方法）（１）②	普通保険約款基本条項第 1 6 条（保険料の返還または追加保険料の請求）（１）④	長期保険料分割払特約第 5 条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）（１）④
オ、第 4 条（追加保険料の払込方法）（１）③	普通保険約款基本条項第 1 6 条（保険料の返還または追加保険料の請求）（１）⑤	長期保険料分割払特約第 5 条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）（１）⑤
カ、第 4 条（追加保険料の払込方法）（２）	普通保険約款基本条項第 1 6 条（保険料の返還または追加保険料の請求）（１）⑤	長期保険料分割払特約第 5 条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）（１）⑤
キ、第 5 条（追加保険料領収前の事故）（１）	普通保険約款基本条項第 1 3 条（当社からの保険契約の解除）②	長期保険料分割払特約第 8 条（当社からの保険契約の解除）（３）

- ② 団体扱・集団扱特約第 7 条（特約の失効または解除）（１）の規定により特約が効力を失った場合または同条（２）の規定により特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、それぞれの保険年度における始期日即当日の属する月の当社が定める日とします。ただし、保険契約者は、当社の承認を得て、年払以外の払込方法とすることができます。

第 1 0 条（保険料率の改定の場合の取扱い）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、この保険契約の保険料を変更しません。

第 1 1 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(93) 初回保険料口座振替特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券がこの特約が記載されているときに適用されます。

① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。

② 次のいずれかの条件を満たすこと。

- ア、この保険契約の締結および保険契約者から当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出が、始期日の属する月の前月末日までになされること。
- イ、保険契約者が、この保険契約の締結および当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出を当社所定の連絡先に行うこと。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、保険料払込期日に、口座振替によって初回保険料を払い込むことができます。

(2) 本条(1)の場合、保険契約者は、保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(3) 保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、保険料払込期日に初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

(1) 保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第2条（保険料の払込方法）(2)および普通保険約款に適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、始期日から初回保険料領収までの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(4) 本条(3)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、保険料が分割して払い込まれるときは、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第4条（保険料領収前の保険金支払）

(1) 第3条（保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者または保険金請求権者が、初回保険料の払込み前に発生した事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

(3) 本条(2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第5条（当社からの保険契約の解除）

(1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 本条(1)の規定は、この保険契約に適用された保険料一般分割払特約、保険料大口分割払特約、長期保険料分割払特約または新長期保険料分割払特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。

(3) 本条(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(94) 初回追加保険料口座振替特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
	初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。

つ	追加保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書に記載された金額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに適用されます。

- ① この保険契約の保険料払込方法が口座振替による場合であること。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア. 保険証券または保険申込書の記載事項の変更が保険期間が始まる時までに発生したことにより、保険契約者または被保険者が訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を行った場合であって、始期日を変更日として保険契約内容の変更が行われること。
 - イ. 本条②ア. 以外の場合であって、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行うこと。

第2条（追加保険料の払込方法）

- (1) 普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料払込期日に、口座振替によって初回追加保険料を払い込むことができます。
- (2) 本条（1）の場合、保険契約者は、追加保険料払込期日の前日までに初回追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3) 追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (4) 保険契約者は、普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）⑤に定める通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

第3条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、初回追加保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第17条（追加保険料領収前の事故）および普通保険約款に適用される他の特約に定める追加保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 本条（2）の規定にかかわらず、保険契約者が普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）①、②または④の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、初回追加保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 本条（2）の規定にかかわらず、保険契約者が普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）⑤の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、初回追加保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、追加保険料が分割して払い込まれるときは、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) この規定には、この保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（追加保険料領収前の事故）（2）の規定により、被保険者または保険金請求権者が、初回追加保険料の払込み前に発生した事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (3) 本条（2）の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、次表に定める保険金の額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類	返還を請求できる保険金の額
① 追加保険料が普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）①、②または④の規定により請求したものである場合	事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の全額
② 追加保険料が普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）⑤の規定により請求したものである場合	次の算式により算出される額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の額 </div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 第3条（追加保険料領収前の事故）（4）の保険金の額 </div>

第5条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条（1）の解除は、変更日から将来に向かってのみの効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(95) 保険料クレジットカード払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
く	クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
	クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
ほ	保険料	普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、追加保険料を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受ける場合に適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

保険契約者は、保険料をクレジットカードによって払い込むことができるものとします。

第3条（保険料領収前の事故）

(1) 第2条（保険料の払込方法）の規定により保険契約者がクレジットカードによって保険料を払い込む場合、当社は、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時（注）以後、普通保険約款基本条項第2条（保険料の払込方法）（2）および第17条（追加保険料領収前の事故）ならびに普通保険約款に適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、本条（1）の規定を適用しません。

① 当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合、ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の一部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして本条（1）の規定を適用します。

② 会員規約等に定める手続が行われない場合

(注) クレジットカードによる保険料の払込みを承認した時とは、保険期間の開始前に承認した場合、保険期間の開始した時とします。

第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

(1) 第3条（保険料領収前の事故）（2）①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の一部または一部を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、本条（1）の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条（保険料領収前の事故）（1）の規定を適用します。

第5条（保険料の返還の特則）

普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）および普通保険約款に適用される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認した後、保険料を返還します。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

第6条（当社からの保険契約の解除）

(1) 当社は、保険契約者が第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 本条（1）の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(96) 保険料クレジットカード払（登録方式）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
く	クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
	クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
し	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
ふ	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	初回保険料については、始期日の属する月の翌末日をい、第2回目以降分割保険料については、この保険契約に適用される保険料を分割して払い込むことを定める特約に規定する保険料払込期日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料払込期日までに、クレジットカードによって保険料（注1）を払い込むことができます。
- (2) 本条（1）の場合、保険契約者は、保険契約締結の後遅滞なく、当社の定める通信方法により、当社所定の連絡先に対して通知を行うことにより、当社にクレジットカードに関する情報を通知しなければなりません。ただし、既に本条（3）①の登録が行われている場合を除きます。
- (3) 当社は、本条（2）の規定により保険契約者からクレジットカードに関する情報の通知を受けた場合（注2）は、次のことを行います。
 - ① クレジットカードに関する情報を登録すること。
 - ② クレジットカード会社へクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うこと。
- (4) 当社は、本条（3）①の登録および②の確認ができた時点で保険料（注1）の払込みがあったものとみなします。
（注1）保険料とは、保険料を一括して払い込む場合は初回保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は初回保険料および第2回目以降分割保険料をいいます。
（注2）保険契約者からクレジットカードに関する情報の通知を受けた場合とは、本条（2）ただし書の場合、クレジットカードに関する情報の通知を受けたものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険料払込期日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第2条（保険料の払込方法）（2）および普通保険約款に適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 本条（2）の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、始期日から初回保険料領収までの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 第2条（保険料の払込方法）の規定により保険契約者が第2回目以降分割保険料を払い込む場合、当社は、この保険契約に適用される保険料を分割して払い込むことを定める特約の第2回目以降分割保険料の払込みを怠った場合に発生した事故の取扱いに関する規定を適用します。
- (5) 当社がクレジットカード会社から保険料（注）相当額を領収できない場合には、第2条（保険料の払込方法）（4）の規定を適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料（注）相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料（注）が払い込まれたものとみなして同条（4）の規定を適用します。
（注）保険料とは、保険料を一括して払い込む場合は初回保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は初回保険料および第2回目以降分割保険料をいいます。

第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）（5）の保険料（注）相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料（注）を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料（注）相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、本条（1）の規定により当社が保険料（注）を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料（注）を払い込んだときは、第2条（保険料の払込方法）（4）の規定を適用します。
（注）保険料とは、保険料を一括して払い込む場合は初回保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は初回保険料および第2回目以降分割保険料をいいます。

第5条（保険料の返還の特別）

- 普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）および普通保険約款に適用される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料（注）相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の規定により、保険契約者が保険料（注）を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料（注）相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料（注）相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。
（注）保険料とは、保険料を一括して払い込む場合は初回保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は初回保険料および第2回目以降分割保険料をいいます。

第6条（保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）（2）の規定により、被保険者または保険金請求権者が、初回保険料の払込み前に発生した事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、事故の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (3) 本条（2）の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第7条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条（1）の規定は、この保険契約に適用された保険料一般分割払特約、保険料大口分割払特約、長期保険料分割払特約または新長期保険料分割払特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) 本条（1）の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4) 第2条（保険料の払込方法）の規定により保険契約者が第2回目以降分割保険料を払い込む場合、当社は、この保険契約に適用される保険料を分割して払い込むことを定める特約の第2回目以降分割保険料の払込みを怠った場合における保険契約の解除に関する規定を適用します。
- (5) 当社は、保険契約者が第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6) 本条（5）の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(97) 追加保険料クレジットカード払（登録方式）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
ク	クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
	クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
シ	初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。
ツ	追加保険料払込期日	初回追加保険料については、変更確認書記載の追加保険料払込期日をいい、第2回目以降分割追加保険料については、この保険契約に適用される追加保険料を分割して払い込むことを定める特約に規定する追加保険料払込期日をいいます。
シ	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書に記載された金額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行う場合で、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに適用されます。

第2条（追加保険料の払込方法）

- 普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）に定めるところに従い、当社が追加保険料（注1）を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料払込期日までに、クレジットカードによって追加保険料（注1）を払い込むことができます。
- 本条（1）の場合、保険契約者は、本条（1）の請求の後滞りなく、当社が定める通信方法により、当社所定の連絡先に対して通知を行うことにより、当社にクレジットカードに関する情報を通知しなければなりません。ただし、既に本条（3）①の登録が行われている場合を除きます。
- 当社は、本条（2）の規定により保険契約者からクレジットカードに関する情報の通知を受けた場合（注2）は、次のことを行います。
 - クレジットカードに関する情報を登録すること。
 - クレジットカード会社へクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うこと。
- 当社は、本条（3）①の登録および本条（3）②の確認ができた時点で追加保険料（注1）の払込みがあったものとみなします。
- 保険契約者は、普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）⑤に定める通知について、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。
（注1）追加保険料とは、追加保険料を一括して払い込む場合は初回追加保険料をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は初回追加保険料および第2回目以降分割追加保険料をいいます。
（注2）保険契約者からクレジットカードに関する情報の通知を受けた場合は、本条（2）ただし書の場合は、クレジットカードに関する情報の通知を受けたものとみなします。

第3条（追加保険料領収前の事故）

- 追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
 - 当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、初回追加保険料領収前に発生した事故による損害または被害に対しては、普通保険約款基本条項第17条（追加保険料領収前の事故）および普通保険約款に適用される他の特約に定める追加保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
 - 本条（2）の規定にかかわらず、保険契約者が普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）①、②または④の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌末日までその払込みを怠った場合は、当社は、初回追加保険料領収前に発生した事故による損害または被害に対しては、保険金を支払いません。
 - 本条（2）の規定にかかわらず、保険契約者が普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）⑤の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌末日までその払込みを怠った場合は、当社は、初回追加保険料領収前に発生した事故による損害または被害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この追加保険料に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
 - 第2条（追加保険料の払込方法）の規定により保険契約者が第2回目以降分割追加保険料を払い込む場合、当社は、この保険契約に適用される追加保険料を分割して払い込むことを定める特約の第2回目以降分割追加保険料の払込みを怠った場合に発生した事故の取扱いに関する規定を適用します。
 - 当社がクレジットカード会社から追加保険料（注）相当額を領収できない場合には、第2条（追加保険料の払込方法）（4）の規定を適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる追加保険料（注）相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、その追加保険料（注）が払い込まれたものとみなして同条（4）の規定を適用します。
- （注）追加保険料とは、追加保険料を一括して払い込む場合は初回追加保険料をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は初回追加保険料および第2回目以降分割追加保険料をいいます。

第4条（追加保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

- 第3条（追加保険料領収前の事故）（6）の追加保険料（注）相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に追加保険料（注）を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる追加保険料（注）相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。
- 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、本条（1）の規定により当社が追加保険料（注）を請求し、保険契約者が滞りなくその追加保険料（注）を払い込んだときは、第2条（追加保険料の払込方法）（4）の規定を適用します。
- 追加保険料とは、追加保険料を一括して払い込む場合は初回追加保険料をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は初回追加保険料および第2回目以降分割追加保険料をいいます。

第5条（保険料の返還の特約）

普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）および普通保険約款に適用される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード会社から追加保険料（注）相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条（追加保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の規定により、保険契約者が追加保険料（注）を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジッ

ドを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる追加保険料(注)相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から追加保険料(注)相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。
(注)追加保険料とは、追加保険料を一括して払い込む場合は初回追加保険料をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は初回追加保険料および第2回目以降分割追加保険料をいいます。

第6条 (追加保険料領収前の保険金支払)

- (1) 第3条(追加保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者または保険金請求権者が、初回追加保険料の払込み前に発生した事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (3) 本条(2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌末日までその払込みを怠った場合は、当社は、次表に定める保険金の額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類	返還を請求できる保険金の額
① 追加保険料が普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)①、②または④の規定により請求したものである場合	事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の全額
② 追加保険料が普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)⑤の規定により請求したものである場合	次の算式により算出される額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の額 </div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 第3条(追加保険料領収前の事故)(4)の保険金の額 </div>

第7条 (当社からの保険契約の解除)

- (1) 当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1)の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) 第2条(追加保険料の払込方法)の規定により保険契約者が第2回目以降分割追加保険料を払い込む場合、当社は、この保険契約に適用される追加保険料を分割して払い込むことを定める特約の第2回目以降分割追加保険料の払込みを怠った場合における保険契約の解除に関する規定を適用します。
- (4) 当社は、保険契約者が第4条(追加保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (5) 本条(4)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(98) 初回保険料払込取扱票・請求書払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(5.0音順)

用語	説明
し 初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
は 払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。
ほ 保険料払込期日	始期日の属する月の翌末日をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が、この保険契約の申込みを当社所定の連絡先に行う場合で、保険証券がこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回保険料を払い込むことができます。
- ① 保険料払込期日までに、保険契約締結後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
- ② 保険料払込期日までに、本条(1)①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2) 本条(1)①により初回保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条 (保険料領収前の事故)

- (1) 保険料払込期日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第2条(保険料の払込方法)(2)および普通保険約款に適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌末日までその払込みを怠った場合は、当社は、始期日から初回保険料領収までの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険料領収前の保険金支払)

- (1) 第3条(保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者または保険金請求権者が、初回保険料の払込み前に発生した事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものと

- みなしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
 (3) 本条(2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌末日までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第5条 (当社からの保険契約の解除)

- (1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 (2) 本条(1)の規定は、この保険契約に適用された保険料一般分割払特約、保険料大口分割払特約、長期保険料分割払特約または新長期保険料分割払特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
 (3) 本条(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(99) 初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。
 (50音順)

用語	説明
し 初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。
つ 追加保険料払込期日	変更確認書記載の追加保険料払込期日をいいます。
は 払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。
ひ 分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書に記載された金額をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行う場合で、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに適用されます。

第2条 (追加保険料の払込方法)

- (1) 普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回追加保険料を払い込むことができます。
 ① 追加保険料払込期日までに、訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
 ② 追加保険料払込期日までに、本条(1)①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
 (2) 本条(1)①により初回追加保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が追加保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。
 (3) 保険契約者は、普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)⑤に定める通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

第3条 (追加保険料領収前の事故)

- (1) 追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
 (2) 当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、初回追加保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第17条(追加保険料領収前の事故)および普通保険約款に適用される他の特約に定める追加保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
 (3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)①、②または④の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌末日までその払込みを怠った場合は、当社は、初回追加保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
 (4) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)⑤の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌末日までその払込みを怠った場合は、当社は、初回追加保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第4条 (追加保険料領収前の保険金支払)

- (1) 第3条(追加保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者または保険金請求権者が、初回追加保険料の払込み前に発生した事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
 (2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
 (3) 本条(2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌末日までその払込みを怠った場合は、当社は、次表に定める保険金の額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類	返還を請求できる保険金の額
① 追加保険料が普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)①、②または④の規定により請求したものである場合	事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の全額
② 追加保険料が普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)⑤の規定により請求したものである場合	次の算式により算出される額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の額 </div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 第3条(追加保険料領収前の事故)(4)の保険金の額 </div>

第5条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条（1）の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(100) 団体扱・集団扱特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
い 一括払	保険料または追加保険料を一括して払い込むことをいいます。
お 覚書	「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。
き 危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
し 集金契約	当社との間で締結した保険料の集金に関する契約をいいます。
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金契約に定める集金日をいいます。
集団	当社が別に定める基準に適合する集団をいいます。
た 団体	官公署または公社、公団、会社等の企業体（注）をいいます。 （注）企業体とは、法人・個人の別を問いません。
ち 分割払	保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと、または追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
み 未払込保険料	分割払の場合は、保険料総額から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。追加保険料がある場合は、追加保険料の総額および保険料総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約者が次のいずれかに該当すること。
ア、団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けている者であること、または団体を退職した者であること。
イ、集団、その役員、従業員もしくは構成員（注）であること、または構成員（注）の役員もしくは従業員であること。
- ② 保険契約者が、この特約に従い、集金者を經由して保険料を払い込むことに同意しており、かつ、集金者がこの保険契約の締結を承諾していること。

（注）構成員には、法人・個人の別を問わず、その集団を構成する集団の構成員を含みます。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、次のいずれかの方法により、保険料を払い込むことができます。

- ① 一括払
- ② 分割払

(2) 本条（1）の保険料の払込みは、次に定めるとおりとします。

区分	保険料の払込み
① 一括払の方法による場合の保険料および分割払の方法による場合の第1回分割保険料	次のいずれかによります。 ア、保険契約締結の時、直接当社に払い込むものとします。 イ、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むものとします。
② 分割払の方法による場合の第2回目以降分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むものとします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第2条（保険料の払込方法）(2) ①の保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から保険料領収までの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 本条（1）の規定は、第2条（保険料の払込方法）(2) ①の保険料が同条（2）①イ、に従い、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第4条（追加保険料の払込方法）

(1) 普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1) に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、次のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1) ①または②に定めるところに従い請求した追加保険料	保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1) ④に定めるところに従い請求した追加保険料	
③ 普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1) ⑤に定めるところに従い請求した追加保険料	

(2) 本条（1）の規定にかかわらず、集金者と当社との間に、覚書が締結されている場合は、保険契約者は、当社の承認を得て、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行うことを条件として、本条（1）の追加保険料について、集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て、一括払または分割払の方法によって払い込むことができます。なお、この場合において、保険契約者は、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いて普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1) ⑤に定める通知を撤回することはできません。

第5条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)①の追加保険料を請求する場合において、普通保険約款基本条項第13条（当社からの保険契約の解除）②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合における、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が発生した場合における、その危険増加が発生した時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- (2) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対しては、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。
- (4) 本条（1）から（3）までの規定は、追加保険料が第4条（追加保険料の払込方法）(2)の定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第6条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次表「区分」に該当する事実が発生した場合、次表「集金不能日」に定める日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

区分	集金不能日
① 集金契約が解除されたことにより集金者による保険料の集金が不能となった場合	集金が不能となった最初の集金日
② 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合	左記の事実が発生した日
③ 保険契約者が団体から毎月給与との支払を受けなくなった場合。ただし、保険契約者が退職後も引続き集金契約に定めるところによりこの特約に従い保険料を払い込むときおよび保険契約者が退職後も引続きこの特約に従い保険料を払い込むことを集金日の属する月の翌々月末日までに当社に通知したときを除きます。	集金が不能となった最初の集金日
④ 口座振替方式（注1）の場合であって、保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の属する月の翌々月末日までに集金されなかったとき。ただし、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金契約に定める払込期日までに当社に支払ったときを除きます。	集金日の属する月の翌々月末日
⑤ 口座振替方式（注1）以外の場合であって、本条（1）①から③まで以外の理由により集金者による保険料の集金が不能となったとき。	集金が不能となった最初の集金日

- (2) 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (3) 本条（1）①もしくは②の事実が発生した場合または本条（2）の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく、書面をもってその旨を保険契約者に通知します。
- (4) 本条（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合または本条（2）の規定によりこの特約が解除された場合は、保険契約者は集金不能日またはこの特約の解除日から次に定める日までに未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一括して当社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日	
① この特約が効力を失った場合	ア、口座振替方式（注1）以外のとき。	集金不能日の属する月の翌々月末日
	イ、口座振替方式（注1）のとき。	集金不能日の属する月の翌々月末日
② この特約が解除された場合	ア、口座振替方式（注1）以外のとき。	この特約の解除日の属する月の翌々月末日
	イ、口座振替方式（注1）のとき。	この特約の解除日の属する月の翌々月末日

- (5) 当社は、本条（4）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (6) 当社は、本条（4）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) 本条（6）の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が満期日以降となる場合は、満期日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (注1) 口座振替方式とは、保険契約者の指定する口座から、口座振替により保険料を集金することをいいます。
- (注2) 保険契約者の人数とは、同一の保険契約者が複数の団体扱・集団扱に係る特約を適用した保険契約を締結している場合は1名と数え、また、同一の団体もしくは集団において他の集金契約が締結されている場合は、それぞれの人数を合算します。

（101）フリート成績計算期間に関する特約（2年用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
し 次回成績計算期間	この保険契約に適用されるフリート割増引率の決定の基準とする成績計算期間の次の成績計算期間をいいます。
せ 成績合算規定等	当社が別に定めるフリート成績合算制度、割引・割増継承規定等の料率審査日（注）の変更を伴う規定をいいます。
成 成績計算期間	当社が、保険成績を計算するために基準とする期間をいいます。
す フリート割増引率	保険成績に基づき、当社が別に定める方法により決定する割引率または割増率をいいます。
ほ 保険成績	当社が別に定める方法により算出した損害率をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券がこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（この保険契約のフリート割増引率の決定方法）

- (1) 当社は、この特約により、成績計算期間を2年間とし、その成績計算期間における保険成績に基づいて、この保険契約に適用するフリート割増引率を決定します。
- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、成績合算規定等の適用により、保険成績の算出に当社が別に定める期間を含む必要がある場合は、その含めた期間を本条（1）の成績計算期間とみなします。

第3条（次回成績計算期間の設定）

保険契約者は、次回成績計算期間について、第2条（この保険契約のフリート割増引率の決定方法）に定める期間より短い期間を設定することはできません。

第4条（特約の削除）

保険契約者は、この保険契約を普通保険約款基本条項第12条（保険契約者からの保険契約の解約）（1）の規定により解約する場合を除き、この特約を削除することができません。

(102) フリート成績計算期間に関する特約（3年用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。
(50音順)

	用語	説明
し	次回成績計算期間	この保険契約に適用されるフリート割増引率の決定の基準とする成績計算期間の次の成績計算期間をいいます。
せ	成績合算規定等	当社が別に定めるフリート成績合算制度、割引・割増継承規定等の利率審査日（注）の変更を伴う規定をいいます。 （注）利率審査日とは、フリート割増引率の更新の基準となる日をいいます。
	成績計算期間	当社が、保険成績を計算するために基準とする期間をいいます。
ふ	フリート割増引率	保険成績に基づき、当社が別に定める方法により決定する割引率または割増率をいいます。
ほ	保険成績	当社が別に定める方法により算出した損害率をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（この保険契約のフリート割増引率の決定方法）

- (1) 当社は、この特約により、成績計算期間を3年間とし、その成績計算期間における保険成績に基づいて、この保険契約に適用するフリート割増引率を決定します。
- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、成績合算規定等の適用により、保険成績の算出に当社が別に定める期間を含む必要がある場合は、その含めた期間を本条（1）の成績計算期間とみなします。

第3条（次回成績計算期間の設定）

保険契約者は、次回成績計算期間について、第2条（この保険契約のフリート割増引率の決定方法）に定める期間より短い期間を設定することはできません。

第4条（特約の削除）

保険契約者は、この保険契約を普通保険約款基本条項第12条（保険契約者からの保険契約の解約）（1）の規定により解約する場合を除き、この特約を削除することができません。

(103) 保険料支払手段に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
ほ	保険料	普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、追加保険料を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を当社が定める決済手段によって払い込むことができますものとします。
- (2) 本条（1）の規定により当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続を行い、保険料相当額全額の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

- 第2条（保険料の払込方法）（1）の規定により保険契約者が当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合、当社は、決済手続が完了した時（注）以後、普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- （注）決済手続が完了した時とは、保険期間の開始前に決済手続が完了した場合、保険期間の開始した時とします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

8. 手続忘れに関する特約

(104) ご契約のお車の入替自動補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。(5.0音順)

	用語	説明
い	入替自動車	新規取得自動車(注1)のうち、ご契約のお車を廃車、譲渡または貸主に返還した後、その代替として普通保険約款基本条項第8条(ご契約のお車の入替)(1)①ア、からエ、までのいずれかに該当する者が新たに取得(注2)し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。 (注1) 新規取得自動車とは、普通保険約款基本条項第8条(ご契約のお車の入替)(4)に規定する新規取得自動車をいいます。 (注2) 取得には、所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
し	自動車の新規取得 取得日	普通保険約款基本条項第8条(ご契約のお車の入替)(3)に規定する自動車の新規取得をいいます。 実際に入替自動車が普通保険約款基本条項第8条(ご契約のお車の入替)(1)①ア、からエ、までのいずれかに該当する者に引き渡された日であって、保険契約者または入替自動車の所有者(注)が、当社に対して売買契約書等の客観的な資料を提出し、妥当な取得日であることが証明された場合のその取得日とします。ただし、客観的な資料でその取得日が確認できない場合は、入替自動車の自動車検査証に普通保険約款基本条項第8条(1)①ア、からエ、までのいずれかに該当する者の氏名が記載された日とします。 (注) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。 ① ご契約のお車または入替自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② ご契約のお車または入替自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ 上記①および②以外の場合は、ご契約のお車または入替自動車を所有する者
ほ	保険契約締結日	保険証券記載の契約日(注)をいいます。 (注) 保険証券記載の契約日は、この保険契約が、継続手続特約第2条(この特約による継続契約の取扱い)(2)の規定により締結された保険契約である場合または継続手続忘れサポート特約第2条(この特約による継続契約の取扱い)の規定により締結されたものとみなされた保険契約である場合は、始期日をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次のいずれかの条件を満たしている場合に適用されます。

- ① ご契約のお車の所有者(注)が個人であること。
 - ② 保険証券にノンフリート契約である旨記載されていること。
- (注) ご契約のお車の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ 上記①および②以外の場合は、ご契約のお車を所有する者

第2条 (入替自動車に対する自動補償)

- (1) 当社は、次に定める条件をすべて満たす場合は、この特約により、普通保険約款基本条項第8条(ご契約のお車の入替)(2)の規定にかかわらず、取得日以後、④の承認までの間は、入替自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約を適用します。ただし、この場合、自動車の新規取得において、廃車、譲渡または貸主に返還されたご契約のお車について発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 自動車の新規取得において、ご契約のお車が廃車、譲渡または貸主に返還されたこと。
 - ② 入替自動車がご契約のお車と同一の用途車種(注)の自動車であること。
 - ③ 入替自動車の取得日が保険契約締結日以降であること。
 - ④ 入替自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを受領したこと。
- (2) 当社は、入替自動車の取得日の翌日から起算して31日目の日以降、満期日の翌日から起算して30日目の日までの間に、保険契約者が書面によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを受領した場合にも本案(1)の規定を適用します。ただし、この場合において、当社が支払う保険金は、次に定める保険金に限ります。
- ① 普通保険約款対人賠償責任条項の対人賠償保険金
 - ② 普通保険約款対物賠償責任条項の対物賠償保険金
 - ③ 対物超過修理費用特約の対物超過修理費用保険金
 - ④ 不正アクセス・車向の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の被害者救済費用保険金
 - ⑤ 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の被害者救済費用保険金
- (注) 同一の用途車種とは、普通保険約款<別表2>ご契約のお車の入替ができる用途車種区分表に掲げる用途車種をいいます。

第3条 (車両保険の特則)

取得日から、当社が第2条(入替自動車に対する自動補償)(1)④のご契約のお車の入替の承認の請求を受けた時(注1)までの期間の普通保険約款車両条項および車両価額協定保険特約の適用については、同条の規定にかかわらず、次のとおりとします。

- ① ご契約のお車に車両価額協定保険特約が適用されている場合は、入替自動車に対して同特約が適用されます。この場合において、同特約第2条(協定保険価額)(2)の規定は適用しません。
 - ② 入替自動車については、入替自動車取得の地および時における入替自動車の価額(注2)を車両保険金額として定めるものとします。
- (注1) 入替の承認の請求を受けた時とは、当社が第5条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)の規定により追加保険料を請求する場合は、その追加保険料を当社が預収した時または取得日の翌日から起算して30日を経過した時のいずれか早い時とします。
- (注2) 入替自動車取得の地および時における入替自動車の価額とは、入替自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第4条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、第2条（入替自動車に対する自動補償）(1)④または(2)のご契約のお車の入替の承認の請求があった場合において、当社がその承認をしなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、承認の請求を受領した日からその日を営めて30日を経過した場合を除きます。
- (2) 本条(1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（保険料の返還または追加保険料の請求）

- (1) 当社は、第2条（入替自動車に対する自動補償）(1)④または(2)のご契約のお車の入替の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、次表「保険料の返還、追加保険料の請求」のとおりとします。ただし、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求する場合があります。

保険料の返還、追加保険料の請求

- ① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。

$$\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \frac{\text{未経過月数（注1）}}{12}$$

- ② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数（注1）}}{12} \right]$$

- (2) 本条(1)の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故(注2)による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。(注1) 未経過月数・既経過月数とは、1か月に満たない期間を1か月とします。(注2) 事故とは、取得日の翌日から起算して30日以内に発生した事故を除きます。

(105) 継続手続忘れサポート特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
継続契約	この保険契約と保険契約者、記名被保険者およびご契約のお車を同一として当社と締結する保険契約で、この保険契約の満期日を始期日とするものをいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次のいずれかの条件を満たす場合に適用されます。ただし、保険証券上にノンフリート契約である旨記載されている場合に限りです。

- この保険契約の保険期間が1年以上であること。
- この保険契約が当社が別に定める保険期間通算特則を適用して締結された保険契約であること。

第2条（この特約による継続契約の取扱い）

- (1) 当社は、この特約により、この保険契約の満期日において継続契約が締結されていない場合であって、次に定める条件をすべて満たしているときは、継続契約が締結されたものとみなします。

- この保険契約がこの特約を適用して締結されたものではないこと。
- この保険契約とご契約のお車を同一として締結された他の保険契約（注）がないこと。
- 保険契約者の故意または重大な過失によって継続契約が締結されなかったものでないこと。
- この保険契約の保険期間において、保険契約者または当社から継続契約を締結しない旨の意思表示がなかったこと。
- 保険契約者が、この保険契約の満期日の翌日から起算して30日以内に書面により継続契約の申込みを行うこと。
- 保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者が本条(1)⑤の継続契約の申込みと同時に継続契約の保険料を当社に払い込むこと。

- (2) 本条(1)の場合、当社は、継続契約の保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第2条（保険料の払込方法）(2)および普通保険約款に適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(注) 他の保険契約には、共済契約を含みます。

第3条（この特約による継続契約の内容）

- (1) 第2条（この特約による継続契約の取扱い）の規定による継続契約の保険契約条件は、本条(2)から(4)までに定める場合を除き、この保険契約の満期日における保険契約条件と同一とします。

- (2) この保険契約に普通保険約款車両条項が適用される場合、継続契約の車両保険金額は、次のとおりとします。

- この保険契約に車両価額協定保険特約が適用される場合、同特約「用語の説明」に規定する市場販売価格相当額に基づき当社が算出した額
- この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されない場合、この保険契約の車両保険金額を基準とし、ご契約のお車の法定減価償却残存率等を参考にして当社が算出した額

- (3) この保険契約に適用された特約について、継続契約の始期日において、特約が適用されるための条件を満たしていない場合は、継続契約にその特約を適用しません。

- (4) 制度または料率等（注1）の改定（注2）があった場合において、制度または料率等（注1）の改定（注2）があった日以後に第2条（この特約による継続契約の取扱い）の規定によりこの保険契約が継続されるときは、継続契約に対しては、その始期日における制度または料率等（注1）が適用されるものとします。

(注1) 制度または料率等とは、普通保険約款、特約、保険契約引受けに関する制度または保険料率等をいいます。

(注2) 改定には、この保険契約における事故件数等に応じて料率を調整する場合および継続契約の保険料率を決定するための条件が変更となった場合を含みます。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

9. その他の特約

(106) リースカーに関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者と当社との間に、リースカーの自動車保険に関する特約が締結されていること。
- ② ご契約のお車がリースカーの自動車保険に関する特約第1条（対象とする自動車の範囲）に定める自動車に該当すること。

第2条（保険責任の始期）

(1) 当社は、この特約により、普通保険約款基本条項第2条（保険料の払込方法）(2)の規定は適用しません。

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

- ① 保険契約者がリースカーの自動車保険に関する特約第3条（保険料の払込み）または第6条（申込みの漏れまたは誤りの取扱い）(2)に定める払込期日までに保険料の払込みを行わなかった場合は、始期日から保険料領収までの間に発生した事故
- ② 保険契約者がリースカーの自動車保険に関する特約第2条（保険契約の申込み）に定める申込期日までに申込みを行わなかった場合で、その事実について保険契約者が自己の故意および重大な過失によらなかつたことを証明できなかつたときは、始期日から同特約第6条（申込みの漏れまたは誤りの取扱い）(1)に規定する訂正の手続を行うまでの間に発生した事故

第3条（リース契約の終了または解除の場合の取扱い）

当社は、この特約により、ご契約のお車についてのリース契約の終了または解除により保険契約者が賃借人からご契約のお車の返還を受けた場合は、その事実発生の時以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（解約）

リースカーの自動車保険に関する特約第8条（リース契約の終了または解除の場合の取扱い）(2)の規定に基づくこの保険契約の解約は、普通保険約款基本条項第15条（保険契約の解約・解除の効力）(1)の規定にかかわらず、リースカーの自動車保険に関する特約第8条（1）の事実発生の時から将来に向かってのみその効力を生ずるものとします。

(107) ドライブレコーダーによる事故発生のお知らせに関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
と	ドライブレコーダー型テレマティクス端末	当社が提供するテレマティクス端末で、映像記録機能を持つものをいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（事故発生のお知らせに関する特則）

- (1) 当社は、この特約により、ドライブレコーダー型テレマティクス端末をご契約のお車に取り付けている場合は、事故による衝撃（注）等を検知したことにより、そのドライブレコーダー型テレマティクス端末が信号を発生し、通信機器を通じてその信号を当社が受信した後、当社から発した通信に保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が応じたときは、普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)②ア、に規定する事故発生の日時および場所について通知する義務を履行したものとみなします。
- (2) ドライブレコーダー型テレマティクス端末が記録した事故時の映像等を当社が確認できる場合は、当社は、その映像等により確認できる事故の状況を、普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)②ア、に規定する事故の状況に含めて取り扱います。

(注) 事故による衝撃とは、あらかじめドライブレコーダー型テレマティクス端末に設定された閾値を超える大きさの衝撃に限ります。

第3条（当社による解決に関する特則）

ドライブレコーダー型テレマティクス端末が記録した事故時の映像等を当社が確認できる場合で、当社が必要と認めたとときは、その映像等を普通保険約款対人賠償責任条項第7条（当社による解決）(1)または対物賠償責任条項第7条（当社による解決）(1)に規定する当社が行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続において利用します。

(108) 共同保険特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
ひ	引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約が引受保険会社による共同保険契約である場合に適用されます。

第2条（引受保険会社の独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額また

は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のため次に掲げる事項を行います。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の取納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る契約内容変更の手続きの完了に係る書類の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他本条①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第3条（幹事保険会社の行う事項）に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

普通保険約款・特約の補足事項

返還保険料のお取扱いについて

「用語の説明」

	用語	説明																														
解約	一般解約	保険契約者からのお申出によるご契約の解約をいいます。(中途更改解約・特別解約を除きます。)																														
	中途更改解約	<p>保険契約者からのお申出によるご契約の解約であって、その解約日を始期日として、現在のご契約と同一の記名被保険者・ご契約のお車による新しいご契約を当社と締結いただく場合をいいます。(特別解約を除きます。)</p> <p>なお、記名被保険者の変更があっても、その変更が次の事由等に該当する場合は、同一の記名被保険者とみなして取り扱います。</p> <p>◆記名被保険者の配偶者への変更</p> <p>◆「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族への変更</p> <p>また、ご契約のお車の変更があっても、その変更が普通保険約款基本条項第8条(ご契約のお車の入替)(1)に規定する「新規取得自動車とご契約のお車の入替」または「所有自動車とご契約のお車の入替」と同様の変更である場合は、同一のご契約のお車とみなして取り扱います。</p>																														
	特別解約	<p>次の事由等に該当する保険契約者からのお申出によるご契約の解約をいいます。</p> <p>◆所有するすべてのお車を、保険期間を統一した新たな1つのご契約にまとめるため、対象となるお車に締結されている現在のご契約について行う解約</p> <p>◆保険契約者が新たにご契約を締結する場合で、保険期間を統一した新たな1つのご契約にまとめるために、その保険契約者が既に締結している他のご契約について行う解約</p> <p>◆現在ご契約の普通保険約款から他の普通保険約款への変更を行うための中途更改解約</p> <p>◆ノンフリート契約からフリート契約へ変更するために行う解約</p> <p>※「全車両一括特約」をセットしたご契約等については、取扱いが異なる場合があります。</p>																														
解除	解除	当社が、普通保険約款基本条項第4条(契約時に告知いただく事項—告知義務)(2)、第5条(契約後に告知いただく事項—通知義務)(2)、同条(6)、第12条(保険契約者からの保険契約の解約)(2)、第13条(当社からの保険契約の解除)、第14条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(1)またはご契約にセットされる特約の規定により行うご契約の解除をいいます。																														
短期契約	一般短期契約	保険期間が1年に満たないご契約であって、保険期間に対応する短期率を乗じて保険料を算出したものをいいます。																														
	月割短期契約	保険期間が1年に満たないご契約であって、保険期間に対応する月割を乗じて保険料を算出したものをいいます。																														
	日割短期契約	保険期間が1年に満たないご契約であって、保険期間の日数を365で除した割合を乗じて保険料を算出したものをいいます。																														
料率	短期率	<p>期間に応じて定める次の割合をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>7日まで</th> <th>15日まで</th> <th>1か月まで</th> <th>2か月まで</th> <th>3か月まで</th> <th>4か月まで</th> <th>5か月まで</th> <th>6か月まで</th> <th>7か月まで</th> <th>8か月まで</th> <th>9か月まで</th> <th>10か月まで</th> <th>11か月まで</th> <th>12か月まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期率</td> <td>10%</td> <td>15%</td> <td>25%</td> <td>35%</td> <td>45%</td> <td>55%</td> <td>65%</td> <td>70%</td> <td>75%</td> <td>80%</td> <td>85%</td> <td>90%</td> <td>95%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで	短期率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%
	期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで																	
	短期率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%																	
	月割	<p>期間に応じて定める次の割合をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>1か月まで</th> <th>2か月まで</th> <th>3か月まで</th> <th>4か月まで</th> <th>5か月まで</th> <th>6か月まで</th> <th>7か月まで</th> <th>8か月まで</th> <th>9か月まで</th> <th>10か月まで</th> <th>11か月まで</th> <th>12か月まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月割</td> <td>1/12</td> <td>2/12</td> <td>3/12</td> <td>4/12</td> <td>5/12</td> <td>6/12</td> <td>7/12</td> <td>8/12</td> <td>9/12</td> <td>10/12</td> <td>11/12</td> <td>12/12</td> </tr> </tbody> </table>	期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで	月割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12				
期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで																				
月割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12																				
日割	<p>期間の日数を、保険期間の日数(365日を上限とします。)で除した割合をいいます。日割の算出にあたっては、小数点以下第4位を四捨五入します。</p>																															
期間	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、ご契約の保険証券・保険契約継続証に記載された保険期間をいいます。																														
	既経過期間(既経過日数)	ご契約の始期日から、解約日または解除日までの期間(日数)をいいます。																														
	未経過期間(未経過日数)	解約日または解除日から、ご契約の満期日までの期間(日数)をいいます。																														
保険料	年間保険料	解約日または解除日時点のご契約内容について、保険期間を1年間とした場合に当社が領収すべき保険料をいいます。																														
	短期契約保険料	保険期間が1年に満たないご契約において、解約日または解除日時点のご契約内容について、その保険期間において当社が領収すべき保険料をいいます。																														
払込方法の	保険料一時払契約	保険料の払込方法が一時払、団体扱・集団扱(一括払)であるご契約をいいます。																														
	保険料分割払契約	保険料の払込方法が大口分割、一般分割、団体扱・集団扱(分割払)であるご契約をいいます。																														

「ご注意」

◆返還保険料は補償別に計算し、1円位を四捨五入して10円単位とします。なお、計算の順序・計算過程における端数処理等の影響により、次ページ以降に記載された計算方法に従って算出される金額と実際に返還される金額とが異なる場合があります。

◆期間に含まれる日数の計算にあたっては、その期間の初日の翌日を起算日とします。

◆解約時または解除時に未払込保険料（解約・解除時点において払い込まれていない保険料）がある場合には、次ページ以降に記載された計算方法に従って算出される金額から、未払込保険料相当額を差し引いて返還保険料をお支払いします。なお、未払込保険料の額が返還保険料の額を上回る場合は、その差額を保険契約者に請求します。

◆ご契約が無効、失効または取消となる場合の返還保険料については、以下をご覧ください。

- ・普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）(2)
- ・新長期保険料分割払特約第5条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）(3)
- ・長期保険料一括払特約第2条（保険料の返還または追加保険料の請求）(2)
- ・長期保険料分割払特約第5条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求）(2)

なお、それぞれ(2)②（新長期保険料分割払特約においては、(3)②）の事由（保険契約が失効となる場合）については、次ページ以降それぞれの保険料払込方法における「(2)当社がご契約を解除する場合」の取扱いを準用します。また、それぞれ(2)⑤（新長期保険料分割払特約においては、(3)⑤）の事由（車両保険金額の減額を請求した場合）については、「減額前の車両保険金額に対応する保険料と減額後の車両保険金額に対応する保険料との差額」について、次ページ以降それぞれの保険料払込方法における「(1)保険契約者がご契約を解約される場合」の「中途更改解約」の取扱いを準用します。

保険期間中に保険契約者をご契約を解約される場合等における返還保険料は、保険料の払込方法別にそれぞれ次のとおり計算します。

※網掛けの計算方法は、普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還または追加保険料の請求）または保険料の払込方法を定めるそれぞれの特約に記載されています。

※①～⑧については、後記「計算方法・計算例」に対応しています。

1. 一時払（注1）

(1) 保険契約者をご契約を解約される場合

区 分	計算概要	計算方法・計算例		
		保険期間1年	保険期間1年未満	
			一般短期契約(注2)	日割短期契約(注2)
一般解約	短期率返還	①	④	⑦
中途更改解約	月割返還	②	⑤	⑧
特別解約	日割返還	③	⑥	⑥

(2) 当社をご契約を解除する場合

計算概要	計算方法・計算例	
	保険期間1年	保険期間1年未満
日割返還	③	⑥

2. 大口分割<保険料大口分割払特約をセットしたご契約>

(1) 保険契約者をご契約を解約される場合

区 分	計算概要	計算方法・計算例		
		保険期間1年	保険期間1年未満	
			一般短期契約(注2)	日割短期契約(注2)
一般解約	短期率返還	①	④	⑦
中途更改解約	月割返還	②	⑤	⑧
特別解約	日割返還	③	⑥	⑥

(2) 当社をご契約を解除する場合

計算概要	計算方法・計算例	
	保険期間1年	保険期間1年未満
日割返還	③	⑥

3. 一般分割<保険料一般分割払特約をセットしたご契約>

(1) 保険契約者をご契約を解約される場合

区 分	計算概要	計算方法・計算例		
		保険期間1年	保険期間1年未満	
			一般短期契約(注2)	日割短期契約(注2)
一般解約	月割返還	②	⑤	⑧
中途更改解約	月割返還	②	⑤	⑧
特別解約	日割返還	③	⑥	⑥

(2) 当社をご契約を解除する場合

計算概要	計算方法・計算例	
	保険期間1年	保険期間1年未満
日割返還	③	⑥

(注1)、(注2)については次ページをご参照ください。

4. 団体扱・集団扱<団体扱・集団扱特約をセットしたご契約> (注1)

(1) 保険契約者をご契約を解約される場合

区分	計算概要	計算方法・計算例		
		保険期間1年	保険期間1年未満	
			月割短期契約(注3)	日割短期契約(注3)
一般解約	月割返還	②	④	⑥
中途更改解約	月割返還	②	④	⑧
特別解約	月割返還	②	④	⑧

(2) 当社をご契約を解除する場合

計算概要	計算方法・計算例	
	保険期間1年	保険期間1年未満
日割返還	③	⑥

5. 新長期保険料分割払特約または長期保険料分割払特約をセットした長期契約

(1) 保険契約者をご契約を解約される場合

区分			計算概要	計算方法・計算例
一般解約	(年払の場合)	(第1保険年度)	短期率返還(注4)	⑩
		(第2保険年度以降)	月割返還(注4)	⑪
	(月払の場合)	月割返還(注4)	⑪	
中途更改解約			月割返還(注4)	⑪
特別解約			日割返還(注4)	⑫

(2) 当社をご契約を解除する場合

計算概要	計算方法・計算例
日割返還(注4)	⑫

新長期保険料分割払特約をセットした長期契約では、それぞれの年度の事故発生状況に応じて、計算方法・計算例に記載の保険料が変更となることがあります。

6. 長期保険料一括払特約をセットした長期契約

(1) 保険契約者をご契約を解約される場合

区分	計算概要	計算方法・計算例
一般解約	(第1保険年度)	短期率返還(注4)
	(第2保険年度以降)	月割返還(注4)
中途更改解約	月割返還(注4)	⑭
特別解約	日割返還(注4)	⑮

(2) 当社をご契約を解除する場合

計算概要	計算方法・計算例
日割返還(注4)	⑮

(注1) 保険期間が1年を超えるご契約を除きます。

(注2) 短期契約は原則として一般短期契約となります。ただし、次の場合に締結する短期契約は日割短期契約となります。(一部のご契約を除きます。)
 ・「ノンフリート多数割引」、「フリート多数割引」もしくは「フリート多数割引(9台以下)」を適用または「全車両一括特約」等をセットして保険期間が1年に満たないご契約を締結する場合
 ・保険期間の満期日を料率審査日と一致させるために保険期間が1年に満たないご契約を締結する場合
 ・当社が定める「保険期間通算特約」を適用するために保険期間が1年に満たないご契約を締結する場合 等

(注3) 短期契約は原則として月割短期契約となります。ただし、次の場合に締結する短期契約は日割短期契約となります。
 ・「全車両一括特約」をセットして保険期間が1年に満たないご契約を締結する場合
 ・保険期間の満期日を料率審査日と一致させるために保険期間が1年に満たないご契約を締結する場合 等

(注4) 長期契約は保険料の算出方法が1年契約・短期契約と異なり、保険期間に対応する料率が計算過程に織り込まれているため、返還保険料の計算についても解約日または解除日までの期間に対応する料率を計算過程において織り込んだ、短期率・月割・日割に準じた取扱いとなります。また、始期日当日で解約された場合は、前年度の末日に解約されたものとみなします。

<計算方法・計算例①>

$$\text{返還保険料} = \text{年間保険料} \times \left(1 - \text{既経過期間に対応する短期率} \right)$$

保険料一時払契約

- ◆保険期間 : 2021年7月1日~2022年7月1日(保険期間=1年)
- ◆年間保険料 : 100,000円
- ◆解約日 : 2021年9月11日
(既経過期間: 3か月まで・短期率45%)

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 100,000円 \times (1 - 45\%) \\ &= 55,000円(返還) \end{aligned}$$

保険料分割払契約

- ◆保険期間 : 2021年7月1日~2022年7月1日(保険期間=1年)
- ◆年間保険料 : 120,000円
(分割保険料10,000円×12回、初回(8月)、第2回(9月)を払込済)
- ◆解約日 : 2021年9月29日
(既経過期間: 3か月まで・短期率45%)

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 120,000円 \times (1 - 45\%) \\ &= 66,000円(返還) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{未払込保険料} &= 10,000円 \times 10回 \\ &= \blacktriangle 100,000円(請求) \end{aligned}$$

差 引 $\blacktriangle 34,000円(請求)$

<計算方法・計算例②>

$$\text{返還保険料} = \text{年間保険料} \times \left(1 - \text{既経過期間に対応する月割} \right)$$

保険料一時払契約

- ◆保険期間 : 2021年7月1日~2022年7月1日(保険期間=1年)
- ◆年間保険料 : 100,000円
- ◆解約日 : 2021年9月11日
(既経過期間: 3か月まで)

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 100,000円 \times \left(1 - \frac{3}{12} \right) \\ &= 75,000円(返還) \end{aligned}$$

保険料分割払契約

- ◆保険期間 : 2021年7月1日~2022年7月1日(保険期間=1年)
- ◆年間保険料 : 120,000円
(分割保険料10,000円×12回、初回(8月)、第2回(9月)を払込済)
- ◆解約日 : 2021年9月29日(既経過期間: 3か月まで)

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 120,000円 \times \left(1 - \frac{3}{12} \right) \\ &= 90,000円(返還) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{未払込保険料} &= 10,000円 \times 10回 \\ &= \blacktriangle 100,000円(請求) \end{aligned}$$

差 引 $\blacktriangle 10,000円(請求)$

<計算方法・計算例③>

$$\text{返還保険料} = \text{年間保険料} \times \frac{\text{未経過日数}^*}{365}$$

*365日を上限とします。

保険料一時払契約

- ◆保険期間 : 2021年7月1日~2022年7月1日(保険期間=1年)
- ◆年間保険料 : 100,000円
- ◆解約日 : 2021年9月11日
(未経過日数: 9月11日~翌年7月1日・293日)

$$\begin{aligned}\text{返還保険料} &= 100,000円 \times \frac{293}{365} \\ &= 80,300円(返還)\end{aligned}$$

保険料分割払契約

- ◆保険期間 : 2021年7月1日~2022年7月1日(保険期間=1年)
- ◆年間保険料 : 120,000円
(分割保険料10,000円×12回、初回(8月)、第2回(9月)を払込済)
- ◆解約日 : 2021年9月29日
(未経過日数: 9月29日~翌年7月1日・275日)

$$\begin{aligned}\text{返還保険料} &= 120,000円 \times \frac{275}{365} \\ &= 90,360円(返還)\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{未払込保険料} &= 10,000円 \times 10回 \\ &= \blacktriangle 100,000円(請求)\end{aligned}$$

差 引 $\blacktriangle 9,640円(請求)$

<計算方法・計算例④>

$$\text{返還保険料} = \text{短期契約保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期率}}{\text{現存契約に対応する短期率}} \right)$$

保険料一時払契約

- ◆保険期間 : 2021年7月1日~2021年12月1日
(保険期間=153日、5か月まで・短期率65%)
- ◆短期契約保険料 : 50,000円
- ◆解約日 : 2021年9月11日
(既経過期間: 3か月まで・短期率45%)

$$\begin{aligned}\text{返還保険料} &= 50,000円 \times (1 - 45\% \div 65\%) \\ &= 15,380円(返還)\end{aligned}$$

<計算方法・計算例⑤>

$$\text{返還保険料} = \text{短期契約保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する月割}}{\text{現存契約に対応する短期率}} \right)$$

保険料一時払契約

- ◆保険期間 : 2021年7月1日~2022年1月11日
(保険期間=194日、7か月まで・短期率75%)
- ◆短期契約保険料 : 75,000円
- ◆解約日 : 2021年9月11日(既経過期間: 3か月まで)

$$\begin{aligned}\text{返還保険料} &= 75,000円 \times \left(1 - \frac{3}{12} \div 75\% \right) \\ &= 50,000円(返還)\end{aligned}$$

<計算方法・計算例⑥>

$$\text{返還保険料} = \text{短期契約保険料} \times \frac{\text{未経過日数}^*}{\text{現存契約の保険期間日数}}$$

*365日を上限とします。

保険料一時払契約

◆保険期間 : 2021年7月1日~2022年1月11日(保険期間=194日)

◆短期契約保険料 : 75,000円

◆解約日 : 2021年9月11日

(未経過日数 : 9月11日~翌年1月11日・122日)

$$\text{返還保険料} = 75,000円 \times \frac{122}{194}$$

$$= 47,180円(返還)$$

<計算方法・計算例⑦>

$$\text{返還保険料} = \text{短期契約保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期率}}{\frac{\text{現存契約の保険期間の日数}^*}{365}} \right)$$

*365日を上限とします。

保険料一時払契約

◆保険期間 : 2021年7月1日~2022年1月11日(保険期間=194日)

◆短期契約保険料 : 53,150円

◆解約日 : 2021年9月11日(既経過期間 : 3か月まで・短期率45%)

$$\text{返還保険料} = 53,150円 \times \left(1 - 45\% \div \frac{194}{365} \right)$$

$$= 8,190円(返還)$$

<計算方法・計算例⑧>

$$\text{返還保険料} = \text{短期契約保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する月割}}{\frac{\text{現存契約の保険期間の日数}^*}{365}} \right)$$

*365日を上限とします。

保険料一時払契約

◆保険期間 : 2021年7月1日~2022年1月11日(保険期間=194日)

◆短期契約保険料 : 53,150円

◆解約日 : 2021年9月11日(既経過期間 : 3か月まで)

$$\text{返還保険料} = 53,150円 \times \left(1 - \frac{3}{12} \div \frac{194}{365} \right)$$

$$= 28,170円(返還)$$

<計算方法・計算例⑨>

$$\text{返還保険料} = \text{短期契約保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する月割}}{\text{現存契約に対応する月割}} \right)$$

保険料一時払契約

◆保険期間 : 2021年7月1日~2021年12月1日(保険期間=5か月)

◆短期契約保険料 : 50,000円

◆解約日 : 2021年9月11日(既経過期間 : 3か月まで)

$$\text{返還保険料} = 50,000円 \times \left(1 - \frac{3}{12} \div \frac{5}{12} \right)$$

$$= 20,000円(返還)$$

<計算方法・計算例⑩>

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= \text{既に払い込まれた保険料} - \text{既経過期間およびそれに対応する短期率に基づいて当社の定める方法により計算する額} \\ &= \text{解約日が属する年度に払い込まれるべき保険料} \times \left(1 - \text{解約日が属する年度の既経過期間に対応する短期率} \right)\end{aligned}$$

長期保険料分割払特約をセットした長期契約（年払）

- ◆保険期間：2021年7月1日～2024年7月1日（保険期間＝3年）
- ◆払い込まれるべき保険料：第1年度72,000円
第2年度66,000円
第3年度60,000円 計198,000円
- ◆既に払い込まれた保険料：第1年度72,000円
- ◆解約日：2021年9月29日（既経過期間：3か月まで・短期率45%）

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= \text{第1年度に払い込まれるべき保険料} \times (1 - 45\%) \\ &= 39,600\text{円(返還)}\end{aligned}$$

<計算方法・計算例⑪>

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= \text{既に払い込まれた保険料} - \text{既経過期間およびそれに対応する月割に基づいて当社の定める方法により計算する額} \\ &= \text{解約日が属する年度に払い込まれるべき保険料} \times \left(1 - \text{解約日が属する年度の既経過期間に対応する月割} \right)\end{aligned}$$

新長期保険料分割払特約または長期保険料分割払特約をセットした長期契約（年払）

- ◆保険期間：2021年7月1日～2024年7月1日（保険期間＝3年）
- ◆払い込まれるべき保険料：第1年度72,000円
第2年度66,000円
第3年度60,000円 計198,000円
- ◆既に払い込まれた保険料：第1年度72,000円 + 第2年度66,000円 = 138,000円
- ◆解約日：2022年9月29日（既経過期間：1年3か月まで）

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= \text{第2年度に払い込まれるべき保険料} \times \left(1 - \frac{3}{12} \right) \\ &= 49,500\text{円(返還)}\end{aligned}$$

新長期保険料分割払特約または長期保険料分割払特約をセットした長期契約（月払）

- ◆保険期間：2021年7月1日～2024年7月1日（保険期間＝3年）
- ◆払い込まれるべき保険料：第1年度6,000円/月（72,000円）
第2年度5,500円/月（66,000円）
第3年度5,000円/月（60,000円） 計198,000円
- ◆既に払い込まれた保険料：第1年度72,000円 + 第2年度11,000円（2回分）
= 83,000円
- ◆解約日：2022年9月29日（既経過期間：1年3か月まで）

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= \text{第2年度に払い込まれるべき保険料} \times \left(1 - \frac{3}{12} \right) \\ &= 49,500\text{円(返還)}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{第2年度の未払込保険料} &= 5,500\text{円} \times 10\text{回} \\ &= \blacktriangle 55,000\text{円(請求)}\end{aligned}$$

差 引 $\blacktriangle 5,500\text{円(請求)}$

<計算方法・計算例⑫>

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= \text{既に払い込まれた保険料} - \text{既経過日数に基づいて当社の定める方法により計算する額} \\ &= \text{解約・解除日が属する年度に払い込まれるべき保険料} \times \frac{\text{解約・解除日が属する年度の未経過日数に対応する日割}}{\text{既経過日数}} \end{aligned}$$

新長期保険料分割払特約または長期保険料分割払特約をセットした長期契約（年払）

- ◆保険期間：2021年7月1日～2024年7月1日(保険期間＝3年)
- ◆払い込まれるべき保険料：第1年度72,000円
第2年度66,000円
第3年度60,000円 計198,000円
- ◆既に払い込まれた保険料：第1年度72,000円 + 第2年度66,000円 = 138,000円
- ◆解約日：2022年9月29日(既経過日数：1年90日)

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= \text{第2年度に払い込まれるべき保険料} \times \frac{275}{365} \\ &= 49,700\text{円(返還)} \end{aligned}$$

新長期保険料分割払特約または長期保険料分割払特約をセットした長期契約（月払）

- ◆保険期間：2021年7月1日～2024年7月1日(保険期間＝3年)
- ◆払い込まれるべき保険料：第1年度6,000円/月(72,000円)
第2年度5,500円/月(66,000円)
第3年度5,000円/月(60,000円) 計198,000円
- ◆既に払い込まれた保険料：第1年度72,000円 + 第2年度11,000円(2回分)
= 83,000円
- ◆解約日：2022年9月29日(既経過日数：1年90日)

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= \text{第2年度に払い込まれるべき保険料} \times \frac{275}{365} \\ &= 49,700\text{円(返還)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{第2年度の未払込保険料} &= 5,500\text{円} \times 10\text{回} \\ &= \blacktriangle 55,000\text{円(請求)} \end{aligned}$$

差引 $\blacktriangle 5,300\text{円(請求)}$

<計算方法・計算例⑬>

$$\text{返還保険料} = \text{既に払い込まれた保険料} - \text{既経過期間およびそれに対応する短期率に基づいて当社の定める方法により計算する額}$$

長期保険料一括払特約をセットした長期契約

- ◆保険期間：2021年7月1日～2024年7月1日(保険期間＝3年)
- ◆既に払い込まれた保険料：450,000円
- ◆解約日：2021年9月11日(既経過期間：3か月まで)

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 450,000\text{円} - 90,000\text{円} \\ &= 360,000\text{円(返還)} \end{aligned}$$

<計算方法・計算例⑭>

$$\text{返還保険料} = \text{既に払い込まれた保険料} - \text{既経過期間およびそれに対応する月割に基づいて当社の定める方法により計算する額}$$

長期保険料一括払特約をセットした長期契約

- ◆保険期間：2021年7月1日～2024年7月1日(保険期間＝3年)
- ◆既に払い込まれた保険料：450,000円
- ◆解約日：2022年9月11日(既経過期間：1年3か月まで)

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 450,000\text{円} - 220,000\text{円} \\ &= 230,000\text{円(返還)} \end{aligned}$$

<計算方法・計算例⑮>

$$\text{返還保険料} = \text{既に払い込まれた保険料} - \text{既経過日数に基づいて当社の定める方法により計算する額}$$

長期保険料一括払特約をセットした長期契約

◆保 険 期 間 : 2021年7月1日~2024年7月1日(保険期間=3年)

◆既に払い込まれた保険料 : 450,000円

◆解 約 日 : 2022年9月11日(既経過日数:1年72日)

返還保険料 = 450,000円-200,000円

= 250,000円(返還)

普通保険約款・特約において「別に定める」 こととしているもののお取扱いについて

普通保険約款・特約において、「別に定める」こととしている主なものについて、具体的なお取扱い例をご案内いたします。

普通保険約款・特約	具体的なお取扱い例								
<p>普通保険約款「用語の説明」 「用途車種」 登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型タンブカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」および「自動車の種別」とは異なり、当社が定める区分表によるものとします。 （注）登録番号標等とは、登録番号標、車両番号標または標識番号標をいいます。</p>	<p>登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき、用途車種の分類を一覧にしたもので、例えば次のような区分としています。</p> <table border="1" data-bbox="342 336 965 749"> <tr> <td data-bbox="342 336 767 426">登録番号標の分類番号が3・30～39・300～399・30A～39Z・3A0～3Z9・3AA～3ZZ、登録番号標の塗色が白地に緑文字または国土交通大臣が別に定める塗色のお車</td> <td data-bbox="770 336 965 426">自家用普通乗用車</td> </tr> <tr> <td data-bbox="342 431 767 521">登録番号標の分類番号が4・40～49・400～499・40A～49Z・4A0～4Z9・4AA～4ZZ、登録番号標の塗色が白地に緑文字または国土交通大臣が別に定める塗色で、「タンブ装置」がないお車</td> <td data-bbox="770 431 965 521">自家用小型貨物車</td> </tr> <tr> <td data-bbox="342 526 767 659">登録番号標の分類番号が8・80～89・800～899・80A～89Z・8A0～8Z9・8AA～8ZZ、登録番号標の塗色が白地に緑文字または国土交通大臣が別に定める塗色で、自動車検査証の「自動車の種別」欄に「普通」の記載があり、「車体の形状」欄に「冷蔵冷凍車」「粉粒体運搬車」「レッカー車」等の記載があるお車</td> <td data-bbox="770 526 965 659">自家用普通貨物車（注）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="342 664 767 749">車両番号標の分類番号が50～59・500～599・50A～59Z・5A0～5Z9・5AA～5ZZ、車両番号標の塗色が黄地に黒文字または国土交通大臣が別に定める塗色のお車</td> <td data-bbox="770 664 965 749">自家用軽四輪乗用車</td> </tr> </table> <p>（注）自動車検査証の「最大積載量」欄の記載に基づき、最大積載量2トン超、最大積載量0.5トン超2トン以下、最大積載量0.5トン以下に区分します。</p>	登録番号標の分類番号が3・30～39・300～399・30A～39Z・3A0～3Z9・3AA～3ZZ、登録番号標の塗色が白地に緑文字または国土交通大臣が別に定める塗色のお車	自家用普通乗用車	登録番号標の分類番号が4・40～49・400～499・40A～49Z・4A0～4Z9・4AA～4ZZ、登録番号標の塗色が白地に緑文字または国土交通大臣が別に定める塗色で、「タンブ装置」がないお車	自家用小型貨物車	登録番号標の分類番号が8・80～89・800～899・80A～89Z・8A0～8Z9・8AA～8ZZ、登録番号標の塗色が白地に緑文字または国土交通大臣が別に定める塗色で、自動車検査証の「自動車の種別」欄に「普通」の記載があり、「車体の形状」欄に「冷蔵冷凍車」「粉粒体運搬車」「レッカー車」等の記載があるお車	自家用普通貨物車（注）	車両番号標の分類番号が50～59・500～599・50A～59Z・5A0～5Z9・5AA～5ZZ、車両番号標の塗色が黄地に黒文字または国土交通大臣が別に定める塗色のお車	自家用軽四輪乗用車
登録番号標の分類番号が3・30～39・300～399・30A～39Z・3A0～3Z9・3AA～3ZZ、登録番号標の塗色が白地に緑文字または国土交通大臣が別に定める塗色のお車	自家用普通乗用車								
登録番号標の分類番号が4・40～49・400～499・40A～49Z・4A0～4Z9・4AA～4ZZ、登録番号標の塗色が白地に緑文字または国土交通大臣が別に定める塗色で、「タンブ装置」がないお車	自家用小型貨物車								
登録番号標の分類番号が8・80～89・800～899・80A～89Z・8A0～8Z9・8AA～8ZZ、登録番号標の塗色が白地に緑文字または国土交通大臣が別に定める塗色で、自動車検査証の「自動車の種別」欄に「普通」の記載があり、「車体の形状」欄に「冷蔵冷凍車」「粉粒体運搬車」「レッカー車」等の記載があるお車	自家用普通貨物車（注）								
車両番号標の分類番号が50～59・500～599・50A～59Z・5A0～5Z9・5AA～5ZZ、車両番号標の塗色が黄地に黒文字または国土交通大臣が別に定める塗色のお車	自家用軽四輪乗用車								
<p>普通保険約款基本条項 第16条（保険料の返還または追加保険料の請求） （1）当社は、次表「区分」のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、次表「保険料の返還、追加保険料の請求」のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。</p>	<p>追加保険料を請求する場合 （例）保険期間が1年に満たないご契約（短期契約）の場合 次の算式により算出した額を請求します。</p> $\text{追加保険料} = \frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{12} \times \frac{\text{未経過月数}}{12} \div \frac{\text{保険期間に対応する短期率}}{12}$ <p>保険料を返還する場合 （例）保険期間が1年に満たないご契約（短期契約）の場合 次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{返還保険料} = \left[\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{12} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}}{12} \right) \div \frac{\text{保険期間に対応する短期率}}{12} \right]$ <p>※以下の特約における「当社が別に定める方法」についても、同様のお取扱いとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両価額協定保険特約第2条（協定保険価額） ・新車特約第2条（新車保険価額） ・全車両一括特約第5条（保険料の返還または追加保険料の請求およびその精算） ・全車両一括（中途取得自動車の保険料一括精算方式）特約第5条（保険料の返還または追加保険料の請求およびその精算） ・新長期保険料分割払特約第5条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求） ・長期保険料分割払特約第5条（保険料の変更、返還または追加保険料の請求） ・ご契約のお車の入替自動補償特約第5条（保険料の返還または追加保険料の請求） 								

普通保険約款・特約	具体的なお取扱い例
<p>長期保険料一括払特約 第2条（保険料の返還または追加保険料の請求） (1)② 変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づいて当社の定める方法により算出した額（注）を請求します。</p>	<p>変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づいて、月割に準じた取扱い^(注)で計算します。 (例) ◆保険期間：2021年7月1日～2024年7月1日 (保険期間＝3年) ◆変更前の保険料：450,000円 ◆変更後の保険料：500,000円 ◆変更日：2022年9月11日 (既経過期間：1年3か月まで)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">請求保険料 = 33,000円</p> <p>(注) 長期契約は保険料の算出方法が1年契約・短期契約と異なり、保険期間に対応する料率が計算過程に織り込まれているため、請求保険料の計算についても変更日から満期日までの期間に対応する料率を計算過程において織り込んだ、月割に準じた取扱いとなります。</p> <p>※この特約第2条(1)③～⑤における「当社の定める方法」についても、同様のお取扱いとなります。</p>
<p>保険料大口分割払特約 第1条（この特約の適用条件） ② 当社が別に定める対象自動車をご契約のお車とすること。</p>	<p>保険契約者が所有権を有し、かつ、自ら使用されるお車のほか、次のお車等を対象自動車としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者が所有権留保条項付売買契約により購入し、かつ、自ら使用されるお車 ・保険契約者がリース業者から1年以上を期間とする賃貸借契約により借入れ、かつ、自ら使用されるリースカー等

普通保険約款車両条項における付属品について

自動車の付属品とは、自動車に定着^(注1)または装備^(注2)されているものおよび車室内でのみ使用することを目的としてご契約のお車に固定されているカーナビゲーションシステム、E T C車載器^(注3)およびドライブレコーダー等をいいます。^(注4)

(注1) ボルト、ナット、ネジ（チョウネジを含みます。）等で固定されており、工具などを使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。

(注2) 自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態または法令に従い自動車に備え付けられている状態をいいます。

(注3) 有料道路自動車料金収受システム（E T C）の用に供する車載器をいいます。

(注4) ご契約のお車に定着または装備されているものであっても、以下に規定するものは付属品とはなりません。

- ① ガソリン、軽油、プロパンガス（L P G）等の燃料
- ② ボデーカバー、洗車用品
- ③ 法令により自動車に定着または装備することを禁止されているもの
エアースポイラー（法令に違反するもの）、オーバーフエンダー（標準装備、運輸支局の許可を得たものを除きます。）等
- ④ 通常装飾品とみなされるもの
マスコット類、クッション、花ビン、膝掛等
- ⑤ 付属機械装置（医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。）

第3部

サービスご利用規約

お車のトラブルでお困りの時にご利用いただけるロードサービスならびに『見守るクルマの保険』専用端末の貸与およびサービスの利用規約を掲載しています。

※「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットした契約を『見守るクルマの保険（ドラレコ型）』といいます。

ロードサービスご利用規約	310
『見守るクルマの保険』 専用端末の貸与およびサービスご利用規約	315

<ロードサービスのご利用にあたってご注意いただきたいこと>

- ◇ロードサービス費用特約をセットしている場合、おクルマQQ隊（ロードサービス）を提供します。
- ◇ただし、移動費用対象外特約をセットしている場合、おクルマQQ隊のうち宿泊サポートQQサービスおよび移動サポートQQサービスを提供しません。

<『見守るクルマの保険』専用端末の貸与およびサービスのご利用にあたってご注意いただきたいこと>

- ◇当社が貸与するドライブレコーダー型テレマティクス端末をご契約のお車に設置のうえ、各種設定を行っていただくことで、所定のサービスを提供します。
- ◇ご契約が解約または解除された場合等には、所定の返却期限までにドライブレコーダー型テレマティクス端末等を返却していただく必要があります。なお、所定の返却期限内に返却されない場合は違約金を請求させていただきます。

ロードサービスご利用規約

「用語の説明」

このロードサービスご利用規約において、使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
お おクルマQQ隊	第6条（ロードサービスの提供条件と内容）に定めるサービスのうち、次のサービスをいいます。 ① レッカー・QQ手配サービス ② 故障トラブル・ガス欠QQサービス ③ 移動サポートQQサービス ④ 宿泊サポートQQサービス
き 記名被保険者	保険証券・保険契約継続証記載の被保険者をいいます。
こ ご契約の車	保険契約により保険の対象となる自動車（注）であって、保険契約者の指定に基づき保険証券・保険契約継続証の「ご契約のお車」欄に登録番号、車向番号、標識番号、車台番号等が記載されている自動車をいいます。 （注）保険契約により保険の対象となる自動車には、ご契約のお車が牽引している被牽引自動車は含みません。
し 自宅	居住住所（法人の場合は、主としてご契約のお車を使用している支店・営業所の所在地）をいいます。
JAF	一般社団法人 日本自動車連盟をいいます。
GPS	地球の周回軌道を回る衛星から放射される位置測位用の電波を利用して現在の位置を知ることができるシステム（全地球測位システム）をいいます。
せ 専用ダイヤル	電話、専用WebサイトまたはLINE公式アカウント等サービスの利用申込を受け付ける連絡先をいいます。
そ 走行不能	物理的・機能的に走行不能である状態、または法令により走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によってスリップする状態、および砂浜または泥道等のために走行が困難な状態を含みません。
に 日本国内	日本国内全域をいいます。ただし、一部離島等を除きます。
ほ 保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券・保険契約継続証記載の保険期間をいいます。
ろ ロードサービス実施者	ロードサービス提供者からの取次または手配により、実際にロードサービスを実施する者をいいます。ロードサービス提供者が自らロードサービスを実施する場合はロードサービス提供者をロードサービス実施者とみなします。
ロードサービス提供者	当社からの業務委託によりロードサービスを提供する事業者をいいます。

第1条（規約の目的等）

- 本規約は、当社の自動車保険契約に対して日本国内で提供するロードサービスの事項を定めたものです。
- 利用対象者（第4条（利用対象者）に定める者をいいます。）は、本規約に同意のうえ、ロードサービスの提供を受けることができます。
- このロードサービスは、当社が提携するロードサービス提供者がこの規定に従い提供します。

第2条（ロードサービスの提供対象契約）

当社は、次表右欄に掲げるロードサービスを左欄に掲げる自動車保険契約の提供対象ロードサービスとします。ただし、共同保険非幹事契約は対象契約となりません。

自動車保険契約	ロードサービス
① ロードサービス費用特約をセットした家庭用自動車総合保険契約（GKクルマの保険）、一般自動車総合保険契約（自動車保険・一般用）	おクルマQQ隊
② ロードサービス費用特約および移動費用対象外特約をセットした家庭用自動車総合保険契約（GKクルマの保険）、一般自動車総合保険契約（自動車保険・一般用）、個人用自動車保険契約（はじめての自動車保険）	おクルマQQ隊のうち次のサービス ア. レッカー・QQ手配サービス イ. 故障トラブル・ガス欠QQサービス

第3条（ロードサービスの提供対象自動車）

ロードサービス提供対象自動車は、ご契約のお車とします。

第4条（利用対象者）

- この規約において、利用対象者とは、ご契約のお車に搭乗中の者（注1）をいいます。ただし、利用対象者が次のいずれかに該当する場合は、利用対象者に含みません。
 - 反社会的勢力（注2）に該当すると認められる場合
 - 反社会的勢力（注2）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
 - 反社会的勢力（注2）を不当に利用していると認められる場合
 - 法人である場合において、反社会的勢力（注2）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合
 - その他反社会的勢力（注2）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- ロードサービス提供後、利用者がロードサービスの利用対象者ではないことが判明した場合ロードサービス提供に要した費用は、すべてその利用者の負担とします。
- 本規約の規定は、それぞれの利用対象者ごとに個別に適用します。
 - 注1）搭乗中の者には、一時的にご契約のお車から離れている者を含みます。
 - 注2）反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第5条（ロードサービスを提供する場合）

ロードサービス提供者は、利用対象者が第8条（利用対象者の義務）（1）の規定に従い提供対象となるロードサービスの利用申込を行った場合であって、第6条（ロードサービスの提供条件と内容）に定めるロードサービスの提供条件に該当するときは、ロードサービス実施者により、そのロードサービスを無料で提供するものとします。

第6条（ロードサービスの提供条件と内容）

本規約により提供するサービスの提供条件および内容は次のとおりとします。

① レッカー・QQ手配サービス

提供条件	<p>ア. ご契約のお車が、日本国内で事故または故障等により走行不能となること。</p> <p>イ. ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である場合において、トランク、ハニアケース等の鍵または錠の損傷に起因して、ヘルメットを取り出せないことにより、利用対象者が運転してはならない状態になること。</p>
内容	<p>走行不能となった現場から修理工場までレッカー牽引するサービス実施者を手配します。</p> <p>また、レッカー牽引に必要な費用（注）を、次の額を限度として支払います。</p> <p>ただし、ロードサービス費用特約で支払われるべきレッカー牽引に必要な費用は保険金を優先して支払い、レッカー・QQ手配サービスは重ねて支払いません。また、「ロードサービス費用特約」による保険金のみを支払った場合は、継続契約の自動車保険の等級に影響することはありません。</p> <p>ア. この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合は、車両保険金額の10%または30万円のいずれか高い額</p> <p>イ. この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていない場合は、30万円</p> <p>（注）レッカー牽引に必要な費用には、修理工場等にレッカー牽引するために必要な仮修理を実施した費用や修理工場等にレッカー牽引するために必要なクレーン作業料、特殊作業料金、追加作業員料金、救援自動車の有料道路料金等を含みます。</p>

② 故障トラブル・ガス欠QQサービス

提供条件	<p>ア. ご契約のお車が、日本国内で故障またはトラブルにより走行不能となること。</p> <p>イ. ご契約のお車が、日本国内の道路上（駐車場や私道は除く。）でガス欠により走行不能となること。</p>
内容	<p>ご契約のお車について現場で次の応急修理・軽作業を行います。ただし、バッテリー上がりおよびガス欠は、保険期間中それぞれ1回（保険期間が1年超のご契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回）のご利用に限りです。</p> <p>ア. バッテリー上がり時のジャンピング（ケーブルをつないでエンジンをスタートさせることをいいます。）</p> <p>イ. キー閉じ込み時のドアの解錠。ただし、解錠可能な一般シリンダーキーに限り、イモビライザーキーやトランクの鍵等は開錠できない場合があります。なお、解錠できない場合は修理工場までレッカー牽引しますが、搬送先での解錠費用、交換費用は、利用対象者の自己負担となります。</p> <p>ウ. タイヤパンク時のスペアタイヤ交換。ただし、ご契約のお車にスペアタイヤを搭載している場合に限り、また、交換は1本に限りです。</p> <p>エ. ガス欠時に最大10リットルのガソリンまたは軽油を現場まで届けます。</p> <p>オ. ハルブ・ヒュース類の取替作業</p> <p>カ. 上記ア. からエ. まで以外で、現場での応急作業が可能な場合における作業時間30分以内の応急修理・軽作業</p>

③ 移動サポートQQサービス

提供条件	<p>次のいずれかの事由に該当する場合で、走行不能となった現場（注）から自宅またはご契約のお車の出発地まで移動すること。ただし、レッカー・QQ手配サービスを利用することを条件とします。</p> <p>ア. ご契約のお車が、日本国内で事故または故障等により走行不能となること。</p> <p>イ. ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である場合において、トランク、ハニアケース等の鍵または錠の損傷に起因して、ヘルメットを取り出せないことにより、利用対象者が運転してはならない状態になること。</p> <p>（注）走行不能となった現場とは、自宅等、ご契約のお車が日常保管されている車庫、駐車場その他これに準じる場所は除きます。</p>
内容	<p>走行不能となった現場から利用対象者の自宅またはご契約のお車の出発地へ移動するための公共交通機関やタクシー会社を案内（注1）します。また、その交通費（注2）をご契約のお車の自動車検査証記載の乗車定員かつ実際に搭乗していた人数を上限とし、1名につき自己負担額1万円を控除した2万円を限度として支払います。なお、利用対象者が負担した移動費用は、後日、費用負担の事実を立証できるものの提出をもって支払います。</p> <p>ただし、ロードサービス費用特約で支払われるべき臨時帰宅・移動費用は保険金を優先して支払い、移動サポートQQサービスは重ねて支払いません。また、「ロードサービス費用特約」による保険金のみを支払った場合は、継続契約の自動車保険の等級に影響することはありません。</p> <p>ア. フリート契約においては、フリート割引・割増制度の対象となりません。</p> <p>（注1）公共交通機関やタクシー会社を案内とは、走行不能となった現場、時間帯等によっては提供できない場合があります。また、公共交通機関、タクシー会社の手配を行うものではありません。</p> <p>（注2）交通費とは、次の費用は除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した金額 ②謝礼 ③タクシー・バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代（電気自動車である場合の電気代を含みます。）または有料道路料金

④ 宿泊サポートQQサービス

提供条件	<p>次のいずれかの事由に該当する場合で、走行不能となった現場（注）から利用対象者の自宅またはご契約のお車の出発地までの移動が地理的・時間的に困難となり、宿泊することが合理的であること。ただし、レッカー・QQ手配サービスを利用することを条件とします。</p> <p>ア. ご契約のお車が、日本国内で事故または故障等により走行不能となること。</p> <p>イ. ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である場合において、トランク、ハニアケース等の鍵または錠の損傷に起因して、ヘルメットを取り出せないことにより、利用対象者が、運転してはならない状態になること。</p> <p>（注）走行不能となった現場とは、自宅等、ご契約のお車が日常保管されている車庫、駐車場その他これに準じる場所は除きます。</p>
内容	<p>走行不能となった現場近隣の宿泊施設を案内（注1）し、そのホテル等有償の宿泊施設の宿泊費用（注2）をご契約のお車の自動車検査証記載の乗車定員、かつ実際に宿泊した人数を上限とし、1名につき1万円を限度として支払います。なお、利用対象者が負担した移動費用は、後日、費用負担の事実を立証できるものの提出をもって支払います。</p> <p>ただし、ロードサービス費用特約で支払われるべき臨時宿泊費用は保険金を優先して支払い、</p>

宿泊サポートQQサービスは重ねて支払いません。また、「ロードサービス費用特約」による保険金のみを支払った場合は、継続契約の自動車保険の等級に影響することではなく、フリート契約においては、フリート割引・割増制度の対象となりません。
(注1) 宿泊施設を案内とは、走行不能となった現場、時間帯等によっては提供できない場合があります。また、宿泊施設の手配を行うものではありません。
(注2) 宿泊費用とは、1泊分の客室料に限り、飲食等に要した費用を含まず、客室料に対する税金・サービス料を含みます。なお、居住施設は対象となりません。

第7条 (ロードサービスの提供を行わない場合)

- (1) ロードサービス提供者は、次のいずれかに該当する場合には、ロードサービスの提供を行いません。
- ① 利用対象者が、ロードサービスの利用に際して、事前に専用ダイヤルへ利用申込の連絡を行っていない場合
 - ② 利用対象者が、正当な理由がなく、第8条(利用対象者の義務)の規定に違反した場合
 - ③ 利用対象者がロードサービスの提供を希望する自動車が、ご契約のお車でない場合。
 - ④ ロードサービス提供者またはロードサービス実施者が、地域、時季、気象、感染症(注1)の流行、道路事情等によりロードサービスの提供・実施が困難と判断した場合、技術的にロードサービス実施が困難と判断した場合またはロードサービスの内容、趣旨等に照らしてロードサービス提供が不適切であると判断した場合
 - ⑤ ロードサービス提供者またはロードサービス実施者が、地震、台風、噴火等の自然災害によりロードサービスの提供・実施が困難と判断した場合
 - ⑥ ロードサービス提供者が、利用対象者の利用頻度が著しく高いまたは意図的な利用であると判断した場合
 - ⑦ 専用ダイヤルへの入電が一時的に集中したことや利用対象者の通話音声が著しく不良な状況等により通話ができない場合
- (2) ロードサービス提供者は、次のいずれかに該当する事由によって生じたご契約のお車の事故、故障またはトラブルに対しては、ロードサービスの提供を行いません。
- ① 利用対象者の故意または重大な過失
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ 本条(2)④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 本条(2)②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ 差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑧ エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車メーカーが認めていない改造
 - ⑨ 自動車メーカーがマニュアル等で定める使用方法を著しく逸脱した使用
 - ⑩ 航空機、船舶、鉄道、自動車等によるご契約のお車の輸送
 - ⑪ 詐欺または横領
- (3) ロードサービス提供者は、次のいずれかに該当する場合に生じたご契約のお車の事故、故障またはトラブルに対しては、ロードサービスの提供を行いません。
- ① 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合
 - ② 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合
 - ③ 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合
 - ④ 利用対象者が、競技・曲技のため等にご契約のお車を使用している場合、または、これらを行うことを目的とする場所においてご契約のお車を使用している場合
 - ⑤ 利用対象者が、危険物を積載したご契約のお車を使用している場合、または、危険物を積載した被牽引自動車を牽引したご契約のお車を使用している場合
 - ⑥ 利用対象者が、通行禁止道路・季節的閉鎖道路等の一般車両が通行できない道路や、凍結道路・未除雪道路・海浜・河川敷等の自動車の運行が極めて困難な場所、またはロードサービスの提供が不適切と判断される場所(注2)においてご契約のお車を使用している場合
- (4) ロードサービス提供者は、次のいずれかに該当する場合には、レッカーQQ手配サービスおよび故障トラブル・ガス欠QQサービスの提供を行いません。
- ① ロードサービス提供時に利用対象者が現場立会いできない場合
 - ② ロードサービス提供時に第三者の所有物に損害を与えることが想定される場合で、第三者の承諾が得られないとき。
- (注1) 感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義)第1項に規定する感染症をいいます。
- (注2) 自動車の運行が極めて困難な場所、またはロードサービスの提供が不適切と判断される場所とは、凍結道路・未除雪道路・未整地地域・海浜・河川敷等の自動車の運行が極めて困難な地域および自然保護・環境保全等の見地から、主管大臣等が通行禁止を指定した地域等をいいます。

第8条 (利用対象者の義務)

- (1) 利用対象者は、ロードサービスを利用する場合は、事前に専用ダイヤルに利用申込の連絡を行わなければなりません。利用対象者が専用ダイヤルに連絡する前に自らレッカー・修理業者等を手配しているときは、第6条(ロードサービスの提供条件と内容)に定めるロードサービスは提供せず、また、一切の費用を支払いません。ただし、サービスの提供ができない場合であっても、ロードサービス費用特約の対象となり、特約による保険金をお支払いできる場合があります。
- (2) 利用対象者は、ロードサービスの提供を受ける場合、ロードサービス提供者およびロードサービス実施者の指示に従い、必要な協力を行わなければなりません。
- (3) 利用対象者は、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令、交通規則を守り、他人に迷惑を及ぼすような行為を行ってはなりません。
- (4) 利用対象者は、第9条(利用対象者の費用立替・費用負担)の規定により立て替えるべき費用および負担すべき費用に対しては、その料金等を支払わなければなりません。この場合において、第9条(1)の費用については、その規定に従い、費用精算の請求を行うものとします。
- (5) 利用対象者は、警察に届け出が必要な事故に関しては、警察へ届け出を行い、ロードサービスの実施について警察の許可を得なければなりません。
- (6) 利用対象者は、ロードサービス提供者の判断により、保険証券、保険契約継続証、運転免許証、自動車検査証その他本人確認資料等の提示を求められた時は、それらを提示しなければなりません。なお、キー閉じ込み時のドア解錠の場合、必ず運転免許証等で車両所有者ご本人であることを確認したうえで作業を行います。
- (7) 利用対象者は、ロードサービス提供時においてご契約のお車に高価な品物、代替不可能な品物または危険物等が積載されている場合、ロードサービス提供者およびロードサービス実施者にその旨を事前通知しなければなりません。なお、事前通知を行わなかった場合で、ロードサービス提供後にその積載物に損害が生じた場合であっても、当社およびロードサービス提供者ならびにロードサービス実施者は、一切その責めを負わないものとします。

第9条 (利用対象者の費用立替・費用負担)

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、利用対象者はそのロードサービスにかかる費用を現場で立て替え、後日ロードサービス

提供者に対して、費用精算の請求を行うものとします。この場合において、利用対象者はその費用の立替を証明する書類を、記名被保険者を經由して提出するものとします。

- ① 移動サポートQQサービスにおいて、公共交通機関またはタクシー等を利用する場合
 - ② 宿泊サポートQQサービスにおいて、宿泊施設を利用する場合
 - ③ 利用対象者がJAF会員でない場合（JAF会員であることが確認できない場合を含みます。）において、ロードサービス実施者がJAFであるロードサービスを受けるとき。
- (2) 第5条（ロードサービスを提供する場合）の規定にかかわらず、次に定める費用は、利用対象者が自ら負担するものとします。
- ① ロードサービス提供に際して、高速道路、有料駐車場、カーフェリー等の利用が必要な場合
ご契約のお車の高速料金、有料駐車場の駐車料金、カーフェリーの往復乗船料等
 - ② ご契約のお車が積雪や凍結等によってスリップする状態、または砂浜もしくは泥道等のために走行が困難な状態からの脱出作業を行う場合
その脱出に必要な作業費用等
 - ③ 第6条（ロードサービス提供条件と内容）①レッカー-QQ手配サービスに定める限度を超えるレッカー^{ひき}牽引を行う場合
第6条（ロードサービス提供条件と内容）①レッカー-QQ手配サービスに定める限度を超えたレッカー^{ひき}牽引にかかる料金（注）
 - ④ 現場で作業時間30分を超える応急修理・軽作業を行う場合
30分を超えた作業時間に対応する料金
 - ⑤ ご契約のお車を修理工場等に一時的に預かる場合
そのご契約のお車の預かりにかかる保管料等
 - ⑥ タイヤチェーンの着脱作業を行う場合
その着脱作業料金
 - ⑦ ご契約のお車のバッテリーの充電を行う場合
その充電料金
 - ⑧ バンクの修理作業を行う場合
その修理作業料金
 - ⑨ 修理・作業において部品交換や消耗品の補充等が必要となる場合
その部品代および消耗品代
 - ⑩ 立体駐車場、地下駐車場または狭路等、作業スペースの確保が困難な場合
車両の手押し作業料金、作業車両の追加料金、ウィンチによる引出し作業料金
 - ⑪ 利用対象者の都合により、ロードサービス実施者を現場待機させる場合
その現場待機料金
 - ⑫ 本条（2）①から⑪までのほか、第6条（ロードサービスの提供条件と内容）に定める内容を超えて作業・修理等を行う場合
その作業・修理等の料金
 - ⑬ 利用対象者がガソリンまたは軽油の自己調達が可能ない状況において故障トラブル・ガス欠QQサービスを利用する場合
そのガソリン代および軽油代
 - ⑭ 第11条（GPSによる通知の特則）の規定に基づき通知を行う場合
その通知を行う電話機の購入費用、通話料金、位置情報の発信にかかるパケット通信料金等
- (注) レッカー^{ひき}牽引にかかる料金には、修理工場等にレッカー^{ひき}牽引するために必要な仮修理を実施した費用や修理工場等にレッカー^{ひき}牽引するために必要なクレーン作業料、特殊作業料金、追加作業員料金等を含みます。

第10条（JAF会員の特則）

- 利用対象者がJAF会員である場合には、次のとおりとします。
- ① JAFにて同様のサービスが提供される場合は、ロードサービス提供者は、原則としてJAFに取り次ぎ、利用対象者はJAFによるサービスを受けるものとします。
 - ② 利用対象者が故障トラブル・ガス欠QQサービスの提供を希望する場合は、第6条（ロードサービスの提供条件と内容）②および第9条（利用対象者の費用立替・費用負担）(2)の規定にかかわらず、サービス範囲を超過する作業料金・部品代等を4,000円まで無料とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。
ア、利用対象者がJAF会員であることが確認できない場合
イ、JAF以外のロードサービス実施者によりロードサービスの提供を受ける場合
ウ、ロードサービス提供者が著しく利用頻度が高いまたは意図的な利用と判断する場合
 - ③ 利用対象者が専用ダイヤルに連絡する以前に自らJAFを手配した場合であっても、本条②に規定した特則を適用します。

第11条（GPSによる通知の特則）

利用対象者は、次に定める条件をすべて満たしている場合には、携帯電話機に搭載されたGPS機能を使って、事故、故障またはトラブル現場等の利用対象者の位置情報を、ロードサービス提供者に通知することができます。ただし、携帯電話事業者の回線障害、GPS衛星の障害、電波状況等により、位置情報が取得できない場合、または位置情報の取得に時間を要する場合には、音声通話によって位置情報を通知するものとします。

- ① 利用対象者が使用する携帯電話機が、ロードサービス提供者が提携する携帯電話事業者の回線を利用するものであって、GPS機能を搭載していること。
- ② その携帯電話機のマニュアル等で定める方法により、事前にロードサービス提供者を通知先とする現在地通知先登録等を行うか、自ら位置情報を通知する操作を行うこと。
- ③ 利用対象者が、ロードサービス提供者への位置情報の提供に同意していること。

第12条（ロードサービス提供時の責任）

- (1) ロードサービスは、ロードサービス提供者の取次により、ロードサービス実施者の責任において行われるものとし、提供したロードサービスに起因する車両損傷、人身事故、その他損害等については、当社およびロードサービス提供者は一切その責めを負わないものとします（注）。
 - (2) ロードサービス提供およびロードサービス提供後の車両の修理、整備および保管等については、利用対象者とロードサービス実施者、受け入れ工場等との間の契約であり、その契約に起因する車両の損傷、人身事故、損害等については、当社およびロードサービス提供者は一切その責めを負わないものとします（注）。
 - (3) ロードサービス提供時において、ご契約のお車に高価な品物、代替不可能な品物または危険物等が積載されている場合、ロードサービス提供者およびロードサービス実施者は、その判断によりロードサービスの提供を行わないことができるものとします。また、これを原因として、当社またはロードサービス提供者、ロードサービス実施者に損害が生じた場合は、利用対象者はこれを賠償するものとします。
 - (4) ロードサービスの提供を行わない場合、またはロードサービスの提供が遅延した場合であっても、当社およびロードサービス提供者は、これを金銭的補償で代替することはいりません。
- (注) 当社およびロードサービス提供者は一切その責めを負わないものとし、ロードサービス提供者が自らロードサービス実施者となる場合における、ロードサービス実施者としての責任を除きます。

第13条（ロードサービスの提供期間および終了、中止または変更等）

- (1) ロードサービスの提供期間は、事故または故障等の発生時において有効に締結された自動車保険契約の保険期間内とし、

- その保険契約が保険期間の途中で失効し、または解除もしくは解約された場合はロードサービスの提供を行いません。
- (2) 当社は、保険契約者および記名被保険者に通知することなくロードサービスを終了もしくは中止または内容の変更を行うことがあります。

第14条（代位）

- (1) 当社およびロードサービス提供者は、ロードサービスの費用を他人に損害賠償金として請求することができる場合、提供したロードサービスに対する費用を上限とし、かつ利用対象者の権利を害さない範囲内で、利用対象者が有する権利を取得するものとします。
- (2) 当社およびロードサービス提供者は、ご契約のお車にロードサービスを提供した場合であって、その原因が、自動車メーカー等の無償修理等の対象であったときは、ロードサービス提供にかかった費用を自動車メーカー等に請求する場合があります。

第15条（個人情報の取扱い等）

- (1) 保険契約者は、保険証券・保険契約継続証の記載事項およびロードサービスに必要なとされる情報が、ロードサービス提供者に登録されることに同意するものとします。
- (2) ロードサービス提供者は、保険証券・保険契約継続証の記載事項およびロードサービスに必要なとされる情報を、ロードサービス実施者に開示できるものとします。
- (3) 当社は、ロードサービス提供者が取得した個人情報を保険契約の審査、引受および履行（保険事故の調査、適正な保険金支払い等を含みます。）に利用することがあります。
- (4) ロードサービス提供者は、利用対象者からの連絡内容を正確に把握するため、通話記録を保存します。また、記録または録音内容を当社に開示することがあります。

第16条（訴訟の提起および準拠法）

- (1) 本規約に関する訴訟については、当社の本店所在地の管轄裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- (2) この規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

『見守るクルマの保険』専用端末の貸与およびサービスご利用規約

「用語の説明」

この『見守るクルマの保険』専用端末の貸与およびサービスご利用規約において、使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(5.0音順)

用語	説明
あ 安否確認デスク	当社が業務を委託している本サービス専用設置されたコールセンターをいいます。
お オペレーター	安否確認デスクのスタッフをいいます。
き 機密情報	サービス利用者に関示されるサービス上および技術上の情報、ノウハウまたはデータ等をいいます。ただし、次のいずれかに該当する情報は、機密情報には含まれません。 ① 開示の時点で既に公知または公用となっている情報 ② 開示の時点で既にサービス利用者が保有している情報 ③ 正当な権限を有する第三者から、機密保持義務を負うことなくサービス利用者が入手した情報 ④ サービス利用者が独自に開発した情報 ⑤ 監督官庁または法令により開示を要求された情報
こ ご契約のお車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券の「ご契約のお車」欄に登録番号、車両番号、標識番号、車台番号等が記載されている自動車をいいます。
さ サービス利用者 サービス利用情報	ドライブレコーダー型テレマティクス端末および専用サイトを利用する者をいいます。 サービス利用者の情報（ユーザー名、氏名、メールアドレス、電話番号等）およびドライブレコーダー型テレマティクス端末の利用を通じて取得される情報（位置情報、加速度データ、ジャイロデータ、走行時間、記録された映像等）をいいます。
し 指定連絡者	サービス利用者が専用サイトによって登録した、本サービスに関わる情報の連絡を受ける者をいいます。
せ 専用サイト	本規約に従い当社が提供する一部のサービスの利用に必要な専用のインターネットサイトをいいます。
ち 知的財産権	特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利または法律上保護される利益に係る権利をいいます。
て 提携先企業等	当社の子会社、関連会社、当社と損害保険代理店委託契約を締結している代理店、当社の外部委託先および当社が本規約に定めるサービスの提供において提携している企業をいいます。
と ドライブレコーダー型テレマティクス端末	当社が保険契約者に貸与するテレマティクス端末で、映像記録機能を持つものをい、付属物を含むものとしてします。
ほ 本サービス	「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた当社の自動車保険契約に対して当社が日本国内で提供するサービスをいいます。

第1条（規約の目的等）

- 本規約は、本サービスに関する事項および保険契約者に貸与するドライブレコーダー型テレマティクス端末に関する事項を定めたものであり、サービス利用者とは当社の間の契約内容を示すものです。
- サービス利用者は、本規約に同意のうえ、本サービスの提供を受けることができます。
- 本サービスは、当社が本規約に従い提供します。

第2条（本サービスの提供対象契約）

本サービスの提供対象契約は、本規約に同意したうえで自動車保険契約に「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットした保険契約とします。当社は、当該保険契約を締結した保険契約者に対し、ドライブレコーダー型テレマティクス端末を貸与します。

第3条（本サービスの提供対象自動車）

本サービスの提供対象自動車は、ご契約のお車であって、ドライブレコーダー型テレマティクス端末を取り付けることができる自動車とします。ただし、不正改造されている自動車は除きます。

第4条（本サービスの提供条件と内容）

- 本サービスの利用にはドライブレコーダー型テレマティクス端末をご契約のお車に設置することおよび所定の手続きを行うことが必要となります。なお、専用サイトに登録できるサービス利用者の数には上限があります。
- 本規約により当社が提供する本サービスの内容は次のとおりとします。

サービス	説明
① 衝撃検知時の自動発信に関するサービス	ドライブレコーダー型テレマティクス端末があらかじめ設定された閾値を超える大きさの衝撃を検知した際に事故発生の事実、事故発生場所等の情報を当社へ自動的に発信し、その情報を当社が受信した後、安否確認デスクからサービス利用者等へ所定の方法で電話連絡等を行います。また、所定の方法で指定連絡者へ事故発生の事実等の連絡を行います。
② 安全運転診断に関するサービス	ドライブレコーダー型テレマティクス端末の利用を通じて取得される位置情報、加速度データ、ジャイロデータ、走行時間、記録された映像等に基づく安全運転診断レポート等をサービス利用者および指定連絡者へ提供します。
③ 事故防止支援に関するサービス	当社または提携先企業等が保有するデータおよび各種センサーを活用し危険挙動や危険地点を検知し、ドライブレコーダー型テレマティクス端末からサービス利用者へ警告音や音声によりアラート発信等を行います。また、一部の検知結果を指定連絡者へ連絡します。
④ 事故時の映像記録に関するサービス	ドライブレコーダー型テレマティクス端末があらかじめ設定された閾値を超える大きさの衝撃を検知した際に映像を記録し、当社および提携先企業等に送信します。

- 本サービスは、第3条（本サービスの提供対象自動車）に定める対象自動車日本国内で使用される場合に限り利用することができます。

第5条（本サービスを利用できない場合）

- 第4条（本サービスの提供条件と内容）の規定にかかわらず、当社はドライブレコーダー型テレマティクス端末および専用サイトの機能につきその性能を保証するものではなく、ご契約のお車の状況や事故の状況、天候、通信環境等により、そ

の機能の全部または一部が発揮されない場合があります。また、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の設置または専用サイトの設定が適切に実施されていない場合等には、その機能の全部または一部が発揮されない場合があります。

- (2) 本条(1)に定める場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、サービス利用者および指定連絡者は本サービスの全部または一部を利用できないことがあります。
- ① 本サービスを提供するために当社または提携先企業等が管理するシステムの保守、工事または障害修理等を実施する場合
 - ② 本サービスを提供するために当社または提携先企業等が管理するシステムが火災、停電、損壊または故障等により正常に動作しなくなった場合
 - ③ 安否確認デスクへの通報が一時に集中した場合やサービス利用者の通話音声が悪く不良な状況等により安否確認デスクと正常な通話ができない場合
 - ④ ドライブレコーダー型テレマティクス端末に、重大なセキュリティ上の危険が発見または予見された場合
 - ⑤ ドライブレコーダー型テレマティクス端末が、インターネットに接続されている第三者に向けた不正アクセスの発信元となった場合または発信元となる可能性がある場合
 - ⑥ 使用環境その他の事情により、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の機能が発揮できなくなった場合
 - ⑦ 天災または戦争等に起因して当社が制御できない障害が発生した場合
 - ⑧ 本条(2)①から⑦までのほか、当社がドライブレコーダー型テレマティクス端末の機能を停止した方が望ましいと判断した場合

第6条 (保険契約者の義務)

- (1) サービス利用者が保険契約者である場合、保険契約者は、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の取扱いにおいて、次に定める事項を遵守するものとします。サービス利用者が保険契約者以外である場合、保険契約者は、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の取扱いにおいて、サービス利用者に対し、次に定める事項を遵守させるものとします。
- ① ドライブレコーダー型テレマティクス端末を善良な管理者の注意義務をもって保管、管理および使用すること。
 - ② ドライブレコーダー型テレマティクス端末を受領した日以降速やかに、ご契約のお車にドライブレコーダー型テレマティクス端末を設置し初期動作確認を行うこと。
 - ③ 取扱説明書の注意事項および関連法令等を遵守し、適切な方法でドライブレコーダー型テレマティクス端末を自動車に設置すること。
 - ④ ドライブレコーダー型テレマティクス端末を保険契約者またはサービス利用者以外の第三者が所有、使用または管理する自動車に設置する場合は、保険契約者またはサービス利用者の責任においてその第三者からドライブレコーダー型テレマティクス端末を設置することについて承諾を取得し、その他一切の手続きを行うこと。
 - ⑤ ドライブレコーダー型テレマティクス端末の破損、故障等の事態が発生した場合は、ただちに当社の指定する連絡先に当社の指定する方法により申し出ること。
 - ⑥ ドライブレコーダー型テレマティクス端末を紛失した場合は、ただちに当社の指定する連絡先に当社の指定する方法により申し出ること。
 - ⑦ ドライブレコーダー型テレマティクス端末が盗難にあった場合は、ただちに警察へ届出を行い、当社の指定する連絡先に当社の指定する方法により申し出ること。
 - ⑧ 本条(1)⑤から⑦までの場合は、当社が行う確認、調査に応じること。
- (2) 保険契約者が本条(1)の義務に違反したことにより発生した損害について、当社および提携先企業等は一切その責めを負わないものとします。

第7条 (サービス利用者の義務)

- (1) サービス利用者は本サービスを利用するにあたり、次に定める事項を遵守するものとします。
- ① 本サービスで利用するIDおよびパスワードの使用および管理について責任を負うこと。
 - ② サービス利用情報の保存、管理、バックアップ等について責任を負うこと。
 - ③ 第4条(本サービスの提供条件と内容)(2)に定めるサービスにおいて指定連絡者に対し、指定連絡先として事前に登録する旨を通知し、了承を得ること。
 - ④ サービスの利用に必要なソフトウェアまたはハードウェアについて本サービスに関する機密情報、個人情報等を保護し、不正アクセスを防止するために必要かつ適切な情報セキュリティ策を講じること。
 - ⑤ 本サービスの利用に必要なソフトウェアまたはハードウェアについてコンピュータウイルス等の有害なソフトウェア類の感染防止に努め、ウイルス駆除ソフト等を自ら購入および活用すること。
- (2) サービス利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行ってはなりません。
- ① 本サービスの提供期間中であるかを問わず、本サービスを通じて知り得た機密情報、個人情報またはサービス利用情報を第三者に開示する行為
 - ② 他のサービスの個人情報の収集または蓄積する行為
 - ③ 虚偽の人物を名乗り、本サービスを利用する行為
 - ④ 本サービスの利用登録に必要となる情報またはその他の個人情報について虚偽の登録をする行為
 - ⑤ 本サービスの全部または一部を複製または複写する行為
 - ⑥ 金銭その他の商業的利益を求めめる目的で本サービスを利用する行為
 - ⑦ 詐欺的行為その他の犯罪行為
 - ⑧ 詐欺的行為その他の犯罪行為に加担、またはこれに結びつく行為
 - ⑨ 公序良俗に反する行為
 - ⑩ 当社または第三者の知的財産権、肖像権、名誉、プライバシー権、その他の権利または利益を侵害する行為
 - ⑪ 有害なコンピュータプログラム等をアップロード、送信または書き込む行為
 - ⑫ 端末の分解もしくは改造、プログラムの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルをする行為
 - ⑬ 端末に組み込まれているSIMカードを脱着する行為および脱着して他の目的に使用する行為
 - ⑭ 本サービスの運営を妨げ、当社の信頼を損なう行為
 - ⑮ 本サービスを利用する権利を第三者に譲渡、販売、移転または担保に供する行為
 - ⑯ 再使用許諾、貸与その他方法の如何を問わず第三者に利用させる行為
 - ⑰ 他のサービス利用者、ネットワークサービスまたはネットワーク機器を妨害または阻害する行為
 - ⑱ 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
 - ⑲ 本条(2)①から⑭までのほか、本サービスの利用目的に照らして当社が不適切と判断する行為
- (3) サービス利用者が本条(2)に定める禁止行為に違反したことにより、当社、提携先企業等または第三者に損害が発生した場合は、サービス利用者はこれを賠償するものとします。

第8条 (サービス利用者の費用負担)

本サービスの利用にあたって発生するドライブレコーダー型テレマティクス端末の着脱に係る費用、サービス利用者がインターネット上のWebサービスを利用した場合におけるインターネット利用に係る費用等は、サービス利用者の負担となります。

第9条 (本サービスの提供期間等)

- (1) 本サービスの提供期間は、対象自動車の自動車保険契約に「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」がセットされている期間とし、自動車保険契約もしくは自動車保険契約にセットされた「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」が解約、解除もしくは削除された場合または自動車保険契約が無効もしくは失効となった場合は本サービスの提供を行いません。
- (2) 第10条(ドライブレコーダー型テレマティクス端末の交換・返却)に定める手続きに際し、本サービスを利用できない期間が発生する場合があります。

- (3) 保険契約者は、当社が指定する方法および場所にてドライブレコーダー型テレマティクス端末を受け取るものとします。
 (4) 天災、戦争、輸送中の事故もしくは輸送の遅延等当社の責めに帰さない事由によりドライブレコーダー型テレマティクス端末を引き渡すことができなかった場合または引き渡しが遅延した場合でも、当社はその責任を負わないものとします。

第10条 (ドライブレコーダー型テレマティクス端末の交換・返却)

- (1) 当社は、(保険契約者から第6条 (保険契約者の義務) (1) ⑥に定める申し出を受けた場合は、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の破損、故障等の発生状況等を確認した後、保険契約者に当社指定の方法によって返却用ボックスを送付し、代替となるドライブレコーダー型テレマティクス端末を保険契約者に当社指定の方法によって送付します。保険契約者は、当社より返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、正常に動作しないドライブレコーダー型テレマティクス端末を当社指定の方法によって当社に返却するものとします。ただし、本条(3)のいずれかに該当する場合には、代替となるドライブレコーダー型テレマティクス端末を送付しないものとします。
- (2) 当社は、(保険契約者から第6条 (保険契約者の義務) (1) ⑥または⑦に定める申し出を受けた場合は、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の紛失または盗難についての発生状況等を確認した後、代替となるドライブレコーダー型テレマティクス端末を保険契約者に当社指定の方法によって送付します。ただし、本条(3)のいずれかに該当する場合には、代替となるドライブレコーダー型テレマティクス端末を送付しないものとします。
- (3) 保険契約者は、次のいずれかに該当する場合は、当社より返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の全部または一部を当社指定の方法によって当社に返却するものとします。
- ① 対象自動車の自動車保険契約もしくは自動車保険契約にセットされた「ドライブレコーダー」による事故発生等の通知等に関する特約が解約、解除もしくは削除された場合または自動車保険契約が無効もしくは失効となった場合
 - ② 保険契約者またはサービス利用者が第6条 (保険契約者の義務) または第7条 (サービス利用者の義務) に定める義務の履行を怠った場合、または怠るおそれがあることが明らかである場合
 - ③ サービス利用者が、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の利用に関し、当社もしくは第三者に損害を与える行為、または損害を与えるおそれがある行為をした場合
 - ④ 保険契約者またはサービス利用者の故意または過失により、第三者にドライブレコーダー型テレマティクス端末を利用させた場合
- (4) 当社は、当社に返却されたドライブレコーダー型テレマティクス端末に装着等されたSDカードを破壊することができるものとします。
- (5) 保険契約者は、次のいずれかに該当する場合には、違約金25,000円を当社に支払うものとします。
- ① サービス利用者の責めに帰すべき事由によりドライブレコーダー型テレマティクス端末の破損、故障等が発生した場合
 - ② 本条(1) または(3) に定める返却期限を過ぎてもドライブレコーダー型テレマティクス端末を当社に返却しない場合
 - ③ 第6条 (保険契約者の義務) (1) ⑥または⑦に定める場合であって、サービス利用者の責めに帰すべき事由によりドライブレコーダー型テレマティクス端末を当社に返却することが社会通念上不可能な場合

第11条 (利用可能なドライブレコーダー型テレマティクス端末を貸与できなかった場合の対応)

当社の責めに帰すべき事由により利用可能なドライブレコーダー型テレマティクス端末を貸与することができなかった場合、当社は、保険契約者からの申し出に基づき、その期間に支払われた「ドライブレコーダー」による事故発生等の通知等に関する特約の保険料相当額を保険契約者に返還するものとします。

第12条 (本規約の追加・変更等)

- (1) 当社は、当社が必要と判断する場合かつ以下のいずれかに該当する場合、本規約を変更することができます。
- ① 本規約の変更がサービス利用者の一般の利益に適合する場合
 - ② 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- (2) 当社は本条(1)に定める本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1か月前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を専用サイトまたは当社ホームページ上に掲示し、またはサービス利用者に電子メールで通知します。
- (3) 変更後の本規約の効力発生日以降にサービス利用者が本サービスを利用したときは、サービス利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第13条 (個人情報の取扱い等)

- (1) 当社は、本サービスを通じて取得する個人情報を、次の目的で使用します。
- ① 第4条 (本サービスの提供条件と内容) (2) に規定する本サービスの内容の履行
 - ② 本サービスに関する照会もしくは相談への対応
 - ③ メールまたは郵送等での情報提供
 - ④ 本サービスの改良または新機能の追加
 - ⑤ 新規サービスまたは新商品の開発または開発のための分析、研究
 - ⑥ 事故時の対応または事故防止活動
 - ⑦ 保険金を支払うために必要な調査
 - ⑧ 保険引受またはサービスの提供
 - ⑨ アグメントの実施
 - ⑩ 第4条 (本サービスの提供条件と内容) (2) に定める指定連絡者への連絡および提供
 - ⑪ 本条(1) ①から⑩までの利用目的に準ずるまたはこれらに密接に関連する目的
- (2) 当社は、本サービスを通じて取得する個人情報を、警察や裁判所等からの要請に応じて開示または提供することがあります。
- (3) サービス利用者が本サービスを利用するにあたり、サービス利用者を特定しなければならない場合や当社に問い合わせをした際に連絡先の確認が必要となった場合等には、当社が氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報をお尋ねすることがあります。個人情報の取扱いに関する詳細は当社のプライバシーポリシー (三井住友海上ホームページ <https://www.ms-ins.com/privacy/>) をご覧ください。

第14条 (サービス利用情報の取扱い等)

- (1) 当社は、サービス利用情報を取得し、その取扱いについては、第13条 (個人情報の取扱い等) の規定のほか、本条(2) から(5) までのとおりとします。
- (2) 当社は、本サービスの提供期間終了後もサービス利用情報を利用できるものとします。また、その情報に著作権 (著作権法 (昭和45年法律第48号) 第27条 (翻訳権、翻案権等) および第28条 (二次的著作物の利用に関する原作者の権利) に規定された権利を含みます。) や所有権が認められる場合には、すべて当社に帰属するものとし、サービス利用者は当社およびいかなる第三者に対しても、著作者人格権を行使しないものとします。
- (3) 当社および提携先企業等は、サービス利用情報を第13条 (個人情報の取扱い等) (1) に定める目的のほか、次の目的で使用します。
- ① 当社または提携先企業等の業務品質の向上に資する研究または交通事故防止・安全強化のための研修等
 - ② 本条(3) ①の利用目的に準ずるまたはこれらに密接に関連する目的
 - ③ 複数人の情報を集計した統計情報として、または個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第36条 (匿名加工情報の作成等) に基づく匿名加工情報として、第三者に提供することがあります。
- (5) 当社は、サービス利用情報を、警察や裁判所等の公的機関からの要請に応じて、開示または提供することがあります。

第15条（権利帰属）

本サービスに関する知的財産権は、すべて当社または適法な権利者に帰属しているものであり、サービス利用者が利用するにあたり、サービス利用者に対して、当社または適法な権利者の有する本サービスに含まれる知的財産権の利用を許可するものではありません。

第16条（免責事項）

- (1) 当社および提携先企業等は、本サービスの利用に関してサービス利用者が被った次の損害については、一切その責任を負いません。ただし、当社および提携先企業等の故意または重大な過失によって発生した損害を除きます。
- ① ドライブレコーダー型テレマティクス端末取付時に発生したドライブレコーダー型テレマティクス端末の破損、故障または配線等の切断等によりドライブレコーダー型テレマティクス端末が正常に動作しなかったことによる損害
 - ② ドライブレコーダー型テレマティクス端末取付時に発生したご契約のお車の損害
 - ③ ドライブレコーダー型テレマティクス端末取外し時に発生したご契約のお車の損害
 - ④ ドライブレコーダー型テレマティクス端末が適切に設置されておらずドライブレコーダー型テレマティクス端末が外れた等の事由による損害
 - ⑤ 保険契約者またはサービス利用者が第6条（保険契約者の義務）または第7条（サービス利用者の義務）に定める義務に違反したことによる損害
 - ⑥ 第5条（本サービスを利用できない場合）に定める事由の発生または第12条（本規約の追加・変更等）に基づく追加もしくは変更による損害
 - ⑦ インターネット利用回線やコンピュータ等サービス利用者が使用する機器、ソフトウェアまたはハードウェアの動作障害による本サービスに係るシステムの中断、遅滞、中止、データの消失、データへの不正アクセス等、その他本サービスの利用に関して発生した損害
 - ⑧ 本サービス利用中の書込み等、他のサービス利用者や第三者による発言その他の迷惑行為による損害
 - ⑨ サービス利用者のIDまたはパスワードの不正使用による損害
 - ⑩ ダイヤルアップ接続や不正アクセスまたは本サービスの利用の際に発生した電話会社または各種通信業者より請求される接続に関する費用等の損害
 - ⑪ 本サービスの利用においてサーバ停止等の障害を発生させたことによるクレーム、紛争、損害賠償の請求等が起こった場合の損害
 - ⑫ 第三者のデータセンターへのアクセスまたはドライブレコーダー型テレマティクス端末の不正利用による損害
 - ⑬ サービス利用者が使用する自動車または機器の不具合等による損害
 - ⑭ サービス利用者によるドライブレコーダー型テレマティクス端末の初期動作確認が未了の場合による損害
 - ⑮ 本条（1）①から⑭までのほか、本サービスの利用に関連して生じた一切の損害
- (2) 当社は、ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の利用を通じてサービス利用者が見るべきすべての情報について、その完全性、信頼性、安全性、有効性および正確性を保証するものではありません。

第17条（訴訟の提起および準拠法）

- (1) 本規約に関する訴訟については、当社の本店所在地の管轄裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- (2) 本規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第18条（協議）

ドライブレコーダー型テレマティクス端末の貸与に関して疑義がある場合については、保険契約者および当社双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

口座振替をご利用のお客さまへ

当社提携金融機関の振替日は26日(金融機関が休業日の場合、翌営業日)です。振替日までに保険料相当額を指定口座に預け入れてください。ただし、下表の信用金庫の振替日は27日です。

(2020年6月1日現在)

振替日が27日の信用金庫 (金融機関が休業日の場合、翌営業日)

滋賀	中央	信	金	大	阪	シ	テ	ィ	信	金	新	宮	信	金	淡	路	信	金
長	浜	信	金	大	阪	商	工	信	金	新	の	に	信	金	但	馬	信	金
湖	東	信	金	永	和	和	信	信	金	神	戸	信	金	金	西	兵	庫	信
京	都	信	金	枚	お	お	さ	信	金	姫	路	信	金	中	兵	庫	信	金
都	北	信	金	北	お	良	信	信	金	播	州	信	金	但	陽	信	金	金
京	都	信	金	奈	大	和	信	信	金	兵	庫	信	金					
大	阪	信	金	大	奈	中	信	信	金	尼	崎	信	金					
阪	厚	生	信	奈	良	中	信	信	金	日	新	信	金					

個人のご契約者さま向けインターネットサービス

三井住友海上ホームページからアクセスしてください。

<https://www.ms-ins.com>

検索 



ご契約者さま

専用ページ

パソコン・スマートフォン

<https://www.ms-ins.com>

●ご確認いただけること

- ご契約内容 **ECO**保険証券
最新のご契約内容をご覧ください。
- ご契約のしおり(普通保険約款・特約)
Web約款
ご契約いただいた普通保険約款・
特約等をご確認いただけます。

●お手続きできること

「住所変更」や「車両入替」のご連絡や事故に関するお手続きなど

●ご利用には利用登録が必要です。

保険証券に記載された初回ユーザーIDおよび初回パスワードでログインしていただくことで、利用登録が完了し、すぐにご利用いただけます。
※Web約款は利用登録不要です。

スマートフォン向けサービス「スマ保」

<https://www.ms-ins.com/sumaho/>



保険をてのひらに。

「スマ保」は、お客さまのスマートフォンに、当社独自開発アプリ(無料)をダウンロードしてご利用いただくサービスです。ご契約内容の確認、事故連絡やロードサービスを手配いただけるほか、自然災害に遭遇した時の安心・安全をサポートする「災害時ナビ」等もご利用いただけます。

① QRコードでアクセス



② 「スマ保」で検索

または

スマ保

検索



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

三井住友海上事故受付センター

事故は 365日

0120-258-365 (無料)

【受付時間】 24時間 365日

お車のトラブルで困った場合は

おクルマQQ隊専用ダイヤル

おクルマ QQ隊

0120-096-991 (無料)

【受付時間】 24時間 365日

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(お客さまデスク) 0120-632-277 (無料)

東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館

電話受付時間 平日9:00~19:00 土日・祝日9:00~17:00

(年末年始は休業させていただきます)

<https://www.ms-ins.com>

CU	CI	CO	CS
CN	CL	CF	CU